

令和 8 年

第 2 回 定例会 会議 録

奄美市議会

第2回定例会 会議録目次

○第2回定例会

議事日程・付議事件件	1
第2回定例会一般質問通告	5

6月15日（月）（第1日目）

出席議員及び欠席議員	19
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	19
職務のため出席した事務局職員	19
会議録署名議員の指名	20
会期の決定	20
報告第2号 上程	20
議案第51号～60号（10件）上程	21
議案第61号（1件）上程	23

6月16日（火）（第2日目）

出席議員及び欠席議員	25
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	25
職務のため出席した事務局職員	26
一般質問	
奥 晃郎 議員（自民党新政会）	27
奥 輝人 議員（無所属）	36
正野 卓矢 議員（チャレンジ奄美）	47
永田 清裕 議員（自民党新政会）	58
盛 剛 議員（無所属）	67

6月17日（水）（第3日目）

出席議員及び欠席議員	77
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	77
職務のため出席した事務局職員	78
一般質問	
幸多 拓磨 議員（無所属）	79
朝木 一仁 議員（チャレンジ奄美）	90
大庭 梨香 議員（公明党）	102
帶屋 誠二 議員（無所属）	113

6月18日（木）（第4日目）

出席議員及び欠席議員	123
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	123
職務のため出席した事務局職員	124
一般質問	
崎田 信正 議員（日本共産党）	125
前田 要 議員（無所属）	135
叶 幸治 議員（公明党）	145
泉 義昭 議員（無所属）	157

6月19日（金）（第5日目）

出席議員及び欠席議員	169
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	169
職務のため出席した事務局職員	170
一般質問	
栄 ヤスエ 議員（公明党）	171
竹山 耕平 議員（自民党新政会）	182
西 忠男 議員（参政党）	194
瀧 真一郎 議員（無所属）	205

6月22日（月）（第6日目）

出席議員及び欠席議員	217
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	217
職務のため出席した事務局職員	218
議案第51号～60号 上程	219
議案付託	230
陳情第1号～3号（3件）付託	231

7月7日（火）（第7日目）

出席議員及び欠席議員	233
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	233
職務のため出席した事務局職員	234
議案第51号～60号（10件）上程	235
陳情第2号（1件）上程	243
陳情第3号（1件）上程	244
議案第62号、第63号（2件）上程	248

議案第64号（1件）上程	248
奄美市選挙管理員及び補充員の選挙	249
奄振延長・提言特別委員会の設置について	250
発議第1号（1件）上程	251
発議第2号（2件）上程	252
閉会中の継続審査及び調査の申出について	252

別紙

各常任委員会審査報告書	255
閉会中の継続審査及び調査の申出について	258

参考資料（意見書等）

義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書	259
米軍機オスプレイによる奄美市上空の低空飛行訓練の中止及び騒音測定体制の拡充を 求める意見書	260

会期・議事日程 付 議 事 件

令和8年 第2回奄美市議会定例会議事日程表

○令和8年6月15日 奄美市議会第2回定例会を招集した。

○会 期 23日間

○議事日程

月 日	曜	区 分	日 程
6月15日	月	本会議	1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定（23日間） 3 報告第2号（専決） 上程 説明 質疑 討論 採決 4 議案第51号～第60号（10件） 上程 説明 5 議案第61号（1件） 上程 説明 質疑 討論 採決 ※全員協議会（本会議終了後） ※議員定数・報酬等特別委員会（全員協議会終了後）
6月16日	火	本会議	1 一般質問 -奥（晃）議員、奥（輝）議員、正 野 議員、永 田 議員、盛 議員（質問順）
6月17日	水	本会議	1 一般質問 -幸 多 議員、朝 木 議員、大 庭 議員、帶 屋 議員（質問順）
6月18日	木	本会議	1 一般質問 -崎 田 議員、前 田 議員、叶 議員、泉 議員（質問順）
6月19日	金	本会議	1 一般質問 -栄 議員、竹 山 議員、西 議員、瀧 議員（質問順）
6月20日	土	休 会	
6月21日	日	休 会	
6月22日	月	本会議	1 議案第51号～第60号（10件） 上程 質疑 付託 ☆ 付託 区分 { - 総務企画－議案第53号、第54号、第58号（3件） - 文教厚生－議案第52号、第56号、第57号（3件） - 産業建設－議案第55号、第59号、第60号（3件） - 全委員会－議案第51号 令和8年度奄美市一般会計補正予算（第1号）は、所管する各常任委員会に付託。
			※請願・陳情付託報告 総務企画－陳情第3号（1件） 文教厚生－陳情第1号～2号（2件） ※全員協議会（本会議終了後） ※政策立案推進会議（全員協議会終了後）
6月23日	火	休 会	※各常任委員会審査（文教厚生）
6月24日	水	休 会	※各常任委員会審査（産業建設）
6月25日	木	休 会	※各常任委員会審査（総務企画）
6月26日	金	休 会	報告書整理
6月27日	土	休 会	
6月28日	日	休 会	
6月29日	月	休 会	報告書整理
6月30日	火	休 会	報告書整理
7月1日	水	休 会	報告書整理
7月2日	木	休 会	報告書整理
7月3日	金	休 会	報告書整理
7月4日	土	休 会	
7月5日	日	休 会	
7月6日	月	休 会	報告書整理
7月7日	火	本会議	1 議案第51号～第60号（10件） 上程 報告 質疑 討論 採決 2 陳情第2号 上程 報告 質疑 討論 採決 3 陳情第3号 上程 報告 質疑 討論 採決 4 議案第62号、63号（2件） 上程 説明 質疑 討論 採決 5 議案第64号 上程 説明 質疑 討論 採決 6 奄美市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙 7 奄振延長・提言特別委員会の設置について

令和 8 年 第 2 回奄美市議会定例会議事日程表

○令和 8 年 6 月 15 日 奄美市議会第 2 回定例会を招集した。

○会 期 23 日間

○議事日程

月 日	曜	区 分	日 程
			8 発議第 1 号 上程 説明 質疑 討論 採決
			9 発議第 2 号 上程 説明 質疑 討論 採決
			10 閉会中の審査及び調査の申出について
			※本会議終了後、議場にて永年在職議員表彰状の伝達式
			※定例会反省会（伝達式終了後 正・副議長，議運委員長，常任委員長）
			※地域医療の現状に関する勉強会（16：00～ 5階会議室）

○付議事件は、次のとおりである。

番号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
		令和7年度奄美市一般会計予算繰越明許費繰越計算書			
		令和7年度奄美市一般会計予算事故繰越し繰越計算書			
		令和7年度奄美市水道事業会計予算繰越計算書			
		令和7年度奄美市下水道事業会計予算繰越計算書			
		令和7年度奄美市債権管理条例第17条第1項に伴う債権放棄報告書			
		専決処分の報告について (専決第3号 市営住宅の家賃滞納に係る訴え提起前の和解申立てについて)			
		専決処分の報告について (専決第5号 和解及び損害賠償の額を定めることについて)			
(1)	報告第2号	専決処分の承認を求めることについて (専決第4号 奄美市税条例の一部を改正する条例の制定について)	R 8. 6. 15	承認	全委員会
(2)	議案第51号	令和8年度奄美市一般会計補正予算(第1号)について	R 8. 7. 7	原案可決	文教厚生
(3)	議案第52号	令和8年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第1号)について	R 8. 7. 7	原案可決	総務企画
(4)	議案第53号	地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	R 8. 7. 7	原案可決	総務企画
(5)	議案第54号	奄美市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	R 8. 7. 7	原案可決	産業建設
(6)	議案第55号	奄美市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について	R 8. 7. 7	原案可決	文教厚生
(7)	議案第56号	奄美市任期付市費負担教職員の採用、給与及び勤務条件等に関する条例を廃止する条例の制定について	R 8. 7. 7	原案可決	文教厚生
(8)	議案第57号	奄美市福祉住宅条例の制定について	R 8. 7. 7	原案可決	総務企画
(9)	議案第58号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	R 8. 7. 7	原案可決	産業建設
(10)	議案第59号	奄美市道路線の廃止及び認定について	R 8. 7. 7	原案可決	産業建設
(11)	議案第60号	令和8年度奄美市一般会計補正予算(第2号)について	R 8. 7. 7	原案可決	本会議
(12)	議案第61号	固定資産評価員の選任について	R 8. 6. 15	同意	本会議
(13)	議案第62号	人権擁護委員候補者の推薦について	R 8. 7. 7	同意	本会議
(14)	議案第63号	人権擁護委員候補者の推薦について	R 8. 7. 7	同意	本会議
(15)	議案第64号	監査委員の選任について	R 8. 7. 7	同意	文教厚生
(16)	陳情第1号	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情について	—	継続審査	文教厚生
(17)	陳情第2号	義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情について	R 8. 7. 7	採択	総務企画

(18)	陳情第 3 号	重ねて、米軍機オスプレイの奄美市上空の飛行禁止を求める陳情書	R 8. 7. 7	採択	本会議
(19)	発議第 1 号	義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について	R 8. 7. 7	原案可決	本会議
(20)	発議第 2 号	米軍機オスプレイによる奄美市上空の低空飛行訓練の中止及び騒音測定体制の拡充を求める意見書について	R 8. 7. 7	原案可決	本会議

令和8年第2回定例会一般質問通告

6月16日（火）

◎自民党新政会 奥 晃郎

1 市長の政治姿勢について

（１） 新年度業務は計画に基づき進行しているのか
問題は生起してないか、あるとすれば解決策は

2 市の施策について

（１） 農林水産部長，建設部長，保健福祉部長，商工観光情報部長，市民環境部長それぞれにお聞きします

①部長は着任にあたり部下職員に対しどのようなお話をされたのか

②部長が思う奄美市における部の問題点は

③問題点の解決策は

④議員の提言等申し受けた事項がありましたらお答えください。

◎無所属 奥 輝人

1 フッ化物洗口について

（１） 各小学校の導入状況について

（２） 推進委員の活動内容について

（３） 虫歯の状況について

（４） 歯の健康教育について

（５） 今後の取り組みについて

2 さとうきびの振興

（１） 令和7年度産，収穫面積と生産量と反収について

（２） 反収向上対策について

（３） 春植えの状況について

◎チャレンジ奄美 正野 卓矢

1 防災について

（１） 議会提言『災害に強いシマづくり』において示された課題と対策を，令和8年3月に修正された奄美市地域防災計画を進めていく上でどのように反映していくのかについて伺う

① 提言書の位置づけ・取り扱いについて

② 今年度の取組について

③ 情報伝達強化について

- ④ 河川改修・整備について
- ⑤ 共助を支える地域支援（伴走）について

2 市民生活について

- (1) 公民館・集会施設のLED化について
 - ① 現状認識の確認・課題の整理について
 - ② 奄美市の方針について

3 教育行政について

- (1) 楽器運搬支援について
- (2) 地域活動の魅力向上について

市街地において、地域活動を将来の担い手である、子供たちへ地域活動の楽しみ方をどう伝えていくのか、体験しながら、地域を作る主役へ育てていく仕組み作りについて

◎自民党新政会 永田 清裕

1 市長の政治姿勢について

- (1)物価高騰が続く中、昨今の中東情勢により更に生活・産業において厳しい状況となっている。奄美市における市民生活や事業経営の景況感を行政としてどう捉えているか伺う。
- (2)現在の厳しい状況を踏まえ、国は補正予算を実行する予定であるが、奄美市としての独自の施策も必要と思うが、検討状況など市の見解を伺う。

2 防災体制の整備について

施政方針において「地域防災マネージャー」の任用に向け取り組むとあるが、その詳細について伺う。

- (1)これまでの取組状況について
- (2)任用に向けた具体的なスケジュールについて
- (3)地域防災マネージャー任用のメリットや期待する効果について

3 教育行政について

- (1)教育委員会所管の財産の有効活用について伺う。

- ① 未利用財産の現状について

現在未利用の学校施設、教員住宅などがどれだけあるのか伺う。

- ② 未利用財産の有効活用について

未利用の施設や住用・笠利地区の認定こども園開設後のこれまでの既存施設の活用など、今後の財産の有効活用について市の見解を伺う。

- (2)コミュニティ・スクールについて

- ① 現行の学校評議員制度の違い、制度のメリットや課題について伺う。
- ② 導入に関する奄美市の見解について伺う。

4 奄美群島振興開発特別措置法について

(1) 5月20日開催の則副市長による奄振勉強会に参加した。改めて70年以上も続く奄振事業の実績と今後の継続の必要性を感じたところである。

今後の奄振法の存続や奄振事業継続の必要性を見据えると、事業展開に関して行政と民間の官民一体となった協議の場や要望活動が重要になると思うが、市の見解について伺う。

◎無所属 盛 剛

1 子供、子育て支援策について

(1) 国はこども・子育て支援金制度を本年4月から実施。公的医療保険加入者すべてに0.23%負担。奄美市における波及効果を伺います。

(2) 児童相談所への直近3カ年間の相談件数を伺う。上位3位までの相談内容を示して頂きたい。そのうち親からの相談件数は何件、子供からの相談件数は何件か。内 警察への通報事例はあるか伺います。

(3) 産前産後に係る補助制度を示して頂きたい。内、市単独で実施してるものは。

(4) 私は令和5年度の市議選で子供が小学校へ入学するまで月10万円支給の条例制定を公約に掲げました。見解を伺う。

2 教育行政について

(1) 国歌・国旗が歴史においてどういう役割を果たしてきたかを伺う。国旗・国歌をどのように生徒へ教えているか。

(2) 奄美市の教育方針を伺います。

(3) スクールソーシャルワーカーは何名か。業務内容は、不登校児童生徒一人当たり何名担当しているか。全国と比較して多いか少ないか。収支予算と総額を伺う

(4) 居場所作りについて、不登校児童生徒にどのような居場所作りを実施したか実例を伺う。

3 市民からの課題解決について

(1) 奄美大島に奄美固有種等が見学できる植物園の必要性があると考えますが、見解を伺う

(2) 森林から屋根への侵入危険木の苦情がありました。去年実施した実績と今年の予定を示してください。

(3) 防災無線の点検状況を伺う。奄美市に何基あるか。年間予算はいくらか発注方法を示して頂きたい。収支予算を伺う

(4) 名瀬小学校と体育館の通りにカーブミラーの設置は出来ないか。交通量がおおくて危ない。予算措置できるか

- (5) 長浜の教育委員会管理の倉庫の老朽化が著しく、そこから発生したシロアリの害があり、対策を考えていただきたい。見解を伺う。再利用策は。

6月17日（水）

◎無所属 幸多 拓磨

1 福祉行政について

(1) 障がい者の情報保障体制の充実について

- ①市役所における要約筆記申請窓口について、市民に分かりやすいよう市役所内に掲示・表示してほしい旨、市民の方から職員へ要望があったと確認していますが、その後の対応及び進捗状況についてお尋ねいたします。
 - ②障害者総合支援法第77条第7号において、意思疎通支援を行う者の養成等が市町村事業として位置付けられていますが、手話通訳者及び要約筆記養成に関する本市の現状及び取組についてお聞きします。
 - ③奄美市チャレンジド・プラン第7期において、手話通訳者等及び要約筆記等の育成の推進が示されていますが、本市として要約筆記養成事業が事業化されていない理由及び今後の方向性について見解を伺います。
- ##### (2) 身寄りのない方や頼れる人がいない方等への終活支援及び地域における見守り体制の充実について
- ①高齢者や身寄りのない方等の終活に関する相談について、本市の現状認識及び相談体制についてお尋ねいたします。
 - ②葬儀、死後手続、無縁遺骨等への不安に対し、本市の現状認識及び現在の支援体制についてお聞きします。
 - ③終活への不安に対し、本市における終活支援の現状と課題、また、本人が意思表示困難となった場合等に備えた情報登録等の仕組みについて、本市の考えを伺います。
 - ④自宅における緊急通報システム及び見守りについて、単身高齢者をはじめ、疾患や障害等により支援を必要とする方々が安心して生活できるよう、本市の現状と課題、また、見守りセンサー等を含めた見守り体制の今後の在り方について、本市の考えをお聞きします。

◎チャレンジ奄美 朝木 一仁

1 財政について

(1) 奄美市第3次財政計画について

- ①経常収支比率について

- ②義務的経費について
- ③基金残高の管理について
- 2 デジタル戦略について
 - (1) AI 時代に対応する奄美市の情報提供について
 - ①奄美市の取組について
 - ②防災・福祉分野における情報発信の活用について
 - ③観光戦略について
- 3 市民生活について
 - (1) 各集落管理の公民館について
 - ①市内集落内の公民館における老朽化の現状と認識について
 - ②解体・建て替えに係る支援について
 - (2) コミュニティ助成事業について
 - ①実績と評価について
 - ②不採択となった事業のアフターケアと課題認識について

◎公明党 大庭 梨香

- 1 福祉行政について
 - (1) 低出生体重児の現状について
 - ①本市における過去5年間の低出生体重児（2,500g未満）の出生件数及び割合はどのように推移しているか。
 - ②NICU等への入院を要した件数、家族の負担状況について、どのように認識しているか。育児負担の実態認識について
(過去5年間において、NICU等への入院を要した低出生体重児数は何人か。また、退院後の家庭支援に関して市へ寄せられた相談件数及び主な相談内容は何か。)
 - ③低出生体重児を育てる家庭における、搾乳の頻度や通院・搬送等に伴う身体的・精神的負担について、本市はどの程度把握しているか伺う。
(低出生体重児の保護者に対し、本市はどのような実態調査や相談支援を行っているか。また、その結果から把握している主な課題は何か。)
 - ④母乳パックや搾乳機等に係る経済的負担についての認識を伺う。
(母乳パック、搾乳機、遠方医療機関への通院交通費等に係る保護者負担について、本市として実態を把握しているか。また、公的支援の対象となっていない費用は何か。)
 - ⑤他自治体の先進事例について伺う。
(日置市における母乳パック及び搾乳機レンタル費用助成制度について本市はどのように評価しているのか。)

- ⑥同様の取り組みを本市に導入する可能性についての見解を伺う。
(搾乳機購入補助や母乳パック購入助成を本市で実施する考えはあるかい場合、その理由は何か。)
- ⑦支援制度の導入の考え、また、導入にあたっての課題は何かを伺う。
(支援制度を導入する場合の対象者の基準、想定事業費、財源及び制度設計上の課題をどのように整理しているか。)

(2) RS ウイルスワクチン接種について

- ①妊婦に対する RS ウイルスワクチン接種者数および接種見込み者数について伺う。
- ②高齢者に対する RS ウイルスワクチン接種費用助成について伺う
(ア) 奄美市の高齢化率および75歳以上、80歳以上の疾患別死亡者数について伺う。
(高齢化率及び75歳以上、80歳以上の疾患別死亡者数について)
(イ) 肺炎球菌ワクチン接種者数、インフルエンザワクチン接種者数、新型コロナウイルスワクチン接種数について伺う。
(定期接種者数)
(ウ) ア、イの現状をどのように分析しているか、課題について伺う。
(高齢者向け各種ワクチンの接種率について、本市はどのような課題を認識しているのか。また、接種向上に向けてどのような対策を講じているのか。)
- (エ) RS ウイルス感染症の現状認識について
(高齢者における RS ウイルス感染症の重症化リスクについて、本市はどのような情報を収集しているのか。また、市内医療機関との情報共有体制は構築されているのか。)
- (オ) RS ウイルスワクチンの位置付けについて
(高齢者向け RS ウイルスワクチンについて、本市は高齢者肺炎予防施策の一つとしてどのように位置付けているのか。)
- (カ) 助成制度の必要性について
(RS ウイルスワクチン接種費用への助成について、本市は必要性をどのように認識しているか。また、助成を実施している自治体の状況を調査しているのか。)
- (キ) 市の対応方針について
(高齢者向け RS ウイルスワクチン接種費用助成について、今後、助成制度導入を検討する考えはあるか。実施にあたっての課題、財源、対象者、実施方法など。また、ない場合の理由は何か。市長の見解は。)

2 防災対策について

(1) 台風 6 号の影響と災害対策について

①住用町内の災害状況について伺う。

(停電の世帯数および時間)

②避難所開設の状況について伺う。

③停電による各世帯への影響について伺う。

(九州電力から市への説明があったのか、市から住民への説明があったのか、市民からの問い合わせ)

◎無所属 帯屋 誠二

1 自衛隊パレードについて

(1) 2029 年の奄美駐屯地開設 10 周年にむけて奄美市主催の記念パレード実施の可能性について伺う。

2 市民生活について

(1) 笠利地区の保安林であるモクマオウの役割と、その面積について伺う。

(2) 奄美市または鹿児島県からモクマオウの植樹を推奨したことはあるのか伺う。

(3) 保安林ではない自生したモクマオウ（辺留地区）について伺う。

(4) 名瀬地区で伐採したモクマオウを処分するまでの経緯と、伐採後の再利用について伺う。

3 都市整備について

(1) 今後のおがみ山公園の活用と管理について奄美市の考えを伺う。

①建設予定である展望台について伺う。

②休憩場所（ベンチなど）の設置について伺う。

③市民個人および市民団体によるおがみ山公園の管理等は可能か伺う。

(2) おがみ山公園を利用するにあたり市役所の駐車場を利用できるかを伺う。

6 月 18 日（木）

◎日本共産党 崎田 信正

1 市長の政治姿勢について

(1) 自衛隊への名簿提出について

①自衛隊への名簿提出にあたって本人の同意は。

②名簿提出後の対策は。

③名簿提出の除外申請ができるが、周知方法と実績は。

(2) 奄美市名瀬知名瀬地域の航空機騒音状況について

- ①設置の目的と騒音状況の結果にもとづく対策は。
- (3) 軍備拡大は抑止にならず戦争につながる状況だと思うが当局の認識は。
- (4) 奄美市の女性管理職について
 - ①令和8年度の実数と目標は達成できたのか。
- (5) 財政調整基金について
 - ①令和元年からの財政調整基金残高推移は。財政調整基金の目標額は一般会計予算の10%と説明されてきたが、現在の状況とその要因は。
 - ②財政調整基金を活用する基準と具体例について。
- 2 まちづくりについて
 - (1) 末広本通りの交通事故を未然に防ぐ安全対策は
- 3 福祉政策と社会保障制度について
 - (1) 生活保護について
 - ①違法な生活保護減額の補償と周知について。
 - ②生活保護世帯のエアコン購入に助成を。
 - (2) 補聴器購入助成制度の早期実現について
 - (3) 「社会福祉法改定案」について
 - (4) 「介護保険法改正案」について
 - (5) 「改正健康保険法」について

◎無所属 前田 要

- 1 市営住宅収入超過者認定通知書について
 - (1) 通知書の内容を市民の皆様方が、解るように丁重にご説明お願い致します。
 - (2) (通知書日が、2月16日付で3月中に空け渡すよう努めなければなりません)。市の担当者はご本人様宅へお伺いし、説明されましたか
 - (3) 同じような案件は近々で何件程ありましたか
- 2 市営田曇住宅周辺の地籍調査について
 - (1) 奄美市のホームページ土地対策の地籍調査の1～4の説明をお願い致します。
 - (2) 2番の公共事業の効率化及び費用軽減
 - (3) 3番の急傾斜地事業は優先的に調査
 - (4) 田曇住宅の地籍調査は完了してますか
 - (5) 筆界未定で建築された事になりませんか
 - (6) 名寄帳の面積が縮小され、加えて提出した資料、現況の測量図の説明をお願い致します。
- 3 龍郷町荒波地区へのトンネル協議会の発足の有無について

- (1) 奄美市大熊から龍郷町荒波地区へのトンネル計画がありますか
- (2) 龍郷町の議会議員得田要一氏は龍郷町議会にて、トンネルの可能性について、一般質問し龍郷町の解答は奄美市と協議していくように、前向きに検討するとの答弁です。奄美市の見解をお聞かせください
- 4 宿泊税導入について・反対の立場から質問
ホームページ宿泊税導入検討にむけた奄美市の現状
令和8年3月時点 参考資料
 - (1) 2027年4月導入を目指されてますが、宿泊業の多数の方々よりの、反対の意見を代弁します。奄美大島の、5つの市町村がまとまり、宿泊税を頂くなら話しはわかる。何故？1自治体のみなのか？
【隣の町村は宿泊税ゼロ】
ネット上に拡散されたら、死活問題だと市の見解をお聞かせください
- 5 固定資産税・課税について
 - (1) 地目を畑から宅地へ通知書なしに変更された経緯の説明をお願い致します。
 - (2) 勝手に宅地にされたらなら、市の責任にて地目変更登記を。
- 6 国道58号喜瀬2区の現状と対策について
 - (1) 笠利地区で危険性が高い曲がり角道路にカラーアスファルト＋横断歩道の設置を奄美市として、要望をお願いします
- 7 平地区の沈砂池について
 - (1) 現状と今後の日程について。
 - (2) 去年の要望です。
- 8 手花部地区の耕作出来ない畑について（水）
 - (1) 昨年度 国会議員に来島して頂き、市職員・大島支庁の皆様方に現状把握していただいた案件。相談者の方々より前進がみられない。
再度お聞かせください。市として何処までサポート、されますか？お聞かせください。
- 9 笠利地区、市の所有地（畑）を担い手の方々公開
 - (1) 耕作放棄地解消へ
 - (2) 売り上げの後押し
 - (3) 伐採・抜根・天地返し・迄を行う新規事業立上
水土里サークルと併用する仕組み造りの提案
B&G財団からのユンボ等活用
- 10 笠利農村環境改善センターへの入口について。
 - (1) 動線よりの、侵入道を拡張か街灯設置の要望

◎公明党 叶 幸治

1 食料安全保障について

(1)本市の食料安全保障の考えについて

- ①具体的な対策や取り組みを伺う
- ②公助としてできる行政支援を伺う
- ③共助・自助として取り組むべき事は何かを伺う
- ④有事食料供給協定・奄美市食料安全保障計画があるか伺う

2 中東情勢の影響について

(1)ナフサ不足による本市の事業所関連への影響について

- ①影響を受けている、職種、事業所の現状を伺う
- ②支援対策・相談等を行っているのか伺う

3 農業施策について

(1)物価高騰による農業資材の値上がりについて

- ①肥料・ビニールハウス資材について助成支援ができないか伺う
- ②持続可能な農業を進める上での本市の取り組みについて伺う

(2)みどりの食料システム戦略について

- ①本市の取り組みを伺う
- ②補助金（交付金）があると思うが実施状況を伺う
- ③今年度、事業申請の不可・事業周知を行っているのか伺う。

(3)住用版、地域創生戦略 自然を活用した稼ぐまちづくりについて

- ①休耕地の現状・活用実績・農地廃園状況・継承園地実績を伺う
- ②空き家と継承園地・畑（住居と仕事）の提供事業ができないか伺う

(4) 農業研修制度について

- ①研修生広域受け入れについて伺う
- ②研修卒業生の災害時のサポートについて伺う

◎無所属 泉 義昭

1 住用・笠利地域創生戦略について

(1)計画の対応について

2 赤木名漁港について

(1)港地形変動の対応について

3 名瀬アーケード街の活用について

(1)アーケード商店街の市民活用について

4 高齢者用住宅について

(1) 少子・高齢化対応について

5 お達者ご長寿応援事業

(1) ご長寿券活用について

6月19日(金)

◎公明党 栄 ヤスエ

1 市民生活について

- (1) 公共施設及び今後廃校になる学校施設のリノベーション活用について
- (2) 小中学校における給水機の設置について
- (3) 小中学校における包括的性教育について
- (4) 西宮市との友好都市提携より20周年の交流事業について
- (5) 障害者手帳を持たない高齢者への補聴器購入費助成金制度導入について

◎自民党新政会 竹山 耕平

1 市長の政治姿勢について。

- (1) 今年4月1日から特に自転車に係る道路交通法が一部改正された。特に16歳以上の自転車利用者が対象となる、交通反則通告制度(青切符)が導入されたが、これまでの自転車運転に対する取り組みについて改めて見直し課題意識を持って取り組む必要があることからうかがう。
 - ① 今回の法改正に伴う市行政、教育行政の見解をうかがう
 - ② 現在自転車を利用した通学が許可されている学校は。また、通学時や少年団、部活動、プライベートに伴うヘルメットの着用について。あわせて教職員への働きかけについて
 - ③ 市民向け及び今回対象とならない小中学生について、周知啓発活動、学校での指導などは学校と警察など関係機関が協力連携した取り組みが求められるが展開を示せ(特に免許を持たない子供たちへの標識、運転ルール等の指導の在り方)
 - ④ 警察や自治体の責任として、特に標識や道路標示の白線、停止線、横断歩道など交通インフラに係る整備(補修改修等)を同時進行として整備することも求められている。それぞれ担当が各関係機関との協力体制による整備の充実について
- (2) 障がい者にも優しい、安全安心な交通インフラ整備。

交通・通行の安全安心として、身体障がい者や視覚障がい者の方々から意見要望として、信号機の音が聞こえない、分かりにくい。点字ブロックが破損し補修もされていないなど。

障がい者への命に係る対策も進めてほしいという意見がある。関係機関含め対応策についてうかがう

(3) マリントウン地区整備の進捗状況について。

整備の進捗状況について。また、未だ更地となっている区画の建設計画と課題はあるかがう

(4) 市内公園に係る事業進捗、活用状況、今後の計画について

① みんなの公園事業の現状（現状、改善、課題等）について

② 都市公園整備計画の進捗状況（トイレ（旧円形トイレ、遊具（更新・新設）、球技等活用、花火利用可など、ゾーンの区別や乳幼児等が遊べるスペースの安全確保等への対応について

(5) 第 5 1 回衆議院議員選挙の状況について

① 今回（2 月 8 日執行）の開催時期への対応について

② 投票率向上へ向けた広報啓発活動の充実に向けて

2 教育行政について

(1) 各小中学校や幼稚園等の運動会、体育祭開催日の動向について

近年各学校とも熱中症予防等から日程を各自で調整し決定している傾向にある。今年は特に幼稚園や小学校日程が重なり困っていると声が届いている。学校判断とはいえ兄弟、保護者、地域にもかかわることから、教育委員会としての見解と全体的な管理指導という観点からもお願いしたいことからうかがう

(2) 各学校が取り入れる服装や制服以外の服装（防寒具、熱中症などへの対策）への対応と教育委員会としての指導や助言等のあり方について

(3) 公立小中高校の授業料無償化や小中学校給食費無償化とそれ以外にかかる学校教育費（学習費・活動費・PTA 会費など）の負担について。また、公的支出やタブレット等の活用拡大（アプリの導入や工夫など）に伴う負担軽減策への対応はできないかがう

◎参政党 西 忠男

1 市長の政治姿勢について

(1) 琉球諸島・奄美諸島の島嶼防衛について。

① 台湾有事は日本有事があるのか伺います。

② 沖縄との連携を奄美市は考えているのか伺います。

③ 市民や群島民、また、奄美群島 12 市町村長の島嶼防衛の認識について伺います。

2 あやまる岬観光公園について

(1) あやまるソテツジャングルについて

① ソテツシロカイガラムシの被害の進捗状況や対策について伺います。

② ソテツジャングルのビジョンはあるのかを伺います。

- ③「生きた化石・先人達の命を支えた・ソテツ」の種の保存を考えているか伺います。
- ④ 名瀬農業研修センターでソテツの種や子株を将来の奄美の為に育てる事が出来ないか伺う。
- 3 自転車ルール 2026 について
 - (1) 自転車歩行者通行可の標識について
 - ① 反則金の件数・自転車歩行者通行可の標識を増やせないか伺います。
- 4 台風災害について
 - (1) 奄美市での停電について
 - ① 台風 6 号の停電について問い合わせや、被害報告・また、どんな対応が行われたか伺います。

◎無所属 瀧 真一郎

- 1 行政計画の整合性と、全庁業務量調査結果を踏まえた執行体制の強化について
以下に示す 3 つの行政計画を踏まえ、全庁業務量調査結果と今後の執行体制について伺う。
【対象計画】
 - ・奄美市第 3 次財政計画
(令和 8 年度～令和 17 年度 (10 年間))
 - ・第 3 次奄美市定員適正化計画
(令和 8 年度～令和 12 年度 (5 年間))
 - ・奄美市 DX 推進計画
(令和 8 年度～令和 10 年度 (3 年間))
- (1) 全庁業務量調査結果の反映と今年度の対応について
 - ①全庁業務量調査を受けて、市として捉えている「各部局における業務量と現行職員数とのギャップ (過不足)」などの具体的な課題について、算出された数値を明示の上、見解を伺う。
 - ②上記課題に対する今年度の対応として、以下の 3 点について具体的に伺う。
 - a) 今年度の組織体制への織り込み内容 (人員配置の最適化など)
 - b) 具体的に取り組む施策 (実施計画)
 - c) 各施策における「成果指標 (KPI)」。

なお、指標を設定していない施策がある場合は、その理由と代替的な評価方法を併せて伺う。

(2) 中期的な計画への織り込みと部署横断的調整機能について

- ①全庁業務量調査の結果を中期的な目線で見たと際、上記3つの計画（財政・定員・DX）へどのように織り込んでいるか、その状況を伺う。
- ②これら3つの計画の整合性を担保するための「部署横断的な調整機能」は、現在どの部局が担っているのか、その体制と実効性を伺う。

2 奄美市第3期教育振興基本計画での小中学校教育体制に対する課題について

奄美市第3期教育振興基本計画において示されている小中学校教育体制の3つの課題（①児童生徒数の減少と小規模校の維持、②教育施設の老朽化と安全確保、③教職員の確保と資質向上）について、以下の点を伺う。

(1) これまでの施策の総括と効果の検証について

上記課題に対し、これまで市が実施してきた具体的な施策とその効果について、単なる事業実績（参加人数等）に留まらず、課題解決にどう寄与したか、客観的な数値・指標を含めて伺う。

(2) 今年度の施策展開について

これまでの施策から見えてきた課題を踏まえ、今年度新たに、あるいは重点的に展開する施策について具体的に伺う。

(3) パブリックコメントに対する具体的な対応について

教職員確保の観点に関するパブリックコメントにおいて「都市圏との期間限定の教員相互派遣制度」の提案に対し、市は「将来的な教職員確保につながる可能性がある重要な視点」と回答している。このように高く評価しながらも今年度の施策に反映されていないのであれば、その理由と、今後の具体的な検討・計画の有無を伺う。

3 関係人口・交流人口の拡大と「二地域居住」推進に向けた施策の展開について

前回定例会において、「特定居住促進計画」の策定に着手する旨の答弁があった。本施策の確実な推進に向け、以下の点を伺う。

- (1) 今年度における計画策定のロードマップと、現時点の進捗状況について
- (2) 当初想定していた項目のうち、現時点で未着手のものがある場合は、その具体的な理由とボトルネックについて

第 2 回 定 例 会
令和 8 年 6 月 15 日
(第 1 日 目)

6月15日(1日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	朝 木 一 仁	議 員	2 番	西 忠 男	議 員
3 番	帶 屋 誠 二	議 員	4 番	瀧 真 一 郎	議 員
5 番	正 野 卓 矢	議 員	6 番	弓 削 洋 平	議 員
7 番	幸 多 拓 磨	議 員	9 番	叶 幸 治	議 員
10 番	盛 剛	議 員	11 番	前 田 要	議 員
12 番	泉 義 昭	議 員	13 番	永 田 清 裕	議 員
14 番	崎 田 信 正	議 員	15 番	奥 輝 人	議 員
16 番	多 田 義 一	議 員	17 番	栄 ヤ ス エ	議 員
18 番	与 勝 広	議 員	19 番	奥 晃 郎	議 員
20 番	伊 東 隆 吉	議 員	21 番	竹 山 耕 平	議 員
22 番	川 口 幸 義	議 員			

○ 欠席議員は、次のとおりである。

8 番	大 庭 梨 香	議 員
-----	---------	-----

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

安 田 壮 平	市 長	則 敏 光	副 市 長
向 美 芳	教 育 長	藤 江 俊 生	住 用 総 合 支 所 長
正 本 英 紀	笠 利 総 合 支 所 長	國 分 正 大	総 務 部 長
田 中 巖	総 務 課 長	久 保 和 代	企 画 調 整 課 長
柳 樹 三 郎	財 政 課 長	畠 山 成 美	市 民 環 境 部 長
米 田 大 樹	税 務 課 長	川 畑 博 行	保 健 福 祉 部 長
喜 納 祐 司	福 祉 事 務 所 長	永 田 公 洋	商 工 観 光 情 報 部 長
川 畑 健 朗	農 林 水 産 部 長	安 村 幸 一 郎	建 設 部 長
大 瀬 浩 隆	上 下 水 道 部 長	當 田 栄 仁	教 育 部 長

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

盛 功 一	議 会 事 務 局 長	本 田 信 章	議 会 事 務 局 次 長 兼 庶 務 係 長 事 務 取 扱
麓 浩 登 志	主 幹 兼 議 事 係 長 兼 調 査 係 長	向 井 渉	議 事 係 主 幹

多田義一 議長 おはようございます。ただいまの出席議員は21人であります。会議は成立いたしました。

これから、令和8年第2回奄美市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。（午前9時30分）

なお、本定例会への議場へのタブレット等の電子機器の持込みを議員及び当局ともに許可いたします。また、電子機器については、議案の審議等に直接関係のない機能の使用は差し控えてください。併せて、音は鳴らないように設定をお願いいたします。

○

多田義一 議長 日程に入ります前に、諸般の報告をいたします。

令和8年4月1日付けで、西 忠男議員から参政党の会派結成届が提出されました。また同会派より推薦のありました西 忠男議員を委員会条例第8条第1項の規定により、議会運営委員会委員に指名いたしましたので、御報告いたします。

次に、令和8年5月1日付けで、幸多拓磨議員が会派チャレンジ奄美を退会する旨の所属議員異動届が提出されましたので、併せて御報告を申し上げます。

続きまして、市長から地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和7年度奄美市一般会計予算繰越明許費繰越計算書及び令和7年度奄美市一般会計予算事故繰越繰越計算書並びに地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、令和7年度奄美市水道事業会計予算繰越計算書及び令和7年度奄美市下水道事業会計予算繰越計算書の以上4件について報告がありました。

また、令和7年度奄美市債権管理条例第17条第2項の規定に基づき、債権放棄の報告及び地方自治法第180条第2項の規定に基づき、専決処分2件の報告がありました。

以上の報告の内容は、お手元に配布いたしました文書のとおりであります。

○

多田義一 議長 日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、帯屋誠二議員、前田 要議員、川口幸義議員の3名を指名いたします。

○

多田義一 議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、お手元に配布いたしました議事日程表のとおり、本日から7月7日までの23日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から7月7日までの23日間とすることに決定いたしました。

○

多田義一 議長 日程第3、報告第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

市長に、提案理由の説明を求めます。

安田壮平 市長 おはようございます。ただいま上程されました報告第2号の提案理由を御説明いたします。

報告第2号 奄美市税条例の一部を改正する条例の専決につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税の環境性能割の廃止や固定資産税の免税点の見直しなど、所要の規定の整備を行ったものでございます。

以上、報告第2号の提案理由を申し上げましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでございましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決をいたし、同条第3項の規定により

報告を行い、承認をお願いする次第でございます。

何とぞ御審議のうえ御承認くださいますようお願い申し上げます。

多田義一 議長 これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、本案について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、報告第2号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

○

多田義一 議長 日程第4、議案第51号 令和8年度奄美市一般会計補正予算（第1号）についてから、議案第60号 令和8年度奄美市一般会計補正予算（第2号）についてまでの10件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

安田壮平 市長 ただいま上程されました議案第51号から議案第60号までの提案理由を御説明いたします。

議案第51号 令和8年度奄美市一般会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明いたします。

第1表、歳入歳出予算補正につきまして、まず歳出の主な内容を申し上げます。

今回の補正におきましては、今年度の会計年度任用職員の配置が確定したことにより、関係する費目において各種経費の増減額を計上いたしております。総務費の総務管理費におきましては、名瀬総合支所の電話交換機更改に係る経費として1,963万5,000円を新たに計上いたしております。民生費の児童福祉費におきましては、私立の保育所等における給食経費高騰に対する支援として430万1,000円を新たに計上いたしております。商工費におきましては、本場奄美大島紬の購入費等に対する助成金として400万円を、マングローブパークの工事請負費として2,670万円を追加計上いたしております。災害復旧費におきましては、市道朝戸・和瀬線の災害復旧に係る経費として3,690万円を追加計上いたしております。

次に、歳入の主な内容について申し上げます。

国庫支出金におきましては、災害復旧に係る財源として2,400万円を追加計上いたしております。県支出金におきましては、マングローブパークのリニューアル事業に係る財源として1,602万円を追加計上いたしております。寄附金におきましては、奄美まつりに要する財源としてふるさと納税型クラウドファンディング寄附金200万円を新たに計上いたしております。市債におきましては、マングローブパークのリニューアル事業に係る財源として辺地債1,060万円を、災害復旧費に係る財源として災害復旧債1,290万円を追加計上いたしております。その他各種事業の歳出予算に要する財源として、前年度剰余繰越金4,705万9,000円を追加計上いたしております。

以上が主な内容であります。今回の補正で1億2,333万9,000円を追加することにより、令和8年度奄美市一般会計予算の総額は345億2,438万6,000円となります。

また、第2表、地方債補正につきましては、事業の追加に伴う限度額の変更を行うものでございます。

議案第52号 令和8年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、住用診療所における人件費のほか、医療機器の購入費等を増額計上いたしております。

歳入につきましては、歳出に要する財源として、一般会計繰入金等を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ469万1,000円の増額となり、令和8年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算の総額は、3億3,608万6,000円となります。

議案第53号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴い、本市の関係条例において引用箇所の改正が必要となったことから、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第54号 奄美市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、宿泊費の基準額等について、国家公務員等の旅費支給規定に準拠した内容とするため所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第55号 奄美市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定につきましては、用安地区農業集落排水処理施設の整備に伴い、当該施設の一部供用が可能となることから、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第56号 奄美市任期付市費負担教職員の採用、給与及び勤務条件等に関する条例を廃止する条例の制定につきましては、国の学級編成基準の引き下げにより、本市の市費負担教職員の配置が不要となったことから、当該条例を廃止しようとするものでございます。

議案第57号 奄美市福祉住宅条例の制定につきましては、住宅困窮者等の生活の安定と自立の促進を図る施設として福祉住宅を設置するため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第58号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定につきましては、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」に基づく新たな計画の策定にあたり、同法第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第59号 奄美市道路線の廃止及び認定につきましては、市道佐大熊16号線において、県営佐大熊住宅の建替えに伴い、起点に変更が生じたため、路線の廃止及び認定をしようとするものでございます。

次に、議案第60号 令和8年度奄美市一般会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして御説明いたします。

今回の補正予算は、去る6月1日から2日の台風6号、6月6日から10日の大雨による災害復旧に関する経費を計上いたしております。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、歳出において農林水産業施設災害復旧費850万円を追

加計上いたしております。内訳としましては、有機農業支援センターの屋根修繕に係る経費として210万円、赤木名地区農業用水路の修繕及び土砂撤去に係る経費として140万円を計上いたしております。また、農道安木屋場線、林道安念勝線、林道里線の崩土除去に係る経費として500万円を計上いたしております。公共土木施設災害復旧費におきましては、5,065万円を追加計上いたしております。内訳としましては、市道山間・市線の法面復旧工事に係る経費として2,500万円、各路線におけるガードレール復旧工事に係る経費として1,860万円を計上いたしております。その他公共施設、公用施設災害復旧費におきましては、三太郎の里シャッター修繕に係る経費として130万円を追加計上いたしております。

次に、歳入の主な内容について申し上げます。

国庫支出金におきましては、災害復旧に係る財源として2,000万円を追加計上いたしております。繰入金におきましては、財政調整基金からの繰入金2,565万円を追加計上いたしております。市債におきましては、災害復旧費に係る財源として災害復旧債1,480万円を追加計上いたしております。

以上が主な内容となりますが、今回の補正で6,045万円を追加することにより、令和8年度奄美市一般会計予算の総額は、345億8,483万6,000円となります。

また、第2表、地方債補正につきましては、事業の追加に伴う限度額の変更を行うものでございます。

以上を持ちまして、議案第51号から議案第60号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上、議決してくださいようお願い申し上げます。



多田義一 議長 日程第5、議案第61号 固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

安田壮平 市長 ただいま上程されました議案第61号 固定資産評価員の選任につきまして、提案理由を御説明いたします。

令和8年4月1日付けの人事異動に伴い、税務課長となった米田大樹を固定資産評価員に選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

何とぞ御同意くださいますようお願い申し上げます。

多田義一 議長 これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから、本案について採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第61号 固定資産評価委員の選任については、同意することに決定いたしました。

以上を持ちまして、本日の日程は終了いたしました。

明日6月16日、午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。（午前9時48分）

第 2 回 定 例 会
令和 8 年 6 月 16 日
(第 2 日 目)

6月16日(2日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	朝 木 一 仁	議 員	2 番	西 忠 男	議 員
3 番	帶 屋 誠 二	議 員	4 番	瀧 真 一 郎	議 員
5 番	正 野 卓 矢	議 員	6 番	弓 削 洋 平	議 員
7 番	幸 多 拓 磨	議 員	9 番	叶 幸 治	議 員
10 番	盛 剛	議 員	11 番	前 田 要	議 員
12 番	泉 義 昭	議 員	13 番	永 田 清 裕	議 員
14 番	崎 田 信 正	議 員	15 番	奥 輝 人	議 員
16 番	多 田 義 一	議 員	17 番	栄 ヤ ス エ	議 員
18 番	与 勝 広	議 員	19 番	奥 晃 郎	議 員
20 番	伊 東 隆 吉	議 員	21 番	竹 山 耕 平	議 員
22 番	川 口 幸 義	議 員			

○ 欠席議員は、次のとおりである。

8 番 大 庭 梨 香 議 員

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

安 田 壮 平	市 長	則 敏 光	副 市 長
向 美 芳	教 育 長	藤 江 俊 生	住 用 総 合 支 所 長
正 本 英 紀	笠 利 総 合 支 所 長	國 分 正 大	総 務 部 長
田 中 巖	総 務 課 長	久 保 和 代	企 画 調 整 課 長
柳 樹 三 郎	財 政 課 長	田 畑 文 博	プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 課 長
畠 山 成 美	市 民 環 境 部 長	押 川 治	世 界 自 然 遺 産 課 長
川 畑 博 行	保 健 福 祉 部 長	喜 納 祐 司	福 祉 事 務 所 長
當 田 加 奈 子	福 祉 政 策 課 長	金 城 雅 明	こ だ も 未 来 課 長
渡 嘉 敷 誠	市 民 福 祉 課 長	國 分 智 子	い き い き 健 康 課 長
永 田 公 洋	商 工 観 光 情 報 部 長	川 畑 健 朗	農 林 水 産 部 長
本 田 邦 洋	農 林 水 産 課 長	安 村 幸 一 郎	建 設 部 長
植 田 斉 久	土 木 課 長	大 瀬 浩 隆	上 下 水 道 部 長
當 田 栄 仁	教 育 部 長	林 孝 浩	教 育 総 務 課 長

6月16日(2日目)

村岡 和志	学校教育課長	原口 英樹	学び・スポーツ推進課長
久保田 貴美人	地域教育課長 (住用)	永井 信也	地域教育課長 (笠利)

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

盛 功 一	議会事務局長	本田 信章	議会事務局次長兼 庶務係長事務取扱
麓 浩 登 志	主幹兼議事係長兼 調査係長	向 井 渉	議事係主幹

多田義一 議長 おはようございます。ただいまの出席議員は21人であります。

会議は成立いたしました。（午前9時30分）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、一般質問であります。

○

多田義一 議長 日程に入ります。日程第1，一般質問を行います。

この際申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくをお願いいたします。更に、当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔、明瞭に行われますように、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、自民党新政会 奥 晃郎議員の発言を許可いたします。

奥 晃郎 議員（19番） 市民の皆様、議場の皆様、ネット配信を御視聴の皆様、おはようございます。令和8年度第2回、訂正、令和8年第2回定例会、8年度第1回一般質問を行います。17名、先陣を切っての質問になります。実は、くじは7番を引き当てたんですけれども、交代してもらいまして、トップということになりました。8年度も始まり、2か月以上経過しました。当局の業務も、計画に基づき、淡々と行われているものと思います。

一般質問を行う前に、少し時間をいただき、私見を申し述べたいと思います。まずは、陸上自衛隊奄美駐屯地、瀬戸内分屯地開設7周年記念行事が、4月26日、あいにくの天候ではありましたが、三反園国会議員、県議会議員、奄美市長、奄美群島各首長ほか、多数の御来賓の出席の下、盛大に行われました。駐屯地は一般にも開放され、来場者は天候のせいもあり、前年度より少なかったようですが、それでも2,000人以上の方々が駐屯地を訪れ、国の防衛の任に就かれている自衛隊を見て、ほとんどの方が安心感を覚えたことと思います。365日、24時間、日本国、私たち奄美のために訓練、警備にあたっている皆さんに心から敬意を表します。また、5月9日、元陸上幕僚長であられた岩田様の講演が行われ、拝聴いたしました。その中で、特に感じたことは、奄美の守りは奄美の人たちと自衛隊で守る。決して避難することだけではないということが、感銘を受けました。今月7日に奄美市笠利地区かさりんピック4大行事の第71回校区対抗バレーボール大会が開催され、大変な盛り上がりでした。私は笠利地区体協長をしていることから、毎回、開会の挨拶をしていますが、開会のはじめには、奄美市体育協会会長安田市長の御臨席を賜り、開催されることと、いつも頭に入れておりますが、なかなかそのようなチャンスに恵まれません。特に、4大行事の活気、盛り上がりを肌で感じていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは通告のとおり、順次一般質問に移らせていただきます。

最初に、安田市長にお聞きします。最初に申し上げましたが、奄美安田丸が出港し2か月が経過しましたが、安田市長の、安田船長の思いどおりに航行をしているのか。問題点は生起していないか。生起しているとすれば、それは何か。解決策をお尋ねしたいと思います、思います。

次の質問から、発言席にて行います。

多田義一 議長 答弁を求めます。

安田壮平 市長 おはようございます。奥 晃郎議員の御質問にお答えします。

はじめにですね、先日の笠利町のバレーボール大会をお伺いすることができず、申し訳ありませんでした。先に御案内をいただいていた、別の行事に参加をしておりましたので、どうか御理解をいただき

たいと思います。

それではお答えします。議員御質問の令和８年度事業につきましては、各部局において、執行スケジュールに基づき、着実に取り組んでいるところでございます。一方で、行政を取り巻く環境は年々複雑化しており、物価高騰への対応をはじめ、国・県の制度改正、資材不足や労務単価の上昇など、事業、事業執行に影響を及ぼす要因もございます。このため、一部の事業においては、当初の予定どおりに進まない場合や、スケジュールの見直しが必要となる場合もございます。本市では、事業の進捗に課題が生じた場合には、その都度、担当部局において要因を把握し、必要な対応を検討するなど、事業の円滑な執行に努めているところです。また、庁内会議や各種ヒアリングを通じて、事業の進捗状況や課題の共有を図り、必要な改善措置を講じております。特に複数の部署が関係する事業や、市民生活への影響が大きい課題につきましては、担当課だけで課題を抱え込むことがないように、庁内で情報を共有し、必要に応じて、部局横断的に対応することとしております。今後におきましても、各施策の着実な推進に向け、各事業の進捗状況を適切に把握しながら、課題の早期発見と迅速な対応に努めてまいりますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

奥 晃郎 議員（１９番） 市長、了解いたしました。よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。この４月に新しく着任された５人の部長にお尋ねをします。私はもちろんですが、他の議員、市民の皆さんもお聞きしたいと思っているようです。市長は施政方針、副市長は新聞記者のインタビューが掲載されていましたが、新しく着任された部長のことはあまりよく存じませんので、この一般質問の場を借りての質問になります。ちなみに、議員の一般質問は、令和５年第１回から令和７年第４回まで、提言等を含め７５２件ありました。その中身を分析しますと、人によっては違いもあるかなと思いますが、その中で完了している案件４６件、進行中２９７件、検討している案件２２２件、見送り１８０件となっております。新しく部長に着任された部長は、この辺の事項も含め、前任者から業務の引き継ぎを終え、着任していることと思います。今回、新着任全部長に質問したいところではありますが、持ち時間１時間では無理があります。従って、今回は市民に近い位置にある部長に限らせていただきます。質問内容は同じです。質問の対象者は、農林水産部長、建設部長、保健福祉部長、商工観光情報部長、市民環境部長の順に答弁していただきたいというふうに思います。質問内容ですが、部長は着任時、自分の部下に対し、どのようなお話をされたのか。

２番目に、部長が思う奄美市における部の問題点、これはあくまでも対象は市民に対しての問題点ですから、部内の話ではありません。これはもう、聞き取りのときもそういうふうに話しておりますので。

３番目に、その問題点をどのように解決しようとしているのか。

４つ目に、議員の提言、申し受けた事項等がありましたらお答えください。何もないということはないと思います。私のところでまとめたらですね、農林水産部で３１件。それから、建設部で１８件。福祉、福祉ですね、福祉関係で２０件。あと、市民環境部長のところでは１６件ありましたので、その中で一つでも入っていれば嬉しいなと思いますけれども。よろしくお願いいたします。

多田義一 議長 答弁を求めます。

川畑健朗 農林水産部長 おはようございます。この度、農林水産部長を拝命いたしました川畑でございます。農林水産業は本市の基幹産業であり、地域経済や市民生活を支える重要な産業であると捉えております。微力ではございますが、本市農林水産業の振興と地域の発展に向け、誠心誠意努めてまいりますので、御指導、御弁達のほどよろしくお願いいたします。

それでは、奥 議員の御質問にお答えします。まず、部長着任にあたり、部下職員に対し、どのようなお話をされたかについてお答えします。奄美市は合併２０年目を迎え、名瀬・住用・笠利の３地域、

それぞれの特色を生かした地域づくりが求められております。私は職員に対し、本市総合計画で掲げている、持続可能にかせぐ地域づくりの実現に向け、農林水産物や加工品の生産振興、販路拡大及び付加価値向上に取り組むとともに、各支所や関係機関と連携を図りながら、農林水産業の振興と生産者所得向上に向け、職員一丸となって取り組んでいただきたい旨を伝えたところでございます。

次に、部長が思う奄美市における部の問題点についてお答えします。本市に限らず全国的な課題でもあります。農業、林業、水産業従事者の高齢化や後継者不足が進み、担い手の確保、育成が大きな課題となっております。また、農業技師、林業技師、水産技師などの専門職員の確保や技術継承についても、将来を見据えた重要な課題と、あると考えております。更に、肥料や飼料、燃油などの生産主体価格の高騰により、生産コストが増加し、農林水産業を取り巻く環境は厳しさを増しております。加えて、遊休農地や荒廃森林の増加、台風など自然災害への対応、鳥獣被害対策、更には奄美タンカンやマンゴーなど地域特産品のブランド力向上や販路拡大など、多くの課題があると考えております。一方で、本市の農林水産業は、豊かな自然環境や特色ある農林水産物など、多くの可能性を有しており、これらの地域資源を最大限に活かした、活用した産業振興が重要であると考えております。

次に、問題点の解決策についてお答えいたします。農林水産業を取り巻く課題は多岐にわたりますが、関係機関や生産者との連携を強化し、担い手の確保、育成、生産基盤の整備、技術支援及び販路拡大に取り組むことが重要であると考えております。また、本市の農業振興を考える上で、各地域が果たす役割は大変重要であると考えられます。笠利地域は本市における主要な農業地域であり、サトウキビをはじめ、肉用牛などの畜産、路地野菜、マンゴーなどの果樹栽培が盛んな地域であります。本市農業の生産基盤を支える重要な役割を担っており、本市農業の中心的地域であると捉えております。名瀬・住用地域におきましては、山間部を中心とした中山間地域の特性を生かしたタンカン、パッションフルーツ、スモモなどの果樹栽培が行われております。これらの地域特産品は、奄美ブランドを支える重要な品目であり、地域経済の活性化にも大きく貢献しているところでございます。近年は、自然災害の影響や担い手不足などの課題もございますが、それぞれの地域が持つ特色や強みを生かした農業振興を進めることが、本市農林水産業の持続的な発展につながるものと考えております。このため、5市町村や関係機関及び生産者が一体となって取り組む奄美フルーツアイランド確立事業により、国際水準のGAPを取得することで、「かごしまブランド団体」の認定を習得し、奄美タンカンの生産基盤を確立し、販路の拡大に取り組むことで、各地域の農業振興につなげてまいりたいと考えております。併せまして、担い手不足の解消や後継者の育成、農業生産基盤の整備、栽培技術の向上支援に取り組むことで、農業者支援につなげてまいりたいと考えております。笠利地域を中心とした生産力の維持、強化を図るとともに、名瀬・住用地域の特色ある果樹産業の振興を推進し、本市全体の農林水産業の発展につなげてまいります。

次に、議員の提言を申し受けた事項がありましたらについてお答えいたします。農林水産部におきましては、これまでの定例会における一般質問を通じ、多くの御提言や御意見をいただいております。まず、本市の基幹産業であるサトウキビ生産に関し、甘味資源作物交付金の増額要望についての御提言をいただいております。近年、肥料や燃油、農薬などの生産資材価格が高騰しており、生産者の経営環境は厳しさを増しております。このため、本市では国や県に対し交付金の引上げを要望するとともに、可能な限り生産支援に努めているところであります。また、輸送コスト支援事業につきましては、本土との物流条件格差の是正や、生産者の負担軽減に向けた支援充実について御提言をいただいております。本市といたしましては、生産者の所得向上と農林水産物の競争力強化を図るため、引き続き事業の推進に努めてまいります。次に、奄美フルーツアイランド確立事業につきましては、奄美におけるタンカン、パッションフルーツ、マンゴー、スモモなど、特色ある果樹の産地の強化やブランド力の推進について御提言をいただいております。奄美大島のタンカンは、国内最大の栽培面積を誇っておりますが、台風や病害中被害に加え、栽培管理技術の向上や品質の均一化などが課題となっております。また、奄美大島選果場を利用せず、農家がそれぞれの基準で出荷しているものも多いことから、安定した品質及

び生産量の確保など、産地としての取組が十分でないため、いまだ知名度が低く、ブランド力の向上に向けた取組が必要な状況にあると認識しております。そのため、昨年度から同事業の取組として、産地ブランド化を推進するため、フルーツブランドの確立推進員を配置し、ブランド化に向けた、向けての研修会や重点支援農家の個別指導を行い、令和11年度を目標とする「かごしまブランド団体」の認定取得のための国際水準のGAP取得に向けて取り組んでいるところでございます。今後におきましても、生産者や関係機関との連携を一層図りながら、本市農林水産業の振興と地域経済の発展に努めてまいります。以上でございます。

安村幸一郎 建設部長 おはようございます。4月1日より建設部長の任に就きました、安村でございます。日頃より、市民の皆様並びに市議会の皆様には、本市建設行政に多大なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。微力ながら本市発展のため、精いっぱい努めてまいります。

それでは、御質問にお答えいたします。

まず、部長着任にあたり、部下職員に対しどのような話をされたかについてお答えいたします。本市を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化の振興、インフラの老朽化、そして、頻発化、激甚化する自然災害への対応など、極めて重要な局面を迎えており、そのような中で、建設部は、道路、河川、公園、市営住宅等のインフラの整備、維持、管理など、市民の日々の暮らしの基盤を支える重要な役割を担っていることから、市民が安全で快適に、そして、安心して暮らせるまちづくりを実現できるよう、全力で取り組んでいかなければならない旨、話したところでございます。

次に、部長が思う奄美市における部の問題点についてお答えいたします。まず、建設部を取り巻く状況について申し上げます。建設業、建設業界全体では、就業者の高齢化や担い手不足、技術者の確保、育成が大きな課題となっており、資材価格の高騰や資材の調達難などにより、事業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。また、本市におきましても、技術系職員の確保と人材育成が課題となっており、専門的知識や技術を継承していく体制の確保が重要であると認識しております。そのような中、建設部が抱える問題点、課題といたしましては、公共インフラの老朽化への対応があげられます。施設を整備してからかなりの年数が経っており、経年劣化等で、改修や補修の必要性のある施設が多くございます。施設が損壊しますと、住民生活に多大な影響を及ぼすこととなることから、老朽化対策は大変重要であり、住民の安全・安心にもつながることから進めていかなければならないと考えております。この課題解決のため、計画的な維持管理や施設の長寿命化計画、整備計画に基づいた対策工事を進めているところでございます。今後も、市民が安全で快適に、そして、安心して暮らせるまちづくりを実現するため、施設の老朽化対策を進めてまいります。

次に、議員の提言等、申し受けた事項についてお答えいたします。建設部におきましては、定例会、一般質問等を通じ、インフラの整備、計画について多くの提言、御意見をいただいておりますので、提言及び対応状況について、事業ごとにお答えいたします。まず、道路の整備要望に関する提言でございますが、その多くが国道及び県道の整備促進に関するものでございます。これにつきましては、大島地域土木事業連絡会等におきまして、事業主体となる県に対し、早期の事業化を要望しているところであり、今後も引き続き要望していくこととしております。なお、市道に関する提言、要望等もございますが、維持、管理に関するものにつきましては、現場を確認の上、随時、対応しております。次に、河川の土砂堆積及び港湾施設の埋そくについての提言でございます。市の管理河川における堆積土砂につきましては、現場を確認の上、優先度や緊急性を考慮しながら、緊急浚渫推進事業等にて対応し、流下断面の確保に努めております。また、港湾施設の埋そくにつきましては、深浅測量を行い、対象面積、浚渫必要土量を確認した上で浚渫工事を行い、計画水深の確保に努めることとしております。次に、市営住宅の空き家、下佐大熊住宅の計画に関する提言でございます。市営住宅において、改修待ちとなっている空き住戸が、市全体で216戸、うち、名瀬地区で200戸ございます。一方、下佐大熊住宅につきましては、建物の老朽化が著しく、建替え事業化が困難な状況にあることから、計画的な移転促進が

課題となっております。令和8年度から令和13年度までの6年間で、空き市営住宅約200戸を集中的に改修し、下佐大熊住宅入居者の移転を支援することとしております。本取組により、入居者の安全・安心な住環境の確保、下佐大熊住宅の移転促進、用途廃止後を見据えた跡地・施設活用の検討促進及び市営住宅ストックの有効活用・空き家対策の促進を図ってまいります。次に、市営住宅の用途廃止、民間活力活用の提言でございます。現長寿化計画及び笠利版地域創生戦略において、赤木名住宅につきましては、老朽化が著しく、集約建替を予定しております。当該住宅は既に耐用年数を経過しており、安全性や維持管理面から、今後も継続使用が困難な状況にあることから、令和6年度から用途廃止市営住宅移転支援事業を活用し、現入居者の他市営住宅等への移転支援を進めております。赤木名住宅の建替えにつきましては、PPP／PFI方式を活用した整備を予定し、民間事業者のノウハウや資金・技術力を活用することで、効率的かつ持続可能な住宅整備を目指します。また、集約後に生じる空き市営住宅や未利用敷地につきましては、「笠利版地域創生戦略」に基づき、民間活力活用住宅整備促進事業として、住宅供給や地域課題解決につながる活用を検討してまいります。本取組によって、入居者の円滑な住み換え支援。民間活力を活用した効率的な住宅整備、未利用地資産の活用による地域活性化及び将来的な市営住宅管理コストの適正化を図ってまいります。以上でございます。

川畑博行 保健福祉部長 おはようございます。4月から保健福祉部長を拝命しました川畑博行と申します。よろしくお願いいたします。

保健福祉部は、健康増進・福祉政策・こども未来・保護・高齢者福祉の5課と、重点政策監を加え、住用市民福祉課、笠利いきいき健康課で構成されております。業務内容に関しては、妊娠前から高齢期に至るまで、人生の様々な場面において支援をする方々を支え、状況の重症化や課題の深刻化を未然に防ぐために取組を行う部署でございます。

最初に、質問の②・③、部長が思う問題点と解決策をお話させていただいて、4月から私が保健福祉部長兼子ども家庭センター長として業務に取り組む中で感じたことを、関連させてお話しさせていただきます。それを踏まえて、①の、どのようなことを話したかというのをお伝えさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

最初に、健康増進課です。本市におきましては、男性の平均寿命が全国と比較して短い状況にあります。健康寿命の延伸が大きな課題となっております。このことに関しては、疾患の早期発見、早期治療につなげるために、本市のがん死亡者数のうち、最も多くを占める大腸がんにつきましては、本年度から3年間、検診を無料化するなど、本市の健康課題に応じた事業を充実していくことが必要であると感じております。また、子どもの数は減少する一方で、支援を必要とする世帯は増加傾向にあります。専門職員が配置され、よりきめ細やかな対応を実施しているところですが、望まない妊娠や若い女性の痩せすぎなどの問題を未然に防ぎ、将来の妊娠、出産を見据えた健康づくりである「プレコンセプションケア」の視点の下、多角的な事業に取り組んでまいります。

次に、子ども未来課です。子ども未来課においては、「奄美市子ども・子育て会議」において、様々な御意見や御提案をいただいております。その中で、少子化が進行する中においても、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりや、保育サービスの充実、保育に関わる人材の確保などについて、継続的に検討していくことが必要であると認識しております。今後も定期的に会議を開催し、委員の皆様から御意見を伺いながら、本市の子ども・子育て支援施策の充実に取り組んでまいります。

次に、福祉政策課です。福祉政策課では2点申し上げます。1点目は、児童福祉です。支援を必要とする子どものいる世帯に対し、健康増進課等と連携しながら支援を行っております。子どもを取り巻く家庭の問題は複雑化しており、困り事が深刻化する前の早期発見、早期支援や、家庭のみならず、地域全体で子育て世帯を支える仕組みづくりが課題であると考えております。福祉政策課の2点目として、障害児支援の内容の充実をあげたいと思います。療育等支援を行う施設が増えたことにより、子ども及び保護者にとって選択肢は増えております。今年度は第8期チャレンジド・プランの策定年度となって

おり、計画の中で、障害者支援・障害児支援サービスをどのように確保し充実させていくかを検討し、計画策定を進めてまいります。

次に、保護課でございます。本市では生活保護制度の適切な運用に加え、生活困窮者支援にも重点的に取り組んでおります。特徴的な取組として、生活保護制度を必要とする要保護者を発見し、適切な保護を実施するために、まず、生活上の様々な困り事に対応するつながる相談室において、相談の状況を確認し、必要な部署と連携して対応しております。このような中で、生活困窮者に対する情報が保護の実施期間の窓口につながるよう、住民に対する生活保護制度の周知に努めるとともに、保健福祉関連部局や社会保険・水道・住宅担当部局等の関係機関及び民生委員・児童委員との連絡・連携を図ることが重要だと認識しております。また、保護開始後においては、自立に向けた適切な支援を継続して確保するため、個別のケースワーカーの支援を含め、組織的に指導、助言に努めているところでございます。支援内容の充実と支援体制の強化を継続的に取り組んでいくことが重要であると認識しております。高齢者福祉においては、本年度は令和9年度からスタートする第10期高齢者福祉計画及び介護保健事業計画の策定年度でございます。第10期計画では、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年度を見据えた中・長期的な視点に立った施策の展開が求められております。5月に開催いたしました第1回策定委員会の中では、委員より、とりわけ介護を行う人材の確保に関して御助言をいただいております。人材確保に関しましては、高齢者の支援に限らず、子ども支援・障害者支援など、保健福祉部全体に通じるところでありますので、喫緊の課題としてしっかり取り組んでまいりたいと考えております。最後に、重点政策推進監でございます。重点政策推進監につきましては、これまで述べてきた各課、各分野の個別課題を抱えるということではなく、そういった課題を保健福祉部全体の課題として、名前のとおり重点的に解決を図り、推進していく部署でございます。令和6年度の設置以降、ハード面においては、「子育て・保健福祉・複合施設」の再稼働をはじめ、老朽化する小浜保育所の将来に向けた方向性を策定することに取り組んでまいりました。また、ソフト面においては、子ども子育てサービスの充実、情報発信強化の取組や、私立保育園全体と連携した保育士確保による待機児童の解消に加え、市民の不安の声が高まる本市の医療提供体制を継続的に検討するため、昨年度は医療関係者が一堂に会する「医療懇話会」の立ち上げなどに取り組んだところでございます。もとより、これらの課題に対しては、重点政策推進監のみで取り組むのではなく、関係部署が連携して取り組んでまいりました。今年度においても、これまで各課、各分野が抱える課題について縷々申し上げてまいりましたが、これらの解決に向けて、重点政策監も一緒になって取り組むことを指示したところでございます。

次に、質問①の、部長に着任にあたり、部下に対してどのような話をしたかに関して答弁させていただきます。これまでお話しさせていただいたように、保健福祉部においては、様々な生活場面において支援を必要とする方々へ専門的な対応をする業務が中心になっております。そこで、保健福祉部においては、年度当初に新たに保健福祉部に異動になった職員や新たに係長になった職員を対象として、各課の係長から業務内容に関して説明を行い、質疑応答などにより、業務に関しての理解を深めるための学習会を開催しております。本年度も5月に開催させていただきました。その場面で、私から職員に対して伝えたことは、1人で対応することが難しい事案も多いので、連携を意識して対応することの大切さ、そのために組織として確認ができる体制を整えていくことの必要性をお伝えさせていただきました。連携を図って対応することにより、特定の職員に負担がかかりすぎることなく、内容の良い支援ができていくものと考えております。

最後に、質問の④議員の提案等の受け渡し、申し送りに関してでございます。本定例会を含めまして、保健福祉部が所管いたします事務事業に関しては、議員各位からも多くの御意見、御提案をいただいております。今しがた答弁しましたとおり、各分野ごとの課題に対しても、名瀬地区における大型事業の計画かつ着実な推進、笠利地区における療育支援をはじめとする子育て支援の充実など、各地域の課題においても申し送りを受けているところでございます。また、本市全体といたしましては、未来計画にも示されておりますとおり、人口減少対策の大きな課題もございますので、保健福祉部においては

横断的に役割を担う、重点政策推進監も含め、部全体として取組を進めていく必要があると認識しております。これからも保健福祉部として議会に寄せられる市民の声を丁寧に向き合い、職員が協力して真摯に業務に取り組むことで、地域の豊かさの質が向上していくことを意識して、今後も業務に向き合っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。保健福祉部に関しては以上でございます。

永田公洋 商工観光情報部長 おはようございます。私もこの4月1日より、商工観光情報部長を拝命いたしました。永田と申します。昨年度は、向かって右側の総務部のほうより答弁をさせていただきましたが、本定例会より、この指定席となりましたので、引き続きよろしくお願いいたします。

さて、私の商工観光情報部は、商工政策課、紬観光課、デジタル戦略課を所管しております。主な業務といたしましては、商工振興や雇用支援、観光交流やふるさと納税、そして、庁内外のデジタル化の推進等でありまして、行政内の業務というよりは、外向けの民間の方々との関わりが多く、行政側から民間活動の経済活動を支え、後押しする業務だと思っております。そのような中で、職員へどのような話をされているのかという御質問であります。職員には、日頃から積極的にいろんな方々と接し、意見交換等を行いながら、交流を深めてほしいと話を伝えているところであります。着任早々には、仕事はみんなで楽しくやっていきましょう。仲良く明るい職場にしていきたいと思いますとお話をさせていただきました。公務員としての立場、行政マンとしての職務でありながらも、商工観光情報部の業務におきましては、常に地域の実情や社会情勢を把握しながら、民間との連携を深め、民間感覚も取り入れた様々な視点や、様々な視点からの発想や新たな展開にも前向きに挑戦してほしいと期待しているところであります。そのためにも、日頃からのコミュニケーションをより良くしていくことが最も大切であり、また、私自身の部長職といたしましても、商工観光部の現場の全ての業務に責任を持ち、決断と着実な実行へと導いていくことが、私に課せられた役割であります。この1年、職員一人一人がやりがいを持って、そして、チームワークを存分に発揮できるよう、精いっぱい職責を果たしてまいりたいと思っております。議員の皆様方の御理解をよろしくお願いいたします。

次に、部の問題点と解決策についての御質問であります。今年度は、ふるさと納税業務が総務部より移管され、地場産品や特産品との連携をより強化し、推進していく新たな体制となったほか、奄美大島5市町村や各種団体が連携して取り組む雇用推進事業や観光戦略、更には、紬業界と一体となって進めております本場奄美大島紬再生計画も最終年度を迎えておりまして、次年度以降の新たな計画への重要な1年だと捉えております。いずれの計画にいたしましても、これまでの取組と成果をしっかりと検証し、その上で、次に必要な展開につなげていくことが肝要でありますので、関係団体、事業者の皆様とも十分に協議しながら進めてまいりたいと考えております。また、昨今の本市を取り巻く社会情勢は、以前から続く物価高騰に加え、今般の中東情勢悪化に伴い、更に厳しい状況となっておりますので、地域の実態を把握し、適宜適切に対応策や支援策を考えていくことも、喫緊の課題として取り組んでまいりたいと思っております。このような中でありますが、今年度、特に力を入れて進めていくことは、大浜海浜公園の健康体験交流施設、旧タラソ施設の再活用プロジェクトでございます。令和5年5月の休業以来3年が経過いたしました。これまでも市内部での検討会をはじめ、市民や観光客へのニーズ調査や、島内外の事業者へのサウンディング調査等を実施し、多くの御意見をいただいております。今年度に入ってから、今後の具体的な活用方針や、実際に施設を運営する事業候補者の公募に向けて、実効性を求めるサウンディング調査を、再度実施しているところであります。いずれにいたしましても、再活用に向けましては、施設の改修の必要性、施設の改修の規模、改修に伴う財源の確保など、整理すべき大きな課題もありますが、本市の重要な財産の一つであり、3年間継続している重要案件でありますので、今年度におきましては、再活用プロジェクトが確実に前進できるよう努力してまいりたいと思っております。議会に対しましては、適宜報告をしながら進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、議員からの提言等についての御質問であります。商工観光情報部におきましても、これまで

も議会の皆様から様々な提言や御意見をいただいているところであります。その中で、改めて2点、申し上げますと、令和7年3月に奄美市議会の政策立案推進会議から、観光に関する政策提言を頂戴いたしました。そこで早速、提言の一つであります「産官民調整会議」を立ち上げ、奄美大島観光物産連盟、市議会議員、行政の担当者が定期的に集まり、また、案件に応じては、関係団体や行政の各部署にも参加いただいて、一緒になって話し合いを持ちながら取り組んでいるところであります。各取組に際しましては、すぐに解決できるもの、実行までに時間を要するもの、多々ございますが、観光は範囲の広い分野である中で、関係者が定期的に介して情報を共有し、お互いに協議しながら進めていくことは有意義な機会であると思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

もう1点は地域公共交通に関してであります。路線バスの維持、運転手不足、更には、昨今の燃料費高騰が続く影響など、地域公共交通を取り巻く情勢は厳しく、定例会でも度々御意見をいただいていたところであります。運転手の確保や事業者の支援といったしましては、特定免許取得への助成や物価高騰対策支援金の給付等を行ってきているところではあります。いまだ各地域における生活路線バスの運行は厳しい状況が続いているようでございます。その中で、令和6年度からは、住用・笠利地区において、自家用有償旅客運送を導入し、従来の路線バスでは対応が難しかった場所や時間帯にも柔軟に対応できる仕組みとして、一定の効果も見られるところであります。このように議会からの御意見等を形にし、実行にできてきているところでありますが、これからも議会をはじめ、地域の声や実情に一つ一つ応えていくことができるよう努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

畠山成美 市民環境部長 おはようございます。4月に市民環境部長を拝命いたしました、畠山成美と申します。よろしくお願いいたします。市民環境部は、市民生活に密接に関わる行政サービスを所管しております。また、世界自然遺産登録から5年を迎える節目の年でもあり、今年度は記念事業も予定しているところでございます。

それでは、議員の御質問にお答えいたします。市民環境部への着任にあたりましては、各所属長との面談や日常的なコミュニケーションを通じて、職員同士が十分に情報共有を図り、組織として円滑な業務運営に努めてほしいとの考えを伝えるとともに、課題や懸案事項が生じた際には、早めに相談、共有し、組織として対応することの重要性についても共有しているところでございます。また、市民サービスを安定的に提供するためには、職員一人一人が心身ともに健康で、安心して働くことのできる職場環境が重要であることから、健康管理には十分留意するよう伝えているところでございます。今後も、職員との対話を大切にしながら、働きやすい職場環境づくりに努め、市民サービスの更なる向上につなげてまいります。

次に、市民環境部における課題についてでございます。市民環境部の業務は多岐にわたりますが、いずれも市民生活に密接にかかわるものであり、将来にわたり安定した行政サービスを提供していくことが重要であると考えております。そのため、税や社会保障を取り巻く社会環境が変化する中においても、適正かつ公平な課税徴収による税収の確保をはじめ、国民健康保険事業の安定的な運営、生活環境の保全など、様々な行政課題に着実に取り組んでいく必要があると認識しております。その上で、当部が抱える課題と解決策についてお答えいたします。まず、市民サービスの窓口におきましては、マイナンバーカードに搭載されております電子証明書の更新対象者の増加が見込まれており、窓口の混雑や来庁者の待ち時間の増加への対応が課題となっております。このため、最も混雑が予想される名瀬市民課におきましては、書かない窓口システムをマイナンバーカード窓口へ設置し、待ち時間の短縮を図っているところでございます。しかしながら、電子証明書の更新件数は、今後、更に増加し、令和9年度には名瀬・住用・笠利の各市民課における更新者数が今年度の約2.6倍となり、来庁者数は合わせて月1,650人程度でピークを迎えるものと見込んでおります。このため、市内四つの郵便局に委託しております電子証明書更新事務を引き続き実施し、お住まいの地域で手続きができる環境を整えることで、市民の皆様の利便性向上を図ってまいります。併せまして、証明書のコンビニ交付手数料を1年間

10円とする事業や、市役所本庁舎及び笠利支所庁舎への証明書発行端末の導入により、窓口の混雑緩和と行政サービスの向上に取り組んでまいります。

次に、環境対策分野におきましては、大島地区衛生組合が管理、運営しております名瀬クリーンセンターの次期施設整備が重要な課題となっております。新施設の稼働に向け、建設候補地の選定をはじめ、施設規模や処理方式の検討、整備費用への対応などが必要であり、構成自治体間の合意形成を図りながら事業を進めていくことが求められております。本市は、構成自治体として施設整備の検討に関わっていることから、衛生組合及び関係市町村と連携しながら取り組んでいく必要があると認識しております。現在、衛生組合におきましては、建設検討委員会及び適地選定委員会の早期立ち上げに向けた準備が進められているところでございます。

次に、世界自然遺産につきましては、希少な自然環境や野生生物の保護、市民の皆様への理解促進と次世代への検証、更には保全活用を支える財源確保策として検討しております宿泊税への対応も課題の一つであると考えております。これらの課題への対応といたしまして、まず、野生生物のロードキル対策におきましては、関係機関と連携し啓発に努めるとともに、市道三太郎線におきましては、夜間は時速10キロメートル以下で走行するよう自主ルールを展開し、減速帯や警告装置を設置しているところでございます。これに加え、今年度は、車両の速度で、車両の速度をレーダーで検知し、速度に応じて注意喚起灯を点灯させる実証事業を実施し、その効果を検証してまいります。また、世界自然遺産の価値を次世代につないでいくため、子どもたちへの環境学習や普及啓発に取り組むとともに、世界自然遺産登録5周年記念事業を通じて、多くの方々にその価値や意義を広く発信してまいります。更に、宿泊税につきましては、答申を踏まえつつも整理すべき課題があることから、事業者の皆様との意見交換を重ねながら、庁内関係部署と連携し、丁寧な制度設計を進めてまいります。

続きまして、議会から御提言をいただいている事項についてお答えいたします。まず、奄美大島食肉センターの運営についてでございます。本施設は、令和6年の供用開始から2年が経過しておりますが、処理頭数の増加や安定した品質の確保、人材の確保・育成などが課題となっております。これらの課題への対応として、保健所や熟練した食肉処理業者の指導・助言を受けながら、職員の技術向上や人材育成に取り組み、安定した施設運営に努めております。引き続き、関係機関と連携しながら、課題解決に向け、取り組んでまいります。

次に、昨年3月の「観光に関する政策提言」におきまして、島外へ出ていく子どもたちに奄美の魅力を体験、経験できる仕組みづくりを行うこととの御提言を議会からいただいております。市民環境部といたしましても、子どもたちが世界自然遺産の価値や地域の魅力に触れる機会は、その価値を将来にわたり継承していく上でも重要であると認識しております。今年度は、小学校高学年を対象としたガイドツアー実証授業を予定しておりますが、継続的な学習機会の確保に向け、引き続き検討してまいります。

続きまして、御提言をいただいた事項のうち、対応が進んだ事例について御報告いたします。市営永田墓地のシンク台整備につきましては、議会での御提言を受け、利用者の利便性向上を図るため、昨年度末に1台を増設いたしました。設置後は、利用者の皆様から感謝の声もいただいております。今年度も整備を予定しており、引き続き利用環境の改善を図ってまいりたいと存じます。

以上になりますが、今後も議会からいただいた御提言を踏まえ、市民環境部一丸となって、市民サービスの向上と地域課題の解決に向け、取り組んでまいり所存でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

奥 晃郎 議員（19番） よく把握されて、申し受け、申し送りが実施されていることを確認しました。特にですね、私のほうから、農林水産部長にですね、一つ、こういうことも頭に入れておいてほしいなということを、海上物流対策、海上物流対策、これが一件ですね。その辺も頭に入れておければと。

それから、建設部長には、私が2回ほど質問しているんですけども、無電柱化。今回も台風によって停電が発生しておりますけれども、この無電柱化ですね。全域とは言わないまでも、幾らかでも対応できたらいいのかなと、その辺も頭においていただきたいなというふうに思っております。

保健福祉部長にはですね、認知症、この辺が出ていませんでしたので、議員から認知症についての提言もありますので、その辺も頭の隅にでもいいんです、入れておいていただきたいと。

それから、商工観光部長、特にですね、奄美・沖縄間の経済交流、これが、今回、発言されません、答弁されませんでしたので、この辺についても検討というかね、していただければいいかなというふうに思います。

市民環境部長にはですね、特に議員から提言されておりました、高齢者のごみ出し支援、ここいら辺はですね、提言をしておりますけれども、まだ対応しているということは聞いておりませんので、この辺のこともよく検討、引き続きされて、それが実行されればいいのかなというふうに思っています。

幅広いというか、提言、議員がしております。なかなかね、把握していないようなところもあると思いますけれども、私も、今、聞いて、全て頭の中に入っているわけではありません。議事録をですね、再度、確認をしながら、また、以降の質問に役立てたいというふうに思います。それから、各部はですね、それぞれ市民からの要望、議員からの提言、要望等あると思います。一番の問題点は、大枠で示された予算の中で実施ができないということが多くあると思いますけれども、お金を持っているのは安田市長ですから、その情報をですね、的確に情報を、適時、適切にあげていただいて、安田市長を納得させて、印鑑をいただいて実行するというのが、これはですね、もう各部長の手腕にかかっているというふうに思っていますので、お金がないからできませんという返答は止めていただきたいというふうに思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終結させていただきます。ありがとうございました。

多田義一 議長 以上で、自民党新政会 奥 晃郎議員の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。午前10時45分、再開いたします。（午前10時31分）

○

多田義一 議長 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き、一般質問を行います。

無所属 奥 輝人議員の発言を許可いたします。

奥 輝人 議員（15番） 議場の皆さん、市民の皆さん、きゅうやうがみんしょうら。こんにちは。私は自由民主党所属、無所属の奥 輝人でございます。R8年6月議会一般質問にあたり、あらかじめ通告しています一般質問を行います。

その前に、少々所見を述べたいと思います。本日の午前中は笠利地区の奥議員、そして、締めには私、奥議員が午前中は締めていきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。さて、令和8年度から奄美市の新副市長に就任されました、則 敏光副市長、奄美市の副市長への御就任、誠におめでとうございます。前任は龍郷町の副町長として頑張っていたが、新年度からは奄美市の副市長として就任していただき、経験豊富で奄美市の中身をよく知り尽くした副市長ということで、また、大変お世話にもなっており、私は大変喜んでおります。則 敏光兄といえば、奄美市が合併した頃は財政課長を歴任されておりました。財政力に詳しい財政マンでもありました。合併当時は、奄美市は3市町村の均衡ある発展と一体感の醸成を掲げており、予算編成をするにあたり、1年目から厳しい財政状況の中、基金の取り崩しや市債の有利起債の活用などしながらの予算編成でありました。今、思えば、責任ある積極財政を導入して、その先頭となって切り盛りしていたことを思い出します。特に当時は、奄美市は第二の夕張市になるのではとか、あと平成21年の皆既日食の頃は、基金もなくなり暗闇になるのではという憶測も流れていました。もう、あれから20年が経過しております。令和6年度決算においては、奄美

市の財政力指数は0.27、実質公債費比率9.1パーセント、地方債現在高は371億8,703万3,000円、積立金現在高は191億6,126万9,000円となっており、財政力の健全化が推進されており、近年は安定した経営状態ではと感じております。さて、則 敏光副市長には、これまでの貴重な経験を生かして、奄美市の更なる発展に、更には市長の補佐役として、また、職員の兄貴分として御活躍されることを御祈念申し上げます。頑張ってくださいと思います。また、新年度から新たに新部課長に就任されました部課長の皆さん、更なる研鑽に努められ、御活躍を祈念申し上げます。

それでは、一般質問に入ります。

1、フッ化物洗口について、(1)各小学校の導入状況についてであります。まず、フッ化物洗口とは、低濃度のフッ化ナトリウム溶液で、30秒から1分間、ブクブクうがいをし、歯を強化してむし歯を予防する効果的な手法であります。特に、4歳児頃から中学生の利用が最も効果的で、週1回法や毎日法があり、学校、幼稚園等で導入されております。フッ化物洗口のポイントとしては、効果として歯のエナメル質を強化し、酸への耽性を高めてむし歯を防ぐ効果があります。対象年齢は、4歳頃から15歳頃が推奨されております。方法として、フッ化物洗口を口に含み、30秒から1分間うがいをする。安全性については、適切な使用量であれば、全身的な副作用の報告もなく安全である。注意点としては、うがい後は30分間は飲食、うがいを控えるとなっております。さて、奄美市の各小学校において、これまでフッ化物洗口の導入について取り組んできていると思いますが、奄美市では、小中学校、併設校を含めて、現在、27校あると思います。フッ化物洗口を導入している小学校、中学校の数と、また、フッ化物洗口を導入していない小学校、中学校の数は、どのようなものであるのか、伺います。併せて、まだ導入していない学校の学校名まで分かれば、できればお願いをしたいと思います。

あとの質問からは、発言席から行います。

多田義一 議長 答弁を求めます。

向 美芳 教育長 おはようございます。それでは、議員の御質問にお答えいたします。

フッ化物洗口の各小中学校の導入状況につきまして、本市では、平成30年9月から開始し、令和8年5月末まで、小学校で10校、中学校で4校、小中併設校で3校が実施してきております。現在、市小中学校が休校中でありますので、現在の実施校は、市内27校中、小学校10校、中学校4校、小中併設校2校になります。現在、導入に至っていない学校は、名瀬小、奄美小、朝日小、小宿小、大川小中、芦花部小中、赤木名小、屋仁小、名瀬中、小宿中、赤木名中学校の計11校でございます。以上でございます。

奥 輝人 議員(15番) 再度なんですけれども、導入していない学校の数だけ教えてもらえますか、小中学校で。数、お願いしたいと思います、はい。聞き取れなかったです。

向 美芳 教育長 お答えいたします。計11校でございます。以上でございます。

奥 輝人 議員(15番) 分かりました。ありがとうございます。フッ化物洗口をまだ導入していない学校が、まだ11校あるということでありました。過去にですね、数名の同僚議員がですね、このフッ化物洗口についての一般質問を取り上げております。安田市長もですね、議員時代に、一応、取り上げていました。その頃、それから数年が経ち、その間に奄美市議会もですね、このフッ化物洗口について、専門の先生を招待して、あと、講演会や勉強会なども展開していました。そのときは、副、龍郷町の副町長でありました則 敏光副町長とかと、龍郷町の議長さんなんかも、一応、参加してくれてですね、やっぱり興味があるのかなと思って、こうやって勉強会もしたこともありました。

それでですね、質問になりますけれども、このフッ化物洗口に当たってですね、なんも、何の、安全

性については、基本に忠実で実行したらですね、何の影響もないと聞いております。そんなような中で、まだ導入していない学校が11校あるということでありましたので、その課題とは何なのかを伺いたいと思います。

向 美芳 教育長 議員の御質問をお答えします。まず、使用する薬剤について、安全管理への配慮が必要であることに加え、薬品の購入や保管、洗口液の調整など、新たな業務負担が生じることが、導入の障壁となっております。更に、学校現場における歯科予防への考え方の多様性も課題であり、各校ともブラッシング指導等の予防教育には注力しているものの、まずは家庭での習慣化を促すことが学校の役割であるという意見や、個別に医療機関等で実施すべきとの意見など、指導方針について、職員間でも様々な考え方が存在していることが課題となっております。以上でございます。

奥 輝人 議員（15番） 分かりました。本当、学校がやっぱりしなければ、やっぱり、教育長が、今、答弁されたことは分かりました、理解しました。私もですね、このフッ化物洗口について、ちょっと現場のほうに、ちょっと足を運んでですね、確認しました。私の母校であります、節田小学校に行きました。節田小学校は、もう平成13年頃から、もう始めているということで、初めて行ったんですけれども、そのときに、節田小学校の児童はまだ32名いるんですけれども、29名の方が参加しているということで、その順序ですね。やっぱりフッ化物洗口、私も現場、見て、こういうことをやっているんだなということで、もう初めて知ったんですけれども、教頭先生がそのミラノール顆粒を、1.8グラムあるんですけれども、それを100シーシーに薄めてですね、それを3袋やって、30名分作って、子どもたちに集まってからに、1時50分からだったと思うんですけれども、そのポンプ式のボトルの中から、コップに入れてですね、約10グラム入れて、10シーシー入れて、うがいをしていく、ぶくぶくしていく。そのとき、音楽を鳴らしながらですね、ぶくぶく体操の音楽を鳴らしながら、約1分間やっていたと思います。そういった現場を見て、これだったら、もう5分もあれば、簡単にできるのかなと私は思っていたので、小規模、小規模校はできても、なんか、この前の一般会計予算の中でも、ちょっと質疑をしたんですけれども、そのときの答弁が、大規模校はちょっと厳しいですよという、そういった当局からの答弁がありましたので、小規模校ができて、大規模校ができないのは何か意味があったのかなと思って、ちょっと確認したんですけれども、本当、5分もあればできるのかなと思いますけれども、今の感じでですね、課題として、その11校に対してですけれども、そういったフッ化物洗口の推進とか、そこあたりはどのように考えているのかをお願いしたいと思います。

向 美芳 教育長 議員の御質問にお答えいたします。フッ化物洗口につきましては、現在、実施校において、管理職が中心となって、洗口液の準備や実施人数の確認等を行っている事例もあり、学校規模によっては、一定の業務負担が生じているものと認識しております。そのため、教職員のフッ化物洗口に対する理解を深めるとともに、持続可能な実施体制を構築していくことが重要であると考えております。今後は、実施校における工夫や好事例を共有するとともに、実施校と未実施校の管理職による意見交換等の機会を設けながら、学校現場の負担軽減にも配慮し、円滑な導入推進に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

奥 輝人 議員（15番） 分かりました。本当、私が考えるにはですね、やはりフッ化物洗口を推進していこうという気持ちがあればですね、学校の、やっぱりそういった先生たちですよ、学校の管理職などに、やっぱりこうやって、フッ化物の安全性なども、やっぱり熟知、やっぱり浸透させていかなければ、やっぱり拡大していかないのかなという思いがしております。それでですね、フッ化物洗口は週1回でありますので、この先生たちへの意識改革とかの取組については、どのように考えているのかを聞きたいと思います。

向 美芳 教育長 議員の御質問にお答えいたします。フッ化物洗口の導入にあたっては、学校歯科医や学校薬剤師、関係各課と連携しながら、学校単位で教職員や保護者を対象とした説明会を開催しております。今後も専門的な知見を有する関係者の協力を得ながら、フッ化物洗口の意義や効果について、理解促進に努めてまいります。以上でございます。

奥 輝人 議員（１５番） 分かりました。実は私もですね、一応、笠利地区の小学校、中学校を、一応、訪問してきました。やっぱり導入していない学校、また今、今年度から、また導入する学校も幾つかありまして、緑が丘小学校と笠利小学校だったと思うんですけども、本年度、６月ぐらいということで、一応、そこを含めて、また、導入していない学校の校長先生、教頭先生とも話をしてきました。やはりその中でですね、やはり考え方が、やっぱり導入を推進する先生たちは元気、明るくて、いい意見をいっぱい聞くんですけども、やっぱりそれにちょっと、そのフッ化物洗口に対して、ちょっと反対と言えば悪いんですけども、推奨しない、そういった先生たちは、忙しいとか、これは家庭であるべきだとか、そういった抽象的な意見がありました。そこらあたり、その学校の先生たちの中でも、意識改革、意識改革をしなければ、これは絶対に導入というか、その普及が拡大していかないのかなという思いがしました。やはり学校現場での、やっぱり指導ですよ、それを、今後はまた、進めていただきたいと思います。あとでまた、その件については、また、話をしていきたいと思います。

それとですね、まだこの導入されていない学校、１１校ありますけれども、本当、歯科医師のですね、専門の先生とか、学校現場に招待して、招待をして、まずは先生たちとか、あと保護者ですよ、あとPTA関連のその方々にも、やっぱりこうやって、フッ化物洗口の安全性などの熟知などをしていかなければ、導入していない学校などは、まだまだ導入に時間がかかるのかなと思いますけれども、そういった専門の医師など、先生など、専門の講師などを学校に派遣することなどについては、どのように考えているのかを聞きたいと思います。

向 美芳 教育長 議員の御質問をお答えします。先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、学校単位で教職員や保護者を対象とした説明会を開催しているわけですが、今後もですね、専門的な知見を有する関係者の協力を得ながら、フッ化物の洗口の意義や効果について、理解促進に努めてまいりたいと思います。議員のおっしゃるとおり、まだまだ理解不足の面がただあるかなと思っておりますので、努めていきたいと思います。よろしくお願いします。

奥 輝人 議員（１５番） 分かりました。

それではですね、（２）番に移りたいと思います。推進委員の活動内容についてであります。奄美市ではですね、フッ化物洗口の推進委員が６名いると聞いております。その６名の推進委員の活動内容について伺います。まずは推進委員の活動内容と、誰に委嘱をしているのかを伺いたいと思います。これはですね、本年度の、新年度の一般会計予算の中でもですね、この件を、ちょっと、私、取り上げていますので、その内容が知りたくて質問していますので、よろしくお願いしたいと思います。

向 美芳 教育長 議員の御質問にお答えいたします。本市では、フッ化物洗口の円滑な導入及びモデル校支援等を目的として、平成３０年度にフッ化物洗口推進会議を設置し、歯科医師会、薬剤師会、校長協会、行政等の関係機関から推進委員を移植して、年２回程度の会議を開催してまいりました。推進委員の主な活動内容としましては、フッ化物洗口に関するＱアンドＡ資料等の内容確認、安全性や有効性に関する情報の共有、モデル校の実施報告を踏まえた課題や改善策の検討、各学校や保護者等への説明会開催のための協力体制構築などとなります。なお、本会議は、フッ化物洗口の導入初期における体制整備や課題整理、各学校への導入支援を目的として設置したものであり、モデル校での実践や各学校へ

の導入に向けた支援を行ってまいりましたが、令和元年度以降は推進会議、委嘱、委員委嘱等はありません。以上でございます。

奥 輝人 議員（１５番） 分かりました。本当、平成、今、言われた、平成３０年に立ち上げたんですけども、令和元年以降は、この活動をしていないという、答弁もありましたので、その間、約６年間は何も活動していないという、活動していなかった、なぜ活動していなかったんですか、これは。

向 美芳 教育長 お答えいたします。これについては、フッ化物洗口推進会議につきましては、導入初期において、関係機関との連携や導入体制整備などに取り組み、一定の役割を果たしたことから、その後の開催は行っておりません。以上でございます。

奥 輝人 議員（１５番） 分かりました。本当、フッ化物洗口を取り上げている同僚議員が結構いながらですよ、この６年間に、何ら、こういった、この推進会、立ち上げていながら何も活動していないのがちょっと残念だなという思いがしております。ほとんど重要視されていなかったのかなという思いもしております。その前任の教育長の要田教育長なんかはですね、やはり推進をしていく、普及、拡大を進めていくという、そういった答弁をしていたと、私は記憶にしていますけれども、本当に残念でならないと思います。さてですね、この一般会計予算の中にもですね、フッ化物洗口の推進の中、推進委員ということで、予算が計上されております。１０万２、０００円だったと思いますけれども、この１０万２、０００円、本年度からですけれども、私の要望ですけれども、これは令和８年度から、また予算化されていますので、この推進会の復活ですよ、立ち上げとか、再度、できないのか、そこらあたりを聞きたいと思います。

向 美芳 教育長 お答えいたします。フッ化物洗口の重要性につきましては、当初からの認識は変わりはありません。推進会議の開催については、議員御指摘のとおり、６年間実施しておりませんが、現在も当時の方針等に基づいて、フッ化物洗口推進のために、学校管理職研修会での啓発や、学校の要望に合わせた職員、保護者を対象とした説明会の実施、歯科医、薬剤師、関係機関との連携を継続して行っております。推進委員会の開催については、今後、各学校における課題の共有や、改善策の協議等を目的に、開催に向けて検討してまいります。以上でございます。

奥 輝人 議員（１５番） 開催に向けて検討はしていくということでありますけれども、やはり今、大事なのは、やはりフッ化物洗口に対して、やっぱり意識改革ですよ、教育長、本年度でも６名の、過去に６名の委員が立ち上げていたということでありましたので、６名の委員、６名以内でもいいと思いますので、本年度にもこういった予算計上されていますので、もう、これ予算計上されているのは、私も一応、前もって、前もってというか、その前年度、前年度見たら、令和３年度からずっと予算は計上されているんですよ、市長、同じこの１０万２、０００円が。それを何も使わなくて、今までずっと、何て言う、不用額みたいな感じで、全部、不用額で流されていたと、今年は、是非、これ、こうやって質問しますので、要望しますので、是非、立ち上げてですよ、いただきたいなど。その立ち上げた場合に、委員としても、６名以内と、６名となっていますけれども、やっぱり専門の先生ですよ。例えば、言いますけれども、歯科医師会の先生とか、フッ化物洗口に詳しい市の職員とかもあがてですよ、そして、推進されていない、導入されていない、今までの１１校ですね。１１校あたりに足を運んで、その推進委員が、そのフッ化物洗口の推進をしていくと。そういう流れをつくっていただきたいんですよ、本年度に。今まで６年間も何もなくても、流しっぱなしで、何の効果もない。これから先は、この１１校が、また減少していく、そういった足掛かりになってほしいんですよ。誰も、誰もそれ気付かなかったと思うんですよ、今までの一般会計の中で、入っていたのにもかかわらず、６年間もそのまま放置

されているような感じだったんですね、多分、私の考えではですよ。だから、今言った11校が導入されていない学校あたりに、この専門の推進委員会を立ち上げて、その推進委員の先生たちが、再度、言いますけれども、足を運んで、このフッ化物洗口の安全性とか、また、取り組んだときのむし歯の予防とか、そういったことも、学校全体と保護者全体、やっぱりこうやってお知らせしていく、案内していく。それをしなければ、絶対、前に進まないと思っていますので、どうでしょうかね。教育長も、市長、市長、市長も、前回、議員時代に質問していますので、今の件についてはちょっと見解を伺いたいと思います。市長、いいですか。

安田壮平 市長 ありがとうございます。私の立場はですね、しっかり予算をつけて、フッ化物、洗口液などに関する予算をつけて、そこは教育長を中心にですね、教育委員会、各学校が中心となってやっていく、やっていっていただくのが大事だというふうに思っております。詳しい学校名は、先ほど教育長もお話はなかったんですけども、今、割と大きな、規模の大きな中学校などでもですね、実際にスタートしております。向教育長が就任されてからですね、そういった大きなところでも、実際に動き始めておりますので、今後も確実にですね、保護者、教職員の方々の理解を得ながら、進めていっていただけるものと信じておりますので、しっかり教育長とも情報を共有しながら、努めていきたいと思います。

奥 輝人 議員（15番） 市長、ありがとうございます。やはり今の、私も今、文教厚生委員会ということで、今回、こういった歯の健康、フッ化物のほうを取り上げていますけれども、ちょっともう興味がちょっとあったもんだから、予算書を見てから、何だ、予算書を見てからに、何かもう少し、突っ込んでいかなければいけないかなと思っただけの質問であつたので、その当時の安田議員もですね、フッ化物洗口を推進するというので、やっていただきたいということをちゃんと覚えていましたので、本当、市長も同じ立場で、頑張っていたきたいなと思います。

またですね、あと、安田市長にもですね、歯科医師会からですけども、R7年の12月の25日にですよ、歯科医師会から嘆願書が出ていますよ、南海日日に出ているんですよ。私、この議事をちょっと切り取ってあるんですけども、そこでもやっぱり、むし歯の健康教育とかいろいろ訴えていましたので、そこあたりの嘆願書の中身が推進されるように、やっていただきたいなと思います。またですね、その先生の言うには、このフッ化物洗口に対しての正しい知識ですね、正しい知識が、学校側、また、には、ほとんど浸透されていないと。それが一番のネックだと言っていますので、正しい知識をやっぱり普及させていく、そうすることによって、やっぱり学校側も、導入に向けて前向きになっていくのかなという思いがしていますので、是非、この嘆願書の推進ができるようにですね、市長、教育長、学校現場によりしくお願いしたいと思います。

それではですね、次のですね、もう（3）番のむし歯の状況についてであります。フッ化物洗口を導入している学校と、まだ導入していない学校のですね、児童や生徒たちのむし歯の状況は、どのような状態なのか。割合等について、お願いしたいと思います。

向 美芳 教育長 議員の御質問にお答えいたします。実施から間もないため、現時点において、フッ化物洗口を実施している学校と、していない学校のむし歯の状況については、本市において、全体として大きな差は見られておりませんが、小規模校においては、改善傾向が一部認められ、今後の実施効果に期待しているところでございます。

次に、本市のむし歯のある児童・生徒の状況についてですが、まず小学生に関しましては、むし歯のある児童の割合は、令和5年度が58.4パーセント、令和6年度は58.9パーセント、令和7年度は52.8パーセントとなっており、若干ではありますが減少傾向にあります。次に、中学生に関しましては、令和5年度が57.6パーセント、令和6年度が61.4パーセント、令和7年度が63.7

パーセントとなっており、増加傾向となっております。小学校全体の状況を見ると、むし歯のある児童の割合は年々減少傾向にあり、この要因については、フッ化物洗口に加え、学校における歯科指導や家庭での口腔衛生習慣の定着など、様々な取組が影響しているものと考えております。以上でございます。

奥 輝人 議員（１５番） 分かりました。本当、専門の先生からの情報によりますとですよ、鹿児島県でも、この奄美大島の、やっぱりむし歯率は高いと。全国的に、鹿児島県も高いけれども、鹿児島県の中でも、やっぱり奄美大島のむし歯率は高いという、そういったデータもいただいております。今、フッ化物洗口をすることによってですね、やっぱりむし歯が、むし歯の、そのあれが減少していく、そういった要因もありますので、また、教育長が、今言われたように、いろいろな歯磨きの仕方とか、そういったのもやっぱりむし歯の予防にもなっていくと思いますので、そこらあたりも推奨しながらですね、取り組まなければいけないのかなという思いがしております。このフッ化物洗口をすることについてですね、今、奄美市のほうでも、先の話なんですけれども、８０・２０とあるんですよ。８０・２０運動、８０歳で歯を２０本残しましょうという。年１回、それ、表彰されていますよ。このフッ化物洗口が、例えばもう奄美市の小学校全部が導入した場合、やっぱり今から６０年後、７０年後になるかと思えますけれども、今の学童の方が８０歳になったときには、８０・２０、結構多いと思えますよ、なっていくと思えますよ。今、８０・２０でも、笠利地区から、それ、始まって、いきいき健康課の中で始まったと思っていたけれども、この前も、敬老会のときにでも表彰されていますよ、川商ホールで。あの数も増えていくと思えますので、是非、将来的に、将来的を考えてですよ、やっていただきたいなと思えますね。それとですね、再質になりますけれども、むし歯になってからですね、痛みが出てから歯医者さん、歯医者さんに行くのは、これは治療であると、だけど、むし歯にならないように、ならないように、フッ化物洗口をするのが予防ということで、今、治療からも予防の時代に、もう入ってきていると思えます。子どもたちの歯を守るために、治療から予防へ、そういった推進していくのがこれからの課題でもあり、展開でもあると思えますので、教育長の今後の見解などを伺いたいと思えます。

向 美芳 教育長 議員にお答えいたします。議員おっしゃるとおり、子どもたちの歯を守るためには、むし歯になってからの治療だけでなく、予防を進めていくことが重要であると認識しております。本市には、歯科医療機関が限られている地域もあることから、子どもたちが将来にわたり健康な歯を維持するためには、予防的な取組の充実は大切であると考えております。以上でございます。

奥 輝人 議員（１５番） 是非、治療から、もう予防ということで、お願いしたいと思えます。

学校現場を見て回ったときにですね、本当、笠利小学校の事例を取り上げますと、その校長先生も本当明るくて、このむし歯が、むし歯に対するそういった意識ですね、子どもたちの意識、また、ＰＴＡの意識などもちょっと向上しているということで、データをもらいました。令和５年、令和６年、令和７年のむし歯のその、それが減少しているということで、大変喜んでいました。笠利小は、本年からこうやってフッ化物洗口を導入しているけれども、導入するにあたって、その保護者への説明会などもしながら進めてきたおかげだという、そういった意識もあって、やっぱりむし歯が減ってきているという話もされていました。やはり、本当、治療から予防に変わってきていますので、お願いしたいと思えます。また、歯が痛み出してからですよ、歯が痛み出したら、自分も経験があるけれども、皆さん経験があると思えますけれども、歯が痛くなったらイライラ感があるんですよ、イライラ感が、夜は眠れないとか、薬を飲んで、歯の痛み止めをしていくとか、また、勉強にも手につかないとか、そういった健康被害もあるんですよ。これ、私も経験していますので、皆さんも経験していると思えますけれども、そういったことがないようにするためには、やっぱりそういった、さっき戻りますけれども、やはり

むし歯のその早期、早期治療、むし歯をつくらない、むし歯をつくらせないという、そういった対策を、やっぱりしなければいけないのかなと思います。自分たちの世代は、そういったフッ化物洗口、なかったんですけれども、やはり学校では、早期治療だったんですよね。むし歯の一応、学校に歯科医の先生が来て、歯を見て、奥 輝人の歯はむし歯になりかかる、なりかかりだから、今度の夏休みには治療したほうがいいですよとか、そういった指導は受けていました。しかし、それが中学、高校になっていったときは、もう高校のときはなかったもんだから、やっぱりむし歯になってから、痛みが出てから、むし歯に、歯医者に行く、本当、イライラ感がありながらやっていたことを、今、思い出していますので、やっぱり、今の現代の学童さんにはですね、子どもたちには、そういった経験をさせたくないという意味もありまして、こういったむし歯のことについて質問しているところでもありますので、理解していただきたいと思います。

それとですね、もう（４）番の歯の健康教育についてお伺いしたいと思います。これはちょっと被ってしまうと思いますが、教育長、よろしくお願ひしたいと思います。学校現場においてですね、歯の健康教育について、子どもたちのフッ化物洗口への周知のあり方や、むし歯の早期治療への推進、また、部活動している子どもたちのむし歯治療への推進など、歯の健康教育について、学校現場ではですね、どのような取組をしているのかを伺いたいと思います。

向 美芳 教育長 議員の御質問にお答えいたします。本市においては、多くの幼稚園や保育所等でフッ化物洗口が実施されていることから、子どもたちや保護者に一定の認識が広がっているのと考えております。また、実施校におきましては、フッ化物洗口の目的や効果について説明を行いながら取り組んでおります。次に、むし歯早期治療への推進についてですが、各小中学校では、むし歯の早期治療に向けて、定期健康診断後の治療勧奨を行うとともに、未治療者の状況把握に努めております。また、養護教諭等による個別相談や保護者への働きかけ、保健だより等を活用した啓発を行うほか、治療率の目標設定や治療状況の見える化など、児童・生徒や保護者の意識向上につながる取組も進めております。

部活動をしている子どもたちのむし歯治療の推進についてですが、中学校においては、未治療者の状況を学級や部活動単位で把握し、担任や養護教諭等が連携して治療勧奨を行っている学校もあります。また、個別面談や健康相談、家庭への継続的な受診勧奨など、一人一人の状況に応じた働きかけを行い、むし歯の早期治療の推進に努めております。このように、歯の健康教育については、治療勧奨はもちろんのこと、各学校において、学校保険年間計画に位置付け、学校の実態に応じて、工夫しながら取り組んでおります。特に６月は歯と口の健康習慣及び月間となりますので、多くの小中学校で歯と口に関する標語やポスターの作成、養護教諭を中心としたブラッシング指導等が実施されております。このほかにも、歯磨きソングや、先ほどありました、議員のほうからもありました、キャラクターづくりなど、子どもたちが楽しみながら歯科保健に取り組める工夫も行っております。以上でございます。

奥 輝人 議員（１５番） 分かりました。本当、歯の健康教育というのは、やっぱり学校現場でしっかりとしなければいけないと思いますので、やはり教育長も学校現場を回りながらですよ、子どもたちの、その歯の健康教育の指導が徹底されているのかなど、やっぱり現場に行かなければ分かりませんので、子どもたちがやっぱりむし歯があつて、歯が痛くて休んでいるとか、そういったことが聞かれないような、そういった体制をやっぱりつくってもらいたいなと思います。一応、今、導入されていない学校についてに限るんですけれども、今後において、今後というか、今、導入されていない歯の健康教育、それもやっぱり導入されていない学校でも同じようなことをやっていると思うんですけれども、今後においても少しずつ改善されたいのかなと思います。この件については、もういいと思います。

それではですね、今後の、（５）番の最後になりますけれども、今後の取組について、伺いたいと思います。むし歯のない健全な子どもたちを育成していくには、安全性も担保されているフッ化物洗口の導入が何よりの効果であると、自分は思っております。情報によると、鹿児島県の中でもですね、奄美

大島はむし歯の多い地区であると聞いております。フッ化物洗口をすることにより、将来において、むし歯が減少することになる。本当の、今後の奄美市の今後の取組について、再度ですけれども、まとめで、一応、教育長、御見解をお願いしたいと思います。

向 美芳 教育長 議員の御質問にお答えいたします。むし歯予防につきましては、日常的な歯磨きによるプラークコントロール、フッ化物の利用による歯質の強化、そして、糖分の過剰摂取を控えるシュガーコントロールを基本として取り組むことが重要であると考えており、フッ化物洗口は安全性や有効性も確認されていることから、子どもたちのむし歯予防に効果的な取組の一つであると認識しております。また、「奄美市第3期教育振興基本計画」においても、フッ化物洗口の完全実施に向けて、関係機関と連携するとともに、教職員及び保護者への啓発活動に努めると明記しております。先ほど申し上げた課題もございますが、今後も教職員や保護者を対象とした説明会の開催や、専門家による正しい知識の普及啓発に努めるなど、子どもたちの将来にわたる歯と口の健康づくりに向けて、フッ化物洗口を含めた歯科保健指導の推進に取り組んでまいります。以上でございます。

奥 輝人 議員（15番） 教育長、よろしくお願いいたします。本当、歯科医師の先生もですね、やはり正しい知識、フッ化物洗口に対する安全性という、そういったものが担保されているということもありますので、そこらあたりも意識しながらですね、拡大、そのフッ化物洗口が導入されていない11校がですね、1校でも、こうやって導入できるようにしていただきたいと思います。

ちょっと余談ですけれども、マンモス校とか大規模校では導入が難しいという、そういった話も、一般会計予算の中でも聞いたんですけれども、私の考えではですよ、週1回法ですの、週1回法ですから、月曜日には小学1年生と2年生とか、火曜日に3年生、4年生に5年生とか、木曜日に6年生がやるとか、そういった感じでやれば、小規模校がやっているような、ああいう形で取っていけば、教職員の負担、学校の教頭先生、校長先生の負担率も、低下していくと思うんですよ。さっき、節田小学校の事例を発表しましたけれども、本当、今、やっていない朝日小学校、大規模校ですよ。あと、奄美小学校、あと小宿小学校とか、また、名瀬小ですね。大規模校などにおいては、こういった月曜日から金曜日の間に、1年生はこの曜日とか、決めながらやっていけば、少しは改善していくのかなと思いますので、そこらあたりも一応検討されてですね、先ほど申し上げた推進会の立ち上げたときには、そういったことも踏まえながら、フッ化物洗口の普及、拡大に進めていきたい、いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。この件については、もう終わりたいと思います。

次にですね、大きな2番のサトウキビの振興についてであります。（1）R7年度産の収穫面積と生産量と反収についてを伺いたいと思います。R7年度産の製糖収量はですね、4月16日でありました。生産量は3万50トンとなり、3万トン台は15年ぶりの大台でありました。今年度産は近年稀に見る豊作の年であり、特にですね、昨年からの大型台風の接近がなかったことと、夏場における適度な降雨ですね、また、恵みの雨が降ったのが要因であったと思います。サトウキビは風の強風とか雨に、強い雨に打たれなければ、天に向かってまっすぐ伸びていく作物なんですよ。天に向かってまっすぐ。何も、そういった障害物等がなかったらですね。だから、昨年場合は、本当、重たい雨が降って、あちこちに、左右前後に倒れたりして、ハーベスター泣かせの工場も結構あったと聞いておりますけれども、本当、まっすぐ伸びる作物であります。今回ですね、本当、R7年度産の生産量ですけれども、生産量は3万50トンということで、本当、15年ぶりということでもありますけれども、今のR7年度産の、この収穫面積と反収について、株出しと春植え、夏植え、別々で一応お願いをしたいと思います。

安田壮平 市長 それでは、奥 輝人議員の御質問にお答えします。議員御案内のとおり、令和7年度産のサトウキビにつきましては、富国製糖管内全体での生産量は3万50トンとなり、近年では豊作の年となりました。御質問の収穫面積及び10アール当たりの反収につきましては、富国製糖管内では株出

しが349ヘクタール、反収5,618キロ、春植えが64ヘクタール、反収6,092キロ、夏植えが54ヘクタール、反収7,440キロとなっております。また、本市におきましては株出しが376ヘクタール、反収5,675キロ、春植えが59ヘクタール、反収が6,122キロ。夏植えが52ヘクタール、反収7,474キロとなっております。令和7年産につきましては、議員御指摘のとおり、大型台風の接近や襲来がなかったことに加え、生育期間中に適度な降雨にも恵まれたことから、生育がおおむね順調に推移し、収量及び反収の向上につながったものと捉えております。以上でございます。

奥 輝人 議員（15番） 市長、ありがとうございます。本当、3万トン台というのは、本当、15年ぶりということで、本当すばらしい生産量であったかと思います。やっぱりサトウキビは、反収、これから本当、反収が必要だなと思っております。本当、収穫面積も減ってきているんですよね、本当は。収穫面積も、一応540ヘクタールから550ヘクタールぐらいに、今、なっていると思いますが、そこに対して反収が5トンでも、5トンとか6トンであれば、3万トンには到達するんですよね。本当、過去のデータから言えば、600ヘクタールですよ、収穫面積が600ヘクタールで、5トン、反収が平均で5トンであれば、 $6 \cdot 5 \cdot 30$ で3万トン出るんですよ。そういう計算で、私はずっと言ってきましたけれど、今回は550ヘクタールぐらいの面積において、5.8トンぐらいの、6トンに近いぐらいの平均反収ということで、それで3万トン台に、大台に乗ったのかなという思いがしております。本当、来年度の面積もですね、いろいろ、若干減りつつもありながら、現状維持をしながらですね、サトウキビ農家がやっぱりこうやって潤うように、やっていかなければいけないのかなと思っております。

それではですね、一応、過去は過去でですね、今度は、今の（2）番に移りますけれども、反収の向上対策についてお伺いしたいと思います。特に、今、市長から説明があったように、収穫面積が多いのは株出し栽培なんですよ、株出し栽培、本当、349ヘクタール、350ヘクタールが、約8割、7割、8割が株出しということでありますので、その株出しの反収を上げなければ、本当、サトウキビの生産量が増えていかないのが現状でありますので、その中でですね、収穫、もう、令和7年産は収穫が終わりました。収穫後において、農家の皆さんは、まずは欠株の補植に、株取れ機械による袴の除去や、耕運機などによるミニトラクターによる根切りの作業などですね、あと、除草剤散布や堆肥の追肥等に、作業を専念していると思います。さてですね、令和8年度産の収穫に向けて、現在、6月1日現在において、株出し栽培のほ場は、管理状況はどのようになっているのかをお伺いしたいと思います。

川畑健朗 農林水産部長 お答えします。株出しの管理作業につきましては、一部のほ場においては、降雨の影響により、作業の遅れも見受けられるものの、欠株部の、欠株の補植や株揃えの、株揃え、除草、追肥等、管理作業は概ね計画どおり進められております。また、生産者の皆様におかれましても、収穫後から令和8年度産に向けた管理作業を進められており、関係機関による指導も行われていることから、全体的としては順調に推移しているものと考えております。令和8年産の収量確保と反収向上に向けましては、引き続き、適切な肥培管理や病害虫補助の徹底を図りながら、生産性の向上に努めてまいります。以上です。

奥 輝人 議員（15番） 今、概ね順調に管理作業はされているという話で、ちょっと安心しました。それで、再質になりますけれども、このR7年度産において、目視の観察においてですけれども、反収が低いと見込まれるほ場、ハーベスターの単価が、そのときは通常よりも高く設定されます。本当、通常はトン当たり5,800円でありますけれども、反収が低いと見なされたほ場については、トン当たり1万円台という、そういった規定があります。令和7年度産においてですよ、該当するほ場等があったのか。もしあったのなら、面積はどれぐらいあったのか。そしてまた、その事前に指導等はどのようであったのかを伺いたいと思います。

川畑健朗 農林水産部長 お答えします。ほ場管理が不十分であることなどにより、反収が低いと見込まれたハーベスター収穫料金が、通常より高く設定されたほ場につきましては、奄美農協笠利所に確認したところ、令和7年産で40件、面積にして約5ヘクタールであったとのことでした。また、事前の指導などにつきましては、各ハーベスター組織が収穫前の10月から11月にかけて、生産者とともにほ場を確認し、管理不足が見受けられるほ場については、植え替えを前提とした対応や適切なほ場管理について、助言を行っているところでございます。更に、毎年4月頃に実施されるサトウキビ栽培面積事前調査においては、奄美農協を主体に行政及び製糖工場が連携し、各ほ場の反収状況を確認しております。その中で反収が低いほ場については、生産性向上に向けた管理の徹底や植え替えの検討について指導、助言を行っているところでございます。以上です。

奥 輝人 議員（15番） 部長、件数については40件、4件の5ヘクタール。ちょっと。

川畑健朗 農林水産部長 40件でございます。

奥 輝人 議員（15番） 本当、40件もあって、5ヘクタールというのは、面積的には多いなという感じがしております。4月16日に、製糖が終わってからですよ、私も見て回ったら、やっぱり手花部方面でもまだ刈り取っていない畑があって、それがやはり、そういった反収が低いほ場だなということを確認しております。そういったところが、本当、自分も節田方面とか、また、いろんなところにちょっと確認したら、40件まであった、40件まであったのかなと私は思っていますけれども、あまりにも多いなと思いますので、先ほど言われた、その株出し栽培の件について、指導ですよ。この来年度に向けてなんですけれども、なんだけれども、11月頃まで、ごめん、夏植えが始まる前までに、そういったほ場が見受けられるのであれば、もう夏植えに切り替えしてもらえませんかとか、そういった指導とかは、農家には指導とかは、JAさんとこういった富国製糖さん、3社で、そういった指導とかはできないのか、考えていないのか、ちょっと聞きたいと思います。

川畑健朗 農林水産部長 一応、農家さんの指導につきましては、サトウキビ部会を始め、体制を整えておりますので、一応、その相談をしながら、農家さんに植え替えとか、いろんなほ場管理をしっかりするように、指導しているところでございます。以上です。

奥 輝人 議員（15番） 部長も今まで笠利のほうでサトウキビなど、いろいろ指導してきたと思いますので、あくまでもこの40件の5ヘクタールというのは、やっぱり本当、1万円、トン当たり1万円のそのハーベスター料金がかかるということで、ほとんど収穫されていない。そこらあたりを改善していくためには、やはり農家に対して、6月ぐらいに農家の座談会とかね、あるときがあったり、7月には、今度、新しい令和8年度の収穫面積のそういった申告とかありますので、それまでには、そういったほ場を見ながら、このほ場は株出しをされ、もう除草がすごいとか、欠株が多いとか、これは見込めないとかいう、そういったほ場に対して、確認をしてですよ、その農家の方にそういった指導をしていかなければ、この数はまだ減っていかないと思いますので、そこあたりを、また、指導していただきたいなと思います。よろしいでしょうか。

それではですね、最後になります。（3）番の春植えの状況についてであります。春植えをすることによりですね、次の年は収穫ができるというメリットがあります。夏植えの場合は1年半もかかりますので、すぐ収穫できませんので、春植えはそういったメリットがあるということがあります。ただですね、春植えするには、冬場、冬場から春先においての植え付けは、本当、天候に左右されるということで、もう雨が降ればですね、3日から1週間ぐらいは、やっぱり天気にならなければ植え付けられな

い、機械が導入、入らないほ場も結構ありますので、本当、トラクターとプランター機械が入らない状況がネックとなっております。そのために天候が回復するまで待って植え付ける農家も多いと思います。本当は、今でも6月になっているのですが、5月の連休明けまで、この植え付けしている農家もいましたので、できれば2月から3月、早い、早く植えたほうが反収も上がりますので、できれば3月いっぱいとか4月いっぱいまでには植えて終わってほしいんですけども、やっぱり天候の左右で、やっぱり5月に入ったりとかすることもありますので、そこあたりがちょっと気の毒だなという思いもしております。今回においてですね、春植えの、令和8年度産に向けての春植えの面積ですね、作付面積は、今、どのようなものであるのか。今、現状、どのような面積があるのかを伺いたいと思います。

川畑健朗 農林水産部長 お答えいたします。令和8年産の春植え面積につきましては、本市全体で51ヘクタールを見込んでおります。春植えは、令和8年産の安定生産と収量確保につながる重要な作型であると認識しております。一方で、冬場から春先にかけての降雨の影響により植え付け作業の遅れが懸念される状況もございますが、生産者や関係機関と連携しながら、適期植え付けの推進に努めているところでございます。また、令和8年産の収穫面積の内訳につきましては、夏植えが64ヘクタール、株出しが388ヘクタール、春植えの、春植えが51ヘクタールと合わせまして、合計で503ヘクタールとなる見込みであり、前年産と比較して16ヘクタール増加する見込みとなっております。今後におきましても、生産基盤の維持、拡大と収量の確保に向け、関係機関と連携しながら、サトウキビ振興に取り組んでまいります。以上であります。

奥 輝人 議員（15番） 分かりました。本当、春植え等、やっぱりその株出し、また、あと夏植えのその収量ですよ、それがやっぱり大事だと思いますので、今回もですね、2,000トン農家がですね、また今回も出ているんですよ。去年も出て、今年も同じ2,000トン農家というのが。やっぱり大規模農家が、やっぱりこうやって1,000トンとか2,000トン目指している、そういった若手農家も、今、育成されていますので、本当、大規模農家を育成していかなければ、この3万トン台とかの、そのクリアしていくのには、やっぱり厳しいのかなと思います。今後においては、やっぱり高齢化とか、キビ作の技能とか、そういったこともありますので、そういった遊休農地とか、そういった土地の、農地管理機構に預けながらも、サトウキビ農家がこうやって栽培できるような、そういった環境もつくりながらですよ、できれば3万トン以上の収穫できるように、部長、指導方、よろしくお願いしたいと思います。いいですか。

以上でですね、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

多田義一 議長 以上で、無所属 奥 輝人議員の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。午後1時30分、再開いたします。（午前11時44分）

○

多田義一 議長 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き、一般質問を行います。

チャレンジ奄美 正野卓矢議員の発言を許可いたします。

正野卓矢 議員（5番） 市民の皆様、議場の皆様、そして、インターネット中継を御覧の皆様、こんにちは。チャレンジ奄美の正野卓矢です。どうぞよろしくお願いいたします。

質問に入る前に、所見を述べさせていただきます。先日の台風6号により被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。今回の台風では、特に広範囲に及んだ停電が市民生活の足元を揺るがす深刻な事態となりました。復旧には時間を要し、また、停電に関しては奄美市としてできること、対応には限界があるという現実も改めて突きつけられました。だからこそ、基盤を支える行政の役割、地域社会の

一体感と細やかな目配り、そして、個人が日頃から備えを進めていくこと。それぞれが自分にできることを理解し、日々の暮らしの中で積み重ねていく大切さを改めて痛感したところです。この地域での一体感に関連して申し上げますと、先月5月、奄美市において、大島地区子ども会研修会が開催されました。群島各地域の会長の皆様と意見交換をする中で、共通する大きな課題が浮かび上がりました。それは、現代の子どもたち、そして、保護者の皆様の暮らしにおいて、地域とのつながりよりも、SNSのつながりが大きな比重を締めるようになってきているという現状です。更に、社会保障制度や公的サービスの充実によって、個人の困り事が行政サービス、行政のサービスで解決しやすくなった一方で、地域との関係性を維持することが難しくなっているという、この時代特有の課題も見えてまいりました。しかし、万が一、生活インフラが長時間にわたり停止したときに、互いを支え合えるのは、やはり地域でのリアルなつながりになってくるのだと思います。だからこそ、地域が一体となり、同じ方向を向いて取り組んでいくために何ができるのか。個人として、地域として考え、公的にどのように支えていけるのかを見える化していくことが重要であると考えます。さて、世界に目を向けますと、4年に一度のワールドカップが開幕いたしました。今大会から3か国が48チームに拡大され、連日、熱戦が繰り広げられています。サッカー好きの皆様にとっては、睡眠との折り合いをどうつけるかという嬉しい悩みもあるのではないのでしょうか。昨日、行われた日本対オランダ戦は、2対2の引き分けとなりましたが、試合終了直前の同点ゴールに大いに興奮いたしました。同じベクトルを持ち、個人として考え、チームとして一体感を持ち、最後まで諦めない戦う姿に強く心を動かされました。次の試合でも万全の準備をして、国民の声援を力に、チームとしても個人としても、この4年間、積み上げてきた成果を存分に発揮していただきたいと思います。

それでは通告に従い、質問に入ります。

1 防災について、(1) 議会提言「災害に強いシマづくり」において示された課題と対策を、令和8年3月に修正された奄美市地域防災計画を進めていく上で、どのように反映していくのかについて、お伺いいたします。

① 提言書の位置づけ取扱いについて。議会として3月に取りまとめ、市長へ正式に提出した提言書、災害に強い島づくりは、私たちとしては単なる参考資料ではなく、全会一致でまとめた重みのある提言だと受け止めております。この提言書には、集落や事業所へのヒアリングを通して整理したあるべき姿や、現場で見えてきた具体的な課題が体系的に示されており、奄美市地域防災計画を実際に動かしていく上で、非常に実務的な価値を持つものだと考えております。そこで、お伺いいたします。まず、市当局として、この提言書をどのような位置付けで受け止めているのか、認識を確認させてください。その上で、今年3月に修正された地域防災計画を、今後、進めていくにあたり、提言書やあるべき姿に示された課題、対策をどのような形で計画の運用にどのように反映していくのか、具体的な方針をお聞かせください。次の質問より、発言席にて行います。

多田義一 議長 答弁を求めます。

安田壮平 市長 正野議員の御質問にお答えします。提言書及びあるべき姿の反映についてであります。

令和8年3月に御提出いただきました議会提言「災害に強いシマづくり」につきましては、市議会として全会一致で取りまとめられ、私宛て、正式に提出されたもので、その趣旨を十分に尊重すべきものと認識しております。また、提言書には、集落や事業所への聞き取り調査を通じて整理された地域の実情や課題、更には、今後、目指すべき「あるべき姿」が具体的に示されており、本市の防災・減災対策を進める上で大変重要な提言であると受け止めております。提言書に示された課題や対策につきましては、昨年度、改定いたしました地域防災計画の運用や各種防災施策の推進にあたり、関係部署間で情報共有を図りながら、その内容を十分に検証し、実現可能性や優先度を踏まえた上で、具体的な事業や組織へ反映してまいりたいと考えております。特に地域ごとの避難体制の強化、防災資機材や備蓄体制の

充実、情報伝達手段の確保など、提言書で示された事項については、今後の施策立案や事業実施の中で参考とするだけでなく、具体的な対応につなげられるよう検討を進めてまいります。今後とも、市議会の皆様と課題認識を共有しながら、市民の皆様が安心して暮らせる「災害に強いシマづくり」の実現に向けて取り組んでまいりたいと思います。

正野卓矢 議員（５番） 市長、御答弁ありがとうございます。議会として全会一致と取りまとめ、重く受け止めていただいているという答弁、答弁でした。本当に心強く感じます。地域防災計画等、いろんな計画と一緒に進めながらいく形となると思います。この提言書には、市長もおっしゃいましたけれども、現場での声を踏まえた、すぐにでも取り組める内容も含まれておりますので、是非、可能な部分から進めていってほしいと思います。

それでは、次の②の今年度の取組についてお伺いいたします。今年３月に地域防災計画が修正され、更に議会としても提言書を提出したところですが、これらを踏まえて、今年度、当局としてどのような防災、減災の取組を進めていくのか。まず、今年度の取組についてお伺いいたします。提言書の中では、短期的に着手できる対策として、避難所の現況調査や運営マニュアルの整備、備蓄台帳のデジタル化、防災ラジオの配布、安否確認体制の構築など、今年度からも取り組める内容を示しております。また、集落、事業者へのヒアリングで整理した、あるべき姿では、逃げ遅れゼロの実現、１、２週間の滞在できる避難所環境、通信障害時でも確実に届く情報伝達、現場の切実なニーズが明確になっております。これらは、地域防災計画を実際に動かしていく上で、今年度から反映できる実務的な内容だと考えています。そこでお伺いいたします。今年度の取組として、奄美市地域防災計画の中から、そして、この提言書の短期施策やあるべき姿に示された課題のうち、着手できる部分、また、今年度に取り組む部分、来年度以降に計画していける部分、どのように整理して進めていかれるのか、具体的な方針をお聞かせください。

國分正大 総務部長 それでは、お答えいたします。御質問の提言書の短期施策及びあるべき姿に示された課題のうち、今年度の取組内容並びに今後の進め方についてお答えいたします。本市におきましては、令和８年３月に提出いただきました議会提言、「災害に強いシマづくり」の趣旨を十分に踏まえながら、地域防災計画に基づく防災・減災対策を進めてまいりたいと考えております。まず、今年度着手する、着手する取組についてでございます。備えを固める取組としまして、備蓄品の管理につきましては、内閣府が運用する新たな物資管理システムを活用しまして、備蓄台帳のデジタル化及び情報更新を進め、備蓄状況の見える化と適正管理に取り組んでまいります。また、防災ラジオにつきましては、防災時を必要とする市民の皆様へ行き渡るよう、計画的な調達を進めるとともに、あまみFMとの連携を図りながら、災害時における情報伝達体制の更なる強化に努めてまいります。更に、つながるを守るの取組として、避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成を引き続き推進しまして、災害時の安否確認や避難支援体制の充実に取り組んでまいります。加えまして、災害ボランティアの受入体制につきましては、社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの運営を基本としまして、関係機関との連携強化を図り、円滑な支援活動につなげてまいります。

次に、次年度以降の、含めての取組の事項でございます。避難場所及び避難所の現況調整につきましては、施設ごとの課題整理を進めるとともに、優先改修リストの作成や、必要な機能強化について検討してまいります。また、避難所運営マニュアルにつきましては、防災訓練や実際の運用状況を踏まえながら見直しを行い、長期避難にも対応できる実効性の高い内容となるよう改善、改善を進めてまいります。本市としては、議会の皆様からいただいた、提言された、示された短期施策のうち、今年度、対応可能なものについては着実に実施するとともに、施設整備や環境整備など、一定の調査、検討期間を要する事項につきましては、優先順位を整理しながら段階的に取り組ませていただき、逃げ遅れゼロを得や、安心して避難生活を送ることができる環境づくりといった提言書に示された「あるべき姿」につけ

て、向けて、防災・減災対策を推進してまいります。以上です。

正野卓矢 議員（５番） 部長、御答弁ありがとうございます。３月に提出したので、なかなか今年に反映していくのは難しいのかなと思いつつも、質問させていただきましたが、修正された計画とリンクしている部分も多いのかなと感じております。それで反映させていただいたのかなと感じております。６月に入ってから、台風や大雨の対応を見ても、現場の課題は日々変わっておりまして、優先順位も揺れ動いていく可能性もあります。今回の停電のように市として直接コントロールできない部分もありますが、それでも市として何ができるか模索しながら進めていただきたいと考えております。そういった意味でもですね、現場の声を丁寧に拾いながら、あるべき姿に近づけていける取組を進めていってください。

それでは、次の情報伝達の強化についてお伺いします。③、情報伝達の強化について。まずはじめに、前回の３月議会では私自身、あまみＦＭとの連携強化について、通告しておりましたが、自分、私自身の焦っていたのか、緊張していたのか分かりませんが、飛ばしてしまいまして、その点についてはお詫び申し上げます。今回、改めて質問させていただきます。今回の議会提言書、災害に強い島づくりでは、災害時の逃げ遅れゼロを実現するために、防災ラジオの全戸配布や、ＦＭアンテナの整備、安否フローの確認、確立など、重層的な情報伝達の強化策を強く打ち出しております。そして、これらの施策を実効性のあるものにしていくためには、あまみＦＭとの緊密な連携が欠かせないと考えております。提言書を取りまとめる過程で、政策立案推進会議として、あまみＦＭへのヒアリングも行いました。その際、現場の皆さんからは非常に前向きで具体的な御意見をいただきました。例えばですけれども、災害時には市役所４階の防災室を放送拠点として使えるようにしてほしい。有事を想定した実践的な訓練を市と一緒に企画したい。平時から市との関係性をもっと深めていきたいといったような声です。こうした現場の生の声は、今回の地域防災計画を実際に運用していく上でも大きなヒントになると感じていますし、市としても真摯に受け止めるべき内容だと思っております。そこで、以下の２点についてお聞かせください。

一つ目は、今あった声ですね。あまみＦＭから寄せられた、これらの提案をですね、市としてどのように受け止め、今後、どのような形で連携を強化していくお考えなのか。特に防災室の活用や共同訓練の実施について、現時点での方向性をお聞かせください。

二つ目はですね、今回、先ほどの答弁にもあったかもしれませんが、提言書で示した防災ラジオの全戸配布、ＦＭアンテナの整備、安否フロー、安否確認フローの確立といった重要な情報伝達の施策について、現時点でどのような検討がされているのか、また、今後どのように進めていく方針なのか、答えられる範囲でお示しください。よろしく願いいたします。

國分正大 総務部長 お答えいたします。２問、お答えいたします。御質問のあまみＦＭとの連携強化及び提言書で示された情報伝達施策への対応についてお答えいたします。本市では、災害時に市民の皆様へ必要な情報を確実に届けるためには、防災行政無線ではなく、ラジオ、ＳＮＳ、エリアメールなど、複数の手段を組み合わせた多層的な情報伝達、情報伝達体制の構築が重要であると考えております。その中で、あまみＦＭにつきましては、地域に密着した情報発信媒体として重要な役割を担っており、平成２２年の奄美豪雨災害の際には、継続的な災害放送を通じて、避難情報や被害状況等を市民へお伝えし、安心の確保や適切な避難行動につながったものと認識しております。また、今回の議会提言の策定にあたり実施されたヒアリングにおいては、おいては、市役所本庁舎４階防災室の活用や、有事を想定した実践的な訓練の実施、更には平時からの連携強化について前向きな御提案があったと伺っております。本市といたしましても、これらの提案は、災害時の情報伝達体制の強化に資する重要な視点であると受け止めております。今後、あまみＦＭとの意見交換を重ねながら、災害対策本部との連携のあり方や防災室の活用の可能性、有事を想定した情報伝達訓練の実施などについて、協議・検討を進めてまい

りたいと考えております。

次に、提言書で示されております、防災ラジオの全戸配布、FMアンテナの整備及び安否確認フローの確認についてでございます。これらの施策につきましては、議会提言において掲げられた逃げ遅れゼロの実現に向けた重要な取組であると認識をしております。防災ラジオにつきましては、防災時を必要とする市民の皆様へ行き渡るよう、引き続き計画的な調達、配布を進めるとともに、あまみFMとの連携を図りながら、情報伝達機能の強化に努めてまいります。また、FMアンテナの整備につきましては、難聴地域の状況や整備手法、費用対効果等も含めて、課題整理を行わせていただきまして、本市にとって最も効果的な情報伝達体制の構築に向けて検討を進めてまいります。更に、安否確認フローの確認につきましては、避難行動、要支援者に係る個別避難計画書の作成を進めるとともに、地域や関係機関との連携を図りながら、災害時における安否確認体制への充実に取り組んでまいりたいと思います。以上です。

正野卓矢 議員（５番） ありがとうございます。連携については、声を反映して、強化していくために重要なものだと考えているという答弁で、ありがとうございます。是非ですね、どういった連携をしていくか。連絡、密に連携をとって、何て言うんですかね、もっと話し合いを持つ場を、担当職員と担当の者だけでもいいんですけども、どんな感じでやっていこうというのが、もし、もっと行き来が頻繁にあればいいなと思います、個人的に。是非、よろしくお願いします。進めていってください。防災ラジオに関しては、いっぺんに全部配るわけにはいかないもので、年間５０台程度、今、そういう状態だと思いますけれども、それが増えるわけじゃなくて、今年も、一応、５０台を予定しているということですのでよろしいですか。ありがとうございます。整備については、アンテナの整備については、難聴地域を調査していただいて、どれぐらいの高価、費用対効果があるのかということですね。分かりました。是非、整備して、島民、市民の中でラジオが届いて困る人はいないので、是非ですね、調べていただきたいと思います。よろしくお願いします。あとですね、前回も質問させていただいたんですが、この防災行政の無線の更新について、現在、進捗について少し教えてください。

國分正大 総務部長 それではお答えいたします。防災、奄美市の防災行政無線の更新整備につきましては、現在、基本設計業務を進めているところでございます。基本設計におきましては、現行の防災行政無線システムをはじめ、コミュニティFMを活用した情報伝達システムや携帯電話網を利用したシステムなど、複数の情報伝達者について比較検討を行っております。検討にあたりましては、災害時における情報伝達の確実性はもとより、導入及び維持管理に係る費用、運用のしやすさ、将来的な拡張性など、様々な観点から総合的に評価を行っているところでございます。今後、基本設計の成果物として報告書が取りまとめられる予定となっております。その内容を十分に精査しまして、本市にとって最も効果的かつ持続可能な情報伝達体制の構築に向けまして、更新するシステムや必要な機材等について、整理、検討を進めてまいりたいと考えております。また、市民の皆様へ、災害時に必要な情報を確実に届けることができるよう、多様な情報伝達手段を組み合わせた体制の構築に努めてまいりたいと思います。以上です。

正野卓矢 議員（５番） 部長、答弁ありがとうございます。説明していただいたとおり、今、基本設計の段階であり、報告書の取りまとめが今からということですね。市にとって最も合うものを選択していくということですが、コンサルの方が入っているのかなと思って、市として決定的な配慮がどのぐらいあるのか、私はちょっと不安なんですけど、しかし、その上で申し上げたいのは、今回の台風でも明らかになったようにですね、台風時には携帯電話等においては情報収集は限界がありそうです。また、行政無線に関しましても、荒天時には聞き取れない可能性もあります。こうした現場の状況を踏まえると、今後の防災行政無線の更新にあたっては、是非ですね、防災ラジオのほうを軸に仕組みを進めていただ

きたいと思っております。是非、よろしくお願いします。個人的にはですね、先ほど費用の話もありましたが、初期コストもランニングコストも他のプランより安価でできるのではないかと考えておりますし、ここにかかるコストがですね、お金は市内で回るような、回ると思います。ここに、防災ラジオを軸に考えるとですね。そういったことも踏まえますとですね、防災ラジオを軸に、是非ですね、考えていっていただきたいと要望して、この質問は終わります。

それでは4に移ります。④河川改修整備について。奄美市地域防災計画の中では、近年の豪雨や局地的な大雨の増加を踏まえて、河川災害の要因が複雑化していること。そして、個別の河川対策だけでは限界があることが示されております。そのため、流域全体を見据えた総合的な治水対策を進めること。更に、危険箇所の把握や住民への周知、水防体制の強化など、ハードとソフトの両面で取り組む必要があると明記されております。こうした方針を実際に進めていくためには、防災を所管する危機管理室と河川管理を担う土木課が、日常的に情報を共有し、一体となって対応していくことが不可欠だと私は考えています。そこでまず、お伺いします。地域防災計画の運用段階においてですね、危機管理室と土木課は河川に関する課題をどのように共有し、どのような連携体制をもって対応しているのか。また、土砂撤去などについては、土木課が優先順位を定めて進めていると理解しておりますが、その優先順位はですね、防災上の重要性や氾濫リスクを踏まえて、どのように決定しているのかお聞かせください。その上で永田川について申し上げます。永田川周辺の住民の方々からは、土砂が堆積しているのではないかという不安の声が寄せられております。私自身も現地を確認しましたが、川底から橋げたまでの距離が1メートルほどしかない箇所もありました。奄美豪雨災害以降、護岸のかさ上げなど、一定の防災力向上が図られていることは承知しております。しかし、市内中心部を流れる永田川が氾濫した場合、主要交差点が冠水し市内交通が大きく麻痺する可能性も高く、非常に重要な河川であると認識しています。こうした住民の声や現地の状況を踏まえ、永田川についても適切に位置付け、必要な検討や対応を進めていきたいと考えておりますが、市としての見解をお伺いします。よろしくお願いします。

安村幸一郎 建設部長 それでは、御質問にお答えいたします。防災危機管理室と土木課の連絡体制につきましては、計画的な河川改修等のハード面を土木課が行い、住民への広報、啓発活動等のソフト面を防災危機管理室で行っており、ハード・ソフト両面で地域防災計画に基づき連携しております。また、平常時から土木課が河川の定期パトロール等を行い、防災危機管理室と情報を共有しているとともに、災害時の体制につきましても、土木課は警戒配備につき、現地の河川状況や氾濫の危険性等について監視等を行い、適切な対応が迅速に行えるよう努めております。今後も、防災危機管理室や関係部署とも緊密に連携しながら、河川管理と防災対策に努めてまいります。

次に、土砂除去の優先順位につきましては、本市が管理する河川で緊急性が高く、氾濫リスクの高い箇所や住民からの要望等なども踏まえ、現地確認を行った上、名瀬・住用・笠利の3地区ごとに決定しております。今後も引き続き、計画的に土砂除去を実施し、河川の維持管理に努めてまいります。また、県が管理する河川についても、県に対し、必要な河川改修や堆積土砂の除去等を継続して要望するとともに、県と連携した河川の整備を推進してまいりたいと存じます。

また、永田川につきましては、市としても氾濫時には主要幹線道路を冠水させ、交通を麻痺させる極めて重要な河川であると認識しております。土砂の堆積により、流化能力が低下する可能性があることから、定期パトロールにて、状況の把握に努めているところでございます。今後も、現地調査等を行い、優先順位も検討した上で、緊急浚渫推進事業を活用した土砂除去の対策を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。以上です。

正野卓矢 議員（5番） 部長、答弁ありがとうございます。連携されているということで、河川の土砂の堆積の撤去をするのも、氾濫、危険とか、そういうのも踏まえて、その情報も共有して優先順位を決定しているという理解で大丈夫ですか。ありがとうございます。安心しました。永田川についても確認

はしていると。溢れたときの、氾濫したときの危険性も共有しているということなので安心しました。ありがとうございます。

それでは、次に移りたいと思います。⑤共助を支える地域支援についてですね。お伺いします。共助を支える地域支援、いわゆる伴走についてお伺いします。今回、政策立案推進会議として、集落や事業者の皆さんから多くの声を伺いました。その中で寄せられた困り事の多くについて、市当局に確認させていただいたところ、既に対応している、取り組んでいるという回答を多くいただきました。ただ、私としてはですね、現場の住民の認識と市の認識の間に明らかなギャップがあると感じています。市としては取り組んでいるつもりでも、住民側には届いていない、伝わっていない、実感がないという状況が生まれてくる。この認識のずれは、今後、自助・共助を進めていく上で、大きな障害になりかねません。そこで伺います。まず市として、この認識のずれをどのように受け止めているのか。また、地域防災計画を実際に運用していく上で、あるべき姿を目指すためには、行政と地域の間にあるこのギャップを埋めていくことは不可欠だと考えます。このギャップを、今、今後、どのように改善し、どのように埋めていくお考えなのか聞かせてください。地域の共助力を高めていくためにはですね、制度や仕組みを整えるだけでは不十分で、行政が地域に寄り添い、伴走しながら支援していく姿が非常に重要だと考えます。市として、地域の共助力を高めるために、どのような伴走支援も考えているのか、併せてお願いします。

國分正大 総務部長 お答えいたします。御指摘のとおり、今回の議会提案の策定にあたりまして、各集落へのヒアリングを通じて、多くの御意見や御要望をいただきましたことは、本市にとりましても大変貴重な機会だったと考えております。その中には、本市として既に取り組んでいる施策や制度であっても、地域の皆様に十分に伝わっていないものや、活用につながっていないものがあつたものと受け止めております。防災対策は、行政が施策を実施する公助だけでは十分ではなく、市民や地域の皆様に内容を理解していただき、自助や共助といった、実際の行動につながって、初めて効果を発揮するものでございます。本市といたしましても、予算を伴わずに対応できるものや、現在、または、将来を見据えた予算の範囲内で実施可能なものにつきましては、できる限り直ちに取り組んでいるところでございます。一方で、財源や人員の面から、直ちに対応が難しい場合には、丁寧に説明を行いながら、地域の皆様と認識を共有していくことも重要であると考えております。そのため、行政と地域との認識のずれが生じている場合には、自主防災組織や自治会、地域住民の皆様との意見交換、防災訓練、防災出前講座などを、機会を活用しまして、情報共有の忠実に進めてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、自助・共助・公助がそれぞれの役割を果たしまして、連携できるよう、地域の皆様と対応を重ね、災害に強い島づくりにつきぬけて取り組んでまいります。御協力、御理解のほどよろしくお願いいたします。

正野卓矢 議員（５番） 部長、答弁ありがとうございました。市として、これまでも出前講座だったり、嘱託員、駐在員、行政協力委員の皆さんを通じて、地域へ情報を届けている。そういった進めっていると、私も認識しております。しかし、今回、各集落や事業所の皆さんから直接お話を伺う中で、抱えている困り事や不安に対して、市の取組が十分伝わっていなかったり、市の取組が届いていない、実感されていないという感じをですね、市民の皆さんが受けている状況が改めて浮き彫りになったことで、この認識のずれが、今後、自助・共助を進めていくで、大きなギャップに、認識のずれとなっていくのは、ちょっと障害になる可能性があるなと思ったので、質問させていただきました。行政としてはやっているつもりであってもですね、住民の皆さんが知らない、聞いていない、実感がないと、結果として届いていない形になりますので、今後もですね、ヒアリングで寄せられた困り事についても、一つずつ丁寧に向き合って、住民の皆さんに伝わる形でアプローチしていったほしいと思います。そして、地域と行政が同じ方向を向いて、防災力を高めていけるよう、伴走支援のあり方も改めて検討していただ

き、災害に強い島づくりを目指して、力を合わせていければと思います。どうぞよろしくお願いします。それでは、この１の質問はこれで終わります。

続いて、２市民生活について、（１）公民館集会所のＬＥＤ化についてお聞きします。①現状の認識の確認と課題の整理についてお聞きします。奄美市内の公民館や集会所は、地域の集まりや福祉活動、防災の拠点として本当に幅広い役割を担っている大切な場所だと考えております。その一方で、今も多く施設で蛍光灯が使われており、国の製造終了に伴って、交換用の蛍光管が手に入りにくくなるという課題、状況が出てきております。更に、自治会の財源だけではＬＥＤ化に必要な費用を賄うのが難しいという声も多く、対応が自治会ごとに分かれてしまう、いわゆる地域間の格差の懸念も出てきております。公民館や集会所は、避難所としての役割もありますので、照明の確保は市民の安全にも直結する大事なテーマだと受け止めています。こうした状況を踏まえて、まずは市としてこの問題をどのように認識されているのか。そして、どのような課題があると整理されているのか、お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

國分正大 総務部長 お答えいたします。公民館や集会所は地域の集まりや福祉活動、防災の拠点として、地域にとって大変重要な施設であると認識をしております。御指摘のとおり、現在も多くの施設で蛍光灯が使用されておまして、国における製造終了に伴いまして、交換用蛍光管の入手が難しくなる状況が見込まれております。このため、照明設備の維持・更新は喫緊の課題であると考えております。また、ＬＥＤ化に必要な費用につきましては、自治会のみでは負担が困難な場合も多く、対応状況に地域者が、地域差が生じる恐れがあることも認識をしております。公民館・集会所は避難所としても、御案内のとおりです、避難所としての役割も担っていることから、照明の確保は市民の安全確保に直結する重要なテーマとも捉えております。現在、本市では、このことも踏まえまして、各公民館、集会所の照明設備の状況について、調査、確認を進めているところでございます。併せまして、本市では、これまで奄美市集会施設改修事業補助金を活用して更新を行っている自治会もでございます。今後は、この調査結果も踏まえまして、他の補助なども含めまして、より効果的な支援のあり方について検討していくという計画でございます。よろしくお願いいたします。

正野卓矢 議員（５番） 部長、答弁ありがとうございます。市が既に公民館、集会所の照明施設について、調査を開始していただいているという御答弁をいただきました。早い段階から着手していただいて、本当にありがとうございます。自治会の声を大変ありがたく思っております。その上で、今後の方向性についても、今、少し述べられたのかなと思いますけれども、奄美市としてのですね、方針についてまで、改めてもう一度、お願いします。

國分正大 総務部長 それでは、方針についてお答えいたします。本市では、先ほどの答弁と、また、加えまして、今、脱炭素への取組をしておまして、「奄美市地球温暖化防止活動実行計画」も作成しております。その中でも、照明、省エネ機器への更新を推進しているところでございます。重ねまして、答弁を重ねますが、先ほどの答弁を踏まえまして、現在、進めている調査結果の集計が完了次第、施設ごとの状況を整理した上で、自治会への支援のあり方を検討してまいります。以上です。

正野卓矢 議員（５番） ありがとうございます。自治会としては、心強いと思います。今回のＬＥＤ化の課題は、問題はですね、自治会だけでは対応が難しい一方、地域の安全や防災にも直結する、部長もおっしゃっていますが、テーマです。市としての方針が示されることで、地域も安心して準備を進めることができます。是非、市と地域が一緒になってですね、計画的に進めていってほしいと思います。今後ともよろしくお願いします。

それでは、３のほうに移らせていただきます。３、教育行政について、（１）楽器運搬支援について

お伺いします。昨年に続いての質問となりますが、この１年間で状況が大きく変わったため、改めて取り上げさせていただきます。前回、市の答弁ではですね、楽器運搬支援について、他の部活動との公平性、そして、奄美市は、児童・生徒数が、近隣の町村に比べて、児童数や学校数が多く、財源の確保は課題であるという２点が、支援に踏み切れない理由としてあげられたという認識をしております。しかし、そのあと、その後ですね、２０２６年、鹿児島県議会での一般質問を受け、県がアンケート調査を行い、離島生徒指定大会、遠征費助成事業の中で、楽器運送費として予算を新たに計上いたしました。対象は、中学校が２０校、高校が１０校という試算です。私はこの予算化はですね、非常に大きな意味を持っていると考えています。県が予算化したということはですね、離島における楽器運送の負担は、島の子どもたちが持つ構造的なハンディキャップであると、明確に認めたということだと私は思います。つまり、前回は奄美市も懸念していた、他の部活動との公平性という議論は、県が予算化したことで一定の整理がついたという、私は認識の下の質問になります。また、財源の課題についても、状況が変わったと思っております。県が示した３０校のうち、最も多くの学校が、ここ奄美市にあります。県が予算をつけてくれたことで、本来、市が単独で負担しなければならなかった部分が、大きく軽減されることにもつながります。だからこそ、最も、当事者が最も多い奄美市こそが、この県の予算を最大限に生かすべきだと考えるようになりました。以上を踏まえてですね、次の点について、市の見解を伺いたいとお伺い、伺います。まず、この県が楽器輸送費を予算化したことをですね、奄美市としてどのように受け止めているのかということですね。離島の構造的なハンデを県が認めた、私は認識していますが、その点について、奄美市の認識を伺います。二つ目に、県が予算化したことで、市が支援を行う財政的なハードルが下がったと、私は考えますが、市の見解、前回の答弁で示された財源確保の課題との関係を確認させてください。三つ目がですね、県の支援をベースにですね、市独自の上乗せ支援を行うことはできないかということです。奄美市として子どもたちの挑戦を支えるために、県の支援に上乗せする形で独自支援を検討する意思があるのか、この三つについて、答弁いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

當田栄仁 教育部長 それでは、議員の御質問にお答えいたします。県において、各種大会等への参加に係る支援の充実を図るため、新たに楽器運搬移送費を補助対象を経費としたことは、本市のような離島地域の学校が抱える負担軽減につながる取組であり、意義のあるものと受け止めております。一方で、本市独自の支援制度につきましては、対象範囲や支援内容の整理、継続的な財源確保などの課題もございます。今後につきましては、県制度の活用状況や、その活用による負担軽減の効果、更には、各学校における実質的な負担の程度等を把握しながら、本市の実情や財政状況等を踏まえまして、必要な支援のあり方について検討してまいります。以上でございます。

正野卓矢 議員（５番） ありがとうございます。要するに、県が予算化したことを踏まえて、奄美市としても検討していく可能性が出てきたという認識でよろしいですか。

當田栄仁 教育部長 それでは、お答えいたします。先ほど申し上げました、現状認識の整理をさせていただきながら、来年度の予算編成に向けまして、庁内での検討を進めてまいります。以上です。

正野卓矢 議員（５番） 部長、ありがとうございます。来年度の予算に、編成に入ることを本当に期待しておりますが。県が支援を始めたというのは、離島の子どもたちの負担を一緒に減らしていきましょーうと、私の立場から言うと、向こうからこう手を差し伸べてくれたような感覚です。そういうふうを受け止めていただきたいと思います。県がここまで踏み込んだ以上、公平性や財源を理由に後ろ向きになる必要はないと感じます。是非ですね、前向きに進めていきたいと、いただきたいと思います。吹奏楽部の子どもたちは、地域の祭りやイベント、クルーズ船の送迎などの演奏、地域の文化を支える存在に

もなっておりますし、学校内では卒業式、入学式等で演奏しております。ちょっとほかの部活とは、感じが違うのかなとも思っております。そういった輸送の問題ですね、挑戦したい曲、いろんな楽器が必要ですので、コンテナに積める、積めない、いろいろ出てきますので、もう挑戦したい曲を諦めたり、楽器を減らさなきゃいけなくなったり、そういうことになったら、大会に参加する年に、一度、大体、年に一度ぐらいなんですよ、吹奏楽部。楽器運搬というお金がかかりますからね。前回、幸多さんの質問の中で、多いところは部活動、クラブチームは年に3回ほど鹿児島に行く可能性があるということ、答弁であったんですが、もちろん保護者は3回行ったらそれなりにお金がかかります。でも、3回チャンスがありますよね。船便、半分持っていますけれども、人数分かける船代、3回分の支援が行われていると思います。一度しか行けないところは一度の支援しかいただくことができません。そういった意味でもですね、是非、早めにしてほしいと思っているのは、今、鹿児島の、いつも市の、鹿児島市のホールで大会、コンクールが行われているんですが、使えなくて、今年は始良市で行います。輸送費が更に上乗せされる可能性も出てきております。できたら、その来年の予算化ということは、本当に私は心強い言葉をいただいたのですが、なるべく早くですね、取り組んでいただけたらと思います。県が動いた今だからこそ、奄美市もできないことを言うのではなくて、どうすればできるかという視点で、もう一歩、踏み出していただきたいと強く思います。是非ですね、よろしくお願いいたします。これで、この質問は終わります。

続いて、2、2の質問です。地域活動の魅力向上についてお伺いします。今、日本全体、そして、奄美市でも少子高齢化と人口減少は、もう避けられない状況だと思います。これから先、社会保障や公的サービスだけで、暮らしの全てを支えていくのは、人材面や財政面でも限界が来るんだろうと感じております。ではどうするのか、どうするのかと考えたときに、やっぱり住み慣れた地域で、地域の中で支え合って暮らしていく仕組みへ移行していくのかなと思うわけです。ところが地域はどうかといえば、特に市街地に関して申し上げますと、課題が山積みでございます。地域の繋がりは薄くなり、担い手は固定化され、高齢化も進んでいる。単身世代も増え、若い世代はですね、SNSやネットのつながりに楽しさを見出しておりまして、地域活動との接点がどんどん減ってきています。このままでは、地域が受け皿として成立するのは難しいのではないかという危機感がございます。では、どうやって地域の受け皿を強くしていくんだという、その思うわけですが、そのキーワードが私は子どもたちではないのか、ないかと思っております。なぜ、子どもたちかということですが、まず、子どもたちが地域に関わると、いつも担い手として頑張っている大人たちが、すごく力を発揮しやすくなる環境ができあがると思います。子どもたち自身も地域で役割を持つことで、アイデアを出したりすることでですね、SNSを使って地域の広報を助けることによってですね、小さくても確実な成功体験を積むことができ、子ども同士のネットワーク、今は、先ほども言いましたけれどもSNSでつながっている。昔はあった、なんかねーとか、なんかにかーの地域つながり、このネットワークにも広がる可能性があります。ここは、自分たちの町だという感覚にもつながっていくことが期待できると思います。では、どうやって子どもたちの目を地域に向けるのか。そのときに真っ先に、最初に浮かんだのがですね、奄美市がこれまで力を入れてきた郷土教育です。今の子どもたちは島の伝統や文化、営みに誇りを持っています。そんな子どもたちが本当に多いと思っております。これは奄美市が長年取り組んできた大きな成果だと感じております。同じようにですね、地域活動の大切さや尊さ、その楽しさを子どもたちの学びの中に自然に取り入れていくことができれば、子どもたちが主体的に地域のことに関わっていく未来がつくれるのではないかという考えでの私の質問になります。そこでお伺いします。子どもたちが主体的に地域活動へ参加し、体験を通じて地域をつくる主役へと育ていくために、奄美市としてどのような環境整備や仕組みづくりが必要だと考えているのか。その見解についてですね、お示しいただきたいと思します。よろしくお願いいたします。

當田栄仁 教育部長 それでは、議員の御質問にお答えいたします。教育委員会でございますので、子

もたちの関係で、こちらが所管しております、ジュニアリーダークラブと子ども会のことを中心にお答えいたします。本市では、中高校生を対象としたジュニアリーダークラブを設け、子どもたちが地域活動に参加できる環境を整えており、奄美市子ども大会、大島市区ジュニアリーダー研修会といった行事の運営に参加しております。こうした取組や機運が市内の学生団体による様々な自主イベントの開催や復帰記念行事への参画といった、若い世代の行動につながっているとも受け止めております。今後につきましては、コロナ禍なども経て、減少傾向にあります会員数の増加や、対象範囲の拡大と併せまして、子どもたちがイベントを企画、運営する楽しさを主体的に体験できる組織として機能を高め、次世代のリーダー育成への基盤づくりを進めてまいります。また、各地域の子ども会等につきましても、今後は自主的な活動への支援を継続するとともに、保護者の負担軽減や意識改革を図り、親子で前向きに参加できる環境を整えてまいります。教育委員会としましては、市長部局と連携を深めながら、地域・学校・行政が一体となった仕組みを構築することで、地域全体で子どもたちを育み、子どもたちが将来にわたって地域を支える主役となる好循環が本市全体に広がるように取り組んでまいります。以上でございます。

正野卓矢 議員（５番） 部長、答弁ありがとうございます。T s u M u G iの話が、ジュニアリーダークラブT s u M u G iの話だったと思うんですけども、T s u M u G iはどこかに所属しているわけじゃなくて、独立した存在だという認識です。T s u M u G iの子どもたちですね、こう前向きな姿勢だったり、マインドだったり、そういったテンションがですね、言えば、各地域それぞれに広がっていくことが望ましいと思います。そういったマインドがこう広がっていくにはどうしたらいいのかなと、本当に考えるわけですけども。どうやって広げていったらいいのかなと、学校だけでも、自治会だけでも、あと、そうですね、行政だけでも、企業、地元の企業だけでも、一つに丸投げすることでは絶対成立しないような形ですね。そういうふうに感じています。だからこそ、学校、地域、行政、企業が一体となって、子どもたちが地域に関わる仕組みをどうやってつくっていくのかということが必要かなと思います。知恵と力を合わせて進めていくことが必要であると感じています。地域活動の充実はですね、そうですね、将来の地域の防災力、そして、地域の福祉力ですね。子どもたちに地元に愛着を生み、高齢者にとってはですね、役割や生きがいを与える力があると思います。地域持続性、そして、それが地域の持続性につながっていく。こういった考えと、テンションというかマインドが軸になってくるんだと思います。奄美の子どもたちはですね、郷土教育を通じて島の文化や営みに誇りを持っています。その誇りが、次は地域を支える楽しさへとつながってほしいなという期待があります。その仕組みをですね、教育委員会に、今回は郷土教育が成果だと思ったので、教育行政について質問させていただきましても、そういった地域をどうやって活性化していくか、充実していくかというのは、もう教育委員会だけで考える、一つで考えることではないと思っております。私たち議員も一緒に考えていけたらと思っています。奄美市としてもですね、是非、全体的な視点を持って、子どもたちが地域をつくる主役へと育ていく環境づくりについて、関係者みんなで進めていく、そういった一歩を踏み出せるようなことをお示し、姿勢をですね、お示しいただけたらと思います。この点を強く要望してですね、質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

これで、ちょっと早いですが、私の一般質問は終了します。ありがとうございました。

多田義一 議長 以上で、チャレンジ奄美 正野卓矢議員の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。午後２時４５分、再開いたします。（午後２時２３分）

○

多田義一 議長 再開いたします。（午後２時４５分）

引き続き、一般質問を行います。

自民党新政会 永田清裕議員の発言を許可いたします。

永田清裕 議員（１３番） 市民の皆様、議場の皆様、インターネットを御覧の皆様、こんにちは。自民党新政会の永田清裕でございます。

まず、質問の順番の変更をお願いいたします。１・２・４・３で行います。

それでは、質問に先立ち、一言、所見を述べさせていただきます。さて、令和８年度も、はや２か月が経過しました。この４月からは、新たに則副市長を迎え、また午前中の最初の質問では、新たに就任された新部長の皆様から、それぞれの意気込みも聞かせていただきます。ほかにも、新たに課長や係長に就かれた方々や、新入職員の方々もいらっしゃいますが、皆さん一人一人が、それぞれの立場で、心機一転、令和８年度の業務に励んでいただきたいと思うところであります。我々議会としましても、各定例会などを通じて、議員としての立場から、令和８年度の予算や各種事業が確実に、適正に執行されていくよう、チェックしながら取り組んでまいりたいと思います。

さて、毎年、この時期は、梅雨の真っ只中で不安定な天気が続きますが、去年は幸いなことに、１年通して、台風の直撃や大規模な豪雨などによる災害も少なく、比較的平穏な１年であったと思うところであります。しかしながら、今年は６月早々には、台風６号が襲来し、道路等の災害や市内各地で停電が続き、８日にはフィリピン地震による津波警報、津波注意報やその後の大雨警報の緊急発令が続くなど、これから本格的な台風シーズンを迎える中で心配するところであります。職員の皆様は、ことあるごとに、緊急の配備体制や避難所への配置などの対応にあたられているようでありますので、改めて御慰労を申し上げたいと存じます。これからも、日頃からの地域のつながりを大切にしながら、みんなで防災、減災に努めてまいりましょう。

ところで、不安定といえば、今、深刻な原因は、収まることなくずっと物価高騰が続く中で、今年の２月末から続く中東情勢の緊迫化に伴う影響であります。日本国内に限らず、世界の各地において、エネルギーの供給、部品や資材の調達難、日用品や食料品の更なる値上げなど、大きな影響を与えております。それで、最初の質問に入りますが、奄美市においても、市民の生活やあらゆる多くの業種において、物価高騰が続く中で、昨今の中東情勢も重なり、厳しい状況になっています。まずは、奄美市におけるこのような地域の状況、市民生活や事業経営の景況感を、行政としてどのように捉えているのかをお伺いします。

次の質問からは、発言席から行います。

多田義一 議長 答弁を求めます。

安田壮平 市長 永田議員の御質問にお答えします。本市における市民生活や事業者の景況感をどう捉えているのかということでございますが、総務省が公表した令和８年４月分の全国の消費者物価指数によりますと、総合指数は前年同月比１．４パーセント上昇し、特に食料の消費者物価指数については、前年同月比３．５パーセント上昇しております。また、民間調査会社による主要な食品メーカー１９５社への調査、６月速報によりますと、２０２６年の飲食料品の値上げ品目数が約１万品目を突破し、今後、最大で約２万品目に到達するとの推計もあるなど、市民生活への物価高の影響が、今なお続いていると認識しております。また、事業者の景況感につきましては、奄美大島の商工会及び商工会議所が実施している景況感等調査の結果を見ますと、中東情勢による原油高などの外的要因による燃料代や、物流費等の高騰を危惧する声が上がっているほか、依然として続く物価高騰と価格転嫁の難しさが経営を圧迫していることが示されております。また、商工団体からは、資材の高騰などの負担を軽減する支援の実施などに関する要請書も提出されているところです。本市におきましても、現在、物価高騰対策を実施しているところではございますが、更なる物価高騰や中東情勢を背景としたコストの上昇や資材の不足等が、市内事業者の経営及び市民生活に今後も影響を与えていくものと認識しているところでございます。以上でございます。

永田清裕 議員（１３番） 今回の答弁からすると、行政としても厳しい状況にあるということは認識していると、そのように理解いたしました。物価高、人手不足などの構造的課題がある中に、それプラスして中東、中東情勢による石油関連の製品不足だとか原油高騰など、外的要因による燃料代であるとか、物価、物流費などの高騰を危惧する声など、多くの不安の、不安な声があると、そのように思います。そこで、国においては補正予算で、重点支援地方交付金や一般予備費を計上し、夏場の電気、ガス支援、ガソリン補助金の継続を決定しております。一方、これで全ての解決が図られるとは思えないわけでありまして。以前、先行き不透明な中東情勢が続いている夏以降も、更に光熱費高騰なども十分に考えられます。これ以上、市民生活や経済活動に支障が生じないように、必要に応じてタイムリーに対応することが大切になります。そのように考えますと、遅くてもですね、次の定例会には市の独自の施策も必要になると思いますけれども、検討状況なども含めて、市の見解をお答えください。

國分正大 総務部長 それでは、お答えいたします。現在、本市におきましては、国の重点支援地方交付金や財政調整基金を活用しまして、水道料金の基本料金免除、物価高応援プレミアム商品券の発行、全事業者を対象とした利子補給事業など、市民生活や事業者の皆様に対する支援を継続しているところでございます。一方で、先ほども申し上げましたとおり、中東情勢等による物価高や資材不足等が市民生活や事業者の経済活動に及ぼす影響は、今後も続くことが想定されることから、現在、次の物価高対策に向けて検討を進めているところでございます。今後も、商工会議所等で実施中のアンケート結果や、事業者、市民の皆様からの個別にお伺いする現状などを踏まえまして、必要な物価高対策を検討した上で、補正予算を計上させていただきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。以上です。

永田清裕 議員（１３番） ありがとうございます。今の状況を見て、これからも、補正予算を組むなり、継続したいと。今、部長の中にもありましたけれども、今、その対策の一環として、水道、水道の基本料金の軽減ですかね、そういったことも、更にこのような状態が続くと、その延期とかも、その付近も視野に入れながら、是非、検討のほど、よろしく願います。今、部長がおっしゃったように、これからのいろいろな情勢を見て、これから進むためにも、そのためにもですね、やはり大切なことというのは、民間の声をしっかりと聞いて、実態に即した打開策、打開策、それが望まれると思いますけれども、そこに向けての民間との意見交換などはどう行われているのか、最後にお聞かせください。

永田公洋 商工観光情報部長 お答えいたします。これまでの答弁にもありましたとおり、近年続く物価高騰に加え、今般の中等情勢の悪化による影響は、特定の業種、それから事業者の規模にかかわらず、多くの産業や市民の暮らしにも厳しい影響を及ぼしていることは十分に認識いたしております。このような状況の中で、御提案のありました、事業者の方々との意見交換を行うことは、より地域や現場の実態を把握する上で、大変有意義なものだと思うところでございます。そこで、本市といたしましても、商工経済団体をはじめ、建設や運輸業、観光や飲食業、農業や製造業、そして、福祉団体などの各業界の代表が一堂に会した奄美市中小企業振興会議を設置しておりますので、同会議を早期に開催し、現場の御意見や業界の状況等を踏まえまして、地域の実態に即した本市の対応策の検討を進めてまいりたいと考えております。御理解をお願いいたします。

永田清裕 議員（１３番） 分かりました。答弁いただきました。そのとおりに進めていただきたいと思います。それでは、次の防災体制の整備について伺います。令和８年度の政府方針で、新たに防災や危機管理に関する経験や知識を有する地域防災マネージャーの任用に向け、取り組むと示されております。

す。まず、確認も含めてですが、地域防災マネージャーには自衛官OBで資格を有するものを採用するという認識でよろしかったでしょうか、お尋ねいたします。

國分正大 総務部長 それではお答えいたします。議員御質問の地域防災マネージャー制度につきましては、防災の専門性を有する外部人材で、内閣府の防災スペシャリスト養成研修を全コース、受験をしているか、防衛省の防災危機管理教育を受講している者を地域防災マネージャーとして採用することで、地方公共団体における人材確保に資するものでございます。その上で、この制度の対象になる者は、国の行政機関職員の課長補佐相当職以上の職員を経験していること、かつ、防災行政経験5年以上、または、災害派遣任務を有する部隊等の経験2年以上となっております。これらは、国等において、様々な防災経験を有している方と認識できますが、本市といたしましては、基本的には防災への対応を期待することはもとより、近年の南西諸島周辺における安全保障環境の変化や、本市における国民保護への対応など、自衛隊との強固な連携がますます重要となっておりまして、採用にあたっては、自衛官経験者が最も適しているものと認識をしているところでございます。以上です。

永田清裕 議員（13番） 分かりました。確認が取れました。

では、自衛官ということでお聞きしましたが、自衛官は年度をもって退職とはならずですね、誕生日をもって退職になると、そのように聞いておりますけれども、そうすると、中途採用もあり得るのか、あり得るということでしょうか、そのことをお聞かせ願ってよろしいでしょうか。

國分正大 総務部長 これは相手があることですので、そのタイミング、タイミングがあるというふうに理解しておりますので、その時々で対応したいと考えております。以上です。

永田清裕 議員（13番） 分かりました。可能性がないわけではないということで理解しました。

それではこれまでの取組状況についてお答えください。

國分正大 総務部長 それでは、お答えいたします。本市の防災体制につきましては、近年の豪雨災害や大型化、激甚化する台風・地震や津波など、様々な自然災害に備え、防災・減災対策を重要施策として位置付けております。これまで防災行政無線やJアラートによる情報伝達の強化、自主防災組織の育成支援、防災訓練の実施、避難所の充実、備蓄品の確保などに取り組んでまいりました。更に、防災体制を一層強化するためには、その中核を担う人材の確保が不可欠であることから、現在、地域防災マネージャーの採用に向けた調査を進めているところでございます。地域防災マネージャーなど、専門知識を有する人材を採用するためには、法令に基づく制度整備が必要であったことから、令和8年第1回定例会において、条例が承認されまして、令和8年4月から施行されております。また、地域防災マネージャーにつきましては、自衛隊で培われた災害対応や危機管理の知見を持つ退職自衛官の専門人材を活用することが、地域の防災力向上に大きく影響することと考えております。このため、自衛隊鹿児島地方協力本部と連携しまして、本市における地域防災マネージャーの活用方法について、協議を進めてまいりましたところでございます。以上です。

永田清裕 議員（13番） よく分かりました。条例も整備されて、着実に進めてきているものだと理解されました。そこで、任用に向けた具体的なスケジュールをお示しください。

國分正大 総務部長 お答えします。地域防災マネージャーの任用につきましては、現在、本市における採用条件や職務内容の整理を進めているところでございます。今後は、自衛隊鹿児島地方協力本部を通じて、全国の自衛隊関係者を対象とした募集を行うこととしております。その後、採用試験を実施し、

候補者の選定を行うこととしておりますが、採用試験の実施につきましても、現在、調整中でございます。従いまして、現時点では具体的な任用、任用時期をお示しできる段階にはありませんが、必要な準備を着実に進めながら、任用に向けて取り組んでまいります。以上です。

永田清裕 議員（１３番） こちらも懸命に進めていると理解できました。そこで、改めてお聞きします。この地域防災マネージャーを任用するメリットと、期待する効果を伺います。また、今、お聞きしたところだと、高い見識と豊富な経験、経験を持つ方と、方になると思いますので、災害対応や危機管理体制の強化はもとより、それ以上の期待もするところではありますが、見解をお答えください。

國分正大 総務部長 お答えします。近年、激甚化、頻発化する自然災害への対応に加えまして、国民保護事案への備えなど、防災・危機管理を取り巻く環境はますます複雑化しております。このような中、地域防災マネージャーは、防災に関する専門的な知識や実務経験を生かし、地域防災計画の見直しや防災訓練の企画・実施、防災関係機関との連携強化、自主防災組織の育成、支援。住民への防災意識の啓発など、平常時から地域防災力の向上に幅広い分野で取り組む人材として期待しております。また、本市は台風や豪雨災害に加えまして、南海トラフ地震や奄美群島太平洋北部地震、いわゆる喜界島沖地震などへの備えも重要であり、災害発生時には迅速かつ的確な情報収集や関係機関との調整が求められています。災害対応能力の向上や危機管理体制の強化につながるものと考えております。加えまして、南西諸島を取り巻く安全保障環境の変化に、変化も踏まえまして、自衛隊や関係機関との連携体制の構築、強化にも大きな効果が期待されるところでございます。更に、自衛官ＯＢを想定しまして、自衛隊での経験を重ねていることも考えますと、本市へのメリットとして、組織マネジメントとして好循環を持たせてくれるものと期待しているところです。本市といたしましては、ほかの自治体における地域防災マネージャーの活用事例や効果等を参考にしながら、本市にとって最適な防災体制の構築に向けて取り組んでまいります。以上です。

永田清裕 議員（１３番） 丁寧な答弁、ありがとうございます。お聞きしたところ、この取組がですね、災害時の冷静かつより適切な対応につながるものだと。併せて、自衛隊や関係機関との連携体制の構築、強化にも大きな効果が期待されるということで理解されました、しました。いずれにしましても、この地域防災マネージャーを任用することが、更なる防災体制の強化につながるものと確信できます。併せて、組織マネジメントにおいても好循環をもたらせてくれるという、もたらしてくれるものを期待するという答弁もありました。任用が順調に進展するよう願って、この質問を終わります。

それでは、次の質問に進みます。次の質問でございます。これ４番に、今、４番で掲示をしてあるものに行きます。奄美群島振興開発特別措置法についてということで、お聞きします。５月２０日開催の則副市長の勉強会に参加をして、改めて措置法の恩恵と、今後の継続の必要性を感じたところであります。これからは、先ほども申し上げましたけれども、先行き不透明な中東情勢など、新たな課題が重なり、奄美の自立に向けてはまだまだ奄振が必要であると、改めて感じたところであります。これまでも、官民一体の要望活動も行われているかと思いますが、これからは、もっとその必要性を感じます。切実な思いを届ける。民間の声を行政と一緒に国会に届けることが重要だと存じます。そこに向けた協議や具体的手段などは、奄美群島全体のことと承知しておりますが、そこは我が奄美市が先頭に立って推進することが大きな力になると考えます。そういった意味で、市の見解とその意気込みについて、則副市長からお聞かせいただきたいと存じます。

則 敏光 副市長 去る５月２０日に、職員向けの研修会でしたが、議員の皆様方も、前日の瀬戸内町での議員大会にもかかわらず、大勢出席をいただきまして誠にありがとうございます。その上でちょっと２、３、御質問がございましたので、答弁させていただきます。

奄振法につきましては、70年以上にわたって奄美群島の道路、港湾、空港など、社会インフラの整備や農林水産業及び観光産業などの振興に大きく貢献をしてきた重要な制度であると考えております。今年度の奄振関係予算につきましては、国費ベースで200億3,500万円となっております。これは奄美群島12市町村の首長さんや議長さんによります毎年の要望活動、地元選出国會議員、あるいは国・県の尽力によるものと、深く感謝をいたしております。さて、奄美群島12市町村におきましても、毎年度、夏の国予算の概算要求前と予算決定前の11月頃に、首長及び議長のほか、大島支庁長や奄振開発基金の理事長はじめ地元が一体となって、国土交通省、財務省など、各種の関係省庁に対して奄振予算の確保はもとより、補助率のかさ上げ、並びに様々な制度改正について要望活動を行っております。更に、「自由民主党政務調査会奄美振興特別委員会」略して奄振特委という言い方をしておりますが、その中で、関係省庁から要望に対する回答をいただく場がございます。地元選出の国會議員はもちろんのこと、離島選出を含めた多くの国會議員にも応援団として出席いただいて、予算確保に努めているところでございます。前回の令和5年度の法改正時期には、奄美群島12市町村の振興の方向性をまとめた奄美群島成長戦略ビジョン2033及び基本計画の策定に取り組み、法延長や制度改正につなげたところでございます。成長戦略ビジョンにつきましては、地元自治体の意見に加えまして、奄美群島の各島の民間事業者等の分科会を延べ15回開催いたしております。その中で、民間の方々とのいろんな御意見を踏まえて策定をいたしております。また、県におきましてもですね、法改正前には奄美群島振興開発総合調査というのがございまして、各事業者へのアンケート調査、それから、民間有識者へのヒアリング、成長戦略ビジョンを踏まえて作成した報告書を国に提出して、奄振法の制度拡充につなげたところです。これは、まさに官民一体となって、奄美群島の振興について協議した成果であると認識しております。今年度は、奄振法の折り返しとなる時期でございます。次期奄振法改正に向けて、行政のみならず民間事業者等がどのような課題を抱えているか、それをどのように解決するかが重要であります。そういったことから、今後とも官民一体となった次の奄振、奄美群島の振興について検討し、国に届けていく必要があると考えておりますので、御理解お願いいたしたいと思っております。

永田清裕 議員（13番） 副市長、本当にありがとうございました。よく勉強になりますというか、今後ともまた、引き続き御指導いただきたいと思っております。今、副市長からの言葉があったように、本当に奄振というのは、先日、勉強会に参加をしてですね、改めて気づかれた点だとか、これ知らなかったの、たくさんの気づきがありました。まさしく、まだまだ必要だと、そのように感じたのは間違いありません。この質問のあとにですね、この前、議長から私の答申がありまして、我々の昨日ですね、ちょうど、議会運営委員会で、我々が奄美市議会として、奄振延長・提言特別委員会を、この会期中に設置することに決めました。我々は、だから6月末に、我々はこれを設置しますので、1年かけて、我々もですね、議員が一人一人、いろんなところに出かけていって、今、本当に何が必要なのかと。奄美市にとって、今、条件不利性とか、いろんな困り事がたくさんありますけれども、その中で、何が必要なのかということを、大いに協議してですね、1年後には、議長のほうに、我々もしっかりとそれをですね、答申したいと思っております。それが後押しになってですね、その9月ぐらいの、来年、確か総合調査というのもあるかと、そのようにも聞いておりますので、そこにつなげてですね、更なるその奄美市の必要性というのを、訴えるというか、そこにつなげるようにしていけたらと思っております。その結果としてですね、今の物価高、いろいろ考えますと、やはり、今の総額のままで、これでいいのかと、私も正直思いますし、物価があった分、航空運賃なんか、皆さん、御存知だと思いますけれども、離島割引、奄振でお世話になっている分を引いても、大分高くなっていますよね。その付近を含めて、総額のアップにつながるのか、あるいは、沖振とよく比べられるんですけれども、補助率のかさ上げ等々ですね、できる範囲で、それは向こうの事情、財務省の事情もあるのかと思いますけれども、我々はですね、やはり官民一体となって、その必要性を訴えていければなど、そういう思いで質問をさせていただきます。本当にありがとうございました。

それでは、最後の質問に移りたいと思います。教育行政についてでございます。奄美市は、多くの教育委員会所轄の財産を有しております。これらを有効活用することも、地域活性化につながると考えます。中には、長年放置されている施設、住宅もあろうかと思えます。まずは、全体的な状況について伺います。

當田栄仁 教育部長 それでは、現在、未利用の学校施設、教員住宅についてお答えいたします。現在、未利用となっている、教育委員会所管の財産のうち、学校施設につきましては、本年3月に閉園いたしました赤木名認定子ども園、同じく休校した市小中学校の2施設となっております。また、教員住宅につきましては、名瀬地区7戸、住用地区8戸、笠利地区7戸の計22戸が、現在、未使用となっております。そのうち、名瀬地区2戸、住用地区4戸、笠利地区2戸の計8戸が、長期間にわたり利用されていない状況でございます。以上です。

永田清裕 議員（13番） 名瀬地区が2戸、住用地区4戸、笠利地区2戸、計8戸が長期間利用されていないと、そのことがよく分かりました。そこで、地区ごとの数箇所について伺いたいと思います。まず、住用地区において、来年度に向けて、小中学校の統合が進められるということは承知しております。その後の、学校の跡地と、住用子ども園の開園に伴って、住用へき地保育所が空くことになろうかと思えますけれども、その跡地についての活用、見通しについてお答えください。

藤江俊生 住用総合支所事務所長 それでは、お答えいたします。議員御承知のとおり、本市では、今年度、住用地区学校統合準備委員会を設置して、学校統合の準備を進めているところでございます。準備委員会では、学校統合における各所掌事項について決定してまいります。住用版地域創生戦略におきましても、地域の実情にあった、統合後の学校の施設活用を検討し進めると定めておりますので、統合後の校舎跡地の利活用につきましては、地域の住民からの意向を丁寧に汲み取りながら、関係者と連携し、地域の実情、地域の活性化に資する有効活用策について、議論を重ねて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、すみよう子ども園の開設に伴う、既存施設の今後の活用についてお答えいたします。すみよう子ども園開設に伴い、住用へき地保育所が未利用施設となっております。それに伴いまして、同施設は現在のところ、具体的な利用計画については決定していないところでございます。今後の具体的な活用方法につきましては、関係部署で利活用できないかなどの調査を行い、利用計画がない場合は、奄美市公共施設等民間提案制度等による活用を図るなど、奄美市公有財産利活用等基本方針に基づいて進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

永田清裕 議員（13番） 答弁からしまして、決定はまだ先になるということですが、学校のあり方検討委員会であるとか、あるいは、今のおっしゃった準備委員会においても、学校跡地の利活用の検討を同時に進めているということで理解をいたしました。では、それは学校跡地の問題ですね。あとはへき地保育所跡地も、庁内利用も含めてですね、考えているということで理解いたしました。ありがとうございました。

次に、笠利地区において、3点ほどお聞きします。かさり子ども園の開園に伴い、赤木名校区内の旧保育所と旧幼稚園が空くことになります。ここがまず1点。また、老朽化に伴い、使用停止となっている笠利公民館、ありますね、笠利公民館、そこが2点目。そして、今年度の新規事業として、多目的グラウンド整備事業、そういうことが計上されておりますけれども、中のほうに、概要に書いてありましたから、太陽が丘の用地取得を行うと、そういう目的だというふうに書いてありました。これら3点ほど、活用・見通しについてをまとめてお答えください。

正木英紀 笠利総合支所事務所長 それでは、議員の御質問にお答えいたします。

まずはじめに、旧赤木名幼稚園及び旧赤木名保育所についてお答えいたします。旧赤木名幼稚園につきましては、現在、奄美市公共施設等民間提案制度において、子育てしやすい町に資する提案をテーマとして公募を行っており、複数の事業者から相談を受けているところでございます。今後は、提案内容等を確認しながら、施設の活用を図っていきたいと考えております。旧赤木名保育所につきましては、旧赤木名幼稚園同様に、奄美市公共施設等民間提案制度を活用した利活用案の募集を検討しており、地域のニーズを踏まえた柔軟な対応を行っていきたいと考えておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

次に、笠利公民館につきましては、昭和42年の建設から59年が経過し、建物本体及び付帯施設などの老朽化も著しい状況でございます。そのようなことから、図書室等を含めた公民館の機能移転を行い、本年4月から太陽が丘総合運動、失礼しました、そのようなことから、図書室等を含めた公民館の機能移転を行い、本年4月から、太陽が丘総合運動公園内の笠利農村環境管理研究センターにおいて、全ての公民館事業を行っているところでございます。機能移転後の笠利公民館につきましては、老朽化の著しいことから、施設の解体も考慮に入れ、民間事業者の皆様の提案による奄美市公共施設等民間提案制度等も活用しながら、検討してまいりたいと考えております。

続きまして、太陽が丘総合運動公園の現状を併せて答弁いたします。太陽が丘運動公園の現状につきましては、議員御承知のとおり、陸上競技場をはじめとする多くの体育施設や笠利農村環境改善センターがございます。また、本年4月からはかさり認定子ども園が開設され、多くの市民の方々に利用されているところでございます。多目的グラウンド整備事業につきましては、太陽が丘総合運動公園の奥にあります空き地の一部に、相続人不在の土地があります。当該地は、相続人が不在のため、財産の管理や売却を進めるにあたり、裁判所への申立てが必要になります。予算計上の60万円につきましては、申立てに必要な書類等の整理や、相続財産清算人の選任に要する費用でございます。今後、各種調査や裁判所への申立て等を行い、用地の取得ができた際には、多くの市民の皆様が利用できるような多目的グラウンド等の整備を検討いたしておりますので、御理解くださるようお願いいたします。以上でございます。

永田清裕 議員（13番） ありがとうございます。旧幼稚園については、民間事業者から相談がもう既に来ているということで、あと、旧保育所は募集中だということですね。公民館は全くの決まっていない、未定ということでよろしいでしょうかね。理解しました。多目的グラウンドの整備事業の予算は、取得に向けた申立てに必要な費用だということで、それを取得してから、今後の活用については考えると、そういうことで理解できました。いずれにしても、全ての今後の利活用に向けて動き出していると、そのように理解ができましたので、ありがとうございます。今回、このこと、未利用の財産についてお聞きしたのは、名瀬地区にもまだまだ、例えば小宿のあの住宅、教員住宅もありますけれどもね、まだ未利用財産があると思います、ありますが、それをね、放置しているのがもったいないと、そういう気持ちで、私は、今回、質問をさせていただきました。それでやっぱり、今、答弁にもありましたけれども、民間提案型の奄美市公共施設等民間制度、これも活用して、一番大事なことは、住用だったら住用だけの、もちろん地域を一番にまず考えるのがそうだと思いますけれども、住用地区だけの問題じゃなくて、あるいは笠利だったら笠利地区を一番に考えるのはいいですけども、そういうことじゃなくて、やはり奄美市全体のニーズと、そのように踏まえて、対応に努めていただきたいと、そのように思います。そこを要望して終わります。

次に、コミュニティスクールについてであります。現行の学校評議員制度との違いやメリット、課題について、本市の状況やどの程度の認識でいるかを踏まえ、お答えください。

向 美芳 教育長 議員の御質問にお答えいたします。コミュニティスクールは、学校と地域が目標や課

題を共有し、地域とともにある学校づくりを進める仕組みであると認識しております。現在の学校評議員制度が、校長の求めに応じて意見を述べる制度であるのに対し、コミュニティスクールは学校運営協議会を設置し、学校運営の基本方針を承認するとともに、学校・家庭・地域が一体となって学校運営に参画する仕組みである点に違いがあると認識しております。本市におきましては、これまでも集落や校区を中心とした地域コミュニティの中で、学校・家庭・地域が連携しながら子どもたちを育ててきた歴史があります。第3期奄美市教育振興基本計画におきましても、基本目標に、島で教え、島に学ぶ、学びの循環を掲げており、地域と学校がつながりながら子どもたちの学びを支える土壌は、既に一定程度、築かれているものと考えております。また、導入にあたっては、学校と地域をつなぐコーディネーターとなる人材の確保や育成、関係者の負担軽減、継続的な運営体制の構築などの課題がございます。こうした状況もあり、本市においてコミュニティスクールを導入している学校はございませんが、県内及び奄美群島内におきましては、いずれも概ね5割程度の学校で導入されており、導入後の運営について、地域の実情や人材の確保状況などにより、それぞれの成果に差があるものと認識しております。以上でございます。

永田清裕 議員（13番） ありがとうございます。制度に多少の違いがあり、県内及び奄美群島内では約半数の学校で導入されていることが分かりました。そこで、現時点での本市では、導入に向けては、聞くところによりますと、概ね前向き、前向きに検討していると、そのように伺いましたが、見解についてもう少し詳しくお答えいただきたいと思います。

向 美芳 教育長 議員の御質問にお答えいたします。本市におけるコミュニティスクールの導入につきましては、地区や校区ごとに地域のつながり方や学校を取り巻く環境が異なることから、それぞれの実情を十分に踏まえ、学校と地域をつなぐ仕組みづくりとして検討していく必要があると認識しております。そのため、制度を一律に導入することを目的とするのではなく、現在の学校評議員制度や地域学校協働活動など既存の仕組みとの関係を整理しながら、それぞれの地域や学校に合った、実効性のあるあり方を検討することが重要であると考えております。今後は、先行モデル地区での実施なども視野に入れ、運営体制や人材確保などを検証しながら、市長部局と連携しつつ、段階的に進めてまいりたいと考えております。教育委員会としましては、本市の地域特性や既存の取組を生かしながら、子どもたちにとってよりよい教育環境の実現につながるよう検討してまいります。以上でございます。

永田清裕 議員（13番） ありがとうございます。コミュニティ、コミュニティスクールに関する教育委員会の見解については分かりました。奄美には元々ですね、地域と学校とは深い関係がありまして、コミュニティスクール制度の導入そのものを目的とすべきではないと、今、おっしゃいましたけれども、その点は私も賛同いたします。一方で、今、校区の皆さんと関係がよいと、関係が上手くいっているから、このままでよいということではないのではないかと、その付近で少し疑問を感じておりまして、そこは行政関係者はやはり将来を見据えてですね、先ほどはモデル地区の話も出ましたので、是非、積極的に取り組んでいただきたいと、そのように要望したいとは思っています。

そこで、少し市長にお伺いしたいと思いますけれども、放課後児童対策パッケージという、こども家庭庁と文科省が共同で策定する施策があります。この2026年度版に、放課後児童クラブの学校施設利用について、福祉部局と学校管理者との調整が円滑に進まない場合、なかなかその両方で話が進まない場合には、まずは自治体の行政組織内で協議を行い、首長、教育長などのトップレベル間で方針を決定し、福祉部局と教育委員会が一体となって対応することが望ましいと、また、コミュニティスクールなどの仕組みも活用しながら、学校内の教室などの活用を求める保護者の声を把握して、行政組織内へ適切に伝えることも必要であると、そのように明記されております。今回は、同僚議員からも学校跡地に関する質問が出ております。現在の学校についても、管理のために先生方が囲い込むのではなくて、

やはり学童であるとか、集会施設など、様々な形で地域に開放されていくと、同時に、教員の働き方改革などの課題解決が図られていくと、その流れをつけるためのコミュニティスクールではないかと、私は一定のそのような理解をして、今回、お尋ねしているところであります。学校、教育委員会だけに委ねる問題ではなくて、やっぱり地域活性化の観点からも、市部局も積極的に取り組むべき課題だと考えますが、その付近の市長の見解をお伺いしたいと思います。

安田壮平 市長 通告をいただいていたので、非常にどのように答えるべきかなと、今、聞きながらですね、思っているところであります。今でもですね、一部の学校、あるいは、私の認識では多くの学校で、放課後児童クラブ、いわゆる学童クラブにですね、学校内の施設を使っていたり、あるいはまた、地域の集会場としても、開放している例もあるというふうに認識しております。学童クラブに関しては、民間のクラブもあるので、そこはもちろん、校外にですね、校外で利用されているというふうには思います。このコミュニティスクールですね、コミュニティスクールについては、やはり議員からも、また、教育長からお話がありましたとおり、ただその制度を導入すればいいというものではなくてですね、本当に子どもたちにとっても、学校にとっても、地域にとってもよい制度であったり、仕組みを目指していくと、みんなで考えてですね、目指していく、その方向性の先にですね、もしかしたらこのコミュニティスクールというものもあるのかもしれないというふうに思っております。なので、しっかり教育委員会、学校などを中心にですね、ここは議論をしていただいて、一定の方向が見出す際にはですね、もちろん我々の、部局のほうともしっかりそこは連携、協力をさせていただきたいというふうに思っておりますので、ちょっと私自身も、まだまだ、しっかりこれ、調査・研究をしないといけない課題であるなというふうに認識はしているところでありますけれども、また、奄美群島内でもですね、それなりの割合のコミュニティスクール導入もあるので、そういった近隣の状況なども把握しながら、また、検討を進めていければと思うところであります。

永田清裕 議員（１３番） 通告なく、失礼しました。次からしっかりちゃんと通告してから質問させていただきます。ありがとうございます。

市長からもありましたように、私もなぜこのコミュニティスクールというのを考えると、先ほど正野議員からもありましたけれども、元々この地域というのは、当然、いろんな行事に子どもからですね、大人、あるいは爺ちゃん、婆ちゃんまで参加した、そういう仲間、そういう関係が自然とできているという、僕は、奄美大島、この地域だと、そのように思っています、一つは、この中での、やはり、今、見たら、少子高齢化で、学校でも空き教室というのが大分あるんですよね。だからそこを地域とうまいこと連携をとればですね、何かしらいい形で利用できるのではないかと、そういう思いもありましたので、質問させていただきました。やはり、前々から教育長なんかも先頭に立って、よく言われているんですけども、この地域に根差した教育というのは、今後、子は宝だとか、そういうことをおっしゃっているわけです。やはり子どもを主役として何ができるか、そういうことも考えるべきだと、そのように思った次第であります。文科省にとってはですね、文科省の、また、文言からですけども、地域とともにある学校だとか、学校を核とした地域づくりといった方向性も、やはり示されております。やはり大切なことは、地域と学校が相互に連携して進めることが肝要だと思います。これからもよりよい環境の実現に向けて、前向きに検討をお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

多田義一 議長 以上で、自民党新政会 永田清裕議員の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。午後３時５０分、再開いたします。（午後３時３４分）

○

多田義一 議長 再開いたします。（午後３時５０分）

引き続き、一般質問を行います。

無所属 盛 剛議員の発言を許可いたします。

なお、盛 剛議員から書画カメラ仕様の申し出がありましたので、これを許可いたします。

盛 剛 議員（１０番） 市民の皆さん、議場の皆さん、インターネット中継を御覧の皆さん、こんにちは。議会初日、私が最後であります。

質疑に入る前に、台風６号で被災、被害に遭われた方々へ、心よりお見舞い申し上げます。１日も早い復興、復旧を願っております。私もパッションフルーツを栽培しており、台風の発生にはいつも戦々恐々としておりました。嘉徳の方でシマバナナとパッションフルーツを栽培しています。その台風のあとに、翌日行ってみましたら、棚が倒されていました。本当に残念です。台風被害は農家のみならず、あらゆる方面へ影響を及ぼします。台風は奄美の宿命であり、乗り越えなければなりません。諦めてはいけません。何度でも立ち上がって取り組まなければなりません。意思あるところに道は開ける。これはリンカーンの名言であります。意思があるところ、強い意思、これは農業だけじゃありません。事業、政治、全てです。強い意思があれば、おのずと道は開けていく、そういうことであります。政治も、やる気がある人は動いて諦めない。挑んでいく姿が魅力に変わっていきます。私の政治の原点は、小さいときから両親と農業をしたこと、今でも農林業に携わっています。私の政治の原点であります。こんな私も、２０代、結婚して３人の子どもを設けました。ものすごく貧しくてですね、そんなとき、保育料、ミルク代、そしてパンパース代、どうしても生活が苦しいので、妻のほうにですね、自分はこれ以上できないから、お前も働けと言って、夫婦共働き、その経験もしております。今、３０になる長男が２歳の時です。子どもが愛情いっぱいに育たなければならないときに、夫婦共働きという、現代社会の歪みを経験してまいりました。日本は本当に豊かになったか、島は本当に豊かになったのか。これを考えなければいけません。金銭的、物質的には豊かになりました。ですけれども、働いても働いても、子どもの教育費がかかって、なかなか生活が楽にならない。そういう歪みを私は経験してきています。少子高齢化の進む中、人口減少は止まりません。２０５０年には、日本の人口が１億２、０００万人から７、０００万人に減ると推計されています。戦後、日本はＧＤＰ、世界２位にのし上がり、一流国として世界に君臨してきました。エコノミックアニマル、ものすごい経済力です。しかし、今日、１９９０年から失われた３０年、国民総生産は伸びず、もう今は世界で５位までに凋落しているということです。そして、１人当たりの豊かさも、ＧＤＰも２０位前後ということです。これは、人口減少が最大の要因であります。その人口減少に連動するかのように、出生数の減少、未婚化、晩婚化などは深刻な問題であります。私は、今回はこの経験から、子ども子育て支援策を重点的に質問してまいります。

それでは、質問に入ります。１、子ども子育て支援策について。①国は子ども子育て支援制度を今年４月から実施しています。公的医療保険者、加入者全てに０．２３パーセントを徴収します。この新しい財源による奄美市における波及効果を伺います。

次の質問からは、発言席から、順次、質問してまいります。

多田義一 議長 答弁を求めます。

安田壮平 市長 盛議員御質問の、子ども子育て支援金制度についてお答えいたします。子ども子育て支援金制度は、少子化対策や子育て世帯への支援を社会全体で支えるための制度でございます。支援金は、加入する各医療保険制度ごとに保険料率が設定され、令和８年４月から医療保険料と合わせて拠出いただくこととなっております。この支援金を財源として、国においては、児童手当の拡充や出産、子育て支援、保育サービスの充実など、子ども子育て政策の強化が進められております。本市におきましても、これまで子ども医療費助成制度による子育て世帯の負担軽減をはじめ、未来応援育みプロジェクトによる妊娠・出産支援、更には、認定子ども園の整備や保育人材確保に向けた取組など、本市独自の

子ども子育て政策の充実に努めてきたところでございます。今後、子ども子育て支援金制度を財源とした国の施策が実施されることで、本市の子育て世帯においても、児童手当の拡充や保育サービスの充実など、経済的負担の軽減及び子育て環境の向上につながるものと考えております。以上でございます。

盛 剛 議員（１０番） 市長自らの答弁、どうもありがとうございます。私はこの問題については、７月の９月議会の冒頭で、人口減少や少子高齢化に対する将来のビジョンについて、若干取り上げました。９月議会です。その中で、市長の答弁で、子育ての困ったをなくすため、出産子育て応援事業、幼児教育無償化、子ども医療費給付事業等、施策が、様々な施策が打ち出されています。８年度の、ただいま、どういう効果があるかということで答弁を受けましたら、出産手当、児童手当の拡充、様々なこの子ども支援策が打ち出されているわけであります。今回は、私は視点を变えての質問であります。国も、この少子化対策を重く受け止めて、２０２３年度、こども家庭庁を創設しました。今までは、文部省、厚生労働省等に分かれていたのを、子ども子育て、重点的にするために、これじゃ日本もいかんということで、子どもを育てるために、国策として子どもを育てなければいけないということで、こども家庭庁を創設しました。初代は、男性の方です。２代目は、加藤鮎子、そして３代、三原じゅん子さんですね。その方が、大臣を、自民党の、努めていました。様々な、国もですね、各地域も、県も、この状態じゃいかんということで、様々な施策を打ち出して、子どもを育てるように、もう危機感を持って、これに取り組んでいるわけであります。私も議員就任以来、様々な声が聞こえてきました。鹿児島に出産のために登るけど、宿泊代が高くて困っている。鹿児島では、１か月分の、その何とか、レンタルハウスを借りなければいけないとか、そういう話も受けました。そして、ある女性で、もう孫もいる方の話ですけれども、私たちの時代には今のような制度がなくて大変だった。もっと今のような制度をつくってほしかったけれども、もう子や孫のために、更に充実させてほしい。こういう意見が出ました。本当にですね、家庭を持って、私も３名、子どもを持ちました。４人も５人もほしいと思っても、将来、教育を受けさせることができるだろうか。高校まではできます。なんとか。子どもが進学、希望したときに、大学教育をこの一般家庭でできるかどうか考えたときにですね、躊躇するわけであります。島でもですね、優秀な人材が出たときに、大学教育を受けさせる。２人、大学を行かせたら家が潰れるというんです。これだけ教育費にお金がかかるということなんですよ。ですから子ども１人２人、３名、４人ほしいけれども、３名ぐらいがもういいかな。金がなくて、子どもをつくるのを諦める。これは、国が凋落、衰退に向かっている原因であります。再質疑しますけど、今年から増額配付されてくる支援金予算。この徴収方法というのは、健康保険料に追加して徴収するわけですね。健康保険税が、今、所得の１３．８パーセントですね。確か、健康保険税。それに含めてですから、１４．１パーということになるわけですが、その徴収方法は。そして、これは、一旦、国庫に収納するこの０．２パーセントは。それから、国がこう配付するわけですか。そして、今年の総額は大体幾らぐらいですか、奄美市に配付されるのは。

喜納祐司 福祉事務所長 それでは、子ども子育て支援金、支援金制度に係る、本市への影響額についてお答えをいたします。先ほど市長からの答弁もありましたけれども、国保のみならず、各医療保険で設定をされて、徴収をするという形になっております。子ども子育て支援金制度による本市への影響額につきましては、支援金そのものが本市へ交付される制度ではなく、国が実施する児童手当の拡充や、子育て支援政策の財源として活用されるものでございます。このため、本市に配分される額につきましては、各事業ごとに、国の補助制度や負担割合に基づき算定されることになり、一律に支援金予算として示されるものではございません。また、国の算定方法につきましては、各事業における対象児童数や利用実績、事業費等も基礎として、国が定めるそれぞれの補助基準や、負担割合に基づき算定されるものでございます。予算上の取扱いにつきましては、子ども子育て支援金として独立した歳入科目を設けるのではなく、支援金を財源として、国が実施する各種子ども子育て政策に係る負担金や補助金とし

て、本市の予算では、国庫支出金の中に含まれて計上されるものと考えております。従いまして、本市における財政的な効果につきましては、国庫支出金として交付される各種子ども子育て政策の負担金や補助金を通じて反映されることとなりますが、複数の事業にまたがって措置されることから、現時点で支援金制度による影響額のみを算出することは難しい状況でございます。以上でございます。

盛 剛 議員（１０番） 部長，答弁，答弁ありがとうございます。これは今年からですね，子どもを国が育てる，社会で育てるということで，これは税ではないみたいです。保険料みたいですね，国会の質疑なんか見えていますと。それは，ここで徴収して，一旦，国のほうに納めて，国がまたいろいろな採定して，国庫支出金の中で，子ども児童手当拡充しなさいとか，子ども通園制度に使いなさいということで配付されるということですね。分かりました。この子どもは社会が育てるという考え方。前回も，私はスウェーデンの例を出してですね，スウェーデンのミルダール夫妻が１９３１年です。１９３１年と言ったら，満州事変が起きた，昭和何年くらいですかね，そのときに北欧の国は，子どもは国が育てよう，社会が育てよう。国策が打ち出されておるわけでありまして。そして，日本は昭和４５年，戦争に負けたあと，産めよ増やせよとのし上がってきまされたけど，今日，こういった形で，子どもをつくってももう大変だ，そういう社会に，教育，受けさせることができるだろうか。そして，世間に対する厭世気分がですね，諦め気分というか，そういうのが出てきたわけです。そこに，これじゃいかんということで，今日，こういう大きな政策が，画期的な政策が打ち出されたわけでありまして。これはですね，できれば市もですね，市単独でも，こういう子どもを育てるために，一般財源でやるとか，この問題についてはそのあとに，また，質問しますけど，積極的に取り組んでいただきたい。その旨，お願いしまして，②の，児童相談所への直近３か年の相談件数を伺います。上位３位までの相談内容を示していただきたい。そのうち，親からの相談件数，子どもからの相談件数は何件か。そして，この子ども虐待とか，いろんな不登校問題ですね，この児童相談所というのは。そのうち，相談があった中で，警察への通報事例はあるか伺います。

喜納祐司 福祉事務所長 お答えいたします。児童相談所は，子どもの福祉の推進を図るため，児童福祉法に基づき設置された県の機関で，１８歳未満の子どもに関する様々な相談に応じています。本市と大島郡全体を所管する大島児童相談所にありました相談についてお答えいたします。管内の相談件数は，県が公表している直近３年間，４年度から６年度になりますが，令和４年度から令和６年度分となっており，令和４年度が８８７件，令和５年度が７３５件，令和６年度が７４１件となっております。相談内容の内訳につきましては，内容によって養護，障害，非行，育成，その他の５種類に分別され，分別され，相談の多いものは，様々な事情から子どもの養育が厳しくなったとする養護相談が２３２件，療育手帳取得など知的障害に関する相談が１８１件，児童虐待に関する相談が１５２件となっております。御質問の親からの相談につきましては，分類上，家族，親戚，近隣，知人からの相談に分類され，全体の件数として，令和４年度が２６７件，令和５年度が１６７件，令和６年度が２９４件となっています。また，児童からの相談件数は，令和４年度が４件，令和５年度が８件，令和６年度が６件でございます。また，児童相談所から警察への通報件数につきましては，公表されておりませんので，把握をしていないところでございます。以上でございます。

盛 剛 議員（１０番） 部長，子ども自らのやっぱり電話での相談も，恐らく虐待じゃないかと思えます。私がこの質問したのは，実はテレビで報道されている巨人軍監督，阿部慎之助監督が姉妹の夫婦喧嘩を止めて，そのときに娘さんをちょっと押し倒したら，娘さんがＡＩ，ＧＴＰですかね，それに聞いたらですね，児童相談所へ相談してなさいと返事が来て，児童相談所は警察へ相談してごらんということになったわけです。児童相談所が，直接，警察にですね，通報して，あのような重大な結果を招きました。児相の目的は虐待，そういう子どもたちを救う，そういうのが第一義でありますね，普通は，

警察じゃなくて、いろんな話を聞いたり、そして、困っている、その家庭が困っていればどうしていますか、何か教育に必要なことはありませんかなどの相談に乗るわけですよ。これが警察のほうに相談して、児童相談所がですね、相談して、ああいった重大な事件になったということです。これに興味を持って、名瀬の小俣町のほうにもありますよね、確かね、児童相談所、児童相談所の目的は何か伺いますということで通告しましたが、ただいま、部長の答弁で、もう分かりました。それでは、それで再質疑に入ります。児童相談所はですね、この家庭の中で、なかなか居づらくて、そのお子様を預かって里親に出す制度がありますよね。そういう事例がありますか、奄美で、母親と仲が悪くてですね、例えば里親、島の中で、そういう事例があれば、教えていただきたい。

喜納祐司 福祉事務所長 里親制度についてお答えいたします。里親制度は、保護者の離婚や経済的困難など、様々な事情により、自分の家庭で生活することができなくなった児童を、里親の家庭に迎え入れ養育する制度でございます。里親の登録にあたっては、希望する方が児童相談所と面接を行い、研修を受講、審議会等の審査を経て登録されたのち、児童相談所からの養育の委託を受け、子どもを預かることができます。子どもを里親家庭に預けるケースにつきましては、児童相談所に寄せられた相談の中から、子どもの利益を最優先に検討した上で決定いたします。大島児童相談所管内における令和6年度末時点の里親認定及び登録者は39名、養育を委託された児童数は22名となっております。以上でございます。

盛 剛 議員（10番） 奄美市内でも29名ほど里親を委託、母親、父親、父子家庭、母子家庭から、大変だからということで里親に30名近く、相当、やっぱりこの問題というのは、都会だけでなく、島でもこの問題が広がっているということです。この問題については、十分にやっぱり子どもの将来、实际的、小学校、中学校まで本当に人生を左右するような、そういう時期であります。十分留意してやっていただきたい。それでは、③産前・産後に係る補助制度を示していただきたい。そのうち、市単独で実施しているものはあるか伺います。

川畑博行 保健福祉部長 それでは、産前・産後に係る補助制度と市単独事業について答弁させていただきます。本市では、国及び県の補助制度を活用し、妊娠期から出産・産後に至るまで、経済的負担の軽減と相談支援を一体的に行う各事業を実施しております。妊娠初期の支援として低所得の妊婦を対象に、妊娠判定のための産科受診料を、上限2万円まで助成する、初回産科受診料支援事業を行っております。また、妊娠届出時に5万円、妊娠している子どもの人数の届出後に5万円を給付する妊婦のための支援給付金事業に加え、保健師、助産師、看護師等による面談やアンケートを通じた相談支援を行っております。妊娠健康審査においては、通常14回、双子以上の場合には19回の助成を行っております。また、妊婦健診及び分娩に係る交通費等の支援として、自宅、または、里帰り先から最寄りの分娩取扱施設まで、概ね60分を要する場合や、医学的理由等により島外で出産する必要がある場合には、交通費や宿泊費の一部を助成しております。産後の支援としましては、新生児聴覚検査、1歳時健康審査及び産婦健康審査の助成を行っております。また、心身のケアや授乳、沐浴等の育児指導を行う産後ケア事業を実施しており、宿泊型及び訪問型の支援により、産後の不安や孤立感の軽減を図っております。なお、こども家庭庁の創設以来、国の支援制度が充実し、きめ細やかな事業展開が可能となっているため、産前・産後に係る市単独事業につきましては、妊婦歯科健診及び出産祝金支給事業を行っているとございます。今後も国や県の動向を注視し、市民ニーズを踏まえながら、必要な支援を検討してまいります。以上でございます。

盛 剛 議員（10番） どうもありがとうございます。私が、今、お尋ねしたのは、産前・産後の補助制度。そのうち、市の単独事業でやっているのがあるかないかというのをお尋ねしましたがけれども、そ

れは今のところ、見当たりませんか。市の単独で、今、説明しました。ありがとうございます。

それではですね、私はこの質問をしたいが故に、今、いろいろな様々な質問をしました。これが本題です。④私は令和５年度の市議選で子どもが小学校へ入学するまで、月１０万円支給の条例制定を公約に掲げました。書画カメラ、お願いします。こうしての七つの公約を掲げて、私は立候補しました。徒手空拳でこの名瀬の町に乗り込んできて、この公約によってですね、支持、そして、当選したあとにこれを実行しようと、そういう気持ちで、今、質疑しています。その中の一つであります。小学校まで月１０万円支給の条例を掲げましたけれども、この議員提案による条例制定は、今まで奄美市において、あるかないか、伺います。そして、併せてですね、他の市町村において、子ども支援策に、子どもを育てるための条例制定の先例があるか伺います。

喜納祐司 福祉事務所長 お答えいたします。１０万円の給付のある条例という前に、一般的な話として、議員提案による条例があるかどうかというところでお答えをいたします。議員提案による条例につきましては、これまでに議員提案による条例制定として、奄美市議会基本条例と奄美市黒糖焼酎による乾杯を推進する条例がございます。また、直近では、議会の議決事項の拡大等を定めた奄美市議会基本条例の一部を改正する条例、条例が提案され、可決されております。鹿児島県内における他自治体の議員個人提案の条例制定につきましては、平成３０年度から令和５年度の間で、議会議員政治倫理条例など、４件ございます。以上でございます。

盛 剛 議員（１０番） 条例はあるということで、議会、議員提案の、提案されて、それをまた、執行部の方で揉んで、これで島のためになれば、条例制定も可能であるということで受け止めました。是非ですね、この私が提言した、小学校へ入学するまでは月１０万、支給の条例、この１０万というのは、はっきりと分かりやすく１０万と提言しましたけれども、例えば児童手当のように、１人当たり、第１子が３万とか、第２子が２万とかですね。これは分かりやすく１０万ということで、この例を、条例制定の案をあげました。私も残り１年３か月を切りました。残り質疑権が、今回を含めてあと６回です。政治は、田舎の議員といえども政治です。公約に掲げたことはやらなければなりません。今、国会でも問題になっています。消費税ゼロにしようと言ったけど、１パーセントにしようとか、政治というのはあやふやな態度じゃいけませんよ。一本、芯を通してですね、ぶれないように、この条例制定も、私が成年時代に３人の子どもを抱えて、貧乏生活して、夫婦共働きして、生計を維持しておったんですよ、私は、片田舎で、そして、ハブ取りしたり、素潜りしたりして、なんとかですね、生計を維持していました。ですから、これは私の貧乏時代、こうあってほしい。政治がこういうふうになれば子どもをつくれる。そういう切実な思いからの提案であります。そしてですね、前回も述べました、スウェーデン、ミルダール夫妻、ノーベル賞を取りました。その方は母子家庭への支援、教育の無償化、スウェーデンという国家は、生まれて、ゆりかごから墓場まで、これはイギリスの労働党が掲げた政策です。スウェーデンもこれと一緒に政治をしています。大学教育も小学校、中学校も無償化しています。勉強したい人には勉強してください。授業料もタダです。そして、６０、なれば、安心して暮らせるように、医療費もタダということを聞いています。はっきりは知られていません。福祉国家として進んでいるわけであり、スウェーデンは。ですから、このことは、私が条例、是非、制定してくださいということを申し上げ、あと一つですね、この私が考えたキャッチフレーズ。この１０万、制定したら、子どもを育てたければ、南へ行け、奄美に行けのキャッチフレーズで、新しい若い方なんかの移住が見込まれるかもしれません。地域おこしに貢献するわけです。私の友人に、前回も述べましたが、神奈川県は医療費が無料になるからということで、引っ越した事例もあったんです。だからその反対で、奄美に来たら月１０万もらえるよ、教育熱心な島ですよ、奄美に行こう、こういう話が広まって、地域おこしにつながるかも分かりません。見解を伺います。

喜納祐司 福祉事務所長 議員御質問の、子どもが小学校へ入学するまで、月額１０万円を支給する条例制定についてお答えいたします。子育て世帯への支援は、本市においても重要な施策であると認識しております。これまでも幼児教育、保育無償化に伴う負担軽減や、小中学校の給食費無償化、また子ども医療費の無償化や、物価高への支援として、未就学児食費高騰対策支援給付金など、国・県の制度も活用しながら、子育て世帯の負担軽減に取り組んでまいりました。一方で、議員御提案の月額１０万円を小学校入学前まで継続して支給する制度につきましても、対象児童数、所得制限の有無、支給期間、既存制度との整合性、将来に至る安定した財源確保、事務執行体制など、多角的な検討が必要となります。なお、全国の自治体においては、議員提案による条例制定の事例が見られるところではありますが、財源を伴う施策については、当局との十分な協議が必要になるものと認識しております。御提案の給付を伴う制度につきましても、財政負担や政策効果、他の子育て支援施策との優先順位を踏まえ、今後子ども・子育て支援政策全体の中で研究してまいります。本市といたしましては、子育て支援を市政の重要課題として捉え、保護者の経済的負担の軽減、安心して子どもを産み育てられる環境づくり、保育、教育環境の充実に引き続き取り組んでまいります。以上でございます。

盛 剛 議員（１０番） この問題はもう終わりました、時間が、また、最後まで終わるかどうか分かりませんから、教育問題に質問を移します。

２、教育行政について。①国歌、国旗が歴史においてどういう役割を果たしてきたかを伺います。国旗、国歌をどのように生徒へ教えているか伺います。その前にですね、必ずですね、オリンピック、今、ワールドカップなんかもしています。この正面にも国旗を掲げています。学校の卒業式、入学式、国旗を掲げます。これは教育長、どういう意味で、意味合いがあつての国旗を掲げますか。これは①です。国旗、国歌をどのように生徒へ教えていますか。

向 美芳 教育長 議員の御質問にお答えいたします。国旗及び国歌は国家の象徴であり、その歴史や意義を理解することは、国際社会に生きる日本人としての資質を養う上で、極めて重要であると捉えております。小中学校においては、学習指導要領に基づき、適切な指導に取り組んでおります。具体的な指導内容といたしましては、主に次の３点に重点を置いて取り組んでおります。１点目は、学校行事における国旗掲揚、国歌斉唱です。入学式や卒業式などの儀式的行事において、国旗を掲揚し、国歌を斉唱します。２点目は、教科等における意義の理解促進です。社会科や特別の教科、道徳、音楽科などの時間を通し、他国にもそれぞれの国旗及び国歌があることや、我が国の国旗及び国歌などについては、既に慣習法として定着していた日章旗及び君が代が法律によって定められていること。そして、我が国の国歌、君が代は日本国憲法の下においては、日本国民の総意に基づき、天皇を日本国及び日本国民統合の象徴とする、我が国の末永い繁栄と平和を祈念した歌であることなどを教えております。３点目は、国際理解と他国の尊重です。学習指導要領では、国際社会においては、国旗と国歌が重んじられていることに気づかせるとともに、我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を養うことが大切とあります。自国の国旗及び国歌を大切に、他国も同様に尊重する態度を育てます。今後も児童・生徒が国旗及び国歌に対する正しい認識を持ち、国や郷土を愛する心と国際的な協調性を身につけられるよう、学習指導要領に基づいた、適切な指導を継続してまいります。以上でございます。

盛 剛 議員（１０番） 教育長、ありがとうございます。この国旗というのはですね、これは、最初、日本の国の国旗が国際条約で登場したのは、日米和親条約です。ペリーと江戸幕府。そして、１８５８年、日米通商条約、それから、日清、日露、いろんな混乱があつてですね、国旗というのは、昔は天皇を象徴。君が代というのも本当は天皇。平安時代から鎌倉も室町、江戸、明治、昭和の２０年までは、国民の心を支えるのは天皇であつたわけです。ですけれども、昭和２０年以降は、国は我々一人の、一人一人の、主権者一人一人が決める。民主主義、我々一人一人の象徴であるわけです、国民の、以前は

そうじゃなかったのです。日の丸、国歌、国旗。そしてですね、この国旗に対するイメージは、昔から戦争をしていたときに、日章旗とか日の丸、これが戦争のイメージが強くてですね、各外国も、この国旗に対する反感が強く、どうのこうのという意見がありました。ですけれども、日本は昭和20年以降に普通選挙戦が、選挙制度が実行されて、国民一人一人が選り上げて、国に国家議員を送り出すわけです。国権の最高機関です。この機関でいろんなのが定められるわけでありまして。そして、この国歌というのは、国に、国旗ですね。国に様々な困難が降りかかるときは、国旗の下に国民が集まって、もし国会が議決したら、外敵が侵入してきて、どうしても戦えばならん、これはもうやらんばいかん、国会で議決した場合には、日の丸の下に集まって戦わなければいけないんですよ。昭和20年以降だけじゃないんですよ。国が戦う、戦争というのは。我々の生命と財産を守るために、子や孫の幸せのために、国会が議決した場合にはやらなければいけないわけです、国旗、国歌の下に。これが今、国家の象徴であります。そして、平成18年度に教育基本法が改正されています。これは安倍内閣です。その中でも、この国を愛する、郷土を愛するという文言が入ったということです。本当というと、愛国心というのを入れようとしたら、反発が強いということで、伝統と文化を尊重、我が国の郷土と愛する、郷土を愛する、こういう文言が入ったということです。これは教育長、御存知ですか。

向 美芳 教育長 お答えいたします。はい、存じております。以上でございます。

盛 剛 議員（10番） 教育長、ありがとうございます。

それでは、②のですね、奄美市の教育方針、重大方針はどういう方針で教育を進めていこうかというふうに考えているかをお聞きします。

向 美芳 教育長 議員の御質問にお答えいたします。教育方針は、本市が教育行政として何を重視し、どの方向へ進めるかを示すものであり、国や県の教育振興基本計画を踏まえつつ、奄美市の総合計画と教育大綱及び教育振興基本計画と整合をさせながら定めております。本市は、島で教え、島で学ぶ、学びの循環を基本目標とし、島に根差したふるさと教育、奄美の子どもたちを光に、を本市、本市教育の基本方針として掲げております。ふるさと教育は、教育とは、本市の恵まれた自然や教育的風土を学び、自分が生まれ育った郷土のよさを実感し、郷土を愛し、郷土の伝統文化に誇りを持つ子どもを育成すること。更に、他者との調和を求めながら、思考し判断し行動していく能力、また、生命や人権を尊重する心、他人を思いやる心、郷土を愛する心など、時代を越えても変わらない価値ある信条を育むことと捉えております。また、科学技術の発展や国際化、情報化、少子化、高齢化など、社会の変化に主体的に対応していける、いける能力を育成し、大いなる可能性を持つ奄美の子どもたち一人一人を光り輝く存在となるように育成することを目指しております。本教育方針に基づく施策の方向性は、お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進。未来の社会のつくり手となる資質、能力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進。信頼され、地域とともにある学校づくりの推進。地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進。生涯を通じて学び、活躍できる環境づくりとスポーツ文化の振興の五つの視点で整理しております。本市といたしましては、策定している教育目標、教育方針に係る様々な施策は、「知・徳・体」の視点を踏まえておりますので、今後も施策の確実な推進を通して、子どもたちが奄美の先人の知恵と逞しきを受け継ぎ、次代の社会を担う人材へと成長できるよう、学校・家庭・地域が一体となった教育の展開を推進してまいります。以上でございます。

盛 剛 議員（10番） 本当に、教育長、学校の先生の影響というのは、ものすごく影響は大きいです。小学校、中学校、無条件で何でも受け入れて、その一挙手一投足、言葉、目つきからですね、ものすごく影響が大きいんですよ。私は小学校、中学校を通じては、ものすごく優秀な恩師に恵まれてですね、すくすくと育ちました。高校のときからはちょっと若干、あまり恵まれていなかったような気がし

ます。小学校、中学校までは、優秀な恩師に育てられて、恵まれた教育環境にありました。ものすごく大きいですが、学校の先生の。その一例をちょっと出します。中学校のときにですね、夏休みの友、やってくるんだけど、あんたなんかはもう、どうせ夏休みの友がやりきれない、宿題をやらないといけなけれども、一冊だけ本を読んで、もう最初から最後まで読んでごらんと行って、車輪の下という有名な本があるから、あんたなんか読んでごらんと行って、そして、そのとき、最初に読んだんですよ。普通は途中、最初に読んで、何て言うんだ、完読しないんですけども、そのとき読んで、最後まで読んで、感銘を受けました。これがきっかけになって、本を読むようになったんですよ。先生なんかの影響というのは、ものすごく大きいんです。そして、スポーツで優秀な先生が我々の学校にもいてですね、そうしたら学校終わってから自分たちは竹の棒でネットの代わりにしてバレー練習、放課後児童クラブみたいな感じでやっていました。ものすごく学校の先生の言葉、行動というのは大きい。教育長、ありがとうございます。それではですね、③スクールソーシャルワーカーは何名いらっしゃる。そして、業務内容は。不登校児童・生徒数当たり、何名担当しているか。全国と比較して多いか少ないか。そして、その財源を伺います。

當田栄仁 教育部長 それでは、議員の御質問に、スクールソーシャルワーカーということでお答えいたします。本市では、令和8年度において合計11名のスクールソーシャルワーカーを配置しております。主な業務は、不登校の原因や家庭環境など、児童・生徒や保護者が抱える様々な課題に対し、家庭と学校、福祉、医療等の関係機関をつなぎ、必要な支援につなげることにあります。具体的には、児童・生徒や保護者からの相談対応、家庭訪問、ケース会議への参加、関係機関との連絡調整などを行っております。不登校児童・生徒1人当たり何人が担当するかという全国共通の基準はなく、地域の実情や支援の内容等も自治体ごとに異なっております。そのため、全国と比較して多い少ないを判断することは困難であると考えます。ちなみに、令和8年度のスクールソーシャルワーカーに係る市予算につきましては、概ね1,400万円程度を計上しております。こちらは一般財源になります。本市としましては、学校だけでは対応が難しい課題に対しまして、福祉等の関係機関と連携しながら、児童・生徒や保護者に必要な支援が届くよう、引き続き支援体制の充実に努めてまいります。

盛 剛 議員（10番） ありがとうございます。やっぱりこのスクールソーシャルワーカー、これ、全国的に問題になっています。不登校生徒、テレビ報道によれば34万人。そして、この前の地元新聞によりますと、不登校生徒が小学校40人、中学校が50人、増える傾向にあるという報道がされていました。これも、小学校、中学校、そのときに、やはり世間でやっていけるように、何とか解決策を見出さなければ、この不登校が引きこもり、これにつながっていくと思われます。引きこもりが全国で140万人という数字が出ています。非常にこれは、この問題は大事なことです。

④のこういった方なんかの居場所づくりについて、不登校生徒にどのような居場所づくりを実施したかの実例を伺います。

當田栄仁 教育部長 それでは、議員の御質問、子どもの居場所づくりについてお答えいたします。本市では、不登校児童・生徒の支援について、学校復帰のみを目的とするのではなく、児童・生徒一人一人の状況に応じて、安心して過ごせる場所や、社会的自立につながる多様な学びの場を確保することが重要であると考えております。そのため、各学校における別室対応や、教育支援センター、こちらは庁舎6階にございますふれあい教室ですが、そのほか、関係機関との連携などによりまして、児童・生徒が安心して相談したり、学習できる環境づくりに取り組んでおります。今年度は、新たに朝日中学校に校内教育支援センター、通称SSR、スペシャルサポートルームを設置いたしまして、困り感のある生徒の居場所の一つとしております。また、図書館や公民館などの社会教育施設につきましても、児童・生徒の状況に応じて、安心して過ごせる場所の一つとして活用できるよう周知をしております、小中学

生の場合は、安全面や家庭との連携も重要であることから、保護者や学校、関係機関と連携しながら対応しております。更に、フリースクールや民間団体等における学習活動や体験活動についても、学校がその活動内容を確認し、校長が適切と判断した場合には、出席扱いとなる場合がございます。その他、福祉部局においては、今年度、新規事業として、児童育成支援拠点事業、こちらはこども家庭庁の事業となりますが、こちらを実施しておりまして、養育環境等に課題を抱え、学校や家庭に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を設ける取組を進めております。本市としましては、不登校児童・生徒が孤立することのないよう、学校、家庭、地域、関係機関と連携し、児童・生徒一人一人に寄り添った居場所づくりと学びの保障に努めてまいります。

盛 剛 議員（１０番） 部長、ありがとうございます。丁寧な答弁。私は、まだこの教育関係、掘り下げて、自分の経験談も話したかったことがあったんですけども、もう時間が迫ってきましたので、教育問題はこれでもう終わります。どうもありがとうございます。

それでは、３、市民からの課題解決について。この問題に移ります。私は、市民からの課題解決について、去年のですね、１２月から私は、市民と１件、１件歩いて、困ったことはないか、行政にこうしてほしい、こうあってほしいということはないかということで、行脚を続けています。市民と語り、市民とともに、市民のために働き、そして、市民とともに散るときは散る。どこかで聞いたような言葉ですね、これを私のこの標語にしたわけです。市民と語り、市民のために働き、散るときは市民とともに散る。市民のために。これが、この精神の下に、私は、今、市民行脚を続けております。その中で、いろいろな話が出てきました。その重要な５項目を質問をお願いします。

①奄美大島に奄美固有種等が見学ができる植物園の必要性があると考えますが、見解を伺います。その前にですね、私はこの件について、屋久島は杉１本で観光客がいっぱい来ているんですよ、屋久杉。２、５００年くらい生きている。ここも、世界自然遺産に登録されて、例えばマングローブ、ホノホシ海岸、奄美パークと行きます。そして、島独特のですね、ワダツミの木が見える。私財を投じて公園を作っている方がいます。私はこの方と話したときに、これは公共の力でもやるべきじゃないかなと思ったんですよ。島の発展のためにですよ、観光発展のために、どうですか。

畠山成美 市民環境部長 それでは、御質問にお答えいたします。奄美大島は国際的にも希少な固有種に代表される生物多様性の保全上重要な地域として、世界自然遺産に登録され、奄美大島で確認されている植物１、３０７種のうち１２５種が固有種とされております。この自然を将来に引き継ぐため、奄美大島自然保護協議会では、野生動植物パトロールを行うなど、生息域での保護に取り組んでいるところでございます。一方で、この多様で貴重な自然は、観光客が奄美大島を訪れる大きな魅力の一つであり、地元住民や島を訪れる方々に自然を鑑賞し体験できる機会を提供することも重要であると認識しております。この保全と活用の両立を図るため、認定ガイドによるエコツアー利用を推奨しているほか、自然観察の森など、森林公園も整備されております。また、奄美市立博物館や世界遺産センターなど、島内の公共施設における資料展示は、奄美の植物を鑑賞し、学ぶ機会の一つになり得るものと考えております。議員御案内の植物園につきましても、こうした機会を提供する施設として御提案いただいたものと認識しております。しかしながら、公共施設として整備するには、施設整備費や維持管理費に加え、希少植物の管理体制の確保など、多くの課題について慎重な検討が必要と考えております。まずは、ありのままの多様な自然の中で、奄美の魅力を体験していただくことを軸にしつつ、既存施設における展示の充実や、民間施設との連携の可能性を研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

盛 剛 議員（１０番） こういう問題はですね、提言して、１年、２年でなるものでありません。いろいろな執行部で揉んでですね、本当に必要であればやるようにですね。３年、４年とかかります。

②森林から屋根への侵入木の危険木の苦情がありました。去年実施した実績、そして、今、申し込んでいる方なんかは何名いらっしゃるかを伺います。

川畑健朗 農林水産部長 御質問にお答えいたします。昨年度の私有林における危険木の伐採につきましては、5件実施しており、費用は約190万円となっております。危険木は、倒木や枝の落下により市民の安全や生活環境に影響を及ぼす恐れがあることから、適切な管理と早期対応が重要であると認識しております。また、昨年度から森林環境贈与税を財源とした民有地危険木伐採費用助成金制度が施行されました。この制度は、森林、地域森林計画区域内の土地を対象とし、土地所有間で伐採や撤去費用に関する同意が得られることなどの条件がございます。また、補助額につきましては、伐採及び撤去費用の2分の1とし、上限は10万円としております。昨年度は7件の相談がございましたが、土地所有間の同意が得られなかったものが3件、森林以外の土地が2件、両方の土地が同一所有者のものが1件、危険木に該当しないものが1件と、同制度の補助対象となる案件がございませんでした。特に近年は、台風や集中豪雨などの自然災害が頻発しており、危険木による被害を未然に防ぐための取組の重要性が一層高まっております。このため、今年度も昨年度と同規模の予算を確保しており、市有林における危険木伐採に加え、民有地における危険木伐採についても、制度の周知を図りながら、市民の安全確保と生活環境の保全に努めてまいります。以上となります。

盛 剛 議員（10番） これは、私がいろいろ、市民といろいろ会話の中で、4件ほど、この話が出ました。そして、昨日、一昨日、大島支庁の後ろに私の知人がおった関係で尋ねましたら、やっぱり木がかかってくるから、盛さん、あんた林業しているから、切ってくれんかという話も出ました。あちこち、これは出ています。ですから、これは積極的に、一般財源なんか使っても、危険木を切ってですね、安心して暮らせる、そういう世の中をつくらせていただきたい。

それでは、時間があと1分です。その防災無線に入りますけれども、この防災無線、繰越明許費でもあがってきています。この防災無線はですね、点検、奄美市に何基あるか。点検は年2回していますね。そして、年間の総予算まで教えていただけますか。そして、残りの4・5は、もう時間ありませんから、9月議会でやりますので、積み残しは。

國分正大 総務部長 お答えいたします。点検は、議員御案内のとおり、年2回行っております。設置数ですが、123基ございます。当初予算につきましては、令和8年度が899万円でございます。なお、この対応につきましては、無線の専門性、特殊性、即応性を踏まえまして、技術者を所属している業者と随意契約を結んでございます。以上です。

多田義一 議長 以上で、無所属 盛 剛議員の一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

明日、午前9時30分、本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。（午後4時51分）

第 2 回 定 例 会
令和 8 年 6 月 17 日
(第 3 日 目)

6月17日(3日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	朝 木 一 仁	議 員	2 番	西 忠 男	議 員
3 番	帶 屋 誠 二	議 員	4 番	瀧 真 一 郎	議 員
5 番	正 野 卓 矢	議 員	6 番	弓 削 洋 平	議 員
7 番	幸 多 拓 磨	議 員	8 番	大 庭 梨 香	議 員
9 番	叶 幸 治	議 員	10 番	盛 剛	議 員
11 番	前 田 要	議 員	12 番	泉 義 昭	議 員
13 番	永 田 清 裕	議 員	14 番	崎 田 信 正	議 員
15 番	奥 輝 人	議 員	16 番	多 田 義 一	議 員
17 番	栄 ヤ ス エ	議 員	18 番	与 勝 広	議 員
19 番	奥 晃 郎	議 員	20 番	伊 東 隆 吉	議 員
21 番	竹 山 耕 平	議 員	22 番	川 口 幸 義	議 員

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

安 田 壮 平	市 長	則 敏 光	副 市 長
向 美 芳	教 育 長	藤 江 俊 生	住 用 総 合 支 所 長
正 本 英 紀	笠 利 総 合 支 所 長	國 分 正 大	総 務 部 長
田 中 巖	総 務 課 長	柳 樹 三 郎	財 政 課 長
田 畑 文 博	プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 課 長	久 保 田 義 雄	地 域 総 務 課 長 (住 用)
畠 山 成 美	市 民 環 境 部 長	川 畑 博 行	保 健 福 祉 部 長
喜 納 祐 司	福 祉 事 務 所 長	當 田 加 奈 子	福 祉 政 策 課 長
郷 田 早 苗	健 康 増 進 課 長	中 村 明 広	高 齢 者 福 祉 課 長
永 田 公 洋	商 工 観 光 情 報 部 長	川 畑 良 二	紬 観 光 課 長
押 川 裕 也	デ ジ タ ル 戦 略 課 長	川 畑 健 朗	農 林 水 産 部 長
本 田 邦 洋	農 林 水 産 課 長	池 秀 平	農 林 水 産 課 長 (笠 利)
安 村 幸 一 郎	建 設 部 長	俵 裕 樹	都 市 整 備 課 長
大 瀬 浩 隆	上 下 水 道 部 長	當 田 栄 仁	教 育 部 長

6月17日(3日目)

村岡 和志 学校教育課長

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

盛 功 一 議 会 事 務 局 長
麓 浩 登 志 主幹兼議事係長兼
調 査 係 長

本 田 信 章
向 井 渉

議 会 事 務 局 次 長 兼
庶 務 係 長 事 務 取 扱
議 事 係 主 幹

多田義一 議長 おはようございます。ただいまの出席議員は21人であります。

会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は、一般質問であります。

○

多田義一 議長 日程に入ります。日程第1，一般質問を行います。

この際申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自、持ち時間は答弁含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくをお願いいたします。更に、当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔、明瞭に行われますように、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、無所属 幸多拓磨議員の発言を許可いたします。

なお、幸多拓磨議員から書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

幸多拓磨 議員（7番） 市民の皆様、議場の皆様、インターネット中継を御覧の皆様、おはようございます。無所属 幸多拓磨でございます。笑顔あふれる奄美市を、笑いが循環するこの島を、一緒につくってまいりませんか。まずはじめに、台風6号、フィリピン付近で発生した地震に伴う津波注意報、そして、大雨警報により被害を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。被災地域の日も早い復旧と、お怪我をされた皆様の御回復を、心よりお祈り申し上げます。

質問に入る前に、一言所感を述べさせていただきます。この度、これまでお世話になりました会派を卒業する運びとなりました。右も左も分からない私を支えてくださった会派の皆様には、心より感謝申し上げます。本当にありがとうございました。チャレンジ奄美の皆様の、今後、ますますの御活躍を、心よりお祈り申し上げます。今から4年6か月前、令和3年第4回定例会で、私は人生初の一般質問に立たせていただきました。その際、一連託奨の気持ちで、安田市長とともに、活動の見える化を図り、明るく優しく風通しのよい奄美市を目指して取り組んでまいりますと述べさせていただきました。この4年6か月、無我夢中で走り続けてまいりました。決して平坦な道のりではありませんでした。悩み、迷うこともありました。しかし、どのようなときも前を向き、一歩ずつ歩みを進めてまいりました。それができたのも、多くの方々の支えがあったからでございます。その感謝を胸に、これからも課題解決を大きなテーマとして掲げ、4年6か月前と変わらぬ一連託奨の思いで、明るく優しく風通しのよい奄美市を目指し、取り組んでまいります。

さて、現在の社会情勢は、私たち個人の努力だけではどうしようもない課題が数多く発生しております。人口減少、物価高騰、長引くウクライナ情勢、中東情勢の緊迫化など、その影響は離島である奄美にも確実に及んでおります。このままでは生活ができないので、島を離れるしかない。仕事は受注できているものの、必要な資材が確保できず、工事に着手できない。そのような切実な声も耳にしております。新型コロナウイルス感染症による影響で、疲弊した市民生活や企業経営に、物価高騰、資材不足が重なり、追い打ちをかけております。特に離島である奄美市は、本土以上に物流に依存した地域であり、その影響を受けやすいという現実があります。私は今こそ、具体的な生活支援に加え、相談を待つだけではなく、行政自ら地域へ出向き、市民の声に耳を傾けるアウトリーチ型支援の充実が必要ではないかと強く感じております。困り事を抱えていても、自ら声を上げることができない方もいらっしゃいます。強そうに見える人ほど、弱音を吐けないこともあります。だからこそ、こちらから歩み寄り、まずは話を聞き、必要な支援へとつないでいく。その積み重ねこそが、人の命や暮らしを守ることにつながるのではないのでしょうか。国や県においても、様々な支援策が講じられておりますが、離島自治体である奄美市には、本土とは異なる生活実態があります。地域特性に応じた、きめ細やかな支援のあり方

が必要ではないでしょうか。これまで当局からも、財政調整基金には様々な役割がありますが、その一つとして、災害時の復旧費用に活用するための積立という側面もあるとの御説明もありました。今回の資材不足や物価高騰による影響は、自然災害とは形こそ異なりますが、市民生活や地域経済に大きな打撃を与える災害に匹敵する事態であると感じております。是非、地域の実情に寄り添った、具体的かつ細やかな支援をお願い申し上げます。

それでは、通告に沿って質問をさせていただきます。1福祉行政について。奇しくも本日6月17日は、ちょうど1年前にこの議場で、要約筆記について、一般質問をさせていただいた日でもあります。昨年は、耳が不自由な方がライブ配信を御覧になっておりますと申し上げ、情報保障の必要性について訴えさせていただきました。そして、本日は、実際に要約筆記派遣を利用しながら傍聴されている市民の方もいらっしゃいます。1年前は配信の向こう側におられた方々が、今年はこの議場に足を運んでくださっております。情報保障とは特別な配慮ではなく、市民の皆様が等しく市政に参加し、必要な情報を受け取るための大切な基盤であると考えます。情報保障、就活支援、見守り、一見すると別々の課題のようにも感じます。しかし、私自身、市民相談や所管事務調査を通じて感じたことは、根底には本人の意思をどのように支え、尊重するかという共通の課題があるということです。障害があっても自分の意思を伝えることができる。御高齢になっても自分の意思を残すことができる。そして、支援を必要とする方々が孤立することなく、安心して生活を続けられること。まず、本人の意思を伝えるための情報保障について。次に本人の意思を残し、安心して生活を続けるための就活支援及び見守りについて質問させていただきます。

1障害者の情報保障の体制の充実について。まず、情報保障体制についてお伺いいたします。市民の方から、要約筆記申請窓口について、市役所内でもっと分かりやすく掲示、表示してほしい旨、職員へ要望があったと確認しております。また、相談者の方から、鹿児島市役所の案内表示等の写真も御提供いただきました。ここで書画カメラを御覧ください。1をお願いします。こちらは御提供いただいた写真になりますが、鹿児島市役所の総合の案内掲示板になります。こちらは、幾つか色分けされて項目があるのですが、一番右側ですね、黄色のところを今からアップさせていただきます。2番をお願いします。こちらが一番右の黄色の部分であった、みなと大通り別館と言われるところです。3番をお願いします。こちらがですね、その別館の掲示板になります。この右側にですね、載っている、この掲示板の案内の隣にある、こちらの表示はですね、手話通訳者、要約筆記等、そのような御説明があります。4番をお願いします。こちらが拡大したものです。こちらですね、白帯のところ、ちょっとアップできますか。こちら、ちょっと見にくいので御説明しますと、こちら2階の部分に、先ほどお話をさせていただきました、手話通訳者、要約筆記者、派遣運営協議会などなどの項目が記載されております。5番をお願いします。こちらが、その入り口になると思われる場所でございます。ありがとうございます。写真では入り口表示、誘導表示、フロア案内等が設置され、利用者目線で分かりやすくする工夫も見受けられました。特に、初めて利用される方や、聞こえにくさを抱える方にとって、窓口が分かりにくいことは、制度利用の障壁にもつながります。そのため、市民要望があった中で、その後、どのような対応が行われたかを確認したいと思います。（1）市役所における要約筆記、申請窓口について、市民に分かりやすいよう市役所内に掲示表示してほしい旨、市民の方から職員へ要望があったと確認していますが、その後の対応及び進捗状況についてお尋ねいたします。それでは、次の御質問から発言席にて行います。

多田義一 議長 答弁を求めます。

安田壮平 市長 おはようございます。幸多議員の御質問にお答えします。庁舎内における手話通訳、要約筆記申請窓口の掲示及び表示についてでございますが、市民の方より表示方法について御要望をいただいたのち、福祉政策課窓口到手話通訳・要約筆記派遣申請窓口という表示を行いました。また窓口案

内につきましても、庁舎2階の総合案内窓口や電話交換所へ手話通訳・要約筆記も含めた障害福祉サービスの一覧を配布し、利用者がスムーズに申請することができるよう、改めて体制を整えたところでございます。本市におきましても、要約筆記・手話通訳を必要とされる市民の皆様が、迷うことなく手続きを行える環境を確保することは重要で、重要であると認識しております。今後も、総合窓口等による丁寧な対面誘導など、市民の皆様が必要なサービスを利用しやすいよう、分かりやすい案内に努めてまいります。以上でございます。

幸多拓磨 議員（7番） ありがとうございます。その後、いろいろな改善を重ねてくださって、付け加えてくださったり、いろいろしてくださっているというのは理解できました。その中で、やはりその情報の周知というのは、やはり伝わらないと、やはり効果が薄まるかなと思うところもありますので、先ほど御覧いただいた写真というものは、もう視覚的に、非常によく分かりやすいような掲示になっていますので、是非ですね、その部分に関しても、もうちょっと分かりやすくしていただければなと思ったりもするのですが、それに対していかがでしょうか。

喜納祐司 福祉事務所長 おはようございます。今後もですね、障害福祉サービスだけではなくて、行政サービスの案内につきましては、利用される方が分かりやすいように、スペースの確保なども含めまして、柔軟に考えてまいりたいと考えております。以上でございます。

幸多拓磨 議員（7番） ありがとうございます。スペースの確保等とか、そういうお話があるんですけども、以前からちょっと御質問させてもらっているということもありまして、今、いろいろ改善されていると思うんですが、より今のイメージとして、どの場所に、大体どれくらいのスパンで、それを計画しているのか、もしおありであれば、お答えいただければと思います。お願いします。

喜納祐司 福祉事務所長 現状で、具体的にどこに何を表示するという、具体的な、今、プラン、予定があるわけではございませんけれども、先ほど申しましたように、市民の方が迷うことなく窓口以案内できるような形について、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

幸多拓磨 議員（7番） ありがとうございます。ちょうど1年前もこのような質問、その前もさせてもらったことがあるんですが、御検討していただくというところは大変ありがたいんですが、それより見える化というか、先ほどの市長の言葉でありましたが、いろいろ取り組んでくださっているのが分かるんですが、やはりそのあとの、私、お話ししました、それが見えない、伝わらないと、やはり効果は薄れてしまうといったところで、その検討という言葉から、実際に実行という形で移していただきたいと思いますので、また、次回の御質問をさせてもらうときには、それが形になっているようにしていただければと思いますので、どうかこちらの御要望です。よろしくお願いします。

では、次の質問にまいります。（2）障害者総合支援法第77条、7号において、意思疎通支援を行う者の養成等が市町村事業として位置付けられていますが、手話通訳者及び要約筆記者養成に関する本市の現状及び取組についてお聞きいたします。本人意思を伝えるためには、それを支える人材も必要でございます。障害者総合支援法第77条、第7号では意思疎通支援を行う者の養成等が市町村事業として位置付けられております。また、近年、成年後見制度については、法務省法制審議会民法成年後見等関係部会において、本人意思の尊重や利用しやすい等を踏まえた制度見直しが進められております。加えて、遺言制度についても、令和6年から法務省法制審議会民法遺言関係部会において、デジタル技術活用を含め、本人の意思表示のあり方等も踏まえた制度見直しについて議論、検討が進められているとお聞きしております。このように、本人の意思を尊重しながら、将来への備えを支える制度の見直しや検討が進められており、その重要性は、今後、更に高まっていくものと考えております。そのような

中、聞こえにくさ等により意思表示が難しい方々にとって、本人意思を支える手話通訳者や要約筆記者の、等の役割も更に重要になると考えております。障害者総合支援法第77号、77条、第7号において、意思疎通支援を行う者の養成等が市町村事業として位置付けられておりますが、手話通訳者及び要約筆記者養成に関する本市の現状及び取組についてお伺いいたします。お願いします。

喜納祐司 福祉事務所長 それでは、本市における手話通訳者及び要約筆記者の養成に関する現状、取組についてお答えいたします。議員御指摘のとおり、障害者総合支援法第77条では、市町村が行う必須事業として、手話や転訳、朗読などの奉仕員を養成する、意思疎通支援を行う者を養成する事業が定められております。一方、専門性の高い手話通訳者や要約筆記者の養成・派遣については、同法78条において、都道府県が行う地域生活支援事業として位置付けられているところでございます。本市では、毎年、手話奉仕員養成講座及び手話通訳者養成講座を実施しており、入門・基礎を各1年、その後の手話通訳者要請講座3年の計5年間を終了した方のうち、奄美地区聴覚障害者協会が認めた方を手話奉仕員とし、登録して派遣を行っております。また、要約筆記につきましては、資格を有する方のうち、希望者を本市に登録し、利用者からの申請に応じて派遣を行っております。令和7年度の登録者数は、手話通訳者奉仕員が15名、要約筆記者奉仕員が22名となっており、派遣実績は、手話通訳が延べ133回、要約筆記者が延べ4回となっております。以上でございます。

幸多拓磨 議員（7番） ありがとうございます。必須事業という形になっているということで、取り組んではいращやるということをおっしゃりたいのかもしれないですけども、今、この中である養成の講座とかいうものに関しては、実際、当局としてどのような取組をされているのか、要約筆記の件ですね、要約筆記の養成講座についてはどのような取組をされているのか、ちょっと教えてもらっていいですか。

喜納祐司 福祉事務所長 現在、要約筆記の養成講座については、本市において実施をしておりませんが、手話通訳、要約筆記の現状についての考え方についてお答えをいたします。これまでの、先ほど答弁いたしました派遣実施状況から、手話通訳におきましては、令和7年度は15人の方の登録に対し133回派遣されており、派遣されている方の負担を軽減できるよう、引き続き養成が必要であると考えております。要約筆記におきましては、22名の登録に対し4回の派遣となっているため、現状では、まずは制度の利用周知を図り、登録された要約筆記者の方が活躍できる機会の確保が必要であると考えておるところでございます。

幸多拓磨 議員（7番） ありがとうございます。こちら、ちょっと御紹介というか、今の現状として、私もお話を記載する中で出てきたお話なんですけれども、声を上げられない、潜在化している、障害特性がある、車椅子だったりとか、目で分かる方々という状況だと、明らかに手を差し伸べることができると思うんですけども、難聴というのは目に見えない障害になります。聞き取れないことと、周囲に迷惑をかけるのを恐れ、自ら引きこもってしまうだったり、あと、何度も聞き返すのが申し訳ないと諦めてしまう方。そもそも要約筆記という、自分を助けてくれる公的な派遣制度が、それ自体が周知されていないという、知られていないという現状が、今、あると私は感じています。体制が整っていない状況でですね、申請がないとか、そのニーズというお話がありましたけど、4件しかなかったというお話もありますが、極端な話したら、バリアフリーの駅を一つも造っていないのに、車椅子の乗客が来ないからエレベーターが必要ない、極論で言えばですね、それに近いのかなという表現を、私も市民の方からお伺いしたことがあります。そういった意味では、先ほど所長がお話ししましたが、周知というものをより深めていくということが必要であるということと同時に、今後ですね、3番にかかるところの質問に入りたいと思いますので、よろしくお願いします。

では、（３）番にまいりますね。奄美市チャレンジド・プラン第７期において、手話通訳者等及び要約筆者等の育成の推進が示されていますが、本市として要約筆者養成事業が事業化されていない理由及び今後の方向性について見解をお伺いいたします。

次に、計画と事業化についてお伺いさせていただきます。奄美市チャレンジド・プラン第７期では、手話通訳者等及び要約筆者等の育成の推進が示されております。一方で、計画への位置付けと事業化には差があるようにも感じております。奄美市チャレンジド・プラン第７期において、手話通訳者等及び要約筆者等の育成の推進が示されていますが、本市として要約筆者養成事業が事業化されていない理由及び今後の方向性について見解をお伺いいたします。

喜納祐司 福祉事務所長 お答えいたします。議員御指摘のとおり、本市の障害福祉計画等を定めた第７期チャレンジド・プランでは、手話通訳者・要約筆者の派遣にあたり、手話通訳者・奉仕員養成研修や要約筆者養成研修により担い手の育成を進めることとしております。令和７年度の派遣見込み、同プランにおける令和７年度の派遣見込みは、手話通訳１１０回、要約筆記１０回となっておりますけれども、実績は手話通訳１３３回、要約筆記４回となっており、現状において、要約筆記の利用については少ない状況となっております。このため、制度の周知や要約筆者が活躍できる機会の確保が課題であると認識をしているところでございます。要約筆者の養成につきましては、県が平成２２年度まで奉仕員養成を実施しておりましたが、平成２３年に国の養成カリキュラム整備により、より専門性の高い要約筆者を養成する形に移行いたしました。本市では当時、養成講座を実施しなかった関係で、現在まで実施をしていないという経緯でございます。今後は、要約筆記が難聴者や中途失聴者にとって重要な情報保障手段であることは認識しておりますので、その点も踏まえ、県や奄美市、大島５市町村、５市町村におきましても、要約筆者は不足をしているという状態は認識しておりますので、県や奄美大島５市町村と連携した広域的な養成、活用の取組や制度周知に努め、利用環境の充実を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

幸多拓磨 議員（７番） ありがとうございます。その御答弁に関しても、本当、感謝申し上げますが、５市町村での連携ということと、今回の奄美市における、この事業化されていないということを、ちょっと分けて考えていただければありがたいなと思ったところがありまして、もちろんその５市町村で連携するというのも大事でございます。その課題と、今回、その奄美市自らで事業化するというものについてお伺いしたいのですが、先ほどの当初、なかなかタイミング的に要約筆記の養成講座というのをされていなかったから、今、こうなっているという現状があるというのをお聞きしました。ただ、やはり、今、時代はもう、合理的配慮も含め、義務化になりましたし、時代の過渡期になっている、入っていると思いますので、今、ここです、しっかりそういったものを事業化していただきたい。皆さん、周知の事実、もう御存知だと思うんですけど、中途難聴、難聴の方が非常に多い、フレイルだったりとかです、割合的に。そして、手話通訳、手話、手話を理解できる方が難聴、耳が聞こえにくい方の何割いらっしゃるかって、多分、聞かれたことあると思うんですけども、実際、手話が理解できる方は、その中で大体３割、多く見積もって３割程度というお話、ネットだったりとか調べたら出てくると思います。そういった中、残りの７割の方々が、手話というものが難しくて理解できない。そういった方々、もちろん補聴器とか、そういった形の対策もあるわけですが、実際、その補聴器でもですね、音は聞こえるけれども、言葉が歪んで何を言っているか分からない、軽度とか中度難聴という人がいらっしゃる。そういった方々に関してですね、やっぱり目で見て分かる、そういった要約筆記というのは非常に大切になってくると思いますので、奄美市としてもですね、その事業を考えていただきたいということもあるんですが、先ほど、今から前向きにということだったんですけども、どれぐらいで考えているのか。例えば、来年度の当初予算には組み込んでいきたいなという気持ちがあるのかとか、そういったのがもし、おありでしたらお示しいただければと思います。

喜納祐司 福祉事務所長 お答えいたします。具体的に何年度から養成講座を始めるというふうな計画があるわけではございませんけれども、手話通訳を必要とされる方、また、要約筆記を必要とされる方が、社会生活を行っていく上で、不便や不利益を被らないようにということで、派遣の制度を設けておるところでございます。現状におきましては、現在、登録されている方、22名いらっしゃって、年間で4回の実績ということでございますので、本市の現状認識といたしましては、議員が御質問のあったように、声の上げられない方、利用したいという実際は利用が必要であるという方々が、まだ、利用に至っていないのではないかなという現状を認識しておりますので、まずは利用の実績、回数を、回数を上げていくといえますか、制度周知を図っていくことが、現状の私たちの課題認識である、ありますので、そこを図っていった上で、事業化にあたっては、実績を踏まえた上で検討していきたいというところでございます。以上でございます。

幸多拓磨 議員（7番） ありがとうございます。おっしゃることは非常によく分かります。そのとおりだとは思いますが、卵が先か鶏が先かという議論がやはりよくあると思うんですが、やはりその部分を、我々のほうでやっぱり考えていかないといけないというのが、私が言うまでもなく、当局、御存知だと思うんですが、要約筆記の養成講座というのは、過去に社協さんであったり、今回は奄美会さんであったり、独自でされているところはあるわけですが、それに対する予算というのは、市からの持ち出しというのが、今回、しまさばくり事業ということである程度出してもらっている、それに関しても心から感謝申し上げます。しかしながら、それは必須事業ということで組み込まれた予算ではなくて、それは、求めるニーズに対して、やってみたいならどうぞという形に近いのかなと思ったりもします。それが必須事業ということで考えた上での、その予算を計上というのを、ちょっとお願いしたいところは非常に強くあるんですが、そこに対してですね、しつこいようなんですが、是非ですね、前向きに考えて、予算を計上してもらいたい。何が言いたいかって、極論言えば、予算の問題なんですよね。今回、1回目も2回目も、自分たちで志がある方が、自分たちでお金、1回目に関しては、市民の方の寄附によって、何10万円も寄附をいただいて、そこで要約筆記講座を開いた。今回は、通るかどうかわからないけれども、チャレンジして、とにかく予算を確保したいということで、ありがたいことにしまさばくり事業で予算を確保することができた。足りない部分はもちろん、自分たちで出したり、社協さんをお願いしたり、負担してもらったりして、達成したわけですが、それが安定したような、毎回毎回ドキドキしながら、上手くいくか、上手くいかないかっていう形だったら、その養成したその指導員の方、養成の、養成員、要約筆記、養成をした方々が、例えば最初にですね、10何人の方がいたけれども、結局、実働しているのは3名ぐらいだったりとか、どんどん減ってってしまう。だからそれを継続的に、我々が行政として、何ですかね、していくことも必要だと思うんですね。そういった意味での予算の確保というのにも必要になってくると思います。とにかく予算の問題が非常に大きいので、そこは是非、形にしてほしいんですが、どうにかそれ、来年度予算に継承してもらいたいと思うんですが、もう一度お願いします、すみません。しつこいですが、

喜納祐司 福祉事務所長 お答えいたします。議員御指摘の必須、地方の行うべき必須事業というところで、国が実施要領で定めておりまして、そこの中では、ちょっと細かくなりますけれども、意思疎通を行うものとして九つが定められております。読み上げます。手話通訳士、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者ですね、要約筆記者、代筆・代読支援者、転訳奉仕員、音訳奉仕員、網罾者向け通訳介助員、失語症者向け意思疎通支援者と九つの意思疎通を行う者を養成して、するというのが必須事業で定められておりまして、要約筆記奉仕者の方は、地方と、ここの中には入っていないところでございます。要約筆記者、22年度まで県のほうで行ってございましたけれども、要約筆記奉仕者の養成ですね、そこについては、要約筆記者の養成ということに、23年度からなっております。そこを含めまして、今現状

のようなものとなっているところでございます。要約筆記奉仕者の養成講座を予算化して事業化するというに関しましては、単年度ではなくて、継続的な取組として必要となってきますので、そこを踏まえて、事業を実績、事業化していくにあたりましては、実際の需要であるとか、実績を踏まえて検討していくことが必要であると、今のところは認識しておりますので、まずは現状の中で、制度利用の活発化を図っていきたいというところでございますので、御理解いただきたいというふうに思っております。以上でございます。

幸多拓磨 議員（７番） ありがとうございます。実績が大事というふうな表現がございましたけれども、先ほどに鶏が先か、卵が先からの議論になってしまうので、このところは、まずはできること、先ほどおっしゃった周知の部分、揭示、表示だったりですね、揭示だったりとか、あと、ほかの部分でもできることが多々あると思いますので、そのところを積極的にお願いしたいところでございます。例えば、障害者手帳だったりとか、あると思うんですけども、手帳を持っている人の数だけを見て、少ないと思われがちなのもあるんです。今回のデータにしてもそうです。しかし、そこがですね、やっぱり大きな落とし、落とし穴というところだと思うわけですね。手帳が交付されるのは、両耳の聴力レベルが70デシベル以上の高度難聴というですね、難聴以上という、非常に重い基準をクリアした人のみでございます。実際には、手帳を持っていなくても、加齢や病気によって、音は聞こえるけれども、先ほど話した、言葉が歪んでいる、そういうような方々も。やっぱりいらっしゃいます。ですので、表の数字だけを見るんじゃなくて、本当に現場の困った人たち、そういった人たちの声をですね、積み重ねていっていただいて、それを話しても、こう回ってしまうんですけども、鶏が先か、卵が先かといった議論で言うと、やはりその、その奉仕者が必須化されているんだったら、必須事業としてあるんだたら、そこをやはり、本市においても取り組んでもらいたいというところもありますので、このところを一気に予算規模を、何100万円も積んでくれと、無茶なことを言っているわけじゃなくてですね、できるところを、できる範囲の、最低限のラインからでも予算確保をしていただいて、そこを、是非、是非ですね、実現していただきたいと思います。いつまで経っても結果が伴わないから、数字が上がらないから、利用者が上がらないから、それをしないという形でも困るわけですよ。ほかの自治体が、例えばそれで先にやりだしたから、それじゃやろうかという形も大事なことだと思います。周りの状況をきちんと把握してですね、これは大丈夫だと確保、確信を得て動き出すのも大事かもしれないですけども、今、もう、日本全体がそのような形で動いているというところもありますし、奄美群島では少ないと、少ないというか、ないと思いますけれども、是非ですね、本市が率先的に、先にですね、取り組んでいただければと思います。そこは強く要望させていただきます。その前にある周知のほうもですね、重ねてお願いしたいところでございます。ありがとうございます。いまのが、ありがとうございました。

では、次にまいります。項目2ですね。身寄りのない方や頼れる人がいない方等への終活支援及び地域における見守り体制の充実についてお尋ねします。次に、本人意思を残し、安心して生活をするための終活支援及び見守りについてお伺いいたします。今回の所管事務調査では、豊島区終活安心センターにて学ばさせていただきました。また、横須賀市では、終活登録等も進められております。私自身、市民相談の中で、お葬式が、亡くなったあとの手続等について相談を受ける機会もございます。こうした課題は、亡くなったあとだけでなく、生前からの備えや情報共有、本人意思の尊重、孤立リスクへの備えにもつながる課題だと感じております。まず、本市における終活相談の現状についてお伺いいたします。医療、介護、財産管理、頼れる方の整理など、生前準備の重要性は高まっております。また、単身高齢者の増加や家族形態の変化も進む中、相談体制の重要性も更に高まっていくものと考えております。今回の所管事務調査では、豊島区終活安心センターについて、先ほど、学びましたが、こちらですね、終活相談ではなく、生前からの情報整理、相談体制整備も進められておりました。

（１）高齢者や身寄りのない方等の終活に関する相談について、本市の現状認識及び相談体制につい

てお尋ねいたします。お願いします。

川畑博行 保健福祉部長 おはようございます。それでは、高齢者や身寄りのない方等の終活に関する相談について、答弁させていただきます。議員御質問の終活に関する相談につきましては、少子高齢化、核家族化の進行、平均寿命の伸び、そして、家族形態の多様性を背景とした社会的要因から、全国的に増加傾向にあり、本市におきましても例に漏れず、増加傾向にあるものと認識しております。相談体制につきましては、地域包括支援センターに、高齢者に関する総合相談の機能を設置し、市内7か所にある在宅介護支援センターと連携しながら対応しているほか、社会福祉協議会や司法書士・行政書士・弁護士といった専門家への相談など、多岐にわたる相談体制を構築しているところでございます。以上でございます。

幸多拓磨 議員（7番） ありがとうございます。聞き漏らしたら申し訳ないですが、どれぐらいの、ごめんなさいね、相談を、いろいろそういう窓口があると思うんですけども、どのような支援につながっているのかとか、あと、現在の相談体制としては、これで十分なのか、どうお考えなのか。ちょっとお伺いし、件数も含めて、相談件数ですね、お願いします。

川畑博行 保健福祉部長 それでは、終活に関する相談件数をどう把握しているのかという部分と、どのような支援につながっていくかというところと、現在の相談体制、十分かというところに関して答弁させていただきます。今現在、終活に特化した相談件数は把握できていないところですが、類した内容が含まれる権利擁護、成年後見に関する相談の件数は、令和7年度、21件となっております。傾向といたしましては、議員御質問のとおり、身寄りのない方、頼れる方がいない方の相談が多い印象でございます。次に、相談後の支援といたしましては、見守り、安否確認、任意後見、財産管理手続に関する具体的な支援のほか、エンディングノートの配付や各種サポート情報を提供しているところでございます。相談体制に関しましては、先ほどお伝えしましたとおり、多岐にわたる相談体制を構築しているところです。具体的には、65歳の到達者に関して、包括支援センターは、実質、議員、所見のところでもおっしゃいましたが、訪問して、1件1件、こういう支援制度がありますよという案内を提示していきます。その中で、何かあったらこちらに相談してくださいというふうな形で関係をつくっていきます。そこで、本人の意思を尊重しながら、必要な支援につなげるという取組をしております。以上でございます。

幸多拓磨 議員（7番） ありがとうございます。質問したいこと等がありますが、ちょっと時間の関係で、ちょっとまた、後日、窓口でも御質問させていただきます。

では、次の質問にまいります。（2）葬儀、死後手続き、無縁遺骨等への不安に対して、本市の現状認識及び現在の支援体制についてお尋ねいたします。次に葬儀、死後手続き、無縁遺骨等への不安についてお伺いいたします。私自身も相談の中で身寄りがいない、葬儀をどうしたらいいのか、亡くなった後の手続きが不安などの御相談を受ける機会がございます。また、無縁遺骨や死後手続き等の課題も全国的に取り上げられております。横須賀市では、引き取り手のない遺骨の増加や、親族と連絡が取れないケースを背景として、終活支援に取り組まれております。その中で、緊急連絡先、遺言書保管場所、エンディングノート保管場所等を事前登録する終活登録等も進められており、こうした課題は、亡くなったあとだけでなく、生前からの備えにもつながる課題だと感じております。御質問です。葬儀、死後手続き、無縁遺骨等への不安に対し、本市の現状認識及び現在の支援体制についてお伺いいたします。お願いします。

喜納祐司 福祉事務所長 それでは、高齢者のみならず、身寄りのない方の相談ということにつきまして

は、本市福祉政策課、つながる相談室のほうで対応しておりますので、所管しております私のほうから答弁をいたします。人生の終わりに向けた活動、いわゆる終活につきましては、近年の高齢化や単身者の増加、家族関係の希薄化を背景に、身寄りのない方や支援者のいない方が増えており、本市といたしましても、適切な相談対応とその記録を行っていく必要があるものと認識しております。現在、終活に関する相談につきましては、つながる相談室において、身寄りのない方の葬儀や墓地に関する相談に対し、民間の永代供養や葬儀費用積立などのサービスを紹介し、紹介した事例や、相続に係る無料法律相談の活用を促した事例などがございます。また、没後の住宅の退去及び残される荷物の相談につきましては、民間の移送業、移送事業者をそれぞれ案内した事例がございます。議員御案内の終活支援につきましては、引き続き関係各課と連携し相談対応に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

幸多拓磨 議員（７番） ありがとうございます。今のお話を聞きする限り、完全な形で終活に対する支援が固まっているわけではないというのが、今、理解できました。これから研究だったり、いろいろな情報を集めていただいて、本市でも取り組んでいただければと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

では、次の質問にまいります。終活への不安に対し、本市における終活支援の現状と課題、また、本人が意思表示困難となった場合等に備えた情報登録等の仕組みについて、本市の考えをお伺いいたします。次に、こちらですね、本人意思の残し方について、お伺いなんですけれども、本人が意思表示困難となった場合、誰へ連絡するのか。どのような意思を持っているのか。どのような支援を望むのかなど、事前整理の重要性は高まっていると感じております。東京都、今回、所管事務調査にお伺いしました東京都豊島区では、終活情報登録等も進められており、神奈川県横須賀市でも終活登録制度が実施されております。ここですね、ちょっと書画カメラ、お願いできますか。６番お願いします。こちらはですね、各自治体の情報を登録して、ＡＩにて作成した図になります。こちらですね、左側の赤いところが豊島区、右側が横須賀市になるわけですが、同じこちら、事業としてはですね、こちら、登録をするという、意思を登録するという事業なんですけれども、制度の流れがちょっと違っていて、左側の赤、これ、左側、赤ですね、こちら、流れといったところですね。こちら、豊島区のほうがですね、①こちら、相談から入り、本人意思の整理、次に情報登録、区が保管、必要時に本人が同意した方に対して情報を求められたときにお渡しするという制度です。そして、横須賀市、青色をお願いします。青色の同じところですね。先ほどの豊島区は相談から入ったところに対し、横須賀市は登録から始まります。①登録があり、そして、次、市が保管をする。そして、同じように必要時に提供するという形なんです。その後、必要に応じ相談という形になっております。また、左下、お願いできますか。左下です、ごめんなさいね、左下。こちらがですね、年間の件数ですね、登録者数の件数なんですけれども、豊島区が登録開始が２０２２年４月から始まりました。約３年のデータなんですけれども、登録者数約５６人。年間平均で１９名という形ですね。こちら、先日の所管事務調査でお伺いした数になります。そして横須賀市に関しましては、２０１８年から始まっておりまして、約８年、合計８２６人ということで、平均、年平均１０３名ということで、登録者数が豊島区と比べて多いという傾向になっております。そういった形でですね、制度の流れ、順番によっていろんな形で、いろんな形、そのハードルだったりとか、いろいろ悩みが、相談することによって解決し、登録しないといったところもあるかもしれないですが、そのような現状がございました。ありがとうございます。本人意思を残す仕組みについて、御確認させていただきます。終活への不安に対し、本市における終活支援の現状と課題。また、本人が意思表示困難となった場合等に備えた、情報登録等の仕組みについて、お伺いを、お考えをお伺いします。

川畑博行 保健福祉部長 それでは、答弁させていただきます。本市における終活支援の現状といたしま

して、相談支援体制を構築し支援を実施しているところではございますが、課題といたしまして、心理的な抵抗感と後回し傾向があるように感じられます。このため、本市といたしましては、エンディングノートを有効に活用していくための広報活動、人生会議の普及啓発に力を入れていきたいと考えているところでございます。また、成年後見制度の利用促進につきましては、名瀬交渉人役場と連携を図りながら、市民向けの研修会議を開催するなど、本人の意思を尊重した周知活動や支援体制の構築を進めているところでございます。その一方で、本人が意思表示困難になった場合に備えた、情報登録等の仕組みにつきましては、エンディングノートの活用以外にも、成年後見制度を活用、活用も検討し、必要に応じて、首長申立も行っております。議員御紹介の他自治体の事例は有効な取組でございますので、今後、研究・検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

幸多拓磨 議員（７番） ありがとうございます。こちら、同じようにですね、今、話が出てきたような形になると思いますので、今後、研究、前に進めていっていただいてですね、１人で住んでいらっしゃると思ってしまうんですね。その中で、自分、亡くなったあとどうなるんだろうと思われる方とか、御相談、悩みを相談できない方もいらっしゃると思ってしまうんですね。そういった方々の声って、なかなか我々の耳に入ってこないわけですよ、相談することができないから。そうすると、先ほど言ったアウトリーチ型の相談だったりとかも必要になってくると思うんですけれども、そういった方が何人いるか把握するのも難しいと思うんですよね。つまり、先ほどの話とまた別で、相談が多いからこれをつくるんじゃなくて、これをつくったから増えるっていう案件なのかなと思うわけですね。トップダウンじゃなくてボトムアップ、いろんな考え方あるわけなんですけれども。ですので、このシステムは、是非ですね、検討していただいて、声なき声に気づいてあげるという取り組み、やはり市民の方の心に寄り添うというのはそういうことにもつながるかなと思います。是非、お願いしたいと思います。

では、次の質問にまいりますね。ここ、最後になるんですけれどもね。最後に、安心して生活をするための見守り体制についてお伺いいたします。現在、本市では緊急通報システム事業が実施されております。対象は概ね６５歳以上で疾患を有する方だけではなく、身体障害者手帳所持者や、そのほか、必要と認められる方も含まれております。私自身も市民相談を受ける中で、一人暮らしで不安、倒れたときが心配、頼れる方が近くにいないという声を聞く機会もございます。現在、本市においては緊急通報システム事業が実施されております。この制度では、押しボタン等による通報が大島地区消防組合内に設置された通報センターにつながり、状況確認や必要に応じた協力者への連絡等が行われる仕組みになっているとお聞きしております。また、対象についても、概ね６５歳以上で、疾病、疾病を有する方だけではなく、身体障害者手帳所持者やそのほか、必要と認められる方も含まれているとお聞きしております。一方で、近年ではボタン式ではなく、センサー等を活用した見守りも進められております、ほかの自治体ですね。例えば、広島県福山市では、冷蔵庫の開閉状況を確認するセンサーを活用し、一定時間、利用がないなど、異常を把握する見守り。千葉県柏市では、見守り機能付き電球を活用し、電球の点灯、消灯状況から生活変化を把握する見守り。東京都渋谷区では、人感センサーやＬＯＴ機器を活用し、人の動きや生活状況の変化を把握する見守り。東京都稲城市や小平市では、温度、湿度等を活用し、熱中症リスクや生活環境の異変把握につなげる見守りなど、全国ではデジタル技術を活用しながら、高齢者等の異変を早期に把握し、安心につなげる様々な取組も進められております。一方で、こうした取組には機器を導入するだけではありません。通知を誰が確認するのか、異常があった際に誰が連絡し、誰が現地確認につなげるのか。また、担当部署の業務量、関係機関との連携、個人情報の取り扱い、費用負担等、整理すべき課題もあると考えております。このような課題も踏まえながら、単身高齢者はじめ、疾患や障害等により支援を必要とする方々が、住み慣れた地域で安心して生活をするためにも、本市の現状と課題、そして、今後の見守り体制のあり方についてお伺いしたいと思います。自宅における緊急通報システム及び見守りについて。単身高齢者はじめ、疾患や障害等により支援を必要とする方々が安心して生活できるよう、本市の現状と課題、また、見守りセンサー等を含めた見守り体制

の今後のあり方について、本市のお伺いをお願いします。

川畑博行 保健福祉部長 では、本市の現状と今後の見守り体制に関して答弁させていただきます。支援を必要とする方々が安心して生活をするための見守り体制についてでございますが、まず、議員から御紹介がありました緊急通報システムがあげられます。本事業は概ね65歳以上で、突発的に生命の危機的な状況の発生する疾患を考え、有する方が対象になっており、令和7年度は25件の設置をしているところでございます。そのほかの見守り体制といたしましては、概ね65歳以上で日常生活を営むものに支障のある方を対象とした食の自立支援事業における安否の確認と、16の民間事業所と協定を結んでいる、高齢者等を見守り。また、地域の健康教室やころばん体操など、地域住民主体の介護予防の取組や各地の支え合い事業による様々な活動に加え、自治会関係団体や民生委員・児童委員とも連携して地域づくりを促進、促進し、多世代交流を含む自助・共助の相互体制を図っているところでございます。また、見守りセンサー等の見守り体制につきましては、議員の御指摘のとおり、個人情報や費用負担等の整理すべき課題も多くございますが、有効な手段の一つでありますので、今後も研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

幸多拓磨 議員（7番） ありがとうございます。

今のお話の中で、16の民間企業というお話がございましたけれども、その一つ一つ、内容まで難しいと思うんですが、企業名、分かる範囲で、お伝えできる範囲でお願いできますか。

川畑博行 保健福祉部長 では、奄美市の民間事業者の高齢者見守りについての協定を結んでいる事業者が、今、16事業者でございます。これは奄美市のホームページにも掲載してございます。実際には、その高齢者の異変に気づくだけでなく、消費被害に遭いそう方とか、気づいたときには、包括にも連絡してくださいねと。もちろん、生命の危機的状況とかの場合には、もう消防、警察が先ですよというところです。最初に、新聞配達をしている事業所が、2つのその新聞関係の事業者がでございます。それ以外に、配達をする事業所、郵便局、ヤマト運輸等がでございます。それ以外にも、金融機関、信用組合さん、信用金庫さんがその中に含まれております。高齢者がいろいろな場面に触れると、触れた、高齢者と触れたときに、ちょっと今までと違うなとか、そういうことを、人が触れ合う中で気づいたときには、また包括にも教えてください。このような場合、相談が上ってくるんですけれども、先に包括のほうでも、実はその方、把握していましたとか、そういった流れが多いのが現状でございます。地域でしっかりネットワークをつくって、見守る体制が、こちらから出向いていながら、できているということを、今、継続的に進めていくことが大事だと認識しております。以上でございます。

幸多拓磨 議員（7番） ありがとうございます。このように民間の御協力を得て、安心して生活ができる環境をつくっていらっしゃるこういったところに、ちょっと私も、今、初めてお聞きしたところもあったので、感謝申し上げます。また、先ほどのお話があって、こういった形で把握をしていたから、例えば連絡があって、ここは分かっていたよといったところもあるというお話だったんですが、よく言われることで、避難の空振り、多いに結構みたいな言葉。やっぱり台風だったり避難したけれども、大した影響もなかった。でも、そういった避難して、準備した空振りは多いに結構だというお話もありますし、そういったことを、把握しているから、知っていたよと言うのではなくて、把握していたとしても、ありがとうございますと受け入れるということをしていけば、より多くの声が集まるんじゃないかなといったところも感じますね。あとはもう、こちら、今のお話、私は質問で、その制度の対象として、拾えない方への課題の認識という質問、ちょっとお話をさせてもらっていたんですが、それについてはどうだったかな。聞き取りの時にですね。お願いします。

川畑博行 保健福祉部長 それでは、答弁させていただきます。制度の中で拾えないというところの部分なんですけれども、こちらのほうからは、アウトリーチ、そしてやっぱり65歳の方の場合は、全数訪問して、把握していつています。ですが、実際に御本人の意志ですね。もう自分はしっかりしているから、もうこれ以上は来なくていいよとかいう方の場合には、介入のタイミングを図ります。その方に何か異変があって、入院したとか、また、改めて本人のほうから、あともって、1人になって不安になったからとか、相談、来ることがございます。きちんとこちらのほうが相談窓口ですよというのを、継続的にPRすることで、漏れる可能性が非常に少なくなってくるものだというふうには認識しております。以上でございます。

幸多拓磨 議員（7番） ありがとうございます。65歳以上のお宅に、全戸、回ってらっしゃるということだったんですけれども、本当、ありがとうございます。今、私が相談を受けている方で、相談というか、お話があった中で、その方は65歳にならない方だったんですけれども、お一人暮らし。その方が倒れられました。そこで、周りに誰もいない。緊急のボタンを押せるかといったら、そういったこともしていないような状況の方もいらっしゃいました。その方、やっぱり持病をお持ちだったんですけれども、息ができないということで、大変な状況で、どうにか御家族の方、連絡をとって、一命をとりとめたということもあります。ですので、年齢関係なしにですね、そのように不安を抱えている方がいらっしゃると思いますので、ICTですね、今、デジタル化していますので、見守りセンサーとかですね、人件費もかからない、管理は、一度、システムをつくってしまえばですね、あと、上手くいくと思いますので、是非、そこをですね、皆さん、最初の投資をしていただいて、初期投資をしていただいて、考えていただければと思いますので、どうかよろしく願いいたします。ありがとうございます。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

多田義一 議長 以上で、無所属 幸多拓磨議員の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。午前10時45分、再開いたします。（午前10時31分）

○

多田義一 議長 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き、一般質問を行います。

チャレンジ奄美 朝木一仁議員の発言を許可いたします。

朝木一仁 議員（1番） 皆様、おはようございます。チャレンジ奄美の朝木一仁でございます。

一般質問に先立ちまして、所見を述べさせていただきます。連日の度重なる台風、大雨により被災された皆様にお見舞いを申し上げます。また、対応にあたった職員の皆様に感謝を申し上げたいと思います。現在、私は32歳、本年度、33歳を迎える年となりました。歴史に重ね合わせますと、大変恐縮ではありますが、同じ1月を誕生月としております、西郷南州翁がこの奄美の地で、愛加那と運命的な出会いを果たした年でありました。そして、市長をはじめ、今、おられる数名の先輩議員が、この議場にて1期目の議員として立たれたと存じております。先人たちがこの島を思い、そして、先輩たちが情熱を傾けたこの奄美の発展に対しまして、非常に深い感慨を覚え、敬意を表しますとともに、皆様の熱意に負けぬよう、全身全霊で市政発展に取り組んでいく所存でございます。

さて、私の議員活動も3年目を迎えました。私がこの間、継続して取り組んできたことがございます。それは、八月踊り唄の練習でございます。名瀬で生まれ育った私は、恥ずかしながらこの奄美に帰郷するまで、一節、一節も歌うことができませんでした。しかし、3年前に始めたこの唄の練習、今では妻も巻き込み、紙に書き留め、覚えたフレーズは、今、108フレーズ目となっております。これは決して一人で覚えられるものでもなく、集落に足を運び、輪の中で踊り、掛け合い、失敗と修正を重ね

て作り上げた私のバイブルでもあります。これからも先人たちとの語り合いを楽しんでいきたいと思えます。本来であれば、この議場でお披露目といきたいところではありますが、議長の許可も得ておりませんので、今回は差し控えさせていただきたいと思えます。

では、通告に従い、一般質問に入ります。

はじめに、奄美市第3次財政計画について、中身から伺いたいと思えます。本市のこれからの道しるべとなります第3次財政計画は、将来の奄美市を見据える上で重要な指針でございます。現在の本市の財政状況を紐解きますと、令和6年度決算におきまして、人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費は209億1,100万円に達しており、更にここに物件費28億7,200万円を加えますと、合計で237億8,300万円となり、実に歳出全体の67パーセント、約7割近くが固定的な経費で占められているという、極めて硬直化した実態が浮き彫りになっております。また、令和8年度当初予算におきましても、歳出に対する義務的経費プラス物件費の占める割合が71.9パーセントという、依然として高い水準で推移する見込みとなりました。このような背景から、令和6年度の経常収支比率は91.3パーセントと高止まりの状況にあり、第2次財政計画内で掲げられておりました90パーセント未満という重要な目標を達成することができませんでした。経常収支比率が高止まりをし、私が懸念しておりますのは、本市が独自の施策を展開するための自由に使える財源が実質的に削られているのではないかとございます。それは即ち、未来を担う子どもたちへの積極的な投資へ充てるべき余力が失われることであり、ひいては将来の財政運営そのものに影響をしてくるものだというふうに思えます。累次団体の経常収支比率が全国平均であります93.1パーセント。この数字と比較すると下回っているという見方もできますが、鹿児島県内19市において平均が89.7パーセントという現実も重く受け止めなければいけません。この事実を踏まえ、まずは本市のコスト構造について伺ってまいります。①経常収支比率について、第2次財政計画におきまして経常収支比率90パーセント未満という目標が未達となった最大の要因を、当局としてどのように分析されていますでしょうか。また、県内多市の平均よりも比率が高くなっている、本市固有の構造的要因、例えば地理的な離島性でありましたり、それに伴う施設維持費の増大などについて、どのような認識をお持ちか伺います。更に、今後、公共施設やインフラの老朽化による更新工事等が本格化してまいります。維持補修費が年率2パーセントで上昇していくという状況の中で、この経常収支比率90パーセント未満をどのように達成させていくのか。こちらは前回の90パーセント未満の比較と併せて、答弁を求めたいと思えます。

次からは、発言席にて行います。

多田義一 議長 答弁を求めます。

安田壮平 市長 朝木議員の御質問にお答えします。経常収支比率についてであります。経常収支比率は、御案内のとおり、経常的な経費に対し、市税や普通交付税などの一般財源がどの程度充てられているかを示す指標であり、財政の弾力性を判断する指標でございます。本市の令和6年度決算では、91.3パーセントとなり、第2次財政計画で設定した90パーセント未満の目標は達成できておりません。ただ、ほかに目標として掲げた、財政調整基金、地域振興基金、公共施設整備事業基金の3基金合計の目標額60億円超や、起債残高340億円以下など、多くの目標を達成しているところでございます。議員お尋ねの、経常収支比率が90パーセントを超えている主な要因としましては、人件費、扶助費、公債費といった義務的経費の増加がございます。特に人件費は、会計年度任用職員制度や給与改定等の影響、扶助費は障害福祉関連経費等の増加、公債費は大型事業に伴う地方債償還が影響しております。また、離島特有の高いコスト構造や公共施設インフラの維持管理費の増加、自主財源比率の低さも財政の硬直化要因になっているものと認識しております。第3次財政計画においても、市税等の徴収率向上や自主財源の確保に努めるとともに、事務事業の見直し、デジタル化による業務効率化、公共施設の長寿命化、統廃合等を含め、統廃合等を進め、引き続き経常収支比率90パーセント未満の達成を目

指してまいります。以上でございます。

朝木一仁 議員（１番） 市長，答弁いただきました。ありがとうございます。具体的にですね，高止まりしている分析でありましたり，本市特有のですね，離島ということでの構造的な要因も示していただきました。ただ，離島だからといってですね，この比率というのが高くなっていくというところにはですね，やはり，一つずつ，やはり目を向けていかなければいけないのかなというふうに，私も思います。そこで，そこで本丸となります義務的経費，先ほど市長も申し上げました，人件費，公債費，扶助費ですね。その中身について，一つずつ伺っていきたいと思います。

②です。硬直化の要因となっております，この義務的経費。令和６年度，市民１人当たりの義務的経費，内訳のほうを見ますと，人件費が１人当たり１３万３，４９４円，こちら，県内１９市中，第２位という高さですいいしております。また，扶助費が２６万８，３０６円，こちら，県内第１位。公債費，１１万７，８６４円，こちら県内第１位の高い水準となっております。先ほど市長からもありましたように，自主的な財源も踏まえていくと，また，２期目のほうに加えて，人件費に対してはですね，ＤＸのほうと，推進もあげられておりました。ですが，やはりこの市民のニーズというものが，新規事業の展開であったり，突発的な災害，こういったことに対しても，この構造的な要因といいますか，私たちは，こう目を向けなければいけないのかなと思います。そこでまず，第３次財政計画の中でも示されております，この人件費の高さ，本市においても令和２年度からの会計年度任用職員，こちらの制度が導入されたことによって，増加傾向にあるということでした。このことに対して，まずは当局，どのような要因がですね，この高い水準にあるというふうに強く影響しているのかというところの分析を伺いたいと思います。

國分正大 総務部長 それでは，お答えいたします。本市の１人当たりの人件費が県内で高い水準にある要因についてでございます。まず，令和２年度の会計年度任用職員制度の導入に伴いまして，これまで物件費で計上していました経費が人件費に含まれることとなり，総額が増加しております。また，本市は名瀬・住用・笠利の３地区に行政区域が分かれておりまして，各地域での必要な行政サービスを維持するため，一定の職員配置が必要でございます。加えまして，奄美郡島の中心都市として，広域行政や各種団体事務を担っておりまして，人口規模だけでは図れない行政需要がございます。更に，離島であることから，近隣自治体との共同処理による効率化が限定されることや，福祉や防災，生活基盤の維持など，必要な行政サービスを本市として確保する必要があることも影響しております。人口減少下におきまして，子育てや社会福祉などの行政ニーズは多様化，増加しております。単純に，職員数を削減することは困難でございます。今後は，定年延長や給与改定等により，人件費に一定の増加傾向があるものと認識はしております。本市としては，ＡＩ等の活用や事務事業の見直し，民間委託の活用など，効率的な行政運営を進めまして，人件費の適正化に努めていきたいと考えております。以上です。

朝木一仁 議員（１番） 総務部長，ただいま答弁をいただきました。先ほど答弁であった中でですね，定年延長制度であったり，人事院勧告による給与改定が掲げられていたと思います。そこで，第３次財政計画の中でですね，見させていただくと，人件費はですね，令和８年度の約５６億円から，計画最終年度の令和１７年度には，約６５億円と右肩上がりに推移する見込みとなっております。この約９億円もの大幅な増加というものを，先ほどもあったような人事院勧告であったり，定年延長制度，そういった制度変更等のですね，市全体の推移として，私たちは見なければ，受け止めなければいけないのか。それとも，先ほども部長がおっしゃったように，ＤＸ推進ですね，あとＢＰＲ，業務改善プロセス等があると思いますが，こういった本市の施策，経営努力によって，少しでもこの９億円というものが押し下げる余地があるのか，そこについてちょっとお伺いしたいと思います。

國分正大 総務部長 お答えいたします。人件費の将来見通しについてでございます。現時点での推計は、定年延長や人事院勧告による給与改定、会計年度任用職員制度の影響などを反映した、市全体で増加する見通しでございます。しかしながら、本市といたしましては、これらの増加をそのまま受け入れる考えはございません。人件費は義務的経費であり、財政への影響が大きいため、可能な限り増加を抑制して、安定した行政サービスを維持する必要があるとございます。一方で、福祉や子育て、防災、人口減少対策、デジタル化対応など、行政需要は多様化しております。単純な職員削減だけでは、市民サービスの低下にもつながる恐れがございます。そのため、今後は業務そのものの見直しも進めまして、先ほども言いましたように、AIの活用、オンライン申請やペーパーレス化、また、重複する業務など、整理しまして、組織の見直し、民間委託の活用など、限られた職員で効率的に業務を行う体制を整えてまいります。これによりまして、人件費の即時とか急激な大幅削減は難しいと思いますが、時間外勤務の縮減や適正配置、採用の平準化、業務効率化を通じて、将来の増加幅をできる限り抑制したいと考えております。第3次財政計画は、毎年度の決算状況や改革の成果を踏まえまして、必要に応じて見直しを行うローリング方式に設定しております。今後も必要な行政サービスを維持しつつ、人件費の適正化と持続可能な財政に努めてまいりたいと考えております。以上です。

朝木一仁 議員（1番） 部長、ありがとうございます。ただいま、この市全体、9億円の増加というところで、市全体ではある中で、やはりDX、そしてBPR等も含めてですね、本市の経営努力も、今後も追ってですね、質問等々もさせていただきたいと思ひますし、また、この計画内もローリング方式ですかね、毎回毎回、こう見直していくというところでございますので、そういったところも、よりですね、具体的なものになっていただきたいなというふうに思ひます。

そこで、再質問します。今回、扶助費について。続いて、義務的経費の中で県内第1位となっております扶助費について伺ひます。その内訳は、変化が見られておりまして、第3次財政計画の分析にもあるとおり、本市の扶助費は、令和6年度には107億9,600万円にまで膨れ上がっております。100億円突破したの、令和3年頃だったかというふうに認識しておりますが、その中身を見ますと、生活保護費、こちらが減少傾向にある一方、介護給付等事業費、そして、障害児給付等事業費、こちらが著しい増加傾向にあるとされております。そこでお伺ひします。本市1人当たりの扶助費が県内19市中、突出して高い第1位となっている最大の要因を、当局としてどのように認識されているのでしょうか。また、将来のシミュレーションにおきまして、令和13年度から、この扶助費が減少傾向に転じるとされております。この減少推計というものが単なる人口減に伴う、何て言うんですかね、自然減の影響があるのか、それとも、市として何かしらのこう施策を講じることによる抑制的な効果を見込んだものなのか、こちらの答弁も求めたいと思ひます。

國分正大 総務部長 お答えいたします。本市の扶助費は平成26年以降、90億円超えで推移しておりまして、令和6年度は107億9,600万円となっております。また、県内19市の人口1人当たり扶助費は第1位でございます。この主な要因は、先ほども御案内ありましたとおり、生活保護費が減少傾向にある一方、障害福祉や障害児支援の給付費が増加していることとございます。特に障害福祉分野では、高齢化や障害の重度化、発達障害、医療的ケア時などによる支援ニーズが多様化、複雑化しております。児童発達支援や放課後デイサービスの利用が増加しております。そのため、生活保護費の減少だけでは、扶助費全体の高止まりを解消できない状況でございます。扶助費は法令や国の制度に基づくものが多くございまして、本市単独で一律に抑制することが困難でございますが、必要な支援を適切に提供することは行政の重要な責務でございます。今後も給付の適正化や早期の支援、関係機関との連携を通じまして、支援の質を確保しながら、扶助費の急激な増加を抑制してまいりたいと考えております。第3次財政計画では、令和13年度以降、扶助費が減少する見込みとなっておりますが、これは人口動向や事業量の変化を反映した試算でございまして、特定の施策による削減効果を示すものではござ

いません。今後も毎年度の決算状況や制度改正等を踏まえまして、計画を検証、見直ししながら、財政運営と福祉サービスの両立に努めてまいりたいと考えております。以上です。

朝木一仁 議員（１番） 部長、ありがとうございます。支援の質を上げていくというところで、必要な支援というのは、削ってはならないと思いますので、是非、そういった無駄とか重複しているものに関してはですね、是非とも、目を向けていただきたいなというふうに思います。

それでは、③の質問に移ります。基金残高の管理について。本市の公債費、借金の返済額ですね、令和８年度をピークに一時的に減少に向かうと思います。しかし、将来のシミュレーションを見ますと、昨日、市民環境部長、答弁いただきましたように、クリーンセンターの建設や子育て福祉、子育て保健福祉複合施設の整備といった大型事業が控えており、令和１３年度から再びこの公債費が増加に転じる見込みとなっております。ここで懸念しておりますのが、この大型事業の財源確保や収支不足を補うため、財政調整に係る主要な３基金があると思いますが、こちらが令和８年度の１１５億円から、計画最終年度の令和１７年度には約１１億円で、実に１０分の１にまで激減するという極めて厳しい試算がなされている点でございます。計画内には歳入は厳しめ、歳出は幅広という注意書きも載っていましたが、地方債残高のほうも見てみますと、令和１１年度には３７０億円まで再び上昇する見込みであり、基金の急減と相まってですね、将来の負担比率が急上昇していくのではないのかなと思います。こうした貯金の枯渇と借金の固定化というものが同時に進行することは、本市の経常収支比率を更に悪化させるのではないのかなというふうに、私も勉強させていただいたのですが、本市は、現在、この起債発行枠を年間４０億円以内というふうに、方針だと載っておりました。しかし、先ほども申し上げたような大規模事業、こちらが特殊要因として例外的に扱われると、この発行枠の４０億円というのがルール、形骸化しないのかなというところで、ちょっと懸念しているところでございます。そこで伺います。将来、必ずやってきますこの借金の返済、返済ピークに備え、その原資なる基金へ、今後、どのような確実な積立を行っていくお考えか。また施設の更新、統廃合、長寿命化を進めていくための財源確保をするための大前提となります、この９０パーセント未満、未来のための余力をいかにして死守していくべきか、考えを伺いたいと思います。

國分正大 総務部長 お答えいたします。公債費や基金残高、地方債残高の将来見通しにつきましては、第３次財政計画上、御案内のとおり厳しいシミュレーションとなっております。本市の公債費は令和８年度に一度減少いたしますが、大型事業の実施により、令和１３年度以降、再び増加する見込みでございます。また、調整可能な基金、これ、財政調整基金、公共施設整備基金、地域振興基金でございます。基金につきましても、事業費の確保等により減少が見込まれ、将来負担比率の上昇が課題となっております。しかし、この試算は歳入は厳しめに、歳出は、先ほど案内にありましたように、幅広に設定しましたシミュレーションでございます。実際の予算編成では、基金の大幅な減少を前提とはしていないとともに、合併まちづくり基金など、他の基金に一定額を確保している状況でございます。併せまして、国・県補助金の活用や事業費の精査により、基金取り崩しを抑制するよう努めてまいります。起債につきましても、原則として年間４０億円以内としておりまして、御案内にありました、特殊要因として扱う事業につきましては、事前に起債借入れ後の償還財源として、将来負担すべき一般財源相当分です。基金を積み立てることで、次世代への過大な負担を解消していきたいと考えております。また、公共施設の更新や統廃合、長寿命化を進めることで、将来の財政負担を平準化いたします。経常収支比率９０パーセント未満という目標は、令和６年度では、決算では達成できておりません。今後も財政の硬直、硬直化を防ぐため、歳出面では人件費、物件費の適正管理や業務の効率化を、歳入面では原則となります徴収率向上や、まだまだ低いですが、自主財源の確保に取り組んでまいります。大型事業の実施は、必要なものでございますが、将来世代に課題な負担を残さないことを前提に、起債枠、基金残高、公債費比率、将来負担比率、経常収支比率を総合的に管理しまして、持続可能な財政運営に努

めてまいります。以上です。

朝木一仁 議員（１番） 部長，ありがとうございます。すいません，もう時間もありますので，やはり１７年度，最終年度にですね，そこで活躍される世代，そして，子どもたちにも影響が出てくると思いますので，是非とも，ここにはですね，次の世代に向けて，希望と選択肢をしっかりとわたせるような財政運営になって，一緒につくっていきたいと思いますので，よろしくお願いいたします。

それでは，大きな２番，デジタル戦略について伺いたいと思います。

（１）ＡＩ時代に対応する奄美市の情報発信について伺いたいと思います。こちらは具体的な質問に入る前に，現在の社会情勢について，少し触れさせていただきますと，昨今のこのＡＩの爆発的な進化と普及を目の当たりにしますと，将来，その未来は予想を遥かに超えるスピードで前倒しとなり，既に私たちの生活や仕事，そして社会のあり方を根底から変えてきているものだというふうに思います。時代の変わり目やＡＩと聞くと，一歩身構えてしまう自分もいるんですけども，しかし，歴史を振り返るとですね，テレビやラジオ，そして，計算方法もですね，ソロバンからこう電卓，そこからエクセルのほうになったりと，かなり時代の変わり目に合わせて，私たちも進化してきたなというふうに感じております。こういったＡＩというものが，遠い未来の話でも，目の前の強力な，何て言うんですかね，得体のしれない脅威でもないというふうに思っの質問でございまして，このテクノロジーをですね，いかにして市民生活の向上や奄美の発展に結びつけていくか，主体的かつ戦略的な対応が急務だというふうに思います。こうした問題意識を根底に置きまして，質問に入らせていただきたいと思います。

①奄美市の取組について。全国の自治体におきまして，行政が保有する情報やデータは積極的な公開と提供が進められております。観光庁が毎年出しています，こういった観光白書ですね，こういったところにもオープンデータの記載が載ってきました。先進地であります，兵庫県神戸市などでは，単なるホームページ等の情報公開にとどまらず，民間企業やＡＩが直接読み込みやすいＣＳＶであったり，またＧＩＳですね，文字というよりは読み込みやすい形式，または，地理情報システムですね，３次元の地図といった，そこにポイントを落としていくような取組だと思いますが，こういったことを提供することで，市民生活の利便性や新たなサービス創出につなげております。本市においても，ホームページ上でオープンデータのサイトが掲載されました。オープンデータとは，この行政が持つデータを誰しもが使いやすい形で開放することだというふうに認識をしております。こういったことによって，企業の皆さんがですね，こういったところにはどういった世代の人たちが住んでいるとか，外国人の方が多いとか，そういったことを戦略的に打つことによって，企業進出を試みると。また，行政の方に対しましても，今まで施設の一覧が欲しいですと，また，統計データが欲しいと部署部署で言っていたところを，こういったオープンデータの開放によってですね，かなりの時間削減が期待できるものだというふうに認識しております。本市におきましても，新たな，新たに策定された奄美市ＤＸ推進計画の中で，この防災，観光などの基本情報を整理し，事業者の活用を促進すると明記されております。言うまでもなく，この市民の共有財産でありまして，現在，先進地でも活用されておりますオープンデータ，こういったものもありますが，より広い視点での市からの情報提供のあり方として，今後のＤＸ推進の基盤となります，情報発信やデータ提供をどのように位置付け，民間のために拡充していく方針なのか，当局の見解を伺いたいと思います。

永田公洋 商工観光情報部長 それでは，質問にお答えいたします。本市の情報発信につきましては，奄美市ホームページにおいて，市政全般に関する数字で見る奄美市の全ての統計データを掲載しているほか，公式ＬＩＮＥ等の各種ＳＮＳを通じて，市民生活の身近な情報や移住・観光などの外向けの情報，更には防災に関するタイムリーで正確な情報などを適宜，更新しながら，情報提供を行っているところであります。また，御質問にありましたオープンデータにつきましても，自治体が公表できる公共データであり，誰でも自由に無償で利用でき，インターネット上の検索や生成ＡＩの活用にも有効なデータ

でありますので、現在、人口動態、公共施設や観光施設の一覧などの15の項目を掲載しているところであります。このような中、昨年度には議員から御案内のありました奄美市DX推進計画を、住民、行政、住民・事業者・行政の三つの視点からまとめて策定し、その中で、更なるデジタルの活用や情報発信などの具体的な取組内容を掲げ、今年度から取組を進めているところであります。いずれにいたしましても、デジタル化やAI、AIが大きく進展していく現代において、デジタルの活用は、日々の暮らしや仕事、医療や福祉、学校教育などの地域社会のあらゆる分野において必要不可欠なものとなっております。本市といたしましても、今後とも奄美市DX推進計画に基づき、市民や事業者の皆様が必要とする情報の発信や各種掲載するデータの拡充と、利用しやすい形式での提供に、適宜、更新していくとともに、住民、事業者、行政のそれぞれの立場から計画の基本理念に掲げる、しあわせをつなぐ奄美のデジタル活用の推進に努めてまいりたいと考えております。以上です。

朝木一仁 議員（1番） 部長、御答弁いただきました。DX推進に基づいた、民間活用がしやすい環境づくりをつくっていくというような御答弁だったというふうに思います。実はこの生成AIのテーマでもありますね、毎回、一般質問のたびにに取り上げようと試みるんですけども、そのたびに、また、進化していくところだと、やっとうこういったところが取り上げられたかと、私も思っているところでございます。こういったデータというものが、民間の知恵や技術によって使われて、やはり初めて価値を生み出すものだというふうに私も思いますので、是非とも、そこはより具体的にですね、前に進めていきたい、いただきたいなというふうに思います。

②の質問に行きます。福祉分野、防災分野の情報発信の活用について。これも、先進地の事例を見ますと、避難所やハザードマップ、AEDの設置場所、また、バリアフリーのある施設等のデータがオープン化され、民間の防災アプリ等にリアルタイムで活用されている事例もありました。私たちであれば、例えばヤフーのアプリであるとか、九州電力さんのアプリであるとか、そういったところにもリアルタイムで、こう、行政の情報とですね、リンクできるような形になるのかなというふうに、私は推測しております。本市におきましても、こういった台風や大雨のリスクというものが非常に高く、また、集落が広範囲に点在しているからこそ、分野を超えた民間との連携というものが不可欠であると考えます。本市の防災、福祉分野における、この民間とデータ連携の現状、今後の具体的な推進策について伺いたいと思います。

國分正大 総務部長 それでは、お答えいたします。福祉と防災ということですので、私のほうからは防災の点でお答えさせていただきます。防災分野におけるオープンデータの活用につきましては、本市では現在、避難所やAED設置箇所などの情報をオープンデータとして公開しまして、市民や来訪者の皆様が必要な情報を取得しやすい環境づくりに努めているところでございます。また、台風や豪雨などの災害発生時には、本市ホームページや公式SNS等を活用しまして、避難所の開設状況や防災情報を迅速に発信することで、市民の安全確認に取り組んでおります。民間事業者との連携につきましては、御案内のありました、ヤフー株式会社や、株式会社南日本放送、NPO法人ディと、災害情報等の発信に関する協定を締結しております。先日の大雨や台風時においても、災害関連情報が配信されるなど、情報提供及び情報拡散の強化に努めているところでございます。今後につきましては、本市DX推進計画に基づきまして、防災分野をはじめとする各種行政情報のオープンデータ化を推進しまして、民間事業者によるアプリや各種サービスでの活用を促進することで、分野横断的なデータ連携を進めまして、防災力の向上や市民サービスの充実につなげてまいりたいと考えております。以上です。

朝木一仁 議員（1番） 申し訳ない、福祉分野、お願いします。

川畑博行 保健福祉部長 私のほうからは、福祉分野に関して答弁させていただきます。福祉分野におき

ましては、本市では、医療機関、介護サービス事業所、子育て施設などの情報を公開し、市民が必要なサービスを円滑に利用できる環境づくりに努めているところでございます。これらの情報は、本市ホームページで公開しているほか、民間事業者によるアプリや各種サービスへの活用が期待されており、市民の利便性向上につながるものと考えております。今後につきましては、高齢者や障害者、子育て世帯をはじめ、必要とする方々が必要なサービスにつながりやすいよう、掲載内容の充実や情報の見せ方の工夫に取り組んでまいります。また、本市DX推進計画に基づき、福祉分野におけるオープンデータの充実と、民間事業者との連携によるデータ利活用を進め、市民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

朝木一仁 議員（１番） すいません、先ほどは失礼しました。今、部長、答弁をいただいたように、そういった大まかなことというのは、このDX推進計画で見させていただいたんですが、例えば、その具体的ところでちょっと聞きたかったのですが、例えばですね、避難所への最善のルートをですね、こう導き出せるような取組、ここを目標にして、どういう情報を発信していくかというような、具体的なそういったところがあればですね、もっと分かりやすいのかなと思った次第でございます。また、高齢者の方がデジタルと、使いこなせなくてもですね、周りの方が、例えば行政であったり、地域の方、家族が使いこなすことによって、その本人に対してどういったアプローチができるか、そういったところまでですね、是非、このDXの中では進めていただきたいなというふうに思いました。今後も可能なところからですね、是非とも、やっていただきたいなというふうに思います。

それでは次に、③観光戦略について伺います。現在の観光ニーズは非常に多様化しております。私もガイドの経験、また、通訳案内の経験の肌感覚としてもですね、こういった観光に関しましては、個人の趣味、思考に深く根差した体験が求められるというふうに思います。実は以前、私も、今、生成AI使って、議長の許可を得て電子機器も持ち込ませていただいているんですけども、私の生成AIにですね、奄美旅程を、私のなりに作ってといったところ、非常に面白かったのが、１日目、八月踊りの練習に参加しましょうと。２日目、私が住んでいる集落の中で街歩きしましょうといったようなことが返ってくるんですね。これ、面白いなと思ひまして、私の個人に合った、今まで検索した履歴とかですね、そういったものにあった提案をしてくれたわけです。一般的で言えば、例えば海に行きましょう、山に行きましょうとかですね、そういった集落文化を見てみましょうというようなことかもしれませんが、私個人に合った案内だったのかなというふうに思いました。また、私の生成AIに、最近、方言も非常に巧みに話すようになりまして、以前、これ、ちょっと共有したいんですけども、うがみんしょうらと、私が生成AIに聞きました。返ってきたのがですね、わんぬなあや、私の名前ですね。わんぬなあや、生成AIだよと。しまゆむたで話しかけてくれてありがたまりようた。いつでも気軽に声かけてくりしよれというふうに返ってきました。いつか、私の妻との唄かけの練習の中にも入ってくるんじゃないかなと思ひながらですね、ちょっと少し笑ってしまったところでもあるんですけども、こういった観光分野におきまして、観光客がですね、こういった生成AIを活用して、自分だけの奄美旅程というのを作成してくる時代が本格化してくると私は思っております。しかし、このAIが本市の魅力を伝えるためにはですね、そのデータ、基礎となる部分が頭脳として持つておかないと、ここが質、量ともに充実していないといけないというところがネックでありまして、本市のこの豊かな観光資源や文化財を、AIが読み込みやすい形式でデータ化すること。また、個人の多様なニーズにあった旅程に、ニッチなデータをですね、こう旅程作成につなげていく、AI時代の観光戦略について、本市の見解を求めたいと思います。

永田公洋 商工観光情報部長 それでは、観光へのAI、AI活用という御質問であります。議員から御案内のありました、個人の趣味思考に合わせた、自分だけの奄美の旅行行程というのは、最近では団体から個人へ、消費型から体験型へと変わりつつある奄美の旅行形態から見ましても、とても、とても

魅力的なものだと思います。現在、本市ではホームページにおいて、年間行事や月別の行事も掲載しているところではありますが、御提案の、各地の八月踊りや、例えば田中一村の足跡等の、地元ならではの詳細な情報につきましても、改めて掲載の必要性を認識する次第でございます。ただ一方で、現在の情報提供はPDF形式での掲載が多く見られるほか、観光関連情報が各ウェブサイトに分散しており、いずれも機械が直接処理しやすいAIデータでの活用という点では、整理がちょっと不十分なところも見られますので、AI活用という観点では、それぞれで、また、課題が残っているという認識でございます。そのためにも、先ほども申し上げましたとおり、必要とされている情報を可能な限り拡充して発信し、更に、AIが活用しやすいオープンデータ化に対応していくことも必要だと思っております。また、奄美大島という一つの島で、奄美市はもとより、他町村を交えた各地域の観光資源を生かした観光戦略というものも、より一層魅力的で効果的なものになると思っておりますので、奄美大島観光物産連盟などとも連携しながら、観光情報の更なる充実に努めてまいりたいと考えております。以上です。

朝木一仁 議員（１番） 部長、ありがとうございました。PDF化といってもですね、人間の目には分かりやすいんですけども、なかなかこうデータが読み込んでくれないというところもあると思いますので、ここの中でですね、少し再質問させていただきたいのが、今まで市内のホテル一覧とかですね、また主要な観光地があったというふうに思いますが、その中までですね、また、それより踏み込んだ、AIの観光というものも目指していいのかなと、先ほど部長もおっしゃっていた田中一村ですね、こう調べたことがある人に対して、次、どうやってアプローチできるかということも、今後の課題にもなってくるかと思っておりますので、是非とも、検討していただきたいと思っております。こういったローカルのイベントであったり、奄美市博物館も出しております、行事がたくさん載っていますが、ニッチな、こういった情報のデータ群というのも、是非、市内ですね、本庁社内で検討して、作っていただくのも、一つ、戦略なのかなというふうに思いました。こういったAIをですね、本市の最大のポテンシャルとして扱うことで、本市の人の温かさであったり、地域の魅力を最大限に引き出してくれる、活用をしようと、AIに使われるのではなくてですね、私たち本市においても利用してやろうというような、力強い戦略を打ってほしいなと、そういったものが、無機質なデジタル社会においてもですね、今まで歴史的に温めてきた、私たちの大切な宝があると思っておりますので、そういったものがより際立つためにも、こういった無機質なデジタル社会に取り組んでほしいなというふうに思います。

そこで最後に、もとい、こういったディープデータの掘り起こしについて、観光戦略、データの掘り起こしについて、本市の見解を伺いたいと思っております。

永田公洋 商工観光情報部長 議員からのディープな、ニッチな情報提供ということでありましたが、地域の伝統行事等の、地域特有の情報は、やはり関心を持って訪れる方々にとりましては、とても貴重な情報であり、現在でも、各集落の季節踊りなどにおきましては、観光客の参加も見られると、見られているところでもあります。しかしながらですね、情報の提供にあたりましては、各地域の伝統行事では、地域によっては、年ごとに開催日時が変更されたり、また、行事自体の歴史や慣習等を明確にまとめた、公表できる資料や情報が存在しなかったりと、情報提供にあたっては、課題もあるところも事実でございます。また、各地での伝統行事のほかにもですね、様々な観光資源や文化財を生かしたイベントが、民間事業者や各種団体等により実施されております。ただ、行政機関として、その多くの情報を把握することは厳しい状況にございますが、観光で訪れる方々にとりましては、各地での各種イベント情報はとても魅力的なものでありますので、主催します民間事業者や地域の集落の皆様にも、積極的に各種SNS等を通じた情報の発信に努めていただきますよう、働きかけてまいりたいと思っております。いずれにいたしましても、観光戦略の第一の手段は、情報の発信に始まり、そのためにも今後もデジタルの力、AI活用はますます重要になってまいります。御提案の地域特有の情報など、多くの情報の掘り起こしと提供の拡充、情報のオープンデータ化に向けて、関係機関とも連携して進めてまいりま

すので、よろしくお願いいたします。以上です。

朝木一仁 議員（１番） ありがとうございました。最後に、教育委員会に伺いたいと思います。本市の情報提供やＡＩ戦略について、ただいま議論してまいりましたが、こういったものを実際活用するのは、ほかでもない本市の子どもたちだと思います。ネットが出てきたところも、時代も、多くの懸念が渦巻いておりましたが、私たちは情報モラルであったり、ネットリテラシーを説いてきた歴史があると思います。そういった、ＡＩが瞬時に答えを出していく、これからの時代におきまして、最も大切なのは、こういった答えに、答えを鵜呑みにせず、自ら問いを立て、真偽を見極める人間の考える力、そして、自らを、自らのふるさとである奄美を愛するというアイデンティティの形成だというふうに考えます。将来、本市の子どもたちが社会に出た際、こういったＡＩに依存するのではなく、正しく使いこなして、自分らしい人生を切り開いていくために、教育現場として、児童・生徒にどのような心構えを説いて、たくましい力を育てていくのか、教育委員会の意見を求めたいと思います。

向 美芳 教育長 おはようございます。議員の御質問にお答えいたします。生成ＡＩの活用につきましては、児童・生徒の学びの充実や、教職員の業務改善につながる可能性がある一方で、情報の正確性や著作権、個人情報の保護などに十分配慮する必要があると認識しております。このため、本市教育委員会では、鹿児島県が作成しております、鹿児島生成ＡＩ活用ハンドブックや、小中学生における生成ＡＩ活用リーフレットを活用しながら、教職員に対して、生成ＡＩの特性や留意点について、周知を図っております。また、国のガイドラインや県教育委員会からの通知等を踏まえ、個人情報の入力を行わないことや、生成された情報を鵜呑みにせず、複数の情報源で確認することなど、学校での安心・安全な使い方についても周知を図っております。併せて、児童・生徒の発達段階に応じて、情報モラル教育や情報活用能力などの育成と関連づけながら、適切な活用について、理解を深める取組を進めております。今後も、生成ＡＩを使うことそのものを目的とするのではなく、児童・生徒の主体的な学びや情報活用能力などの育成につながるよう、適切かつ効率的な効果的な活用について、推進を図ってまいります。以上でございます。

朝木一仁 議員（１番） 教育長、わざわざ答弁、ありがとうございました。そうですね、そういったこと、是非、教育の中でも、力、入れていただきたいなというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。大きな３番、市民生活につきまして、これは集落から切実な相談を受けた件でございます。今回、受けた相談、旧公民館は集落の所有の建物でございますが、老朽化に伴い解体をしようとしたところ、資金力のない集落単独では、解体費用の問題でできなかったということでした。更に、その土地の所有者が複数名にまたがっておりまして、整理も含め、計画が全く前に進まないというような相談を受けました。こういった建て替え、解体もできずにですね、放置せざるを得ない集落所有の公民館が、今後、市内で増えていくのではないかと思います、質問しております。そこで、まず市内に点在する集落所有の公民館の数や老朽化の度合い、使われている有無、こちら、資料請求でいただいておりますが、省いてもらっても構いません。そして、将来的な危険性について、市としてどのように実態を把握し、課題として認識しているのか伺いたいと思います。

國分正大 総務部長 お答えいたします。集会施設は地域の伝統文化の継承や各種行事、日々の寄り合いなど、集落活動を支える重要な施設でございます。地域コミュニティの維持、活性化に欠かせない拠点であると認識しております。まず、市内、集落内の集会施設における老朽化の現状についての認識でございますが、本市全体で、集会施設は全体で９２施設でございます。このうち、御質問の自治会所有の施設は、名瀬地区で７施設、笠利地区で１１施設、合わせて１８施設となっております。このうち、また、現在、集会施設として使用していない施設が、住用地区と笠利地区でそれぞれ１施設ずつございま

す。老朽化の状況については、昭和期に建築された施設も多く、改修や更新が必要となっている施設があるものと認識しております。特に、自治会所有の施設につきましては、人口減少や高齢化の進行によりまして、修繕や建て替え、更には解体に要する費用を地域のみで確保することは難しくなっている状況であるものと受け止めております。また、議員から御紹介ありました、旧集会、旧集会施設のように、老朽化した施設につきましては、台風時の倒壊や部材の被災、防犯上の問題など、周辺住民の安全・安心に影響を及ぼす可能性があることから、地域課題の一つとして認識をしております。以上です。

朝木一仁 議員（１番） 部長、ありがとうございました。地域課題の一つとして、ただ、集落所有と民間の財産に関してですね、こういった公金を投じるということには非常に大きな壁があると私も認識しておりますし、また、本市も計画ですね、等もあると思いますので、そういった壁を乗り越える、乗り越えながら、是非とも、検討していただきたいというのが、②の質問になります。令和９年３月末には、相続登記の義務化も、タイムリミットが迫ってきたと思います。先ほども申し上げた、使っていない集落所有のものが笠利に一つ、住用に一つというふうにありましたが、こういったところに対して、より一歩を踏み出した市の施策を転じる、展開することができないかという点で、質問させていただきます。例えば、集落の要望、こちらを大前提とした、土地の所有権を市に寄与することによって、解体等の補助、または、助成ができないかといったスキームの構築でありましたり、または、県・国の補助事業等の積極的な提案、こういったものができないかということでございます。以上のことをおいた、前向きな実態調査及び支援の検討に着手していただけないか、見解を伺いたいと思います。また、こういった集落のように、今、立ち往生している集落のように、何かアドバイスが市からですね、ありましたら、いただきたいと思います。

國分正大 総務部長 お答えいたします。解体、建て替えに関わる支援策の構築についてお答えいたします。自治会所有の施設は、民間所有財産であることから、解体費や建て替え費用への直接的な公費支出につきましては、公金支出の妥当性や公平性の観点から、慎重な整理が必要であると考えております。一方で、議員御指摘のとおり、人口減少や高齢化が進む中で、解体費用の負担や相続、共有名義など、複雑な権利関係が課題となっております。地域だけでは対応が困難な事例が、今後、増加することも想定しております。このため、本市といたしましては、まず、自治会等との情報共有を図りながら、実態把握に努めるとともに、相談を受けた際には、各総合支所や関係課が連携をしまして、国・県の補助制度や活用可能な支援策に関する情報提供、関係機関との調整など、個々の状況に応じた助言などの支援を行ってまいります。また、施設や土地の取扱いを含めた支援のあり方につきましても、今後の地域の実情や課題を踏まえながら、研究させていただきたいと思っております。以上です。

朝木一仁 議員（１番） 部長、御答弁いただきました。集落からもですね、全貌を任せたいという思いでもなく、私たちには一体何ができるのかという、立ち往生をしておりますので、何ができるのかというのを一緒になってですね、伴走できるようなシステムの構築というののもあってもいいのかなと思って質問させていただきました。

それでは、（２）コミュニティ助成事業について伺います。一般財団法人自治総合センターが実施しますコミュニティ助成事業。本事業は地域のコミュニティ活動を充実させるための非常に魅力的な制度である一方、全国的な競争率というのが高く、結果として不採択になるケースも少なくありません。そこで伺います。実績につきまして、過去５年間の本事業における奄美市からの申請実績、採択された件数、こちら、ホームページに載っておりますが、不採択の件数をお示してください。また、事業も多岐にわたると思います。区分別での申請をお聞かせください。

國分正大 総務部長 お答えいたします。本事業は宝くじの社会貢献広報事業として、自治会等のコミュニティ活動や地域防災に必要な備品、資器材を支援するもので、地域活動の充実に有効な制度となっております。本市における令和３年度から令和７年度までの過去５年間の申請状況を申し上げますと、一般コミュニティ助成事業が申請件数１２件、採択８件、不採択４件。次に、地域防災組織育成助成事業が申請件数１０件、採択３件、不採択７件となっております。なお、コミュニティ、このほかにコミュニティセンター助成事業、青少年健全育成助成事業、地域づくり助成事業、地域国際化推進助成事業については、申請件数は０件となっております。以上です。

朝木一仁 議員（１番） 再質問いたします。その申請件数０件のところが、少し気になりまして、こういった申請件数が少ないというのは、そもそも本市にですね、そういった該当する団体が少ないのか。若しくは情報の周知、こういったところが行き届いていないのか、伺いたいと思います。

國分正大 総務部長 お答えいたします。申請件数が、事業につきましては、お見込みのとおり、本市で対象となる団体や事業が限られていることが主な要因と考えております。一方で、制度を活用できる団体へ情報提供が十分でない可能性もございます。今後は、ホームページやＳＮＳ、自治会、嘱託委員会、駐在委員会などを活用しまして、事業内容が分かりやすく伝わるよう、周知に努めてまいります。以上です。

朝木一仁 議員（１番） 部長、ありがとうございました。ホームページにもですね、この自治総合センターのですね、かなりの情報が載っておりましたので、こういった事例も見ながら、是非とも、市の皆様にもですね、提供していただきたいなと思います。

それでは、②の質問に移ります。不採択となった事業のアフターケアと課題につきまして、こういった事業が申請件数が多いなと思いますが、不採択となる可能性について、市としてどこまで説明しているのか伺いたいと思います。

國分正大 総務部長 お答えいたします。申請にあたっては、自治会等の役員が要望の取りまとめや総会での合意形成、見積書の依頼、申請書類の作成など、多大な労力をかけて準備されていることは認識しております。そのため、本市が申請相談の際に、本事業が必ず採択されるものではなく、全国から多くの申請があるため、要件を満たしても不採択となる可能性があることを丁寧に説明しております。今後の募集や相談対応においては、採択が確約される制度ではないことを、これまで以上に分かりやすく、丁寧に説明するとともに、過去の採択状況や、次年度以降の再申請の可能性も含めまして、申請団体の皆様と、制度を十分理解した上で判断できるよう、支援に努めてまいります。以上です。

朝木一仁 議員（１番） ありがとうございます。そこで、再質問したいと思いますが、この不採択となった事業に対しまして、これは地域の生の声だというふうに私も思います。そういったものを全庁的にストックしていただきたいなと。次の課題解決のために、集落と一緒にですね、伴走的に、この申請書の奥には何があるのかということも踏まえていただきたいなというふうに思います。そこで伺いますが、市ホームページ等においてですね、過去の採択事例、不採択事例、または、この自治会からですね、こういった申請になっているのかというフロー図のようなところが展開できないか。ホームページ上で展開できないかということと、その伴走に併せた件かいつまで伺いたいと思います。

國分正大 総務部長 お答えいたします。不採択となった申請書につきましても、地域の過大や要望が示される貴重な資料として受け止めております。結果通知で終わらせることなく、今後、なお一層、自治会に了承を得ながら、次年度以降の再申請につなげていくよう努めてまいります。また、議員御提案の

話ですが、本事業は有効な制度である一方、申請から採択決定までの流れや不採択の可能性が分かりにくい面もございます。そのため、過去の申請件数や採択、不採択の実績、申請から決定までの流れを分かりやすく伝えることは重要であると考えております。今後は、議員御提案のフロー図などを作成しまして、ホームページ等で制度の仕組みや必要書類、スケジュール等、分かりやすく周知するなど、自治会等がスムーズに申請できるよう、丁寧な情報提供に努めてまいります。

朝木一仁 議員（１番） ありがとうございます。これ、別の自治体では、かなり詳細に、こう丁寧に案内していたといいますか、そのサイトにいくとですね、必ずしも受けられる事業ではありませんと注意書きを書いたあとに、そういったフロー図を書いてですね、皆様に分かりやすい説明もしておりました。本市のですね、ちょっとホームページが、ちょっと分かりづらいな、この流れをですね、どういった申請があつて、どこにあげてという、この県と自治総合センターとのやり取り。そういったところもですね、是非、この申請の、申請する方が目を通しやすい環境をつくっていただけたらと思いますので、これは提案させていただきたいと思います。

これをもって、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

多田義一 議長 以上で、チャレンジ奄美 朝木一仁議員の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。午後１時３０分、再開いたします。（午前１１時４６分）

○

多田義一 議長 再開いたします。（午後 １時３０分）

午前に引き続き、一般質問を行います。

公明党 大庭梨香議員の発言を許可いたします。

大庭梨香 議員（８番） 議場の皆様、市民の皆様、インターネットを御視聴の皆様、こんにちは。公明党の大庭梨香でございます。よろしくお願いいたします。

早速ですが、本市における子育て支援の充実について、総合計画、未来の奄美市づくり計画において、市長は子育て支援を１丁目１番地に掲げておられます。今回は、特に低出生体重児、いわゆる小さく生まれた赤ちゃん、その家族の支援のあり方について、質問をいたします。近年、周産期医療の進歩により、小さく生まれた命が救われる機会は確実に増えております。一方で、その命を育む家庭においては、保護者、とりわけ母親に大きな負担がかかっている現状があります。低出生体重児の多くは、出生後、医療機関のNICU、新生児集中治療室等に入院することとなります。その間、母親は数時間おきに母乳を絞り、それを医療機関へ届けるという生活を続けることになります。昼夜を問わず繰り返される搾乳は、身体的にも精神的にも大きな負担であり、加えて母乳パックや搾乳機の使用にかかわる費用が継続的に発生するなど、経済的な負担も決して小さくはありません。しかしながら、こうした搾乳に伴う負担は外からは見えにくく、十分に理解されていないのが実情であります。出生時の体重が１，５００グラムに満たない極低出生体重児では、生後間もなくから様々なハードルを乗り越えていかなければなりません。中でも、栄養管理はその後の発育や発達にも非常に重要な位置を占めます。極低出生体重児の胃や腸は未熟で、生後早期の合併症の中でも、特に重篤な消化管栓口、腸管に穴が開くことや、腸がたたれてしまう壊死性の腸炎のリスクがあり、何とかこれを防がないといけません。母乳は人工乳に比べて、単に消化されやすいだけではなく、炎症を抑える作用のある物質を含むことによって、壊死性腸炎の発生頻度を減らす効果や、腸の動きを助けて、排便を排出する効果や、更には腸内細菌を正常化させる効果などがあることが知られております。生後なるべく早い時期から、ほんの少量の母乳を与えることによって、壊死性腸炎を予防することができることが分かっております。そのほかにも、母乳の栄養価が高く、様々な免疫物質が含まれており、感染予防にも有効であります。大切な母乳を届けることは、大変重要になるわけです。それでは、質問に移ります。簡潔に御答弁をお願いしたい

と思います。よろしくお願いします。

①本市における現状について伺います。過去5年間における低出生体重児，2，500グラム未満の出生件数及びその割合はどのように推移しているのかを伺います。

次の質問からは，発言席から行います。

多田義一 議長 答弁を求めます。

川畑博行 保健福祉部長 それでは，件数と割合に関して答弁させていただきます。本市における過去5年間の低出生体重時の出生状況につきましては，県作成の統計資料，「鹿児島県の母子保健」によりお答えいたします。令和2年度の出生件数292人に対し34人，11.6パーセント，令和3年度が出生数285人に対し35人，12.3パーセント，令和4年度が出生件数294人に対し32人，10.9パーセント，令和5年度が出生件数242人に対し34人，14.0パーセント，令和6年度が出生件数225人に対し39人，17.3パーセントとなっております。以上でございます。

大庭梨香 議員（8番） ありがとうございます。御答弁いただきました。

その次に，次の質問に移ります。②NICU等への入院を要した件数。それから，家族の負担状況について，どのように認識しておられるのか。育児負担の実態認識について，過去5年間においてNICU等への入院を要した低出生体重児は，数は何人か。また，退院後の家庭支援に関して，市へ寄せられた相談件数及び主な相談内容は何かを伺います。御答弁お願いいたします。

川畑博行 保健福祉部長 お答えいたします。NICU等への入院に要する新生児は，低出生体重や早産，出生時の疾患等により，専門的な医療管理が必要となることから，保護者の皆様には，お子様の健康状態に対する不安に加え，医療機関への面会や付き添い，兄弟児への養育，仕事との両立など，身体的，精神的，経済的な負担が生じているものと認識しております。本市といたしましては，こうした御家族が安心して子育てができるよう，医療機関と連携しながら，助産師等による訪問や相談支援などを通じて，継続的な支援を努めているところでございます。過去3年間において，NICU等への入院を要した低出生体重児の数は把握できておりませんが，参考までに，未熟児養育医療を申請した件数としまして，令和5年度は13件，令和6年度は21件，令和7年度は13件となっております。なお，未熟児養育医療とは，出生時体重が200グラム以下で，養育のため，申し訳ありません，2，000グラム以下で，入院が必要なお子さんが指定医療機関で治療される場合にかかった医療費を助成する制度でございます。また，退院後の家庭支援に関して，母親から市に寄せられた過去3年間の相談件数は，令和5年度は24件，令和6年度は67件，令和7年度は55件となっております。主な相談内容としては，入児の発育・発達に関すること，授乳や予防接種に関すること，保護者や家族の体調面に関すること，利用可能な福祉・子育て支援サービスに関することなどとなっております。以上でございます。

大庭梨香 議員（8番） 御答弁いただきました。相談につきましては，私が相談件，相談を受けたときにですね，どこに相談したらか分からないというような相談もありましたけれども，今の御答弁の中には，しっかりと対応がされているように感じましたので，また，継続してよろしくお願い申し上げます。

では，次の質問に移ります。③低出生体重児を育てる家庭における搾乳の頻度や通院，搬送等に伴う身体的，精神的負担について，どの程度把握しているのか伺います。低出生体重児の保護者に対して，実態調整や相談支援を行っているか，先ほどもちょっと答弁がありましたけれども，その結果から把握している主な課題は何かを伺います。

川畑博行 保健福祉部長 それでは、答弁させていただきます。低出生体重児につきましては、出生後、医療機関での入院管理や継続的な受診が必要となる場合が多く、保護者の方々には搾乳による母乳管理や医療機関への通院、搬送などへの付き添いなど、身体的・精神的な負担が生じるものと認識しております。本市では、出生連絡票や新生児訪問、産後ケア訪問医療、産後ケア訪問機関や訪問看護等の関係機関からの情報提供などを通じて、出産した全ての保護者の育児状況や不安、負担感などを把握しており、必要に応じて、関係機関と連携した支援につなげております。こうした支援を通じて、把握している課題といたしましては、長期にわたる通院や経過観察に伴う保護者の心理的負担、育児への不安や孤立感、育児と仕事との両立の難しさ、また、離島地域の特性から、専門医療機関への受診や時間や費用を要することなどがあげられます。本市といたしましては、今後も医療機関や関係機関との連携を図りながら、保護者が安心して子育てができるよう、継続的な相談支援と必要な情報提供に努めてまいります。以上でございます。

大庭梨香 議員（８番） 詳細な御答弁、ありがとうございます。奄美市がしっかりと寄り添ってですね、支援をされていることがよく分かりました。本当に不安だと思います。精神的なことも併せてですね、冒頭に申し上げましたけれども、保護者、特にお母さんですね。出産後に様々な困難にぶつかります。産後の身体的負担にも増して、小さく生まれた我が子に対して、自分自身を責め、精神的にも追い詰めてしまいます。毎日のことです。そして、更に直に母乳を飲ませることができず、搾乳を２時間から３時間ごとに、１日８回から１０回ほど搾乳して、母乳パックに取って、冷凍保存をして、まとめて、また、医療機関に届けるということをしなければなりません。搾乳することによって、本当に腱鞘炎になったとか、湿布をしてですね、何て言うか、いろんなものをしながら、腱鞘炎を治療したり、そういうふうにながら、絞り取って、そして、胸にも内出血したり、痣ができたり、本当に身体的に負担もあります。今、御答弁がありましたように、付き添いをしたり、搬送のときに一緒に行っていただくことも本当にありがたいことです。こういう状況を理解していただいていることが、本当に母子支援につながっているというふうに考えます。

次の質問に移ります。④母乳パックや搾乳機等に関わる経済的負担についての認識を伺います。母乳パック、搾乳機、それから、遠方医療機関への通院交通費等に関わる保護者負担について、本市として実態を把握しているのか。また、公的支援の対象となっている費用は何かを伺います。御答弁をお願いします。

川畑博行 保健福祉部長 答弁させていただきます。先ほど述べましたとおり、保護者からの相談等により、長期入院や継続的な医療的ケアが必要になる場合は、一定の経済的負担が生じているものと認識しております。一方で、個々の家庭状況や医療機関の利用状況によって、負担額が差があることから、本市において詳しい状況は把握できておりません。現在、公的支援の対象となるものは、子ども医療費助成や各種医療保険制度、自立支援医療制度、小児慢性特性疾患医療費制度などがございます。母乳パックや搾乳機の購入費用については、原則的、公的支援の対象外となっております。また、お子さんの通院に係る交通費助成につきましては、子どもの通院費等支援助成金という県の助成金を活用した制度がございます。内容としましては、県本土でしかできない治療のため、通院に係る交通費並び宿泊費を一部助成するものですが、お子様が県本土の医療機関において長期入院した際に、保護者が付き添いのために行き来する場合や、本島内でも治療可能な治療のための交通費などは、公的支援の対象外でございます。本市といたしましては、保護者の皆様からの相談や関係機関との情報共有を通じて、実情の把握を努めるとともに、利用可能な支援制度について、丁寧な情報提供を行ってまいります。以上でございます。

大庭梨香 議員（８番） ありがとうございます。支援外ということで、母乳パックにつきましては公的

な支援がないと。そして、島内における通院費、通院というか、病院に通院する費用とか、そういうこともすごく、毎日のことですので、かかりますので、また先に述べますけれども、考えていただきたいというふうに思っております。

それから、次の質問に移りますけれども、⑤他自治体の先進事例についてですが、日置市における母乳パック及び搾乳機レンタル費用助成制度について、本市はどのように評価しているのか、御答弁をお願いいたします。

川畑博行 保健福祉部長 答弁させていただきます。日置市におきましては、今年度から低出生体重児等を養育する保護者を対象に、搾乳機や母乳パックの購入、または、レンタル費用の一部を助成する低出生体重児等支援事業を実施していると認識しております。内容としましては、対象経費の2分の1以内、上限2万円を助成するものであり、NICU等入院する低出生体重児を育てる保護者の経済的負担や精神的負担の軽減を図る取組であると認識しております。日置市の担当者に確認させていただいたところ、6月初旬の時点で利用実績はないものの、当事者団体より、経済的支援に加え、自治体の子育てを支えているという安心感につながるという声が聞かれたとのことです。特に低出生体重児の保護者は、長期間にわたる搾乳や母乳の搬送など、通常の育児とは異なる負担を抱える場合があり、そのような状況に寄り添う支援策として、意義のある取組であると考えております。以上でございます。

大庭梨香 議員（8番） 御答弁いただきました。今年度、4月から、この支援事業が始まりまして、先日、全国初の低出生体重児等の支援事業をされた日置市の取組について、日置市役所の中で視察をさせていただきました。全国から多くの方々が参加されまして、貴重な意見交換がされました。日置市は、鹿児島リトルベビーサークル、ゆるりとの対話を通じて、孤立しがちな家族を支えて、安心して出産、子育てができる環境を整備するための事業を開始いたしました。リトルベビーサークルについて説明しますと、全国の小さく生まれたお子さんをお持ちの保護者が集う会が立ち上がりまして、母子健康手帳の、母子健康手帳とは別に、サブブックであるリトルベビーハンドブックを作成されまして、鹿児島県でも、このサークルが提案をしまして、令和5年から発刊されております。活用されておりまして、体重がですね、体重のグラフが0グラム付近から引けるなど、小さく生まれた子どもの専用の成長曲線になっているというものでございます。また、日置市はこの事業を進めていくまでに、当事者の声として、鹿児島県のリトルベビーサークル、ゆるりの会の皆様からの声を踏まえて、低出生体重児等を育てている家庭の実態把握を進めておられ、特に医療機関での現場視察を通じまして、母親が数時間おきに搾乳を行い、それを医療機関へ届けるという大きな身体的、精神的負担。更に、母乳パックや搾乳機等に関わる経済的負担が継続的に生じている現状が明らかになりました。こうした課題を受けまして、日置市では搾乳関連費用に対する助成制度を創設されました。本制度は、NICU、新生児治療室等に入院する乳児の母親を対象に、母乳パックや搾乳機のレンタル費用を助成するものであり、1件当たり、先ほどもありましたが、2万円を上限としており、申請については、体調負担を減らすために、原則としてオンライン申請を導入しております。当事者からは、本制度については、搾乳は外から見えにくい、理解されにくい育児であることや、費用負担が大きく継続が困難になる場合もあると。また、経済的支援にとどまらず、地域に支えられているという安心感にもつながると高く評価されております。また、医療機関からも、医師がその出席されておりましたけれども、これまでに医療費の側面には着眼はしていましたが、家族の実際の負担については十分に把握できなかったという、本当に涙を浮かべながらですね、反省とともに、今後一層、また、当事者の声に寄り添った支援の必要性があるとお話をされておりました。ここでまた、日置市の先進的取組に対して、会に寄せられた一部のメッセージを御紹介いたします。28週で出産し、3か月間のNICU生活を経験した一人として、お母さんがですね、メッセージを届けているんですけれども、今回の補助事業を心から嬉しく思います。入院中、医療費の助成には大変救われましたが、現実には、それ以外の出費が重なる日々でした。毎日の通院に係る交通費や

おむつ代、そして、欠かせない母乳パックや電動搾乳機のレンタル代。3か月という長い入院期間、育休中でも収入、育休中で収入も限られている中、積み重なっていく出費に家計への不安が絶えませんでした。赤ちゃんの体調に一喜一憂し、心身ともに余裕がない時期だからこそ、こうした経済的なサポートは、一人じゃないよと、自治体に背中を押してもらえるような大きな安心感につながるはずですよ。日置市の視察の中に、最後に日置市長からのお話がありましたけれども、日置市は子ども真ん中宣言をしており、単なる福祉政策ではなく、地域の未来への投資と位置付けられていること。リトルベビーに対する支援は、市の成長戦略の一つと捉えていることとおっしゃられました。財源については、一般財源ではなく、だけではなく、企業版ふるさと納税なども検討されているようでした。まだ、このような取組を支えたいと考えておられる企業がおられ、今後、一緒になって仕組みを支えていただきたいというお話がありました。日置市につきましては、低出生体重児の方が、毎年30名前後、出産されておりまして、30万の財源がついております。また、現場の職員がどう受け止め、どう動くのかともおっしゃられておりました。様々な課題が山積しているとは理解しておりますが、本市においても取り組むべきだと思います。人口減少が進む中、やはり市民の一人お一人が大切にされていると実感できることが、若い世代の定住促進にもつながると思います。

では、次の質問に移ります。6、7、同時に質問いたします。日置市と同様の取組を本市に導入する可能性についての見解と、本市においての支援制度の導入の考え、また、導入にあたっての課題は何かをお願い、伺いいたします。御答弁、お願いします。

川畑博行 保健福祉部長 それでは質問の⑥、⑦に関して連続して答弁させていただきます。搾乳機や母乳パックの購入、または、レンタル費用の助成につきましては、必要性は自分に認識しておりますが、離島である本市の実情を踏まえますと、まずは子どもの通院に係る交通費や宿泊費を助成する離島地域子ども通院等支援事業の制度拡充に取り組むことが、より多くの市民の皆様の経済的負担に、軽減につながるものと考えております。今後も日置市を含む他自治体の取組状況、国・県の支援制度の動向を注視しながら、必要な支援のあり方について研究してまいりたいと思います。

続きまして、制度導入の課題に関して答弁させていただきます。支援制度の導入につきましては、十分な検討が必要であると考えております。まず、対象者につきましては、出生体重に応じて対象を定めるか、あるいは医療的ケアや継続的な支援を必要とする子どもに限定するのかなど、制度の目的に応じた整理が必要でございます。財源につきましては、国や県の補助制度の活用可能性を調査するとともに、市単独として実施する場合の財源負担や継続性についても十分検討する必要があると思います。また、制度設計につきましては、対象者の認定方法や支援機関、既存の母子保健事業や子育て支援制度の役割分担、他制度との公平性の確保などの課題もございます。本市といたしましては、国・県の動向や先進自治体の取組事例を注視するとともに、本市の出生、出生状況や保護者ニーズの把握に努めながら、低出生体重児とその家族への支援のあり方について、調査、研究を進めてまいります。以上でございます。

大庭梨香 議員（8番） 御答弁いただきました。国の動向を注視していくということですがけれども、私の今のお話を聞きまして、前向きな答弁だというふうに理解しました。いろんな状況はありますけれども、詳細に分析をされましてですね、検討していただくように思いましたけれども、どうぞよろしくお願いします。本市においても、一定数の低出生体重児が出生している現状があります。先ほど人数も言っていましたけれども、そこを踏まえますとですね、搾乳に関わる見えにくい負担への支援は喫緊の課題というふうに思います。経済的支援はもとより、地域に支えられているという安心感の醸成は、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに直結します。他自治体で既に実施されている実績を踏まえれば、本制度は決して特別なものではなく、今後、全国的に広がるべき基礎的な子育て支援でもあります。奄美市は、日置市よりも年間の低出生体重児の子どもさん、多い人数です。本市においても、誰

一人取り残されない子育ての支援の実現に向けて、早期導入を求めるものでありますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。（２）ＲＳウイルスワクチン接種について。近年、ＲＳウイルス感染症は乳幼児のみならず、高齢者においても重症化する感染症として注目されています。特に基礎疾患を有する高齢者においては、肺炎等を引き起こし、入院や死亡に至るケースも報告されており、その対策は喫緊の課題となっております。特に６５歳以上の高齢者などの、この基礎疾患を有する人。肺炎や呼吸不全を引き起こし、入院や死亡に至るリスクが高いです。そのことが国内外の研究によって示されております。厚労省の資料においても、ＲＳウイルス感染症は高齢者の肺炎原因の一つとして認識されており、近年は高齢者の感染対策として、しっかりと注目されております。こうした中、高齢者を対象とした、このＲＳワクチンが国内において承認され、予防手段としての選択肢が広がっています。しかしながら、この当該ワクチンは任意接種であり、その費用は高額であるため、接種を希望しても、経済的理由により躊躇する高齢者も少なくないと考えられます。本市においては、急速な高齢化が進行しており、健康寿命の延伸、それから、医療費の適正化は重要な政策課題となっております。その観点からも、ＲＳウイルス感染症の予防に向けた取り組み、とりわけワクチン接種の促進については、行政として積極的に取り組んでいく分野だというふうに考えております。以上を踏まえまして、本市における現状認識と、今後の対応について伺います。まずはじめに、昨年第３回定例会におきまして、ＲＳウイルスワクチン助成について要望をさせていただきました。２０２４年１月に発売をされまして、妊婦の方に対して、今年度４月から、奄美市においても定期接種が実現したわけですがけれども、妊婦がワクチンを接種することによって、出生後に乳幼児にＲＳウイルス感染による肺炎、気管支炎に対する重症化を予防に、予防することに対して大変効果的であります。

それでは、質問に移ります。（１）ＲＳウイルスワクチン接種について。①妊婦に対するＲＳウイルスワクチン接種者数及び接種見込み者数について伺います。御答弁、お願いいたします。

川畑博行 保健福祉部長 それでは、接種者数の及び接種見込みの数に関して、答弁させていただきます。妊婦に対するＲＳウイルスワクチンについては、今年度４月から定期予防接種となっております。対象となる妊婦には、毎月、接種案内をしており、５月末時点で６４名に送付し、そのうち２２名が接種しております。開始より間がないため、今後の見込み者数は予測しがたいところでございますが、これまで乳児等の予防接種を参考に、接種率を７から８割程度と考えますと、昨年度の母子手帳交付者数の２０６名でございますので、概ね１５０名前後の接種を見込んでおります。以上でございます。

大庭梨香 議員（８番） 御答弁いただきました。予想に比較してですね、結構多い人数、２２名ということで、接種者数が増えている状況だと思います。当初、お話をさせていただいたときに、予防接種を実施できる医療機関の受入が大変心配されておりましたけれども、現在、２か所にて実施できていることと、病院においても説明がきちんとされておまして、妊婦さんがですね、安心して接種できる状況になっておりますので、引き続き啓発をしていただくようお願いいたします。

では、次の質問に移ります。②高齢者に対するＲＳウイルスワクチン接種費等の助成について。ア・イ、続けて伺います。ア、奄美市の高齢化率及び高齢者、７５歳以上、８０歳以上の疾患別死亡者数について。イ、肺炎球菌ワクチン接種者数、インフルエンザワクチン接種者数、新型コロナワクチン接種数について伺います。御答弁、お願いいたします。

川畑博行 保健福祉部長 それでは、ア、イと連続して答弁させていただきます。本市の人口につきましては、今年度４月現時点で、総人口３万９、０２４人に対し、６５歳以上の高齢者が１万３、９６７人となっており、高齢化率は３５．７９パーセントとなっております。年代別、疾患別の死亡者数につきましては、公表されていないため、全年齢の疾患別死亡者数についてお答えいたします。県の衛生統計

年報によりますと、本市における令和５年度の全死亡者数は６６１名で、疾患別にみると、１位が悪性新生物１５６人、２位心疾患、８３人、３位が老衰７０人となっております。肺炎につきましては、直近３年間の推移を見ると、令和３年は全死亡者数６１２人のうち１７名で、疾患別死亡者数では第５位、令和４年度では、全死亡者数７３７人のうち３１人で第５位、令和５年度は全死亡者数６６１人のうち２３人で第６位となっております。

次に、高齢者の定期予防接種のうち、肺炎球菌ワクチンは６５歳の方を対象としており、昨年度は対象者は５７１名に対し１０４名が接種し、接種率は１８．２パーセントとなっております。インフルエンザ、新型コロナワクチンは６５歳以上の方を対象としており、昨年度の対象者数はともに１万４、２４３人で、インフルエンザは６、３４３人が接種し、接種率は４４．５パーセント。新型コロナワクチンは１、２５６人が接種し、接種率は８．８パーセントとなっております。以上でございます。

大庭梨香 議員（８番） 御答弁いただきました。厚労省の２０２３年人口動態統計によりますと、６５歳以上の疾患別死亡の原因が、今回、疾患別の死亡の原因ということではちょっとお答えいただけていませんけれども、肺炎は４位で、８０歳以上は３位と、高齢になると、実は肺炎の死亡率が高くなります。肺炎を予防し、死亡リスクを抑える目的とする予防接種率が徐々に上がっているかと思えますけれども、１８．２パーセント、肺炎球菌がですね、ということですが、肺炎を予防するリスクを抑えるという、この予防接種につきまして、やはりもう少し接種率が上がっていかないといけないと思います。国立健康危機管理研究機構では、肺炎球菌ワクチンにつきましては４０パーセント前後、インフルエンザワクチンも４０から５０パーセントも、そういう状況でございます。高齢者感染対策は、このことが分かるようにですね、しっかりと感染対策をしていかなければならないというふうに思います。

次の質問に移ります。ウ、ア・イの現状をどのように分析しているかについて伺います。御答弁、お願いします。

川畑博行 保健福祉部長 答弁させていただきます。先ほどお答えしたとおり、肺炎の死亡者数につきましては、疾患別死亡者数は多くないものの、一定数で推移しております。そのため、早期の医療機関受診や予防接種が重要なものであると考えております。厚生労働省が全国の定期予防接種の接種率を公表しておりますが、令和５年度が最新となっており、令和５年度の定期接種になっていない新型コロナワクチンを除くインフルエンザ、高齢者肺炎球菌については、インフルエンザが全国５４．３パーセントに対し、本市５０．３パーセント。高齢者肺炎球菌が全国１３．９パーセントに対し、本市１７．８パーセントと概ね全国平均と近い接種率となっております。しかしながら、乳幼児の予防接種が予防接種法上のＡ類疾患に係る定期予防接種として集団予防を目的とし、努力義務であるのに対し、高齢者の予防接種はＢ類疾患に係る定期予防接種として、主に個人の発症予防や重症化予防を目的とし、本人の意思に基づき接種していただくものであります。そのため、本市といたしましては、接種率の向上を図るにあたっては、接種を強制するものではなく、対象となる高齢者の皆様が、ワクチンの効果や副反応等を十分理解した上で、納得して接種を判断できるようにすることが重要であると認識しております。本市の取組といたしましては、対象者への予診票の個別通知、医療機関のポスター掲示、広報誌やホームページなどで周知を行っております。今後も、Ｂ類予防接種の趣旨である本人意思の尊重を前提としながら、接種の必要性について情報提供を行い、医療機関や関係機関と連携し、高齢者が安心して接種を検討できる環境づくりに努めてまいります。以上でございます。

大庭梨香 議員（８番） 御答弁いただきました。本市を含む奄美医療圏は、全国的にも高齢化率が高い地域でもあります。更に、７５歳以上人口も増加傾向にあり、呼吸器感染症による死亡原因が上位に位置しております。特に離島地域であるため、限られた医療資源の中で地域医療を維持していかなければなりません。つまり、本市においては、重症化してから治療する医療だけでなく、重症化を未然に防ぐ

予防政策が極めて重要であると考えます。

では、次の質問に移ります。エ、ＲＳウイルス感染症の現状認識について。高齢者におけるＲＳウイルス感染症の重症化リスクについては、本市はどのように情報を収集しているのか。市内医療機関との情報共有体制は構築されているのかを伺います。御答弁をお願いいたします。

川畑博行 保健福祉部長 それでは、情報収集と情報共有に関して、答弁させていただきます。ＲＳウイルス感染症につきましては、乳幼児の感染症として認識されていることが多い一方で、高齢者、特に慢性呼吸器疾患や心疾患など、基礎疾患を有する方においては、肺炎や基礎疾患の増悪により重症化するリスクがあるものと認識しております。医療機関からの報告の下、県が実施しております感染症発症動向調査において、小児ＲＳウイルス感染症は報告対象となっております。しかしながら、高齢者のＲＳウイルス感染症は報告対象となっていないことから、議員よりいただいた御意見につきましては、県と共有してまいりたいと存じます。また、ＲＳウイルス感染症は飛沫感染や接触感染による、より広がる感染症でございます。感染対策としては、手洗いや適切な換気など、基本的な感染症対策に加え、規則正しい生活習慣に心がけ、日頃から健康状態を維持することが重要であります。本市としましては、季節性インフルエンザや新型コロナ等、ほかの感染症と同様に、小児のＲＳウイルス感染症流行期には、関係機関と連携しながら、市民や高齢者施設等へ周知、啓発に努めてまいります。以上でございます。

大庭梨香 議員（８番） 御答弁いただきました。ありがとうございます。高齢者ＲＳウイルス感染症は肺炎、呼吸不全を引き起こしまして、死亡リスクも指摘されているにもかかわらず、本市では高齢者の感染状況や入院実態というのは、なかなか把握できないという現状があると。実態把握をしなければ、予防政策の必要性やワクチンの効果、それから、医療費への影響などを、これらを評価することができないというふうに思います。今後ですね、奄美保健所や県立病院等、大島郡医師会病院等、連携して、高齢者のＲＳウイルス感染症による入院や重症化事例についても、実態把握を行う必要性があるのではないかとこのように考えます。

それでは、次の質問に移ります。オ、ＲＳウイルスワクチンの位置付けについて、どのように位置付けられているのかをお伺いしたいと思います。御答弁、お願いします。

川畑博行 保健福祉部長 お答え申し上げます。先ほど申し上げましたように、高齢者におけるＲＳウイルスワクチンにつきましては、ＲＳウイルス感染症が高齢者、特に慢性呼吸器疾患や心疾患など、基礎疾患を有する方において、重症化するリスクがあることから、重症化予防の選択肢の一つであると認識しております。一方で、現時点において、高齢者を対象としたＲＳウイルスワクチンは、予防接種法に基づく定期接種ではなく、任意接種として位置付けられております。そのため、本市の高齢者肺炎予防施策においては、高齢者肺炎球菌ワクチン、季節性インフルエンザワクチン、新型コロナワクチンなど、国の制度に基づく定期接種や基本的な感染対策の周知を基本としつつ、ＲＳウイルスワクチンについては、任意接種の一つとして、重症化リスクの高い高齢者が、主治医と相談の上、接種を検討するものと考えております。以上でございます。

大庭梨香 議員（８番） 御答弁いただきました。次の質問に移ります。カ、助成制度の必要性について伺います。御答弁、お願いいたします。

川畑博行 保健福祉部長 それでは、答弁させていただきます。ＲＳウイルスワクチン接種につきましては、先ほど述べましたとおり、高齢者、とりわけ慢性呼吸器疾患、心疾患などの基礎疾患を有する方において、ＲＳウイルス感染症が肺炎や基礎疾患の増悪につながる可能性があることから、重症化予防の選択肢の一つとして、一定の意義があるものと認識しております。しかしながら、高齢者では心疾患な

どの基礎疾患の悪化とＲＳ感染症の区別がしにくく、入院・死亡・医療費への影響を正確に評価しにくい件があることなども、などの課題もあります。このことについては、国の厚生科学審議会の予防接種ワクチン部会において、今後も引き続き議論されていくとのことでございます。他の自治体の状況については、県が実施している調査によりますと、令和７年１２月現在、県内の市町村でＲＳウイルスワクチンの助成を実施している自治体はございませんでした。全国的には、一部自治体において、高齢者や基礎疾患を有する方を対象に、接種費用の一部助成または全額助成を実施している事例があると把握しております。以上でございます。

大庭梨香 議員（８番） 御答弁、ありがとうございました。既に、先ほどもおっしゃいましたけれども、県内ではございません。それから、既に全国では、愛知県、１万円の助成。茨城県では４、０００円の助成というふうに、高齢化率が上昇している地域におきまして、検討がなされてですね、助成が開始しているところもございます。本市の高齢化率は、全国平均を大きく上回る、超高齢地域でもあります。全国と同じ判断ではなく、本市だからこそ、先行して予防政策を講じる必要があるというふうに考えます。

では、次の質問に移ります。キ、市の対応方針について。高齢者向けＲＳウイルスワクチン接種費用助成について、今後、助成制度を導入する、検討する考え、それから、実施にあたっての課題、財源、対象者、実施方法など、また、ない場合の理由は何か、これは何回もおっしゃっていらっしゃると思いますが、国や県の動向を待つのではなく、市独自の感染症予防政策として導入を検討すべきではないかと、市長の見解を伺いたいと思います。

安田壮平 市長 大庭議員の御質問にお答えします。高齢者向けのＲＳウイルスワクチン接種は、任意接種であるため、費用は医療機関ごとに異なりますが、一般的には１回当たり２万５、０００円から３万円程度と比較的高額であります。助成制度を創設する場合には、市単独事業として実施することになり、財政的な面から十分な検討が必要であると考えております。本市におきましては、現時点で、任意接種に対する独自の費用助成を実施しておらず、ＲＳウイルスワクチンのみを新たに助成対象とする場合には、他の任意接種との公平性や優先順位についても整理する必要があります。また、ＲＳウイルス感染症や高齢者のＲＳウイルスワクチンについては、インフルエンザや新型コロナワクチン、高齢者肺炎球菌ワクチンなどと比較すると、市民の皆様の認知度は、まだ十分に高いものとは言えないと考えております。そのため、まずはＲＳウイルス感染症やワクチンに関する国の情報、専門機関の見解、他自治体の取組状況等を把握しながら、市民への情報提供のあり方について検討していくとともに、今後も国の定期予防接種化の動向を注視してまいります。以上でございます。

大庭梨香 議員（８番） 市長、ありがとうございます。令和７年９月定例会におきまして、ＲＳウイルスワクチン助成の導入について、高齢者のですね、今後、国の動向、また、県内の他自治体の状況等を注視しつつ、どの程度の接種者数が見込まれるのか。また、持続的な運用が可能かどうかなど、引き続き研究をさせていただきたいという旨の答弁がありました。今回、製薬会社からの資料によりますとですね、高齢者はほとんど国保、国保ですので、総医療費は８６万５、０００円かかります。そのうち入院費が８６万４、０００円、その大半が入院治療費になるということです。重症化しますと呼吸器の装着、全身管理などが必要となりますので、入院期間も長引くということになります。ですので、医療費が随分かかるということになります。肺炎による入院や重症化は本人の負担だけでなく、家族の介護負担や医療費の増加にもつながります。臨床試験では、重症化予防に対して、高い有効性が示されており、高齢者保護の新たな選択肢として期待されております。市長もおっしゃいましたけれども、任意接種であり、現在は接種費用は２万円から３万円の高額です。感染症対策の原因は、自己負担の増大からも接種率が上がらないというふうに考えます。再質問になりますけれども、市独自のＲＳウイルスワク

チン助成制度について、前向きに検討することは、考えはございませんでしょうか。御答弁、お願いいたします。

川畑博行 保健福祉部長 それでは、答弁させていただきます。繰り返しになりますが、RSウイルス感染症が高齢者、特に慢性呼吸器疾患や心疾患など、基礎疾患を有する方において、重症化するリスクがあることは認識しております。しかしながら、先ほど答弁したとおり、他の任意接種との公平性や優先順位についても、整理が必要であると考えますので、引き続き、国の動向や他自治体の実施状況を注視してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

大庭梨香 議員（８番） 御答弁いただきました。感染症対策は単なる医療政策ではありません。高齢者の命を守り、家族の介護負担を軽減し、それから、地域医療を守るため、重要な行政課題です。RSウイルスワクチンは、その有力な選択肢の一つであります。まず、実態把握を行い、基礎疾患を有する重症化リスクの高い65歳以上のうち、慢性心疾患、慢性肺疾患、糖尿病等を有する重症化リスク者への助成制度について、具体的な検討を進めていただくことを強く要望しまして、この質問は終わりたいと思います。それでは、次の質問に移ります。防災対策について。（１）台風６号の影響と災害対策につきまして、質問いたします。今回の台風６号では、住用町東城地域や古見方地区を中心に、長時間の停電が発生し、多くの住民が不安な時間を過ごしました。①から③を一括して御答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

藤江俊生 住用総合支所事務所長 それでは、私のほうで、住用町内の停電した集落名、世帯数及び時間を答弁させていただきます。まず、今回の台風６号による停電の概要につきまして、九州電力に確認したところ、２日未明から各地区で停電が発生し、本市では延べ約7,900戸で停電が発生いたしました。また、住用町内におきましても、８集落で停電が発生しており、そのうち、東城地区の東仲間、川内、摺勝、見里、城及び和瀬の６集落では延べ約450戸が、２日午前１時30分頃から翌３日午前１０時20分頃まで、約33時間にわたり停電が続いたとのことでございます。なお、この停電の戸数には道路等の街灯なども含まれておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

國分正大 総務部長 それでは、②の避難所の開設状況と③の停電の影響ということで、続けて答弁いたします。まず、避難所の開設状況です。台風６号の接近に伴いまして、気象情報及び今後の暴風、大雨の見込み等を踏まえまして、市民の安全確保を最優先に対応を行ったところでございます。まず、６月１日午後３時に高齢者等避難を発令するとともに、同時に市内の避難所を開設いたしました。その後、暴風域が更に接近し、災害発生の危険性が高まったことから、同日午後５時には避難指示を発令したところでございます。これらの情報につきましては、防災行政無線、Ｌアラートを介したデータ放送、公式SNS及び奄美市ホームページ等を活用し、住民への迅速な周知に努めたところでございます。避難所の開設状況につきましては、本市全体で32か所を開設しております。その内訳は、名瀬地区で19か所、住用地区で5か所、笠利地区で8か所となっております。また、避難者数は最大時で28世帯36人ございまして、そのうち住用地区におきましては2か所の避難所に3世帯4名の方が避難したところでございます。その後、暴風域の消滅及び台風の勢力が弱まったことを踏まえまして、安全が確保されたと判断し、６月２日午前１０時をもって全ての避難所を閉鎖したところでございます。

続きまして、停電に関する状況につきまして、お答えいたします。停電に関する状況につきましては、九州電力から提供される情報を基に、本市として停電の範囲や影響を把握しているところでございます。停電情報の市民への発信につきましては、本市ホームページから九州電力のホームページへのリンクを設置するなど、正確な情報提供に努めております。一方で、携帯電話やインターネットを利用されない高齢者の方々に対しましては、お問い合わせをいただいた際、情報を基に個別にお伝えをさせて

いただいております。停電対策といたしましては、6月3日、停電が長引いている地域の方々のために、住用総合支所に充電スペースを設置し、防災行政無線にて利用可能であることを周知したほか、介護ベッドの充電を必要としていた方に対しましては、名瀬総合支所や住用総合支所において、充電対応をしている旨の案内をしたところでございます。停電が続いている地域への対応につきましては、これまでに各集落に小型発電機を配置しておりまして、自主避難の際には、各集会場で活用いただくと、いただくなど、自主防災組織との連携を図っているところでございます。今後、市民の皆様へ停電状況を含めた災害情報を届けるためには、防災行政無線による放送や公式SNSに加えまして、高齢者や携帯端末を利用しない方々に向けまして、防災ラジオ、個別受信機の配置などを更に進めてまいりたいと考えております。各通信手段の特性に応じた役割を明確にしまして、停電時でも正確な情報提供ができる体制の確保に努めてまいります。以上です。

大庭梨香 議員（8番） 御答弁いただきました。答弁いただきましたように、住用支所においても適切に対応していただいたと思っております。その上で、住民からの皆様からは、ラジオ以外に情報を得る手段がなかった。それから、行政無線で停電に関する情報提供がほとんどなかった。それから、復旧見込みが分からず不安だったという声が寄せられました。特に、6月2日深夜1時34分頃から翌3日の午前10時29分頃までの間、住民が必要とする停電関連の情報発信が十分であったのか、検証が必要ではないでしょうか。更に、SNSやLINEを利用している住民だけではなく、高齢者や通信環境が不安定な地域住民への情報を届ける観点から、防災行政無線をもっと活用すべきではなかったのか。今回の停電では、スマートフォンの充電ができないだけではなく、通信障害によってインターネットやWi-Fiが利用できないという状況も発生いたしました。そうした中で、住用支所で充電が可能であるというふうに、行政無線とLINEでの連絡があったということですが、その1時間後には電気が点いたという状況になりまして、もっと早く充電場所や休憩場所を開放してほしかったという声も聞かれました。避難所を、避難所を、避難する場所だけではなく、充電ができる場所。それから、冷房が利用できる場所、健康管理のためにですね。それから、コミュニティとして情報を得られる場所として、積極的に活用すべきではなかったかというふうに考えます。また、長時間の停電は命にもかかわります。今回の停電は34時間とおっしゃっていましたが、34時間に及ぶことになりました。住用地域では、過去にも40時間を超える停電が発生しており、決して例外的な事例ではないと思います。近年の台風は大型化、長期化しており、停電も頻発しております。今後、台風の時期ですので、しっかりとこの、また検証をね、していただきたいと思います。住用地域は地理的条件から復旧に時間を要することも想定されます。今回の経験を踏まえて、停電情報の迅速な共有体制の構築。それから、防災行政無線による継続的な情報発信、そして、充電、空調機能を備えた避難所の運営、在宅医療利用者への支援体制強化、ベッドの電源とかもおっしゃっていましたが、在宅のですね、在宅での酸素療法をされている方もいらっしゃる。そして、非常用の電源設備の整備、一般家庭用の発電機等の購入助成等の補助、そういうことなども、今後の停電対策及び避難所機能の強化についても、是非とも、研究されて、対応していただくように要望して、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

多田義一 議長 以上で、公明党 大庭梨香議員の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。午後2時45分、再開いたします。（午後2時28分）

○

多田義一 議長 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き、一般質問を行います。

無所属 帯屋誠二議員の発言を許可いたします。

なお、帯屋誠二議員から書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

帯屋誠二 議員（３番） 市民の皆様、議場の皆様、インターネット中継を御覧の皆様、こんにちは。お元気ですか。先ほどはあまりにも気合が入りすぎまして、フライング気味に議場を出てしまいました、無所属の帯屋誠二でございます。

まずはじめに、先ほどの台風６号によって被害に見舞われた地域の皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。そして、一日も早い復興と平穏な日常を取り戻すことも、併せてお祈り申し上げます。

一般質問に入る前に、少し私の所見を述べさせていただきます。今の世界情勢を見渡しますと、サッカーワールドカップの開幕によって世界中が盛り上がっておりますが、不安定な中東情勢によるエネルギー問題が、日本をはじめ、世界各国に経済的な打撃を及ぼしているのが実情であります。そのような中で、昨日の報道によりますと、停戦合意に向けた交渉がようやく開始されたとのことであります。世界平和に向けて、喜ばしく歓迎することではあります、ここに至るまでは、関係諸国の様々な駆け引きが見受けられました。そのような世界からすれば、私など、米粒よりも、アリよりも小さい存在であります、非常に気になることが一つございました。それは、５月に行われました、アメリカと中国の首脳会談においての内容であります。この首脳会談の、会談における一番の目的は、中東問題、いわゆるホルムズ海峡の安定に向けて、アメリカが中国に協力を要請することでありました。しかし、報道によりますと、中国側はアメリカ側の要望に対して、交渉の見返りといいますか、外交における新たな外交カードを公の場で初めて切ってきたのであります。そのカードとは、台湾を含む南シナ海での問題であります。これは何を意味するかといいますと、中国が台湾を含む南シナ海での問題は、中国の国策として重要な事項であると表明した、認めたということであります。そして、世界の国々に対して、東アジアでの地域紛争が中国の大国主義を原因とする紛争であることを世界に知らしめるとともに、現在も続いているロシアとウクライナの紛争と似たような構造であることが明白になったということです。つまりこれは、我々の議会でも話題になります、いわゆる台湾有事の危険水域が上昇した、台湾有事の現実味が増してきたと解釈もできます。このような状況は、陸上自衛隊奄美駐屯地を有する奄美市はもちろん、沖縄県をはじめ、南西諸島、広くは日本の平穏な日々を脅かすものでありますので、絶対に避けるべき事態であります。願わくば、戦略的交渉をもって、大国の主義、主張に屈することなく、平和的に解決することを望む次第でございます。

それでは、通告に従いまして、私の一般質問に移らせていただきます。（１）自衛隊パレードについて伺います。奄美大島本島内には、陸・海・空すべての自衛隊関連施設が存在しております。所見でも申しましたように、陸上自衛隊におきましては、奄美市に駐屯地、瀬戸内町には分屯地が配置されており、陸上自衛隊の服務にも基づいた勤務による国防はもちろんのこと、周辺地域の災害発生時には迅速に行動できるよう訓練もされていますので、非常に頼もしく、頼れる存在であると認識しております。そのほかにも、地域との交流を兼ねたイベントを開催したり、地域主催のイベントにも積極的に参加してくださっております。瀬戸内町におきましては、瀬戸内分屯地開設記念としまして、開設から通算５回の記念パレードを実施しており、そのうち４回は、陸・海・空の３自衛隊が参加する大規模なパレードを実施しております。そのパレードには全島から多くの方が詰め掛け、沿道を埋め尽くす盛大なイベントであったと報道各社が報じておりました。そこで、お伺いいたします。奄美駐屯地の開設記念は、駐屯地内での開設記念式典であり、パレードに関しましては、奄美まつりにおける行進パレードの、パレードのみであります。つきましては、２０２９年には奄美駐屯地が開設１０周年を迎えるにあたっての記念パレードを行えないものでしょうか。そして、１０周年を機会に、定期的なパレードの実施、または、瀬戸内町と１年ごとに実施したりして、大島本島全体の一大イベントとして企画することはできないか、お聞かせください。

次の質問より、発言席にて行います。

多田義一 議長 答弁を求めます。

國分正大 総務部長 それでは、お答えいたします。陸上自衛隊奄美駐屯地につきましては、平成31年3月の開設以来、隊員の皆様には、災害対応をはじめ、防災訓練への協力、地域行事への参加などを通じて、地域の安心・安全の確保に大きな役割を果たしていただいております。また、議員御案内のとおり、奄美まつりのパレードやその際の舟こぎ競争、また、地元大熊地区の行事などにも参加するなど、市民との交流の機会を積極にもたれ、活動への理解を深めようと取り組まれているものと認識しております。議員御質問の、令和11年の奄美駐屯地開設10周年に合わせた記念パレードにつきましては、こうしたこれまでの地域との関わりを踏まえまして、節目にふさわしい記念事業の一つとして考えられるものと受け止めてはおりますが、一方で、本市が主催するパレードを実施する場合には、交通規制や警備体制の確保、市民生活への影響、関係機関との調整など、様々な課題があることについては十分な検討が必要となります。本市といたしましては、令和11年の節目に向けて、防災、安心・安全、地域との交流といった観点を踏まえながら、幅広い視点で、視点から、駐屯地や関係機関と記念事業のあり方について、情報交換をまずは行っていききたいと考えております。以上です。

帯屋誠二 議員（3番） 分かりました。予想どおりといえますか、いろいろとクリアすべきことがあることを理解いたしました。昨日の一般質問で、永田議員からもありましたように、地域防災マネージャーを任用するにあたって、今度の奄美市と奄美駐屯地の良好な関係といえますか、パートナーシップを強めるためにも、前向きな御検討を期待しまして、次の質問に移らさせていただきます。

それでは、次の質問2の市民生活について伺います。（1）笠利地区の保安林に使われているモクマオウについて伺います。私は、令和6年第4回定例会におきまして、奄美市全体のモクマオウの状況について質問させていただきました。そのときの当局の答弁によりますと、大まかではございますが、駆除すべき特定外来種ではあるが、地域の家屋や農地の防風林として機能している。但し、倒木の危険性や環境美化の観点より、市民からの報告があれば、その都度対応していくとおっしゃいました。特に、笠利地区の東側、太平洋側には、多くのモクマオウが防風林として植えられております。そこで伺います。笠利地区における保安林のモクマオウは、どのような目的で植えられたのか。また、その面積をそれぞれお聞かせください。お願いいたします。

正本英紀 笠利総合支所事務所長 議員御質問の、笠利地区の保安林であるモクマオウの役割と、その面積についてお答えいたします。まずはじめに、保安林とは、水源のかん養、土砂の崩壊、その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣、または、都道府県知事によって指定される森林のことになります。保安林は、それぞれ目的別に分類され、17種類ございます。そのうち、御質問の笠利地区には7種類の保安林があり、モクマオウ以外の樹木も含まれますが、笠利地区の保安林の総面積は、843.6ヘクタールになります。笠利地区の保安林の箇所につきましては、それぞれの目的別に笠利地区全域に分散しておりますが、主なものは、水源地の保護を目的とする水源かん養保安林695.7ヘクタール、土砂流出の保護を目的とする土砂流出防備保安林1.8ヘクタール、土砂崩壊の保護を目的とする土砂崩壊防備保安林2.1ヘクタール、また、風により飛散する海岸砂等から住民の生活環境の保護を目的とする飛砂防備保安林47.5ヘクタールとなっております。このように、保安林はそれぞれの目的によって指定され、住民生活の保護の一助となっていると考えております。以上でございます。

帯屋誠二 議員（3番） 分かりました。主に17のうち、七つの保安林があるということですね。このうち、内陸のほうにあると思われる、水源かん養保安林、これが695ヘクタール、あと、土砂流出防備保安林、これが1.8ヘクタール、土砂崩壊防備保安林、2.1ヘクタール、この三つはかなり広い面積を占めていることを理解いたしました。水源の確保に関しましては、笠利地区における長年の課題

であったと聞いておりますので、水源かん養保安林の重要性も認識いたしました。

そこで、（２）の質問であります。まずは、こちらの写真を御覧いただけますか。これはですね笠利町宇宿地区にある記念碑でございます。これ宇宿防風林、防風林碑とありますように、次の写真をお願いいたします。少し画像が鮮明でなく、石碑も風化しておりますので見えにくいと思うんですが、ここにはですね、１９５４年、昭和２９年に鹿児島県の政策でモクマオウが植えられたことを示しているものでございます。先ほどお答えいただいた保安林であります。このように公共事業として植えられたものと察しますが、笠利地区においては、保安林のように群生しているモクマオウのほかに、民家の庭先や内陸の小規模な農地の周りに風よきと、風除けとして植えられているものも見受けられます。そこで、（２）の質問であります。今までに、奄美市、または、鹿児島県によって、個人の、個人へのモクマオウの植樹を推奨したり、または、モクマオウの種、苗を販売したり、譲渡したことはあるのか、お聞かせください。

正本英紀 笠利総合支所事務所長 それでは、議員の御質問にお答えいたします。個人の畑や一般家庭への防風のため、モクマオウの植樹を推奨し、モクマオウの苗を販売したり譲渡したことはあるかとの御質問でございますが、苗の販売や譲渡の記録は確認できておりませんが、笠利地区において、一般家庭向けに対して、昭和４０年代に国・県及び旧笠利町が、増林に係る費用に対し補助金を交付していたとの記録がございましたので、推奨していた時期もございますが、現在は推奨という形はとっていない状況でございます。以上でございます。

帯屋誠二 議員（３番） 分かりました。当時の防風林に対する考えといいますか、時代背景を考えますと、モクマオウが防風林として植えられたということは、以前の一般質問でも述べましたように、仕方ないといいますか、当時の最適解、最適な答えとして、ベストな選択であったということは、致し方ない、致し方ないこととは理解しております。それで、ということは、先ほどの質問（１）で当局が説明した防風林以外のモクマオウは、市民、地域住民によって植えられたものもあるということでもあります。それを踏まえまして、次の質問であります。（３）笠利地区の特に東側、太平洋側に面した一帯には、多くの自生したモクマオウが見受けられます。多くの地区で見受けられますので、今回は、地区を絞りました、辺留地区において自生するモクマオウについて伺います。こちらを御覧ください。堤防から海に向かった砂浜の部分ですね。次、お願いいたします。これは逆に、海辺のほうから内陸を除いた辺留地区の海岸の風景でございます。これは、先ほどお話しした、自生するモクマオウであります。結構です。地元の方、地元の方に聞き取りを実施しましたら、昭和３０年代から４０年代初期、支所長もおっしゃいましたように、４０年代以前ですね、このようにモクマオウは生えていなかったと、そういうことでございました。加えて申し上げますが、この海岸一帯に保安林としてモクマオウを植えた記録もございません。また、地元の方が、支所長おっしゃいましたように、推奨されたモクマオウ、個人で植えたこともないと、地元の方がおっしゃっていました。ということは、このモクマオウは何らかの原因によって自然に生えて、成長していったものであると思われまます。更に、こちらを御覧ください。４番ですね。ありがとうございます。これは、先ほどの一帯を上空から見た航空写真であります。赤線で囲ってありますこの部分だけでも、おおよそ２、５００平方メートル、おおよそでございます。これは奄美市にある公園、具体的な名前を申し上げますと、小宿第２公園、浦上公園、有屋公園、そこに匹敵するぐらいの大きさのモクマオウです。実際、これだけの広さの砂浜が、自生したモクマオウに覆われている現状は、非常に残念なことでは、ことであり、もったいないことではないかと私は考えます。その理由であります。この砂浜は辺留地区の原風景ではございません。その理由であります。そう言わざる、ごめんなさい、そう言わざるをえません。地元の出身者がこれを見て、懐かしい風景と一体思うのでしょうか、これを。また、観光の視点からも非常にもったいないと思われまます。奄美を訪れる方の多くは、普段の生活とのギャップ、非日常を奄美の自然に感じ、癒しを感じております。そういった方々が

奄美ファン、私、何度も申し上げますが、奄美マニアとなってリピーターになっていかれるんです。皆さん御存知かと思いますが、奄美の海岸線はこの辺留地区のように、集落から道路一本またぐと美しい砂浜、海を見ることが魅力の一つでもあります。これこそですね、奄美の島の宝ではないでしょうか。このように砂浜がモクマオウに覆われている現状は、島の宝を生かし切れていない、観光資源を無駄にしているのではないのでしょうか。そこで当局に伺います。このように、島の原風景を変えている、故郷を変えてしまい、観光資源を無駄にしている笠利地区の海岸線の現状について、どのようにお考えかお聞かせください。お願いいたします。

正本英紀 笠利総合支所事務所長 お答えいたします。議員御案内の辺留地区の海岸につきましては、御案内ありましたとおり、以前は開けた土地の形状で、子どもたちがソフトボールなどに使用し、また、地域として多目的に利用していた土地であったと聞いております。その後、利用頻度が少なくなり、近隣地のモクマオウの種子が肥大し、成長の早いモクマオウの特性から、短い年月で生い茂っていったものと考えられます。笠利地区の海岸線のモクマオウにつきましても、辺留地区同様に、自生のモクマオウが多く存在し、海岸線や景観に対し影響や変化をもたらしている箇所もございます。一方で、保安林を含む海岸線のモクマオウにつきましても、暴風、防砂、塩害防止など、住民の生活基盤や農作物保護の一助になっているものもあると考えております。いずれにしましても、議員の御提言を含めて、地域の皆様から御意見がございましたら、海岸を管理する県とも連携し、本市としても、お話を伺いさせていただけると考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

帯屋誠二 議員（３番） 分かりました。私、また何度も申し上げますけれども、モクマオウ全てが悪い。全てを伐採しろというわけではございません。支所長もおっしゃいましたように、防風林として機能しているモクマオウもございます。ですけれども、そうでないものと、機能しているもの、きちんと分けをして、その上で、県と連携して管理していただく、そのように節にお願い、お願いしたいと思っております。このような海岸線を放置して、そのままにしておくということは、昨日の一般質問でも、正野議員が述べておりました、地域活動の魅力向上、子どもたちに地域活動の魅力を伝える仕組みづくりに必要な場所の損失ではないかと思われまします。実際、支所長もおっしゃっていただきました。是非、これを伐採していただいて、地域の魅力を伝える場所、地元出身の方々が懐かしく感じ、人々が集う場所と、場所として、多くの奄美マニアがもう一度訪れたくなる、奄美の観光資源として活用していただきたいと強く思います。少なからず予算はかかると思いますが、先ほどの奄美市内の公園と比較しましたように、新たに土地を造成したりするよりは、安く済むと考えております。是非とも、伐採の検討をよろしくお願いいたします。あと、辺留地区に関しまして、一つ、御報告させてください。こちらを御覧ください。ありがとうございます。これはですね、私がなぜ、強く伐採をお願いするかといいますと、これ辺留地区の海に向かった海岸でございます。もう一枚、お願いいたします。ちょっと気づきにくいと思いますが、この辺留地区の海岸なんですけれども、海岸線にほとんどごみが落ちておりません、細かいごみが、風が強いときに、東からの風が強い場合に、幾らかの漂流物が流れてくるとのことなんですけれども、そのような天候のあとには地域の方、ある特定の方がお１人、率先して清掃活動を行っております。非常にきれいに保たれております。そしてあと、もう一つご覧ください。6、これ、倒木したモクマオウでございます。先、今月6号の台風によって倒木した木であります。もう一枚、お願いいたします。これもそうですね、上のほうがきれいに倒れています。また、次、お願いいたします。これです。これは伐採したといいますか、折れた倒木を近くに集めているといいます、放置してあるんですけれども、これも何度も申し上げましたけれども、モクマオウ、モクマオウの葉っぱはもちろんそうなんですけれども、この幹も非常に厄介でして、年数が経過してもなかなか風化しないといいますか、土に帰らないんですね。自然分解されません。これがモクマオウの持つ特性なんですけど、特性に関しては、また、次の質問の際に述べさせていただきます。ここでは省略いたします。本当にこの、何度も

申し上げますけれども、ありがとうございます、この砂浜のモクマオウがなくなればですね、更にきれいな海岸となって、また、申し上げますけれども、地元の憩いの場となり、奄美マニアの癒しの場となること間違いないと思いますので、是非、御配慮のほどよろしく願いいたしまして、次の質問に移ります。（４）次は、去年伐採していただいた名瀬地区のモクマオウについてであります。かねてよりモクマオウの落ち葉に悩まされていた浜里町、平松町の市民からは、この伐採に関しまして、多くの喜びと感謝の声が耳に入ってきております。そこで、また、担当部署の職員によりますと、伐採後のモクマオウの処分に関して、奄美大島森林組合との間で協議、交渉もあったことも伺っております。そこで、（４）の質問であります。名瀬地区において伐採されたモクマオウの処理にあたって、奄美森林組合との協議、交渉はどのようなものであったのかをお聞かせください。また、その席において、伐採したモクマオウの再利用方法について、意見があったのか、そして、当局側は森林組合側がどのように処理したのかを御存知なのか、お聞かせください。お願いいたします。

安村幸一郎 建設部長 お答えします。議員お尋ねの件につきましては、昨年度、都市整備課が行った長浜緑地モクマオウ伐採業務委託及び小宿緑地浜里町側同業務委託、並びに小宿緑地平松町側同業務委託で発生したモクマオウの処分の件であると認識しております。この経緯としましては、発注前の積算段階において、処分費が高額であることから、逆にモクマオウを、まき材として、まき材等として利活用できないかとの発案が職員から出たところで、からでございます。奄美大島森林組合に相談しましたところ、鰹節を燻す燃料として利活用できるとの回答を得たため、改めて同組合から見積りを徴した結果、現場からの搬出運搬費と森林組合の買取額が同額程度となるとのことであったため、伐採で発生したモクマオウの幹、約９４０本の処分費に係る業務委託を０円にて締結したものでございます。同組合にその後の利活用方法を確認しましたところ、宇検村須古の同組合チップ工場から、指宿市山川の鰹節製造工場へ出荷し、まき材として利用したとの報告を受けております。以上でございます。

帯屋誠二 議員（３番） ありがとうございます。ところで改めてお伺いしますけれども、当局におかれましては、このモクマオウの特性や、伐採したモクマオウの処理における問題点といえますか、そういった課題は御存知でしょうか。もし、御存知なら、お聞かせいただけますか。

川畑健朗 農林水産部長 議員御質問のモクマオウの特性についてお答えします。モクマオウは潮風や塩害に強く、生育が早い樹木であり、これまで海岸部を中心に防風林や防砂林として活用されてきた樹種でございます。また、台風常襲地域である奄美においては、農地や集落を強風からを守る役割を担った経緯がございます。一方で、生育が早く、大木になることから、適切な管理を行わなければ、倒木や枝折りの危険性が高まるほか、周辺環境の影響にも配慮が必要な樹木でございます。このため、本市といたしましては、モクマオウの防風、防砂機能を生かしながら、安全性や周辺環境にも配慮し、適切な維持管理に努めているところでございます。

続きまして、伐採したモクマオウの処理における問題点についてお答えします。伐採したモクマオウの処理につきましては、まず、伐採木の発生量を適切に把握した上で、量に応じた処理計画を立てることが重要であると考えております。主な課題としましては、伐採木を一時的に集積する場所の確保、運搬や処分に係る費用、処理能力に応じた作業工程の調整、また、処分量をできる限り抑えるためのリサイクルやチップ化の促進などがあげられます。また、伐採木を単に廃棄物として処理するのではなく、まき材や炭、チップ材などとして利活用できる可能性についても、検討していく必要があると認識しております。今後につきましては、関係機関や事業者、市民の皆様と連携しながら、適正な収集、運搬、処理体制の整備を努めるとともに、リサイクルや有効活用の方法についても検討を進めてまいります。これらの取組により、環境への影響をできる限り抑えながら、効率的かつ適正な伐採木の処理に努めてまいります。今後におきましても、植栽場所や利用目的に応じた適切な管理を行い、安全で良好な生活

環境に努めてまいります。以上でございます。

帯屋誠二 議員（３番） ありがとうございます。建設部長，農林水産部長，おっしゃるとおりの特性を有しております。ありがとうございます。先ほどの辺留地区の海岸線の写真にもありましたように，農林水産部長，おっしゃいましたように，非常に自然分解が困難であり，通常でも固いのであります。実際，伐採，倒木して，これがまた，時間を過ぎますとですね，森林組合の方にもお聞きしましたら，１か月も経過すると，チェーンソーの葉も通らなくなるほど硬くなり，製材する機械の，あの大型の機械ですね，あれの歯さえも通さなくなるほどの硬さを持つ木も，倒木もあるそうです。ですけれども，おっしゃいましたように，その硬さとその強度があるために，薪の燃料としては非常に重宝されており，なおかつ，炭ですね，炭の原料としても非常に有望な木であるということでもございました。実際，炭に関しましてはブランドで備長炭というものがございますけれども，モクマオウを使った備長炭を生産するところはまだないそうなんです。あと，聞き取りにおきまして，森林組合に伺いましたら，実際，森林組合のほうでは，実際，市内，奄美市内の学校，炭窯の崎原小中学校と，あと，宇検村のほうの炭窯の方で，モクマオウをではなくて，鹿児島の方からシイギを入れて，仕入れて，炭として，炭を作っていると。これは，ちょっと値段のほうは，キロ当たり，ちょっと失念しましたけれども，３００，４００円切るぐらいなんですけれども，これがですね，実は年間を通して１．４トン，売上があるそうです。これが多いか少ないかは別としても，ＳＤＧｓ，環境再生，そういったエネルギーの，再生エネルギーを使う観点からいきまして，これは非常に喜ばしい流れではないかなと思っております。あと特徴，もう一つ御案内する特徴としましては，その薪に関してなんですけれども，建設部長，鯉節の燻す原料と言いましたけれども，これは枕崎のほうまで送っているそうです。地元，枕崎の生産者の話を森林組合の方から伺ったんですけれども，奄美のこのモクマオウを薪として使うと非常に燃焼効率といいますか，きれいに上手くできるらしいんですね。ということはですね，これ広い意味で考えますと，枕崎の鯉節を作る原料になるということは，日本の和食文化の根本を支える原料となっているわけですね。そういった手間暇はかかりますけれども，このモクマオウをというものに関しては，少しでありますけれども，明るい材料もございますので，そういったものも含めた上で，今後の，そういった管理，伐採事業というものを御検討くださればと思います。すいません，ここでもう一つ，ちょっと聞き取りのときにお話，お伝え，聞き取りでお伝えしたんですけれども，それを，先ほど言いましたように，今後もこれを継続していただきたいわけなんですけれども，このモクマオウの伐採事業ですが，以前から同僚議員も申しておりますように，質問しておりましたように，森林環境譲与税を原資とした伐採事業が，これ，行われた実績はあるのかをお聞かせください。併せて，この森林環境譲与税を原資とした伐採事業を行うための要件も，併せてお聞かせください。お願いいたします。

川畑健朗 農林水産部長 まず森林環境譲与税について御説明いたします。森林環境譲与税は森林整備に必要な財源として，令和元年度から国より市町村などに譲与されているもので，森林整備をはじめ，人材育成や担い手の確保，木材利用の促進など，森林に有する公益的機能の維持，向上を図るため活用することとされております。本市におきましては，森林環境譲与税を活用して，昨年度，笠利町宇宿地区の保安林においてモクマオウをの間伐を実施しており，森林環境の改善や適正な森林管理に取り組んだところでございます。また，伐採として，木材につきましては，薪として活用しているほか，その他の活用方法については，関係者との協議を踏まえながら対応しているところでございます。森林環境譲与税は，本市の森林整備を推進する上で重要な財源である，ありますことから，今後におきましても，制度の趣旨に沿った適正な執行に努めてまいります。以上です。

帯屋誠二 議員（３番） ありがとうございます。事業を行うための要件に関しましては，ちょっともう少し掘り下げていただきたいかったですけれども，これはまた改めて，別の機会に，私，伺いたいと

思います。分かりました。市長も常々申しておりますように、美しい島づくり、そういったもののためにも、あと、また環境保全の視点からもですね、今後とも有効な使い方、予算の計上をよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。都市整備についてであります。おがみ山についてであります。私ですね、おがみ山に関しましては、幾度となく質問させていただいておりますので、この案件に関しましては、モクマオウの県と同様に、残りの任期中は全力で取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。さて、普段のおがみ山であります。最近では市長のお声掛けもあり、当局の担当部署の皆さんをはじめ、多くの市民が関心を持ち始めております。昨年度は、当局の御配慮により、大規模な伐採整備事業が行われました。私が代わってお礼を申し上げることは大変おこがましいのですが、大変、この場を借り、この場をお借りしまして、お礼申し上げます。ありがとうございました。そこで、更に嬉しいことに、地元出身の篤志家からは、多額の御寄附もいただいたと伺っております。そこで、改めてお聞かせください。今、述べましたように、おがみ山を取り巻く環境が、非常によい方向に向かっていると感じております。このようなよい気運、追い風が吹いている状況におきまして、おがみ山に対する当局の考え、取組を改めてお聞かせください。お願いいたします。

安田壮平 市長 帯屋議員の御質問にお答えします。おがみ山公園は、市街地中心部に位置し、アクセスや眺望性に優れ、観光面においても潜在力の高い資源であると認識しております。本市ホームページの観光ガイドマップへの掲載、民間ガイドによる案内やクルーズ船寄港時には、名瀬市街地の散策ルートとして御案内しているところでございます。また、自然や郷土歴史と触れ合うこともでき、健康づくりのためのウォーキングコースとしても、多くの方に利用されております。このような中、地域住民はもとより、多くの観光客にも利用していただけるよう、新たに展望台の整備を計画しており、公園利用の更なる満足向上につながるものと考えております。今後とも、日頃から伐採や清掃等の適切な維持管理を行い、安全に市民の憩いの場所が提供できるよう努めてまいりますので、御理解のほど、お願いいたします。

帯屋誠二 議員（３番） 分かりました。私もですね、議員として、また、一人の市民としまして、おがみ山の活性化と美化活動に取り組んでまいります。今後ともよろしくお願いいたします。

続きまして、①の質問であります。先ほども述べましたように、地元出身の篤志家より多額の御寄附をいただきました。当局の説明によりますと、これを原資にして展望台を新たに設置する寄附金は環境整備には回せないとのことでした。しかしながら、今のおがみ山に必要なこと、最も優先すべきことは環境の整備ではないでしょうか。市街地を一望できる場所がおがみ山には数か所ありますが、優先すべきことは、その場所の、展望場所の伐採、整備だと考えます。そこで伺います。展望台設置の予算の根拠と、なぜ、整備費や、整備や伐採費に、ごめんなさい、寄附金が整備費や伐採費に回せないのかをお聞かせください。よろしくお願いいたします。

安村幸一郎 建設部長 お答えします。おがみ山公園につきましては、以前より展望所の整備に関して多くの要望をいただいております。そのような中、関東在住の本市出身の方から、おがみ山公園の園内整備の充実や環境整備に役立ててほしいとの趣旨で、御寄附をいただいたところでございます。今回の展望台整備につきましては、寄附者の御意向を踏まえ、地域住民はもとより、多くの観光客の皆様にも利用していただける施設として整備するものであり、事業費１，５００万円につきましては、必要な機能、安全性、耐久性、維持管理面などを考慮し、必要な費用として見込んでいるものでございます。整備にあたりましては、過大な規模とならないよう内容を精査するとともに、寄附金につきましても、寄附者の御意向を尊重しながら、寄附の趣旨に沿って適切に執行してまいります。また、伐採などの園内環境整備につきましても、利用者の安全確保や眺望の確保、周辺環境との調和に配慮しながら、必要に

応じて対応するなど、今後とも、おがみ山公園の適切な管理運営に努めてまいります。以上でございます。

帯屋誠二 議員（３番） 分かりました。寄附金の名目上、どうしても使えないということを理解いたしました。それであればですね、御寄附いただいた方が喜んで、納得するようなものを、また、環境に配慮した資材、地元の材料を使用する、あとおがみ山の景観を損ねない展望台、自然と一体となるような展望台の建設を強くお願いいたします。注文が多くて大変申し訳ありませんが、一番は市民が誇れる景色が望める展望台になるように、なるように心から願っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、②の質問であります。この度、おがみ山の空きスペースにベンチを設置すると伺っております。今回は、そのベンチを設置する場所と設置する数をお聞かせください。よろしくお願いいたします。

安村幸一郎 建設部長 お答えします。御質問の休憩場所につきましては、展望台の整備に合わせ、ベンチ４基を設置する予定としております。設置場所につきましては、園路の導線や高低差、段差の状況などを総合的に勘案するとともに、利用者が安全かつ快適に休憩できる場所となるよう、現在、検討しているところでございます。今後におきましても、利用者の安全性や利便性を配慮しながら、適切な休憩環境の整備に努めてまいります。以上でございます。

帯屋誠二 議員（３番） 分かりました。利用する方々の安心と、景色を見て喜んでいただけるような、そんな素敵なベンチの設置を、是非、よろしくお願いいたします。

続きまして、③の質問であります。こちらを、また、御覧いただけますでしょうか。ちょっと拡大、これですか、ありがとうございます。これはおがみ山とはちょっと全く関係ないのですが、大熊地区の航空写真です。向かって右側が徳洲会病院側でして、左側が自衛隊駐屯地、ゴルフ場に向かう方向ですね。この青い点なんですけれども、それぞれ番号が振ってあります。この青い点線をなどっていきまると、大熊地区の街をぐるりとかう収容、周遊というか、ぐるっと回る道路でして、その番号の、街樹の、街路樹のところにですね、すいません、道路、次、このように、１本１本ある街路樹にですね、胡蝶蘭が一つずつ生えております。これは大熊町自治会の取組でして、地元出身の方の協力により、お祝いなどで贈られた胡蝶蘭を大熊町に寄附をして、地元の方々が、先ほどのその番号ごとに担当者、担当家庭がいらっしゃいまして、それぞれをお世話をするという取組であります。ありがとうございます。この取組を参考にして、した上で、伺います。次の写真、お願いいたします。ちょっと見にくいんですが、これおがみ山の歩道の法面でございます。線はちょっと小さいんですが、赤い線でブロックというか、区画を区切っているんですけれども、ここを１区画として、整備と管理を、市民個人、または、団体、それぞれ公募しましてですね、自分たちの手で、市民で管理整備する、市民参加型の公園管理の方法を提案させていただきますけれども、当局の見解をお聞かせください。お願いいたします。

安村幸一郎 建設部長 お答えします。現在、おがみ山公園はほかの４０か所の都市公園と同様、まとめて指定管理者制度を利用し、一般財団法人奄美市開発公社へその管理、運営業務を委託しております。これとは別に、市民の皆様が公園の一角で植栽や食事をしたり、清掃等のボランティア活動を積極的に行うことは、大変ありがたいことであると認識しております。実際、都市公園で町内会、自治会、子ども会、老人クラブ、グラウンドゴルフの愛好者など、皆様が清掃活動や植樹帯に花を植えるなどの管理をしていただいております。おがみ山公園に関しましても、事前に都市整備課のほうへ届出を提出いただければ対応いたしますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

帯屋誠二 議員（３番） 分かりました。なかなかそれなりに難しいといえますか、問題点といえます

か、懸念することがあることを十分理解いたしました。この件は、改めて窓口のほうで相談させていただきますので、よろしくお願いいたします。

そこで、最後になります。（２）の質問であります。おがみ山の未来は市民に広く愛されて、多くの市民に利用されることが必要不可欠であります。そのためには近隣の住民だけではなく、多くの市民に利用してもらうには、利便性の向上、出かけやすい環境をつくることも今後の課題と考えます。そのためにも、自家用車での移動が不可欠な市民生活において、おがみ山の利用を促すためには、おがみ山近辺の駐車場の有無も課題の一つではないでしょうか。そこでお聞きしたいのは、おがみ山を散策するときには、市役所の駐車場を利用できないかお聞かせください。あと、提案であります。市役所駐車場をゲート式駐車場にして、一部、有料化することを提案いたします。この一部有料化することによって、よって、市の自主財源の増収にもなると思われますが、考えをお聞かせください。よろしくお願いいたします。

國分正大 総務部長 お答えいたします。市役所の来客用駐車場についてでございます。本庁舎来庁者駐車場及び教会の真向かいにあります末広駐車場につきましては、本庁舎来庁駐車場及び末広駐車場の利用基準を設けておりまして、原則として、本庁舎へ要件がある方が利用する駐車場として運用しております。そのため、おがみ山公園の利用のみを目的とした市役所駐車場の利用につきましては、現時点では、原則として認めておりません。本庁舎駐車場につきましては、会議等が重なる場合には不足する状況もあることから、まずは本庁舎へ要件がある来庁者の利用を優先する必要があるものと考えております。また、有料駐車場化につきましても、これまで検討した経緯がございますが、庁舎利用者の駐車場利用への影響、設備の設置費用、まずそれと、特に近隣民間駐車場への影響などの課題があり、導入には至っておりません。しかしながら、おがみ山公園をより多くの市民の皆様にご利用していただくための環境づくりは重要であると認識しておりますので、今後の駐車場利用状況などを踏まえまして、関係課とも情報共有を図りながら、必要に応じて、柔軟な対応を検討してまいりたいと考えております。以上です。

帯屋誠二 議員（３番） 分かりました。ゲート式駐車場に替えるにあたりましては、部長、おっしゃいましたように、予算やシステム、少なからずとも市民感情も考慮しなければならない、そういったこともございますし、当局の考えも理解いたしました。しかしながらですね、常々申し上げております、おがみ山の観光地化、幅広い利用を促すのであれば、やはり駐車場の問題は出てくるものと考えられますので、今後の課題として認識していただくよう、強くお願いいたします。

以上で、私の一般質問は終わりますが、最後に申し上げます。何度も申し上げますが、モクマオウ然り、おがみ山の法面然り、人の手によってつくられた環境は、人の手でしか改善、改修することはできません。島の宝である自然環境、観光資源である島の原風景を守る一助となるよう、私、任期一杯、邁進してまいりますので、当局の御理解と御協力をお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

多田義一 議長 以上で、無所属 帯屋誠二議員の一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

明日、午前９時３０分、本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でした。（午後３時３９分）

第 2 回 定 例 会
令和 8 年 6 月 18 日
(第 4 日 目)

6月18日(4日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	朝 木 一 仁	議 員	2 番	西 忠 男	議 員
3 番	帶 屋 誠 二	議 員	4 番	瀧 真 一 郎	議 員
5 番	正 野 卓 矢	議 員	6 番	弓 削 洋 平	議 員
7 番	幸 多 拓 磨	議 員	9 番	叶 幸 治	議 員
10 番	盛 剛	議 員	11 番	前 田 要	議 員
12 番	泉 義 昭	議 員	13 番	永 田 清 裕	議 員
14 番	崎 田 信 正	議 員	15 番	奥 輝 人	議 員
16 番	多 田 義 一	議 員	17 番	栄 ヤ ス エ	議 員
18 番	与 勝 広	議 員	19 番	奥 晃 郎	議 員
20 番	伊 東 隆 吉	議 員	21 番	竹 山 耕 平	議 員
22 番	川 口 幸 義	議 員			

○ 欠席議員は、次のとおりである。

8 番	大 庭 梨 香	議 員
-----	---------	-----

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

安 田 壮 平	市 長	則 敏 光	副 市 長
向 美 芳	教 育 長	藤 江 俊 生	住 用 総 合 支 所 長
正 本 英 紀	笠 利 総 合 支 所 長	國 分 正 大	総 務 部 長
田 中 巖	総 務 課 長	柳 樹 三 郎	財 政 課 長
久 保 田 義 雄	地 域 総 務 課 長 (住 用)	肥 後 健 作	地 域 総 務 課 長 (笠 利)
畠 山 成 美	市 民 環 境 部 長	米 田 大 樹	税 務 課 長
中 屋 博 次	国 保 年 金 課 長	押 川 治	世 界 自 然 遺 産 課 長
川 畑 博 行	保 健 福 祉 部 長	喜 納 祐 司	福 祉 事 務 所 長
中 村 明 広	高 齢 者 福 祉 課 長	丸 田 学	保 護 課 長
永 田 公 洋	商 工 観 光 情 報 部 長	中 村 幸 浩	商 工 政 策 課 長
中 山 哲 史	産 業 建 設 課 長	川 畑 健 朗	農 林 水 産 部 長
本 田 邦 洋	農 林 水 産 課 長	福 山 優	土 地 対 策 課 長
池 秀 平	農 林 水 産 課 長 (笠 利)	安 村 幸 一 郎	建 設 部 長

6月18日(4日目)

俵 裕 樹	都 市 整 備 課 長	奥 光 也	建 築 住 宅 課 長
平 和 也	建 設 課 長	大 瀬 浩 隆	上 下 水 道 部 長
當 田 栄 仁	教 育 部 長		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

盛 功 一	議 会 事 務 局 長	本 田 信 章	議 会 事 務 局 次 長 兼 庶 務 係 長 事 務 取 扱
麓 浩 登 志	主 幹 兼 議 事 係 長 兼 調 査 係 長	向 井 涉	議 事 係 主 幹

多田義一 議長 おはようございます。ただいまの出席議員は21人であります。

会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は一般質問であります。

○

多田義一 議長 日程に入ります。日程第1，一般質問を行います

この際申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお重複する質問事項につきましては、極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう時間配分をよろしくお願いいたします。更に、当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔明瞭に行われますようにあらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、日本共産党 崎田信正議員の発言を許可いたします。

崎田信正 議員（14番） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。いつもの冒頭発言なんですけれども、最初やっぱりこの物価高騰ですから生活に関連したことで所感を述べたいなと思ってたんですが、昨今の状況は、やはり防衛関係を喋らないと崎田信正議員そのものの存在意義が問われるのじゃないかなというふうに思いますので、いろんな意見があるかと思いますが、少々お聞きいただければと思います。

それで、この間いろいろ何で皆さんにお伝えしようかなと悩んでましたが、新聞の投稿欄ですね、今の状況は何と言っても軍備の拡大が戦争の抑止だという風潮がずっと広がってきておりますけれども、本当にそうなのかという思いを強くしてます。それはもうウクライナの問題とかガザの問題とか、最近では、アメリカ・イスラエルによるイランの攻撃ですね。これなどは、もう武力攻勢になってるわけですから、戦争になってるわけです。この間、合意、戦争終結の合意があったというけれども、それは大勢の人の命が失われて、多くの物資が失われて、自然も文化も破壊された結果合意になると。それだったら最初から戦争する前にそういう話し合いをしないのかというのが私の思いであります。それで、これ朝日新聞に投稿された内容をちょっと紹介させていただきますが、これ東京の5月31日の朝日新聞です。戦闘の光景、慣れてはいけないという標題がついて、これは東京の19歳の大学生というふうに書いてありますが、こう述べておるんですね。私も共感するところがあるので紹介をいたします。

「世界を見ればガザやウクライナなどでも戦闘が続いている。次々と新たな紛争が起き、人々の命が奪われている。ニュースで戦争を目にしない日はない。この現状が当たり前になってしまっていないだろうか。私も最近、戦闘や空爆の光景に以前ほどの衝撃を感じず、淡々と受け入れてしまっている自分自身に怖さを感じることがある。遠い外国の紛争について関心を持ち続けることは容易ではない。だが戦争には決して慣れてしまてはいけない。戦争が絶えないこの状況を世界の日常にしてみたい」という投稿がありました。共感をいたしたので紹介いたしました。

もう一つ、いっぱいあるんですけど、もう一つだけ時間の関係ですが、これは南日本新聞に載ったものです。これ4月6日にですね、都城で毎年特攻戦没者の慰霊祭というのが行われているようです。そこで中学3年生の方の平和へのメッセージが新聞で紹介をされております。本文は、インターネットで取れますけれども長いものでありますから新聞で紹介されたところの部分を紹介をしておきたいと思います。この平和へのメッセージは、こう記してあるんですね。「人の命を兵器とするあつてはならない作戦が実行されたのは、社会全体が戦争するのが当たり前という空気に支配され、おかしいと反対するのが許されなかったからと指摘。過去を悲しむだけでなく特攻隊員が守りたかった平和な日常を責任を持って引き継ぎ、より良いものにしていくことこそが本当の意味の供養になる」と、こう強調したと南日本新聞には紹介をされております。

今、正に、戦争するのが当たり前というような空気が広がってきているのではないかと、現在に通じるものがあると思います。スパイ防止法のこともありますし、そういった流れをやっぱり止めることも必要なというふうに思います。最後に、もう一つ紹介をしておきたいのは、これ、独裁という言葉があちこちで聞かれますよね。独裁ということで思い出すのが、あのチャップリンが作った独裁者という映画です。この映画、調べたら1940年なんですね、昭和15年です。日本の戦争以前、戦争中と言うか、太平洋戦争前かも分かりませんが、このときに作られた映画で、一番圧巻に感じるのは、最後のあの演説シーンですね。皆さん方、観て御存じかも分かりませんが、それを全部紹介すると長くなりますので、一部分だけ紹介をしておきたいと思います。こんなふうに書いています。ユダヤ人も黒人も白人も人類は、お互いに助け合うべきである。他人の幸福を念願して、お互いに憎しみ合ったりしてはならない。世界には全人類を養う富がある。人生は自由で楽しいはずであるのに、食欲が人類を毒し憎悪をもたらし悲劇と流血を招いた。スピードも意思を通じさせず機械は貧富の差を作り、知識を得て人類は懐疑的になった。思想だけがあって感情がなく人間性が失われた。知識より思いやりが必要である。思いやりがないと暴力だけが残る。航空機とラジオは、我々を接近させ人類の良心に呼びかけて世界を一つにする力がある。私の声は、全世界に伝わり失意の人々にも届いている。これらの人々は、罪なくして苦しんでいる。人々よ、失望してはならない。食欲は、やげて姿消し、恐怖もやがて消え去り、独裁者は、死に絶える。大衆は、再び権力を取り戻し、自由は、決して失われぬ。これが、チャップリンが、最後の場面で演説した内容なんですね。正に、こういう状況を繰り返してはならないんだという思いを強くするので、冒頭で紹介をさせていただきました。

それでは、通告に従って順次質問を行っていきたいと思います。最初の質問は、自衛隊の関係ですが、自衛隊への18歳及び22歳の方の名簿提出についてであります。これまで、この件につきましては、質問をさせていただき、当局の対応についてもただしてまいりました。ようやく名簿提出を拒む除外申請ができるようになりましたけれども、この名簿の提出は、住民基本台帳からだと思います。そもそも、このような個人情報、本人の同意が前提だと思いますが、どのようにされているのか。まず最初にお伺いをしたいと思います。

多田義一 議長 答弁を求めます。

安田壮平 市長 おはようございます。崎田議員の御質問にお答えします。自衛隊への名簿提出についてありますが、本市では、自衛隊法第97条に定められた自衛官募集事務の一環として、自衛官募集事務にかかる名簿の提供を同法施行令第120条に則って行っております。個人情報の保護に関しても、個人情報の保護に関する法律第69条第1項において個人情報の提供が制限されている一方、法令に定めがあるときには提供することができる旨を規定しており、名簿の提供は先ほど申し上げました自衛隊法施行令第120条に基づき提供しております。

更に、自衛隊法に基づく自衛官募集事務にかかる名簿の提供については、住民基本台帳法との関係において問題にならないとの見解が防衛省と総務省から通知されておりますため、本市におきましては同意を得ていないところでございます。一方で、本市では提供する名簿の対象者で提供を望まない方に対し、除外申請の受付を行っているところでございます。以上でございます。

崎田信正 議員（14番） 同意を得ていないということです。本人、この情報が提供されていること自体が、18歳の方、22歳の方、知らない方が多いんじゃないかなと思うんですよね。で、それで除外申請をできるようにしたということですから、そもそも提供していることが分からなくて、除外申請の仕様がわからないわけですから、そのあたりの周知徹底というのは、どのようにされているのかお伺いをいたします。

國分正大 総務部長 その名簿提出につきましては、あらかじめ本市としましては、広報紙で防衛省へ名簿提供しますということで掲載してですね、周知を行っております。以上です。

崎田信正 議員（１４番） 広報紙ということですけどもね、元々そういうこと自体が分からなければ、広報紙見ましたけども、片隅みたいところに載ってますよね。だからそこに周知をして、あ、こういうのがあるんだというふうに気づく人自体が少ないんじゃないかなというふうに思います。だから、もっとしっかりとした広報をすべきだというふうに思うんですね。喜界町なんかも除外申請やっていますけれども、あそこは、１ページ使って紹介をしております。そういったことで個人情報を提供することですから、やはり住民基本台帳を基に提供しているわけですから、市もやっぱりそれなりの責任があると思うんですね、使われ方によっては。提出後の対策、１８歳、２２歳の方の名簿提出したその後の対策というのは何かされているのかお伺いをいたします。

國分正大 総務部長 それでは、名簿提出後の対策ということで、お答えいたします。本市におきましては、提供する情報を紙媒体にまとめまして、防衛省へ提供を行っております。名簿の活用法については、近隣の状況は、ポスティング、これはですね、広報員の方が対象となる方のポストへ投函することです。入隊に関する問い合わせがあった方の住所確認等に使用されるとのことでございます。なお、本市から提供した紙媒体に関しましては、一定の期間後に本市に戻ってまいります。戻りましたら本市にて処分してるところです。以上です。

崎田信正 議員（１４番） 広報誌で紹介されたといっても、ある人からね、いろいろ搜したけれど分からなかったという人がいたんですね。それで実際に申請の実績が、ないんだと思いますけれども、あったのかどうかだけお伺いいたします。

國分正大 総務部長 名簿提出の除外申請が、できるかということによろしいでしょうか。

（「実績が、あったか」と呼ぶ者あり）

実績はございません。

崎田信正 議員（１４番） 実績はないと、いろいろ理由があるかと思いますが、元々そもそも知らないということが、そういう状況になるかなと思います。今、答弁の中で、一定期間経ったら戻ってくるとおっしゃって、それを処分するということですが、それは、何か覚え書きか何かで、文書で交わしている内容なんでしょうか。

國分正大 総務部長 特に覚え書きで、そういう手続をとっているわけではございません。

崎田信正 議員（１４番） これ大事なことですからね。個人情報というのは、いろんなところで問題になっています。この問題だけでなくマイナンバーカードでも問題になるようなことがあるし、いろんなクレジットカードでも問題になっているということですね、やっぱり文書できちんと覚え書きなり交わしておくことは、必要かと思いますので是非また検討されてみてください。

じゃあ、次の質問にいきたいと思います。次は、奄美市の知名瀬に航空機の騒音状況についてのことがあります。この騒音状況については、九州防衛局のホームページで月ごとの結果が示されておりますし、地元新聞でもずっと紹介されております。この騒音状況の調査を行うようになった経緯とその目的についてお伺いをいたします。

國分正大 総務部長 それでは、お答えいたします。九州防衛局が名瀬知名瀬地区に設置しております騒

音測定機につきましては、航空機騒音の実態を把握することを目的としまして、令和5年3月に知名瀬保健福祉館屋上へ設置されたものと承知をしております。本市におきましても、これまで航空機の低空飛行や騒音に関する市民の皆様からの情報提供や問い合わせが寄せられていたことから、国に対し騒音の実態把握を求めてきた経緯がございまして、その結果として九州防衛局により常時測定が実施されております。

測定結果につきましては、九州防衛局が毎月公表しており、令和5年度から令和7年度までの状況を見ますと、70デシベル以上の騒音確認回数は令和5年度が81回、令和6年度が99回、令和7年度が117回となっております。そのうち22時以降の騒音については令和5年度が2回、令和6年度が1回、令和7年度が10回と、日中だけでなく夜間の時間帯にも騒音が確認されている状況でございます。

騒音状況を踏まえた対策につきましてもお答えいたします。本市としましては、独自に飛行経路の変更や飛行規制を行うことはできませんが、特に、本市に寄せられる低空飛行情報につきましては、これまで同様、県へ報告するとともに今後とも必要に応じて県とも連携しまして、国に対しまして住民生活への十分な配慮や情報提供を求めてまいりたいと考えております。以上です。

崎田信正 議員（14番） 今、答弁いただきましたけれども、午後10時以降の夜間訓練も行われておりますよね。これについて、言っているけれども改善はされていないというのが実態だと思いますが、この状況をずっと続けるつもりなのかということですね。これ塩田知事は、5月に訓練の実施にあたっては、住宅の上空を極力避けて飛行することや、午後10時以降の飛行は行わないことなどを要請したと。これ新聞で報道されているものですが、これ要請したけれども結果が変わらなければ、ただのアリバイ的に作ったみたいに感じですけども、被害に、被害と言うか、影響を受けているのは、その住民ですので、実行性のあることをしていただきたいと思いますが、何か対策を取るという考えはないですか。

國分正大 総務部長 先ほども申し上げましたとおり我々としては、あらかじめ情報があれば対応できますが、その都度ですね、依頼がございましたら県を通じて国の方には申し入れをしております。以上です。

崎田信正 議員（14番） 強く要望してくださいね。こういうことだからといこうんじゃなくて、今のオスプレイというのは、日中に普天間から来る米軍のオスプレイですけども最近の新聞報道では、佐賀に陸上自衛隊のオスプレイが17機かな、配備をされていると、奄美大島でも訓練をするんだというのが新聞記事でもあります。ということは、これはもっと増えてくる可能性があるということで、南日本新聞だったかな、この夜10時以降の飛行については、しないとは言っていないですね。しないとは言っていないけど、ほかの飛行場との関係と併せて検討するみたいな報道だったかなと思います。米軍のやつは、なかなか情報提供されないですけども、陸上自衛隊は、我が国の陸上自衛隊ですから、いろんな飛行経路とかそういったのも十分検討してもらえないかなと思いますけれども、これ陸上自衛隊のオスプレイと米軍のオスプレイとの見分けというか、そういうのは何かあるのかな、今、思ったところですが、なければ答弁いいですけど、何かあれば。

國分正大 総務部長 特にございません。

崎田信正 議員（14番） 頻繁に増えるということがございますので、これは米軍のオスプレイ、こちらは陸上自衛隊のオスプレイということであれば対応の仕方も違うかなというふうに思います。それで陸上自衛隊だったら強く申し入れて、国を動かしてやれば、それに準じて米軍もやってほしいというふ

うな流れになっていくかなと思いますので、それは、もう今後いろんなところで話題にできるかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

次が、一番肝のところかなと思いますが、軍備拡大ですね。冒頭でも述べましたけれども抑止にならずに世界の紛争、戦争の状況を見ると、逆に軍備拡大が戦争に繋がっているということを率直に感じております。しかし、先月５月ですけれども、自衛隊の元幹部ですね、奄美で講演を行っております。５月１９日に開催された奄美大島議員大会の研修の講師の方が、元海上自衛隊の幕僚長武井さんということですが、議員の方は、資料もいただいているので分かるかと思いますが、その講演資料には、国連は機能しないと。米国は最初から助けてくれない前提で考える。自分たちで我が国の主権と領土を守る。防衛力を強化する。質、量共に十分な武器、弾薬を持つなどの記述がありました。議員大会は、それぞれの自治体が、住民生活に必要な要望を掲げて開催されるものと理解をしておりますが、実際、多額の財源を必要とする要望項目が多く出されているその議員大会ですね、防衛力を強化し、質、量共に十分な武器、弾薬を持つなどということになればですね、そんな要望よりは、こっちのほうが重要だというふうな雰囲気になっていかないのかなという心配が一つですね、せっかく１２の自治体が、議員が、要望を掲げているのは、実現しないんじゃないかなという思いも強くするものですから、そういったことに対してですね、市長は、これまでもですね、日米共同訓練があったり、奄美空港で戦闘機のタッチアンドゴーがあったときも、やっぱり抑止力で必要だという立場だったと思います。今、国会でも議論しているときに小泉防衛大臣もその立場ですと答弁されているので、それは変わらないのかなと思いますけれども、一応確認をしておきたいのは、日本の軍備拡大の今の状況を見て、今もその立場は、やはり変わらないのかということでお伺いをいたしたいと思います。

國分正大 総務部長 それでは、お答えいたします。議員御指摘のとおり防衛力の強化や軍備の拡大が地域の緊張を高めるのではないかという趣旨だと思いますが、戦争に繋がるのではないかという不安や懸念があることは本市としても報道などを通して認識はしております。一方で安全保障や防衛政策につきましては、国においては、国際情勢や我が国を取り巻く安全保障環境も踏まえまして、総合的に判断されるべきものと認識をしております。

本市としましては、個別の防衛政策の是非を判断する立場にはございませんが、最も重要なことは、戦争を未然に防ぎ、市民の平穏な暮らしと安全安心を守ることであると考えております。今後も国に対しては外交努力を基本とした平和的解決、十分な情報提供、住民生活への配慮を求めるとともに本市としても国県関係機関と連携しまして、市民の安全確保に努めてまいります。以上です。

崎田信正 議員（１４番） ありがとうございます。いろんな状況の中でね、憲法を変えようと、特に９条のところを変えようという動きが、高市総理の下で進んでいるように思いますけれども、それで私は、もう変えないほうがいいと、今の憲法をしっかり守るべきだという立場ですけれども、新しい憲法の話というがあります。これ教科書みたいですが、１９４７年昭和２２年８月２日に文部省、当時の文部省ですね、今、文科省ですけど、ここが発行した中学校１年用の社会科の教科書だということです。これ１９５２年３月まで使われていたが、１９５２年４月から姿を消したというふうに新しい憲法の話というのは、これは復刊版ですが、そういう説明がありました。何故、１９５２年の４月かなというふうに思ったらですね、これ１９５２年の４月２８日に日米安保条約が発効している日なんですね。日米安保条約は、軍事同盟みたいなものですから、それが基で、これが使われなくなったのかなと思いますけれども、それからずっと軍拡の流れが続いてきているというような思いがします。じゃこの憲法には、どんなふうにかかれていたのかですね、その部分だけ紹介したいと思います。ここでは、こう書いています。そこで今度の憲法では、日本の国が、決して二度と戦争をしないように、二つのことを決めました。その一つは、兵隊も軍艦も飛行機も、およそ戦争をするためのものは、一切持たないということです。これから先、日本には、陸軍も海軍も空軍もないのです。これは、戦力の放棄と言い

ます。放棄とは、捨ててしまうということです。しかし、皆さんは、決して心細く思うことはありません。次が大事だと思うんですが、日本は、正しいことをほかの国より先に行ったのです。世の中に正しいことぐらい強いものはありませんと、当時の文部省も言っているわけですね。もう一つは、よその国と争いごとが起こったとき決して戦争によって相手をまかして自分の言い分を通そうとしないということを決めたのです。穏やかに相談をして、決まりをつけようというのです。何故ならば、戦を仕掛けることは結局自分の国を滅ぼすような破目になるからです。また、戦争とまでゆかずとも国の力で相手を脅すようなことは一切しないことに決めたのです。というのが、当時の中学校1年生の社会科の教科書ということで、新しい憲法の話、これが、日米安保条約の発布と同時に消えてしまったということなんですが、この新しい憲法の話がですね、古い憲法にならないようにということで願っているところです。これの続きですが、最近3月8日の南海日日新聞なんですけれども、これ瀬戸内町の古仁屋で水中処分母船を一般公開というふうにあります。いろんな戦闘機とかですね、一般公開されておりますけれども、私が、これはと思ったのは、この同船、この船の船長さんですね、こんなふうに言っているんですね、一般公開の最大の目的は、入隊希望者の獲得だと言っている。今までこういう言葉は、なかったと思うんですね。自衛隊をよく知ってもらいたいとか、身近に感じてほしいとか、災害のときにこんなふうに行っているんだというような広報があった。あからさまに入隊希望者の獲得が一般公開の目的だと言うのは、初めて見たので、これが、どんどんどんどん広がっていくんじゃないかなという心配もします。これは、これからいろんな場面で、この奄美が南西諸島が、戦場にならないようにですね、立場は違っても戦場にしないという思いは共通だと思いますので、こういった形でそれを実現できるかというのは、大いに議論を交わしていきたいなというふうに思います。じゃ一応このへんの関係は終わって次に、奄美市の女性管理職について、ガラッと変わりますが、これは、ジェンダー平等の立場からの質問ということになりますけれども、ジェンダー問題というのは、この管理職の問題でなくてもいろんなことが含まれております。今回まず、身近で課題も分かり易いのではないかと、昨年に引き続き質問させていただくことにいたしました。ここ数年の女性管理職の人数と比率をお示しをいただきたい。令和8年度の目標数値とそれが達成できたのかお示しをいただき、もし達成できていなければ、その要因をどのように考えているのかですね、また、対策はどうされるのか。併せて伺いをいたします。

國分正大 総務部長 お答えいたします。本市におきましては、女性職員の登用を含め市民の多様なニーズに対応するため男女を問わず能力と意欲を発揮できる職場環境づくりや適材適所の人員配置に努めております。女性管理職の人数と比率につきましては、令和5年度が8名、管理職72人の内でございます。11.1パーセント、令和6年度が5名、管理職70人の内7.2パーセント、令和7年度が6名、管理職72人の内8.8パーセントとなっております。今年度当初では、課長級以上の管理職70人の内、女性管理職は、9人で12.8パーセントと、これまでの年度の中で最も高い割合となっております。女性職員の登用に向けた取組みの一定の成果は見られるものの奄美市特定事業主行動計画におきまして目標としている15パーセントには、まだ届いておりません。引き続き、取組みの推進が必要な状況でございます。この状況につきましては、今年度4月1日現在で申し上げますと、管理職に相当する50歳代の職員は、男性職員の割合が83パーセント、女性職員の割合が17パーセントとなっております。当該年代が、採用された当時、女性職員の採用が少なかったことが主な要因であると考えております。このようなことから現時点では、管理職候補となる年代層における女性職員の人数が限られておりまして、女性管理職の目標値には届いていない状況でございます。一方で今年度当初における男女職員の構成比は、全職員597人に対しまして男性職員が398人で67パーセント、女性職員が199人で33パーセントとなっております。また、直近3年間の職員採用におきましては、男性の割合が52パーセント、女性の割合が48パーセントとほぼ同程度となっていることから今後女性職員の職務機会の拡大や管理職の配置などにより更なる活躍が期待されるところでございます。更に近年では、国や民間企業等への研修派遣におきましても意欲と能力のある女性職員の登用を積極的に進めてお

ります。今後におきましても女性職員が、その能力と意欲を十分に発揮できる環境整備に努めるとともに計画的な人材育成と登用を進めまして目標達成に向けて取り組んでまいります。以上です。

崎田信正 議員（１４番） この答弁席を見てもお１人だけですので、もっと増えることを願っておりますけれども、これ市の対応だけでは、やっぱり追いつかない状況。社会全体の問題だというふうに思っていますよね。男性と女性の比率も示されましたけれども女性の社会進出そのものが、遅かったということも、これは市役所だけではなくて全体にそうなんですけれども、その社会進出を抑える要件が、まだまだ解除されていないという状況もあったりしますので、これは社会全体がそうならば自然と市役所のほうでもそれに準じて増えていくんじゃないかなというふうに思いますので、今後大いに期待をしたいというふうに思います。

次に、財政調整基金についてです。この件については、下水道料金が値上げをされたときに財政調整基金を活用して値上げはしないようにという要望をしてまいりました。そのとき以来、財政調整基金に関して今、委員会でも質疑をしておりましたけれども、今の市民生活の状況や先行きが見通せない状況の中です、市民生活を守る立場から財政調整基金の有効な活用は必要だと思うんですよね。そこで、伺いをしますが、まず、令和元年から財政調整基金残高の推移をお示しをいただきたいと思います。

國分正大 総務部長 答えいたします。本市の財政調整基金につきまして、令和元年度から年度末現在高についてお答えいたします。令和元年度末の財政調整基金現在高は、３４億３、４６１万９、０００円でございます。以下同様に令和２年度３２億３、５７６万７、０００円、令和３年度３６億６、１７６万５、０００円、令和４年度４０億３、４７２万６、０００円、令和５年度４１億６、７２７万３、０００円、令和６年度４９億９６万２、０００円、なお、令和７年度につきましては、現在決算作業中でございますが、４３億４、９７０万５、０００円を見込んでおりまして、令和元年度と比較しますと９億１、５０８万６、０００円増加しております。以上です。

崎田信正 議員（１４番） 平成１８年の時はですね、２億３、０００万円だったんですね。今、４０億円を超えているという状況の中で、これを市民の生活向上のために、向上と言うか守るためにですね、どう還元をしていくかということなんです、財政調整基金の目標額は、この間、伺いをしておりますけれども、一般会計予算の１０パーセントだと説明を受けてまいりました。現在の残高は、今、報告がありましたように、それを大きく上回る額ですが、その要因について御説明いただきたい。もちろん、お金があるからといってむやみに無秩序に使うわけには、もちろんいかないものであります。自治体が、自由に使える財源とも言われておりますけれども、この間の質疑では、自然災害の復旧、当然必要ですので年間を通じて財源が不足する場合、市民全体にかかわるものなどの説明がありますが、一つ線引が、はっきりしないんですよね。そのために財政調整基金活用の基準というか、こういう場合が、対象になるという具体的な例をお示しをいただければと思います。６月１６日の永田議員への答弁で財政調整基金を活用して水道料金の基本料金を助成したと、国の方針でもあったんですが、こういう答弁もありましたので、線引きがどうかと、はっきりすれば、こちらこの財源を使ってこういうことができるんじゃないかという質問もし易いので、明らかにしていただければと思います。

國分正大 総務部長 それでは、②の質問ということよろしいでしょうか。まず、基金の目安についてでございますが、従来申し上げますとおり、一般会計予算規模の１０パーセント程度としておりますが、令和８年度当初予算の１０パーセントは、約３４億４、０００万円ございまして、現状の残高は、これを上回っております。増加の主な要因としましては、決算剰余金の積み立てに加えまして、市税等の徴収率向上や起債残高の縮減など、計画的な財政運営の結果と認識しております。ただし、第三

次財政計画においては、今後の大型事業や収支不足への対応により基金の取り崩しが見込まれております。現状残高が一定水準にあるからといって、財政的に余裕があるとは考えているわけではございません。災害や急な財政事情に対応するための重要な財源として必要な残高を確保しつつ決算剰余金の積立、歳出の精査等により安定的な財政運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。また、財政調整基金は、災害や急な歳入減、臨時的な歳出増など通常の予算だけでは対応し難い事態に備えるための一般財源の貯金として活用しております。基金を活用する際の基準としては、次のとおり考えております。緊急性や一時的な財政不足への対応に限定すること、基金残高が、先ほど言いましたように一般会計予算の10パーセント程度は確保しておかないと対応できないと考えていることです。あとまた、使用目的、金額、期間を明示にした上で計画的かつ透明性をもって運用することというふうに考えております。以上です。

崎田信正 議員（14番） 平成18年が2億3,000万円で、今、40億円を超えるという状況の中でね、その間に2010年は、豪雨災害がありましたよね、それとコロナのこともありました。それでも財政調整基金は減ってないですよ、ずっと増えてきているわけですから、これをどう活用するのかということは、災害のときに備えていた一定の額ということですが、その一定額を超えている分について、どうするのかといったことについては、また決算委員会などもあつたりするので、そこで私もこれについて十分調査しているわけではありませんで、今日は、その基本的なところをお伺いしたので引き続きということになりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

次に、末広本通りの交通事故を未然に防ぐ安全対策ということですが、当初予定のこの末広・港の区画整理事業ですね、当初予定の事業計画年数を大幅に上回っているということで、まだ完成に至っておりません。メイン事業となった末広本通りが開通して車通りも多くなっております。この事業については、当初の目的は達成されるのか疑問というか、心配される声もありますが、この件については、いずれ総括的に取り上げたいとも思っておりますが、今回は、私の事務所、港町にあるんですよ、そこで仕事していると、急にパトカーのサイレンが鳴るんですよ。たぶん一旦停止違反かなと思いますけれども、それだけこの周辺の道路の走行の危険さを表しているものかとも思います。おがみ山トンネルができれば、どんな交通状況になるのか。まだ想像できませんが、開通するまでには当然関係機関が協議して安全を担保されることかと思っておりますけれども、しかし、今現在、交通の安全が確保されているのかが心配するわけですね、対策は、立てられていると思いますが、大きな事故が起きるのではないかと心配にもなりますので、当局の御見解をお伺いをしたい。また、対策についても、あればお示しをいただければと思います。

安村幸一郎 建設部長 それでは、お答えいたします。議員御質問の末広・港線につきましては、市街地中心部に位置し、車両や歩行者の通行量が多いことから交通安全の確保が重要な課題であると認識しております。安全対策といたしましては、今年1月に旧測候所前交差点に接続する末広・港線に止まれの路面表示を4か所設置いたしました。また、奄美信用組本店前交差点に接続する末広・港線には、止まれの路面表示を3か所、車線両側の強調表示を4か所、交差点手前の停止位置を示す破線を2か所設置しております。本市といたしましては、これらの対策により交通事故の未然防止に努めているところでございます。今後も交通状況や地域の実情を踏まえ関係機関と連携しながら交通事故の抑止と安全確保に取り組んでまいります。以上です。

崎田信正 議員（14番） ありがとうございます。今できることは、なかなか難しいかなと思いますけれども、いずれおがみ山トンネルができたときにどうなるのかというのが、もちろん警察の関係者ともいろいろ協議をしたりですね、信号機の必要性とかいろいろ協議されるかと思いますが、今の対策だけでは本当に事故が防げるのかなという思いがしますので、これは引き続きいろいろ検討されてい

ただければと思います。よろしくお願いします。

次に、生活保護についてですが、違法な生活保護減額の補償と周知についてとお伺いしたいと思います。違法として最高裁が、減額処分を取り消しを命じたのは、2013年から2015年の3年間の生活保護基準の減額決定についてのものでありますが、違法と決定しているので基準の引き下げは、なかったものとするのが当たり前だと思いますが、その間の差額を補償する責任が国にあると思います。更に、無差別平等の観点からすれば、すべての利用者、生活保護受給者にですね、一律に適用されるべきだと思っております。生活保護給付の4分の1は、自治体負担となることからですね、自治体負担と言っても後で交付金で入ってくるんだと思いますが、当然財源が必要となりますが、もちろん国費で補償されるべきものだと思いますが、対象となる世帯の基準と本市の対象世帯数及び額が幾らになるのか。そういった減額補償の周知徹底ですね、これだけこうなりますよというのは、どのようにされるのか。お伺いいたします。

喜納祐司 福祉事務所長 お答えいたします。議員御案内のとおり2013年平成25年から2015年平成27年に決定された生活保護費の基準引き下げに関して令和7年6月27日に最高裁判所は、引き下げは違法であり減額処分を取り消しを命ずるとの判決を下しました。これを受け、当時、生活保護を需給していた世帯に対し生活扶助の新たな基準と従来の基準との差額を追加で給付する方針が国から示されており、本市におきましても、この方針に基づいた追加給付を行ってまいります。追加給付の対象につきましては、原則として平成25年8月から平成30年9月までの間に生活保護を受給したことがあるすべての世帯が対象となります。また現在、保護停止中の世帯や保護廃止済みの世帯であっても、これらの条件に該当する場合は、追加給付の対象となります。本市における対象世帯数につきましては、廃止世帯も含め、おおよそ2,600世帯程度になると見込んでおります。

追加給付の金額につきましては、需給期間の長短、長い短い、世帯の人員構成や年齢など個々の世帯の状況によって、それぞれ異なることから現時点で一概にお示しすることは困難でございます。また、追加給付にかかる財源につきましては、通常の保護費と同じく国4分の3、地方4分の1の負担となっておりますが、地方負担分4分の1につきましては、国より地方に交付される普通交付税の基準財政需要額に所要額を算入すると国から示されております。

次に、対象者への周知に関して現在、生活保護を受給中の世帯につきましては、本市が保有する保護台帳等の記録を基に追加給付の金額を算定したうえで対象世帯に対して追加給付決定通知書を送付することにより周知してまいります。一方、現在は、保護を受給していない元受給世帯につきましては、当時の世帯主からの申し出が必要となるため対象となる方が広く情報を得られるよう広報誌奄美市だよりや市ホームページ、市公式LINEなどの媒体を活用し、追加給付の対象要件、手続き、スケジュール等について周知広報を行ってまいります。今回の追加給付金につきましては、原則として収入認定は行わない取り扱いとなります。これは、今回の追加給付金が、過去に違法に引き下げられた生活扶助費の差額を補てんするものであり、本来支給されるべきであった保護費が遡って支払われるためのものであるためでございます。本市といたしましても今回の判決につきましては、国民の最低生活を保証する生活保護制度への信頼を損ないかねないものと重く受け止めております。生活保護行政を遂行する本市といたしまして引き続き理解を得ながら適正な運営に努めるとともに対象となる世帯の方々が、円滑に追加給付を受けられるよう国・県と連携しながら丁寧に取り組んでまいります。以上です。

崎田信正 議員（14番） しっかり周知徹底していただきたいと思いますが、追加給付については、たぶん通帳に振り込まれるんだと思いますが、何か月か経ってですね、預金残高があるからということの影響にはならないですね。それは確認。

喜納祐司 福祉事務所長 先ほど答弁しましたとおり今回の追加給付については、収入として認めないと

いうものでございますので、振込先の貯金残高のものについて影響されるものではございません。

崎田信正 議員（１４番） 次に、エアコンの件についてですが、これは、平成３０年以降に生活保護受給される方については、その条件によってエアコンの支給が認められるようになりましたが、それ以前から生活保護を受けている方については対象外なんですよ。ところが、もうそれから平成３０年ですから８年ぐらい経っているので、対象者は、もしエアコンが必要だと言われる方も対象者は少ないんだと思うんですけども、それだったら熱中症予防ということも全国的に言われておりますが、市独自で対策を立てることは必要かと思いますが、そのあたりの御見解をお伺いいたします。

喜納祐司 福祉事務所長 生活保護を受給している生活保護世帯のエアコン購入助成についてお答えいたします。御案内のとおり近年熱中症による健康被害が報告されていることを踏まえ平成３０年４月１日より生活保護を受給されている世帯におきましてもエアコンの必要性があると認められた場合、購入費用の支給が認められるようになったところでございます。支給対象者は、新たに生活保護を利用する世帯でエアコンのない場合等の世帯のうち、なおかつ体温の調整機能への配慮が必要となる者、具体的には、高齢者、障害者、障害児、小人及び難病患者など熱中症予防が特に必要な者がいる世帯となることから新たに生活保護を利用する世帯すべてに支給されるわけではございません。本市における令和７年度の生活保護世帯へのエアコン購入費の支給実績としましては、令和７年度に新たに生活保護を開始された新規開始世帯１１０世帯のうち全体で１２件支給となっております。世帯の内訳は、高齢者世帯９件、障害者世帯１件、母子世帯１件、その他世帯１件となっております。御質問の平成３０年３月以前より生活保護を受給している世帯でエアコンを設置していない世帯数につきましては、総数を把握いたしておりませんが、エアコン購入費の支給対象者とならないと判断された生活保護世帯においても保護費のやりくりによって計画的に購入していただくことについては可能でございますので、各世帯訪問時に必要に応じて家計管理への助言指導や社会福祉協議会の生活福祉資金貸し付けの利用を紹介するなど国の通知に基づき適切な対応に努めているところでございます。なお、奄美市社会福祉協議会によりますと、令和７年度のエアコン購入にかかる貸付実績は６件、うち高齢者は５件となっております。生活保護世帯のエアコン購入につきましては、国においても国民の生活環境や実態などを踏まえ、その必要性について考慮したうえで適時生活保護実施要領の見直しなどが行われており、全国市長会においても令和８年度の国への予算要望として、エアコン購入をすべての生活保護受給世帯を支給対象にする支援拡充について国に提言しているところでございます。生活保護世帯への本市独自のエアコン購入助成制度につきましては、生活保護世帯以外の世帯やこれまで支給対象とならなかった世帯との公平性の確保など検討課題も多いことなどから国の統一の制度として今後も市長会等を通じ機会あるごとに支援拡充の要望などを行っていききたいと存じます。以上です。

崎田信正 議員（１４番） 安いエアコンがなくなるとか、何か規制の関係で、そうすると今の生活保護費をやり繰りしてね、やるというのも難しくなってくるんじゃないかなと、全額補助でなくても、そういったあたりでもやっぱり考慮すべきじゃないかなというふうに思いますので、是非そのへんは頭に入れて検討させていただければと思います。

次に、補聴器の購入制度についてですが、これ令和元年からずっと引き続きやっているんですね。その間、認知症の関係でこういった例もあるとか、それから、研究の結果の紹介されていることもあってですね、早期に実現をということを言ってまいりました。これは、日本補聴器販売協会が調べている内容なんです、これ２０２３年の４月２８日は１４３、２０２３年の１２月１日は２３７に増えて、２０２４年の１２月１日は３９０自治体ですね、去年の１２月１日は６２１になっているけれども奄美市は、そこに入っていないという状況ですので、是非助成制度をつくっていただきたいと思いますが、御答弁お願いいたします。

川畑博行 保健福祉部長 補聴器購入助成制度についてお答えさせていただきます。本市におきましては、高齢者の補聴器利用を支援する取組みとして令和8年6月よりご長寿応援券の利用対象に補聴器の購入を追加したところであります。現在、市内には、補聴器を取り扱う事業者が7事業者ありますが、そのうち2事業者と協定を締結し、利用環境の整備を進めているところでございます。議員御提案の補聴器購入助成制度につきましては、まずは、今回のご長寿応援券による利用状況やニーズの把握、分析をするとともに、事業者からの声を事業効果と検証しながら今後の支援のあり方について検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

崎田信正 議員（14番） 時間が過ぎて申し訳ないんですが、次に、社会福祉法の改定案と、それから介護保険法の改定案、これはもう似通ったものになっております。一つは、この中で言われているのが、特定地域居宅サービス等事業の創設という文言が入っておりますけれども、奄美市の場合は、その地域に入るのかどうかですね、時間がないので、その分お伺いしたいと思います。

川畑博行 保健福祉部長 質問2の（4）のところによろしいですね。今その地域に入るかどうかに関しては、国の方で検討を進めているというところでございますので、その内容を注視して対応していきたいと思っております。以上でございます。

崎田信正 議員（14番） その地域に入るっていうことはね、いいことではないんですよ。人数を緩和するということですから1人のヘルパーさんであれば、何人も看るとかいろいろなってくるので、サービスの質が落ちるんじゃないかなという心配がされているところですので、国が、今検討中ということですので、また後で質問になるかと思います。最後に健康保険法の改定が決まりましたので、一番問題は、OTCの類似薬等についてですけれども、これについては、もう時間がないので、この3月議会でもやっていますけれども、問題は、25パーセントが上乘せということで、3割負担を超えるというのは、法の趣旨が違ふんじゃないかなということを申し上げて、次の機会に、せっかく準備していただいていたと思いますので。

多田義一 議長 以上で日本共産党 崎田信正議員の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。午前10時45分再開いたします。（午前10時31分）

○
多田義一 議長 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き一般質問を行います。無所属 前田 要議員の発言を許可いたします。なお、前田 要議員から書画カメラ使用の申出がありましたので、これを許可いたします。

前田 要 議員（11番） 皆様、おはようございます。無所属の前田 要です。質問の前に所見を述べさせていただきます。先日の台風被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。6月の台風と思っ
て、私ちょっとなめていたというか、そんなにひどくないと思いながら結構揺れましてですね。また吹き返しもうすごくてですね、本当お見舞い申し上げます。お話変わります。4月の22日、宇宿貝塚史跡公園は、リニューアルオープンの後、連日大勢の方々が来館されてます。また、昨年度の要望に予算化に御尽力いただきました職員の担当職員の皆様、市民並びに宇宿校区を代表いたしましてお礼申し上げます。ありがとうございます。今年度もたくさんの要望だらけですが、担当の方々にはうるさい親父でしょうが、引き続きサクサクとお願いいたします。

さて先日、笠利地区の第71回校区対抗バレー部男子A級にて、屋仁校区が大逆転の末、70年ぶりの優勝を飾られました。メンバーは、50代のお父様とその息子さんがなんと4組いらっしゃいまし

た。8名の方が親子で出場されてました。少しですが屋仁校区の紹介をさせていただきます。安田市長の奥様も屋仁校区出身でございます。世帯数は96名、人口は200名弱となっております。笠利地区には8つの小学校校区がありますが、失礼ですけど、屋仁校区は、小規模な校区となっている中において、私の大好きな昨年のあやまる祭り、ナンコ大会でも優勝されています。児童生徒部門のナンコ大会も去年よりやっておりますが、そちらにおいても優勝しております。お伝えしたいことは、奄美市笠利地区のこの中でも屋仁校区こそが、皆さんが言うカタカナのシマの貴重なモデル地域だと思います。年長の方々から壮年、青年団、婦人会、子ども会と結いと絆が素晴らしい地域です。を御紹介させていただきます。

それでは、質問に入ります。ネット配信で御覧の方は、公営住宅収入超過者認定通知書をAIで検索してください。1番、市営住宅収入超過者認定通知書についてお伺いします。①通知書の内容を市民の皆様が分かるように丁寧をお願いいたします。次の質問からは発言席にて行います。

多田義一 議長 答弁を求めます。

安村幸一郎 建設部長 お答えいたします。本市市営住宅の収入認定通知としての収入超過者認定通知書に関する御質問として答弁申し上げます。まず最初に、市営住宅は、所得が少なく住む場所に困っている方に対して安い家賃でお住まいいただくために、国の補助金と奄美市の負担で建てられた市民共有の財産でございます。一般の借家やアパートとは違い、公営住宅法や奄美市営住宅管理条例などで定められた決まり事によって管理されております。

市営住宅の家賃は、毎年度入居者からの収入申告に基づき住宅の立地条件や規模、建設時からの経過年数に応じて算出され大きく次の3種類に区分されます。一つ目は、一般世帯として法律で決まっている計算による収入月額が15万8,000円以下の世帯が該当し、高齢者や障害者世帯については21万4,000円以下になります。市営住宅に入居できる世帯はこの世帯のみになります。

二つ目は、収入超過者として引き続き3年以上入居して収入月額が15万8,000円を超える世帯が該当します。ここから市営住宅に入居できる所得を超えている世帯となります。3つ目は、高額所得者として引き続き5年以上入居して収入月額が31万3,000円を2年続けて超える世帯が該当いたします。収入超過者より所得が高い世帯となります。

収入超過者や高額所得者は、多くの場合、入居時点では一般世帯としての所得しかなかったものの入居後の昇給や共働きなどによって、入居途中から基準の所得を超えるケースがほとんどでございます。家賃につきましても、一般世帯の家賃は民間賃貸住宅と比べても安い家賃となりますが、収入超過者や高額所得者は、本来所得が低く市営住宅に入居したくても入居できず民間の住宅に居住している方々との公平性を保つためにも近傍同種家賃という家賃相当となることがあります。

近傍同種家賃とは、市営住宅と同じ場所、同じ規模、同じ費用で民間が賃貸住宅を建設した場合に民間で使われる手法で設定した場合の家賃となり、その計算方法も法律で細かく決まっております。御質問の収入超過者認定通知書につきましては、入居者の収入申告に基づいて収入超過者と認定された方を対象に、収入月額の計算過程とその結果、収入超過者に認定されたこと、新年度からの家賃月額をお知らせするものであり、例年2月中旬までに発送しているところでございます。以上です。

前田 要 議員（11番） 部長、ありがとうございます。先ほどの書画カメラをお願いいたします。こちらあの公文書ですけど、黒塗りですてありますので、下の世帯はいいんですけど、質問の2番にそのまま移りますね。2月16日付は、一番上でございます。3月中に明け渡すよう努力、努めなければなりません。一番下のですね、ところがございます。お伺いしたいのは、市の担当者さんは、この通知書を御本人様のお宅にお伺いしてお話しされたのか。それともポスティングなのかをお伺いいたします。

安村幸一郎 建設部長 お答えします。収入認定通知書は、家賃が一定額となる単独住宅や特公賃住宅以外の市営住宅すべてに送付いたしますので、今年度分は、市内全体で1,651通を発送しています。通知書のうち収入超過者には、市営住宅を明け渡すよう努めなければならないこと。高額所得者には、市営住宅を明け渡さなければならないことが、それぞれ記載されております。

新年度の4月以降に高額な家賃となる入居者にとっては、家賃が安い3月中の退去を判断される方はいらっしゃるかと存じますが、通知書には、いつまでに退去してくださいという記載はございません。また、すべての通知書の告知事項には、この収入の認定または家賃の額の決定に意見があるときは、建築住宅課管理係に御連絡願いますと記載しており、実際に窓口まで御相談される入居者もいらっしゃいますが、入居者の自宅に訪問して説明することは行っておりません。御指摘の収入超過者のみでも今回は、115件が該当いたしますので、毎年これだけの入居者の自宅を訪問して説明することは、職員数や全体の業務量などを考慮しても困難であると認識しております。以上です。

前田 要 議員（11番） ありがとうございます。3番の同じような案件というのは、今、おっしゃった115件でよろしいですね、超過の、はい。分かりました。ありがとうございます。法律上、システム上、しょうがないことだともここにも書いてますが、お待ちください。公営住宅法施行令第8条2項に書いてあるとおり、法律上の問題だとは思いますが、これ奄美市だけの問題じゃないと思いますし、今まで奄美市でこういう相談があって議場で話したかどうかは、私はそこまで調べていません。でも毎年、超過者の人数は変わるとは思いますけど、こういう形で、1,600何名と、それらの方に通知されるのは分かりますが、超過者ってことは、115名いらっしゃいました。すいません。書画カメラをお願いいたします。今回のあの相談者は、毎月の家賃は2万3,000円でした。4月から出て努めなければなりません。それか4月から16万7,300円をお支払いされてくださいという意味では間違いないと先ほど御説明されましたが、お聞きしたいのは、法律上は問題ない。システム上も問題ない。で、お聞きします。これだけのあの金額、7倍。仮に、5万円で住んでいらっしゃる方が、じゃ35倍上がりましたっていう意味なんですけど、先ほどその金額に対してもいろいろ入力されて16万7,300円になりました。この16万7,300円が近傍のものと同等のものとおっしゃいますが、私、民間ですので失礼ですけど、鹿児島にビルも一軒持ってまして自分なりに昨日もずっと検索しながら鹿児島で一番高いところは、タカプラが一番高い、タカプラ前が、一番高いので、あの近辺を調べて3LDKを見ましても築何年とは見ませんでしたけど、15,6万円なんですよ。この奄美大島の言い方悪いですけど、北のあの方で16万7,300円を払えと、これが妥当なのかどうかは、システム上しょうがない。それでもこれを私がお伝えしたいのは、毎年こうやって100何件超過者が出ます。で、すいませんけど、その金額を4月から払うか、それとも、どっかに行かれるかで。また、話はバラバラになりますけど、笠利地区って住むところないんです。入居者募集の広告が出たら午前中で決まる地区なんです。そういうところで、出ていけと言われたら今回、私が知っている範囲では、2人の方に通知が来て1人の方は、もうこんなところに住めないってことで、どことは言いませんが、行くところも決まっています。に行かれました。その子もしょうがないから行こうとしたら、たまたま親戚の方が、いや、龍郷に、すいません。隣に、地域に行くから貸すからということで、なんとかそこに住まわせてもらいました、というのが現状で、ここであの家賃の話しても、しょうがないと思う。お伝えしたいのは、このシステムを入れるときでもうパソコンにパーって入れていかれて、それで紙が、パーって出てくるのかをお聞かせください。

安村幸一郎 建設部長 お答えします。毎年度の家賃が決定される流れにつきましては、家賃算定にかかる家賃収入申告書の窓口受付を例年7月に開始し、その後に未申告者への催促の電話連絡や所得控除となる要件の確認、生活保護世帯と納入方法に関する確認、システムへのデータ入力、その通知内容に関する支所担当課との調整を行い、1,651通の通知書印刷、口座引き落とし手続の案内などと封詰め

作業を実施して、例年2月に郵送しているところでございます。以上でございます。

前田 要 議員（１１番） ありがとうございます。部長、2月とおっしゃいますが、聞き取りの時にはもうちょっと早くなるっていうあの担当の方がおっしゃいましたけど、すいません。常識と言いますか、聞きたいのはですね、仮に、今回7倍になった方がいらっしゃるんですけど、こういうデータってパーって出てきて紙に、あの封入する時にまで、いつぐらいに、こう、この方は超過とか、どれぐらい超過とか、パソコンの画面とか入れるんでしょうか。それとも入れずに入力して、で、こうやって紙に出て、これ封筒に入れて送るまでは、職員の方は、その金額、超過の金額とか分かるんですか。分からないんですか。お聞きします。

安村幸一郎 建設部長 お答えいたします。収入申告時点でのおおむねの家賃というのは、その時点である程度想定できることから家賃が高額になる方には、ある程度の情報を事前にお知らせすることは可能でございます。

前田 要 議員（１１番） 多分来年もこうやって、いろんな方が出てきます。この家族はですね、年齢は夫婦で30代で、お子様は、お2人いらっしゃるって、1人はまだ乳飲み子で0歳でございます。そういう方々が、なんとかシステム上しようがないかもしれませんが、もうちょっと早めにちゃんとお伝えされて、その先のアプローチって言ってもあとはもう民間に投げるだけでしょうけど、そのへんの仕組みをちゃんとしてくれないと。子育て世代ってもう本当に、もうもうもう言い方悪いですけど、笠利にいてもしようがないっていう方がたくさんいらっしゃるって、もう集落は、消滅状態になるのは、もう目に見えていると思います。なので、ちっちゃい問題かもしれませんが、毎年こうやって出るんでしたら産業委員会とかに相談されて、法律を変えるとか、そういう話を持っていかないと。これ全国的に、僕もずっと調べて、ネットやAI出てきますので、いろんな一般質問とかパーって出てきます。それを今ここで、お話ししてもあれですけど、こう、僕らがやることっていうのは、若い世代をどうやって守っていくかだと思ってここに立ってるんですけど。システム上しようがない。でもアプローチは、その後のアプローチもちょっと、なんとか考えていただきたいと思って、質問は終わります。

そのまま2番の質問に入ります。市営田曇住宅周辺の地籍調査について。こちらは田曇地域、田曇地区、田曇町に住んでいらっしゃる方からの相談でございます。奄美市のホームページの土地対策の地籍調査1から4の説明をお願いいたします。

川畑健朗 農林水産部長 議員御質問にお答えいたします。1、地籍調査とは何になりますかですが、地籍調査とは、土地と所有者との正確な結びつきを把握するため、土地に関する権利の基礎となる所有者及び地目の調査を行うとともに、境界及び地籍に関する測量を行い、その結果を地籍図及び地籍簿に作成する事業のことを言います。

2、地籍調査の効果といたしましては、主に土地境界をめぐるトラブルの未然防止、登記手続の簡素化及び費用軽減、土地の有効活用の促進、また、公共事業の効率化及び費用軽減のほか、災害復旧の迅速化などが挙げられます。

3点目、調査の進め方といたしましては、基本的に地籍調査事業10か年計画を基に調査していますが、長期の公共事業が計画・予定されている箇所、国・県道及び市道の大規模な事業計画箇所、急傾斜事業計画箇所について優先的に調査を行っております。奄美市の地籍調査事業は、旧名瀬市が平成5年度から旧住用村が平成4年度、旧笠利町が平成2年度から実施しており、令和7年度末現在の要調査地区における進捗率は、奄美市全体で39.56パーセントであり、各地区の内訳としましては、名瀬地区33.2パーセント、住用地区26.8パーセント、笠利地区74.01パーセントとなっております。

4、調査完了地区につきましては、本市ホームページ上において地籍調査完了地区一覧表に記載のある地区につきましては、調査時点での地籍調査成果などの閲覧、交付申請ができます。本市の調査完了地区としましては、名瀬地区は3地区完了しており、ほか18地区は各一部調査となっております。住用地区は9地区の各一部調査済みでございます。笠利地区においては10地区が完了しており、ほか7地区は各一部調査済みとなっております。以上となります。

前田 要 議員（11番） 部長、ありがとうございます。丁重にいろいろ伺いました。こちらの先ほどおっしゃった急傾斜事業計画書。相談の方はですね、春日3区に住んでいらっしゃいまして、お答えはよろしいんですけど、春日3区は、急傾斜地崩壊危険区域となっていて、これは、看板も出て、鹿児島県の管轄だと思いますけど、それを本人さんが言っていましたので、それはまた後日相談させていただきます。

続きまして、4番の田曇住宅の地籍調査は、完了してますかについてお答えください。

川畑健朗 農林水産部長 議員にお答えいたします。現在のところ、田曇地区を含む地区の地籍調査は実施しておりません。以上です。

前田 要 議員（11番） 先ほども申し上げたとおり、春日の上の田曇の上の方からの御要望ですので、なんとか検討されてください。この件は以上で終わります。いや、5番、6番は、事情により割愛させていただきます。

次に、3番、龍郷町の荒波地区へのトンネル協議会発足の有無についてお伺いします。1、奄美市大熊から龍郷町荒波地区へのトンネルの計画はあるでしょうかをお聞かせください。

安村幸一郎 建設部長 お答えいたします。議員御質問の大熊から荒波地区へのトンネル計画は、現在、本市におきまして計画はございませんが、本市の都市計画マスタープランにおいて、仮称でございますが、有良大熊バイパスの計画を位置付けているところでございます。

前田 要 議員（11番） この計画はどれぐらい前からあるのか。分かっているらっしゃったらお返事ください。

安村幸一郎 建設部長 申し訳ございません。手元に資料がないため、ちょっとこの場で答えはできません。

前田 要 議員（11番） すいませんでした。ごめんなさい。そうしましたら、計画は、マスタープランはバイパスってことですね。2番に移ります。龍郷町議会におきまして、トンネルの可能性について一般質問された方がいらっしゃいまして、龍郷町の答弁によりますと、トンネルに関しまして前向きに検討するというお返事をもらっているらしいんですが、奄美市のこの龍郷町との協議についての見解、前向きな見解があるかどうかをお聞かせください。

安村幸一郎 建設部長 お答えいたします。はじめにトンネルの必要性についてでございますが、災害時における通行止めやライフラインの確保のほか、サイクリングや観光ルートの観点からもトンネル整備の必要性は認識しているところでございます。本市としましても大島支庁及び大島支庁管内市町村で構成する大島地域土木事業連絡会におきまして、県に対し有良大熊バイパスの要望をしているところでございます。現時点におきましては、龍郷町と具体的な協議等は行っていない状況であります。計画の実施については龍郷町との連携は必要不可欠と考えておりますので、今後連携の在り方などについて他

市町村の事例も研究しつつ検討してまいりたいと考えております。

前田 要 議員（１１番） ありがとうございます。バイパスがいつできるか分からないですけど、例を言いますと、赤木名・笠利線を２０何年経って、多分この先出来上がるまでには、あと１５年ぐらいかかるような議会でも答弁をいただいていますので、頑張ってくださいね、トンネルを龍郷とトンネルをどんと、何と副町長もいらっしゃいますので、協議してもらって進めるようお願いいたします。質問以上です。

次は、４番目に移ります。宿泊税導入について反対の立場から意見します。ネット配信を御覧の方は、奄美市ホームページの宿泊税導入検討に向けた奄美市の現状、令和８年３月時点の参考資料を見てください。質問もその参考資料を割愛でよろしく願いいたします。

畠山成美 市民環境部長 それでは、宿泊税導入に向けました本市のこれまでの経緯と現状についてお答えいたします。本市では、令和４年度に世界自然遺産の価値の保全と活用を目的に、奄美市世界自然活用プラットフォームを設置いたしました。このプラットフォームのコアメンバーによります公民連携会議におきまして、世界自然遺産価値を維持するための財源確保を幅広く検討することを目的とした法定外目的税導入の検討委員会設置の御提言をいただきました。

令和５年度には、世界自然遺産に関する新たな財源創設検討委員会を設置し、市議会からも検討委員として御参加をいただいたところでございます。また、同じく令和５年度には、市議会産業建設委員会におかれまして、北海道の先行自治体における宿泊税の状況を視察され、その内容を世界自然遺産課にも共有していただくなど財源確保の検討の後押しをいただいたところでございます。

令和５年度から２年間にわたり、財源創設検討委員会において、協力金や入域税を含む様々な財源確保の方策について全７回の検討が行われ、その結果、令和７年３月２１日に宿泊税の徴収による新たな財源確保の方策を制度化することが妥当との答申が提出されたところでございます。これを受けまして、令和７年度は、宿泊税導入済み自治体へのヒアリング、本市宿泊事業者との意見交換会、島外の方を対象としたアンケート調査等を実施してまいりました。

現在は、宿泊税を導入するにあたっての課題の整理を進めているところでございます。宿泊税の導入にあたりましては、宿泊者からの税の徴収をしていただく宿泊事業者の皆様の御理解と御協力が不可欠であると考えております。今後につきましては、宿泊事業者をはじめ関係団体との意見交換を引き続き行うとともに、庁内で検討を深め制度設計に取り組んでまいりたいと存じます。そのため導入時期につきましては、当初お示ししておりました令和９年度中にとらわれることなく関係者の御意見を丁寧に向いながら検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

前田 要 議員（１１番） 御答弁ありがとうございます。おっしゃるとおり令和８年３月時点で最後のお言葉は、もうちょっと検討されるっていうふうに捉えています。１番の２０２７年導入を目指していますが、今さきほど答弁されていますので、これは、なしということで、宿泊業の多数の方々よりの反対の意見を代弁しますと、奄美大島って奄美市じゃないんですよね。５市町村で奄美大島です。で、５市町村がまとまって宿泊税を取るなら話は分かります。なぜ一つの自治体が、先走って取るのか。隣の町村は宿泊税は取りません。今もネットの社会です。皆さん、来られる方はネット見て、空港降りてレンタカー借りて、宇宿貝塚、土盛海岸、あやまる岬に行って、大体１１時頃みんなパーって飛行機着きますので、それから、食事、鶏飯食べに行って南に降りて、そういう流れはもう全部ネットで、ルートも全部載ってますので、そういう形で皆さん来る中で、奄美大島って奄美市って全然来られる方には、全然関係ないと思うんです。宿泊業者が私に相談する方は、奄美市が、全体で宿泊税を取るなら分かるということなんですけど、これを市じゃなくて、広域、５市町村で話しされて、そういうふうにはならないのかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

安田壮平 市長 前田議員の御質問にお答えします。本市におきましては、世界自然遺産に関する新たな財源創設検討委員会で御議論をいただきました。世界自然遺産の価値を高める取組を継続的に実施していくことで来訪者の増加の契機となり、それが地域コミュニティの発展、活性化につながり、更に、来訪者の増加を生み出すという好循環の考えを踏まえまして、納税者となる宿泊者や関係事業者、市民の皆様へ御理解をいただけるよう課題を整理し、制度導入に向けて取り組んでいるところでございます。また、本市が開催してまいりました財源創設検討委員会におきましては、奄美大島の4町村の担当者にも、オブザーバー参加、傍聴を御案内し出席していただくなど情報共有に努めてまいりました。その一方で、宿泊税をはじめとする法定外目的税につきましては、地方税法に基づき各市町村が条例を定める必要がございます。宿泊者数や税収の見込み、税の徴収にかかる経費、行政需要などは、自治体ごとに状況が異なることから宿泊税導入の可否につきましても、それぞれの自治体において判断されるべきものと認識しております。

なお、本市のみが宿泊税を導入した場合の宿泊者数の影響につきましては、昨年度実施した全国6,000人を対象としたアンケート調査において、奄美大島へ旅行したいと回答した方の80.7パーセントが、宿泊税の有無は、旅行先の決定に全くもしくはほとんど影響しないという回答をいただいております。更に、宿泊税を導入している自治体へのヒアリングにおきましても宿泊税導入による宿泊者数への影響は特に感じていないという回答をいただいております。今後とも本市の実情や宿泊事業者の皆様への御懸念や課題に真摯に向き合いながら宿泊税の趣旨や期待される効果など、丁寧な説明と意見交換を行い、制度設計を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

前田 要 議員（11番） 追加で質問します。先ほど市長さんがおっしゃった島外者向けアンケート6,000名のうち実施のうち4,000名が回答されてるとおっしゃいました。これってどんな、どういうふうにして4,000名を模索されたのかをお聞きください。

畠山成美 市民環境部長 それでは、アンケートの御質問にお答えいたします。先ほど市長から御説明いたしましたアンケートにつきましては、宿泊税の有無が旅行者の行動に与える影響を調査するため昨年9月19日から9月30日の間、アンケート調査をいたしました。その方法といたしましては、NTTドコモが提供しておりますdポイントクラブというポイントクラブの会員、令和5年3月時点で約全国で9,480万人の方が入っている会でございます。そちらに送付いたしまして、スマートフォン、また、パソコン等によるアンケートを実施しております。こちらは、6,000件の回答を得られた時点でアンケート回答の受付を終了するという方法で実施しており、奄美大島出身者もしくは在住者の方は除いた集計となっております。以上でございます。

前田 要 議員（11番） NTTさんを使つての80.7パーセント、奄美大島へ旅行に、旅行したいですよ。奄美大島、市じゃなくて奄美大島へ旅行したいってことですね。私、市長も他各部長さん、同僚議員も分かっていると思いますけど、雨の日はですね、奄美空港でバスに乗っています。搭乗口からまで飛行場までJACさんなんですけど、そこで雨の日だけ誰かいなくて言って、人を探していたんですけど、誰もいないってことで、じゃあって言って、私が雨の日だけやってますけど、我々って、観光って島外から来られる方ですよ。その方たちを迎え入れて、たまたま迎えていますけど、この飛行機が今、閑散期ですので、この前も新聞に奄美の観光は、ジェットコースターというふうに表現されていましたが、皆さん観光の方が来てなり得る生計している方たちって何千名もいらっしやると思います。この宿泊税を取る取らないは、もうちょっとこうレンタカー屋さんとか飲食屋さんとか宿泊業の方だけじゃなくてですね、海で携わっていらっしやる方、もうちょっと観光で携わっている方の意見をもう少し聞いてもらわないと条例でポンって決まったら前の景観条例じゃないですけど、もうまた元に戻

すのには時間がかかると思うんです。なので、総務省ですかね、総務省との取引がどうなっているかは分かりませんが、もうちょっと丁寧に宿泊業者だけでなく観光業の方々にも、もうちょっと幅広く意見を取って、ここにありますように令和6年の6月の26日から27日までに178名の意見交換開催を案内していますが、来られたのは15社、10パーセントしか来られていないのが現実です。なので、皆さんお忙しいと思いますけど、もうちょっとこう住用でやるとか、笠利でこう宿泊業の方を集めたり、観光業に集めて、もうちょっと丁寧にしてやっても、おかしくないんじゃないかなという思いが強く、たくさんの方々から、もうちょっと待ってくれ、5市町村まとめてとはならないのかなという反対の意見で答弁しました。返答は要りませんが、以上でございます。

次に移ります。5番の固定資産税の課税について、こちらの質問は、2拠点生活されている方からです。土地と建物を相続され名寄せ台帳の住所が、ちょっと違ったものですから役場に行って、ここちょっとあの集落の名前が違うよっていうことを届けた後に畑の上に建物が建っていて、本人は2拠点ですから、たまたまに出稼ぎに馬毛島行って帰ってきたら通知書が来ていて全部宅地の地目になされて税金を取られたって、税金取られたのは本人は何とも言っていないけど、ちゃんとなんでパンって送ってきて勝手に口座から引き落とすのかっていうのをおっしゃって、本人も何度も行って、役場に行って話したんですけど埒が明かず私のところに相談に来た案件です。

①の質問に入ります。地目の畑から宅地へ通知書なしに変更された経緯の説明をお願いいたします。

畠山成美 市民環境部長 それでは、お答えいたします。議員御質問の固定資産税の課税地目につきましては、総務省の固定資産評価基準に基づき、毎年賦課期日である1月1日時点の土地の利用実態に基づく現況により課税をしております。

一方、登記地目につきましては、不動産登記制度に基づき分類されており、原則として所有者の申請により変更されるものであることから、登記地目は畑であっても実際に住家が建っている場合には、課税地目は宅地となるなど登記簿と課税台帳とで地目が一致しないことがございます。

また、課税地目の変更に関する納税義務者への通知につきましては、毎年5月上旬に納税通知書と合わせて課税明細書を送付し、課税内容を確認いただいております。なお、疑義がある場合は、お問い合わせいただき説明等の対応を行っているところでございますので、御理解を賜りますようお願いいたします。以上でございます。

前田 要 議員（11番） ありがとうございます。こういうのって結構あると思います。たまたま相談受けて、議場で話しすることじゃないかもしれませんが、ちっちゃいことかもしれませんが、こういうことはありますので、担当の皆様気をつけてくださいというお願いです。

次、6番、国道58号線、喜瀬2区の現状と対策について、①笠利地区で、すいません。5の2は、割愛させていただきます。で、6番に移って、笠利地区の危険性が高い曲がり角道路にカラーアスファルトプラス横断歩道の設置を奄美市として要望をお願いいたします。

安村幸一郎 建設部長 それでは、国道58号線、喜瀬2区の現状と対策についてお答えいたします。議員御指摘の箇所につきましては、カーブ区間であり、通行車両が十分に減速しないまま走行することにより対向車線側へ膨らむなど交通安全上の課題がある箇所として認識しております。また、地域の方々からも安全対策を求める声が寄せられているところでございます。

一方で当該箇所は、県が管理する一般国道58号であることから道路構造の改良やカラー舗装、路面表示、注意喚起看板の設置などの交通安全対策につきましては、管理者である県において対応することとなっております。また、横断歩道の設置につきましては、交通管理者である警察において交通量や周辺状況などを踏まえ判断されるものであります。県に確認しましたところ、現地状況を確認しながら必要に応じて注意喚起等の安全対策を検討していきたいとの回答をいただいております。また、対策の実

施にあたりましては、現地調査や予算措置等が必要となることから一定の期間を要する場合もあるとのことでございます。本市といたしましては、当該箇所に関する情報を道路管理者である県及び交通管理者である警察と共有し道路利用者の安全確保に向け必要な交通安全対策が講じられるよう引き続き要望してまいります。以上です。

前田 要 議員（１１番） 部長，御丁寧にあありがとうございます。あそこって結構なカーブ，カーブはあれなんですけど，とても危険な区域で県の管轄と思いつつも奄美市さんで要望して僕も行くんですけど，なかなか取り合ってもらえないもんですから，こちらで質問させてもらいました。ありがとうございます。

７番に移ります。平地区の沈砂池について，１，現状と今後の日程についてお伺いいたします。

川畑健朗 農林水産部長 議員御質問についてお答えいたします。まずはじめに，沈砂池について御説明いたします。沈砂池は，用悪水路などの機能を維持するため土砂や赤土を含んだ流水を一時的に溜め込み，土砂などを沈殿，除去することで下流への流出を抑える施設でございます。議員御指摘の平地区の沈砂池につきましても同様の目的で設置されている施設であり農業用施設の機能維持に重要な役割を果たしております。

昨年度，平地区の沈砂池周辺において草木が生い茂っているため流れが悪くなり隣接農地への影響が懸念されることから沈砂池周辺及び進入路への草木伐採の御相談をいただきました。現在につきましては，進入路から沈砂池までの通路及び施設周りの草木伐採が完了しており，沈砂池の機能はおおむね確保されているものと考えております。

一方で，近隣農地への影響が引き続き見受けられる場合には，沈砂池以外の要因も考えられますことから関係者や農地利用者から状況を伺い，原因の把握に努めてまいりたいと考えております。本市といたしましては，今後も施設の適切な維持管理に努めるとともに，現地の状況や関係者の御意見を伺いながら必要に応じて対応を検討してまいります。以上となります。

前田 要 議員（１１番） 部長，御丁寧にあありがとうございます。笠利町に沈砂池がたくさんありますが，これは，市の管轄だったものですからお願いいたしました。農業している人にとっては，ずっとこの３日間ずっと雨って，結構な沈砂池が詰まっているとですね，戻ってくるもんですから，畑が，いったんなくなれば１０万円の，１２，３万円の収入がなくなるってことですので，引き続きよろしく願いします。ありがとうございます。

次行きます。２番は，もう要望ですので割愛いたします。３番，手花部地区の耕作できない畑についてお伺いいたします。昨年，大島支庁と市職員，大島支庁の皆様に見現況把握していただいた案件ですが，相談者の方より，もうちょっと何とかならんのかってことで，もう何回も言われてですね，私もこんなところで言うあれじゃないんですけど，相談して前進が見られないということですので，再度どういうサポートができるかをお聞かせください。

川畑健朗 農林水産部長 議員御質問についてお答えいたします。当該畑につきましては，昨年度，国会議員来島の際，大島支庁及び本市とともに現地確認を行ったところでございます。現地確認の結果，国道排水溝に土砂の堆積が見受けられたことから県大島支庁建設課において側溝の土砂除去が実施されたところでございます。しかしながら，その後も畑の水はけの改善が見られないとのことであり，水はけ不良の要因については，道路排水以外の要因も含めて検討する必要があるものと考えております。一方で現在当該畑につきましては，草木が茂っている状況であり畑内部の状態や排水状況を十分に確認できる状況にはございません。このため本市といたしましては，引き続き御相談に応じてまいります。原因の把握や今後の対応を検討するためには，まず，現地の確認が可能となる環境を整えることが必要で

あると考えております。そのため畑所有者の皆様におかれましては、草刈などによる管理御協力をいただき、現地の状況を確認できる状態にさせていただくことが重要であると考えております。本市といたしましては、今後も関係機関と連携しながら状況把握に努め原因の究明に必要な対応について検討してまいります。以上です。

前田 要 議員（１１番） 部長、御丁寧にありがとうございます。草木、もうびっくりするぐらい伸びていて大変なんですけど、筆も何筆もございまして、３名の方々からは相談受けてますので、あと１０何名の方々にも相談しながら頑張ってくださいますので、やった後は市の方々、一応中を見てもらって、その後をよろしく願いいたします。以上です。

続きまして、９番に移ります。笠利地区の市の所有地の畑を担い手の方々へ公開できないか。耕作、そのまま１番で、耕作放棄地の解消の手助けにならないかと思っの質問でございます。

川畑健朗 農林水産部長 議員の御質問にお答えいたします。市有地には、地籍調査の際、畑として利用されていた土地があり、個人の方が、自己所有地として耕作していたものの市有地であることが確認された土地もございます。このような土地につきましては、払い下げが可能な場合には、払い下げを進めるなど個別に対応を行っているところでございます。

議員御提案であります売り払いなどのための市有地情報の一括公開につきましては、隣接地との関係や周辺環境など現地調査などに時間を要することから困難であり、市有地の売り払いについては、現地調査などを行い売り払いが可能なものについては、公平公正の観点から一般公募を行い入札にて払い下げを行っております。

次に、耕作放棄地を畑に戻して活用してはどうかの御提案についてですが、本市では、現況が畑でない土地を畑に整備することは行っておりませんが、農業者の農地取得につきましては、大変重要でありますので農地中間管理制度の活用を促進してまいりたいと考えております。御理解のほど賜りますようお願いいたします。以上となります。

前田 要 議員（１１番） ありがとうございます。確認します。市としては、今、使っている方たちが、市有地を使っている分にはそのままお話しできます。仮に、耕作放棄地の市の分があったら、それは、公開はしませんが、そういう方がいらっしゃって相談に来たら手続を取ってもらえる可能性はあるということでしょうか。先日も同僚の奥議員が、言ったとおり、耕作放棄地がなくなるようにですね、私も一生懸命、荒れ地を買いつつ、ユンボを自分でバックホーで伐採してやっていますが、サトウキビにしてもタンカンにしてもパッションにしてもマンゴーにしてもですね、あとカボチャもいっぱいございますので、なんとか笠利の若い担い手に引き継ぐような形で、我々の時代でこの耕作放棄地を解消していくよう、また、部長も協力よろしく願います。２番、３番は割愛いたします。

次に１０番、笠利農村環境改善センターの入り口について質問いたします。成人式で皆さん来ていらっしゃいますから分かりますとおり、動線より中に入っていくところが、ちょっと石が、石積みが、パイロット事業したときに、石が出てきて、石なんですけど、あれがきれいにこう並べられているんですけど、公民館講座がなくなりまして、生涯講座になりまして、農業改善センターが夜、開講してますので結構皆さん利用するのが多くなってですね、結構年配の方がいらっしゃって、ちょっと目の不自由な方もいらっしゃって、こう運転席から石が見えない状態なんです。それをなんとかしてほしいと思っの要望です。お願いします。

正本英紀 笠利総合支所事務所長 議員の御質問にお答えします。議員御案内どおり、笠利公民館の機能移転に伴い昨年度から生涯学習講座の会場が、笠利農村環境改善センターとなり、夜間の施設利用が増えている状況でございます。施設敷地内の安全対策につきましては、現在の利用状況の確認や施設利用

者の御意見等を伺いながら安全対策について検討してまいりたいと思いますので御理解のほどよろしく
お願いいたします。

前田 要 議員（１１番） ありがとうございます。事故があつて誰かから、ちゃんとしろよと言われる
前に、なんとか早急をお願いいたします。少し早いですが、以上を持ちまして私の質問を終わります。
ありがとうございます。

多田義一 議長 以上で無所属 前田 洋議員の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。後１時３０分再開いたします。（午前１１時４０分）

○

多田義一 議長 再開いたします。（午後１時３０分）

午前に引き続き一般質問を行います。

公明党 叶 幸治議員の発言を許可いたします。なお、叶 幸治議員から書画カメラ使用の申出がありましたので、これを許可いたします。

叶 幸治 議員（９番） 皆さん、こんにちは。公明党の叶 幸治でございます。はじめに、字句の訂正
をお願いいたします。（３）の住用版地域創生戦略の②の空き家と継承団地、畑を活用した移住定住促
進事業について、（４）の農業研修制度についての②研修卒業生並びに新規就農者の災害支援につ
いてに変更をお願いいたします。

それでは、一般質問に入るにあたり一言所見を述べさせていただきます。６月１日から２日にかけて
台風６号が奄美地方を直撃いたしました。被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。また、本
来であれば収穫の最盛期を迎えるはずであったパッションフルーツ農家、スモモ農家、マンゴー農家の
皆様も大きな影響を受けております。丹精込めて我が子のように育てた農作物を楽しみに待っているお
客様へ届けることができないという大変辛い状況にあるものとお察しいたします。

農業や漁業といった第一次産業は、自然と向き合いながら営まれる大変厳しい仕事であります。しか
し、私たちの食を支える極めて重要な産業でもあります。私たちは様々な経済活動を行っております
が、生きていくための基本は食であります。その食を守る環境整備と体制づくりが重要であることを申
上げ質問に入ります。

１．食料安全保障について、（１）本市の食料安全保障の考えについて。近年、世界情勢は大きく変
化しております。ロシアによるウクライナ侵攻では、穀物、肥料、燃油価格が世界的に高騰し、日本の
食卓にも大きな影響を与えました。また、中東情勢の緊迫化や台湾海峡を巡る緊張の高まりなど国際情
勢の変化は、私たちの暮らしと決して無関係ではありません。

我が国は、食料や飼料、肥料、エネルギーの多くを海外に依存しており、それらの大半は海上輸送に
よって運ばれております。そのため、国際紛争や海上輸送の途絶、大規模災害などが発生した場合、食
料供給に大きな影響を受ける可能性があります。特に奄美は、外海離島であり本土と比較して物流への
依存度が高く台風やフェリー欠航による輸送停止の影響を受けやすい地域であります。私は、食料安全
保障を単なる農業振興政策としてではなく、市民の生命と暮らしを守る危機管理政策として捉える必要
があると考えます。そこでお伺いします。こうした地政学的リスクを踏まえ本市では、食料安全保障に
ついて、どのような具体的な対策や取り組みを行っているのかお聞かせください。次の質問からは発言
席にて行います。

多田義一 議長 答弁を求めます。

安田壮平 市長 お答えします。食料安全保障の観点から本市の食料調達に関する考え方ということでご

ざいます。食料は、市民の生命と健康を守るうえで最も基本となるものであり、特に外海離島という環境下にある本市においては、自然災害等により海上、航空輸送が制限された場合、本土からの食料供給に大きな影響を受ける可能性があるものと認識しております。

本市では、地域防災計画において、災害時における罹災者及び災害応急対策員等に対する食料の調達、供給は、市が行うこととしており具体的には、米穀について、米穀、米と穀物類という意味でございますが、国や県の手続に基づき米穀取り扱い事業者等の手持ち米や政府所有米穀を調達することを想定しています。また、通常の方法で調達が困難な場合や通信、交通が途絶している場合には、県または、市長から国へ要請する仕組みとなっています。加えて、議員御案内の本市が、民間事業者と締結する食料供給に関する協定についても災害時における重要な調達手段の一つであると認識しております。一方で、議員御指摘のように1か月から1年以上にわたり本土からの物流が停止し物資の供給が途絶えるような事態については、現行の地域防災計画が想定する災害応急対策の範囲を大きく超えるものであり現時点において本市としてそのような長期間の全面的な物流停止を前提とした食料調達計画や具体的な対策、取組みを有しているわけではありません。

本市としては、まずは、地域防災計画に基づく現行の食料調達手順や民間事業者との協定内容の実効性を確認するとともに長期物流途絶への備えについては、本市単独で完結できる課題ではないことから国や県、関係団体等との連携も含め今後の課題といたしたいと存じます。以上でございます。

叶 幸治 議員（9番） 市長、ありがとうございました。今回本当に質問の内容がですね、ちょっと規模が大規模感の想定での質問をさせていただきました。その中で、できることできないことっていうのがあると思いますけど次の質問に入りますが、その行政として公助としてできることが、こういったことが、こういう想定の場合ですね、できるのかっていうのをもし詳しく分ければお示してください。

國分正大 総務部長 お答えいたします。行政支援の公助の取組みについてお答えいたします。災害時や有事おける食料確保につきましては、行政としても重要な課題であると認識をしております。本市では、先ほども申し上げましたが、災害時には地域防災計画に基づき食料の調達・確保に取り組むこととしております。加えまして、これら災害時に確保した食料をできる限り速やかに避難所や在宅避難者、孤立状態にある地域など支援を必要とする方々へ適切に届ける体制を整えることも重要と考えております。本市としましては、長期物流途絶への課題認識を踏まえまして、まずは現行の食料調達、供給体制を基本としながら国や県、関係団体との連携も含めまして行政としてどのような支援が可能か今後の課題として調査研究してまいりたいと思っております。以上です。

叶 幸治 議員（9番） 理解いたしました。これ本当ヒアリングの時もすごい担当職員もすごい引いた顔してたんですけど、なかなかこの想定っていうのは難しい話なんですけど、ただ、本当この先進めますが、この中でやっぱり公助だったり、その共助、自助っていう考え方っていうのもやっぱり考えていく必要性あると思います。行政としてですね、この共助、自助っていう部分でのその取り組みをこういうこととしてほしいというそういう考え方があるのであれば、お示しいただきたいと思います。

國分正大 総務部長 お答えします。共助、自助として取り組むべきことについて、本市の考えをお答えいたします。先ほどの答弁で申し上げましたとおり災害時の食料調達、供給につきましては、地域防災計画に基づき行政として対応することとしておりますが、大規模災害や長期の物流停止が発生した場合は、行政による支援が直ちにすべての地域、すべての世帯に行き届くことは困難だと考えられます。そのため、まず、自助としては、各家庭において日頃から食料や飲料水を備蓄することが重要と考えております。そのうえで乳幼児や高齢者、食物アレルギーの方など家族の配慮すべき状況に応じた備えをしておくことも大切な観点と考えております。また、普段から食品を少し多めに購入し使った分を買い足

スローリングストックは、無理なく備蓄を続ける方法として有効であると考えております。共助としては、町内会、自治会や自主防災組織、近隣、隣近所などにおいて災害時に支援を必要とする方への声掛けや安否確認、食料や物資の分け合い避難所等での炊き出しや配布への協力など地域で支え合う体制づくりが重要です。特に、外海離島である本市におきましては、災害発生直後や物流が滞る期間に、こうした地域の結いのつながりが、地域住民の生命と生活を守る大きな力になるものと考えております。市民の皆様一人一人の備えと地域での支え合いが、災害時の食料確保において重要な役割を果たすものと認識しております。今後も自助、共助の重要性について機会を捉えて周知に努めてまいります。以上です。

叶 幸治 議員（９番） 分かりました。本当、本当大規模感でのお話であるんですけど、先ほど、防災計画は立てているとおっしゃいました。ちょっとこれは次回、僕、ちょっとまた質問させていただこうと思いますけども、この防災計画においても、やっぱり、なんですって、この地域、地域自治体と行政との連携っていうのがまだまだ不足してる部分っていうのも、これ高校生からちょっとお話があったんですけど、そういった観点もありますので、そこはしっかりと、また考えていただきたいと思います。ただ本当ですね、この自助、共助、自助だったりですね、公助だったり、しっかりと考えていかないといけないと思います。ちょっとお話変わりますけど、この昨年度、市長も力を入れて推進された食と農の総合戦略は、食、農業、水産業、観光、教育、健康、文化を一体的に捉えた地域戦略であると認識しております。地産地消の推進、担い手の確保、育成、食文化の継承など重要な視点が盛り込まれた計画として私も高く評価しております。私も食と農のめぐみ博に参加いたしました。奄美の伝統野菜や地産地消の大切さを市民に伝える大変素晴らしい取り組みであったと感じました。そのうえで、この戦略加えもう一段階上の目線ですね、視点での、やっぱり食料安全保障の観点を取り入れることも重要ではないかと考えます。例えば、先ほどありましたけど、この集落営農の考え方、こういったのはやっぱり共助の仕組みづくりにつながります。また、奄美にも食料難の時代にソテツのナリ味噌だったり、ナリ粥、シン粥を食べて困難を乗り越えてきた歴史があります。こうした山菜や飢餓食の歴史を学び継承していくことは、自助の意識醸成にもつながるのではないかと思います。この食の大切さを改めて認識することで家庭菜園やプランター栽培、空き地の活用、また、採卵養鶏など自ら食を確保しようとする動きも生まれてくるのではないかと私は思います。でも、今、本当物価高騰じゃないですか。ちょっと私としての取り組みとしては、今、空き地で野菜作ってるんですよ。本当それは、なんすって家庭用でできるんで、本当この経済、経済対策を含めてですね、こういったことをまた市民にも訴えていくっていうことは、この自助のつながりにもなっていくんじゃないかなと思います。最近考えてるのは、鶏も飼おうかなと、本当、物価高が本当ひどくてですね、本当、自分で自分の食を賄っていかないとけないんじゃないかなって僕自身最近思ってるんですけど、本当、今そういった観点で、やっぱり、この市民に伝えていくことっていうのも大事じゃないかなと思います。

次に行きますけど、こういった公助、共助、自助の取り組みを進めるうえでは、平時からの協定や計画づくりが重要であると考えます。そこで伺います。行政として、農業、漁業関係者との連携協定が必要ではないかと思う次第です。例えば、養豚農家、養鶏農家、採卵農家、ジャガイモやサツマイモなどの農産物生産者、更には、養殖事業者など有事の際に食料供給を担うことが期待される事業者との協力体制を構築していく必要があると考えます。また、これ沖永良部はですね、陸稲とジャガイモの転作に取り組む農家もおられます。陸稲っていうのは、水田で作る米じゃなく畑で作る米を全国でも取り組んでいるところあるんですけど、この群島で沖永良部がですね、農家の方が、このジャガイモと陸稲の転作栽培をされてる方がいます。こういったことも、本当に研究して進めていく必要性が僕は、あるんじゃないかなと思います。この食料供給力のこういう研究がですね、食料供給力の向上につながるのではないかなと思います。更に、奄美本島には、耕作放棄地や水耕田も多く存在することも考えられます。有事の際に、これらの農地をどのように活用するかについても平時から検討しておく必要があると思います。

そこでお伺いいたしますが、本市において、この有事に備えた食料供給協定の考えはあるのか。また、総合的な奄美市食料安全保障計画を策定する計画があるかどうかをお聞かせください。

國分正大 総務部長 お答えいたします。現時点において、本市におきまして、議員御質問の事態に対応した有事食料供給協定や奄美市食料安全保障計画といった協定や計画はございません。本市では、これまでも申し上げましたとおり自然災害を含め有事における食料調達、供給については、現在のところ地域防災計画に基づいて対応することとしております。民間事業者との食料供給に関する協定等も災害時における調達手段の一つとして位置付けているところでございます。

一方で、議員御指摘のように、長期間にわたる物流途絶、有事における食料確保については、通常の災害応対対策を大きく超える課題とありますので、本市単独で対応できるものではないと考えております。そのため、現時点において、直ちに本市独自の食料安全保障計画を策定する予定はございませんが、国や県の動向、他自治体の取組みに加えまして本市の強みであります地域の結いのつながりをどのように活かすか。できるか。というのも含めまして今後、研究させていただきたいと考えております。以上です。

叶 幸治 議員（９番） 分かりました。本当にですね、これやっぱ、今のこの情勢、この南西諸島における情勢も考えたときに本当に考えるべき、考えるべきだと思うんですね。だから、本当、そこで先ほど結いの精神ってありました。やっぱ島は、結いの精神がありますんで、こういう耕作放棄地だったり、そういったところをじゃあ地域で、あそこのね、あの空き地が空いてるよねって、で、そこを本当に利活用をしていくような体制を整えていく。そういった部分で、そういう食料安全保障の体系、体制づくりっていうのは大事じゃないかなと思います。そこをまたね、今、地域計画っていうのもあるわけじゃないですか、その地域計画の中で地域で、じゃあこういう有事の際に、あそこのあの田袋を使おうとか、そういう協議もできてくると思うんですよ。こういうことをやっぱ、しっかり念頭に置いたうえでのこの農業政策だったりという部分の活かし方っていうのも絶対進めていけると思うんですよ。一番大事なのは、この食、命を守る食っていうのを根本に置いたうえでの、やっぱ、いろんな施策展開っていうので、しっかりと、この畑の今ね、相続問題とかいうものもありますけど、そういうところをしっかりと進めていくっていうのが大事じゃないかなと思いますんで、しっかり検討していただけたらと思います。

それでは、次の質問に移ります。次に、２の中東情勢の影響について。（１）原油、ナフサ高騰による本市事業者への影響について。①影響を受けてる業種、事業所の現状についてお伺いいたします。現在、中東地域では、２０２３年のイスラエルとハマスによる武力衝突を発端として、その後、イランとイスラエルの対立、更には、アメリカによるイランへの軍事行動などにより地域全体の緊張が高まっております。特に、日本が輸送する原油や液化天然ガスの多くが通過するホルムズ海峡周辺で安全保障上の懸念が高まり原油価格や海上輸送費の上昇が懸念されております。こうした中、アメリカのトランプ大統領は、ホルムズ海峡の自由航行の確保や海峡の再開に向け発言を繰り返しております。今回、結構進んでですね、今、本当、停戦終結協定、終結の方に向かっている形であるんですけど、本当この、その中で、この今までの関わりの中で、このナフサ由来の製品がなかなか届かないとかっていう話があったと思います。本市においても、そういうナフサ由来の商品が届かないとか、そういったお困り事の声があったかどうか、また、そういう業種が、業種の種類、どれだけあるのかとかいうのも、またお聞かせいただけたらと思います。

永田公洋 商工観光情報部長 御質問のナフサ不足による影響についてでございますが、ナフサは、原油を精製する過程で得られる石油化学製品の原料の一つで、プラスチック、合成樹脂、塗料、医療用品、包装材などの幅広い用途で使用されております。この日本では、ナフサの多くが中東から輸入されてい

たことから今般の中東情勢の悪化により供給が不安定となり日本全体の多くの業種において影響を受けているということは、連日報道のとおりでございます。今週に入り、米国とイランの双方において戦闘終結に向けた覚え書きに合意した旨の報道もなされておりますが、やっぱり最終的な合意が実現するまでは、予断を許さない状況が続くものと思うところでございます。このような中、本市におきましても地元紙に掲載されております事業者の声や奄美大島の5つの商工団体が実施された影響調査のほか、奄美大島商工会議所やあまみ商工会への聞き取り、そして、今月の5日には、民間団体から直接要請を受けた内容等を踏まえまして特定の業種や事業者の規模に関わらず、あらゆる多くの事業に影響が出ているようであります。

特に、奄美大島は中小企業や個人事業主が多い中で、かねてより外海離島としての離島コストも高いうえ、また、今般の資材価格の高騰や資材調達の困難な状況も重なり資金調達などの事業経営への相談も寄せられているようでございます。今月に入り、島内の5つの商工団体が合同にて島内事業者を対象にナフサ不足や燃料価格の変動に伴う影響についてのアンケート調査が実施されております。先日、新聞報道でもありましたが、その結果を見ましても回答された7割以上の事業者が、経営に影響が出ている、仕入れ価格が上昇した。更に、仕入れでの納期が長くなった、数量が制限されたなどの声が寄せられております。このように、市内事業者の多くに影響が及んでおりますので、まず第一には、中東地域の平和と安定の早期実現を願いつつ本市の実態調査においてもアンケート調査の検証や商工団体等との意見交換を行いながら努めてまいりたいと考えております。以上です。

叶 幸治 議員（9番） 分かりました。僕自身もですね、やっぱ、このナフサ由来のその製品の部分で、やっぱり、この御相談事とかありました。特に農業なんかはですね、農業を包む包装材とか、そういったところも本当に影響が出てるってということで、もう入手困難っていうそういった話もあったりします。いろんな事業所ありますけど、やっぱ、関連しますので、諸々が、そういった幅広い声をですね、しっかり聞いていただきたいと思います。その中で昨日先日、永田議員の質問の中でも、その中小企業の会議体を会議を開くってということもあったと思いますけど、そこをまたちょっと具体的に教えていただきたいなというのと、それを受けたうえで、じゃあ、その行政の思いとしては、その支援体制を今年度で進めていく方向性で思いとしてですね、あるのか。来年度にしていくなかっていう、その考え方もお示しいただけたらと思います。

永田公洋 商工観光情報部長 議員から御案内のありました奄美市中小企業振興会議、これにつきましては、先ほども答弁をしましたとおり、あらゆる業種の代表の皆さんに参加をいただいて議論をいただいているところであります。そこには、もう本当に建築、農業、それから福祉団体までの含めての会議でありますので、それを来月には開催をしまして、それぞれ業界の皆さんが置かれた現状等を把握しながらですね、今後の対応策を検討してまいりたいと思っているところです。いずれにしてもですね、以前から物価高騰が続いている中で、そして、今般の中東情勢の悪化による影響は、産業、地域の経済だけでなく市民の暮らしにも大きな影響を与えておりますので、そのあたり、皆さんの声をお伺いしながら本市としまして地域の実情を的確に把握し、それから、県と国の補正予算なども計上されておりますので、その動向などを踏まえながらですね、本市で必要な対策なども考えていきたいと思っております。以上です。

叶 幸治 議員（9番） 分かりました。本当ですね、本当。困ってる方たくさんいらっしゃると思いますんで、しっかり幅広い声をですね、しっかり聞いていただきたいと思います。本当、国はですね、このナフサ関連は、足りてるとか話があったりした国会の答弁であったと思いますけど、どうも、国とやっぱり現場のこのギャップ、思い、考え方だったり、乖離してる部分が大きかったと思います。やっぱり、一番そこで、この地方自治体が、やっぱりこの現場の声をしっかりと吸い上げて、やっぱりそこ

をですね、しっかりと国にも上げていく。県と国にも上げていく。やっぱりそれが、やっぱり現場の声を吸い上げていくっていうのが、やっぱり自治体としての、やっぱり使命というか、役割だと思いますんで、是非しっかりですね、皆様の声をしっかり注視していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは次に、3の農業政策について質問に移らせていただきます。（1）物価高による農業資材の値上がりについて。①肥料、ビニールハウス資材への助成支援について伺います。さて、この質問も先ほどの中東情勢の影響にも関連する内容であります、本年6月から様々な物価上昇が続いております。農業分野においても生産資材価格の高騰が大きな課題となっております。JA全農の発表によりますと、この6月から肥料価格が改定され全国的に最大約14.5パーセント上昇しております。また、ビニールハウス資材についても資材メーカーから2割から4割程度の値上げ要請が相次ぎ、順次価格改定が進められております。農業は、他産業と異なり自然条件に左右される産業であります。資材価格が上昇したからといって、すぐに販売価格へ転嫁できるものではありません。そのため、農家の皆様からは、今後更に資材価格が上がったらどうなるのか。経営を維持できるのか。不安だという声も聞かれています。そこでお伺いいたします。肥料やビニールハウス資材などの価格高騰に対し本市として何らかの助成支援を行う考えはないか。お聞かせください。

川畑健朗 農林水産部長 それでは、叶議員の御質問にお答えします。議員御指摘のとおり農業資材価格の高騰については、肥料原料や穀物価格、エネルギー価格の上昇を背景として令和3年頃から顕在となっており令和4年には、ロシアによるウクライナ侵攻や円安の進行なども重なり肥料、飼料、燃油を中心に農業経営へ大きな影響を及ぼしております。現在においても農業資材価格は高止まりしており農家経営を圧迫する要因の一つであると考えております。令和4年度及び令和5年度に実施された肥料価格高騰対策事業においては、化学肥料の資料低減に取り組む農業者を対象として肥料コスト上昇分の95パーセントを支援してまいりました。この事業を活用した農業者は、土壌診断による適正施肥や堆肥活用による土づくりなどに取り組み、化学肥料、飼料の低減と生産コストの削減に努めているところでございます。また、化学肥料につきましても、全農家を対象とした支援は行っておりませんが、本市の基幹作物であり栽培面積も大きいサトウキビにつきましても、国の事業を活用し肥料費の3分の2以内を支援することで生産者の安定に資する取り組みを実施しております。

一方、農業用ビニールや被覆資材につきましても、現時点において継続的な支援制度はございませんが、昨年度には、県の施策による被覆資材価格高騰対策支援事業が実施されているところでございます。今後につきましても国・県の動向を注視するとともに新たな支援制度や新たな措置が講じられる場合には、迅速に対応し関係機関と連携を図りながら農業者の負担軽減と経営安定に努めてまいりたいと思います。以上です。

叶 幸治 議員（9番） 分かりました。先ほど答弁ありましたけど、この令和6年度には、これ、国がですね、肥料価格高騰対策事業として実施された経緯があります。この本当、多くの農家の皆さんがですね、本当、支援を受けて助かったっていう声もたくさんありました。それですね、この龍郷町がですね、龍郷町では、この肥料価格高騰対策に肥料の、事業にですね、この重点支援地方創生臨時交付金を活用して、これ昨年度と今年度もこの支援事業を行ってるんですよ。で、昨年は本市では、その肥料に対しての事業は行っていなかったんですが、今回また更に、この肥料やその資材価格が上昇するとなれば、この農家の経営の影響に、より深刻になることが懸念されております。農産物価格への転嫁にも限界があります。価格を上げれば販売量が落ちる不安があり販売競争による価格下落につながる恐れもあります。是非、農家の皆さんの現場の声を十分踏まえた政策を検討していただきたいと思いますが、その重点支援政策、地方交付金を使つての肥料高騰対策っていうのは、今年度実施とかつていうのは考えとかはどうですか。ありますか。

川畑健朗 農林水産部長 今のところ、まだ予定はしておりませんが、関係機関と検討しながら前向きに考えていきたいと思います。以上です。

叶 幸治 議員（９番） 分かりました。そのビニール資材の関連もなんですけど本当に、この、このイラク、中東情勢ですね、もう入手が困難っていうほど今回、この台風第６号に対してもこの基本的には、いける台風は、ビニールを張って勝負する農家も結構いらっしゃるんですよ。その中で、今回やっぱり、この資材が高騰してビニールが手に入らない状況っていう中で本当、悔しなかなんですかね、もう苦しみ、苦しく、苦しい中でも、この被覆をビニール被覆を脱いで、やっぱり、この被害にあったっていう農家もいらっしゃいます。本当ですね、この今の現状っていうのは、農家さん大変厳しい状況にあります。そういった中で、先ほど県のそのビニール被覆事業に対してっていうのがあったと思うんですが、それは、今年度も申請すれば可能っていうことですかね。

多田義一 議長 答弁を求めます。

川畑健朗 農林水産部長 昨年度もやっておりますように今年度もちょっと計画を立てていきたいと思っております。以上です。

叶 幸治 議員（９番） また、ちょっと時間もありますので、また、また詳しく後ほど聞かせていただきたいと思います。それでは、次の質問に移りますが、②のこの持続可能な農業を進めるための本市の取組についてということで質問させていただきます。次に、この持続可能な農業について伺います。先ほどの価格高騰対策としての支援について質問いたしましたが、支援には財源の制約もあり、恒久的な対応にも限界があると思います。そのため、資材価格の変動に左右されにくい農業経営を構築していくことも重要であると考えます。そこで伺いたしますが、持続可能な農業を進めるため本市では、どのような取組を行っているのか。お示しください。

川畑健朗 農林水産部長 本市では、持続可能な農業を推進するためには、まず、農業経営の安定化が不可欠であると考え農家の収益安定と費用の低減を図ることが重要だと考えております。昨今の世界状況の影響や円安の進行により、肥料、飼料、燃油など農業資材の価格高騰に対応するため費用低減の一策として化学肥料の使用を抑え土づくりを進めることが重要だと考えております。その取組として、まず、圃場の状態を把握するために土壌分析を実施し必要以上の化学肥料投入を避けることで肥料費の削減につなげ堆肥投入により土壌の保水力や排水性の向上、微生物の活性化を図り植物が育ちやすい土壌作りを推進しています。また、植物が育ち易い土壌、豊かな土壌となることで農産物の生産量が増え、病害虫に強い良質な農産物が生産でき農家の収益安定、増加につながると考えております。

本市では、奄美市有機農業支援センターで家畜糞尿やサトウキビの残渣物などの農業廃棄物を原料とした堆肥を製造しており、市民や本市認定農家に販売する際は、助成支援を行っております。更に、関係機関と連携し認定農家の経営検討会を開催するとともに土壌診断や堆肥活用の取組を支援することで生産コストの低減と農家の経営の安定を図っております。これらの取組みを通じて本市では、持続可能な農業の基盤づくりに努めてまいりたいと思います。以上となります。

叶 幸治 議員（９番） この土づくりっていう方向性でのをやっていくっていう話も今、出たと思うんですけど、堆肥と肥料の考え方なんですけど、堆肥は、やっぱ、土壌をこう土を作るための、やっぱ改良としての堆肥ですね、肥料っていうのは、作物の栄養を与えるための考え方での肥料なんですけど。この肥料、この奄美市の堆肥はですね、本当、結構すごい良くてですね、やっぱ好評であるんですけど、何

が一番大事か、キビカスが入ってるんですよ、そういったのがやっぱ大事であって、ちょっと提言したいのはですね、この今、柑橘農家の中で、このぼかし肥料を使ってる農家さんたちが結構います。これ全国各地に、ぼかし肥料ですね、ぼかし肥料っていうのは、発酵肥料のことなんですけど、この発酵肥料に魚かすとか、魚のあらとか、その籾殻だったりいろいろをブレンドして、それを発酵させて土壌菌をですね、入れて発酵させて、それを肥料として使っている農家さんがたくさんいらっしゃいます。これは、もう昔からずっと使われてきた技術なんですよ。それで僕思ったのは、この奄美独自のこのぼかし肥料ができるんじゃないかなと、島の素材を使ってですね、だから、そういうぼかし肥料の研究などをしっかりしてやっていったらどうかというお話、提言であるんですが、また、この島には、有良汚泥処理場の汚泥肥料、今、なんか、ちょっとストップしてるっていう話もちょうと聞いてるんですけど、汚泥肥料だったり、また、下水道施設で出る汚泥肥料ですね、あれもこう有効活用していけるんじゃないかなと思います。そういった部分の研究をですね、農業研究センターで取り組んでみてはいかがという御提案なんですけど、そこに対しての見解をお伺いします。

川畑健朗 農林水産部長 議員御質問にお答えします。農業研究センターにつきましては、やはり農業研修の場であり、まだ色んな形で、ちょっとメニューの中に組み込まれてない内容でございますので、議員御提言がありましたように前向きにちょっと考えていければと思っております。答えになりませんが以上です。

叶 幸治 議員（９番） 分かりました。これはもう昨年も私、農業研究センターの在り方っていう部分で質問させていただきました。あそこは本当に農業、農業の拠点、この奄美農業の本当、技術拠点になる場所だと僕思うんですよ。敷地も広いし、使われていない施設もあります。あそこで、ぼかし肥料ができるスペースもあると思うんですよ。そういったところもしっかり前向きにですね、取り組んでいただいて、後ほどまた質問しますけど、この化学肥料からの脱却っていう部分も国も示してる中で、やっぱり独自の奄美市独自としてのその肥料作り、そういう体制づくりっていうのも今後必要になってくると思います。だからですね、本当、検討って、本当なんていうかな、明確な検討をですね、していただきたいと思うんですよ。もう本当、この食料安全保障からの話からも含めてなんですけど、やっぱ外海離島で、やっぱ一つの島国なんですよ。そしたら、やっぱ奄美本島としての一つの国としての観点でいったときに、やっぱエネルギーもこの食も自給していけるような考え方、ここは絶対大事だと思いますんで、やっぱそのですね、仕組み作り、体制づくりっていうのは、絶対大事だということを提言させて、お話しさせていただきます。本当ですね、色んな技術革新がありますので、そういったことも、この研究センターで、こう試験研究ができるような、そういうことができるような施設にしていけたらと思いますので、また今後とも僕自身も研究してですね、また、ここですね、いろいろと提案とかさせていただきます。

それでは、次の質問に移ります。（２）みどりの食料システム戦略について。みどりの食料システム戦略は、農林水産省が令和３年に策定した２０５０年を見据えた農業、林業、水産業の持続的発展を目指す国家戦略であります。この戦略では、化学農薬使用量の低減、化学肥料使用量の低減、有機農業の拡大、温室効果ガスの削減、スマート農業の推進などが目標として掲げられております。そこでお伺いたします。本市において、みどりの食料システム戦略に関連する取組みは、どのようなものがあるのかお示してください。

川畑健朗 農林水産部長 議員の御質問についてお答えいたします。まず、議員の御質問のみどりの食料システム戦略について御説明いたします。本戦略は、農林水産業の持続可能性を高めるとともに環境負荷の低減を図ることを目的として国が策定した中長期戦略な施策でございます。化学肥料や農薬の使用低減、有機農業の拡大、CO2排出ゼロを位置付けることを目的としており生産から加工、流通、消費ま

で含めた食料システム全体の持続可能な発展を目指すものでございます。このことを踏まえ本市として実施している主な取組について、２点申し上げます。

１点は、奄美市有機農業支援センターでの取組みでございます。当センターでは、家畜糞尿やサトウキビの残渣物などの地域資源を活用し堆肥の製造販売を行っております。これらの取組みは、農業廃棄物の有効活用による循環型農業の推進につながるとともに土づくりを通じた農地の地力向上や化学肥料、飼料の低減にもつながっております。また、本市の認定農家や市民には、堆肥を安価に販売することで利用促進にも努めているところでです。

２点目は、昨年度から取り組んでおります食と農の総合戦略推進事業でございます。本事業は、奄美の自然や歴史、文化と深く関わる食と農を守り、育て、次世代へ継承していくことを目的として実施しております。昨年度実施した奄美市食と農のめぐみ博では、地産地消をテーマとしたシンポジウムやワークショップ、ファーマーズマーケットなどを開催し生産者と消費者が交流する機会を創出いたしました。これにより地域農業への理解促進や地元農産物の消費拡大につながる取組を進めているところでございます。

本市としましては、今後も地域資源を活用した循環型農業の推進や地産地消の拡大を図るとともに環境と調和した持続可能な農業の実現に向けて取り組んでまいりたいと思います。以上となります。

叶 幸治 議員（９番） 分かりました。先月ですね、産業建設委員会の所管事務調査で、相模原市を視察いたしました。相模原市では、有機農業実施計画を策定しオーガニックビレッジ宣言を行うなど積極的な取組を進めておりました。その際、国の交付金を活用しているとの説明を受けました。そこで伺います。本市において、みどりの食料システム戦略推進交付金の活用実績はあるのか。お示してください。

川畑健朗 農林水産部長 お答えします。実績ではやっております。

叶 幸治 議員（９番） 理由があれば教えてください。

多田義一 議長 答弁を求めます。

川畑健朗 農林水産部長 本市としましては、やはり有機農業転換に取り組んでいるところでございます。

叶 幸治 議員（９番） 分かりました。部長も本当、初めて、初めて新しい部長であるんで、いろいろと本当ね、勉強することもあると思うんですけど、本当これ国が出してる交付金なんですよ、使わないことには、もったいないと思うんですよ。やっぱり使いたいっていう方もいらっしゃると思いますんで、是非ともですね、この事業ですね、使っていただきたいと思うんですが、これ、今年度、この事業の活用っていうのは可能なんでしょうか。

川畑健朗 農林水産部長 本市の重点品目であるタンカンやカボチャ、パッションフルーツなどは、気候的な条件から病害虫の発生が多いため農薬の使用は不可欠であり、また、生産量や商品質の向上のため化学肥料の使用は欠かせず、現状での本戦略に係る補助事業の導入は難しいと考えております。

叶 幸治 議員（９番） これちょっとまた調べていただきたいと思うんですけど、これハード事業、ソフトがあるんですよ。だからですね、なんですかね、この有機に関係した考え方だったり、その肥料低減だったり諸々っていうの考え方でいったら活用が可能だと思うんですよ。だからですね、またそこ

ですね、もう1回研究していただいて、それが可能であるのであれば、ニーズがあるわけですよ。やっぱ僕の中、私にもそうやって使いたいっていう声があったりとかあったので、やっぱ、そのニーズがあるわけですから、やっぱ、その事業活用をですね、しっかりしていただきたいと思います。本当、また、なかなか、この有機っていうのは、なかなか浸透しにくい話であるんですが、やっぱ色んな観点から様々な角度から使える事業に僕はできるんじゃないかと思いますんで、また、そこも含めてですね、検討していただけたらと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。（３）の住用版地域創生戦略、自然を活用したまちづくりについて。①休耕地の現状、活用実績、廃園状況、継承園地実績についてを伺います。

次に、この住用版地域創生戦略、自然を活用したまちづくりについて伺います。これは昨年度、策定された住用未来10年計画の中で、休耕地の活用や地場産品の拡大を目指す重要な取組みであると認識しております。しかしながら、住用地域においても人口減少や高齢化が進み、農業の担い手不足が大きな課題としてなっております。その結果として休耕地や耕作放棄地の増加、更には、後継者不在による廃園も発生しているのではないかと思います。そこでお伺いいたしますが、現在の住用地域における休耕地の現状、活用実績、高齢化や後継者不足による廃園状況、継承が行われた園地の実績についてお示しください。

藤江俊生 住用総合支所事務所長 それではお答えいたします。住用地区の耕作地は、令和8年4月1日現在、123.38ヘクタール、休耕地は、97.58ヘクタールでございます。休耕地の活用実績は、令和7年度8件、1.02ヘクタールでございます。また、廃園等による荒廃農地は、令和8年4月1日現在、43.47ヘクタールであり、休耕地や農地が生じる主な原因は、農業者の高齢化や担い手不足、相続未登記、後継者不在による管理負担の増加などが要因と考えられております。

離農予定者の状況は、現時点で詳細に把握しておりませんが、農地の継承には、所有者の意向確認に加え相続関係や境界確認、作業条件の整理が必要であり、すぐに引き継げる農地ばかりではないことが課題となっております。

継承園地を含む農地の引き継ぎ実績は、令和7年に8件、1.24ヘクタールでございます。継承者からは、早く営農を始められる、既存の園地を活用でき初期投資や収穫までの期間を抑えられる、といった声がある一方、園地の管理状況や鳥獣被害対策などの課題も伺っております。

本市としましては、住用版地域創生戦略に掲げる休耕地の活用を着実に進めるため今後も休耕地や荒廃農地の実態把握、所有者、相続人の特定、意向確認を進めてまいりたいと思っております。併せて、農業委員会や農地中間管理機構等と連携しながら活用を促進し耕作可能な農地については、早期の再生、活用につなげたいと思っております。以上でございます。

叶 幸治 議員（９番） 分かりました。継承園地がどのぐらいって、すいません。言っていましたかね。

藤江俊生 住用総合支所事務所長 継承園地はですね、令和7年に8件、1.24ヘクタールとなっております。以上でございます。

叶 幸治 議員（９番） 分かりました。8件ぐらい実績があるっていうことで、継承不在園地もあるということで認識いたしました。今年の2月に開催された議会報告会の住用会場に私、参加させていただきました。その際に、参加された住民の皆様から人口減少が深刻である住用に定着する人を増やしてほしいという切実な声をいただきました。私は、その声をお聞きしながら住用は、観光資源もあるんで観光振興も本当、大切であるんですが、この定着人口を増やすためには、やはり仕事作り、産業作りが必要であると強く感じました。住用は、現在でも住用タンカン祭りが開催されるなど、タンカンをはじめとした農業が地域を支える必要な産業であると思います。しかし、生産者の高齢化や後継者不足によ

り、廃園や継承されない園地も今後増えていくことが予想されます。また、住用では空き家問題も深刻であると思いますが、空き家状況と空き家バンク登録状況が分かりましたら、お示してください。

藤江俊生 住用総合支所事務所長 それではお答えいたします。まず、住用町の空き家数についてお答えいたします。現在、住用町の空き家の件数は、164件でございます。内訳といたしまして、すぐに活用できる空き家、これがAといふふうにランクにしております。これが44件。次に、手直しをしたら活用できる。それがBとしております。これが45件。で、廃屋ですね、活用ができない空き家が75件ございます。それから、空き家バンクの登録の現状ですが、現在は、登録件数は0件となっておりますが、今年度、相談がございまして、3件予定してるところでございます。以上です。

叶 幸治 議員（9番） 理解いたしました。今回御提案したいのが、この空き家と継承園地をセットにしたこの移住定住促進事業をできないかということを提案したいと思います。今年1月に開催された奄美群島柑橘振興大会において、熊本県芦北地域の担い手確保に向けた取組事例を学ばせていただきました。芦北地域では、生産者の高齢化、後継者不在園の増加、産地維持へ危機感という課題を抱えておりました。これまでのように、1戸あたりの規模拡大だけでは限界があるとの認識から地域内で担い手を待つのではなく地域外から新たな担い手を呼び込む仕組づくりに取り組んでおります。カメラをお願いいたします。はい。これ今、説明しましたが、これもう地元から農家の規模拡大じゃなくて、あれですね、この地域外からの担い手確保ということで、この芦北地区では、取り組んでいる現状です。

次のカメラお願いいたします。活動内容としては、やっぱ、このホームページだったり、また、このインスタグラム、SNSを使ってですね、情報発信をするというふうなことをやりながらですね、この地域外活動としては、この新規就農者の誘致として、ちょっと見難いと思いますが、パンフレットも作ってるんですよ。このパンフレットの中に、この農業経営のことが、横ですね、その下のほうに、このパンフレット、パンフレットの中ですね、この中に各市町村の生活支援のこういう助成、助成とかをこういうこともやってますよっていうのを入れたパンフレットを作成して、それをお配りしております。

次のカメラお願いいたします。その前ですね。芦北では、このバスツアーだったり、そのお試し研修の実施をしたりとかしてですね、このバスツアーで、この興味ある方を日帰りのバスツアーをやったりとかやっております。お試し研修では、1泊2日程度の研修をですね、やりながら、そこで、この栽培研修だったりを行いながらですね、僕すごいなと思ったのは、やっぱり、その内見とかもしてるんですよ。住むところの内見とかもしてですね。また、その地元の農家さんとかとの意見交換とかもしたりとかして取り組んでるっていう実績に取り組んでいたりとしております。芦北この農地のリリーフ園制度っていうのも構築してですね、この新規就農者が入るまでのこの期間は、これ農協が強いからできるんですけど、農協が管理してるんですよ。そういったリリーフ園制度っていうのを設けながらやってるんで本当この新規就農、移住者が入って、そのまま研修として自分の園地で研修としてやって、そのまま次の収益が、収益を取るっていう形ができて、そういう事例がありますんで、こういったことが住用でもできるんじゃないかなと思っての、この提案をさせていただいております。様々お話ししましたが、この移住促進事業が、住用でできるかどうかというの、ちょっとお伺いしたいと思います。

藤江俊生 住用総合支所事務所長 答弁いたします。空き家と休耕地をセットにしてIターン、Uターン希望者へ貸し出せるような定住促進につなげる施策はできないかという御質問の趣旨だと思います。それではお答えします。議員御提案の空き家と休耕地、継承可能な園地や畑をセットにしてIターン、Uターン希望者へ貸し出す仕組みは、移住希望者が、住まいと仕事を同時に確保できる点で定住促進につながる有効な視点であると考えております。現在本市では、空き家を貸したい、売りたい所有者と借りたい、買いたい移住希望者等をつなぐ空き家バンク制度を運用しております。また、農地については、農業委員会や関係機関と連携し所有者の利用意向の把握や担い手への集積、継承に向けた調整を行って

おります。一方で空き家と農地をセットで提供するためには、所有者の意向確認に加え、親族間での貸し付け、売買の調整、家財処分、登記整理、相続関係、土地境界、農地法上の手続など個別の状況に応じた確認対応が必要となります。このため本市としましては、まず、既存の空き家バンク制度と農地の利用調整、継承の取り組みをそれぞれ充実させたうえで両者を連携させる形で検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

叶 幸治 議員（９番） 分かりました。これは、本当、僕、住用は、モデル地区になるんじゃないかなと思ってますんで、是非是非ですね、研究していただきたいと思います。これ関係当局の職員の皆さん、この柑橘振興大会に出てるんで、この資料持ってると思います。これ結構詳しく載ってますんで、これちょっと研究していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。農業研修制度について。農業研修制度の広域受け入れについて伺います。この質問は、農業研修生の皆さんから卒業生の皆さんからいただいた声を元にしております。現在、奄美本島において農業研修制度を実施してる自治体は、奄美市、龍郷町、瀬戸内町であると認識しております。研修制度を利用される多くは、Ｉターン者がほとんどであります。その卒業生の皆さんから研修制度をもっと広域的に運用してほしいという声が寄せられております。現在本市では、研修終了後に奄美市内で就農することが条件となっていると思われます。しかし、住所は奄美市だが農地は龍郷町にある。あるいは、住居は宇検村だが就農地は奄美市にある、といったケースも少なくありません。実際に、奄美市在住でありながら農地が龍郷町にあるため制度対象にならないといった御相談も伺っております。私は今後、農業従事者が減少していく中で市町村の枠を超えて協力していく必要があると考えます。例えば、近隣自治体が負担金を出し合いながら研修制度を共同運営することで広域的な受け入れ体制を構築することも可能ではないかと考えます。私自身も奄美市と龍郷町の両方で営農しておりますが、今後は、広域認定農業者として活動する方も多く増えてくるのではないかと思います。本市の奄美市という狭い枠組みではなく奄美市農業ではなく奄美農業という大きな視点で取り組んでいただきたいと思いますが、そこで伺います。この農業研修制度の広域化について見解をお伺いいたします。

川畑健朗 農林水産部長 農業研究センターについてですが、現行制度では、本市での就農を前提とした枠組みでございまして、農業人材の確保は広域的な課題であると認識しております。そのため議員提案の広域的な受け入れにつきましては、人材確保の観点から一定の意義があるものとは受け止めております。しかしながら、その実施につきましては、募集要項の見直しや研修助成に関わる財政負担の在り方、指定管理運営への影響、更には、関係自治体の費用負担や役割分担の整理など多くの検討課題があるものと考えております。本市としましては、まず、現行制度の目的である本市農業の担い手育成確保に努めるとともに今後の状況把握や他自治体の先進事例の情報収集を行いながら広域的な受け入れの可能性について慎重に調査研究してまいりたいと考えております。以上です。

叶 幸治 議員（９番） ここのですね、しっかりまた研究していただきたいと思います。それでは、次の質問に移ります。研修卒業生並びに新規就農者の災害時支援について。今回の台風第６号にて、パッション農家の方がたくさん被災されました。その中で、新規就農者はですね、やっぱ次年度の実績がないから収入保険制度にも入れないという話があります。その中で、そういう支援対策とか、今後、基金を立てるとかっていうことが可能なのか。お示してください。

川畑健朗 農林水産部長 議員御質問にお答えします。研修を終了される皆様が災害時においても安心して営農を継続できる

多田義一 議長 以上で公明党 叶 幸治議員の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。午後 2 時 4 5 分再開いたします（午後 2 時 3 1 分）

○

多田義一 議長 再開いたします。（午後 2 時 4 5 分）

引き続き一般質問を行います。

無所属 泉 義昭議員の発言を許可いたします。

泉 義昭 議員（12 番） 議場の皆様、市民の皆様、こんにちは。自民党無所属の泉 義昭でございます。皆さんお待たせいたしました。本日最後の質問となりますのでよろしくお願いをいたします。はじめに、字句の訂正をお願いします。大きな 2 番の赤木名漁港を赤木名港に変更をお願いします。さて、6 月も半ばで梅雨明けを迎えようとしています、特に沖縄は、梅雨明けをしたんじゃないかなというテレビで言うておりました。奄美の方も今週ぐらいには梅雨明けをするんじゃないかなというふうに思っております。雨はですね、昨年より多いように感じております。これから暑い夏が到来し奄美群島は、毎年のように台風や風水害による農作物、漁業等への被害が続く中、既に台風で農作物の被害が出ておりますが、また、船便欠航による市民の生活食料品物資が不足し、生活維持に影響を及ぼすなど今年も離島ならではのあらゆる面で影響が発生しないか心配しているところでございます。また、熱中症対策として水分補給をするなど熱中症には十分気をつけていただきたいなというふうに思います。特に、1 人住まいの高齢者は、体温調整がなかなか難しいと聞いております。熱中症にかかり易く熱中症対策には、地域や行政の見守りの対策が必要じゃないかなというふうに思っておりますので是非よろしくお願いをしたいと思います。さて、5 月 19 日に瀬戸内町で第 67 回奄美群島市町村議会議員大会が開催され、奄美市の提出議案として一つ、離島における生活必需品などの物価高騰について、2 つ目に離島のガソリン流通コスト対策事業の助成額及び油種の拡充について提案がされた。また、奄美群島 12 市町村で作成された奄美群島成長戦略ビジョン 2033 の実現に向けて、奄美のつなぐ宝、稼ぐ力、支える基盤の 3 つの柱を基軸として地域の活性化を期するものに、地域住民、行政と一体となって奄美群島の自立的、持続的発展の実現に向け、推進を全力で押し進めなければならないんじゃないかなというふうに思っているところであります、それでは、通告に従い質問に移ります。1 番、住用を笠利地域創生戦略について。本計画の策定背景として、奄美市が合併後に奄美市総合計画ビジョン政策推進など様々な長期的な行政の目標を立てております。また、住用・笠利地域創生戦略を 10 年後の未来に向け策定した計画の実現に向けた取組みを進めております、令和 6 年度に住用地区は、世界自然遺産の山河に抱かれ、人と自然と文化が息づく住んで良し訪ねて良しのまちづくり、笠利地区は、未来へ紡ぐまち笠利として 10 年間のそれぞれのビジョンに分けて取り組む課題を具体的に施策目標値を令和 6 年度に地域創生戦略審議会メンバー協議し、事業メニューを決定していますが、まず最初に、令和 7 年度から協議会の計画の対応について質問をしたいと思います。

まず、地域戦略審議会と地域協議会開催について 3 点ほど質問をさせていただきます。1 点目、地域創生戦略の計画に向けて令和 6 年度の発足時の審議会メンバーは、住用地区、笠利地区では、それぞれ何名かということで、また、毎年開催されたのかということで、質問をお願いします。

2 点目、地域創生戦略の期間は、10 年間令和 7 年度から令和 16 年度となっているが、令和 7 年度の各協議会メンバーは何名となっているのか。

3 点目に、地域協議会は年 2 回程度開催となっているが、参加状況、それと協議会の進め方はどのようにして行っているのか。この 3 点について、住用・笠利地区のそれぞれを答弁をお願いします。次の質問からは発言席にて行います。

多田義一 議長 答弁を求めます。

藤江俊生 住用総合支所事務所長 それではお答えします。住用町における地域創生戦略審議会についてお答えいたします。まず、審議委員には、農産物生産者や食品加工グループ経験者、防災アドバイザー経験者、1ターンの移住者など11名の地域住民の方々のほか、学識経験者などのオブザーバー3名にも御参加いただき、合計14名の審議委員の皆様で、10年後の住用町のありたい姿について議論を重ねました。令和6年度の審議会開催状況といたしましては、全3回の審議会を開催するとともに、基本方針ごとの作業部会を4回開催したところでございます。

次に、地域協議会についてお答えします。地域協議会の委員には、嘱託員や農林水産団体、商工業団体からの代表など合計13名の皆様を委嘱させていただいております。議員御案内のとおり昨年度も2回開催させていただき、それぞれの参加状況といたしましては、第1回が13名中8名の出席、第2回が13名中9名の出席となっております。御質問の地域協議会の中での地域創生戦略の議論についてでございますが、住用町においては昨年度、地域創生戦略審議会と地域協議会をそれぞれ開催し、今後の地域創生戦略のフォローアップ体制を議論させていただきました。地域創生戦略の策定に伴い、今後は各施策の進捗管理、検証、改善を継続的に行う実行フォローアップ段階へと移行したことから地域協議会の中で議論、審議を行いながら戦略を継続的に見直し改善してまいりますので、御理解をお願いいたします。以上でございます。

正本英紀 笠利総合支所事務所長 それではお答えいたします。笠利町における地域創生戦略策定審議会についてお答えいたします。まず、審議会委員には、農林水産業、観光業、福祉事業、食品加工業に従事している方や文化協会、商工会の関係者、駐在員、1ターン移住者などの地域住民の方々に御参加いただき合計20名の審議会委員で10年後の笠利町のありたい姿について議論を重ねていただきました。令和6年度の審議会開催状況といたしましては、全3回の審議会を開催するとともに令和5年度に行ったアンケート調査を基に作成されたテーマのカテゴリーごとのグループディスカッションも行ったところでございます。

次に、地域協議会についてお答えいたします。地域協議会の委員には、駐在員や農林水産業団体、商工業団体の商工業団体からの代表や社会福祉関係者、社会教育、学校教育の代表など合計13名の皆様を委嘱させていただいております。また、開催については、昨年度2回開催させていただき、それぞれの参加状況といたしましては、第1回が13名中11名の出席、第2回が13名中9名の出席となっております。御質問の地域協議会の中での地域創生戦略についての議論についてですが、昨年行われた地域創生戦略審議会の中で今後の地域創生戦略に係る進行状況の確認やローリングについては、地域協議会の中で議論、審議を行いながら戦略を継続的に見直し改善していくこととなっておりますので、御理解くださるようお願いいたします。

泉 義昭 議員（12番） ありがとうございます。地域戦略メンバー、それから審議メンバー、それぞれ各団体の代表者とか、そういう方がほとんど。これちょっと確認なんですけど、やっぱり10年後の将来の未来のことについて、地域戦略をやるわけなんですけど、そこらあたり、若者、20代とかそういうあれは、参加メンバーに入ってなかったのかなと思って、それぞれ答えていただきます、

藤江俊生 住用総合支所事務所長 審議会の委員の皆さんにつきましては、各種団体から来ております。商工団体、また、農家の方で若手の方も入っております。年齢についてはですね、30代から40代だと思っておりますが、今ちょっと資料がありませんので、若い方々も、また、女性の委員の方も入っております。以上でございます。

正本英紀 笠利総合支所事務所長 笠利の方におきましても地域協議会の方については、駐在員とか、各団体の長を中心になってますので、若干高くなっておりますが、審議会の委員については、20代の女

性から30代、40代、大きくですね、職業的にも幅広く、そして、年代についても幅広く委員にお願いしまして協議を重ねたところでございます。以上でございます。

泉 義昭 議員（12番） メンバー的に言うと、各団体の代表者とか、それぞれ、長年の経験とか、考え方のしっかりしたこともあろうかと思えますけど、やっぱり、将来のことをやっぱり、考えていくわけですので、年配の方が頭が硬いというわけじゃないんですけど、やっぱり、若い方々の話っていうのもやっぱり思いがけない、やっぱり発案って言うんですかね、そういうのも出てくるんじゃないかなと思いますんで、そこらあたりは、私の要望としてなんですが、どんどんやっぱりこうメンバーとして、また2年後、2年後変えていくんじゃないかと思えますんで、やっぱりそういうメンバーを入れて、やっぱり地域の活性化づくりですので、是非お願いをして終わりたいと思います。

次にですね、地域創生戦略の進捗状況について、5点ほど質問します。住用地区、笠利地区それぞれ奄美市未来づくり総合戦略としてまち・ひと・しごとに沿った計画を基本としているが、住用地区においては、自然を生かした稼ぐまちづくり、災害に強い防災まちづくり、定住振興を見込まれるまちづくりを基本としていますが、笠利は、基本方針として、ひと・くらし・しごと・まちとしてますが、例えばですね、これちょっと地域戦略の中身をちょっとチェック、いろいろ私の方で見させてもらったんですけど、住用地区については、先ほど言いました自然を活用した災害に強い防災、それから定住振興でそれぞれ、その考え方について全体で16事業を計画してるわけなんですよ、笠利については、ひと・くらしが13、それから、しごとが21、まちが22と全体で56事業を計画しております。ここです、7年度、まだ始まったばかりなんです、まず1点目、令和7年度において、それぞれ計画の事業実施がされた事業があれば、戦略事業名を言っていて、何点か、それぞれ1点あるのであれば挙げていただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

藤江俊生 住用総合支所事務所長 それではお答えします。議員御質問の令和7年度に実施いたしました事業に関しましては、住用版地域創生略の3つの基本目標ごとに主なものをお答えいたします。まず、自然を活用した稼ぐまちづくりについてでございますが、地場製品の加工製造促進事業といたしまして、加工機材の確認、点検を実施し、修繕が必要な機材の洗い出しを行い、随時修繕を進めてまいりました、併せて加工の担い手づくりに向けて地域内で活動可能な団体を洗い出し次の展開につながる土台作りを進めたところでございます。

次に、災害に強い防災まちづくりについてでございますが、自主防災組織の強化として奄美市防災訓練に合わせた自主防災訓練の実施を呼びかけ、住用地区においては、10集落で訓練を実施していただきました。また、防災訓練の際には、避難所運営の実効性を高める観点から町内の備蓄用品、資機材点検を実施し、実際に避難所で資機材を展開するとともに、陸路の途絶地域発生したことを想定した海上救急搬送訓練を実施するなど、地域の実情に即した訓練内容の充実に取り組んだところでございます。

最後に、定住振興を見据えたまちづくりといたしまして、昨年度の主な事業といたしましては、認定こども園の整備がございます。本施設の完成に伴い住用町内の保育所が集約され、地区全体の未就学児を預かることとなり、新たに3歳未満の子どもの保育や給食の提供、より長い保育時間の提供のほか、こども園として質の高い保育、教育の提供が可能となりました。以上でございます。

正本英紀 笠利総合支所事務所長 議員御質問の昨年度に実施いたしました事業に関しまして笠利版地域創生戦略の3つの基本目標ごとに主なものをお答えいたします。まず、ひとと暮らし、地域住民、Iターン者、Uターン者、みんなが住みよいまちづくりにつきましては、新しい住宅の確保を図るため空き家解消による住環境総合対策事業を実施いたしました。地域おこし協力隊を中心に空き家の実態調査を実施し現状把握、課題整理、所有者意向調査を行いました。また、各集落の可視化や人口、高齢化、空き家の分析に関する駐在員向けの研修を実施したところでございます。

次に、しごと、地域や人々が賑わい活力と潤いのあるまちづくりにつきましては、町内でのお試し職場体験として農業体験事業を実施いたしました。地域の特産品目の学習や農家での体験を目的として、大島北高等学校の総合的な探究の時間を活用しサトウキビ栽培に関する出前授業として植え付け体験、また、緑ヶ丘小学校では、児童によるサトウキビの収穫体験を行い、学習と体験の双方において有意義な機会となりました。

最後にまち。安全・安心で生きがいのあるまちづくりにつきましては、住民の防災意識の向上と行政への訓練強化を目的として、奄美市太陽が丘総合運動公園にて、笠利地区で初めてとなる総合防災訓練を実施いたしました。自主防災組織を対象とした実践訓練、防災講話に加え、警察、消防、自衛隊等の連携による救出訓練等を行い、関係機関の役割分担と連携体制を実動で確認し、防災意識の向上に資する成果を得たと認識しております。以上のとおり昨年度において、笠利版地域創生戦略の3つの基本目標に沿った事業を実施し一定の成果を得たと思っております。今後も地域課題の解消に向け、関係部局、関係機関と連携し笠利版地域創生戦略の着実な推進に努めてまいります。以上でございます。

泉 義昭 議員（12番） ありがとうございます。住用地区も笠利地区もそれぞれの課題に、それぞれ取組みをしてるということで理解をしました、やっぱり、これは地域戦略ですので、自分たちだけでいろいろ考えて、どんどん前に進めるんじゃないくて、やっぱり地域の皆さんにやっぱり、理解をしてもらいながら、やっていかないとなかなか、上手くいかないんじゃないかなと、場合によっては、あなたたちが自分たちで勝手に進めたことでしょうかというこういうことにならないように、全体やっぱり巻き込みながら進めていただけたらいいなというふうに思います。

2点目なのですが、地域戦略計画は、先ほど言いました地域の住民からの要望、意見に基づいた事業になっているか。それぞれ何かありましたら問題点とか、そういうのがありましたらちょっとお聞かせ願いたいなというふうに思います。

藤江俊生 住用総合支所事務所長 聞き取りの際、地域住民から事業計画への理解が得られない場合は、どう解決しているのかという質問だったと思いますので答弁させていただきます。住用版地域創生戦略の策定にあたっては、住用町地域協議会のこれまでの議論から喫緊に取り組むべき重点施策について御提案をいただき、これを基に地域創生戦略審議会や作業部会、嘱託員会等において地域の皆様、関係団体、有識者等から幅広く御意見をいただきながら具体的な事業内容として整理したものでございます。したがって本戦略は、地域住民の要望や意見を出発点とし、住用町の10年後のありたい姿を各施策や事業の方向性として具体化したものでございます。また、地域住民の皆さんから事業計画への理解が十分得られない場合につきましては、事業を一方的に進めるのではなく、まずは、地域協議会等の場を活用しながら事業の目的、内容、期待される効果、地域への影響等について丁寧に説明し、御意見を伺うこととしております。以上でございます。

正本英紀 笠利総合支所事務所長 笠利版地域創生戦略の策定にあたりましては、笠利地域の全世帯を対象に、笠利町の目指すべき将来の姿に関するアンケートを実施するとともに全集落に対しましても集落としての課題や取組、要望についてアンケートを行っております。これらのアンケート結果を基に戦略の検討を進め、地域協議会からの御意見も踏まえながら具体的な事業内容として整理したものでございます。したがって、本戦略は、地域住民の皆様の要望や意見を出発点として笠利町の10年後のありたい姿を施策や事業の方向性として具体化したものであると認識しております。

次に、地区住民からの事業計画の理解が十分に得られない場合の対応についてはということですが、先ほど住用総合事務所長からの答弁にもございましたとおり、事業の進め方につきましては、地域の皆様の理解と協力が不可欠であると考えております。そのため事業を行政側だけで進めるのではなく、まずは、地域協議会などの場を通じて事業の目的や内容、期待される効果、地域への影響などを丁寧に

伝えし率直な御意見を伺うことを基本姿勢としております。更に、いただいた意見を踏まえまして事業の進め方や実施時期、対象範囲などにつきましては、必要に応じて調整を行い地域の実情に合った形で事業を実施できるよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

泉 義昭 議員（１２番） ありがとうございます。それぞれ大変努力はしてらっしゃるなというふうに感じました。実は、私は笠利地区で、地域戦略協議会もその都度案内をいただいて、案内というか、オブザーバーという形で出てるわけなんですけど、あと区長会ですね、区長会毎月あるわけなんですけど、それに出席をしていろいろ、区長はやっぱり、それぞれの集落の方々のやっぱり意見、要望を言って、それを区長会全体の中で、題として挙げて議論してると思いますんで、もうそこはやっぱり、このやっぱり、もう何かありましたら何でもいいですからよ、いいですからということていろいろやっぱり質問をあったらお願いしますということで、やっぱりそこでやっぱり、理解を求めて進めていくというふうな形で、やっていただいたと、住用地区もそうなんですけど、そこらあたりは、是非お願いをしたいと思います。やっぱり、一番大事なことは、私は集落なんて言うんですかね、集落の会にも出るんですけど、そこでやっぱり色んな、こういう色んな質問をされるわけなんですけど、皆さんここはもう奄美市だよりを見てくださいますと、やっぱりそこはもうやっぱり見てる方は、完全にやっぱり見てるわけなんですけど、見てない方もいらっしゃる、時間がなくて見る暇がない方さんいらっしゃるんじゃないかなと思いますんで、そこらあたりは、是非見て理解をして、やっぱり一緒になって取り組みましょうということで、進めてくださいというふうに話しておるところであります。

次に行きます。３点目、地区住民から事業計画の理解が得られない場合はどう解決しているかと。ちょっとしたあれがあったら答えていただきたいです。

藤江俊生 住用総合支所事務所長 先ほどと重なりますが、まずは、地域の方々、地域協議会、嘱託委員会等からですね、御意見を賜りながら地域の実情に合った事業計画を立てて、地域のために実行してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

正本英紀 笠利総合支所事務所長 先ほども申し上げましたが、行政だけで進めるのではなく色んな意見がありましたら、それをしっかりですね、受け止めて協議しながら変えるべきところは、方向転換するとか、しっかりとしながら進めていきたいと思っております。以上でございます。

泉 義昭 議員（１２番） 令和８年度主要施策事業計画について、計画、事業計画の予算中、もうたくさん有り過ぎて、どれがどれが分からない時もあるんですが、予算化されている事業が、何点ほどあるという形でお答えいただければいいんじゃないかなと思います。それぞれに事業何点ほど、まだ８年度は何点ほど事業を計画しておりますというあれがあれば。

藤江俊生 住用総合支所事務所長 本年度の事業、当初予算に計上した事業ということを答弁させていただきます。主要施策の市民の生活の満足度向上に関する事業として定住推進対策事業、災害に強いまちづくり事業、山間港改修事業などがございます。

次に、成長の源泉となる元気な経済活動の実現に関する事業として、地場加工品の推進に関する事業、マングローブパークリニューアル整備事業、バンガロー施設改修事業などがございます。

最後に、次世代への島の誇りの継承の実現に関する事業として、定住振興を見据えたまちづくり事業、具体的な小水力発電事業導入検討、また、住用地区学校統合準備委員会設置事業、おむつ代助成事業や保育料助成事業などが住用地区ではございます。以上でございます。

正本英紀 笠利総合支所事務所長 それでは、笠利地区の主な事業といたしましては、主要施策の市民の

生活満足度の向上に関する事業として、集落防災訓練モデル事業、自家用有償旅客運送事業、公営住宅整備事業、赤木名地区等でございます。

次に、成長の源泉となる元気な経済活動に関する事業として、奄美漁協荷捌き施設機能移転事業、奄美市サトウキビ振興対策協議会緊急負担金、土盛海岸周辺環境整備事業等でございます。また、次世代への島の誇りの継承に関する事業として、多目的グラウンド整備事業、史跡宇宿貝塚整備基本計画策定事業、笠利地域フォトコンテスト事業等でございます。以上でございます。

泉 義昭 議員（１２番） あんまり走り過ぎないように、しっかりと計画をちゃんと計画どおり進めていただきたいというふうに、あんまり走り過ぎると脱線する可能性も出てくると思いますんで、慎重に頑張っていただきたいなというふうに思います。令和８年度、２年間で地域協議会メンバーが、変わるちゅう、メンバーの方からちょっとちらっと聞いたんですが、どういった理由で変わるのか。そこ理由等があれば答弁をお願いしたいと思います。

藤江俊生 住用総合支所事務所長 それではお答えいたします。地域協議会につきましては、令和７年度に開催した住用・笠利両町の地域協議会において、今後の有り方について御意見を伺った結果、合併特例法に基づく設置期間を令和１２年３月末まで延長することが決定されました。今後の地域協議会は、これまでの地域の声を行政に反映するという役割に加え、地域創生戦略の実行段階における進捗状況の確認や課題の共有、改善に向けた提言を行うフォローアップ機関としての役割を担うこととなります。そのため委員構成につきましても地域代表としての視点を基本としつつ、戦略の推進や進捗管理に関する視点を有する方々にも参画いただけるようその考え方を一部見直したところでございます。また昨年度、委嘱いたしました地域協議会委員の任期が、令和８年３月末をもって満了となりましたことから本年度より新たな委員を委嘱することとしております。今後は、住用、笠利それぞれの地域の実情や課題を踏まえた新たな体制のもと、引き続き活発な意見交換と議論を重ねながら地域創生戦略を着実に推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

泉 義昭 議員（１２番） ありがとうございます。ちょっと確認なんですけど、２年ごとにこうメンバーが変わるということは、例えば、新たにメンバーが加わると、初めてそういう協議会の話し合いに参加するっていう形、例えば、これはもう全部が全部変わるちゅうわけじゃないですよ、例えば、なんて言うんですかね、また連続してこう参加するという考え方でよろしいでしょうか。

藤江俊生 住用総合支所事務所長 令和７年度にですね、いろんな議論を重ねる時に残る方とまた新たに加えた方がいいんじゃないかという方々も含めまして、地域協議会のほうからも御意見を賜りながら委員の方々を選考していますので、今後の７月開催されますその時に委嘱を行いたいと考えております。以上でございます。

泉 義昭 議員（１２番） ありがとうございます。再任は妨げないという考え方で良いわけですね。はい、ありがとうございます。次に、赤木名港についてなんですけど、あの地形変動の対応っていうことで令和７年、去年６月に私が一般質問で、砂が積り、漁船運航上、事故が心配されると言って、答弁で関係機関、奄美漁連連携して対応を検討するとしてるが、取組経過状況について、２点ほど質問したいなと思いますんでよろしくお願いをしたいなと思います。

まず１点目、令和８年度予算計画があれば示していただきたいと思います。お願いいたします。またそれから、あるんであれば来年度以降についての計画も示していただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

安村幸一郎 建設部長 赤木名港の地形変動への対応にかかる令和8年度の事業計画及び来年度以降の計画についてお答えいたします。赤木名港、赤木名地区につきましては、これまでも議員から御質問いただいております航路内への土砂の堆積により地形の変動が見られ、航路の一部において計画水深を満足していない状況になっておりますことから航路の安全確保を図るため赤木名港、赤木名地区、航路浚渫事業を実施することとしております。令和8年度につきましては、事業費700万円を計上し、航路浚渫に必要な測量設計業務委託を実施する予定としております。なお、業務委託では、深浅測量や底質調査などを行い、航路の詳細な現況把握と工事に必要な設計を行うこととしております。また、来年度につきましては、今年度の測量設計業務委託の結果を踏まえ航路を対象とした浚渫工事を実施する計画としております。今後も関係機関や利用者と情報共有を図りながら赤木名港を安全に利用できるような事業の着実な推進に努めてまいります。

泉 義昭 議員（12番） 予算化していただきありがとうございます。やっぱりこの港のやっぱり船の航路というのは、船の事故、場合によっては人身、命に関わることもありますんで、予算化するのは大変担当部署、安田市長をはじめ担当部署には、もう大変御苦勞をかけておりますけど、どうかやっぱりちゃんと実行のなるような形で大変申し訳ないんですが、よろしく願いをしたいと思います。やっぱり地元漁協から地元住民もやっぱり安心、安全、そこは大変気にしてる状況ですのでよろしく願いをしたいと思います。

あと1点ですね、前回堆積したその砂の活用、事業は、来年以降になると思うんですが、まだ決まっていなければ結構なんですが、私はあの時、その砂を荷捌き場に、そこに広い広っぱに置いて、その砂を地元の例えば農業者とか住民、利用できるような形にさせていただければ大変いいんじゃないかなということで一応案は出したんですが、そこらあたりは、考えがあれば示していただきたいというふうに思います。

安村幸一郎 建設部長 お答えします。議員からは、これまでも浚渫より発生する海砂の有効活用について御提案をいただいているところでございます。本市といたしましても前回の答弁において申し上げましたとおり、海砂について建設発生土と同様の取り扱いができるのか、その可能性について検討しているところでございます。しかしながら海砂につきまして、活用できるものか、土質や品質等を確認する必要があります。このため今年度実施する測量設計業務委託において行う底質調査の結果等を踏まえながら、その取り扱いについて引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜るようお願いいたします。

泉 義昭 議員（12番） ありがとうございます。とにかく堆積を除去することをまず最優先に、それから、地元なり行政それぞれ、いろんな話し合いをしていただいて、やっぱりいい形で活用出来るような形にさせていただければいいんじゃないかなと思います。よろしく願いいたします。

次、大きな3番目ですが、名瀬アーケード街の活用についてということで、アーケード商店街の市民活用についてということで、これはもう私のちょっと思い、思いがたくさん入ってますんで、よろしく願いをしたいと思います。名瀬のアーケード商店街は、私が高校生の頃に記憶があるのは、人通りが多く大変賑わった頃を覚えています。私もあの高校を卒業して就職をしまして、帰省、田舎に帰ってきたわけなんですけど、ここ数十年間の間で、やっぱり大手スーパーマーケット、それから大手デパートの進出により、やっぱりアーケード街が、やっぱりあの、だんだん何て言うんですかね、こうあの、活気がなくなったというふうな感じを受け、やっぱりこれは、市民の消費者の買物思考が変わり、そこらあたりも大きな原因じゃないかなというふうに感じます。やっぱり、ここで、私は思うことなんですけど、このような状況を打開策として民間主導の官民連携のまちづくりの取組みはできないものかというふうな思っているところです。例えば、昔はね、感じるのところで、アーケード街っていうのは、近くにやっぱり

民間も一般住宅もあるわけですね、やっぱりあの年配の方っていうのは、ちょっと聞いたことが、・・・1キロメートル以上は歩けないよと、だからやっぱり近場を近場でこう楽しみたいっていうのはあるんじゃないかなというふうに思いますんで、例えば、商店街組合と行政が連携して、子どもから若者、家族連れ、高齢者が憩いの場所として活用し、商店街の活性化につながることを目的とした場所を提供することはできないのだろうかというふうに思います。というのは、例えば、商店街の歩道空間がありますよね、そこをゆらい処、自然と人が集まるいい場所にする。こういったところを例えば休憩場所、園芸や苗木販売、展示会、イベント開催など活動などをして賑やかにできないのかなと、やっぱり遊び上手なのは、やっぱり子どもたちなんですよね、楽しみ方っていうのは、もう楽しみ方っていうのは子どもたちが、一番すぐ考えるんじゃないかなと思いますんで、奄美市の小・中・高校生などの意見やアイデアをやっぱり聞き入れてできないのか。そこらあたりを答弁をお願いします。

安田壮平 市長 泉議員の御質問にお答えします。名瀬のアーケード商店街利用についての御質問でございますが、皆様も御存じのとおり、アーケード通りをはじめ中心商店街は、昭和の古き時代から名瀬町の中心地に商業機能が集積し、市民の暮らしを支え賑わいを見せてまいりました。昨今では、都市計画事業による道路の整備、建物の建て替え、店舗の入れ替わりなどによりまちも大きく様変わりしましたが、令和5年3月には、商店街の方々を中心に奄美大島商工会議所や行政も一緒になって、なぜまちまーじんゆらおう計画を策定し、中心商店街の再生に動き出しているところでございます。本市としましても御質問のとおり、商店街に子どもから高齢者まで多くの世代が集い、まちに賑わいと元気を創出するための支援を続けているところでございます。最近の実績で申し上げますと、奄美市通り会連合会が主催の商店街夏祭り・秋祭りや職業体験イベントの奄美キッズキャリアデイ、まちづくり会社が主催し、毎月第4日曜日に開催するなぜまちマルシェ、そして、高校生自らが企画、運営したアマフルマルシェなど、商店街を舞台に多くのイベントが実施されているところであります。併せて店舗のリフォームや宣伝費用への補助など既存の店舗やチャレンジショップの新たな出店にも市独自の取組みとして支援を続けているところであります。また、商店街各店舗が、独自でテーブルやベンチなどをですね、設置をされており、それに合わせるように、市が、助成をしまして、子どもたちが遊ぶ遊具を置いたりもしているところであります。このなぜまち商店街地区においては、今後、旧名瀬測候所街区を活用した市の大きな事業計画も進められてまいります。ただ、街の活性化に向けては、行政が主ではなく地元の方々が中心となった取組みが必要でありますので、本市としましても今後とも商工会議所等の関係団体とも連携し、市民に親しまれ賑わいのあるまちの形成に寄与してまいりたいと考えております。以上でございます。

泉 義昭 議員（12番） ありがとうございます。既に商工会とかそういうのを含めて進めてるということで、私もしょっちゅう名瀬に来るわけじゃないんですけど、やっぱり休みの日見ますと、そのアーケード街で、こう机、机というか休憩場所ですかね、机を出してやっぱり老人の方が座りながらやっぱりいろいろ話、やっぱり休憩してるのをたまに見かけるわけなんですけど、やっぱりあの、そこはやっぱりもう大事なことはないかなと思いますんで、もう是非、活性化に向けていろいろお互いに知恵を出し合ってますね、やっていただきたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

アマホームPLAZA、AiAiひろばの市民活用はどんな取組みになった。それ大丈夫ですかね、お聞きしてよろしいでしょうか。よろしくお願いします。

永田公洋 商工観光情報部長 それでは、あの御質問の施設の利用状況についてお答えいたします。まず、あのアマホームPLAZAの利用人数は、令和7年度は11万4,861人であり、コミュニティ活動の拠点として毎年12月25日の日本復帰記念日の集いや1月5日の紬の日の集いの開催のほか、年間を通して発表会や各種会議、30もの生涯学習講座、ギャラリーでの展示会、そして、読書や学習

の場などとして利用されております。現在NP0法人WARABEEが指定管理を受け施設の管理運営をしており、自主事業といたしましても親子英語教室やシネマフェスティバルなども実施されております。

次に、AiAiひろばの利用人数は、令和7年度は、5万1,150人であり、観光交流施設として観光案内窓口の奄美大島観光物産連盟の事務所が置かれているほか、普段から街中の休憩場として、また各種会議や郷友会の八月踊りなどにも利用されております。現在、株式会社まちづくり奄美が、業務委託を受け管理運営いたしております。両施設につきましても中心市街に立地している中で施設の設備、それから部屋やホールの大きさなどから多くの皆様に利用し易いと好評の施設でございますので、今後とも施設管理者と連携しながら施設の利用増進に努めてまいります。以上です。

泉 義昭 議員（12番） アマホームPLAZA、それからAiAiひろばも、それぞれやっぱり目的に合った、やっぱり大変多くの方が利用してるようですので、今後とも、まだまだやっぱりこう引き続けてですね、利用できるような形を取り組んでいただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、大きな4番目、高齢者用住宅について、まず、少子高齢化対応ということで、これもちょっと私の思いが大きいんですけど、思いが多くてちょっと質問しますが、現在全国的に人口減少、高齢者社会の中で奄美市は、令和6年度約3万8,000人で65歳以上が約1万2,000人で、33パーセントを占めている中で、現在住宅不足が、あちこち大きな問題、重点課題となっているわけですが、この現象と並行して高齢者の増加も増えつつあるわけですね、高齢者が居住して家屋が近年では、相続人が帰郷せず相続登記が、難しい状況ということもあるようです、その状況から空き家が増加し、先ほど住用地区の空き家が164件ですかね、あるということで、また先ほど聞いたんですけど、笠利もやっぱり、状況を聞いてますと、やっぱり高齢者の関係でやっぱり、子どもが帰ってこないとか、そういう空き家が年々やっぱり増えつつある状況っていうのを駐在員委員会でやっぱり住宅関係の担当の方から報告を聞いて、これにどういう対策をしたらいいかということをいろいろ提案をしていただいたりしてもらってるところなんですけど、やっぱり、こういう状況を踏まえてやっぱり空き家がやっぱり、ずっとほったらかしになるとやっぱり、寂れてしまうわけですね、廃墟状態になるわけなんですけど、こういった状況は、やっぱり早め早めに対策を講じる必要があるんじゃないかなと思います。それですね、住用地区、笠利地区においても地方創生戦略事業計画の中で、どんどんどんどん押し進めてやっぱり高齢者住宅っちゅうんですかね、そこらあたり、建設部長もですが、そこら高齢者のためのそういう住宅を考えられないのかなというふうに思います。ここで奄美市に高齢者向けの住宅が、事業をしているいくつかあるかなと思って、ちょっと調べましたら奄美市でサービス付き高齢者向けのが、会社名は言いませんが、1件あるわけなんですけど、本当にこれだけの大きいやっぱり奄美市で本当そういう状況でいいのかなという気がします。やっぱり今後、高齢者のこのような状況をやっぱり見極めて、もうだんだんだん、もう私もあと何十年したらもう、もう高齢者、後期高齢者になりますけど、レクリエーションセンターや店舗やレストラン、医療施設を設営できるような高齢者の環境に合った住宅を建設計画できないのか、また自治体いろいろ調べましたら自治体・国からの支援により、やっぱりそういう住宅を目的に住宅を造っているところもあるようですので、そこらあたりも是非、小さい、奄美は、小さいっちゅうわけじゃないんですけど、やっぱり後はやっぱり、来る、事実をやっぱりこういう状況が、なるわけですので、そこらあたり、何か考えがありましたら示していただきたいと思います。

川畑博行 保健福祉部長 それでは、高齢者の増加に伴う高齢者向け住宅の推進も必要ではないかという聞き取りの時にお話伺ってます。そのことに関してお答えさせていただきたいと思います。高齢者に対してのサービス付き高齢者向け住宅につきましては、高齢者が安心して住み続けられる住まいの確保という観点から重要な施設であると認識しております。一方で整備にあたりましては、高齢者人口の推移

や介護サービス需要、民間事業者の参入の意向、整備後の運営の持続可能性など総合的に勘案する必要があります。また、国においては、サービス付き高齢者向け住宅整備や住宅施策、地方創生に関する各支援制度が設けられておりますが、本市におきましては、高齢者等実態調査アンケート内容を精査し、民間活力を含めて研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

泉 義昭 議員（１２番） ありがとうございます。是非、頑張っていただきたいなというふうに思います。もう確実にやっぱり高齢者は増えるわけですから、もう全国的にやっぱり高齢者は増えていくわけですから、それでもなくてもやっぱり人口減少も問題、大きな問題になるわけです、そこらあたりは、やっぱり将来やっぱり高齢者は増えるは、人口は減るは、そうすると若い若者が、変な言い方ですけど自分のやっぱり高齢者の親を面倒を見なくちゃならないとか、そういう手助けをしなくちゃいけないとか、そういう状況が出てきた場合に、やっぱり何らかの形でやっぱりこういう措置をですね、考えて少しでもやっぱり若い世代、高齢者が一緒になって寄り添って楽しめる、何て言うんだ、まちづくりと言うんですかね、そこを是非、考えていただきたいなというふうに思いますんで、よろしくお願いいたします。

最後に、お達者長寿券事業についてですが、これは長寿券活用ということで、これはもう何回か私、質問しとるところなんですけど、７５歳以上の高齢者に対して、路線バス、タクシー等の交通機関や健康増進につながる施設の利用にかかる補助券として、高齢者の応援事業として、応援事業ということで理解はしてるんですけど、この長寿券の中身をちょっと事業費をちょっと調べさせてもらったんですが、令和５年から令和８年の事業費が、計画なんですけどね、３、４００万円から３、５００万円、３、６００万円ぐらいの一般会計で独立事業も設けていますが、この３年間のうちで、長寿券をそれぞれ、７５歳以上の方に配布をしてると思いますけど、その７年度の配布枚数、それから使用率はどれぐらいあるのかなと、３、５００万円の中には、例えば事務経費とか、それから何て言うんですかね、券を作るその印刷代とか、そこらあたりも入ってくると思いますけど、実際もう１００パーセントに本当に使っているのか。そこらがちょっと、お聞きしたいなというふうに思ってますのでよろしくお願いします。

川畑博行 保健福祉部長 それでは、予算額と執行率、執行額と執行率に関して答弁させていただきます。令和５年度から令和７年度になります。令和５年度が、予算額が３、３２１万５、０００円、実績が２、３４８万４、７００円です、執行率が７０．７１パーセント。令和６年度が、３、３８２万円の予算で執行率が２、４１３万５、３００円。執行率が７１．３６パーセントです。令和７年度が予算額が３、５０４万５、０００円、執行率が２、５００万２、５００円、執行率が７１．３４パーセントとなっております。以上でございます。

泉 義昭 議員（１２番） それでいくと大体、まあ、７０パーセント台ということなんですけど、その中には配布をするんだけど、やっぱり例えば、老人ホームとかそういうのも、私は要りませんとか、そういう方は、枚数に入っておるわけですか。入ってます。それでやっぱり執行率というのも減ってる分もあるんじゃないかなと思います。これを午前中のですね、崎田議員が補聴器の関係を質問されました。それ間違いないですよ、要はそれを私は、今日の質問の中で、そういう利用すること、さっさとさしてくださいよと、それを言いたかった。例えば今、長寿券、執行率７０パーセントだったわけなんですけど、残った分は、次にまた繰り越し、繰り越しっていうか、そういうやり方するかやらないと思うんですけど、やっぱりそういう、使えるものについてはやっぱり、困ってる方、やっぱり高齢者そういうのに補聴器のそういう補助に使えるように、是非お願いをしたいというふうに思います。長寿券で使えるということでありがとうございます。崎田さん、良かったですね、ありがとうございます。それ

ではですね、これはえーっと、もうしつこいぐらいなんですが、環境部長、前の環境部長にも言ったんですけど、ごみ回収の関係、これは今日の質問には、全然該当する件がありませんので、次回、次回また細かく質問してお願いをしていきたいというふうに思います。今でもやっぱり言われるんです、言ったら話をしたらダメですか、ごみ回収の問題は、やめた方がいいですね、いいですか、はい、そういうことで次回にまた、質問をしたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。これで私の質疑を終わります。ありがとうございました。

多田義一 議長 以上で、無所属 泉 義昭議員の一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

明日午前9時30分、本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。（午後3時45分）

第 2 回 定 例 会
令和 8 年 6 月 19 日
(第 5 日 目)

6月19日(5日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	朝 木 一 仁	議 員	2 番	西 忠 男	議 員
3 番	帶 屋 誠 二	議 員	4 番	瀧 真 一 郎	議 員
5 番	正 野 卓 矢	議 員	6 番	弓 削 洋 平	議 員
7 番	幸 多 拓 磨	議 員	9 番	叶 幸 治	議 員
10 番	盛 剛	議 員	11 番	前 田 要	議 員
12 番	泉 義 昭	議 員	13 番	永 田 清 裕	議 員
14 番	崎 田 信 正	議 員	15 番	奥 輝 人	議 員
16 番	多 田 義 一	議 員	17 番	栄 ヤ ス エ	議 員
18 番	与 勝 広	議 員	19 番	奥 晃 郎	議 員
20 番	伊 東 隆 吉	議 員	21 番	竹 山 耕 平	議 員
22 番	川 口 幸 義	議 員			

○ 欠席議員は、次のとおりである。

8 番	大 庭 梨 香	議 員
-----	---------	-----

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

安 田 壮 平	市 長	則 敏 光	副 市 長
向 美 芳	教 育 長	藤 江 俊 生	住 用 総 合 支 所 長
正 本 英 紀	笠 利 総 合 支 所 長	國 分 正 大	総 務 部 長
田 中 巖	総 務 課 長	久 保 和 代	企 画 調 整 課 長
柳 樹 三 郎	財 政 課 長	田 畑 文 博	プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 課 長
畠 山 成 美	市 民 環 境 部 長	川 畑 博 行	保 健 福 祉 部 長
喜 納 祐 司	福 祉 事 務 所 長	郷 田 早 苗	健 康 増 進 課 長
中 村 明 広	高 齢 者 福 祉 課 長	永 田 公 洋	商 工 観 光 情 報 部 長
川 畑 良 二	紬 観 光 課 長	押 川 裕 也	デ ジ タ ル 戦 略 課 長
仁 禮 哲 昭	産 業 振 興 課 長	川 畑 健 朗	農 林 水 産 部 長
安 村 幸 一 郎	建 設 部 長	俵 裕 樹	都 市 整 備 課 長
植 田 斉 久	土 木 課 長	大 瀬 浩 隆	上 下 水 道 部 長
當 田 栄 仁	教 育 部 長	林 孝 浩	教 育 総 務 課 長

6月19日(5日目)

村岡 和志	学校教育課長	元多 政重	選挙管理委員長
篤 泰之	選挙管理委員会 事務局 長		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

盛 功 一	議会事務局 長	本田 信章	議会事務局次長兼 庶務係長事務取扱
麓 浩登志	主幹兼議事係長兼 調査係 長	向 井 渉	議事係主幹

多田義一 議長 おはようございます。ただいまの出席議員は21人であります。会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は、一般質問です。

○

多田義一 議長 日程に入ります。 日程第1，一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問は個人質問とし、各自、持ち時間は答弁を含めて60分以内といたします。なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。また、通告項目の積み残しのないよう、時間配分をよろしくをお願いいたします。さらに、当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔明瞭に行われますように、あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、公明党 栄ヤスエ議員の発言を許可いたします。

栄 ヤスエ 議員（17番） 議場の皆様、そして、インターネット中継を御覧の皆様、おはようございます。公明党の栄ヤスエでございます。一般質問に入る前に一言、所見を申し上げたいと思います。

まずは、本年4月1日付けで就任されました、則副市長をはじめ、新たに部長職に就かれた皆様、心よりお祝い申し上げます。市民福祉の向上と奄美市のさらなる発展のため、それぞれのお立場で御活躍されますことを御期待申し上げます。また、市民の皆様のため、ともに力を合わせてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、この度の台風第6号により、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。今回の台風では、市から早い段階で避難指示が発令されたことで、避難所へ避難し、安全を確保された市民の方々がおられました。改めて、災害時における迅速な情報発信と、早めの避難行動の重要性を実感したところでもあります。併せて、台風への備えや復旧活動に御尽力いただきました皆様、そして、地域で声を合わせて掛け合い、支え合ってくださった皆様に心より感謝を申し上げます。こうした助け合いの姿に、奄美のひとと人の絆の深さを改めて感じるところでございました。

さて、世界では各地で紛争や対立が続き、国際情勢は依然として不安定な状況にあります。また、その影響による物価高騰などは、私たちの日々の暮らしにも大きな影響を与えております。国内においても、人口減少や少子高齢化、人手不足など、地域を取り巻く課題は複雑化しております。このような時代だからこそ、市民の皆様の声に真摯に耳を傾け、一つ一つの課題に丁寧に向き合いながら、市政へ反映していくことが私どもの使命であると考えております。私もこれからも現場第一を信条に、市民の皆様の声を大切にしながら、誰一人取り残さないとの決意で、安心して暮らし続けられる幸せの島、奄美の実現に向けて全力で取り組んでまいります。それでは、通告に従い質問に入らせていただきます。

（1）公共施設及び今後廃校となる学校施設等のイノベーション活用について、この質問の趣旨として、市民より、使われていない建物がもったいない、また、地域にある施設をもっと活用できないだろうか、学校がなくなった後の地域が心配だ、といったお声を聞かせていただきます。本市においては、令和7年度までは奄美市公共施設総合計画に基づき、公共施設の適正配置や長寿命化、維持管理コストの縮減などに取り組まれていることは承知しております。しかしながら、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、公共施設を取り巻く環境は大きく変化していると思います。特に学校施設については、児童・生徒の減少により、今後、小規模化やまた、統廃合の議論も進むところでございますけれども、将来的には廃校となる施設も見込まれます。このような施設を行政のコストの観点から捉えるのではなく、地域資源として最大限に活用することが大事だと考えます。本市では、公共施設等民間提案制度を創設し、民間の知見を活用した取組を進めているとは認識しております。そこで、質問1，本市における公共施設の利用状況や老朽化の現状をどのように認識しているか、お示してください。次の質問からは、発

言席にて行います。

多田義一 議長 答弁を求めます。

安田壮平 市長 おはようございます。栄議員の御質問にお答えします。本市の公共施設の状況につきましては、建物系公共施設は、令和2年度末時点で512施設、延べ床面積は38万7,446平方メートルを保有しております。施設類型別では、公営住宅が約33パーセント、学校教育系施設が約28パーセント、産業系施設が約9パーセント、スポーツ・レクリエーション系施設が約8パーセントとなっており、これらの施設が多くを占めております。また、市民一人当たりの延べ床面積について、県内19市で比較した場合、本市は9.45平方メートルと最も大きく、県内19市平均の5.4平方メートルに比べ、約1.75倍となっております。建築年別の整備状況では、1960年代後半から公営住宅を中心に建設が進み、学校教育系施設、市民文化系施設、スポーツ・レクリエーション系施設など、整備が進められてきました。建築後の経過年数別では、建築後40年から49年を経過した建物が最も多く、30年以上経過している建物と合わせて、全体の55.6パーセントとなっております。このことから、本市におきましては、維持管理すべき公共施設が多いことに加え、施設の老朽化に伴う改修・更新費用の増加、人口減少、少子高齢化の急速な進行による施設利用の低下に伴い、遊休化する施設の増加などが、今後ますます大きな課題になるものと認識しております。このような課題に対応するため、令和7年度より公共施設マネジメント推進室を財政課内に設置し、本市の経営戦略に基づき、施設運用の最適化、適正管理はもとより、コスト削減や効率化を図ることとしております。以上でございます。

栄 ヤスエ 議員（17番） 詳細にわたる答弁、ありがとうございました。しっかりとまた、数字的に見える化ができたというふうに思いました。再度また、さらなる使い方ですね、民間の知恵を生かしたのも含めてですね、利活用しないといけないかなというふうに思ったところです。

次の質問に入りますけれども、本市において、公共施設等管理計画から、公共施設等民間制度に基づくリノベーションということで、考え方について、今、数字的には出していただいたんですけども、進行中ではあると思いますけれども、リノベーションの考え方について、本市の見解をお示しいただきたいと思います。

國分正大 総務部長 おはようございます。それでは、リノベーションにつきまして、お答えいたします。公共施設等総合管理計画に基づくリノベーションの考え方につきましては、施設総量の縮減を基本としつつ、施設の集約化や複合化などを行う際には、既存施設を有効活用する観点から、リノベーションを検討する必要があると考えております。また、民間事業者等のノウハウを生かした施設活用やリノベーションを促すことにより、公共施設の新たな価値を生み出していくことも必要であると認識しております。以上です。

栄 ヤスエ 議員（17番） 御答弁いただきました。リノベーションですね。今、赤木名集落においてもPPPとかですね、PFIとか、いろいろ使いながら、今後、していくということも聞いておりますし、今後、奄美市内全体に向かって、公共施設の利活用が進んでいくとは思いますが、しっかりとまた、そういったリノベーションの考え方をですね、民間の知恵をまた、しっかりといただいていたきたいと思つての質問であります。次に、③ですけれども、民間提案制度の実績ですね、と成果について、お示しいただきたいと思います。

國分正大 総務部長 お答えいたします。民間提案制度の実績と成果についてでございます。本制度は、令和6年度に制度化をしまして、本市公共施設等を対象として、民間企業や団体等からの斬新なアイデ

アやノウハウを最大限に取り入れ、市民サービス及び施設機能の向上、業務の効率化、地域経済の活性化、地域課題の解決など、本市の自治体経営に資する提案を審査・選定し、提案者との協議の上で事業化を図るものでございます。実績といたしましては、令和6年度に亀作団地、根瀬部教員住宅の民間活用、宇宿貝塚史跡公園の改修への民間提案がございました。令和7年度には、3施設への再生可能エネルギー導入の提案事業化、喜瀬へき地保育所の民間活用につなげており、今年度は、小宿教員住宅の民間活用など、遊休化している公共施設に対しまして、民間からの提案を受け、再生・活用を行うことにつなげているところでございます。以上です。

栄 ヤスエ 議員（17番） 実績を伺いました。まだまだこれからだというふうに思いましたので、それも進めていただきながら、ということで次の質問に入ります。

この遊休公共施設のさらなる利活用についてということで、お示しいただきたいと思います。

國分正大 総務部長 お答えいたします。遊休施設の利活用につきましては、行政だけでは解決が難しい課題や、市民サービスの向上に対しまして、議員御指摘の官民連携ですね、話にあったと思いますが、官民連携のリノベーション、まちづくりの考え方も参考にしながら、民間企業や団体等との豊富なノウハウを生かした提案を柔軟に取り入れながら、公共施設のさらなる利活用に努めてまいります。以上です。

栄 ヤスエ 議員（17番） 御答弁いただきました。次の質問になりますけれども、3つをまとめて聞かせていただきます。今後、廃校となる予定となる学校施設等があるということで、学校施設の活用についてと、もう一つが、廃校施設の地域交流館施設、防災拠点、観光交流施設等としての活用について、そしてまた、廃校施設も民間提案制度の対象として活用していただきまして、いろんなアイデアを募集するのか、まとめてお示しいただきたいと思います。

當田栄仁 教育部長 おはようございます。それでは、3問まとめてお答えをさせていただきます。最初、廃校となる学校施設の活用方針ということで、全体的な方針をお示しいたします。議員御案内のとおり、人口減少と少子高齢化が進行する中、今年度も住用地区におきまして、保護者を中心とする要望を受けまして、学校統合を進めているところでございますが、将来的な学校の統廃合は避けられない課題であると認識しております。本市教育委員会としましては、奄美市第3期教育振興基本計画におきまして、島に根差したふるさと教育及びへき地小規模教育の振興を掲げる一方で、学校施設について、児童・生徒数の減少状況によっては、一定の学校数を維持しつつ、地域ごとの施設の再編を視野に入れた整備を進めるとしております。学校の再編と廃校施設の有効活用につきましては、総合計画や地域創生戦略において示された地域の将来像を踏まえ、関係者の意向を丁寧に汲み取りながら進めてまいりたいと考えております。

続きまして、廃校施設の活用についてでございます。廃校施設の有効活用につきましては、文部科学省がみんなの廃校プロジェクトを公表し、様々な活用事例、支援制度、企業とのマッチング、財政処分手続等を紹介しております。議員御提案の地域交流拠点、防災拠点、観光交流施設等につきましては、全国的な事例も多く、地域活性化に向けた可能性の高い取組と存じますので、地域の実情に合った有効活用に向けて、先進事例等の研究や関係者との連携を十分に図りながら検討を進めてまいります。

3問目は、民間提案制度の対象として活用アイデアを募集する考えということでお答えいたします。先ほど答弁申し上げましたとおり、廃校施設の有効活用を検討する過程では、地域が描く将来像や関係者の意向、地域の実情を踏まえ、十分な議論が行われるべきと考えております。その上で、民間企業等の参入が有効と判断されれば、民間提案制度を含めた検討段階に入るものと認識しております。廃校施設の有効活用におきましては、学校施設の特長、この特性には、広い敷地、堅牢な校舎、教室構造、イ

ンフラ完備といった条件があるかと思いますが、こうした特性を生かすことで、地域の課題解決と企業の事業性を両立させる可能性があることから、今後の選択肢の一つとして、民間提案制度も視野に入れて検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

栄 ヤスエ 議員（１７番） 詳細な答弁ありがとうございました。しっかりと今後を見据えての答弁だったと思いますので、しっかりお願いしたいと思います。５月に産業建設委員会の行政視察で、沼津市のリノベーションまちづくりを学んでまいりました。これは空き家ですとか空きビルなどの遊休不動産を民間企業がリノベーションし、新たな商業施設や住居、ワークスペースなどに生まれ変わらせるということで、地域の活性化を目指しているということですね。民間主導の公民連携型まちづくりということで推進しているということでした。この事業で令和７年度までに８７の事業が、民間のいろんな、住民だけではなくて、全国から集められた人材の人たちが、話し合いを進めて、８７の事業が立ち上がったというふうに聞いております。本市においても、公共施設等民間制度を活用しながら、行政だけでなく、民間事業者や地域の住民、また、金融機関等も巻き込みながらですね、地域おこし協力隊も奄美市各地域におられますので、そういった多様な主体と連携し、施設の新たな価値を創出していくことが求められているかなというふうに思います。今後、廃校となる可能性のある学校施設についても、早い段階から、利活用を検討していくことが重要であるとは考えますけども、やはり、部長がおっしゃったように、また、地域づくりも含めてですね、地域住民の意向もしっかりと踏まえていただいて、地域住民が本当に地域にとって良いような、また、利活用をですね、学校施設の利活用になりますようにですね、しっかりと検討をしていただきたいというふうに要望して、この質問は終わらせていただきます。

それでは、次の質問ですけれども、小中学校への給水機設置について、ということで質問いたします。小中学校への給水機設置については、昨年９月議会においても、小中学校の体育施設への給水機設置について質問をさせていただきました。近年、気候変動の影響により、全国的に猛暑が続いており、今年も暑い時期がそこまで来ております。子どもたちの熱中症対策は、教育現場における重要な課題となっていると思います。奄美市においても、夏場の高温多湿な環境の中で、授業や体育活動、部活動が行われており、児童・生徒がこまめに水分補給を行うことが大変重要になっていると思います。現在、市内の小中学校では児童・生徒が水筒を持参して登校しているんですけども、暑い日には水筒の中身がすぐなくなってしまうことも少なくありません。子どもたちが持参した空の水筒に、いつでも安全で安心な奄美市のおいしいお水をですね、補給できる環境を整えることは、熱中症予防の観点からも大変意義のある取組であるというふうに考えております。そこで質問させていただきます。①市内小中学校における熱中症対策の現状と課題、教育委員会の認識をお示してください。

向 美芳 教育長 おはようございます。議員の御質問にお答えいたします。小中学校における熱中症対策につきましては、各学校において暑さ指数、WBGT等の客観的な指標に基づく、活動内容の見直しや、中止の判断、教室等への空調設備の活用、こまめな水分・塩分補給の呼びかけ、児童・生徒の健康観察の徹底などに取り組んでおります。一方で、屋外での教育活動や体育、部活動時における暑熱環境への対応、登下校時の熱中症予防、水分補給の在り方などについては、引き続き、課題があると認識しております。小中学校の熱中症対策について、教育委員会は文科省等のガイドラインを踏まえ、WBGT等の客観指標に基づく活動制限、水分、空調環境の確保、マニュアル整備等、教職員の共通理解の徹底を行うことが重要だと認識しております。以上でございます。

栄 ヤスエ 議員（１７番） 御答弁いただきました。学校現場において、様々な対策は取っているというふうには認識しております。その上でのまた、質問になりますけども、現在の児童・生徒の水分補給環境についてどのように評価をしているのか、また、家から水筒に水を入れて登校するんですけども、水筒の中身がなくなった場合の学校での対応についてもお示しいただきたいと思います。

向 美芳 教育長 議員の御質問にお答えいたします。児童・生徒の水分補給は熱中症予防や学習効率の維持にも直結する重要な取組であると認識しております。学校における水分補給環境につきましては、授業中や登下校中、休み時間、部活動中など、必要に応じてこまめな水分補給ができる環境が整えられていること、また、暑さ指数や熱中症警戒アラートなどの指標に応じて、活動制限や水分補給の頻度を調整する基準が設けられていること、さらに、水筒の持参を推奨するとともに、必要に応じてスポーツドリンクや経口補水液等を活用できる体制が整えられていることなどから、おおむね、適切な環境が確保されているものと考えております。また、児童・生徒の水筒の中身がなくなった場合には、原則として校内の水道水を補充するなど、熱中症予防を優先した対応を行っております。その際には、衛生面や安全管理、異物混入防止にも十分留意しながら対応しております。以上でございます。

栄 ヤスエ 議員（１７番） 御答弁いただきました。現在、本市の小中学校には、直接水を飲むタイプの冷水機が設置されているところもあるというふうに聞いておりますけれども、６校くらい、前の答弁ではありましたが、設置にあたっては各学校の保護者会による購入ですとか、卒業記念などで寄贈にされたものを使っていたというふうな認識は聞いておりますけれども。次の質問ですけれども、昨年９月議会で小中学校への給水機設置について質問いたしましたが、その後、どのような、庁内で検討がされてきたのか、お示しいただきたいと思います。９月定例会では、部長の答弁として、給水機の新たな設置については、設置スペースや排水管等の整備、また、維持管理コストなど、様々な課題が伴っております。これらの点について、現行の施設環境や予算状況を踏まえ、必要性や実現可能性について、十分に検討する必要があるものと考えております、との答弁がなされておりましたが、その後の庁内での検討がなされてきたか、御答弁お願いいたします。

當田栄仁 教育部長 それでは、給水機設置に係る検討過程ということでお答えいたします。市内小中学校への給水機の設置につきましては、昨年９月議会におきまして、議員より、御質問を受けたのち、本庁舎２階に設置しております、給水機の利用形態や給排水等を確認したほか、給水機メーカーよりカタログを入手するなど、情報収集を行っております。また、議員からリース方式の御提案を受けているということでございますけれども、議員御案内のとおり、高額な初期投資を抑えることができるほか、補修やメンテナンスなどを含めたメリットがあるものと認識をしております。また、モデル校の御提案もいただいたということですが、こちらのほうも導入後の維持管理、安全面・衛生面の課題等を整理しまして、他事業を含めて引き続き、総合的に検討してまいりたいと考えております。

栄 ヤスエ 議員（１７番） 答弁を今、していただいたところなんですけれども、この給水機の導入については、購入方式だけではなくて、全国的にリース方式というのが取り入れられているというふうにありますので、先ほど、答弁もございましたけれども、初期投資とかまた、ランニングコストというのがやはり、行政が導入するには課題になるかと思いましたので、そういった意味で、今、リース方式というのがあるということで、情報も収集していただいているということでありましたので、しっかりとまた、調査していただきましてですね、また、来年度また、お願いしたいと思っておりますので、よろしく願います。本当に児童・生徒数の多い学校ですとか、体育施設の多い学校などには、先ほど言われました、モデル校としてですね、しっかりとまた、給水機を設置していただいて、効果検証なども行うようなこともしていただきたいというふうに思っております。給水機の設置、単なる設備整備ではなくて、子どもたちの命と健康を守るための熱中症対策であるというふうに思いますので、本当に全国的に先進的な取組が進められております。例えば、千葉県柏市においては、私立小学校に給水スポットを設置して、児童・生徒が持参したマイボトルへ自由に、２階にあるようにですね、マイボトルに自由に給水できる環境づくりを進めているというふうにも聞いております。そしてまた、笠利支所のほうにおきまし

でも、検討を進めているというふうな情報も聞いておりますので、しっかりまた、そういったことも検証していただき、また、東京都やまた、神奈川県内の自治体でも、熱中症対策と環境教育の観点から、学校への給水機設置が進めております。これらの自治体におきましては、まずは、熱中症予防ですとか、児童・生徒の健康管理、そして、マイボトル利用の促進ということと、また、ペットボトルのごみ削減ということ、そういったことも効果が報告されているというふうに聞いております。そして、特に注目したいのは、先ほどお伝えしました、購入方式だけではなく、リース方式による導入が広がっていることがありますので、しっかりと、教育委員会のほうでも検討していただきまして、前向きな検討をよろしくお願いしたいと思ひまして、要望を持ってこの質問を終わらせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

次に、3番目、小中学校における包括的性教育の推進について質問いたします。小中学校における包括的性教育の推進についてなんですけれども、近年、スマートフォンやSNSの普及により、子どもたちは多くの情報に接することができる一方で、性被害や性暴力、デートDV、性感染症、若年妊娠など、様々な課題に直面しております。このような中、子どもたちが自分自身を大切に、また、相手を尊重しながら健やかに成長していくためには、発達段階に応じた適切な性教育が重要であると考えます。包括的性教育とは、単に妊娠や出産、生殖に関する知識だけではなく、命の大切さ、人権尊重、そして、自己肯定感、性暴力防止、デートDV防止、SNSによる性被害防止、多様性への理解などを含めて学ぶ教育でもあります。さらに、奄美市では、健康増進課による学校への出前講座が実施されておひまして、命の大切さや思春期保健について学ぶ機会が提供されているというふうに認識しております。しかしながら、学校によって学ぶ機会に差が生じることなく、市内すべての子どもたちが継続的にですね、学べる環境づくりが必要ではないかというふうに考えます。また、子どもたちだけではなく、教職員、そして、保護者も正しい知識を共有し、家庭と学校と地域が一体となって子どもたちを支えることが重要であるというふうに考えます。そこで、質問いたします。①、奄美市内の小中学校における性教育及び生命の安全教育の実施状況をお示しいただきたいと思ひます。

向 美芳 教育長 議員の御質問にお答ひいたします。市内すべての小中学校において、学習指導要領に基づいた性に関する指導を実施しております。指導は学級担任や養護教諭を中心に行っておりますが、多くの学校で、保健師、助産師、産婦人科医などの医療従事者を講師として招聘し、専門的な立場から児童・生徒への指導を行っております。また、命の安全教育につきましては、各学校の実態や児童・生徒の発達段階に応じて、保健体育科や学級活動、道徳科、人権教育等の教育活動を通して、命の尊さや自他を尊重する態度、性暴力の未然防止等について指導を行うとともに、困ったときに信頼できる大人へ相談することの大切さを学ぶ、SOSの出し方教育も実施しております。以上でございます。

栄 ヤスエ 議員（17番） 御答ひいただきました。様々な、教育現場のほうでは、されているというふうに聞いております。学校によって、それぞれの性教育の出前講座等に関して、講演に関しては、学校の現場サイドでいろいろ、裁量によって決まるというふうには聞いておりますので、しっかりとまた、学校の養護教諭先生とまた、教頭先生か、学校の校長先生等ですね、話し合いによって、ここまでは駄目とかここまでは話して良いとか、いろいろと制限等もあるように聞いておりますので、そこらへんもしっかりと精査しながらですね、同じ内容とは言いませんけれども、しっかりと、制限がされないような形でですね、いろいろと学校教育現場ですので、それぞれの基準に、文科省のいろんな基準もあると思ひますけれども、そういった部分も踏まえてなんですけれども、なるべく多くの学校でしっかりと継続的に行っていただきたいというふうに思っております。

次の質問に入ります。②健康増進課が実施している出前講座の内容、また、実施状況及び学校現場からの評価など、また、課題がありましたらお示しいただきたいと思ひます。

川畑博行 保健福祉部長 おはようございます。それでは、私のほうからは、健康増進課が実施している出前講座の内容や実施状況及び学校現場からの評価、課題についてお答えさせていただきます。健康増進課では、子どもたちが命の誕生や命の大切さについて理解を深めるとともに、自分自身の心と体の変化を正しく知り、自分と他者を大切にすることを育むことを目的として、学校と連携しながら、保健師と助産師がペアになり、性に関する保健講座を実施しております。内容としましては、発達段階に応じて思春期の心身の変化、妊娠の仕組み、避妊、性感染症など、性に関する基礎知識に加え、相手との適切な距離感、自分の気持ちを伝える方法、嫌なことを断る方法など、実生活に即した内容や、デートDV、望まない妊娠などに関する具体的な事例などにより、正しい知識をもとに、自分と相手を大切に、自分らしい行動が選択できるよう支援しております。令和7年度は、中学校で4回、高校で2回実施しており、参加者の合計は571人となっております。学校現場からは、事前に担当教職員と打ち合わせを行うことで、学校側の意向に反映した内容で実施できていること、専門職である保健師や助産師が授業を行うことで、学校だけでは伝えにくい内容についても、しっかりと生徒に届けられているとの評価をいただいております。性に関する情報については、インターネットやSNSを通じて容易に得られる一方で、必ずしも正確な情報ばかりではないことから、子どもたち自身が正しい知識を身につけ、自分自身を守る判断力を育むことが重要な課題と認識しており、今後も引き続き、生徒一人ひとりの状況を配慮しながら、学校・家庭・地域及び関係機関が連携して取り組む必要があると考えております。以上でございます。

栄 ヤスエ 議員（17番） 御答弁いただきました。健康増進課のほうでは、保健師と助産師が令和7年度で中学校が4校ですね。高校が2校ということで、多くの、571人の、高校まで行っているということですね。出前講座ですね。ありがとうございました。しっかりと、また、そういった、健康増進課のほうの取組も教えていただきました。次に、3番目の質問ですけれども、SNSを通じた性被害、デートDV、若年妊娠、性感染症予防などの課題に対して、学校ではどのような取組を行っているのか、お示しいただきたいと思います。

向 美芳 教育長 議員の御質問にお答えいたします。SNSを通じた性被害、デートDV、若年妊娠、性感染症予防などにつきましては、児童・生徒が正しい知識を身につけ、自ら適切な判断や行動ができるよう、発達段階に応じて、保健体育科や学級活動、道徳科等の教育活動を通して指導を行っております。具体的には、SNS利用に伴う危険性や情報モラル教育、性に関する指導、命の安全教育等を実施し、性暴力の未然防止や自他を尊重する態度の育成に努めております。以上でございます。

栄 ヤスエ 議員（17番） 御答弁いただきました。ありがとうございます。しっかりとまた、今お聞きした分には、取組はされているというふうに聞いておりますので、安心いたしました。次の質問に移ります。④今年度から奄美郡島で始まった、医師、助産師、保健師など、地域の専門人材を講師に始めました、奄美群島包括的性教育について、このプロジェクトについての概要をお示しいただきたいと思います。

向 美芳 教育長 議員の御質問にお答えいたします。奄美郡島で今年度から始まった、奄美群島包括的性教育プロジェクトの概要についてお答えいたします。奄美群島内においては、性に関する指導への専門性を有し、かつ学校での指導に協力可能な医療従事者が限られていることから、講師招聘等を希望する学校が必ずしも等しく学習機会を得られていない状況がございました。こうした課題を踏まえ、県教育省大島教育事務所が性に関する指導に携わる医療従事者等の有志団体である、奄美群島性教育講師バンク代表、みんなの診療所、小徳羅漢氏からの提案を受け、関係機関と連携しながら本プロジェクトが立ち上げられました。この取組は、医師や助産師など、地域の専門人材が学校で講和を行い、子どもた

ちが性に関する正しい知識を身につけ、自分と他者を大切にする力を育むこと目的としております。背景には、性感染症や予期せぬ妊娠、SNSトラブル、性の多様性への理解不足など、子どもたちを取り巻く環境の課題の複雑化がございます。そのため、学校だけでなく、地域の専門職と連携し、発達段階に応じた学びを提供するものでございます。具体的には、奄美群島性教育講師バンクに登録された専門人材を各学校へ派遣し、命の誕生、命の安全教育、月経や射精の仕組み、デートDV、性感染症予防、避妊やライフプランニング、性の多様性などについて、講話やワークショップを実施します。この取組により、学校間の学習機会の格差解消や、専門的で質の高い性教育の充実が図られることを期待しております。以上でございます。

栄 ヤスエ 議員（１７番） 概要について詳細に御説明いただきました。ありがとうございました。この奄美群島の包括的性教育プロジェクトですね。先ほど、御紹介がありました、小徳医師が中心になりながらメンバーを集って編成されたものなんですけども、今、奄美群島にはそのバンクに登録している方々が３６名登録しているということで、人数言いますと、奄美市が９人、龍郷町が３人、瀬戸内町が２人、天城町が１人、知名町が６人ということで、様々な専門職、お医者さんだったりとか看護師だったりとか、様々な専門職の皆さんが登録していただいているというふうに聞いております。５月２８日なんですけども、民間団体の男女共同参画奄美会議の活動の中でですね、みんなの診療所の、先ほど紹介ありました、小徳羅漢先生を講師にお招きしまして、包括的性教育から始まる幸せな島づくりというようなことをテーマとして講演会を開催させていただきました。講演では、望まない妊娠や性感染症予防だけではなく、自分を大切にすること、相手を尊重すること、デートDV防止、性の多様性への理解など、先ほど紹介ありました、このような包括的、性教育だけで包括的な性教育の重要性について学ぶことができました。また、参加された保護者や教育関係者からは、子どもだけでなく大人も学ぶ必要がある、学校で継続的に取り組んでほしいといったような声も寄せられております。アンケートもありましたので、しっかりとまた、取組をお願いしたいと思います。

次に、子どもたちだけではなく、５番目の質問になりますけども、教職員を対象とした包括的性教育や生命の安全教育に関する研修の実施状況をお示しいただきたいと思います。

向 美芳 教育長 議員の御質問にお答えいたします。教職員を対象とした包括的性教育や生命の安全教育に関する研修の実施状況について、お答えいたします。まず、包括的性教育に関する研修につきましては、昨年度の奄美市学校保健研究大会において、みんなの診療所の小徳医師を講師にお招きし、奄美群島の子どもたちの心と体を守る性教育プロジェクトをテーマに御講演をいただきました。当日は各学校の管理職、養護教諭、栄養教諭等の教育関係者をはじめ、保護者、医療従事者など、３００人を超える方々に御参加いただき、子どもたちを取り巻く性に関する課題や発達段階に応じた性教育の必要性について理解を深める機会となりました。

次に、命の安全教育に関する研修につきましては、周囲の大人が児童・生徒のＳＯＳを適切に受け止める力を育むことを目的として、ＳＯＳの出し方・受け止め方に関する取組を進めております。昨年９月には、医学博士であり、子どもの自殺対策やメンタルヘルスについて多数講演をされている高橋聡美先生を講師にお迎えし、子ども向け・保護者向けの講座を実施しました。子ども向けの講座では、市内２校において各学年の発達段階に応じた授業を行うとともに、他校の教職員も参加できるようにし、学校現場における指導の参考となる機会を設けました。また、昨年１２月には、鹿児島県中央児童相談所の田畑健太郎医師を講師にお迎えし、ＳＯＳの出し方・受け方に関する教職員向けの研修を実施しました。この研修では、認知行動療法の視点から、感情の発達や自傷行為への対応について学ぶとともに、子どもの不快な感情を言語化・身体化・行動化の３つのチャンネルから読み取る視点など、学校現場で活用できる実践的な内容を共有しました。以上でございます。

栄 ヤスエ 議員（１７番） 詳細ありがとうございました。各段階でいろんな講師を招いて、そういった研修が行われているといった実情が分かりましたので、ありがとうございます。次に、６番ですけど、教職員も含めてですけど、保護者向けの講演会や学習会というのもそこに含まれていたんでしょうか。家庭と学校が共通理解のもとで子どもたちを支える取組を進める考えはないかということで質問したいと思いますが、お示しいただきたいと思います。

向 美芳 教育長 議員の御質問にお答えいたします。子どもたちをとということでございますので、御質問にお答えしたいと思います。子どもたちの心と体を守るためには、学校での指導に加え、家庭においても、子どもの変化に気づき、悩みや不安を受け止める環境づくりが重要であると考えております。各学校におきましても、学校保健委員会や家庭教育学級等の機会を捉え、保護者を対象とした研修会や学習会の中で、性に関する指導や命の安全教育に関わる内容を取り上げ、家庭と学校が共通理解を深める取組が行われております。また、今年度から始まりました、奄美群島包括的性教育プロジェクトを活用し、地域の専門人材による講和等を通して、保護者が性に関する正しい知識や子どもたちを取り巻く課題について学ぶ機会を設けている学校もございます。さらに、先ほども述べましたとおり、昨年度の奄美市学校保健研究大会において、みんなの診療所の古徳医師を講師にお招きし、奄美群島の子どもたちの心と体を守る性教育プロジェクトをテーマに御講演をいただきました。当日は多くの保護者の方々が参加し、性教育に関する理解を深める機会となりました。命の安全教育につきましても、昨年９月に高橋聡美先生を講師にお迎えし、ＳＯＳの出し方・受け方に関する講座を実施しており、保護者向け講座は、名瀬地区の中学校区２か所で夜間に開催し、計７３人の参加があり、子どものＳＯＳを家庭や学校でどのように受け止めるかを考える機会となりました。今後も、包括的性教育や命の安全教育の取組を進める中で、学校、家庭、関係機関が共通理解を深められるよう、保護者向けの講演会や学習会の開催について、学校やＰＴＡ等と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

栄 ヤスエ 議員（１７番） 詳細にわたる御説明がありがとうございました。説明いただいたんですけども、この性教育講師バンクによる性教育の講演というのは、今年度で奄美市が中心になると思いますけども、３３校で実施するというふうな情報も聞いておりますので、しっかりとまた、こういったバンク制度についても周知はされているのかなというふうには思っております。

次の質問ですけれども、奄美群島性教育バンクと、また、教育委員会、健康増進課、子ども家庭センター等ですね、医療関係等が連携する、取り組む、本市の考えをお示しいただきたいと思います。

向 美芳 教育長 議員の御質問にお答えいたします。性に関する指導や命の安全教育につきましては、子どもたちが自分の心と体を大切に、他者を尊重しながら、困ったときには適切に相談できる力を育む大切な取組であると考えております。今年度から奄美群島包括的性教育プロジェクトが本格的にスタートしており、本市におきましても、小中学校１８校に対し、延べ２６回の講師派遣が予定されております。本プロジェクトについては、管理職や養護教諭等を通じて、各学校への周知を図っており、今後、さらなる活用が進むことで、学校における性に関する指導の充実につながるものと考えております。本市としましては、教育委員会が学校との調整や情報共有を行うとともに、健康増進課、子ども家庭センター、医療機関等と連携し、医学的な知見、母子保健、家庭支援、相談支援など、それぞれの専門性を生かしながら、子どもたちを支える体制づくりを進めてまいり所存でございます。以上でございます。

栄 ヤスエ 議員（１７番） ありがとうございます。今後とも、健康増進課の出前講座とも県のほうともまた、調整しながらですね、継続的にこの性教育が奄美市内の小中学校で行われることを要望いたしまして、終わりたいと思います。この取組も群島内で、県下で初めての取組ということでしたので、ま

たこれが、県全体に広がることを期待して、質問を終わらせていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。西宮市との友好都市連携20周年と未来につなぐ交流事業についてということでございますけれども、本年は奄美市と西宮市との友好都市提携が20周年という節目の年を迎えております。この機会に両市の交流の歴史を振り返るとともに、次の世代へとまた、どのようにつないでいくかという視点から質問させていただきます。西宮市と奄美市との交流は、原点は戦後の苦難の時代にあるというふうに聞いております。奄美群島が米軍統治下に置かれたときに、医療や生活環境が厳しい状況にあったときに、西宮市の医師である菊池回生病院長をはじめ、多くの西宮市民の皆様が、奄美の医療支援や復興支援に尽くしてくださったというふうにも聞いております。諸々ございますけれども、飛ばします。質問に入りますが、本年度の友好都市連携20周年を迎えるにあたりまして、奄美市としてどのような記念事業や交流事業を計画しているのか、新年度予算も計上されておりましたので、具体的にお示しいただきたいと思います。

永田公洋 商工観光情報部長 おはようございます。お答えいたします。議員からも御案内ありましたが、西宮市との交流の歴史は奄美群島が日本に復帰した直後の昭和30年代の厳しい時代に、西宮出身の菊池武正医師が群島の島々を巡回し、医療支援・奉仕活動を行ったことがきっかけとなり、その後、昭和42年には名瀬ライオンズクラブの支援により、中学生の交換事業が実施され、これら交流を契機として、昭和56年に旧名瀬市と西宮市にて友好都市提携が提携されました。以来、今年度は旧名瀬市時代から数えて45周年、合併後に奄美市として改めて提携を締結してから、20周年を迎えております。西宮市は本市と比べ、人口約48万人の大都市であります。奄美出身者も多く在籍しているようであります。その中で、近年の交流といたしましては、毎年開催の奄美まつりと西宮市民まつりに互いに参加し、友好都市特別賞の贈呈のほか、奄美市からは奄美ブースも出店させていただき、観光PRや特産品の販売も行っているところです。また、昨年度は、西宮市は市政施行100周年を迎え、安田市長が記念式典に出席するとともに、奄美市市政施行20周年の記念式典にも、西宮市の岩崎副市長に御出席をいただいたところであります。このように、交流を続ける中で、今年度は20周年という節目でありますので、両市間において、これまでの友好の歴史を再認識し、さらに今後も交流を深めていこうということで、例年以上の交流を計画しているところであります。西宮市におかれましては、今年度も奄美まつりに合わせ、市長、議長をはじめ、西宮市の皆様方が来島する予定であり、舟こぎ競争での西宮市長賞の贈呈のほか、祭りにも参加していただく計画であります。また、本市からも10月開催予定の西宮市民まつりへ参加し、ダンスコンテストでの奄美市長賞の贈呈のほか、例年以上に奄美ブースを拡充し出店する予定であります。そして、例年、祭りでは、関西奄美会の皆様に八月踊りを披露していただいておりますが、今年度は地元この奄美から、歌者や八月踊り団体を西宮市へ派遣し、関西奄美会の皆様と一緒に、大きな輪となって、大いに奄美の伝統文化をPRしていきたいと考えております。加えまして、今年度につきましては、西宮市民まつりの翌日には、同じく西宮市内にて開催される地域イベントの弥栄祭りというのにも参加したいと考えております。この祭りは関西在住の奄美出身者からお声掛けがあり、今回は20周年、そして、日程的にも参加可能で、有意義な機会でありますので、奄美を広くPRしてまいりたいと思っております。以上でございます。

栄 ヤスエ 議員（17番） 詳細にわたる御説明ありがとうございました。しっかりと理解いたしましたので、20周年を記念して、しっかりとこの交流事業を進めていただきたいと思います。去年は芝山町とかですね、友好都市でもありましたけれども、私たちも修学旅行に同行させていただいたりとかした経験もありましたけれども、今後また、瀬戸内町におきましては、伊子茂小学校と関西圏の学校とのオンライン交流等も進められているというふうに聞いておりますし、また、西宮市には武庫川女子大という、カヌーとか競技をはじめ、スポーツ分野で全国トップレベルの実績を持っている大学等もあるようですので、奄美市のほうにですね、体験交流館や内海などの環境を生かして、スポーツ合宿とかも誘

致できるのではないかというふうに考えておりますので、今後また、要望になりますけれども、20周年を機にしながら、また、オンラインとか学校ですとか、そういったスポーツ合宿との交流等も含めてしていただきたいというふうに要望をさせていただきます、この質問を終わらせていただきますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

次の質問に移ります。5番目、最後になりますけれども、高齢者補聴器購入費助成制度の導入について質問いたします。最後に、高齢者補聴器購入費助成制度の導入についてなんですけれども、我が国では高齢化が進展し、認知症予防、また、介護予防が重要な政策課題となっております。その中で近年注目されているのが、加齢性難聴への対応でございます。難聴は単に聞こえにくくなるだけではなくて、家族や友人、また、会話が聞きづらくなり、地域活動への参加機会が少なくなり、また、社会的孤立や閉じこもりにつながるというようなことも指摘されております。また、近年では、難聴が認知症発症の危険因子というふうにも認識がされております。しかしながら、補聴器は高額ですね、購入するには、必要性を感じながらも購入を断念している方々も多いというふうに思っておりますので、そこらへんも含めて、市民の方からも、補聴器が必要だと言われてからも高額で買えないとか、購入後も電池代ですとか、メンテナンス費用もかかるため買えないとか、いろいろお声をいただくところでございますので、また、公明党奄美市議団としても、市民の皆様からのお声をいただきまして、新年度予算にもこの購入費助成についての要望も入れさせていただいておりますので、そこで伺いたいと思います。奄美市における加齢性難聴高齢者の実態をどのように把握しているかお示しいただくと、また、難聴と認知症、また、ヒアリングフレイルという、フレイルですね。耳の加齢なんですけれども、フレイル及び社会的孤立との関連性について、市はどのように認識しているか、二つ合わせてお示しください。

川畑博行 保健福祉部長 それでは、障害者手帳を持たない高齢者への補聴器購入費助成制度について、二つ続けて答弁させていただきます。一つ目に、加齢性難聴高齢者の実態につきましては、本市として、現時点では対象者数や難聴の程度など、詳細に把握している状況にはございません。一方で、全国的には加齢に伴う難聴者の増加が指摘されており、本市においても一定数の高齢者が聞こえに関する課題を抱えているものと認識しております。二つ目に、難聴と認知症につきましては、コミュニケーション機会の減少や社会参加の低下につながることもあり、認知症やフレイル、社会的孤立との関連性が指摘されていることから、市としても重要な課題であることは認識しております。一方で、現時点において、加齢性難聴に特化した事業は実施しておりませんが、介護予防事業や通いの場の推進、高齢者の見守り活動などを通じて、フレイル予防や社会参加の促進に取り組んでいるところです。以上でございます。

栄 ヤスエ 議員（17番） 御答弁いただきました。難聴に関する実態調査ってなかなか難しいと、できていないというふうな現状がよく分かりました。3点ちょっと、一緒に質問しますけれども、全国で広がる補聴器助成制度について、市はどのように調査研究を行っているのかお示しいただきたいと思います。昨日から同僚議員の答弁におきまして、本年の6月からご長寿応援券5,000円ですね、を使いまして、補聴器の購入と、また、電池代とかそういったものも購入ができるというふうにお示しもありましたけれども、そこに調査研究を行っているのかお示しいただくと、高齢者の認知症の予防、予防介護、健康寿命の延伸の観点から、この補聴器購入助成制度の導入を検討できないか、ということでお示しいただきたいと思います。

川畑博行 保健福祉部長 それでは、二つ続けて答弁させていただきます。一つ目の補聴器購入費助成につきましては、全国的に導入する自治体が増加していることから、本市においても関心を持って情報収集を行っております。具体的には、先進自治体の制度内容や対象要件、助成額、利用実績、事業効果などについて調査を進めているところでございます。二つ目の高齢者の認知症予防、介護予防及び健康寿

命の延伸は、本市の高齢者施策を推進する上で重要な課題であると認識しております。加齢性難聴につきましては、コミュニケーション機会の減少や社会参加につながり、認知症やフレイルとの関連性が指摘されていることも考慮して、本市におきましては、令和8年度から、ご長寿応援券の利用対象を補聴器購入に追加したところであります。まずは、利用状況やニーズの把握に努めてまいりたいと考えております。今後につきましては、全国の先進自治体における補聴器購入費助成制度の導入状況や、事業効果、財政負担等について調査研究を進め、本市における助成制度の在り方について検討してまいります。以上でございます。

栄 ヤスエ 議員（１７番） 御答弁いただきました。調査研究ということなんですけれども、具体的には、昨日では、市内の補聴器の取扱店等に調査をかけて、しっかりとまた、実態調査をするというような認識でありましたので、しっかりとそういったことも含めてですね、具体的に前向きな検討が、検討というか、前向きに取組ができるような形でしっかりと実態調査をしていただきたいと思います。また、地域包括センターと医療機関と連携した、聞こえの相談体制の充実についても伺いたいと思います。すみません。

川畑博行 保健福祉部長 包括支援センターと連携した聞こえの相談のことでよろしいですかね。それでは、お答えさせていただきます。聞こえに関する相談体制につきましては、１７日の幸多議員の質問でも答弁させていただいたように、本市におきましては、地域包括支援センターが高齢者の総合相談窓口として、訪問や相談対応を通じて、生活上の困りごとを把握し、必要に応じて医療機関や関連機関につながり支援を行っております。議員御提案の聞こえに関する相談体制の充実につきましては、高齢者が身近な場所で相談でき、適切な支援につながる仕組みが重要であると考えております。今後につきましては、地域包括支援センターや医療機関をはじめ、関連機関の連携の在り方や、他自治体の取組事例なども参考にしながら、より効果的な支援の在り方について研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

栄 ヤスエ 議員（１７番） よろしくお願ひいたします。なかなか見ようとなしと見えないうかですね、難聴はなかなか本人からは言い出せないものがございますので、しっかりと見つけ出せるような体制づくり、先ほどのご長寿応援券についても、６月からスタートしておりますけれども、なかなか周知広報がなければ、いつ始まって何が始まっているのか、全然分からない状況だと思いますので、この周知の方法もですね、ネットとかいろいろ、広報紙等を使いまして、周知していただくように、また是非、必要な人のところに届けられるような体制づくりをですね、市としてもお願いしたいと思います。最後になりますけれども、公明党の市議団としても、市民の皆様から寄せられた声を受けて、新年度予算にもこの補聴器の新制度の創設というふうに求めてまいりました。是非、市民の皆様の願いに応える施策として、補聴器購入費助成制度の創設に向けて、是非、前向きな検討を強く要望させていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

多田義一 議長 栄議員に確認いたしますが、先ほど４番目、西宮市との交流についてという項目が１個ありますけれども、これは答弁求めなくてよろしいですか。答弁書があるようですが。

栄 ヤスエ 議員（１７番） そうですか。お願いいたします。

多田義一 議長 求めますか。

栄 ヤスエ 議員（１７番） はい。じゃあ、時間がありますので。

多田義一 議長 商工観光部長，西宮市との交流について，子どもたちとの交流についてというところで，②となっているところがあると思いますが。

永田公洋 商工観光情報部長 通告の中で関西奄美会との連携というかたちでの御質問をいただいておりますが，答弁したほうがよろしいでしょうか。

栄 ヤスエ 議員（１７番） はい。お願いいたします。

永田公洋 商工観光情報部長 はい。すみません。奄美会と交流ということですが，関西地区ではですね，西宮市民祭りのほかにも，同じく友好都市を結ぶ豊中での豊中まつり，尼崎での物産展など多くの行事があります。その行事のたびにですね，関西奄美会の皆さんにも御協力いただいて，一緒に物販の販売であるとか，芸能の披露であるとか，そういう御協力をいただいております。また，本市から県の大阪事務所に職員を派遣しておりまして，日頃から連携強化を図っているというところでもあります。また，関西のほうからも皆さん御存じのとおり，春には近畿笠利会が墓参ツアー，夏には奄美まつりに合わせて名瀬会などがいらしていただいて，地元の皆さんと交流をいただいているということでもあります。このように関西地区の郷友会の皆さん，それから，その他の全国の郷友会との皆さんとも便宜を図って交流を深めておりますので，御理解いただきたいと思います。以上です。

栄 ヤスエ 議員（１７番） ありがとうございます。以上で質問を終わります。ありがとうございます。

多田義一 議長 以上で，公明党 栄ヤスエ議員の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。午前１０時４５分再開いたします。（午前１０時３１分）

○

多田義一 議長 再開いたします。（午前１０時４５分）

引き続き，一般質問を行います。

自民党新政会 竹山耕平議員の発言を許可いたします。

竹山耕平 議員（２１番） 市民の皆様，議場の皆様，おはようございます。自民党新政会の竹山耕平でございます。

まず，質問に入る前に，最大震度５を記録した地震により，奄美郡島南部を中心とする発災，また，台風６号により，多くの地域で被害も確認をされております。さらには，梅雨前線や線状降水帯など，雨による災害も見受けられております。被災された皆様，地域に対しお見舞いを申し上げ，平穏な生活に戻りますよう御祈念を申し上げます。

それでは早速，私の一般質問，個人質問に移ります。今年４月１日から，特に自転車にかかる道路交通法が一部改正されました。皆様も御承知のとおり，主なものとして，特に１６歳以上の自転車利用者が対象となる交通反則通告制度，いわゆる青切符反則金が導入されたことです。今回の法改正にかかる違反行為は約１１３種類にも及び，反則金も３，０００円から１万２，０００円が課せられます。私は様々な立場から関わりを持つことから，今回の法改正に伴い，改めてこれまでの指導方法や周知啓発活動などの見直し等も必要だと思い，また，そのことを達成するためには，市当局や警察をはじめ，様々な範囲に関係する各関係機関が協力・連携を行い，課題意識を持って取り組む必要性も，また，重要性も高いということから，共有認識，共通課題を持って取り組んでいただきたい，そのようなことから今回，取り上げさせていただいております。もちろん，取り締まる立場にある警察のほうにも同じような

お話はさせていただいているところです。まず、質問です。今回の法改正に伴う、市当局、教育行政の御見解をお示しいただきたいと思います。次の質問より発言席にて行います。

多田義一 議長 答弁を求めます。

安田壮平 市長 竹山議員の御質問にお答えします。私のほうからは、市当局としての見解を述べさせていただきます。議員御案内のとおり、令和8年4月1日に道路交通法が改正され、16歳以上の自転車利用者に対して交通反則通告制度、いわゆる青切符制度が導入されました。今回の法改正以前は、いわゆる赤切符と呼ばれる刑事手続きによる処理のみが行われていました。今回の本制度導入により、自転車の交通違反の中でも比較的軽微であるが、危険性が認められるものが反則行為とされ、16歳以上が適用されることとなりました。近年、全交通事故に占める自転車関連事故の割合が増加する中、本制度が導入されたことで、自転車利用者が安全運転の重要性を認識し、再発防止へつなげられることが、安全・安心な交通環境に資するものと認識しております。したがって、本制度の趣旨や多くの反則行為の内容が適切に市民の皆様の理解につながるが大変重要でありますことから、本市としまして、警察などの関係機関と連携した周知を行い、自転車事故防止や安全意識の向上を図っていききたいと考えております。以上でございます。

向 美芳 教育長 教育行政としてどのように受け止めているかということについてお答えいたします。交通反則通告制度の適用は16歳以上であります。自他の生命を守るため、交通ルールを遵守する意識や安全な自転車利用の習慣は、小さい頃から身につけることが重要であると考えております。今回の法改正に伴い、教育現場においても交通安全教育の重要性にかかる意識が高まったものと認識しております。以上でございます。

竹山耕平 議員（21番） 分かりました。それぞれの御見解を聞きましたので、その後、2、3、4と質問が続きますので、それに合わせてまた、お伺いをさせていただきたいと思います。次にですね、関連も含めて、まず、教育委員会の方にお伺いをさせていただきます。現在、この通学時における自転車利用を許可する学校をお示しいただきたいと思います。また、合わせてですね、これまでもちょっと質問を続けておりますが、この通学時に加え、また、少年団、部活動、プライベートにおける自転車利用時のヘルメット着用への各学校の義務やルールのなもの、また、教育委員会としての指導の在り方について、合わせてですね、やはり、子どもたちだけではなくて、やはり、今回の、今までありますように、やはり、大人の方々、16歳以上が関わってくるわけですから、それを指導する教職員、また、質問通告ではなかったんですけど、教職員や保護者ですね。まあ、教職員に限って質問させていただきませんが、この教職員への指導、学校ですね、働きかけについて、合わせてお示しいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

向 美芳 教育長 議員の御質問にお答えいたします。昨年度、自転車通学が許可されていた学校は、中学校で6校となります。今年度は現在のところ、5校において生徒からの申請があることを確認しております。自転車通学を許可する際には、部活動への参加時を含め、常用時のヘルメットの着用を必須条件としております。日常時のヘルメットの着用指導につきましては、児童・生徒の命を守る上で大変重要であると認識しております。このため、各学校において、交通安全教室や学級活動、全校集会等の機会を通して、自転車通学時はもとより、少年団活動や部活動、日常生活における自転車利用時についても、ヘルメット着用の必要性を指導しております。今後も、国や県の通知等を踏まえながら、保護者とも連携し、ヘルメット着用の定着に向けた啓発に努めてまいります。また、教職員に対しましては、これまでも国や県からの通知分の周知をはじめ、管理職研修会等の機会を通して、交通法規の遵守や交通

安全意識の向上について注意喚起を行っております。今回の法改正を踏まえ、自転車利用時における交通ルールの遵守やヘルメット着用の重要性について、改めて教職員への周知徹底を図るとともに、自らが模範となる行動に努めるよう働きかけてまいります。以上でございます。

竹山耕平 議員（２１番） 分かりました。今のも次の質問にも関連することから、次の質問に移らせていただきたいと思います。次にですね、先に述べたとおり、この違反行為が市長のほうからもありましたが、約１１３種類と幅広いことから、市民向け、また、今回対象とならない小中学生においても、今、教育長からもございましたとおり、その対象とはなりません、自転車を公道で乗って良いとされる、ちょっと確認しましたら、大方はだいたい４年生からなんですけど、一部、３年生からも公道を走って良いという学校があるようですが、こういう年齢のうちから指導するということは、今、教育長も少しお話があったんですけど、やっぱり、重要というふうに考えております。そういったところから、今、パンフレット、警察のほうがありました、パンフレットやリーフレット、さらには、今、教育長からもありましたように、ただ、全校朝会とか朝礼などでお話することも大事なんですけど、それも大事なんですけど、配布するだけではやはり、効果が薄いというふうに感じる次第です。特に免許を持たない子どもたちへの標識や運転ルール等の指導の在り方についても、先ほどから申し上げるように、やはり、見直して、やはり、あとは警察も含めた連携・協力は必要不可欠であり、やはり、そこは学校から警察へ、また、教育委員会から警察や、また、各学校への指導の依頼や指導方法などの、連携・協力の在り方も含めた協力体制を取らなければいけないというふうに考えることから、そうですね、やはり、今回、交通違反で、しかも、よく私のほうに耳にするのが、反則金が今回、ですけど、子どもの場合は反則金を支払うのは大人だと。大人の場合は、自動車乗るのに、バイク乗るのに、免許を持ちます。それで、ある程度の基準を達した上で免許が交付されて、それで乗れる資格を持ちます。しかし、子どもたちはただ、今言った紙を渡される。あとは、交通安全の指導を受けるだけで、もう分かっているでしょうということでは、到底理解ができないという形であります。しかし、一時停止やあとは道路標識、まあ、西議員のありますけど、歩道を自転車が通行しても良いとされる標識など、もう大人が見ても分からないですよ。そういったいろんなルールもですね、分からない中でこういう反則金、違反行為という形で示されておりますので、そのあたりも含めてですね、やはり、この指導の在り方、あとは特に教育委員会のほうが率先して、学校や警察に対しての協力依頼、協力体制などが必要が求められてくるとは思います、いかがでしょうか。

國分正大 総務部長 お答えいたします。市民向けということも含んでいますので、私のほうから、全体的なことで答弁させていただきます。今回の青切符制度導入にあたりましては、まず、児童・生徒に対しては、関係機関から提供された本制度に関する児童・生徒向け及び一般向け資料を各学校へ配布しまして、制度の周知に努めているところでございます。また、本制度の導入にかかわらず、これまでも交通安全教育を継続して実施しておりまして、自転車利用時の交通ルールや交通標識の理解、安全な走行方法などについて、発達段階に応じた指導を行っているほか、小中学校からも法改正された内容を踏まえた交通安全教室の実施に関する要望があったことから、警察と連携して対応をしてきているところでございます。また、市民向けにつきましては、出前講座を活用していただくことや啓発チラシなどにより、周知を図ってまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、関係機関との連携を図りながら、児童・生徒及び市民の皆様の交通安全意識の向上、改正された道路交通法の周知に努めてまいります。以上です。

竹山耕平 議員（２１番） 分かりました。今、総務部長のほうで、③のやつは、総括的な答弁として私も捉えました。今、私も話しましたし、市長も教育長も総務部長も話されましたので、そういったことも含めてですね、今後、どのような形で市民が、あとは子どもたち、これに対象となる、対象とならな

い方々を含めて、あとは違反行為、反則金が発生するということを、どのように捉えて、どのように理解をしてもらってという形で、やはり、これは、言いますように、私も取り締まる側の警察にも同じような話をさせてもらって、警察のほうもやはり、高校や小学校に対しての営業活動というか、やはり、その指導の在り方は、新たな交通安全運転と自転車に対する教育の仕方、指導の仕方というのも、やはり、この法改正に則って指導法を変えたり、また、試行錯誤をしているらしいです。それも準備しているということでもありますので。聞いたら、奄美高校のほうでも、学校から、それに特化した交通安全教室を開いてほしいということで、受けると。今、大島北高校のほうにもそういうお話はさせていただいているということでしたので、是非是非、また、小学校、義務教育、ただ対象とならないというわけではなくてですね、そういったことをお願いしたいなというふうに思います。

それでは、そのようなことも含めてですね、次に、④のこの自治体、そして、警察の責任として、特に標識の見方、そして、道路表示の白線や停止線、横断歩道など、交通インフラにかかる整備、補修改修等も含めてですね、この問題は同時進行で進めなくてはいけないということも考えますし、求められるというふうであります。大人の市民の方から、また、私も高校のPTAをしていることから、やはり、高校生からもですね、白線が消えている、そしてまた、標識の意味が分からないとなど、また、意見要望、そしてまた、叱咤激励というか、クレームも届いている次第です。特にハードにかかるインフラ整備につきましては、それぞれの担当が各関係機関との協力連携が不可欠でありますことから、この整備の充実、取組姿勢についてお伺いをさせていただきたいというふうに思います。またですね、商店街や屋仁川を中心とした、特に市街地の場合は一方通行が多いです。なので、この一方通行、あとは車道を自転車が行き通すということも多いので、そのあたりも、やはり、結構、商店街や屋仁川としてどう対応したら良いのかなというふうなことも。あとはそれをすごい気にしている方からも、もう一方通行のところは絶対避けると。捕まったら身も蓋もないという形で、そういう意識の高い方々もいたりですね、そういった方もいますので、是非、この問題、ちょっと取り上げさせていただきたいと思います。

安村幸一郎 建設部長 お答えします。道路標識や道路表示につきましては、交通の安全確保を図る上で重要な交通インフラの一部であると認識しております。議員御指摘のとおり、本年4月に施行された道路交通法の一部改正により、自転車利用者に対する交通ルールの遵守や安全意識の向上が一層求められており、道路利用者に分かりやすく、安全かつ円滑に通行できる道路環境の整備は重要であると考えております。道路標識や道路表示につきましては、交通管理者である警察と各道路管理者がそれぞれの役割に応じて実施しております。規制標識や信号機、横断歩道については警察、道路区画線や道路施設等については道路管理者が維持管理を行っております。今後におきましても、道路管理者として適切な維持管理に努めるとともに、警察など関係機関との連携を一層強化し、道路標識や道路表示等の交通安全施設の充実に努め、安全で安心な道路交通環境の確保に取り組んでまいります。以上でございます。

竹山耕平 議員（21番） ありがとうございます。今、建設部長のほうから何度も、一層強化を強めてまいりたいという、一層という言葉が心に残りましたので、是非、その形で。また、その中でですね、今、いろいろと事故、判断、判定ですかね。事故のされた場所とかを、それぞれの関係機関の方々が調査をしたり視察をして、それぞれの話し合いをされていると思いますが、そういったところで、例えば校区内で中学校や小学校、高校含めて、あとは町内会などなど、自分たちのまちがどのような課題があるのか、改善の必要性があるのかというのも、そういったところでそういうやり方、調査の在り方もですね、是非、検討していただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

次にですね、次の質問は、市民の方から、市当局、また、警察のほうに訴えてほしいというお言葉をいただいたことからお伺いをさせていただきます。身体や視覚、また、難聴に障害を持つ方々など、意見要望として、信号機の音が聞こえにくい、または、分かりにくい。また、安全な歩道の維持、補修含めた安全管理の徹底をしてほしい。点字ブロックの破損など、そのままであるから対応してほしい。

様々な意見がありました。そして、この障害を持つ皆様ですね、これらは命に関わる対策として、真剣にしっかりと進めていただきたいという意見がございましたので、警察を含めた横断的な対応が求められることではありますが、御見解についてお示しをお願いいたします。

安村幸一郎 建設部長 それでは、お答えいたします。障害のある方をはじめ、高齢者や子どもなど、すべての人が安全かつ安心して移動できる道路環境の整備は重要であると認識しております。本市におきましては、道路整備を行う際には、段差の解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置など、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた整備を推進しているところでございます。議員御指摘の視覚障害者誘導用ブロックの破損箇所につきましては、道路パトロールや市民からの要望などを通じて状況把握に努めているところではございますが、利用者の安全に関わるものでありますので、早急に把握し対策について検討するとともに、信号機の音が聞こえにくいなどの要望や課題につきましては、所管する関係機関との情報共有に努めてまいりたいと考えております。また、過去には、バリアフリーウォッチングや奄美大島介護事業所協議会の主催による街中ウォーキングや、福祉フェスタの取組の中で、障害がある方や高齢者の観点から道路施設の状況を確認し、課題を把握する機会があったかと承知しております。今後につきましても福祉担当や関係機関との連携を図りながら、利用者の視点を踏まえた道路環境の整備に努め、誰もが安全で安心して利用できる交通環境の確保に取り組んでまいります。以上でございます。

竹山耕平 議員（２１番） 是非、進めて、誰もが安全で、また、安心して住み続けることのできる、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めていただきたいというふうに思います。また、今、部長からありましたように、福祉団体やバリアフリーウォッチングなどなどもですね、いろんな形で、行政が進める、この計画には十分に、お互いにとって三方良しの形で進められると思いますので、是非是非、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問、マリンタウン地区整備計画についてお伺いをいたします。すべての区画の土地売却も進みですね、マンション・ホテルなど、建設も進んでおります。しかし、今の結果、現在の結果ですね、未だ空き地、未着工の土地も目立つようになってきました。その整備の進捗状況をお示しいただきたいと思います。そして、合わせて、売買契約時のルール、取り決め、この約束などもあったかと思ひます。この未だ更地となっている区画の建設計画についても、課題もあるというふうには認識をしております。しかし、目立つようになってきたことから、是非ですね、市が進めるこの計画をやっぱり、完成させないとですね、次の新たなまちの、その次の段階に、やっぱり、進めないと、できることがゴールではなくて、できた後のまちづくりが大事ですので、そういった観点からちょっと、お聞かせください。

國分正大 総務部長 聞き取りの中で、現状とどういうことが今、なされているのかということがありましたので、それも踏まえまして答弁させていただきます。議員御案内の名瀬港本港地区、マリンタウン地区でございますの土地売却につきましては、第１回公募にかかる契約を令和元年度末に締結してから、約６年が経過しております。これまで合計５回の公募を行い、すべての区画の売却は完了しております。一方で、現時点において建築工事に着手していない事業者も見られる状況でございます。売却済区画の具体的な整備につきましては、各事業者が土地売買契約に沿って進めることになっておりまして、引き渡しの日から３年以内に指定用途に供する建築物の工事に着手しなければならないと定められております。期限内に建築工事に着手する必要があるとございます。ただし、令和４年度の第３回公募までの契約では、やむを得ない理由があると認めて承認した場合には、２年を限度として延長することができるとしてございまして、これまで、着手期限の延長を承認した事業者もございますが、契約上の期限を超過した事例はございません。

マリンタウン地区におきましては、これまででできた主な課題としましては、土地購入した事業者か

ら、建築資材等の物価高騰や世界情勢等による資材調達の困難を理由とした、事業計画変更の相談が寄せられているところでございます。本市としましては、その都度、相談内容を確認しまして、契約内容や指定用途との整合性を踏まえながら、個別に協議を行い、適切な対応を求めてきたところでございます。また、期限が迫っている事業者や指定用途との整合について、確認が必要な事業者に対しましては、直接対話を行い、進捗状況の確認等を行ってきております。マリントウン地区は議員おっしゃるとおり、中心市街地の賑わい創出とか、奄美群島の交流拠点としての港湾機能を有するなど重要な地区だと認識をしております。今後も建築工事に未着手の事業者に対しましては、進捗状況を確認しまして、マリントウン地区全体の整備が着実に進むよう努めてまいります。以上です。

竹山耕平 議員（２１番） 分かりました。やはり、ちょうど売買が開始されてからこの間の、コロナやらそれに伴う、また、この資材高騰やら、やはり、今、部長からもあったように、やむを得ない社会情勢もあっただろうというふうには僕も十分に理解しておりますので、そのあたりは行政のほうですね、どの程度までなのかというのは、相互の協議と検討という形にはなろうかと思いますが、是非、やはり、一番最初に申し上げたとおり、やはり、部長からもありましたとおり、このマリントウン計画のやっぱり、用途の計画の後のですね、やはり、まちづくりに向けた整備の進め方というのは、是非、大事にさせていただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

次の質問に移ります。私個人的にはですね、大事な主要施策の一つであると考えております。このみんなの公園プロジェクト事業について、現状、改善、また、課題等があればお示してください。

安村幸一郎 建設部長 お答えいたします。みんなの公園プロジェクト事業につきましては、行政が整備・管理し、提供する公園から、地域住民、特に子どもたちを対象に、みんなで一緒に「共に育て共に創る公園」へを事業目的とし、昨年度創設した事業でございます。事業の内容につきましては、スポーツ少年団等の児童を対象とし、自分たちで活動する公園を選んでいただき、月１回以上の清掃活動を実施していただくもので、参加人数及び回数により、補助金を助成する制度でございます。参加人数により、１月５，０００円、１万円、１万５，０００円と支給額を分けて行い、また、清掃活動に使用する消耗品等を購入した場合、年間５，０００円を上限に別途助成も行いました。昨年度の実績としまして、８スポーツ少年団等が八つの都市公園で活動を行いました。活動回数は多い団で９回、少ない団で３回、合計で年間４４回の活動報告がございました。課題といたしましては、第３日曜日を活動実施の基準日としておりましたが、台風や大雨の影響を受けたり、少年団の大会との重複があり、思うように活動できなかったとの声が多く寄せられました。また、補助金の増額を望む声もございました。今年度、それらの要望を受け、第３日曜日にこだわらない活動日の設定、さらに、補助金を増額するなどの改善を行ったところでございます。その結果、令和８年６月８日現在、昨年度より２団体多い１０団体のスポーツ少年団が申込を行っている状況でございます。以上です。

竹山耕平 議員（２１番） やはり、私もですね、こういうふうになってほしいという思いから、この施策を見守っておりましたが、その結果どおりだということで、有り難いと、また、市長に対しても、部長に対しても有り難いと。ありがとうございますということを、感謝を申し上げたいと思います。今、部長のほうから、スポーツ少年団、小学生だけが対象になるんですかね、この八つの、今回、令和８年から１０団体というのが、そこらへんちょっと確認させていただいてよろしいですか。

安村幸一郎 建設部長 スポーツ少年団だけではなくて、小学生を対象とした、ということでございます。以上です。

竹山耕平 議員（２１番） 分かりました。やはり、小学生が対象という形で、スポーツ少年団、また、

スポーツ少年団以外にも今、いらっしゃるのでしょうか。例えば町内会、育成会。

安村幸一郎 建設部長 昨年度の実績としましては、ビューグルバンドなどが活動しているということでございます。

竹山耕平 議員（２１番） 分かりました。ビューグルバンドといえば、奄美小学校の吹奏学部というふうになるのかな。ですけど、そういう形で、八つ、そして、そういういろんな噂を聞いた保護者から、また、子どもたちも本当にすばらしい取組、事業だというふうに思います。自分たちの地域を自分たちの手でしっかりと清掃活動を行い、環境整備を行っていく、また、自分たちが住んでいる地域を愛することにつながるというふうに思いますので、是非是非、よろしくお願いしたいなというふうに思います。また、この報奨金ですかね、そういったものがどのような扱われ方をするのかというのも、今ありました、活動報告という形でまた、示されるのかどうか分かりませんが、やはり、原資はどうしても必要な活動を伴う、やっぱり、離島の子どもたちであります。そして、保護者の方々にもすばらしいこの事業だと思います。是非、教育委員会とも連携してですね、やっぱり、教育委員会もこの子どもたち育成、そして、いろんな形で育成会も含めてですね、町内会の方々にも、こういう形で子どもたち頑張っていますよというようなことも、市民環境部長も町内会とかございますので、そういったところでもアピールができる、もうこれは全庁的な形で、いろんな福祉もそうですけど、いろんな形でできますので、是非是非、市の主要政策の一つとして盛り上げていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

それでは、次に、都市計画の公園の進捗状況ですが、旧円形トイレの改修や遊具の更新が進んでいます。特に最近では球技等の活用や花火等の利用可など、緩和されたような動きもありますが、そのあたりも含めてですね、進捗状況をお示ください。

安村幸一郎 建設部長 お答えいたします。まず、都市公園整備計画の進捗状況についてお答えいたします。議員お尋ねの旧円形トイレの更新につきましては、今年度から公園トイレの更新を行う都市公園トイレ更新事業を開始しているところでございます。今年度はあながち公園及びこしゅく第１公園のトイレ更新を予定しております。公園トイレにつきましては、現在、男女の区分がない共用トイレや洋式化されていないトイレを有する公園も多く、安全性及び利便性の観点から、早期の再整備が必要であると認識しております。今後におきましても、老朽化の状況や利用状況等を踏まえながら、計画的なトイレ更新に努めてまいります。

次に、遊具の更新についてでございます。遊具の更新につきましては、公園施設長寿命化計画に基づき、平成２９年度から都市公園施設長寿命化対策事業により、計画的に実施しているところでございます。昨年度末時点では、更新対象となる遊具７２基のうち４６基の更新が完了し、整備率は約６４パーセントとなっております。

次に、公園の利用についてお答えいたします。本市の都市公園は、総合公園、運動公園、近隣公園、街区公園、都市緑地と、面積や利用目的で五つに分類されます。球技等が可能な公園は、名瀬運動公園と一部の近隣公園及び街区公園でございます。面積の大きな近隣公園である輪内公園では、テニス及び少年団野球、そして、街区公園でも面積の比較的大きい小宿中央公園では、グラウンドゴルフ、バスケットボールの使用を許可しております。その他の街区公園でもグラウンドゴルフの使用許可を認めている公園がありますが、使用する曜日と時間帯をあらかじめ定め、児童・生徒等、一般利用者との重複がないよう調整しております。また、一般的な街区公園でも、球技ではなく、軟らかいボールを使用したボール遊び程度は禁止しておりません。また、花火につきましても、ロケット花火や打ち上げ花火は不許可ですが、保護者同伴で水の入ったバケツ等を準備していただき、手に持って遊ぶ花火の利用は認めております。公園利用につきましては、議員御案内のゾーン分けのほか、時間帯による利用区分等、

様々な手法がございますので、今後も利用者の声を聞きながら対応してまいりたいと思いますので、御理解賜りたいと存じます。

竹山耕平 議員（２１番） 分かりました。円形トイレについてはですね、今、計画どおり進めているということなので、是非、環境の改善、また、利便性の改善、努めていただきたい。最後の、球技等、花火の利用については、僕も何年か前からちょっといろいろとですね、担当課の職員とも話をさせていただいているんですけど、これは利用可ではやっては良いんですけど、今度は環境の体制づくりという形で、ボールを使って良いのであれば、野球をして良いのであれば、今までも何度か要望・意見も出ている、地域から出ているですね、フェンスの設置は必要じゃないかとか。例えば今、やっぱり、あった、ゾーン分け、お子さん、保護者が安全・安心して遊具で遊べる公園を利用できるように、ボールが行かないようなゾーンの、あとは、ゾーンですね。そういうスペースの安全確保なども努めるべき。花火であれば、今までなぜ駄目だったのかというのを、なぜ許可されたのかというふうに言うと、花火の音や匂い、そういったものが近くの民家などなど、いろんな形で話をさせてもらったこともあるんですけど、それは話が長くなるので、今回、そういったゾーン、安全確保についてもですね、丁寧な進め方を今後お願いしたいと思います。

それでは、次の第５１回衆議院議員選挙の状況についてお伺いをいたします。今回、２月８日執行の開催時期への対応として、前評判ではですね、なぜこんな時期に、また、受験シーズンなのに、インフルエンザなど感染症が流行る時期に、また、雪が積もる地域のことなど全く考えていない、そういう様々な意見やコメントが各政党なども含めてですね、メディアが取り上げられておりましたが、奄美市として今回の開催時期への対応、そして、総括を含めてお示してください。

元多政重 選管委員長 まずはじめに、竹山議員をはじめ、議員の皆さんには、選挙の開票立ち会い人になられた際、開票事務の公正かつ迅速化に御協力をいただいていることに深く感謝申し上げます。それでは、お答えいたします。今回の選挙は、解散から投開票日までの期間が非常に短く、また、２月８日の真冬の選挙となるなど、厳しい条件の中での執行となりました。そのような中でも、業務の優先順位を明確にし、特に公示日前日までに設置が必要なポスター掲示場については、時間を要するため最優先で取り組み、遅滞なく完了いたしました。選挙事務はその性質上、期限内に確実に執行しなければならない先送りができない業務でありますので、関係機関と連携しながら選挙管理体制の充実に努めなければならないと考えております。

次に、投票率でございますが、小選挙区においては５９．８２パーセント、前回の５９．２７パーセント、０．５５ポイント微増です。また、１８歳、１９歳の投票率につきましては、４３．３８パーセントで、前回に比較して９．６７パーセント、大幅な増となりました。１８歳、１９歳の若年層の投票率の増については、明るい選挙推進協議会の啓発活動、また、投票しやすい環境づくりに取り組んできた成果であると考えております。以上です。

竹山耕平 議員（２１番） 分かりました。今の最後ですね、いろいろとお話をさせていただきましたが、本当に御苦勞様ということと、含めてですね、今回、こういう活動も選挙管理委員会がそういうしっかりとした体制が十分に間に合った、遅滞なく滞りなく進んだ、しかも結果が、今、委員長がおっしゃったように、微増ではあるけど、投票率も上がりました。さらには、１８歳、１９歳、この若年の若い方々の選挙意識も４３．３８パーセント、まあ５０パーセント、二人に一人には満たなかったんですけど、約二人に一人のそういうところまで来た。そういった形では、やはり、この取組が明推協の方々も含めてですね、そういう取組を応援していただいている、体制をつくりあげていただいている、やはり、人員が必要ですから。そういう人員をしっかりと充てている、やっぱり、当局の皆さんもですね、大変有り難いなということを思っています。やはり、投票率に関しては、議員が一番頑張らなくてはい

けないし、やはり、奄美市の投票率を上げるために、やはり、奄美市議会がですね、議員個人と奄美市議会として、もっともっと尽力しなければいけないというふうに思います。そしてまた、明推協の方々を含めた、選挙の、今からも質問しますが、そういった方々と、やっぱり、一生懸命、市民の代表である奄美市議会と思われるような形で、今後もやらなくちゃいけない。とりあえず、次の質問、行きますね。今のお答弁を含めてですけど、この明推協の皆様をはじめ、それぞれ大変御活躍をされていたき、有り難いというふうに感謝を申し上げるところではございますが、さらなる投票率向上に向けた広報啓発活動の充実に向けてお示しをお願いします。

元多政重 選管委員長 有権者に選挙を身近に感じていただくため、選挙時の呼びかけはもちろん、年間を通した様々な啓発活動を行っております。まず、街頭啓発につきましては、選挙浄化市民宣言に基づき、毎年6月18日、今回は昨日になりましたけれども、選挙無違反の日として、商店街などで啓発グッズを配布し、クリーンな選挙を目指す「四ない運動」の展開と投票参加を呼びかけたところでございます。また、奄美まつり、二十歳のつどい、各種イベントなど、多くの市民が集まる機会を活用した啓発活動を継続しております。さらには、小学校から高校、専門学校と連携した選挙講座や模擬投票を行い、若い世代への選挙への知識や関心を深め、投票率向上に取り組んでおります。こうした取組が評価され、今年度3月に全国フォーラムが開催された際、「令和7年度明るい選挙推進優良活動賞」という、栄えある賞を受賞いたしました。この受賞を励みとし、啓発活動の充実に努めてまいりますので、議員の皆様におかれましても、議員選挙もでございますけれども、あらゆる機会を捉えて投票率向上に御協力をお願いいたします。

竹山耕平 議員（21番） 分かりました。今、ありました、昨日ですね、6月18日は選挙無違反の日ということで、明推協の方々がこうやって配布されている。普段からですね、こういう活動を続けてくれています。そしてまた、市民の政治参加ということを一番呼びかけている方々でございます。しかし、我々議員はですね、投票していただく当事者でございますので、また、先ほども申し上げたように、また、明推協の皆さん、選挙管理委員会、また、市当局、また、奄美市議会がですね、しっかりと頑張っ、市民の政治参加の促進に向けて、頑張っていきたいというふうに私個人にも、今、委員長からありましたように、多分、答弁書を見て読んでいないので、御自身の思いだろうと思いますので、身を引き締めて頑張っていきたいと思います。よろしくをお願いします。

それではですね、次、教育行政について。すみません。これだけ、言うのを忘れていました。優良活動賞、誠におめでとうございます。御苦勞様です。ありがとうございます。

それでは、次に、教育行政、近年のですね、各小学校、幼稚園の運動会、体育祭開催日の動向です。近年、各学校それぞれに、熱中症予防の観点から、独自で日程を調整していることが見受けられます。その結果として、特に、昨年もそうだったんですが、特に今年、幼稚園と小学校の日程が重なり、また、保護者が参加したい、また、どうしても参加をしなければいけないのに、できない状況が生まれている。本当に大変困っているという声が届いております。私も近年の動向を調べました。これまでは、おおむね何月の何週という形であったものが、学校によっては毎年変更しているような学校も見受けられることが分かりました。高校まで合わせると、9月の第1週から高校生が運動会、体育祭が始まりますので、そこから考えると、11月の約第1週までと、2か月以上と、幅広い期間の中で開催されていることが分かります。そこは学校判断とはいえですね、兄弟、保護者、親族、地域、そしてまた、転勤者の多い奄美ですから、そういう転勤者の方々がやはり、子育て世帯が多い。そういう方々から見ると、やはり、親族だとか兄弟を含めてですね、やはり、子どもたちの成長を見るための大事な大事なイベントの一つである。そういったところから、教育委員会として、御見解を含めてですね、全体的な管理、指導という観点からも、是非ですね、これはお願いベースではあるんですけど、指導というかそういうことをさせていただきではなくて、お願いベースではあるんですが、この御見解をお示しください

い。

向 美芳 教育長 議員の御質問にお答えいたします。幼稚園及び小中学校の運動会につきましては、それぞれの教育課程に基づく重要な教育活動として実施されております。実施日にあたりましては、各園、学校において、学校行事全体の計画や施設の利用状況、地域行事との調整、熱中症対策などの気候条件などを、総合的に勘案しながら決定しております。このことから、すべての日程重複を解消することは難しい部分もございます。しかしながら、御指摘のとおり、幼稚園と小中学校の運動会の日程が重なることにより、保護者や地域の皆様が両方の行事に参加しづらい状況が生じることも認識しておりますので、各園、学校に対し、近隣校や関係機関との情報共有を図りながら、可能な範囲で日程調整に努めるよう、働きかけてまいります。以上でございます。

竹山耕平 議員（２１番） 分かりました。今、相談がありましたというのはですね、やはり、今年、困っているんですね。昨年もそうでしたけど、来年以降、今年はもうしょうがないかもしれませんが、やはり、保護者の皆さんもやはり、学校、そしてまた、幼稚園いろんなところでやっぱり、重なっている方からのお話でございましたので、是非、今年どうにかしてほしいという形で働きかけはしたようです。ですが、なかなかですね、やっぱり、そこは学校行事とか、あとはいろんな地域行事、学校行事、いろんな形であるので、日程調整というのは難しいとは思うんですけど、やっぱり、学期、年度が始まる前に、やはり、少しヒアリングでもありましたが、地域の学校と附属の幼稚園だとか、例えば中学校とか小学校とかは、やはり、ちょっと照らし合わせながら調整を図っているという状況もありはすると。しかし、まだ私立の幼稚園や保育所を含めた、あと高校など含めてですね、やはり、自分たちの校区外のこととは、なかなかそういう情報もなければ、提供もされて来なかったということだと思います。そういうふう聞いたので、ちょっとそういうふうな言質は取っていませんけど、ヒアリングのときでもそういうふうな話であったので、そうだろうというふうに感じておりますが。今、小学校のほうに投げかけてはいるんですけど、学校のほうも検討するとは言ったものの、まだ今日の時点まででは返答がないと。学校からですね。そういったところから是非、そういったこともやっぱり、各地域で各学校も困っている、保護者も困っているという形であるので、是非、教育委員会にそこまで届いていないかもしれませんが、そういったことまではですね。届いていないかもしれませんが、是非ですね、いろんなことを拾いやすい環境にしてほしいなど。これはクレームと捉えるのか、これは相談と、まあ深刻な悩みとして捉えるのかは、その受け方の問題ですけど、是非ですね、寄り添った形で行っていただきたいと思いますが、再度、教育長、何かありましたら、是非、お願いしたいと思います。

向 美芳 教育長 今、議員御指摘のことにつきましては私もですね、非常に認識をしております。日程調整についてはですね、議員からありましたように、年度が始まる前にですね、情報を共有できるような仕組みを考えていきたいと、既にそういう動きをしておりますが、そういうことをしてまいりたいと考えております。以上でございます。

竹山耕平 議員（２１番） 分かりました。１学期であればですね、これが６月議会であれば、まだ。あれ、６月議会ですね。すみません。まあ、年度当初であればですね、少しまだあったんですけど、やはり、時期がどんどん近づくにつれてですね、夏休みも間近でありますので、そこをどういうふうに変更するというのは難しいかもしれませんが、やはり、今回、お話があったのはもう、名前を出して良いと言われたんですけど、あんまり名前出すのは良くないので、下方地区としてですね、が困っているということで、是非是非、それぞれが調整ができるような環境をお願いしたいなというふうに思います。ちなみにここでは、私は名瀬小のPTAでもありますので、名瀬小では校区内ということで、伊津部小の子たちと一緒に、卒業したら同じ金久中学校にだいたいの子が進みます。そういう三校でですね、

協議会を行っています。毎年。そういった調整も含めて、いろんな時期が合わないように、そして、ということで、年度前にですね、それぞれの学校の担当、そして、PTA が一緒になって年度調整をするんですね。そういったこともやっているんです。アンテナを張って、やはり、いろんな、保護者は保護者の思いがありますので、学校の思いは学校の方から聞きながら、保護者の思いも伝えながらそういう調整もしていますので、是非、御配慮、御考慮いただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、2の質問、学校のですね、服装、備品具、防寒、熱中症などの対策としてお伺いをいたします。近年、時代の流れ、社会情勢など、柔軟な対応、対策は取り組んでおります。しかし、一方では、その時の校長の方針、また、教職員は転勤族であることから、その時の先生方、また、学校の判断によりですね、運用・運営の方法がちょっと変更が重なったりですね、いろんな形でちょっと保護者ほうから、ちょっと、前まで良かったのに今年から駄目になったとか、変更の仕方がちょっと理解ができないとか、そういったお声を聞くようになりました。大変有り難い一方、やはり、なかなかですね、ルール化されていないものですから、そういった声が聞こえるようになりました。ということで、複雑化されているということですね。教育委員会としても、これもまた指導、管理、助言、助言ですね。指導と助言、そういった形をお願いベースではあるんですけど、そういう観点からちょっとお示しをいただきたいと思います。

向 美芳 教育長 議員の御質問にお答えいたします。本市教育委員会といたしましては、時代の変化や社会の要請を的確に捉え、子どもや保護者が主体的に参画する校則の見直しを積極的に進めることが重要であると考え、これまでも校長や教頭を対象とした管理職研修会や生活指導主任等研修会などの場において、繰り返し指導を行ってきたところでございます。今後とも教育委員会が直接的に各校の校則に介入するのではなく、各校がそれぞれの現場の実態に即して、子どもや保護者の意見を確認しながら、主体的に適正な判断を下せるよう、今後とも必要な指導・助言、あるいは支援に努めてまいります。以上でございます。

竹山耕平 議員（21番） 分かりました。よろしくお願いいたします。ちなみにそういった、例えば各学校の取組や情報などは教育委員会のほうには入ってくるんですかね。

向 美芳 教育長 議員の御質問にお答えいたします。先ほどの答弁と繰り返しになりますが、いろいろなところで校則の見直しについての情報はですね、入ってきております。その都度、校長・教頭から情報を聞きながら、共有しながら、そういったことについて繰り返し指導や助言を行ってきているところでございます。以上でございます。

竹山耕平 議員（21番） 分かりました。学校によってはですね、最近、特に冬は寒いと感じるんですかね。そうしたところから、学校ではブランケット、今まではもしかしたら教育長が校長先生の時代には絶対駄目だったものが、今の時代ではブランケットもOKだと。マフラーもOKだと。あとは制服の上からではなければ、中に着るベストなど、そういった寒さ対策、さらには、熱中症対策として今、ポロシャツの導入やいろんな形で、体操着で登校しても良い。夏季はですね。夏は。そういったことをやっている学校などなど、もういろんな、その学校の特色、ただし、先ほど言われた一方、やはり、女の子がスカートがやはり、気になるとすると、例えば体操着を着て良い、ジャージを着て良い、ってだったものが、今年から駄目になった、そのジャージを脱ぎなさいということになったとか、少しちょっとそういった声もですね、やはり、一方では良くなっている、改善されているのか、改悪とは言わないですけど。やはり、ちょっと矛盾とも言わないですけど、理解ができないようなものも含めてですね、やはり、そこはPTAが、保護者がやはり、声をその学校に上げるしかない。上手く調整をしてくれということではあると思うんですけど、今、教育長からありましたように、そういう情報も入るということ

でありますので、是非、助言・指導、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後の質問、公立小中学校の授業料無償化、また、給食費無償化など、大変有り難い制度が進んでいますが、しかし、一方でですね、この学習費、学校教育費としてですね、学習費や活動費、PTA会費などは現在、徴収をされております。この学校徴収金に幅はありますが、月3,000円、5,000円、または、それ以上、その学校に係る経費としてあります。その点については、さらなる負担軽減策というか、子育て支援策という観点から、公的支出、公的支援も含めてですね、また、今、子どもたちが活用する、利用するこのタブレット等の利用活用を拡大して、今、結構、スマホ、あとはタブレットなどではもういろんなことができるのは皆さん御承知のとおりでありますので、そういったアプリを最大限上手く活用して、自分も調べましたら、そういうアプリを活用してそういう負担軽減につなげていく、あとはペーパーレス化を進めているという学校もあるように見受けられましたので、是非、そういうことを活用した、さらなる負担軽減策に結びつくというふうに考えますが、御見解をお願いします。

當田栄仁 教育部長 それでは、各家庭における学校教育費の負担に対する公的支出やタブレット等の活用拡大に伴う負担軽減策についてお答えいたします。特にタブレットの活用についてお答えいたします。本市の小中学校におきましては、今年度から学校ICT事業として、AIドリルやデジタルテストなどが一体となった教材アプリ、「ミライシード」を導入いたしました。これにより、児童・生徒は一人一台のタブレット端末を活用し、教室での学習はもちろんのこと、学校で教材をダウンロードして持ち帰ることで、家庭にWi-Fi環境がなくてもオフライン環境での学習ができるようになっております。しかしながら、現状では児童・生徒によるタブレットの持ち帰り学習が十分に定着していない状況でございますので、ミライシード活用に向けた教職員向けの研修会の開催や、今年度新事業によります、ICT支援員の派遣など、教育現場の支援に取り組んでいるところでございます。この新たな教材アプリの活用によりまして、これまで学級費で賄われておりました、紙の学習ドリルや小テストのペーパーレス化や、通信環境がなくてもタブレット学習が可能となることで、各家庭の学校教育の負担軽減を期待しているところでございます。タブレットの活用拡大や、その他の公的支出による学校教育の負担軽減につきましては、引き続き研究してまいりますので、議員の御理解のほどよろしくお願ひいたします。

竹山耕平 議員（21番） そういう負担軽減策もしっかりと取り組んでいるということでもありますので、是非、そのあたりはお願いベースで是非、研究、よろしくお願ひしますと。さらなる、そういうタブレットを取り入れた、また、学校ICT推進という観点から、是非是非、また、研究を進めていってほしいなと。我々が考えるさらに、ここで一步上を行きますので、是非、上手く使いこなせられるように、先生も子どもたちもですね、是非、よろしくお願ひしたいと思い、私の今回の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

多田義一 議長 以上で、自民党新政会 竹山耕平議員の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。午後1時30分再開いたします。（午前11時46分）

○

多田義一 議長 再開いたします。（午後1時30）

午前に引き続き一般質問を行います。

参政党 西 忠男議員の発言を許可いたします。

なお、西 忠男議員から書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

西 忠男 議員（2番） 市民の皆様、議場の皆様、インターネット中継を御覧の皆様、こんにちは。参政党の西 忠男でございます。目立っておりますが、一人だけネクタイをつけております。3月末まで

チャレンジ奄美の会派に所属しておりました。チャレンジ奄美の皆様、また同僚議員の皆様、本当にありがとうございます。4月1日から、いろいろな不安はありますが、奄美の未来のために、覚悟を持って参政党の会派を立ち上げることになりました。参政党として初めての質問になります。どうぞよろしくお願いいたします。

質問の前に、改めて参政党のことを知っていただきたいと思い、時間を少々いただきたいと思います。各政党には掲げる理念や綱領があります。政党が目指す社会の姿、基本理念、そして実現に向けた政策の方向性を公式にまとめた基本文書です。参政党は、2022年の第26回参議院議員選挙において、比例代表で176万票を獲得し、得票率3.3パーセントで政党要件を満たしました。その結果、現代表である神谷宗幣氏が初当選し、参政党は国政政党として認められました。2020年の結党から2年余りで国政進出を果たし、日本の政治に新たな選択肢を提示する政党として歩み進めています。現在、衆議院、参議院合わせて30人の国会議員と地方議員合わせて約230人の所属議員がいます。来年の春に予定されている統一地方選挙に向けて、全国で600名の候補擁立と500名の当選を目指すプロジェクト600を本格的に指導させています。草の根から教育、医療、子育てなどの地域課題に取り組む人材を全国で発掘する取組を行っております。

ここで、参政党の理念、日本の国益を守り、世界に大調和を生む、綱領、一つ、先人の叡智を活かし、天皇を中心に一つにまとまる平和な国をつくる。一つ、日本国の自立と繁栄を追求し、人類の発展に寄与する。一つ、日本の精神と伝統を活かし、調和社会のモデルをつくる。これが綱領です。

参政党のあと3つの重点政策があります。一つ、教育・人づくり、学力（テストの点数）より学習力（自ら考え自ら学ぶ力）の高い日本人の育成、学校ではなく生徒一人当たり予算をつける仕組みづくり、教育クーポン制を導入、フリースクール等すべての子どもに最適で多様な教育環境を、自虐史観を捨て、日本に誇りを持ち、一人ひとりが我が国の未来を考えられる教育を、2番、食と健康・環境保全、化学的な物質に依存しない食と医療の実現と、それを支える循環型の環境の追求。薬やワクチンに依存しない治療・予防体制強化で国民の自己免疫力を高める、メガソーラーや風力発電推進による環境破壊を阻止する、再生可能エネルギーよりもCO2排出実現ゼロの次世代火力発電所を推進する。3、国のまもり、日本の舵取りに外国勢力が関与できない体制づくり、強国の論理や過度なグローバリズムに対抗し、自由な社会を守る国民国家を目指す、外国資本による公用地買収や企業買収、水資源買収から地域を守る、移民の受け入れより国民の就労と所得向上を促進する。これが参政党の3つの大きな重点政策です。

それでは、質問に入ります。1市長の政治姿勢について。（1）琉球列島、奄美群島の島嶼防衛について。2021年12月に、故安倍晋三元総理は、台湾のシンクタンクでのオンライン講演において、台湾有事は日本有事である、日米同盟の有事でもあると述べられました。また、近年では、尖閣諸島周辺において中国海警局の船舶がほぼ毎日のように確認され、自国の管轄権を主張する動きが続いております。さらに、東シナ海では、中国海軍の艦艇や軍用機の活動が活発化し、沖縄本島と宮古島の間を通過して太平洋進出する事例も頻繁に報じられています。このように、南西諸島を取り巻く安全保障関係は大きく変化しており、奄美群島においても島民の生命と財産を守る備えが必要となっています。そこで、島嶼防衛や住民保護の観点からの質問です。

①台湾有事は日本有事があるのかを伺います。次の質問より発言席にて行います。

多田義一 議長 答弁を求めます。

安田壮平 市長 西議員の御質問にお答えします。御質問の台湾有事などにつきましては、外交、防衛、安全保障に関わる高度な政治的判断であり、本市としてその発生の有無や時期等について申し上げることはできないことを御理解いただきたいと思います。一方で、議員御指摘のとおり、台湾周辺海域の安定は我が国を含む地域全体にとって極めて重要であり、この問題が対話を基本とした外交努力により平

和的に解決されることを期待しているものでございます。本市としましては、いたずらに市民の不安を煽ることなく、しかしながら、万が一の事態に備えるという考え方のもと、国、県、関係機関と連携しながら、奄美市国民保護計画に基づく情報伝達、避難誘導、救援体制等の確認に努めてまいります。また、特に本市は外界離島地域であり、交通、物流、医療、通信などに制約が生じる可能性も踏まえる必要がございます。今後も、国・県からの情報を注視しながら、市民の生命、身体及び財産を守ることを最優先に、危機管理体制の充実に取り組んでまいります。以上でございます。

西 忠男 議員（２番） 市長、ありがとうございます。本当ですよね。この問題は簡単に多分語られないと思います。でもですね、今の状況を見るとですね、やっぱり本当にもういつ何時に何があるか分からないし、このものっていうのは実際戦争があるかどうか分かんないですけど、やっぱり知らない間にやっぱり侵略されてるってこともありますので、そういうことを含めてですね、やっぱり奄美の土地の問題だったりとか、そういうことを含めてやっぱり注意することも、戦争しなくてもね、島を乗っ取ることをね、やろうともできないこともないと思いますが、そういうことのないように。ありがとうございます。

２０２４年の４月の２３日、第６５回奄美群島市町村議会大会が大和村でありました。議員になって初めての参加でした。そこで講師の元陸上幕僚長の岩田清文氏の講演がありました。演題が、激変する国際情勢と我が国の防衛、台湾日本有事に備え、戦争を抑止する。我が国の安全保障においては、最も厳しい時代を目前に、アメリカはじめ西側諸国、ロシア、中国、北朝鮮、イランという４つの敵対国に直面。これは過去数字にないほどの深刻な脅威、台湾有事の生起の可能性が壮大である。台湾有事は日本の安全保障に直結する問題であり、特に奄美群島を含む南西諸島への影響は大きいと指摘した。また、ＮＰＯ法人サポートクラブの絆主催で、先月の５月の９日にですね、アマホームにて岩田清文元陸上幕僚長の講演がありました。この内容は、この島を守るために何が必要かについて。今回奄美で３回講演があったと思います。講演では、中国の軍備拡張やロシアとウクライナの戦争、中東情勢などを踏まえ、台湾有事、南西諸島防衛の重要性を説明した。中国軍事的な行動を具体的に示し、台湾有事が日本有事につながる危険性を指摘するとともに、絶対に戦争を起こさせてはいけないと強調した。また、安全保障の基盤、日本の誇りと郷土愛を愛する心、すなわち愛国心、愛国心という言葉を開いたら耳障りがあるように聞こえますけども、自分の国を愛することって、これはどこも一緒なんです。そういうことで、私の場合は、日本の誇りを郷土を愛する心、これはみんな一緒だと思いますと述べ、また、自衛隊隊員確保の必要性にも言及。国民保護については、自浄体制の整備と平時からの備えの重要性を訴え、地域一体となってこの島を守ってほしいと呼び掛けた。また、６７回群島市町村大会が先月の５月１９日、瀬戸内町で開催されました。元海上幕僚長の武居智久氏が世界の中の奄美大島と題して講演。アメリカ、中国、ロシアの国際法違反が止められない現状を大国主義の再来と説明し、善か悪ではなく、これが世界の現実と認めなければならないと警鐘を鳴らした。さらに、近年、奄美近海で活発化している中国海軍の動向についても紹介し、私たちは戦争や対立が続く時代に生きており、日本も例外ではない。奄美群島、沖縄諸島を含む約１，２００キロの南西諸島は、日・米・中、３国にとっても最も重要な地域であることを議員の皆さんは念頭に置いてほしいと警戒を求めました。

そこで、質問です。奄美群島と沖縄は、日本の南西地域を構成する島々として、災害対策、対応ではなく、住民保護や安全保障の面で共通する課題を抱えていると思います。今後、第２の質問ですね、②の沖縄との連携を奄美市はどう考えているか、伺います。

國分正大 総務部長 お答えいたします。南西諸島の島嶼防衛に関連しました沖縄県との連携につきましては、本市としましては、市民の生命、身体及び財産を守る観点から、緊急時における情報共有や住民避難、物資輸送受入体制などについて、関係機関との連携が重要であると考えております。奄美群島と沖縄県は、地理的にも近接しており、平時から交通、物流、観光、防災など様々な分野でつながりがご

ざいます。こうした関係性も踏まえまして、今後、緊急時に市民の安全を確保するために必要な事項について、鹿児島県や関係自治体、関係機関と情報共有を図りながら、必要に応じて沖縄県側との連携についても検討してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、本市としましては、市民の安全・安心の確保を最優先に危機管理体制の充実に努めてまいります。以上です。

西 忠男 議員（２番） ありがとうございます。このこういう問題ってのは、具体的に沖縄とどうのこうのってことは多分ないと思いますけど、国からの要請だったりとかってことだと思います。でもですね、沖縄と奄美っていうのは昔から兄弟島と呼ばれています。かつては同じ琉球王国として言葉や豊かな文化を共有していました。しかし、１６０９年の薩摩藩の侵攻を機に、沖縄は王国、奄美は薩摩の直轄地になり、政治的に分断される困難な歴史を歩みました。戦後のアメリカ統一から奄美群島は８年近く米国の統治下に置かれていましたが、１９５３年１２月２５日に復帰を果たした一方、沖縄の日本復帰は１９７２年５月１５日であります。その日は私もちょうど私が中学校１年か２年ぐらいだったと思います。ちょうど名中にいた時だって、その時に旗を振った記憶があります。もうあれからかれこれ年数経っております。そういう意味での沖縄と奄美っていうのは絶対必要なものだと思いますので。そして、奄美群島は沖縄に先駆けて復帰実現した歴史があります。そんな激動の歴史を得た両地域です。２０２１年には世界自然遺産に共同登録され、貴重な自然を守る仲間として再び強い絆で結ばれました。そうして現在、南西諸島の緊迫した情勢の中で、両地域は同じ国境の島々として、沖縄と奄美の離島防衛の危機感を共有することが必要だと思います。

そこで質問ですが、岩田清文元陸長や武居智久海上長を通じて、台湾有事を含む南西地域の安全保障関係の変化を学びました。奄美群島１２市町村長として、群島民の保護と島嶼防衛についてどのような認識をお持ちか、今後どのような備えが必要だと考えられますか。そこで質問です。市民や群島民、また奄美群島の１２市町村の首長の島嶼防衛の認識について伺います。

國分正大 総務部長 お答えいたします。奄美群島の島嶼防衛に対する群島民や１２市町村長の認識につきましては、直接一人ひとりの御意見を伺っているものではございませんが、南西諸島地域を取り巻く安全保障環境が変化する中で、本市に取りましても決して無関係な問題ではございません。また、平穏な暮らしや豊かな自然環境、観光産業への影響などを含め、様々な視点から関心が寄せられるとともに、地域の安全・安心に関わる重要な課題としてそれぞれ受け止められているものと考えております。県では、令和６年度から奄美群島において鹿児島県国民保護実動・図上訓練を実施しておりまして、各島における島民の島外避難に関する訓練を実施してきており、今後、奄美大島についてもこの訓練の実施が見込まれるところでございます。改めて、私たちが暮らす奄美群島の安全保障環境について認識する機会となるものと考えております。本市としましては、市民の生命と財産を守ることを第一に、市民の安全・安心の確保に努めるとともに、奄美群島１２市町村が連携しまして、国・県をはじめとする関係機関との情報共有を図りながら、適切に対応してまいりたいと考えております。以上です。

西 忠男 議員（２番） ありがとうございます。１２市町村の首長さんあたりは多分いろんな会のなかで個々に意識はしてると思いますけども、言えること言えないことっていうなかでは多分あると思います。もう本当に近々ですよ。もう台湾有事イコールもう目の前ですから、普通に日本海、こういうところ、普通に艦船とか、中国の船が、最近の新聞ですね、今月の１６日の新聞の記事ですけども、海上自衛隊は、６日の日にですね、沖縄本島の南東約７０キロの海域で中国海軍のミサイル駆逐艦と護衛艦の計２隻を確認した。２隻は８日から９日にかけて喜界島の東の海域を航行し、１０日には奄美大島と横当島の間を通過して東シナ海へ向かった。同日、口永良部島の西約８０キロの海域で航行する中国海軍の情報収集艦が確認されている。領海侵犯はなかったとのことですが、奄美群島も決して無関係ではありません。しかし、最も大切なことは、まずは戦争を起こさないということであります。そのために、

国，県，市町村，また自衛隊関係者の機関が連携しながら，平時から備えて住民の周知を進めていくことが必要であると考えます。私たち先人から受け継いだこの島々とそこに暮らす住民の命，財産を次の世代に引き継ぐ責任があります。そのことを申し上げて，この質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

次の質問です。②のあやまる岬観光公園についてです。（１）のあやまるのソテツジャングルについてです。すみません，書画カメラをお願いいたします。

多田義一 議長 もう少しわかりそうですか。もしあれだったら質問続けていただけますか。

西 忠男 議員（２番） そのカメラ内容はですね，実は私，先月の２９日にですね，女房と２人であやまる岬のソテツ公園を回ったんですよ。その時のですね，その写真をちょっと５枚ほど一応用意してあるんですけども，まだできましたら後でまた。

多田義一 議長 申し訳ないです。

西 忠男 議員（２番） 奄美の自然を考える会発行の発足４０周年特集号の第２９号，きょうじまの冊子というのが発売されております。こういう形の中から，ちょっといろいろな記事を引用してお話したいと思います。内山初美さんの記録によると，奄美大島でソテツカイガラムシの異変が最初に確認されたのは，２０２１年５月１９日に奄美市の元職員だった新元一文さんがＳＮＳで発信した，山羊島トンネルの市街地の県道沿いの歩道側に植栽されたソテツの異変でした。新元さんは当初，葉の縮れを天然パーマのソテツと呼び，これがまっすぐ成長していくかと観察していたら枯れ始めたと話しています。新元さんの発信に触発されたカイガラムシの感染の異変に気づき，内山さんは，島内の被害の記録をつけるきっかけとなったそうです。内山さんは２０２１年から２０２４年の７月までの約３年２か月にわたり，奄美群島内を市町村をグルッと周り，ソテツシロカイガラムシの被害状況や対策，地域の声など，多く貴重な記録を残してこられました。このソテツシロカイガラムシの奄美大島で初めて確認され，鑑定以来，公的機関や研究機関の資料では，ソテツシロカイガラムシは日本国内で初めて奄美大島で２０２２年の１１月２２日に確認された害虫とされています。新聞発表も２０２２年１２月８日付，新元さんの異常発見から種の特定制や新聞記載まで約１年半経過している。一部の専門家は行政の対応が遅れ，初動の在り方を問題視している。内山さんは新聞で２０２２年１０月２４日と２０２３年の１１月２０日付で奄美のソテツが危ないと題して投稿している。カイガラムシの種類が多いが，発生当時，行政をはじめ多くの島民は，これほど甚大な被害をもたらすソテツのシロカイガラムシと思わなかったのではないだろうか。鑑定発表の遅れと大方の島民の思い込みが被害の一因となったのではないかと意見もありました。また，ソテツの風景を復活と，奄美に２０年間在住した，現在山梨県に住んでいらっしゃる女性の方からです。昨年，奄美大島北部のあやまる岬のソテツ群生のソテツの葉が全部枯れているのを見てショックを受けていました。非常に繁殖力が高く，グアム島では奄美のようにどこにでも生えていたソテツの９割が数年で死滅したことを知り，この問題を市長に提言したと聞いております。また，ソテツシロカイガラムシの問題については，幸多議員が，被害確認から間もない２０２３年３月定例会において，奄美市議でいち早く一般質問として取り上げました。幸多議員は，島内での急速な被害拡大，島外への持出しの規制の課題に懸念を示し，行政による早急な防御対策の必要性を強く訴えました。その後，この問題を深刻に重く見た前田議員，盛議員，叶議員，泉議員をはじめとする多くの同僚議員が一般質問で取り上げ，議会全体で議論が積み重ねてきました。その結果，国，県，市において被害葉の切除や薬剤散布，薬剤の無料配布など，具体的な行政対策の実施につながったものと認識しております。ソテツシロカイガラムシの問題を提起された当時，私は十分な認識を持ってませんでした。その後，奄美自然を考える会の方々と出会いを通じて問題の深刻さを知りました。奄美の宝である

ソテツと次世代で引き継ぐために私たちは何ができるかを考えていきたいと思っています。そこで、ちょっと伺います。まあ、これまでの5年間、状況の推移、また防除対策の成果についてどのように評価しているのか。また、将来の再生に向けたソテツの種子や子株の確保などの程度はどのぐらい進んでいるのか。さらに、雄株と雌株の育成の状況などどうなっているのか。現在使用されてる薬剤の効果、新たな防除薬剤や防除技術の研究導入状況について伺います。1の質問で、①ソテツシロカイガラムシの被害の進捗状況や対策について伺います。

多田義一 議長 ちょっとお待ちくださいね。書画カメラの準備はできていますので、タイミングがよいときにいつでも声をかけてください。

西 忠男 議員（2番） じゃあ今出してください。29日、女房と2人で、今回、奄美の自然を考える会の方なんかと話を聞いて、次の3日ぐらい経ってから実際行ってみたんですよ。いや、これは私も久々だったんですよ。まさかこんなになっていると思わなくてですね、本当にショックを受けました。これ、何枚か、5枚も続けて流していいですけど、ちょっとこれ、あやまる岬のソテツジャングルです。皆さんも行かれた方も多いと思いますけれども、もし行かれてない方、是非見に行かれてください。本当にショックでした。その前の博物館の方とお話をしながらですね、本当にこれ大変なこと起きてるとそこの職員も言っていましたけど、観光客の方がすごく心配してですね。ソテツの歴史、ソテツ昔食べれたよねっていう話の中、聞いたって、しましたので、そういう、またここをなんとか。ありがとうございます。

川畑健朗 農林水産部長 まず、本市におけますソテツ被害の状況とこれまでの防除対策の成果についてお答えいたします。本市では、令和4年11月に国内で初めて奄美大島で被害が確認されました。その後、被害は短期間で拡大し、当初276本だった被害本数は、令和7年3月末には5,085本に達しております。令和8年3月末時点では5,085本で横ばいの状況となっておりますが、これは被害が収束したことを示すものではございません。既に市内の広範囲に被害が及んでおり、民有地や山林など被害状況の把握が困難な箇所も多く存在していることから、依然として予断を許さない状況であると認識しております。次に、防除対策の成果についてです。本市では、県や関係機関と連携しながら、被害葉の除去や薬剤散布を実施するとともに、市民向けのリーフレットの配布などによる普及啓発に取り組んでまいりました。また、公共施設においては管理者による防除を行い、自治会、町内会には薬剤を無料配布して、地域ぐるみで防除活動の御協力をお願いしてまいりました。こうした取組により、公共施設を中心に被害の早期把握や防除方法の周知が進み、薬剤散布や被害葉の除去による被害進行の抑制効果も一定程度確認されております。しかし、ソテツシロカイガラムシは根絶が極めて困難な害虫であり、現在も市内各地で発生が確認されていることから、市全体としては被害の拡大を完全に抑える段階には至っておりません。ソテツは、奄美の自然や景観、文化を象徴する大切な植物です。そのため、本市としましては、今後も県や専門機関と連携を図りながら、害虫の生態解明や効果的な防除法の調査を進めるとともに、公共施設の適切な管理や市民への分かりやすい情報提供に努め、被害の抑制に取り組んでまいりたいと思います。

正本英紀 笠利総合支所事務所長 議員御質問のあやまるソテツジャングルのソテツシロカイガラムシの被害状況につきましては、薬剤散布や被害葉切除等の対策を行っておりますが、公園全体に被害が拡散している状況でございます。そのため、これらの状況を踏まえ、令和7年3月にソテツ重点警戒区域を定め、定期的な被害葉の切除や薬剤防除等による被害抑制を図っております。また、ソテツジャングルの散策コースを制限し、人への付着等による他地域への侵入防止の取組及び蔓延防止のための計画として、あやまる岬観光公園におけるソテツシロカイガラムシ対策方針を策定しております。昨年度は、策

定方針に従いまして、令和7年4月と5月初旬に重点警戒区域にマツグリーン2の薬剤散布、5月下旬に重点警戒区域にマツグリーン2とトレボン乳剤の薬剤散布、12月に重点警戒区域にアプロードフロアブルとマシン油の薬剤散布を実施しましたが、それ以上に、議員からもありましたが、繁殖力が高く、改善には至っていない状況でございます。今年度に関しましては、今月に県と連携し、実証実験として、より効果が見込まれる実験中の薬剤散布を予定しております。今後とも関係機関と連携しながら対策を講じてまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

西 忠男 議員（2番） ありがとうございます。やはりこの問題は深刻だと皆さんが気づいていらっしゃる。この問題は新聞に載ったりとかしてですね、それを見て、実際行ってみられた方、もっとショック受けると思います。そういうね、いろんな対策がなされてますけど、本当によろしく願いいたします。あやまる岬のソテツジャングルは奄美を代表する景観資源でもあり、先人たちが守り育ててきた貴重な財産です。しかし、現在、シロカイガラムシの被害が広がり、ほとんどが全滅状態です。このままでは奄美の象徴的な景観が失われています。あやまるソテツジャングルのちょっと遊歩道入り口に看板がありましたので、ちょっとこう、看板のカメラをお願いいたします。ちょっと大きめでいいですかね。もうこれはいつ頃からあるとか分かりませんが、これ奄美市になってからだと、奄美市になってからですね。ここにはですね、昔、奄美大島において食料難の際は、ソテツの種子ナリを幹を利用したソテツがゆやナリ味噌を唯一の食料として切り抜けたと言われた。大事に育てられていた。また、海岸、産地を問わず、いかなる野生地にも生育する、奄美の気候風土に合った植物であり、奄美各地にたくさんのソテツが自生しているが、ほとんどの山や赤土に群生しており、ここあやまるソテツは砂地に群生している、規模では奄美一であろうと笠利って書いてありました。

続いてですね、じゃあ7番と8番までよろしいでしょうか。7番はですね、私はですね、ちょっとちょっと女房と2人で、ちょっとぐるっと回ってみたんですよ。行っちゃダメだっていう、そういうのがなかったもんですから、もう1ついいですか。うちの女房と2人で、散策しました。結構車椅子なんで、行ったんですけど、ちょっとなかなか手入れされてないっていうか、やっぱり車椅子じゃちょっと行けないな、ちょっと大変な思いしましたが、そういう意味でですね、このアダンの問題をちょっと一言、ちょっと言わせてもらいます。アダンは、奄美の海岸部に自生する在来植物であります。島の景観や生態系を構成する重要な植物です。現在、ソテツシロカイガラムシの被害により、ソテツ群生の景観が大きく変化しています。一方で、周辺には実をつけたアダンも見られ、奄美らしい自然を感じることができました。ソテツの回復までには相当の時間を要すると考えられることから、その間、遊歩道の環境整備を進めるとともに、アダンをはじめとする海岸植物を活用した観光自然学習場の整備として、現在の被害状況やソテツの再生に向けた取組、将来のビジョンなどをですね、看板に分かりやすく紹介したらどうかなと思い、そこで2の質問なんですが、2のソテツジャングルの将来のビジョンがあるのか、っていうことをちょっとお伺いしたいと思います。

正本英紀 笠利総合支所事務所長 聞き取りの中で、アダンの植栽、またソテツの侵食等という話もありましたので、そちらも含めて答弁をさせていただきます。あやまる岬観光公園のソテツジャングルにつきましては、奄美大島北部の観光拠点の一部として昭和50年に整備され、多くの観光客に足を運んでいただいたところでございます。現在は、シロカイガラムシの被害を受け景観が変化しており、ソテツジャングルを訪れる観光客も減少している状況と認識しております。議員御案内の入口看板にも記されているように、ソテツは奄美大島において先人たちがソテツがゆやナリ味噌として食された重要な産物でもありますので、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、まずは防除対策を実施し、以前のような景観に近づけるよう努めてまいりたいと考えております。また、アダンの植栽やソテツの侵食等につきましては、今後の状況を注視しながら検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

西 忠男 議員（２番） ありがとうございます。ソテツは生きた化石とも呼ばれ、奄美の自然と歴史を調査とする作物、そうですね。飢餓や食料の難時代に先人たちは命を支えた大切な食道であります。しかし、近年はシロカイガラムシの被害で広がり、各地でソテツの根絶が懸念されます。将来にわたり、奄美の貴重な自然文化遺産を守り続けていくことが重要です。そのために、現在のソテツを保全するだけではなく、次世代につながるための種子や子株の保存も重要ではないかと考えます。そこで３の質問です。生きた化石、先人達の命を支えたソテツの種の保存をどう考えているか伺います。そこでちょっと書画カメラをよろしいでしょうか。これはですね、ちょっと２９日の時に、宇検村の久志集落の手前のほうの辺にですね、このお花があったんですよ。私、それ見てすごく嬉しくて、もう１つありますね。ちょっとこれも同じものなんですが、隣にメスのあれがあればいいんですけど、多分なかったんで、多分これはね、雄花で成熟は多分難しいかなと思います。それでは、もう１つ、これはですね、龍郷のですね、ワークセンター入口のほうに、また雄花とですね、そしてもう１つお願いします。雌花があったんですよ。これはですね、こういうのなかなか皆さん見る機会が、最近見たかどうか分かんないんですけど、なかなか、私も、行って、本当にソテツカイガラムシにちょっと携わってこういうのがあったってこと、すごく嬉しく思いましたけれども、よくよく見ると、やっぱりソテツカイガラムシにやられております。そういうことで、多分実にはならないんじゃないかなっていうことの中で、ちょっと心配しております。ありがとうございます。ソテツの被害は、単に現在のソテツではなく、将来に引き継ぎ奄美の貴重な自然文化遺産を失うこととなりません。ソテツは、先人たちの暮らしの食文化、歴史的に重要な植物です。今後の再生を見据えた健全な種子、子株を確保し、名瀬農業研修センターの研修品目にする必要があると考えますが、そこで、４の質問で、名瀬農業研修センターでソテツの種や子株を将来のためにその場所で育てることができないかを伺います。お願いします。

川畑健朗 農林水産部長 御質問にお答えします。先ほどもお答えしましたとおり、ソテツは奄美の景観や文化を象徴する貴重な植物であり、次世代へ継承していくべき地域の資源の一つであると考えております。しかしながら、近年は、ソテツカイガラムシの発生により市内各地で深刻な被害が確認されており、健全なソテツの保全が大きな課題となっております。このような状況の中、被害を受けていない健全なソテツの種子や、子株を確保し、保全増殖を図ることは、本市の自然環境や地域資源を将来受け継いでいく上で重要であると考えております。一方で、名瀬農業研究研修センターは、農業研修や技術指導、農業者支援を主な目的とした施設であり、植物の長期保存や増殖を専門的に行う施設ではございません。また、種子や子株の採取にあたっては、病虫害の付着状況を十分に確保する必要があるほか、育成管理に必要な施設、人員及び技術体制の確保なども課題もございます。このことから、本市といたしましては、関係機関や専門家の助言をいただきながら、必要な対応に努めてまいりたいと考えております。以上となります。

西 忠男 議員（２番） ありがとうございます。

多田義一 議長 西議員、③の答弁は頂いてないですけども、大丈夫ですか。

西 忠男 議員（２番） すみません。じゃあ答弁よろしくお願いします。すみません。

川畑健朗 農林水産部長 生きた化石・先人達の命を支えたソテツの種の保存を考えた中でですね、今後の対応、食用としての経過、雄株・雌株の育成状況についてお答えいたします。ソテツは奄美の自然や文化、景観を象徴する大切な植物で、生きた化石と呼ばれております。かつては、食料が不足していた時代に、ソテツの実や幹を加工して食料として活用し、人々の命を支えてきた歴史があります。この

ように、奄美にとっては貴重な地域資源であると考えております。しかし、外来の害虫、ソテツシロカイガラムシによる被害は島全域に広がっており、本市でも県や関係機関と連携して防除に取り組んでおります。御質問の種の保存につきましては、ソテツは奄美の歴史や文化を次世代へつなぐ重要な植物です。被害状況や専門家の助言を踏まえ、種子や子株の保存について、関係機関と協力し、保全、保存の方法を検討してまいります。現在、防除に使用している薬剤は、種子を食用として利用する場合には適さないものがあります。したがって、防除を行ったソテツは、当面は景観や文化資源として保護することを主に目的としております。将来的には、食用利用と防除を両立できる技術や薬剤の開発状況を注視し、保存と活用の方法も検討しなければいけません。また、聞き取りの際には御質問がございました、雄株・雌株の育成状況について、ソテツは雄株と雌株に分かれますが、害虫被害によりどちらも生育上への影響を受けております。そのため、現在、市内全域の株について、雄株・雌株ごとの詳細な本数や育成状況を把握できておりません。今後も、被害の拡大防止を最優先に、県や関係機関と防除対策や経過観察を行いながら、確認可能な株については種子の確保や次世代育成にもつなげられるよう努めてまいりたいと思います。以上となります。

西 忠男 議員（２番） すみませんでした。３番のあれですね。じゃあ４番の答弁、今からでしたっけ。しましたね。すみません。したんですよ。ありがとうございます。それでですね、ありがとうございます。現在ですね、奄美には農業研修センターがあります。主な研修品目はパッションフルーツ、かぼちゃ、実えんどうとなっておりますが、これらの品目は長年にわたり継続されており、地域資源や時代の変化を踏まえた取組も必要ではないかと思いますが、奄美特有の作物、食料やソテツを将来的にやっぱり研修品目として、ソテツカイガラムシの影響を、種や子株を保存するために農業センターの敷地を提供できないかと思っています。ソテツ被害が発生してから約５年が経過しようとしております。ソテツシロカイガラムシの脅威は全く収まっておりません。この中、これではいけないと立ち上がろうとする人たちが出てきました。２０２４年の２月に、未来の奄美のソテツの復活のために、ソテツシロカイガラムシの被害にあっていないソテツの実を採集し、当該の植物園や大学の農学部をお願いして育ててもらおうというような活動を行っております。内山さんって方です。自身も庭の片隅に網を巡らし、５９個の種を植えました。嬉しいことに、２０２６年の７月現在、８割の芽が出て、葉も根も伸び、植替えを迫られています。少し大きな容器に移植の予定ですが、今のままでの場所ではどうしても狭く、ソテツシロカイガラムシの被害が及ばない広いビニールハウスのような場所が必要です。このような活動を個人で行うには限度があります。今残っている、被害が及んでいないソテツを守るという活動に対して、是非とも行政の力をお願いしたいと思います。今から立ち上がってもどうするの。何ができるのか。という人が多いかもしれません。成り行きに任せて傍観するだけじゃ全滅の道を進むしかありません。行政と連携して、どうにかしたい、なんとかしようと熱い思いを結集しなければ力になると信じています。ソテツを守ることは、きっとソテツを残した先人たちの恩返しになると思います。先祖代々植え続けてきたソテツを失われる危機に直面しております。そのために、単なる景観保存だけでなく、種子や子株を次世代へ残していく取組が必要ではないかと考えます。奄美農業センターのような一定の広さを確保できる場所を活用して、安心して育成、管理できる環境整備を進め、先人たちが守って続けた奄美の宝ソテツの保存と人材育成の両面が可能になるのではないかと思います。ここで、最後の書画カメラを。お願いいたします。これはですね、今月の１３日ですね、鹿児島大学島嶼研究センターの奄美分室の主催した講師が菊池隼人先生です。その方からの写真とかですね、これはちょっと見ていただければ、さっきちょっと１番最初に、これがですね、ソテツシロカイガラムシのメスなんです。これ、ちょうど殻から出るところです。これ、たまたま動画で撮ってたんですけども、一応これが写真です。これは一時したら、殻から抜け出しました。

次、これはですね、メスですね、メスが卵を産んだところで、拡張の望遠鏡でちょっと見させてもらったんです。そしたら、本当まず肉眼では見えません。本当にもう見えなくて、顕微鏡で見て、テレビ

に映してっていう感じの中でありましたので。もうそれを見つけるのも大変でした。

次、お願いします。これはですね、ちょっとアップしていただければ。これも、その、ちょっとその資料からちょっと写真もらったんですけども、そこに赤いオスがあると思いますけども、これはですね、オスの場合はですね、生まれてからすぐもう羽が入ってすぐ飛び出らしいんですね。そして、飛び立ってですね、そのあと餌とかなんも口が食事をとらないんですよ。飛んで、とりあえず繁殖のためにメスを探して交尾をするという、そういうあれです。生殖だけの生殖で、そのメスをあれするだけのオスってのは、なかなか悲しいもんなんですけども、そういうふうに感じました。もうこういう形の中で、本当に世界の中で、こんな、ただ、本当、上に1ミリとか書いてますけど、あの1ミリ、もっとちっちゃいわけですから、なかなか、探すのは大変だと思います。これが真っ白になってですね。本当もう全滅に近い状態。このね、薬剤に対しては、なかなかまだいいのが見つかってないっていうことも含めてなんですけども、さっき言われたように、薬剤を使った場合には食料にできないっていうこともありましたので、そういうことでやっぱり共存できたらいいのかなと思います。ありがとうございます。そのソテツの今を知るソテツカイガラムシが参加しました。約2時間余り、ソテツカイガラムシの観察、顕微鏡を使った生態を確認いたしました。説明では、ソテツシロカイガラムシはオス、メスによって繁殖し、メスは樹液を吸いながら多数の卵を産み、オスは葉を持って主張をして交尾を行うことを学びました。被害を広げる上、原因は卵から孵化した幼虫であります。風や人、車両などによって運ばれ、新たなソテツへ広がる特徴があることを知りました。2017年の奄美群島国立公園に指定され、2021年で世界自然遺産に登録されました。奄美市内には、大浜海岸、金作原、住用のマングローブ、あやまる岬、蒲生崎、国立公園を代表する貴重な自然資源があります。奄美の歴史は、食文化を、景観を支えてきたかけがえの財産です。国立公園や世界自然遺産の価値を守る観点から、国、県、奄美群島12市町村、また民間が連携して、ソテツカイガラムシの対策をより一層取り組むことが重要であると考えます。奄美の宝であるソテツを次世代へ引き継ぐために私たちは何ができるかを共に考え、一緒に行動していくことをお願いします。この質問終わります。ありがとうございます。

次の3の質問です。3の自転車ルール2026年について、私、先ほども竹山議員が自転車の話をしたと思いますけども、私の場合はですね、ちょっと今回の(1)の自転車歩行者通行標識について。近年、自転車利用者による交通事故は交通違反が社会問題となる、自転車の交通違反に対する反則金制度が導入されるなど、自転車を利用する取り巻きや環境が大きく変化しています。一方で、奄美市は狭い路線が多く、自転車利用者が安全に走行できる環境整備が十分とは言えない状況を見受けられます。交通ルールの厳守を守るだけでなく、安全に通行できる環境整備が重要であると考えます。歩行者と自転車の安全確保のために、自転車歩行者通行標識の設置の拡充が必要と考えます。そして、反則金の件数や市内の危険な箇所を、通学路を中心に自転車を通行可能な標識の設置する考えないかを伺います。①です。じゃあ、反則金の件数と自転車歩行者通行標識を増やせないかを伺います。

安村幸一郎 建設部長 お答えいたします。自転車に対する交通反則通告制度、いわゆる青切符制度につきましては、令和8年4月1日から開始されております。本市管内における違反件数及び年齢別の違反件数は把握しておりませんが、奄美警察署に確認しましたところ、県内において4月27日までに2件の違反があったとのことでございます。

次に、自転車歩道通行可の標識を増やせないかとの御質問でございますが、自転車は、道路交通法上、軽車両であり、車道通行が原則とされております。一方で、普通自転車歩道通行可の交通規制が行われている歩道では自転車の通行が認められております。坂道や交通量の多い区間などでは、自転車利用者の安全確保の観点から歩道通行を認めることができないかとの考え方もあるものと受け止めております。自転車の歩道通行を認める交通規制は、道路管理者ではなく公安委員会、警察の権限であり、歩道の幅員や交通量、沿道状況など総合的に勘案して判断されるものと承知しております。本市といたしましては、安全対策が必要と考えられる箇所について、現地の状況を確認しながら、警察をはじめとす

る関係機関と協議してまいりたいと考えております。今後も、関係機関と連携しながら、自動車利用者、自転車利用者及び歩行者の皆様が安心して通行できる道路環境の確保に努めてまいります。以上でございます。

西 忠男 議員（２番） ありがとうございます。反則金の件は大分件数減ってますね。最近、テレビなんかでか、よく映像出るのはいきなりやっぱ詐欺的なものが結構増えてたりとかしてですね。そういうので、高校生とか、なんかこう、騙されてお金取られたとかありますので、そういう意味では、奄美の場合は、でもね、自転車で通勤、通学されてる方も多いと思いますので、私はですね、どっちかという、私も自転車乗るもんですから、自転車でもこれまでもちょっととりあえずロードバイク、マウンテンバイク、クロスバイクとかいろんなのがありますけども、私もですね、ちょっとトレーニングの時には、ちょっと道路の、矢羽根型のあれを通るんですけども、でも、ちょっと疲れたら、必ず私、歩道に乗るんです。歩道ですね、たまたまね、そういう時に印がないんで、あらと思いながら、私もう６５なんでいいかなと思ったりもして、年齢でね、乗れたりすると思うんですけど、そういうのも含めてですね、やっぱりそういう自転車の、自転車と歩行者の専用道路ってのはなるべくあってですね、その整備とか、できればオランダやですね、５キロ圏内はみんな通勤圏はみんな自転車という制度もありますので、是非奄美も近い将来自転車で通勤されて、自転車がいろんな問題があったんで、もう今まで自転車だと歩いて職場に行くっていう方もいらっしゃるって話を聞きましたので、そういう意味ではね、そういうことで、是非是非なんとか増やせたらなと思いますので。ありがとうございます。

じゃあ、次ですね、第４、台風災害について。まずは、台風６号により被害を受けられた市民の皆さん、心からお見舞い申し上げます。また、復旧、復興に向けて昼夜問わずに尽力された関係機関の皆様、電力復興作業に従事された皆さん、深く感謝と敬意をいたします。（１）ですね、奄美市での停電について。この問題は大庭さんもお話したと思いますけども、もう１度今月の初めの台風６号のところで、奄美市内で幅広い範囲の中で長時間にわたり停電が発生し、多くの市民生活に大きな影響を及ぼしました。猛暑の中での停電は、高齢者や乳幼児、医療機関も利用している方々にとっては深刻な問題であり、通信手段や情報収集に支障をきたしました。また、事業所の農林水産業にも少なからず被害を生じたものと認識しております。近年は、台風の大規模化、巨大化が指摘され、災害に強い求める市民の不安を解消し、今後、台風や水害、停電対策につなげるための、そこで、１の質問です。台風６号の停電について、問い合わせや被害報告、またどんな対策が行われたかを伺います。

國分正大 総務部長 お答えいたします。九州電力の発表によりますと、停電戸数は延べで約７，９００戸でありまして、地区別の内訳は、名瀬地区で、こちらも約ですが、約３，７００戸、住用地区で約４５０戸、笠利地区で約３，７５０個となっております。また、復旧までに要した時間につきましては、名瀬古見方地区が最も長く、約３５時間程度を要したと伺っております。本市の対応といたしましては、先日の大庭議員の答弁と重複いたしますが、停電時における市民生活支援として、停電が長引いている地域の方々に向け、住用総合支所内に充電スペースを設置しまして、その利用について防災行政無線により周知を行ったところでございます。また、名瀬地区におきましては、介護用ベッドの充電を必要とした方につきましては、名瀬総合支所または住用総合支所において充電対応可能である旨の案内をしたところでございます。さらに、停電対策といたしましては、市民の皆様が安全に生活できる環境を確保することを目的に、小型発電機やカセットボンベ式の発電機を各集会場へ配置しまして、災害時、停電時活用いただく取組も進めているところでございます。今後とも、正確な情報の把握に努め、迅速かつ適切な情報提供や対応を行えるよう努めていきます。以上です。

西 忠男 議員（２番） ありがとうございます。本当にですね、もうこの台風、水害も含めてなんです、久々になんか皆さん当たったと思いませんか。私も久々に来たかなと思って、ちょっと名瀬市内の

ほうはね、まだ未ださすがに停電はないですね。本当にもう、ほかのね、ちょっと離れたところとか、停電大変だと思いますけども、本当に、九電の方、本当に大変だと思います。山道歩いてますと、やっぱりどうしても、道路沿い行くと、必ず電信柱があつて木が覆ってますよね。あれなどは、もう、九電の方なんかは、やっぱり、定期的に伐採したりとかしてるとは思いますけども、本当に、大変だと思います。今回もたくさんの方が応援に来られたと思います。本当に、ありがとうございました。近年は台風の大規模化や自然災害の激甚化が進んでおり、今後も同様な事態が発生することが懸念されます。今回の経験を教訓、活かし、関係機関との連携をさらに強化し、停電の未然防止や早期回復、情報発信の充実など、市民が安心して暮らせる災害に強い地域づくりに取り組んでいくことを要望して、この質問を終わります。この度、もう最後になりますけども、この度就任された則副市長、おめでとうございます。また、新しい部長級、課長の方々、本当に就任ありがとうございます。市民向上と奄美市発展のために力を発揮されることを期待します。市民の声を対処しながら市政運営に尽力を使うことをお願い申し上げて、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

多田義一 議長 以上で、参政党 西 忠男議員の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。午後2時45分再開いたします。（午後2時29分）

○

多田義一 議長 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き、一般質問を行います。

無所属 瀧真一郎議員の発言を許可いたします。なお、瀧真一郎議員から書画カメラ使用の申し出がありましたので、これを許可いたします。

瀧 真一郎 議員（4番） 市民の皆様、議場の皆様、インターネット配信を御覧の皆様、こんにちは。無所属の瀧真一郎でございます。令和8年度最初の定例会、17名が臨んだ一般質問の最後を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、このたびの台風6号により被災された方々へ心よりお見舞いを申し上げます。

さて、質問に入ります前に、通告書の若干修正をお願いいたします。

1番のですね。（1）、（2）に示されている、アとイ、こちらのほうを①と②のほうに変更をしてください。ちょっと説明の中で①、②を使いますので、申し訳ございません。早いもので、今期4年間の任期の中で、年度を通じて議論を尽くすことができるのはこの令和8年度が最後となりました。私は、これまで、本市の上位計画である総合計画や総合戦略、その立ち位置について質問を重ねてまいりました。上位計画が掲げるしあわせな島づくり、これを具現化するためには、上位計画と個別計画や実施計画との連続性、これをしっかりと見える化していくこと、それこそが不可欠だと確信しているからです。そうした中、この令和8年度には幾つかの行政計画が更新の時期を迎えました。また、今年度で更新を迎える計画も複数存在します。これら各種の行政計画は、上位計画と現場の実施計画を確実につなぐ、本市にとって極めて重要な架け橋です。ちなみに、奄美市のホームページの行政計画体系図には71の行政計画が示されており、さらに、関連計画を含めると81のものが掲げられております。今回、行政計画体系図のほうに当局のほうでナンバリングをしていただいて、非常に見やすくなっております。是非皆さん、その71のすべてを目を通してみたいかと思います。

そこで、今回、これらの計画に今年度どのように取り組んでいくのか、その姿勢に焦点を当てて質問させていただきたいと思います。なお、限られた時間の中で、今回はすべての計画を網羅することはできませんでした。取り上げきれなかった計画につきましては、次回以降の定例会にて質問してまいりたいと思います。本定例会を通じて当局からいただく答弁を踏まえ、各計画が今年度どのように実行され、それが来年度、令和9年度の予算へどう反映されていくのかを注視してまいります。仮に予算への反映が不十分であると判断した場合、計画の進捗状況を精査した上で、予算化こそが課題解決の手段で

あるならば、修正予算案を代替案として提案できるよう、財源の確保を含めて、私自身、さらに研鑽を注いでまいり所存でございます。行政側との前向きかつ建設的な議論となることを強く期待いたしまして、質問に入らせていただきます。

1 番、行政計画の整合性と全庁業務量調査結果を踏まえた執行体制の強化について質問させていただきます。まず、通告書のほうに示してある3つの計画、奄美市第3次財政計画、第3次奄美市定員適正化計画、奄美市DX推進計画について、私が把握している課題と対応が当局側の認識とずれがないかを確認させていただいた上で、質問を進めていきたいと思っております。なお、奄美市DX推進計画の課題と対応については、行政としての課題、対応とさせていただいております。では、スライドのほう、お願いいたします。言葉で言っても分かりづらいものですから、基本的には文字のほうでも同時に示させていただきます。まず、奄美市第3次財政計画、この中の課題、大きく5つ、自主財源の脆弱性と依存体質、義務的経費の増大、インフラ公共施設の老朽化、基金の大幅な減少、経常収支比率の高止まりの5つ挙げられております。その対応として、次のスライドをお願いします。事務の効率化と人件費の抑制、公共施設マネジメントの徹底、適正な受益者負担、計画的な起債管理、主要な数値目標の設定、この5つが対応として挙げられております。次をお願いいたします。

続きまして、第3次奄美市定員適正化計画、こちらのほうの課題としては大きく3つ、行政ニーズの増大と多様化、職員構成の変化と技術継承、組織運営と働き方、この3つになります。次のスライドをお願いします。その対応として、スマート自治体の推進、民間活力の活用、組織機構の見直し、計画的な採用になります。次、お願いします。奄美市DX推進計画、この中に示されている行政としての課題、こちらのほうは、紙の業務が残る中、限られた資源でサービスを維持しなければならない、こちらのほうが課題として挙げられております。次、お願いします。その対応といたしまして、行政サービスの効率化と業務改善といたしまして、BPRの徹底と自動化、ペーパーレスと優しい窓口、人材確保と育成、この3点が挙げられております。これは私自身が認識している課題とその対応になっております。まず、この前提が違っていると議論が進みませんので、この認識に対して確認をさせてください。まず、この認識に間違いがないか、答弁をお願いいたします。次の質問からは発言席で行います。

多田義一 議長 答弁を求めます。

安田壮平 市長 瀧議員の御質問にお答えします。今示された3つの計画の概要と言いますか、課題と対応について、齟齬がないかという質問でございますので、ほかにもいろいろ聞き取りの中では質問いただいておりますが、今の質問に対してはですね、齟齬はございません。以上でございます。

瀧 真一郎 議員（4番） ありがとうございます。では、詳細な質問のほうに入らせていただきます。まず、スライドを御覧ください。ここに示しましたように、人と金、これは波線のほうが現状だと思ってください。こちらのほうが、その根拠として、財政計画と定員適正化計画という2つの計画が存在しております。現時点で示されている課題の影響で、次第に多くの人、金が必要となり、大きな円に変わっていくというような状況です。次、お願いします。そして、そのベースとなる業務量の効率化を図る手段、これは先ほど言ったことですね。各々、人、金の課題のほうで増大していくことを示しております。そして、そのベースとなる業務量の効率化を図る手段としてDX推進計画があります。次、お願いします。こういったように、人の配置、金の配分のバランスを調整していくことこそが想定されております。このように、3つの計画は相互に関連しており、本市の行政運営の基盤をなすと考えたため、年度初めの質問テーマとして選定いたしました。スライド、ありがとうございました。

さて、そもそも人と金を決める大きな要因の一つは、行政における仕事量の負荷だと思います。そこで、現在の行政負荷状況を共有するために昨年度実施した全庁業務量調査結果について質問させていただきます。（1）全庁業務量調査結果の反映と今年度の対応について①全庁業務量調査結果を受けて、

市として捉えている各部局における業務量と現行職員数とのギャップ等、具体的な課題について算出された数値を明示の上、見解を伺います。

安田壮平 市長 それでは、昨年度実施した業務量調査の結果を踏まえた具体的な課題についてお答えします。本調査は、課長補佐級以下の正規職員及び非正規職員を対象に全庁の業務を調査分析したものです。業務本来の目的を踏まえ、業務の流れを見直し、効率化を図ることにより、職員が本来担うべき業務に専念できる環境を整え、ひいては住民サービスの向上につなげることを目的として実施しました。調査結果としましては、年間作業時間は、正規職員が90万9,611時間で466人工、非正規職員が32万9,344時間で169人工、委託が6,589時間で3人工、合計124万5,543時間で638人工となりました。ここで言う人工とは、職員一人当たりの年間作業量を表す単位であり、本調査では、職員1人当たりの年間作業時間の目安を約1,950時間として算出しております。議員御質問の、各部局における業務量と現行職員数とのギャップ、過不足につきましては、仮に正規職員一人の作業量を一人人工として換算した場合、課長補佐級以下の正規職員については466人が必要となる計算です。これを、調査を実施した昨年度の職員数、令和7年4月1日時点と比較しますと、課長補佐級以下の正規職員は509人で、43人の差となります。しかしながら、今回調査は、職員がそれぞれの業務に要した時間を主観的に回答したものであり、厳密に業務時間を計測したものではございません。また、災害対応など突発的に発生する業務や、新規事業の検討など調査に十分反映されていない業務もあることから、調査結果と現行職員数を単純に比較して直ちに過不足を判断することは難しいものと認識しております。今回の調査では、職員が行う業務の大枠を把握することができており、それらの業務を、正規職員でなければ対応が難しいコア業務と正規職員以外でも対応可能なノンコア業務に分類し、分析を行っております。その結果から見えてきた主な課題は2点ございます。

1点目は、正規職員がノンコア業務を担っている場合があります。年間作業時間のうちノンコア業務の割合は46.3パーセントとなっております。正規職員がコア業務により専念できるよう、ノンコア業務の縮減や業務分担の見直しを進める必要があると考えております。具体的には、専門性を要しない提携業務等につきましては、外部委託や会計年度任用職員等への業務配分の見直しを検討するとともに、デジタル技術を活用した自動化についても検討してまいります。

2点目は、先ほど議員の御指摘にもありましたが、紙を利用した作業が多いことです。全庁の年間作業時間のうち、紙を利用した作業は64.4パーセントとなっております。こうした状況を踏まえ、書類の電子化やICTツールの活用を進めることにより効率化を図る必要があると認識しております。今後とも、調査結果を踏まえ、事務の必要性の確認や業務プロセスの抜本的な見直し、デジタル化が可能な業務の検討を進めることにより、職員の負担軽減と業務効率化を図りながら、安定的で質の高い住民サービスの提供に努めてまいります。以上でございます。

瀧 真一郎 議員（4番） ありがとうございます。まず、課題として大きくあるノンコア業務と人員と仕事のアンバランスという形だと思います。そういったところ自体は本当に見直していく必要があるかと思うので、今回の結果を反映しながら是非やっていただければと思います。

では、調査結果をですね、このようにどのように反映したのかという観点から、次の質問に移らせていただきます。上記課題に対する短期施策として今年度実施する、もしくは計画している施策を、以下の3点について具体的に伺います。今年度の組織体制への織り込み内容、具体的に取り組む施策、各施策における成果指標。なお、aとbに関しては施策と計画の内容を、cはその判断指標という観点でまとめてお示しください。指標があるものについては、その考え方についても併せてお示しください。なお、計画として反映できていないものや指標を設定していない施策については、その理由と代替的な評価方法をお示しください。

國分正大 総務部長 それでは、今年度の組織体制と織り込みということでもまずさせていただきたいと思っています。まず、1点目の今年度の組織体制の織り込み内容につきましては、今回の業務量調査の結果については、あくまでも業務量の可視化とそれによる業務改善に取り組むことを目的としております。直接的に各課の職員配置数には影響を及ぼすものではないという前提のもと実施した調査でございます。しかしながら、これまでは職員がどのような業務にどれだけの時間を要しているかといったデータはなかったことから、今後は、これらのデータを活用しまして、各部課長が各部局の業務量を把握できることで、よりの確な検討ができるものと期待しているところでございます。なお、今年度の各課の職員定数につきましては、組織定数に関する各回のヒアリング及び令和8年度に見込まれた職員数を踏まえ、各課の定数を決定したところでございます。

次に、具体的に取り組む施策でよろしいでしょうか。いきます。次に、2点目の具体的に取り組む施策、実施計画についてお答えいたします。限られた職員数で効率的に事業を執行していくためには、業務量調査の結果を活用しまして事務改善につなげていくことが必要であると考えております。そのため、今年度から、業務量調査結果報告書を全庁で共有するとともに、業務の流れや作業量を可視化しまして業務の効率化や改善につなげるため、クラウド型の業務改善支援ツール、これシステムですけれども、を導入してまいります。本ツールは、各業務に要している時間や作業内容を整理、分析することで、事務の見直し、業務分担の最適化、デジタル化の検討などに活用できるものでございます。まずは、同ツールの活用促進に向け、使用方法の説明会や本ツールを活用した業務改善の方法などの研修会を開催することとしております。また、実施計画の作業に合わせまして、本ツールを活用して、各課における業務そのものの見直しやデジタル技術の活用についても検討しているところでございます。

次に、各施策におけるK P Iについてでございます。最後の3点目になります。各施策のK P Iです。先ほど答弁しました業務量調査の結果から見えた課題である、正規職員がノンコア業務を担っている場合があることや紙を利用した作業が多いことへの対応策といたしましては、働き方改革推進事業がございまして、こちら、商工観光情報部のほうでしている事業です。本事業は、A I－O C RやR P A等を活用しまして庁内業務の効率化を図るとともに、オンライン申請を拡充することで職員の働き方改革と市民サービスの利便性向上を推進することを目的としております。本事業のK P Iにつきましては、奄美市D X推進計画の中で設定しておりまして、今年度のK P Iとして、システム利用による業務削減時間を合計4,000時間、オンライン申請業務を28件、電子契約率を55パーセントを掲げております。K P Iの設定の考えにつきましては、1つ目の業務削減時間については、業務効率化の指標として、近年の伸び率をもとに令和10年度までの目標値を定めたものでございまして、削減時間は、R P A、A I－O C R、オンライン申請、生成A I活用により短縮された時間について、庁内アンケートをもとに推計したものでございます。

2つ目のオンライン申請業務につきましては、オンライン申請の推進により、利用者、職員双方の利便性向上を図ることを目的として設定しております。単発的な申請を除いた手続数をK P Iとしておりまして、単発的なオンライン申請については常時各課にお願いを活用しているところでございます。

3つ目の電子契約率については、庁内のペーパーレスや事業者における利便性向上の指標として定めておりまして、契約担当課により本市の契約における電子契約の割合を算出しまして、K P Iは近年の推移から目標値を定めております。また、業務の流れや作業量を可視化しまして効率化につなげる業務改善支援ツールの活用につきましては、K P Iは設定はしておりませんが、今年度は操作説明会を1回、研修会を2回開催することとしております。説明会につきましては各課1名の参加、研修会については20名の参加を目標に取り組んでまいりたいと考えております。これらの取組を通じまして、業務の効率化と市民サービスの向上を図るとともに、限られた人的・財政的資源を有効に活用しまして、持続可能な行政運営に努めてまいりたいと考えております。以上です。

瀧 真一郎 議員（4番） ありがとうございます。今年度の対応についてはよく認識いたしました。そ

もそも、取り扱いというところ自体も、まずはしっかりと全体の仕事が見えるようにしようという形で、今年度全体に共有すると、可視化していくということも理解させていただきました。まずそちらが多分一番大事だと思いますので、是非よろしくお願いします。1点、ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、先ほど、時短のほうの目標は4,000時間という答弁があったかと思います。その手法として、多分RPAとかAIとの入れ替えがあったかと思うんですけども、多分2年ぐらい前だったかと思うんですけども、RPAを導入したタイミングがありまして、その際の効果が2,500時間出ていますというのがあったかと思います。この4,000時間というものは、それに追加して4,000時間追加という認識なのか。その原点は、今年度の調査結果をベースにして4,000時間という認識でよろしかったでしょうか。

國分正大 総務部長 先ほども申し上げましたが、RPAだけではなくてですね、AIとか、それも入ってきておりますので、そういうことで、デジタル化に向けた取組を4,000という設定です。

瀧 真一郎 議員（4番） ありがとうございます。ということは、今年度の調査結果の時間がベースであるという認識でよろしいですかね。

國分正大 総務部長 こちらは令和7年度をもとにやっておりますので、令和6年度までのですね、データでこれを作っているということです。以上です。

瀧 真一郎 議員（4番） ありがとうございます。今年度の対応についてはよく理解できました。まだ当然この辺のほうはですね、先ほどおっしゃっていたように、やった中身というものが実際に職員に浸透しないといけないという形ですので、本当に丁寧に中身というものを精査していきながら、どれだけ業務をばらしていけるか、それが多分肝になってくるかと思います。なので、必ずですね、やってきたことというのを職員の方々とのフィードバックをやり取りしながら、是非、効果が出るもの、先ほど言ったように、必ずどんどん人数がどんどん増えていきます。それに伴って人はどんどん減っていく形もありますけれども、市役所の業務というのは必ず減らないので、それをしっかりと回せる環境というものをつくるベースになるものですから、しっかりと対応していただければと思います。そういった観点でですね、今、足元のほうは動いていることは認識しました。なので、中長期的な視点ということで、進め方というのが問われるかと思っております。

そこで、次の質問に移らせていただきます。（2）中期的な計画への織り込みと部署横断的調整機能について。まず、先ほど言ったように、そこについて、取組の方向性と考え方、またそれに推進するための組織体制という2つの観点から質問させていただきます。①全庁業務量調査の結果を中期的な目線で見た際、上記3つの計画、財政・定員・DXへどのように織り込んでいるのか。その状況を伺います。併せてこれら3つの計画の整合性を担保するための部署横断的な調整機能、これは現在どのような部局が担っているのか、その体制と実効性について伺います。

國分正大 総務部長 それでは、私のほうからは、①の財政と定員適正化計画、それと②の3つの計画の整合性という3点答弁させてもらいまして、DXのほうにつきましてはまた担当部長から説明させます。それでは、お答えいたします。まず、第3次財政計画につきましては、全庁業務量調査結果を踏まえた人件費抑制の対応策等を織り込んではありません。財政計画における人件費の話が、聞き取りのなかでありましたので、説明します。申し上げますと、将来推計値は、定年延長による影響額の追加や過去10年における人件費上昇率の平均値を加味するなどして試算しております。なお、財政計画におきましては、毎年度の実施計画に基づき、目標数値の検証を行うものとするとして記載しておりまして、目標数値の検証を行うため、人件費も含めた数値全般のローリング作業を毎年度実施してまいります。以

上のことから、財政計画策定時点では全庁業務量調査結果を踏まえた内容は織り込んでおりませんが、全庁業務量調査結果に基づいた改善策の効果を毎年度のローリング作業の中で将来推計値等へ反映してまいりたいと考えております。

続きまして、第3次奄美市定員適正化計画についてお答えいたします。昨年度実施しました業務量調査の結果につきましては、本計画の職員数の算定に、こちらなのですが、直接反映しているものではないです。本計画における職員につきましては、これ普通交付税を算定する際に使うんですが、基準財政需要額に基づきまして算出した必要職員数を踏まえました職員定数を設定しております。基準財政需要額とは、各地方公共団体が標準的な水準の行政サービスを提供するために必要と想定される財政需要を一定の算式により算定した額でございます。本市が基準財政需要額を根拠としている理由としましては、本市が奄美群島の郡都としての多様な行政ニーズを担っていること、また、離島であることから他自治体との補完関係に限られることなど、本市の地域的な、地理的な特殊事情を踏まえた職員数を考慮する必要があるためでございます。そのため、本計画では、行政ニーズを基準財政需要額として捉えまして、類似団体との比較を行いながら、これは全国の類似団体のことでございます、行いながら必要職員数を算出しております。一方で、昨年度実施した業務量調査の結果につきましては、職員数の算定に直接反映しているものではないですが、スマート自治体の推進に関する重要な基礎資料であるとは認識しております。本計画におきましても、全庁的に事務事業の見直しを進めるとともに、先ほどもありましたように、AI、RPAなどの新たな技術、ツールを活用しまして事務改善を図ることとしておりますので、今後は、業務量調査の結果を事務改善や業務効率化を進めるための基礎資料として活用したいと考えております。今後とも、これは人的なことですが、限られた人員の中で効率的かつ効果的な行政運営に努めてまいります。

最後になりますが、2番目の、これを踏まえました部署横断的な仕組みが必要ではないかということでございますが、お答えいたします。まず、3つの計画の整合性について御説明いたします。後ほどまたDX計画のほうはありますが、説明を先にさせていただきます。本市では、総合計画である未来の奄美づくり計画を最上位計画と位置付けております。定員適正化計画やDX推進計画につきましては、この総合計画に紐づく個別行政計画として位置付けられております。また、個別行政計画に基づく主な事業につきましては実施計画に反映されておまして、財政計画につきましても、実施計画に掲げる今後の事業見通し等を踏まえて策定しております。これは、財源の紐づきということ、関連性ということでございます。したがって、これらの計画は、それぞれ独立したものではなく、相互計画を起点として相互に連動しているものでございます。こうした計画間の整合を図るための部署横断的な調整機能につきましては、全庁的な取りまとめを行う総務部企画調整課が担っております。企画調整課におきましては、定員適正化計画の策定や業務量調査なども所管していることから、日頃より関係部署との協議や情報共有を行いながら必要な調整を図っているところでございます。繰り返しになりますが、今後とも、関係部署が連携を図りながら、効率的かつ効果的な行政運営に努めてまいります。以上です。

永田公洋 商工観光情報部長 それでは、私のほうより奄美市DX推進計画に関してお答えをいたします。奄美市DX推進計画と先ほど来あります全庁業務量調査につきましては、昨年度、同時期について計画の策定を進めておりましたので、全庁の業務量調査の結果自体を計画に反映したものではないです。しかしながら、デジタルの活用につきましては、先ほど部署横断的な回答もありましたけども、全庁全ての部署に関わるものでありますので、今年度よりスタートいたしました計画の具体的な推進におきまして、この業務量調査で得られたデータをもとに分析いたしまして、作業フローの見直しや生成AI、RPA等を適切に今後も活用していくという方針を定めております。具体的な取組といたしましては、提携業務や作業時間が多い業務を中心に事務の合理化を進める上で、電子化、自動化などのデジタルの活用や新たなシステムの導入にも積極的に取り組んでいくということでございます。また、先進自治体デジタルの活用は全国あらゆる自治体が活用しておりますので、その先進自治体における成功事

例の共有、それから職員の研修等も実施いたしまして、職員のデジタルスキルの向上を図るとともに、引き続き、事務のペーパーレス化やオンラインの申請を推進するなど、業務の改善と行政サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。以上です。

瀧 真一郎 議員（４番） ありがとうございます。中身のほうはよく理解をできました。実際にはもう少し細かいところ、いろいろと話を聞きたいところもありますし、その具体的なものを、どう見えるようになっていくのか、逆に僕らがどういうふうに見ることができるのかということ併せて聞きたいこともあるんですけれども、ちょっと時間も余りないものですから、今回はここまでにさせていただければと思います。先ほど言ったように、ちょっとまた、実際行っている、特にDXとかであれば、先ほど部署を絞ってという話もありましたので、どういったところに何をやろうとしているのかという、具体的に少しお聞かせ願えればと思いますので、またお伺いさせてください。また、先ほど言った見えるようなシステムをやる、今年度やるとおっしゃってましたので、その全庁の業務量調査結果がですね、どういった形になっているのかということを是非見させていただきながら、今後の方向性ということも含めてですね、議員と一緒に是非議論できる場というのをつくらせていただければと思います。ありがとうございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。２番、奄美市第３期教育振興基本計画での小中学校教育体制に対する課題について質問させていただきます。本計画の行政体系図の位置付けについては、奄美市総合戦略の３つの柱の１つである未来を担う次世代へ島の誇りを継承しようを支える計画になっております。３月に制定された本計画において奄美市として認識している課題については、先ほど同様に、まず、私が把握している認識がずれがないかを確認させていただければと思います。

まず、この中に示されている小中学校教育体制の３つの課題は、１つ、児童生徒数の減少と小規模校の維持、２つ、教育施設の老朽化と安全確保、３つ、教職員の確保と資質向上についてと認識しております。この認識でまず間違いないか、御答弁ください。

當田栄仁 教育部長 それでは、お答えいたします。奄美市第３期教育振興基本計画におきましては、第２章におきまして、本市教育を取り巻く現状を整理しております。議員御提示の小中学校教育体制の３つの課題につきましては、その一部として内容的に共有されているものと認識しております。

瀧 真一郎 議員（４番） ありがとうございます。認識は一応確認できましたので、それでは、その課題の対応を振り返る観点から伺います。第３期教育振興基本計画と令和７年度教育委員会の事務の点検評価報告書から読み解くと、第２期教育振興基本計画の総括として、これ自体は令和３年度から令和７年度なんですけれども、振り返りは令和６年度までのほうでやられているというふうに認識しております。取組全体の効果が数値で示されています。３３の施策に対し議論された成果として、平均評価点は５点満点中４．２点であるという形で、目標をおおむね達成し、ほぼ期待どおりの成果が得られていると総括されております。この内容を踏まえて、これまでの施策の総括と効果の検証についてお伺いします。上記課題に対し、これまで市が実施してきた具体的な施策とその効果について、単なる事業の実績ではとどまらず、その課題解決にですね、どう寄与したのか、客観的な数値、指標を含めて伺います。①、②、③それぞれについて答弁をお願いいたします。

向 美芳 教育長 議員の御質問にお答えいたします。先ほど教育部長からありました認識をもとに、①の児童・生徒数の減少と小規模校の維持、それから③の教職員の確保と資質向上について、私のほうからご答弁いたしたいと思います。まず、①です。児童・生徒数の減少と小規模校の維持については、へき地小規模校教育の振興として、複式授業の研修、研究をはじめ、各集落の伝統文化や行事の継承など小規模校ならではの特色ある取組や、特認校制度、くろうさぎ留学等を実施しております。効果につい

ては、一概に達成目標等はありませんが、全国学力学習状況調査の結果においても、学校規模による大きな格差は生じておらず、一定の教育的効果はあるものと認識しております。

次に、教職員の確保と資質向上についてでございます。教職員の確保と資質向上につきましては、採用の主体は県教育委員会となりますが、本市では、大島教育事務所と連携し、教職員確保のための情報共有や啓発等を行っております。資質向上につきましては、各教科、生徒指導、保健指導、特別支援教育と各種研修会を実施しております。また、教員経験の浅い職員を対象とした市臨時的任用、新規採用教諭等研修会を年3回行い、教職員の資質向上に努めております。各校においても、校内研修等を通して教員の資質向上に努めております。教職員の確保、資質向上については、ここまですれば終了ということではありませんので、今後も、本市の各校の現状把握に努めながら、取組の継続を図ることが重要であると考えております。以上でございます。

當田栄仁 教育部長 私のほうでは、2番目の、教育施設の老朽化と安全確保についてお答えいたします。本市教育委員会では、令和元年度に学校施設長寿命化計画を策定し、策定時に実施しました劣化度調査の結果に基づき、健全度の低い施設から優先的に順次改修を進めております。長寿命化計画に基づく改修工事の近年の実績としましては、令和5年度、5件、1億5,974万5,000円、6年度、4件、3,964万円、7年度、6件、1億2,411万1,000円となっております。こちらは、主に校舎、屋内運動場、プール等の工事を行っております。これら長寿命化計画による老朽化対策の結果として、施設の安全性が確保され、大きな事故等が発生していないものと認識しております。また、日常的な修繕等につきましては、年間約600件の要望がございまして、それに対して、緊急性や安全性を考慮の上、昨年度は約370件の修繕を実施しております。要望の積み残しにつきましては、現場での応急処置や大規模改修時の対応等を行ってきたところでございます。なお、評価指標についてお話がありましたので、補足をさせていただきます。事務事業評価の指標につきましては、施策が課題解決に寄与した成果、アウトカム指標を設定することが理想と考えておりますけれども、成果を得るために時間を要する施策や設定自体が困難な施策につきましては、実績、アウトプット指標や定性的な設定にならざるを得ず、これは国・県の計画等においても同様と考えておりますので、御理解のほどお願い申し上げます。以上です。

瀧 真一郎 議員（4番） ありがとうございます。いろいろな取組をやられていて、それがやっぱりつながってきたということは認識できました。ただ、ちょっとですね、時間があれなのであれですが、再質問として、この今やった取組というところ、その中で課題というところをですね、奄美市としての、市としての取組という形、あと、実際の現場での取組というところ、で、合わせて、もしくは国・県へ依存している取組があるかと思います。その中で、各々の課題があるかと思うので、まず、取り組んでいく中での課題という観点でお示しすることは可能でしょうか、

當田栄仁 教育部長 国・県また現場での対応ということで、課題ということでございますが、奄美市として。国に関係する課題としましては、やはり補助金、交付金等の活用ということでございますので、こちらのほうは財源の確保が主になりますが、こちらのほうは、そういった観点から、国・県の情報等を収集しながら進めていきたいと考えております。県のほうは、先ほど教育長のほうからもございましたけれども、主に県費職員の配置等において非常に大きな、中心的なというか、専らの役目を果たしておりますので、そちらとの連携、要望等を図ってまいりたいと思っております。奄美市としましては、これから答弁申し上げますけれども、やはり現場での対応を解決するためにですね、いろんな施策を取り込みまして、取組、継続してまいりたいと考えております。以上でございます。

瀧 真一郎 議員（4番） ありがとうございます。一応、いろいろと今答弁いただいた課題を踏まえ

てですね、多分次の質問の中で答えていただける中身に入ったかと思いますので、そちらのほうでお願いしたいと思います。（２）今年度の施策展開について、これまでの施策から見えてきた課題を踏まえて、今年度新たに、もしくは重点的に展開する施策について具体的に伺います。答弁の際は、奄美市としての取組、現場へ託す取組、国・県への要望・連携、その３つの区分を明確にしてお示ください。

向 美芳 教育長 議員の御質問にお答えいたします。先ほどの児童生徒数の減少と小規模校の維持という観点でお答えしたいと思います。なぜ課題となっているのか、なぜ課題解決ができないのかということについてでございます。お答えいたします。児童生徒数の減少と小規模校の維持については、今後につきましても、現在の取組を継続しながら、くろうさぎ留学制度の周知や受け入れのための里親確保、留学制度の在り方の検討等に取り組み、市教委基本方針である「シマに根差したふるさと教育～奄美の子どもたちを光に」の実現を図ってまいりたいと考えております。また、教職員の確保と資質向上につきましては、教職員の、これは全国的な課題でございますが、直接の採用は県教育委員会となりますが、確保に向けた呼びかけや、県教育委員会の主催する教員免許状を所有している潜在的な候補者を対象とした鹿児島先生スタートプログラムの周知等に取り組んでまいります。今年度は、本市東京事務所に依頼し、郷友会での呼びかけと確保に向けた周知の拡大を図っております。また、全国的な教員不足解消のためには、教職員の働き方改革の推進が不可欠と考えておりますので、本市教職員の超過勤務時間の把握や各校の業務改善に係る指導助言に継続して取り組んでまいります。各校へは、管理職研修会等において、業務改善に向けた定時退校日、部活動地域展開、校時表の見直し等の取組推進への指導助言を今後も継続して図ってまいります。以上でございます。

當田栄仁 教育部長 私のほうからは、教育施設の老朽化と安全確保に関する今年度、今後の施策展開について申し上げます。先ほど申し上げましたように、日常的な修繕等について課題がありましたことから、今年度から公共施設包括管理業務委託を開始しております。専門の技術スタッフによる迅速な対応と定期巡回を行い、学校現場からもおおむね好評をいただいております。こちら、中長期的にも老朽化対策と安全対策において効果を上げるものと期待しております。施設管理全体の課題として、今後も老朽化が進む一方で児童生徒が減少していく状況の中、今回の教育振興基本計画におきましても、児童生徒数の予測をもとに、数年単位で学校の規模や施設の見直しを行うなど、適切な施設管理を進めるとしてございまして、今年度は、市内３か所の市営温水プール活用による学校水泳事業の集約化について検討を始めます。今後につきまして、学校施設長寿命化計画を基本としながら、照明のＬＥＤ化や屋内運動場の空調設備など、新たな課題への対応を含めまして、必要に応じた見直しを随時行い、国の補助金や起債等の活用を含め、計画的に整備を進めてまいります。以上でございます。

瀧 真一郎 議員（４番） ありがとうございます。もろもろの取組のほう、ある程度理解はできました。ちょっと時間もあるので次の質問にまず移らせていただきますが、それでは、この項目で最後の質問になります。今までの施策の中に含まれていたなら、なかったのでもいいかと思うんですけども、今回制定された第３期教育振興基本計画に対するパブリックコメントについて質問させていただきます。（３）パブリックコメントに対する具体的な対応についてお示ください。先ほどおっしゃってましたね、教職員の確保という観点に関するパブリックコメントにおいて、都市圏との期間限定の教員相互派遣制度、これの提案がありました。その中でですね、市のほうの回答として、将来的な教職員確保につながる可能性がある重要な視点であるというふうに回答が示されております。このように高く評価されている項目にあるので、何かしら今年度、取組としてやろうというのがあるのか。それは先ほど言った東京の郷友会とかでの呼びかけという話なのかもしれないですし、そういった形の中の今後の具体的なもし検討と計画の有無があれば、お示しいただければと思います。

向 美芳 教育長 議員の御質問にお答えいたします。議員御指摘のとおり、本市ホームページでも回答しておりますが、教員の研修、採用に関しては鹿児島県教育委員会が主体となりますので、情報の共有を図っております。教職員の確保や相互派遣制度については個別の自治体だけでは行いませんので、今後も、県教育委員会、また大島教育事務所と密接に連携を図り、当該制度の研究に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

瀧 真一郎 議員（４番） ありがとうございます。ここの挙げさせていただいたのは、教職員の確保、かなり苦戦しているという認識もありまして、そういった観点で質問をさせていただきました。これは実際にですね、ほかの自治体の中で、例えばもう同じような状況だと思います。何か先進的な事例等々があれば、知っている中身を教えていただければと思います。これ、質問した理由というのは、僕もちょっと調べたんですけれども、鎌倉市ですかね、のほうが今年度から、今奄美市のほうでも使っている市の予算で教職員を確保するという取組を条例を制定して始めました。逆に今回議案の中でですね、目的は若干違うとはいえ、そういった仕組みを廃止しようという法案も上がっております。そういったところの考え方について、奄美市としてですね、その辺をどう捉えて進めていくのかというのが、教職員の確保に向けては奄美市のお考えだと思うんですね。そういった形の中で、例えば、今回はその目的が違うので、使うためには改正をしなきゃいけないと、そういった形で行くのがいいのか、本当に新しくつくるのも時間変わらないという形で廃止をしたのか。これは総括質疑のほうで聞かせていただく中身になりますので、今回は、なぜその質問をしたかという背景という形で話をさせていただきました。なので、是非ほかのですね、僕は鎌倉市しか知らないんですけれども、ほかの自治体の中でその教職員の確保という観点で何かしら調査をされた事例があれば教えていただければと思います。

向 美芳 教育長 議員の御質問にお答えします。議員御指摘のとおりですね、教員の確保につきましては、広域でですね、地域を飛び越えて教育実践の幅を広げたり子どもたちに還元していくためには、将来的にはそのような、広げていくということは大事だと思います。本県でも、福島県それから岐阜県との教員交流を現在行っているところでございます。こういった教員の研修、また採用に関しては、どうしても鹿児島県教育委員会が主体となりますので、今回議員のほうから御提案いただいていることにつきましては、今後いろんな選考事例なども調査しながら、また検討できることがありましたら今後取り入れていきたいなと思っております。以上でございます。

瀧 真一郎 議員（４番） ありがとうございます。本当にいろいろとその、何て言ったらいいですかね、学ぶ場というものに対するサポートというのはなかなか厳しい状況になってきているかと思えます。子育て世代という形の中でですね、当然、出産、そういったところの保険っていうだけですかね、そちらのほうに関してはいろいろと手厚くどんどんなっているかと思うんですけれども、実際に学んでいる小学校、中学校といった形に対する手当というところ、こちらのほうが今不足しかかっているのではないかというふうに考えているところです。なので、そういったところに関してですね、先ほどありましたように、基本は人事権は県にあるものですから、その中で奄美市としてできる手段がないのかと、そういった観点で是非、ほかの事例も、ほかの自治体も少なかったです、僕も調べた中でいくと。ただ、その中で唯一、そういった市でお金を出しながらというのがありました。当然、財源が当然必要なものですから、一長一短できるものではないとは認識しておりますが、先ほど言ったように、やはり奄美で学ぶ機会、その中というのが小学校、中学校、これは確実に奄美の中にいる人たちです。それにしっかりと学ぶ場を提供できる環境をつくるという形で是非やっていただければと思います。

それでは、最後の質問に移ります。第１回定例会で質問させていただいた特定居住促進計画の策定に関し、現状を伺います。なお、（２）につきましては、計画が未着手の場合を想定した質問なので、着

手済みの場合は割愛いただいて結構です。未着手の場合は、（１）の進捗説明とあわせて、着手が滞っている理由についてもお答えください。

では、前年定例会において、特定居住促進計画の策定に着手する旨の答弁がありました。本施策の確実な推進に向けて、以下の点を伺います。（１）今年度における計画策定のロードマップと現時点の進捗状況について。（２）もし現状まだ未着手の場合に関しては、当初想定していた項目のうち、現時点で未着手のものがある場合、その具体的な理由とボトルネックについて伺います。

國分正大 総務部長 お答えいたします。現時点での進捗状況についてまずお答えいたします。特定居住促進計画の策定につきましては、現在、国の制度確認や他自治体の先行事例の調査を行い、関係課との協議、準備を進めているところでございます。今後のスケジュールにつきましては、区域設定や基本方針の素案を作成後、広域行政主体である鹿児島県への意見聴取や調整関係課との協議及びパブリックコメントを実施しまして、年内の計画策定を目指しております。併せまして、外部有識者を委員とした協議会を設置しまして、計画案の協議を進めてまいります。二地域居住の推進は、人口減少が進む本市における重要な取組であると認識していることから、関係機関や民間事業者とも連携しまして、スピード感を持って作成に取り組んでまいります。

次に、未着手のものがある場合は回答ということですが、お答えいたします。特定居住促進計画について、未着手である項目の具体的な理由と進行が滞っている理由についてお答えいたします。未着手があるということでございます。同計画に関しまして、現時点で未着手になっている項目は、主に区域設定等でございます。未着手の理由は、関係課との、庁内ですね、関係課との調整や情報整理をまず優先していることなどがございます。いずれにいたしましても、早期の庁内協議を進めまして、項目作業が順次進められるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

瀧 真一郎 議員（４番） ありがとうございます。着実に進めるという形の中で、庁内で今協議が進んでいるという状況だというふうに認識しました。とはいえ、結構これ自体はですね、かなり前からやろうという話があった中でこういった状況だと思います。なので、そうですね、もう少し、先ほどスピード感という言葉がありましたので、もう少し、まず庁内で調整するものであれば、さらにちょっと加速してやっていただければと思います。なかなか日本全体の中で人口が減少している中でですね、定住人口を増やしていく、人を勝ち取るというのはなかなか難しいと思っております。そうした中で、やはり関係人口であったり交流人口を増やしていく１つのキーワードになる計画です。ほかの自治体の中でですね、こういった計画を立てながら、当然、国の補助金等々を活用して進んでいると、地域の整備が進んでいるところもあります。こういったところが下火になる前におかしいですけども、しっかりスピード感を持って、乗り遅れないように是非進めていただければというふうに思います。

以上で、今回の質問はこれで終わりになりますが、今回の全庁業務量調査について若干触れさせていただきました。これ自体はですね、何かというと、よく僕自身が民間のことをよく言うのでよく怒られるんですが、別に行政、民間がいいと言っているつもりはなくて、どんな組織においても、守るべきものと変えるもの、これをしっかりとやっていかなければいけないと思っています。それを判断する１つの指標として、全庁の業務量を把握するということは必ず必要なことです。僕ら、変わることができない組織が淘汰されるというのは僕は言われながらやってきた経験もあるものですから、当然、何が守るべきものなのか、何が変えなきゃいけないものなのかというところを、実際の数値とか見ながらですね、客観的に眺めるデータとして是非活用していただければと思います。今回、これで今日の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

多田義一 議長 以上で、無所属、瀧真一郎議員の一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

6月22日午前9時30分本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。（午後3時42分）

第 2 回 定 例 会
令和 8 年 6 月 22 日
(第 6 日 目)

6月22日(6日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	朝 木 一 仁	議 員	2 番	西 忠 男	議 員
3 番	帶 屋 誠 二	議 員	4 番	瀧 真 一 郎	議 員
5 番	正 野 卓 矢	議 員	6 番	弓 削 洋 平	議 員
7 番	幸 多 拓 磨	議 員	8 番	大 庭 梨 香	議 員
9 番	叶 幸 治	議 員	10 番	盛 剛	議 員
11 番	前 田 要	議 員	12 番	泉 義 昭	議 員
13 番	永 田 清 裕	議 員	14 番	崎 田 信 正	議 員
15 番	奥 輝 人	議 員	16 番	多 田 義 一	議 員
17 番	栄 ヤ ス エ	議 員	18 番	与 勝 広	議 員
19 番	奥 晃 郎	議 員	21 番	竹 山 耕 平	議 員
22 番	川 口 幸 義	議 員			

○ 欠席議員は、次のとおりである。

20 番	伊 東 隆 吉	議 員
------	---------	-----

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

安 田 壮 平	市 長	則 敏 光	副 市 長
向 美 芳	教 育 長	藤 江 俊 生	住 用 総 合 支 所 長
正 本 英 紀	笠 利 総 合 支 所 長	國 分 正 大	総 務 部 長
柳 樹 三 郎	財 政 課 長	肥 後 健 作	地 域 総 務 課 長 (笠 利)
畠 山 成 美	市 民 環 境 部 長	押 川 治	世 界 自 然 遺 産 課 長
川 畑 博 行	保 健 福 祉 部 長	喜 納 祐 司	福 祉 事 務 所 長
永 田 公 洋	商 工 観 光 情 報 部 長	川 畑 良 二	紬 観 光 課 長
中 山 哲 史	産 業 建 設 課 長	川 畑 健 朗	農 林 水 産 部 長
安 村 幸 一 郎	建 設 部 長	俵 裕 樹	都 市 整 備 課 長
植 田 斉 久	土 木 課 長	大 瀬 浩 隆	上 下 水 道 部 長
當 田 栄 仁	教 育 部 長	村 岡 和 志	学 校 教 育 課 長

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

6月22日(6日目)

盛 功 一	議 会 事 務 局 長	本 田 信 章	議 会 事 務 局 次 長 兼
麓 浩 登 志	主 幹 兼 議 事 係 長 兼	向 井 涉	庶 務 係 長 事 務 取 扱
	調 査 係 長		議 事 係 主 幹

多田義一 議長 おはようございます。ただいまの出席議員は21人であります。

会議は成立いたしました。（午前9時30分）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第2号のとおりであります。

○

多田義一 議長 日程に入ります。日程第1、議案第51号 令和8年度奄美一般会計補正予算（第1号）についてから、議案第60号 令和8年度奄美市一般会計補正予算（第2号）についての10件を一括して議題といたします。

ただいま、議題といたしました、議案10件に対する質疑に入ります。

なお、議案に対する質疑でありますので、所見等は述べないようお願いいたします。

通告がありましたので、無所属 瀧 真一郎議員の発言を許可いたします。

瀧 真一郎 議員（4番） おはようございます。無所属の瀧 真一郎でございます。

それでは質問の方をさせていただきます。

まず1番、議案第51号、令和8年度奄美市一般会計補正予算（第1号）について。

（1）補正予算と未来の奄美市づくり計画との関係について。

①今回上程された補正予算1億2,333万9,000円が、未来の奄美市づくり計画の三つの柱、市民の生活満足度の向上の実現、成長の源泉となる元気な経済活動の実現、次世代への島の誇りの継承の実現へどのように配分されているのか、金額と比率でお示しください。なお、明確に配分できない分については、その他でお示しください。

（2）今期補正予算において、新規増額補正の主要経費が計上されるに至った、全体的な経緯と判断基準について、歳出案件の中で、特に多い委託料における4案件、工事請負費における5案件に着目してお示しください。

①当初予算の編成方針との整合性、これらの主要事業が当初予算段階で見送られ、あるいはこのタイミングで増額せざるを得なくなった構造的な要因、例えば、国・県の動向、設計調整の遅れ、あるいは財源確保のタイミングなどについてはどこにあるのか。予算の計画性という観点から、全体の流れをお示しください。

②補正予算として上程される緊要性への共通基準、今回の補正予算での上程がどういった基準をもって、今期補正予算で対応すべき緊急案件と判断されたのか、個別の事情を超えた部局横断的な共通の政策判断の基準を伺います。

続きまして、2番、議案第56号奄美市任期付市費負担教職員の採用、給与及び勤務条件等に関する条例を廃止する条例の制定について。

（1）運用の実績と財源の活用方針。

①本条例制定への背景、経緯と、これまでの具体的な採用実績、または、未充足の状況。

②条例廃止に伴い、不要となる市費教職給与分の財源を、深刻な人手不足に悩む学校現場や子供たちへどのように還元、活用していくか、市の具体的な活用方針。

（2）学校現場の負担を軽減する代替策、常勤、任期付きの廃止に伴い、学習支援員等の会計年度任用職員の配置基準緩和や報酬単価引上げによる募集強化など、現場の負担軽減に直結する、実効性のある代替案、または、対応方針を示しください。

（3）県費負担教職員の確実な確保と県への働きかけ、市独自のバックアップ体制、万が一への備え事態が廃止されることに伴い、県費負担教職員、特に定数崩れに対する代替講師等を確実に確保するため、県へ、これまで以上に強く定数確保、加配要求を行う教育委員会の基本姿勢と、実現に向けた県との連携体制を示しください。

多田義一 議長 答弁を求めます。

柳 樹三郎 財政課長 おはようございます。それでは、1の(1)議案第51号、補正予算と、奄美、未来の奄美市づくり計画との関係について、答弁いたします。奄美市一般会計補正予算(第1号)につきましては、未来の奄美市づくりの計画の基本理念ごとの予算額及び比率をお答えいたします。

はじめに、市民の生活満足度の向上の実現のための予算といたしまして、7,049万1,000円、比率といたしまして57.2パーセント、次に、成長の源泉となる元気な経済活動の実現といたしまして、5,773万6,000円、比率46.8パーセント、次に、次世代へのしまの誇りの継承の実現として、マイナス1,520万3,000円、比率として、マイナスの12.3パーセント、マイナスは減額補正でございます。その他といたしまして、1,031万5,000円、比率といたしまして8.4パーセントでございます。

次に、(2)①当初予算の編成方針との整合性でございます。当初予算につきましては、限られた財源の中で、市政運営における優先度や財源見通しなど、総合的に判断し、必要な事業に計上しているところでございます。一方で、今回の補正予算に計上しております事業、委託料、工事請負費につきましては、当初予算編成後において、国・県の補助制度の具体化や事業の財源条件が整ったもの、設計内容の精査による事業費の変動、関係機関との協議、事業実施に必要な条件整備の進展、異常な天然現象による災害復旧事業など、当初予算編成時は確定していなかった要素が生じたものによるものでございます。予算の計画性という観点からは、本来、年度当初から実施が見込まれる事業については、当初予算に計上することが基本でございますが、財源や事業費が不確定なまま計上することは、予算の精度を低下することにもつながります。そのため、当初予算では、実施内容や財源の見通しが明確な事業を優先し、当初予算編成後に、条件が整った事業については、6月補正で対応するという整理を行っております。今後につきましても、当初予算の段階において、より精度の高い財政見通しに努めるとともに、年度途中の変化に対しても、優先順位を踏まえながら、機動的かつ適切な予算編成に努めてまいります。

次に、2の②補正予算と上程する緊要性の共通基準をお答えいたします。今回の補正予算への計上につきましては、全庁的な判断については、まず、当初予算編成後に、国・県の補助内示や起債対象の有無、関係機関との調整など、事業実施に必要な前提条件が整ったかどうかを確認しております。その上で、早期に着手する必要があるもの、また、住民サービスや施設の安全性確保に支障が生じるかどうかを判断して、判断し、さらには、財源の裏付けがあること、市全体の政策優先順位や財政運営との整合が図れていること等を確認した上で、6月補正への計上を判断しております。従いまして、補正予算に計上する基準といたしましては、当初予算編成後に状況が具体化したこと。次の補正時期まで待つことが適当でないこと。住民生活や行政サービス、事業執行に影響があること。財源措置の見通しが立っていること等を確認しているところでございます。今後につきましても、当初予算で計上すべきものは、可能な限り当初予算に反映することを基本としつつ、当初予算編成後に条件が整ったものや、年度内の対応が必要なものについては、補正予算により適切に対応してまいります。以上でございます。

村岡和志 学校教育課長 おはようございます。それでは、議案第56号 奄美市任期付市費負担職員の採用、給与及び勤務条例等、条件等に関する条例を廃止する条例の制定について。

(1)運用の実績と財源の活用方針について、お答えいたします。本条例は、小学校5・6年生で1学級36人以上在籍する学校に教員を加配して35人学級を編成し、学力の定着、向上を図ることを目的とし、令和2年度に制定され、令和3年度から実施してまいりました。採用実績は、令和3年度に2人。令和4年度は、対象学校はございませんでしたので、ゼロとなります。令和5年度に3人。令和6年度に3人の計8人を採用しており、各年度において、未充足、未充足はございませんでした。

続きまして、(1)の②具体的な活用方針についてお答えいたします。本条例廃止に伴い、不用となる財源の活用につきましては、本市全体の予算との兼ね合いもありますが、学校現場や子供たちの現状

把握に努めながら、検討、研究してまいりたいと考えております。

続きまして、（２）学校現場の負担を軽減する代替策についてお答えいたします。現在、会計年度任用職員として、特別支援教育支援員、スクールソーシャルワーカー、学校司書等の配置を行っておりますので、今後も各校の実態把握や現状把握に努めてまいりたいと考えております。配置基準緩和や報酬単価引上げ等についても、検討、研究してまいります。

（３）の県費負担教職員の確実な確保と、県への働きかけについてお答えいたします。県費負担教職員の確保につきましては、議員御指摘のとおり、直接の採用については、鹿児島県教育委員会となりますので、今後も教職員確保のための情報共有や、確保に向けた周知や啓発に、県との連携体制を密にし、本市の現状等を訴えながら、確保に向けて取り組んでまいります。以上でございます。

瀧 真一郎 議員（４番） 答弁ありがとうございました。それでは、ちょっと幾つか確認をさせていただければと思います。

まずですね、最初の一般会計補正予算のほうの比率ですけれども、今回、今年度当初ですか、当初予算の際に、かなり主要施策事業の中をしっかりと見直しをしていただけて、配分が結構大きく変わってきたかと思っています。なので、今後、その辺を踏まえながら、是非、進めていただければと思いますので、今回は進めてお願いいたします。ただ、昨年度なんですけれども、昨年度の比率として、ちょっと経緯を追いかけていくと、その他の配分が非常に大きくなっていると考えております。是非ですね、実際の話でいくと、５０パーぐらいがその他で計上されているんですよね、去年の補正予算でいくと。なので、実際、その、使われるもの自体は、やはり大きいところが三つの柱に振り分けるべきではないかと思っておりますので、しっかりと目的を持って配分を見直していただければと、いいかと思えます。これは、つまり要望です。

続きまして、（２）の予算編成の件ですけれども、大体、おおむね理解はしているつもりです。ただ、大きな事業として、今回、マングローブパークの工事請負が入っていると思うのですけれども、こちらのほうが、実際には国・県の補助金等が決まったので、その分が追加で入っているかと思うのですけれども、実際にその工事自体の内容が、このタイミングで変わったわけではないというふうに僕は認識をしています。なので、約２，０００万円、３，０００万円ぐらいかな、今回、追加で入ってきているかと思うのですが、その部分が、当初、なぜ見込まれていなかったのか。必要であれば、実際には当初の中で組み込んでおくべきものではなかったかと思えます。そちらに関しては、答弁を、まず、お願いいたします。

もう１個、２番のほうの、条例の廃止の件ですけれども、これは一般質問にも、若干、ちょっと取り上げさせていただきましたが、鎌倉市においては、逆に今年度、条例を制定しています。それは、一番最後の答弁の中にあった、当然、人事としては、県職、県のほうが人事権を持っているという状況の中で、その中で、どうしても人が回ってこないというのを対策として、条例を使っていると。しかも、それは小学校及び中学校という観点。任期も１年ではなく３年という観点で、奄美市の条例と異なった形であげております。これを踏まえていくと、今回、廃止は、きっと、その元々の制定の背景というのが、３５人学級というところをベースにしてつくられている条例だとは認識しております。ただ、これ自体が、例えばですね、上手く、若干改正をしながら継続することが可能なものなのか。若しくは、当然、これ廃止するんだけど、次のその必要性があって、市の職員として任用するという対応策を考えていくとき、それは職員の定数が少ない場合ですね、そのときに、条例を新しく制定するというのの時間、タイムスパンというのが同じなのかというのを確認させてください。

以上、二つになります。

中山哲史 産業建設課長 それでは、答弁いたします。マングローブパークの工事費につきましては、自然環境に関する展示内容の再構成、キッズスペース等の設置のほか、重点道の駅としての観光案内所や

売店、レストランの拡充といった、施設機能の底上げを図るものでございます。今年度の当初予算要求時におきまして、奄振交付金事業として1億円の配分を確保しておりましたが、その後、奄美市へ配分された奄振交付金を、昨年度末に各事業間での調整を行った結果、マングローブパークリニューアル事業に、新たに2,670万円を確保することができましたので、この度の補正に計上したものでございます。当初、予定しておりました、自然環境展示施設の改修、キッズスペース等の設置、売店、観光案内機能の、機能のですね、グレードアップのほか、レストランの拡充についても、手をつけられないかということを考え、考えているところでございます。以上でございます。

村岡和志 学校教育課長 それでは、質問にお答えします。40人学級から35人学級に編制、国の基準が変わりましたので、これをもって、令和7年度で小学校6年生までが完全に35人学級になりました。あと3年かけて、中学校のほうも35人学級になっております、なっていくます。先ほど、議員のほうからありました、タイムスパンというところではありますが、今後、3年かけて中学校の35人学級が、編制が、一旦、終了しますと、また、国のそういった動向を注視しながら、どのようにまた、学級編制の標準が変わってくるのかというところには、県教諭をはじめ、本市としましても連携を取りながら、確実なものに努めていこうと思います。あと、いろいろと学校の状況等もありますので、それにつきましては、繰り返しになりますけれども、必要なところにはしっかりと手厚い支援をしていけたらなというふうに思っております。現在、特別支援教育支援員、スクールソーシャルワーカー、学校司書等の配置も一定の成果を上げておりますので、継続してこのような形で、本市としては配置できたらというふうに考えております。以上です。

瀧 真一郎 議員（4番） ありがとうございます。すみません、ちょっと僕の質問の仕方が悪くて、上手く質問の意図が伝わっていないかと思うんですけれども、まず最初のマングローブパークの方は、当然、予算が入ったので追加というのは認識をしています。であるならば、単純に言うと、予算が、今回、国の、県から補助のやつが、増えなければ、今回の事業はやらなくてよかったかということをお伺いしたいということです。もし必要があれば、なくてもやる事業だったのかということですね、を確認したいというふうに答えていただければと思います。

あと、教育委員会のほうもですね、ちょっと、若干ニュアンスが違っていて、僕がタイムスパンと言っているのは、今回、廃止するじゃないですか。廃止を提案していただいているんですけれども、逆にこれを廃止、例えば新しく、もし必要となつて、市費で、市のお金ですね、予算で、やっておるといった場合に、また、無くしたものですから、新しく条例をつくらなきゃいけない形になります、きっと。若しくは、このやつを残したまま、補正というか修正で対応した方が早いのか。その時間差がどうかという確認をさせていただければと思います。

多田義一 議長 答弁を求めます。

中山哲史 産業建設課長 それでは、答弁いたします。当初予算の1億円につきましては、その予算の範囲内でリニューアル事業を実施する予定でございましたが、今回、増額された配分につきましては、次年度以降の計画されておりました、従業員スペースや業務用倉庫等の改善、そしてまた、レストランの拡充等に流動できればということで考えております。以上でございます。

村岡和志 学校教育課長 御質問にお答えいたします。市の予算で、そしてまた、新しい条例でということになりますと、若干、そういった時間差も生まれてくるので、そこにつきましてはですね、一旦、令和7年度で小学校のほうが終わりましたので、この35人学級の編制を基に、いろいろと課題等は洗い出しながらも、また、新しい編制基準が国のほうから降りてきましたら、また、情報が入りましたら、

それに遅れることなく、検討、研究させていただければというふうに思っております。以上です。

多田義一 議長 次に、自民党新政会 川口幸義議員の発言を許可いたします。

川口幸義 議員（２２番） おはようございます。議案第５１号 令和８年度奄美市一般会計補正予算（第１号）について。

（１）番１０ページ，１３款２項２目１節保健衛生負担金，２６５万１，０００円の歳入であるノネコセンター移転事業負担金と歳出の奄美大島ねこ対策協議会負担金２２９万８，０００円の差額，３５万３，０００円の説明，移転の事業概要，協議会の構成団体及び財政状況とノネコセンターの事業実績，今後の課題などについて説明ください。

（２）番１１ページ，１８款１項１目１節ふるさと納税型クラウドファンディング寄附金，２００万円の事業内容と１４ページから１５ページの歳出，ふるさと納税謝礼金６５万９，０００円，ふるさと納税推進事業業務３１万９，０００円の内容の説明と歳入との関連性について，説明，お願いします。

（３）番１１ページ，２０款１項１目１節繰越金４，７０５万９，０００円と関連する，①形式収支，②実質収支，③単年度収支，④実質単年度収支の見込み額についてお示しください。地方財政法第７条における財政調整基金の積立額予想額はいくらなるかをお答えください。

（４）番１３ページ，２款１項５目１２節委託料１，９６３万５，０００円は，電話交換機更改業務となっている。委託料で支出する根拠，委託している事業所名，契約内容と今回の更改の概要，更改によりどのようなメリットがあるのか。

（５）番１９ページ，７款１項４目１８節負担金補助金及び交付金４００万円の本場大島紬購入助成金は，当初予算で６００万円措置されている。当初予算措置から３か月も経過していないのに，当初予算の約７割の補正を組む理由をお示すとともに，当初予算の執行状況についてお答えください。

（６）番２０ページ，７款１項８目１４節工事請負費２，６７０万円のマングローブパークの施設整備工事の概要，入札の方法，完成予定日なども，についてお答えください。

多田義一 議長 答弁を求めます。

押川 治 世界自然遺産課課長 おはようございます。（１）ノネコセンターの御質疑につきまして，まず初めに，これまでの経緯についてご説明させていただきます。奄美大島ノネコセンターは，世界自然遺産登録に向けた取組の一環で，山林に生息し，希少野生動物を捕食するノネコを捕獲，一時収容する施設として，平成２９年度に旧大島工業高等学校敷地内の職員住宅を活用して整備いたしました。今般，県におきまして，同敷地を売却する方針が示されたことを受けまして，奄美大島５市町村で構成します奄美大島ねこ対策協議会は，現地存続に向け，県と協議を重ねてまいりましたが，本年３月２６日の全員協議会でも御説明いたしましたとおり，現地での存続が困難であるとの判断に至りました。この度，移転先の確保に目途が立ちましたことから，センターの移転に必要な経費を算出し，今回の補正予算に計上をしたところでございます。

それでは，議員の御質疑にお答えいたします。まず，歳入，歳出の差額３５万８，０００円につきまして，御説明いたします。当初予算におきましては，ノネコセンターの現地存続を前提として，上下水道の配管移設工事などに要する経費２５４万２，０００円を，奄美大島ネコ対策協議会負担金２，８５５万８，０００円の中に計上いたしておりました。その後，現地での存続が困難となり，移転することとなったため，移転に要する経費を精査した結果，総事業費が４８４万円となったところでございます。本事業につきましては，本年度のできるだけ早い時期に工事へ着手する必要があることから，本市において，総事業費を全額予算計上しまして，島内４市町村の負担分については，歳入として受け入れる形

で整理することといたしました。このため、総事業費484万円のうち、既に当初予算で計上しております254万2,000円を除いた229万8,000円を、今回の歳出補正予算として計上しております。また、歳入補正予算として計上しております265万1,000円は、総事業費に係る4町村の負担分でございます。なお、歳入と歳出の差額であります35万3,000円につきましては、本市負担額218万9,000円と当初予算で計上しておりました254万2,000円との差額でございます。

次に、移転事業の内容でございますが、先ほど申し上げました経緯を踏まえ、移転先として、龍郷町内の民間施設にございます動物飼養施設跡の活用に向け、現在、施設所有者と協議を進めております。移転にあたりましては、浄化槽設置、トイレ設置を含めた給排水設備、建物内の補修、改修、照明などの電気工事など、必要な改修工事を実施する予定としております。

次に、奄美大島ネコ対策協議会の構成団体と財務状況についてでございますが、奄美大島5市町村で構成されており、5市町村が、奄振交付金を活用した負担金を主な歳入として事業を実施いたしております。その財務状況につきましては、各会計とも歳入の範囲内で適切な事業執行が図られているものと認識しております。令和7年度の実績を申し上げますと、ノネコ対策事業会計におきましては、歳入歳出決算額は1,117万5,349円となっております。また、ノラネコ対策事業会計につきましては、歳入歳出決算額が4,389万1,584円となっております。そのほか、ノネコの譲渡及びまやにゃんばーカード発行に係る会計におきましては、歳入総額53万9,620円に対し、歳出総額45万5,193円となり、8万4,427円を繰り越しております。

次に、ノネコセンターの事業実績について申し上げます。現在のノネコセンターは、旧大島工業跡地において、県の地域振興事業2分の1補助を活用し、総事業費1,486万6,000円で整備したものでございます。環境省が実施するノネコ捕獲事業により、平成30年の事業開始以来、790頭のノネコが捕獲され、これらの個体は、その日のうちにノネコセンターに持ち込まれております。本協議会のノネコ対策事業に、ノネコ対策事業は、これらの個体に対する日々の世話、ウイルス検査や必要な処置に関し、獣医師との調整、譲渡先を探して引き渡すことなどが主なものとなり、支出される内容は、センター職員の人件費、獣医師に係る経費、光熱水費などとなっております。なお、一時的な収容施設ではございますが、マニュアルを作成し、個体ごとに体重や体調に合わせ、時間を決めて餌を与えたり、適切に糞尿を処理したりするほか、慣れない環境で少しでもストレスを減らすためにカーテンなどで目隠しを施すなど、各個体に対応、配慮した対応に努めているところでございます。

最後に、今後の課題についてでございます。本協議会におきましては、島内5市町村主が連携し、ノネコ、ノラネコ及び飼い猫に対する一体的な取組として、世界自然遺産としての環境保全や飼い猫の適正使用に関する啓発等を進めております。これまでの取組により、ノネコについては減少傾向にあると推定されているほか、ノラネコのTNR率は93.5パーセント。外飼い猫の不妊去勢率が95.8パーセントとなるなど、外にいる猫を増やさない取組が確実に進んでいるものと認識いたしております。その上で、今後の課題といたしましては、屋外での繁殖の可能性をなくすための取組が必要であると考えております。このため、屋外にいる猫の手術率100パーセントを目指すとともに、室内飼育の徹底を含めた、適正な飼い方の普及、啓発を強化し、関係機関、関係者の皆様の御協力をいただきながら、さらなる取組の推進に努めてまいります。以上でございます。

川畑良二 紬観光課長 おはようございます。それでは、私のほうから、2番、（2）番、ふるさと納税型クラウドファンディング寄附金及び（5）番の本場大島紬購入助成金について、お答えをいたします。まず、ふるさと納税型クラウドファンディング寄附金の200万円につきましては、世界自然遺産5周年を記念いたしまして、奄美まつりにおける花火大会を盛大に行うべく、ふるさと納税制度を活用いたしましたクラウドファンディングを実施するものでございます。受付期間は、令和8年5月28日から4月31日まで。目標金額は200万円としております。寄付の使途といたしましては、花火大会

開催に係る花火打ち上げ、打ち上げ設備設置費用、運営所経費、来場者の安全確保に係る警備、安全対策等を予定をいたしております。なお、昨年度も奄美市市政施行20周年を記念いたしまして、同様のふるさと納税型クラウドファンディングを実施しておりまして、143万2,000円の御寄附をいただいたところでございます。

次に、歳入と歳出の関連性につきまして、まず、歳入に200万円を計上しておりますが、その半分の100万円を夏祭り負担金として計上いたしております。残りの100万円につきましては、今回のふるさと納税型クラウドファンディングに係る経費でございます。内訳といたしましては、返礼品に係る経費といたしまして、ふるさと納税謝礼金65万9,000円、ガバメントクラウドファンディングの掲載サイトに対する委託料といたしまして、ふるさと納税推進業務31万9,000円、金融機関手数料として2万2,000円の合計100万円を計上いたしております。

次に、(5)番の本場奄美大島紬購入 購入費等助成金制度につきまして、御説明をいたします。この制度につきましては、市民の皆様の紬の購入、着用の機会の創出を図るとともに、産地両組合の経営改善につなげることを目的といたしまして、奄美市と龍郷町が連携して実施している事業でございます。昨年度は、奄美市、龍郷町及び産地両組合で組織する本場奄美大島紬産地再生協議会において、コロナ禍以降、5年ぶりとなりましたが、販売展示会、紬フェスタを開催したことなどにより、多くの市民の皆様にこの制度を御利用いただきました。そのおかげで、当初予算600万円に対しまして、執行率は97パーセントとなったところでございます。一方、昨今の金利上昇及び物価高騰などの影響により、産地両組合、厳しい経営環境が続いておりますが、組合自ら検査手数料や組合費の見直しを含む経営改善計画に取り組んでおりまして、本市といたしましても、こうした取組を後押しする観点から、需要喚起策の充実が必要であると考えたところでございます。このような状況を踏まえまして、本年度は、市民の皆様による紬のさらなる購入促進を図るため、龍郷町とともに助成時、助成率及び助成上限額の一部拡充を行ったところでございます。なお、当初予算600万円に対する執行状況につきましては、6月17日現在で9件、123万円の交付決定を行っております。前年同時期においては11件、約106万円であり、件数はほぼ同水準であるものの、交付決定額は既に前年同期を上回っている状況でございます。さらに、本年度も、昨年、好評いただきました紬フェスタの開催を予定しているほか、制度周知の強化にも取り組むこととしており、制度拡充による利用増加も見込まれることから、今後の申請事業に対応し、年度途中で予算不足が生じることのないよう、今回、400万円の補正をお願いするものでございます。加えて、現在、本市、龍郷町及び産地両組合において、第2期本場奄美大島紬産地再生計画を推進しておりますが、令和9年度からの次期計画も見据え、助成制度の充実を図ることで、両組合の経営改善と産地の活性化につなげてまいりたいと考えております。本市といたしましても、今後も本助成制度を通じて紬の需要拡大と産地振興を図り、市民の皆様にも、紬を身近に感じ、着用していただく機会の創出に努めてまいります。以上です。

柳 樹三郎 財政課長 おはようございます。私からは、(3)と(4)について、お答えいたします。

はじめに、(3)前年度剰余繰越金に関してお答えいたします。なお、令和7年度決算につきましては、現在、作業中でございますので、見込額としてお答えいたします。一般会計総額の歳入から歳出を差し引いた形式収支額は14億9,754万8,000円、この形式収支額から、翌年度へ繰り越すべき財源の3億1,722万2,000円を差し引いた実質収支額は11億8,032万6,000円の見込でございます。また、この実質収支額と令和6年度を比較した単年度収支額はマイナス5,991万6,000円を見込んでおります。この単年度収支額に財政調整基金の積立金を加え、そして、同基金の取崩額を除いた実質単年度収支はマイナス6億1,117万3,000円を見込んでおります。なお、地方財政法第7条の規定により、前年度剰余繰越金のうち2分の1を下回らない金額は積み立てることとなっていることから、5億9,100万円を積み立てる予定としております。続きまして、(4)電話交換機更改業務委託料1,963万5,000円についてお答えいたします。

まず、委託料で計上している理由でございますが、本業務は単なる機器の購入だけではなく、現在、使用している電話交換機から後継機への入れ替えに加え、ライセンス設定、設置作業、切替確認、既設機器の撤去を一体的に行うものでございます。そのため、専門的な知識と技術を要する更改業務として、委託料に計上しております。現在、電話交換機の保守業務については、N T T西日本株式会社鹿児島支店に委託しているところでございます。今回の更改業務契約は、現行の電話交換機である機器のメーカーサポート終了に伴い、後継機種である機器へ移行するものでございます。電話交換機は、庁内の内線電話、外線接続、I P電話を制御する通信設備であり、本庁舎、総合支所及び出先機関との通話環境を維持するために必要な設備でございます。今回の更改では、既存の電話環境を継承しながら、後継機器への入れ替え、各種設定、切替作業、試験調整等を行うこととしております。更改によるメリットといたしました、メーカーサポートを受け入れられる後継機に移行する、移行することで、障害発生時の対応体制を確保し、庁内電話環境の安全稼働を継続することができます。市民からの問い合わせや、庁内連絡、支所、出先機関との連絡体制を維持するために必要な更新であると考えております。

中山哲史 産業建設課長 それでは、私のほうから、（６）番について答弁いたします。マングローパークの施設整備工事の概要についてお答えいたします。瀧議員の御質問でもお答えいたしましたが、本工事は、重点道の駅でもあります黒潮の森マングローパークについて、観光拠点としての機能強化と利用者の利便性向上を図るため、施設のリニューアルを行うものでございます。整備内容といたしましては、自然環境に関する展示内容の再構成やキッズスペース等の設置のほか、観光案内機能や売店、レストランの拡充といった、施設機能の底上げを図りたいと考えております。施工業者等の選定方法につきましては、本工事が企画提案を伴う内装工事が主な内容となっておりますので、価格面だけでなく、施設の魅力向上につながる提案内容、施工計画、実施体制等を総合的に評価する必要があると考えておまして、企画提案による、企画提案等による方式を採用する方向で検討を行っているところでございます。完成時期につきましては、詳細な整備内容についての仕様書や要求水準、その要求水準を満たす工期の設置について、精査を進めているところでございまして、現在、現時点で明確な予定日をお示しするのは難しい状況ではございますが、詳細な整備内容、事業手法及びスケジュールを速やかに整理し、早期の完成を目指して取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

川口幸義 議員（２２番） ありがとうございます。それでですね、（５）番、紬購入の購入資金ですね。この助成金については、非常に市民から人気の高い事案ですから、これは元々、当初予算では１，０００万円ほど積んであったと思うんですけれども、今回は６００万円ということで、また３か月も経たないうちで、補正預金で４００万円に補うというふうなことから、もう来年度からね、１，０００万円を当初予算で積んだほうがいいかなと、このように思っておりますので、そのようにしていただければありがたいかなと思っております。

それでは、再、再、再質問いたします。

（１）奄美大島ねこ対策協議会は、環境省が実施するノネコ管理計画に基づいて、２０１８年度から２０２７年度までの１０年間、２７０匹のノネコ捕獲、駆除をするとしています。そこで、ノネコ管理計画について、３点質問をいたします。

①ノラネコとノネコの違いについてお答えください。次にノネコの殺処分、動物愛護法に抵触しないのかをお答えください。

②奄美大島の森林部には、６００から１，２００匹のネコが生息していると推定されている。この間、何匹が保護され、譲渡、殺傷処分されたかをお答えください。

③環境省が実施するノネコ管理計画は、２０１８年度から２０２７年度までの１０年間で、来年度は終了するが、その後の計画についてお示しください。

（２）番ふるさと納税型クラウドファンディング寄附金の目的とふるさと納税との相違を示すととも

に、ふるさと納税の当初予算、2億5,000万円の歳入の現況を示し、今後は財源確保の観点と地域課題を解決するために、クラウドファンディング寄附金による事業の採択も必要ではないかについて、見解をお聞かせください。

(3) ここ数年の、翌年に繰り越すべき財源、R4年度は1億5,158万1,000円、R5年、8億9,873万円。R6年度は4億6,879万6,000円が多額になり、これに連動して、財政調整基金も、R4年度は32億3,936万7,000円から、R6年度、49億352万3,000円と、4年間で16億6,415万6,000円の増加となっている。

これを踏まえて、①翌年に繰り越すべき財源の額と財政調整基金の積立額の適正な基準についてお答えください。繰越額が多いことは、適正な予算執行ができていないのではないかと思います、これについて見解を求めます。

②当局から、財政調整基金は将来に対応するために備えておけばよいというようなことを耳にしますが、起債償還には減債基金、施設整備には公共施設整備事業基金など、将来に備えて22の基金を積み立てており、適正な積立額を超えた財政調整基金は、市民の福利向上のために制度や政策を立案し、その経費として使うべきではないか。これについて見解をお聞かせください。

押川 治 世界自然産課課長 3点、御質疑いただきましたので、ネコ対策につきまして3点御質疑いただきましたので、順次お答えいたします。

まず1点目のノネコとノラネコの違いにつきましては、どちらも生物学上はイエネコに区分されますが、そのうち、山林で生活するネコはノネコとされ、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律におきまして、狩猟鳥獣、つまり狩猟の対象となる動物に位置付けられております。ノネコ、一方、ノラネコにつきましては、法律上の明確な定義はございませんが、環境省や研究機関等における一般的な整理といたしましては、ノネコに該当しない、いわゆる人の生活圏周辺で生息する飼い主のいないイエネコを指すものとされております。その上で、飼い猫及びノラネコにつきましては、議員御案内の動物の愛護及び管理に関する法律、通称動物愛護法の適用を受けます。一方で、ノネコにつきましては、ノネコ管理計画に基づき、環境省において狩猟鳥獣として捕獲される個体でありまして、いわゆる動物愛護法の適用対象外であると認識いたしております。

2点目の捕獲されたネコについてでございますが、環境省により山の中で捕獲され、ネコ対策協議会に引き渡されたノネコは、令和8年6月19日現在で790頭であり、そのうち、ノネコセンター収容中に衰弱などで死亡した4個体を除き、全て譲渡を行っております。そのため、これまでの取扱いにおいて、安楽死処分を行った個体はございません。

3点目のノネコ管理計画につきましてでございますが、議員御案内のとおり、ノネコ管理計画は、2018年度、平成30年度から2027年度、令和9年度までの10年間の計画として実施されております。これまでの取組によりまして、山林から市街地、さらには各家庭に至るまで、一定の成果が確認されているものと認識しております。その成果を将来にわたり維持していくためには、現在の計画が終了する令和10年度以降も対策を継続する必要があることは、計画の策定主体である環境省、鹿児島県及び管内5市町村の共通認識でございます。現在、次期計画のあり方について、事前の打ち合わせを始めているところでございます。これまで、住民の皆様をはじめ、多くの方々の御理解と御協力の下、取組を進めてきたところでございまして、次期計画の策定にあたりまして、丁寧な検討を行い、広く理解が得られる形で進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

川畑良二 総観光課長 それでは、ふるさと納税クラウドファンディング寄附金の件について、3点、御質問いただきましたので、お答えをさせていただきます。

ふるさと納税型クラウドファンディングは、自治体が取り組む特定の事業や地域課題の解決に向けて、目的を、目的を明示し、全国からふるさと納税制度を活用し、寄附を募る仕組みでございます。一

般的なふるさと納税と異なり、プロジェクトごとに目的や使い道が明確に設定されており、寄附者はその趣旨に共感して寄附をするという特徴がございます。主な違いは、寄附金の使途の明確さにございます。寄附金の使われ、使い道につきまして、通常のふるさと納税は自治体全体の幅広い用途に使われますが、使われ、お礼の品を受けていることが一般的でございます。一方、クラウドファンディング型ふるさと納税は具体的なプロジェクト単位で寄附を、寄附の募集を行うことが大きな違いとなっております。次に、ふるさと納税の当初予算、2億5,000万円の歳入の現況についてお答えいたします。令和8年6月17日現在、調定額が1,508万3,500円となっております。次に、財源確保の観点と地域課題を解決するために、クラウドファンディング寄附金による事業の採択も必要ではないかということに、御質問について、見解でございますが、議員御提案のとおり、自治体と寄附者双方にとってメリットが持てる有効な取組ではないかと考えております。自治体にとっては、事業の目的に共感した方から寄附金を募ることができる。また、事業の進捗報告等を通じて、寄附者との断続的な関係構築が図れること。寄附者にとりましては、税制優遇を受けながら、社会的に意義のある事業を、直接、応援できること。自身の寄附が何に使われ、どのように役立ったかが見える、納得感のある支援ができるということ。このような自治体と寄附者の意思が合致する事業に関しましては、クラウドファンディング型ふるさと納税の活用も有効な手段であると考えております。以上です。

柳 樹三郎 財政課長 おはようございます。財政調整基金について、2点、質疑がありましたので、お答えいたします。はじめに、翌年度へ繰り越すべき財源の額と、財政調整基金の適正な基準についてという質問であります。翌年度へ繰り越すべき財源につきましては、繰越明許費等により、翌年度に実施する事業に充てる財源であり、繰越事業の金額によって増減するものでございます。一方で、繰越金が多額になることは、市民サービスや事業効果が翌年度以降にずれ込むことになるため、関係機関との不測の協議など、やむを得ない繰越を除き、可能な限り、年度内執行に努めているところでございます。また、財政調整基金については、災害や経済情勢の変動、地方交付税や市税の減少、急激な物価高騰など、不測の財政需要に対応するため、一定額を確保する必要があるものと考えております。本市におきましては、一般会計予算の1割程度を目安としているところでございます。

次に2点目、議員御案内のとおり、本市には減債基金、公共施設整備事業基金など、各目的に応じた基金を設置しております。起債償還や公共施設整備など、使途が明確な将来負担については、それぞれの基金の目的に沿って計画的に対応していくことが基本であると認識しております。従いまして、財政調整基金につきましても、単に多ければ多いほどよいという考えではなく、今後の財政見通し、災害リスク、公共施設更新、社会保障費、人口減少に伴う歳入への影響など、総合的に勘案し、本市として必要な金額を確保しつつも、予期せぬ財政需要に対しては、機動的かつ効果的な活用をしてみたいと考えております。なお、基金は一時的な財源であるため、恒久的な制度や継続的な事業に充てる場合には、基金が減少したのちの財源確保が課題となります。そのため、基金の活用にあたっては、持続可能な財政運営が図れるよう、十分検討しながら判断してみたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

川口幸義 議員（22番） おおむね理解はいたしました。

それでは、再々質疑をいたします。最後の質問になりますから、市長の基本的な考え方もお示しいただければ幸いです。

それでは、質問、質疑いたします。議案第51号、令和、令和8年度奄美市一般会計補正予算（1号）に、ふるさと納税推進について、直近3年間のデータでよろしいので、お答えください。質問の前に、ふるさと納税について、基本的、基本的なことについてお尋ねいたします。

（1）ふるさと納税を実施することで、国は地方自治体に、何をどうしてほしいのか。奄美市はふるさと納税の目的に沿って、どのような取組を行ってきたのか。特に第1次産業、第3次産業化の取

組などを中心にお答えください。

(2) 奄美市のふるさと納税の収支状況について、次のことにお答えください。

①ふるさと納税の歳入、②納税の謝礼金、③業務委託費、④住民税の控除額、⑤ふるさと納税の実収入、⑥ふるさと納税による実質的収入、それぞれ幾らになったのか、お答えください。

この質問は、奄美市において、住民税の控除額や経費、謝礼金、業務委託費、寄附金を上回っていないかを検証するものです。2017年から2024年度のふるさと納税による、地方自治体全体の決算への影響を、会計検査院が調べたところ、2021年度以外に収支がマイナスであったことが、結果が、報告されています。マイナスの年度は、住民税の控除や経費が寄附額を上回っているということです。(3) 奄美市において、マイナスになった年度があれば、お示しください。

以上の議論を聞いて、市長の感想と、予算に措置されているふるさと納税、企業版ふるさと納税、クラウドファンディング寄附金などに対する取組の意気込みなどをお聞かせいただければ幸いです。よろしくお願いします。

川畑良二 総観光課長 御質問の3点について、お答えさせていただきます。

(1) の答弁でございます。ふるさと納税に、納税制度につきましては、都市部に集中する税収を地方へ循環させるとともに、地域資源の価値を高め、地方創生を推進することを目的として創設されたものと認識しております。また、国におきましては、単なる財源の移転にとどまらず、各自自治体が地域の特産品や観光資源を磨き上げ、それを全国へ発信することを通じて、地域経済の活性化や産業振興、特に第1次産業の付加価値向上を図ることを期待しているものと理解しております。これを受けまして、本市におきましては、ふるさと納税制度の趣旨を踏まえ、地域資源を活用した返礼品の充実や、情報発信の強化に取り組んでいるところでございます。また、ふるさと納税ポータルサイトへの返礼品掲載においては、商品情報の充実や写真の改善、検索されやすいキーワード、キーワード設定など、いわゆるSEO対策などを実施いたしまして、全国の寄附者に対して、本市の特産品が届きやすい環境整備に努めているところでございます。これらの取組を通じて、第1産業の販路拡大や事業者の売上向上につながっているものと認識しており、引き続き、地域産業の活性化に資するふるさと納税の推進に取り組んでまいります。

(2) の答弁でございます。金額収支状況について御説明いたします。毎年、総務省に報告しております、ふるさと納税に関する現況調査に基づき、令和4年度から令和6年度までの実績でお答えしたいと思います。

①ふるさと納税の歳入につきましては、令和4年度、3億2,071万6,000円、令和5年度、3億573万3,000円、令和6年度、3億2,524万3,000円。

②納税の謝礼金につきましては、ふるさと納税の謝礼金につきましては、令和4年度、8,248万3,000円、令和5年度、8,401万2,000円、令和6年度、8,062万1,000円、

③業務委託費、委託料、送料、広告費、決済に係る手数料、経費など、全ての経費を含めたものでございます。業務委託費につきましては、令和4年度、5,101万5,000円、令和5年度、令和4年度です、大変申し訳ない。令和4年度、5,101万5,000円、令和5年度、6,428万1,000円、令和6年度5,281万8,000円。

④住民税の控除額につきましては、令和4年度、3,678万7,000円、令和5年度、4,610万5,000円、令和6年度、5,168万9,000円。

⑤ふるさと納税の実収入につきましては、令和4年度、1億8,721万8,000円、令和5年度、1億5,744万円、令和6年度、1億9,180万4,000円でございます。

⑥ふるさと納税による実質的収入につきましては、令和4年度、1億5,043万1,000円、令和5年度、1億1,133万5,000円、令和6年度、1億4,011万5,000円となっております。

(3)の答弁でございます。奄美市において、今まで収支がマイナスになったという年度はございません。以上です。

安田壮平 市長 それでは、川口議員にですね、これまでの質疑を聞いて、また、それに対する感想や意気込みということでお答えしますが、ふるさと納税についてはですね、企業版やクラウドファンディング型含めてですね、コロナ以降、少しずつではありますが、着実に、本市としても収入が伸びてきているところでありまして。住民税控除などを勘案してもですね、実質的にはもうプラスが続いているというところでありまして、全国的には様々な議論が起こっている、この制度でありますけれども、地方において、また、本市においては非常にありがたい、多くの、大きなメリットがある、そういう制度だと思います。これを活用しない手はないという思いでおります。昨年度、本市として初めてクラウドファンディング型の、この制度を活用しまして、あまみ祭りの花火大会でしたり、また9月に行われましたイタリアのオーケストラによるですね、コンサート、させていただいて、このおかげですね、多くの市内の小・中・高生、吹奏楽部の皆さんを無料で招待するということなですね、教育的効果も生まれたところでありまして。このクラウドファンディング型についてはですね、特定の機関が限定された、いわばプロジェクトをですね、達成するために、とても有効な手段だというふうに思いますので、今回、また、改めてあまみ祭り花火大会などでもですね、活用していきたいと思っております。そしてまた、近年は企業版ふるさと納税がですね、かなり伸びてきています。多くの企業の皆様にとってもですね、メリットがあり、また、社会貢献できるということですね、御理解と御好評をいただいておりますので、また、多くの企業の皆様にもですね、これ、御案内してですね、奄美市としても、情報発信をして、より様々な連携、協力が生まれるようになっていきたいというふうに思っております。御案内のとおりですね、今年度からこのふるさと納税担当業務をプロジェクト推進課から舩観光課に移管しました。より一層ですね、この地域の特産品などをですね、開拓をしていき、また、地元の事業者の皆様への様々なケアなどもしていったですね、お互いにより優れた特産品をさらに磨きをかけるようにしていきたいと思っております。併せて、今年度からですね、実は中間事業者と言われる方も見直しを図りまして、今年度から、新たにですね、そういった様々なポータルサイトを運営するところと本市をつなぐ、そういう事業者も見直しております。これまでのそういった中間事業者もですね、一生懸命御尽力をいただいたわけなんですけれども、今回、初めてですね、本市に拠点を置いて、人を雇って事業を展開する、そういう中間事業者になりましたので、より一層ですね、返礼品の開拓、発信というものできていくんじゃないかなと期待しているところでありまして、ふるさと納税、さらに活用できるように、職員一同、頑張っていきたいと思っております。以上でございます。

川口幸義 議員（22番） ありがとうございます。

多田義一 議長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第53号、議案第54号、議案第58号及び議案第51号 令和8年度奄美市一般会計補正予算（第1号）中の関係事項についての4件は、これを総務企画委員会に、議案第52号、議案第56号、議案第57号及び議案第51号 令和8年度奄美市一般会計補正予算（第1号）中の関係事項についての4件は、これを文教厚生委員会に、議案第55号、議案第59号、議案第60号及び議案第51号 令和8年度奄美市一般会計補正予算（第1号）中の関係事項についての4件は、これを産業建設委員会に、それぞれ付託いたします。



多田義一 議長 次に、本定例会において受理いたしました陳情は、お手元に配付してあります文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたので、御報告いたします。

お諮りいたします。

各常任委員会審査及び報告書整理のため、明日２３日から７月６日まで、休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、明日２３日から７月６日まで、休会とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

７月７日、午前９時３０分、本会議を開きます。

本日はこれにて散会をいたします。（午前１０時４０分）

第 2 回 定 例 会
令和 8 年 7 月 7 日
(第 7 日 目)

7月7日(7日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	朝 木 一 仁	議 員	2 番	西 忠 男	議 員
3 番	帶 屋 誠 二	議 員	4 番	瀧 真 一 郎	議 員
5 番	正 野 卓 矢	議 員	6 番	弓 削 洋 平	議 員
7 番	幸 多 拓 磨	議 員	8 番	大 庭 梨 香	議 員
9 番	叶 幸 治	議 員	10 番	盛 剛	議 員
11 番	前 田 要	議 員	12 番	泉 義 昭	議 員
13 番	永 田 清 裕	議 員	14 番	崎 田 信 正	議 員
15 番	奥 輝 人	議 員	16 番	多 田 義 一	議 員
17 番	栄 ヤ ス エ	議 員	18 番	与 勝 広	議 員
19 番	奥 晃 郎	議 員	20 番	伊 東 隆 吉	議 員
21 番	竹 山 耕 平	議 員	22 番	川 口 幸 義	議 員

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

安 田 壮 平	市 長	則 敏 光	副 市 長
向 美 芳	教 育 長	藤 江 俊 生	住 用 総 合 支 所 長
正 本 英 紀	笠 利 総 合 支 所 長	久 保 和 代	企 画 調 整 課 長
柳 樹 三 郎	財 政 課 長	畠 山 成 美	市 民 環 境 部 長
川 畑 ま す み	市 民 課 長	川 畑 博 行	保 健 福 祉 部 長
永 田 公 洋	商 工 観 光 情 報 部 長	川 畑 健 朗	農 林 水 産 部 長
安 村 幸 一 郎	建 設 部 長	大 瀬 浩 隆	上 下 水 道 部 長
當 田 栄 仁	教 育 部 長		

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

盛 功 一	議 会 事 務 局 長	本 田 信 章	議 会 事 務 局 次 長 兼 庶 務 係 長 事 務 取 扱
麓 浩 登 志	主 幹 兼 議 事 係 長 兼 調 査 係 長	向 井 渉	議 事 係 主 幹

6月15日(1日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	朝 木 一 仁	議 員	2 番	西 忠 男	議 員
3 番	帶 屋 誠 二	議 員	4 番	瀧 真 一 郎	議 員
5 番	正 野 卓 矢	議 員	6 番	弓 削 洋 平	議 員
7 番	幸 多 拓 磨	議 員	9 番	叶 幸 治	議 員
10 番	盛 剛	議 員	11 番	前 田 要	議 員
12 番	泉 義 昭	議 員	13 番	永 田 清 裕	議 員
14 番	崎 田 信 正	議 員	15 番	奥 輝 人	議 員
16 番	多 田 義 一	議 員	17 番	栄 ヤ ス エ	議 員
18 番	与 勝 広	議 員	19 番	奥 晃 郎	議 員
20 番	伊 東 隆 吉	議 員	21 番	竹 山 耕 平	議 員
22 番	川 口 幸 義	議 員			

○ 欠席議員は、次のとおりである。

8 番	大 庭 梨 香	議 員
-----	---------	-----

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

安 田 壮 平	市 長	則 敏 光	副 市 長
向 美 芳	教 育 長	藤 江 俊 生	住 用 総 合 支 所 長
正 本 英 紀	笠 利 総 合 支 所 長	國 分 正 大	総 務 部 長
田 中 巖	総 務 課 長	久 保 和 代	企 画 調 整 課 長
柳 樹 三 郎	財 政 課 長	畠 山 成 美	市 民 環 境 部 長
米 田 大 樹	税 務 課 長	川 畑 博 行	保 健 福 祉 部 長
喜 納 祐 司	福 祉 事 務 所 長	永 田 公 洋	商 工 観 光 情 報 部 長
川 畑 健 朗	農 林 水 産 部 長	安 村 幸 一 郎	建 設 部 長
大 瀬 浩 隆	上 下 水 道 部 長	當 田 栄 仁	教 育 部 長

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

盛 功 一	議 会 事 務 局 長	本 田 信 章	議 会 事 務 局 次 長 兼 庶 務 係 長 事 務 取 扱
麓 浩 登 志	主 幹 兼 議 事 係 長 兼 調 査 係 長	向 井 涉	議 事 係 主 幹

多田義一 議長 議長 おはようございます。ただいまの出席議員は22人であります。

会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。（午前9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第3号のとおりであります。

○

多田義一 議長 日程に入ります。日程第1，議案第51号 令和8年度奄美市一般会計補正予算（第1号）についてから、議案第60号 令和8年度奄美市一般会計補正予算（第2号）についての10件を一括して議題といたします。

ただいまの議案に関する各委員長の審査報告を求めます。

最初に、文教厚生委員長の審査報告を求めます。

幸多拓磨 文教厚生委員長 おはようございます。無所属 幸多拓磨でございます。御報告申し上げます。

御報告申し上げます。文教厚生委員会は、去る6月23日の1日間、開会し、当委員会に付託されました、議案第51号中の関係事項文、議案第52号、議案第56号及び議案第57号の計4件について、慎重に審査を行いました。

審査の結果につきましては、お手元に配付してあります、文教厚生委員会の報告書のとおり、議案につきましては、いずれも原案のとおり、全て可決すべきものと決しました。

以下、主な審査内容について、御報告申し上げます。

はじめに、議案第51号 令和8年度奄美市一般会計補正予算（第1号）中、2款総務費、3款民生費及び4款衛生費について、審査いたしました。

当局の補足説明のあとに、委員より、2款1項10目市民生活対策費、研修旅費について、研修が補正であるのはどういった背景があるのかとの質疑があり、当局より、全国消費生活情報ネットワークシステム、パイオネットの更新に伴う操作研修へ参加するための旅費であり、昨年度時点では、研修方法が決定していなかったことから、国の方針決定後に、今回、補正予算として計上したものであるとのこと。また、研修は神奈川県相模原市の国民生活センターで実施されるとの答弁がありました。

委員より、3款3項1目生活保護総務費に計上された、社会福祉主事資格取得に係わる旅費及び研修費、研修内容について質疑があり、当局より、保護課配属された新任ケースワーカー3名が、社会福祉法第15条に基づき、必要となる社会福祉主事資格を取得するために、1年間、通信教育及び3日間のスクーリングを受講するものであり、神奈川県羽山町の中央福祉学院で実施されるとの答弁がありました。

委員より、2款1項10目8節旅費、研修料費についての当局からの説明があった。消費生活相談システムの操作、研修について、会計年度任用職員だけでなく、行政職員も受講するのかとの質疑があり、当局より、消費生活相談員と行政職員がともに研修を受講し、双方がシステム操作を習得することで、システム運用にあたって障害が起こることがないように形で対応を行っているとの答弁がありました。

委員より、3款2項3目18節保育所等給食支援事業費補助金について、補助期間及び今後の継続性について質疑があり、当局より、本事業は令和5年度から実施しており、今年度分として1年間の予算を計上しているとのこと。また、県が毎年、毎事業継続を検討しているため、現時点では終了時期は未定であるとの答弁がありました。

委員より、3款3項1目生活保護総務費、生活困窮者自立支援相談員の生活保護法そのものが変わっていく中、一度、最初に取った資格が業務に追いついていくのか。資格がそのまま継続されるのかとの質疑があり、当局より、社会福祉主事の資格自体はずっと、1回取得すれば続くものであるが、日々法律なども変わる、それについては保護課では月1回、定例会を行い、勉強して研鑽を図っているとこ

ろ、ところとの答弁がありました。

委員より、民生費3款2項の補正額の内容について質疑があり、当局より、2項の児童福祉費のひとり親生活支援費、母子生活支援施設費300万円については、2分の1は国費、4分の1が県で、市の負担は4分の1である。保育所等給食支援事業費補助金については、県が2分の1、市が2分の1となっているとのこと。

ほかにも質疑がございましたが、この際、省略させていただきます。

次に、10款教育費について審査を行いました。当局の補足説明のあとに、委員より、10款1項2目7節報償費に計上された住用地区学校統合準備委員会委員謝金及び費用弁償の内容について質疑があり、当局より、昨年度設置した住用町内学校のあり方検討委員会において、あり方検討委員会を、5回、開催している。その答申を尊重し、本年4月に住用地区の学校統合実施計画を策定、計画に基づき、学校統合準備委員会を設置するものであるとのこと。

委員より、2月に答申を受けて、4月に実施計画を作成、その実施計画を作成した中で、廃校なのか、休校なのかとの質疑があり、当局より、1年間かけて準備会を進めていく中で、こちらの検討としては、もう廃校という形とのこと。

委員より、住用地区学校統合における今後のスケジュールについて質疑があり、当局より、現在、今週末までの期間をもって、新学校の校名の募集を、こちら、町民の方を対象にかけているところ。この校名が決まり次第、学校の、新学校の校章及び歌詞の作成の業務について、また、公募をかけていきたいと思っているところである。目標としましては、来年、令和9年4月の新学校開校を目標に、今、スケジュールに沿って進めているところとのこと。

委員より、10款2項2目教育振興費の要保護及び準要保護児童・生徒援助費の小学校、中学校について。直近、どの、どういうふうに推移しているのかとの質疑があり、当局より、要保護、準要保護児童・生徒援助費の推移については、直近の令和6年度は、小学校は全児童数2,228人のうち、就学援助の対象が481人。要保護が4名、準要保護が477名となっている。中学校は1,133人の生徒のうち、就学援助の対象者が282人。その内訳として、要保護が10人、準要保護が272人という状況とのこと。ほかにも質疑がございましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第52号 令和8年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）について、審査を行いました。

当局の補正、補足説明のあと、委員より、1款1項1目備品購入費について、今回、新しく医師が配属されて非常に喜んでいところ。この備品購入では医療機器はなかったが、新しい医師がどういう医療方針なのか、我々には分からない。新しくこういった機器も欲しいなど、要望は現時点ではないのかとの質疑があり、当局より、今、住用診療所の方では西洋的な診断を行っている。東洋医学的な部分も、どのように、今後、住用地域に取り入れていこうかとのお話を伺っている段階。今後、どのような器具が必要になるか、先生と話し合いながら詰めていきたいとのこと。

ほかにも質疑がございましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第56号 奄美市任期付き市費負担教委職員の採用、給与及び勤務条件等に関する条例を廃止する条例の制定について、審査を行いました。

補足説明のあと、委員より、このあまみっこすくすくプランの35人学級を編制するためという以外のもので、実績はないということでもいいのか。中学校は、まだ35人学級が始まっていないが、この条例とは全く無関係というところでの、今回の条例を廃止するものなのかとの質疑があり、当局より、小学校5年生、6年生を対象にした加配の配置というところでは、国の基準35人学級というところでは、小学校のこの取組については、一応、これで一段落していると思う。2つ目の質問の、中学校のほうでは、本年度は中学校1年生が35人学級編制になった。あと2年かけて中2、中3という形で進んでいくところとのこと。

委員より、理科であったり体育であったり音楽であったり、各学校の状況を聞くと、教職、職員、教

員不足で困っているとの話を聞く。奄美市のこの条例を使い、36人以上の生徒がいれば、例えば、奄美市独自でしっかりと探すこともでき、確保することもできたが、今の状態だと、県に委ねなければならない状況にもあるとのことなのかとの質疑があり、当局より、過去はたくさんそのような先生の成り手がありましたが、現在はほとんど採用されており、逆にそういった、残った先生たちがいらっしやらないと、学校にすぐ欲しいというときでも、すぐに入れられないという状況が今も続いているとのこと。

委員より、今後において36名以上に、36名以上になった場合は、2クラスになるということで、そのときは県から先生が1人来て、その分はもう、今回の条例がなくても賄えるということでもいいのかとの質疑があり、当局より、そのとおりでございますとのこと。

ほかにも質疑がございましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第57号 奄美市福祉住宅条例の制定について、審査を行いました。

当局の補足説明のあとに、委員より、福祉住宅として活用する施設の概要について、福祉住宅の入居対象者及び運用方法について質疑があり、当局より、長浜地区の旧職員、旧教職員住宅1階部分を活用するものであり、建物は5階建てである。2階から5階までは定住促進住宅として利用している。1階部分の6戸を福祉住宅として利用するものとのこと。

委員より、入院している方が、一時、そこに入所していただいて、自宅に帰る施設だという説明が、だったと思うが、今の介護保険の介護老人施設とどう違うのかとの質疑があり、当局より、長期入所、長期入院患者の、失礼しました、長期入所、長期入院患者の方で、障害を持たれている方の中で、退院、退所はできるが、一人暮らしができるかどうかという判断ができない。そこを施設側、病院側、あと、支援に関わる方々が検討していく中で、一人暮らしができるかどうかというところの施設として、障害を持たれている方に関して、そのような対象としているところとのこと。

ほかにも質疑がございましたが、この際、省略いたします。

以上で、文教厚生委員会の審査報告を終わります。

なお、御質疑等ございましたら、ほかの委員の協力を得て、お答えさせていただきます。どうぞよろしくをお願いします。

多田義一 議長 次に、産業建設委員長の審査報告を求めます。

泉 義昭 産業建設委員長 おはようございます。自民党無所属 産業建設委員長の泉 義昭です。

それでは、御報告申し上げます。産業建設委員会は、去る6月24日の1日間開会し、付託議案4件の案件について、丁寧に審査いたしました。審査の結果は、お手元に配付してあります審査報告書のとおり、全て原案可決すべきものと決しました。

以下、その審査内容について、御報告いたします。

議案第51号 令和8年度奄美市一般会計補正予算（第1号）中、関係事項のうち、2款総務費及び7款商工費など、歳入歳出とも同時に審査いたしました。

当局の補足説明後に、委員より、11ページ、18款1項1目寄附金、1節寄附金、200万円について質疑があり、当局より、200万円につきましては、あまみ祭りを対象としたふるさと納税型クラウドファンディング寄附金とのこと。一般的なふるさと納税と今回のふるさと納税型クラウドファンディングの違いについては、ふるさと納税型クラウドファンディングと申しますのは、自治体を取り込む特定の事業や地域の課題の解決に向け、目的を明示しまして、全国からふるさと納税制度を活用し、寄附を募る仕組みとなっており、一般的なふるさと納税と異なり、プロジェクトごとに目的や使い道が明確に設定されており、寄附者には、その趣旨に共感し、寄附するというのは特徴があります。返礼品につきましても、クラウド納税型ファンディングにつきましても、返礼品を選ぶこともできますし、返礼品を不要とすることもできるとのこと。

委員より、マングローブパークについて、当初、予算1億円の、1億円で、今回、2,670万円の追加補正とされているが、総括のとき、完成予定日は未定としているが、追加の工事が入ることによって完成予定日が未定なのか。当初予算のままの場合、完成は予定できたのかの質疑があり、当局より、補正予算で、当初、来年度以降に予定していた、予定していたレストラン及び厨房改修を前倒しできないかということを図ることとしており、2,670万円の補正がなければ、予定が決まっていたかということ、そういうことではなく、今回のリニューアルは、単に図面に基づいて数量を積み上げる工事ではなく、民間業者の提案を募集し、それを踏まえて内容を具体化する予定で進めているとのこと。年度内で完成を目指しているところであるが、状況によっては繰越もあり得るとのこと。

次に、委員より、19ページ、観光費の夏祭り負担金、3地区がありますが、このうち、先ほどこラウドファンディングで100万円は、200万円のうち100万円を投入するとのこと、協賛、協賛会でも決定した旨がありますが、協賛会は3地区で振り分けし、運営と運営費に充てるという考えなのか質疑があり、当局より、夏祭り負担金3地区とございますが、今回の負担金につきましては、奄美まつり、名瀬地区で行われます奄美まつりの負担金とのこと。総会で協賛金の寄附金などにつきましても、奄美まつり協賛会につきましても、今回の奄美まつりに関しての予算といった形の財源といった形になるとのこと。

そのほかにも質疑がございましたが、この際、省略いたします。

委員より、19ページ、商工費、4目の本場奄美大島紬振興費の助成金、400万円の増額について質疑があり、統括質疑でも詳細の説明があり、紬の着物とか紬の洋服を作られる方が増えているかということで、補正予算の増額と考えられるが、令和7年度に成人者、一般の方で着物、洋服の助成金の詳細が分かれば教えていただきたいとの質疑があり、当局より、令和7年度紬助成制度で購入いただいた件数が全部で50件。うち一般が32件。成人式向けが16件。洋服、小物などが2件となっております。助成金額総額で582万円、購入費総額全体合わせますと2,618万5,000円のこと。

委員より、これまでの着物、洋服の補助率と現行の補助率について質疑があり、当局より、本場奄美大島紬の反物を購入しまして、反物を使用して、使用しまして着物が、帯とか洋服、小物、それを仕立てた方に対して、一部助成を行うという制度でございますが、今回、新成人の助成率、こちらが現行、昨年まで40パーセントだったところ、今回、50パーセント。そして、助成上限額をこれまで20万円でありましたところ25万円。一般着物につきましては、助成率20パーセントでありましたところ、今回、30パーセントの改正で、助成上限額10万円でありましたが、15万円に改定したとのこと。

委員より、今年度、補正予算したが、前年度と直近の実績の質疑があり、当局より、直近実績として、9件、現在123万円の交付決定を行っており、昨年と同時に、同時期が11件で106万円で、件数はほぼ同水準である。金額は若干増えている状況とのこと。

委員より、紬の助成について、交付金は、交付者は島内の人なのか、島外の人なのか質疑があり、当局より、補助対象者は奄美市内に在住されている方ということになりますので、購入者は全て奄美市内の方となりますとのこと。

委員より、紬関係で追加予算として1,000万円ありましたが、今の業界として大変厳しい中で、この紬を繁栄させるためにどうしたらいいか。もっといろんなことをやらなくちゃいけないと思いますが、市内、奄美市では年に1度、2度、現在実施されているのは、1月5日に行われる紬の日に、多くの市民が集まり、終わっているようなイメージに見えます。やっぱり本市としまして、議会として、ちゃんとした一つの一体性のある議会での一員、行政もそうですが、やはり本市としまして、議会として、奄美群島の沖縄の、いわば相対性のもので作られておりますが、地元で作った紬を、やはりこの奄美市の一つの宣伝のためにも作った方がいいんじゃないかという意見があり、当局より、再生協議会というのがありまして、その再生計画というのを龍郷町と組合の皆さんと一緒にやってつくっております。その再生計画、5年が今年度、終了します。来年度以降、また、紬のその再生計画をどうするかと

いう形の議論を進めているところでありますので、その中で、行政側と業界一緒になった、今後、紬の生産、それから、普及、今後、どういう形で進めていくか、行政側も前年度はそれなりの予算を計上させていただいて、大島紬という、しっかり行政から支える、支えているところでありますが、次の5年計画の中でしっかり議論し、今後、どうあるべきかということをしっかり組み立てていきたいとのこと。

次に、委員外議員から、これまでの紬助成金の関係で、令和8年度から、助成金をあげていますが、紬の発祥地として機運を盛り上げるために、いろんな産業振興も含めて、取り組んでいるところですが、なぜこの率なのか。購入率がもっと上がるようにという協議はなされたのか。また、紬組合、3社は販売組合の含め方々の意見の中で、そういうふうになったのか、2点の質疑があり、当局より、1点目、奄美市、龍郷町と一緒に制度をつくっているもので、龍郷町と協議をしていく中で、予算の規模と補助率を勘案、勘案して、今回の協議の上で、この率に決定になったということのこと。2点目、補助率を上げることにより、購入、購入率が上がることも考えられますが、反数、多めに買っていただくこと、補助率を上げることによって、予算額も当然、当然、買える反数の数が逆に少なくなってしまうと、ために、反数の数と予算の兼ね合いも含めまして、補助率を決定したもので、組合とは協議はしていないとのこと。

次に、委員外議員から、紬購入の件で、増額となったところで、先行きが懸念されます。2年後、決算時に不用額が出てこないところで、令和6年度決算金額が400万円ぐらいというところで、このような実績を踏まえて、今回の増額について、意気込みをお示し、示していただきたいという意見があり、当局より、令和6年度は399万1,000円という助成金額総額の実績で、令和7年度は予算600万円に対して582万円と、執行、執行率も97パーセント、大変上がっております。要因としては、昨年の8月に産業支援センターで紬フェスタイベントを開催いたしました。ターゲット層を、島内全員の成人式、20歳、20歳の集い、需要のある方とか御両親、それから、島内大島紬愛好家をターゲットにイベントを開催しましたところ、広く周知につながったところのこと。今年度も8月にイベント開催を計画し、広く周知を務めるとのこと。また、このほかに、奄美市だより、市のホームページ、インスタグラムにて広報を行っており、また、助成制度の新たな周知のポスターを作り、多くの広報を図っていききたいとのこと。

次に、議案第51号中、6款農林水産業費、8款土木費及び10款災害復旧費と歳出、歳入歳出とも同時に審査をいたしました。

当局の補足説明後、委員より、6款農林水産業費、4項水産業費、漁港管理費、過去5年間を遡った経緯と今後の対応について質疑があり、当局より、今回の補償費について説明があり、本件は小宿漁協区内にある維持管理用通路について、一部、一部民有地が入り込んでいたもので、地権者の方から工事用車両が所有地を通っているということで、指摘をされて、市と地権、地権者との本件の対応に、対応策について協議してきました。今回の費用については、地権者との協議の中で、令和7年度末に協議がある程度過ぎまして、過去5年分の通行していた土地の面積に応じた借地料ということで、5年分の借地料を補償費として支払うことで、地権者との了解をいただいたとのこと。今後の対応については、地権者との協議の中で、どうしても小宿漁協区内に、砂のほうが海側から流れ着くということで、維持管理のため、工事用車両は今後とも通ることが考えられることから、今後、通行についても協議をしましたところ、今後については、事前に工事用車両が通る場合は連絡があれば通行することは了解をいただい、することには了解をいただいております。今回、補償費を支払うことと、今後の利用について、相互で書面を交わして管理していくとのこと。

委員より、20ページ、8款5項6目都市整備事業で、令和5年度繰り越した民有地を整備について質疑があり、当局より、工事請負費300万円についての工事箇所は、令和6年度本市施工した道路修景工事において、道路及び歩道の全面改修を実施した区域内である。民間の駐車場で、この当該工事の実施により、地盤高が低い当該駐車場と、新設した歩道との間に段差が生じたことから、段差解消を目

的として、歩道側に擦り付け舗装、当時、施行、施行し、工事完了後も当該駐車場は継続して利用されておりましたが、その後、舗装面下の路盤部分的な沈下が生じたことにより、水溜まりが発生し、現地の状況を踏まえ、利用環境の早期回復を図ることが、必要があることから、再度、本市のほうでアスファルト、アスファルト塗装を実施するとのこと。

そのほかにも質疑がございましたが、この際、省略いたします。

委員より、18ページ、6款2目林業振興費の木工芸センター工事請負費の件、51万5,000円の増額について質疑あり、当局より、当初予算390万円計上しており、補正額は51万5,000円で、合計441万5,000円となっております。平成3年に開館しておりますので、大分、屋根、室内の床などが、大分古くなってきており、そちらに係る費用とのこと。

次に、議案第60号、令和8年度奄美市一般会計補済予算（第2号）について、審査いたしました。

委員より、9ページ、11款2項公共土木災害復旧の山間市線の現状と安全性の確保について質疑あり、当局より、現在、崩土をすべて除去し、手前に大型土嚢を積んで、側溝も崩土除去を行い、水が流れるよう、ブルーシートを掛け、その上から土壌の抑え込むような形で、現場の安全確保の対応に努めているとのこと。予算書9ページの公共土木災害復旧の中で、14の工事請負費の中で、現年度単独の災害復旧費で、ガードレールの工事の笠利地区の蒲生線と手花部打田原線の質疑があり、当局より、今回の補正予算につきましては、台風6号の防風及び倒木による市道蒲生線、市道手花部打田原鉄線のガードレールが破損したため、道路の利用者の安全確保を目的に復旧するものの箇所は、蒲生線が1か所、手花部打田原線が4か所の計5か所。復旧延長、ガードレールの延長は合計84メートルで、予算の1,860万円のうち1,000万円を笠利地区ガードレール復旧に予算として計上しているとのこと。腐食に伴うガードレール復旧につきましては、今回の予算に含まれていないとのこと。

そのほかにも質疑がございましたが、この際、省略します。

次に、議案第59号 奄美市道路線廃止及び認定について、当局より補足説明後、特段、質疑はありませんでした。

次に、議案第55号 奄美市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について、当局より補足説明後、特段、質疑はありませんでした。

以上で、産業建設委員会の審査報告を終わります。

なお、質疑がございましたら、ほかの委員の協力を得てお答えいたします。ありがとうございました。

多田義一 議長 次に、総務企画委員長の審査報告を求めます。

帯屋誠二 総務企画委員長 おはようございます。総務企画委員長 無所属の帯屋誠二でございます。

御報告申し上げます。総務企画委員会は、去る6月25日の1日間開会し、付託されました5件の議案について、丁寧に審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります審査報告書のとおり、全て、全会一致で、原案可決すべきものとして、決しました。

以下、その審査の内容について、御報告いたします。

はじめに、議案第51号 令和8年度奄美市一般会計補正予算（第1号）中、関係事項について、補正予算書の予算に関する説明書中、5ページの第2表、地方債補正、13ページから16ページまでの歳出、歳出予算における報酬等の人件費について。同じく、補正予算書の13ページ、2款1項3目財産管理費から、2款1項6目企画費について並びに11ページ、21款5項1目1節総務管理費について、12ページ、22款1項6目1節防災基盤整備事業債について、歳入歳出とも同時に審査いたしました。

当局の補足説明のあとに、委員より、歳出の14ページ、2款1項6目12節委託料の集落ライフガ

イド作成業務50万円について質疑があり、当局より、移住者の方々から集落のルールが分かりにくいと。また、集落より移住者の方々がゴミ捨て場の場所が分かっていないと、双方より当局に相談があったため、ミスマッチを防ぐためのガイドマップの作成計画であるとのことでした。

同じく、別の委員より、委託先の質問がありましたが、当局より、予算がついたあとに見積入札で決定し、マップの大枠は笠利地域総務課で計画し、入札業者に委託するとのことでした。

また、別の委員より、ガイドマップの作成については、助成金が取れなかった場合は、一般財源を取り崩してでも取り組むべきではないかと質疑がございましたが、当局より、今後は住用地区でもそうなるのではないかと協議の中でありましたので、笠利地区の状況を踏まえながら、検討していきたいとのことでした。

同じく、委員より、13ページ、2款1項5目12節委託料の電話交換機更改業務、1,963万5,000円について質疑があり、当局より、メーカーサポートの終了に伴い、後継機種である機器へ移行するものであるとのことでした。

また、14節工事請負費、笠利支所の160万円の財源として、防災基盤整備事業費を使った理由の質疑があり、当局より、指定避難所である笠利支所の和式便器を洋式便器に変更することは、高齢者や負傷者の利用を容易なものとし、転倒リスクの軽減にもなることから、防災対策事業、事業債の対象として計上したとのことでした。

同じく、委員より、13ページ、2款1項3目24節積立金、地域振興基金、850万円の指定された、850万円の指定された目的と基金を事業化する時期について質疑があり、当局より、指定された目的とは、寄附された方より、特に学力がありながら、進学を諦めていく若者への支援に使っていただきたいと意向がありましたので、事業化に向けて検討している。事業化の目処がつけましたら、基金からの繰入という形で補正の予算を計上させていただく際に、お示しするタイミングがあるとのことでした。

同じく、委員より、15ページ、2款3項1目1節報酬会計年度認用職員の480万円の減額における、減らした人数と減らした理由について質疑があり、当局より、昨年度、令和7年度の件数を基に令和8年度の予算編成を行ったが、精査した結果、2名がいらなかったもので、定数に修正の補正をあげさせていただいたの、いただいたとのことでした。

そのほかにも、委員より、遺贈による寄附の件数について、委員外議員より、地域振興基金の残高について質疑がございましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第53号 地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、審査いたしました。当局の補足説明のあと、質疑に入りましたが、特段の質疑はございませんでした。

次に、議案第54号 奄美市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査いたしました。

当局の補足説明のあと、質疑に入りましたが、委員より、具体的にどのように変わるのかと質疑があり、当局より、北海道から沖縄まで地域によって価格が違いますので、それぞれの地域の価格に合わせた増減であるとのことでした。

そのほか、質疑はございませんでした。

次に、議案第58号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の確定について、審査いたしました。

当局の補足説明のあと、委員より、辺地計画の策定、更新のタイミングについて質疑があり、当局より、年度末に行われる辺地状況調査によって算出される辺地の数をもって、5年に1度、6月議会で上程されるとのことでした。同じく、委員より、大島地区消防組合の建替費用と計画並びに奄美市の負担額の確認について質疑があり、当局より、建替費用は含まれているが、建替計画については、今後の消防組合との話し合いになるが、5年間のうちに辺地債を使えるように、計画の中に組み入れているとのこと。また、負担額におきましては、奄美市の負担額であるとのことでした。

そのほかにも、委員より、辺地計画の大枠の確認や辺地債の上限について質疑がございましたが、この際、省略させていただきます。

以上で審査報告を終わりますが、御質疑がございましたら、ほかの委員の協力を得てお答えいたしますので、よろしくお願いいたします。

多田義一 議長 これから、各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

4番、瀧 真一郎議員の発言を許可いたします。1回目ですので、前の方へ登壇をお願いします。

瀧 真一郎 議員（4番） おはようございます。文教厚生委員会の審議した内容の中の議案第56号について、質問をさせていただきます。教職員の不足に関し取り組んでいる、若しくは問題ないとの答弁があったかというふうには、報告があったかと思いますが、確認させていただきたい点が1点。現状、単純にですね、教職員が不足している状況が発生した場合、その場合、県の人事権に依存することなく、市の判断にて採用する仕組みを検討していくという答弁があったのか。当然、時期については明確に示すことができないかもしれませんが、そういった認識でいいのか。それとも、その問題がないというのは、現時点で不足していないという認識なのか。そちらのほうをお答えいただければと思います。

（「暫時休憩を求めます」と呼ぶ者あり）

多田義一 議長 今、委員長の方から暫時休憩の申し出がありましたので、暫時休憩いたします。おおむね10分程度といたします。（午前10時16分）

————— ○ —————

多田義一 議長 再開いたします。（午前10時30分）

それでは答弁を求めます。

文教厚生委員長 幸多拓磨議員。

幸多拓磨 文教厚生委員長 文教厚生委員会委員長 幸多拓磨でございます。瀧議員の御質問にお答えいたします。先ほど御質問の中でありました内容ですが、事実、議事録を基にお伝えしますと、先ほどお話をしたことの繰り返しになるのですが、委員のほうから、今後において、36名以上になった場合は、2クラスになるということで、そのときは県から先生がお1人きて、その分はもうこれが、この、今回の条例がなくても、もう賄えるということですよという質疑に対して、当局のほうで、その通りでございますという答弁があったということが事実でございます。

瀧 真一郎 議員（4番） ありがとうございます。ということは、明確な答弁はなかったという認識でよろしかったですかね。

幸多拓磨 文教厚生委員長 瀧議員の御質問にお答えいたします。明確なお答えは、事実のみでお伝えしているところでございます。以上です。

多田義一 議長 4番、瀧 慎一郎議員、3回目です。

瀧 真一郎 議員（4番） 事実のみということなので、なかったという認識で大丈夫ですよ、という確認でした。すみません。

多田義一 議長 今のに、対して答えますか。

幸多拓磨 文教厚生委員長 失礼しました。滝議員の御質問に、追加ですね、御説明しますと、教職員の数についての御質問もそれに近いところにあると思いますので、最後にちょっと補足として御説明させていただきます。委員のほうからですね、事実を申し上げますと、以前、今の時代だからこそ、もう成り手不足というか、そういった先生方がなかなか免許を持っていたとしても、そういう教鞭に立っていないという現状とかも含めて、やはり教員不足でないかもしれない。ですが、やはりこの、先ほど言った英語であったり、例えば理科であったり、体育であったり、音楽であったり、もう結構、学校の話の聞くと困っていると。それはものすごく聞いている。だから、この1人を確保しないといけないということをよく耳にしているのは、中身は分かるのであれば、例えば、以前は人数がいたから、奄美市のこの条例を、例えば使って、この36人以上の方がいれば、例えば奄美市独自でしっかりと探すこともできた。確保することもできた。但し、今の状態で県に委ねなきゃならない状況にもあるという、これが、これが確認なんです、その認識でいいのかという御質問がありまして、当局の方から、確かに過去はたくさんそういったストックといいますか、ありましたけれども、現在はほとんど採用されており、逆にそういった、残った先生たちがいらっしゃらないと、中でもやはり、そういった形で学校にすぐ欲しいというときも、すぐに入らないと入れられないという状況が今も続いているという答弁がございました。こちら、先ほど私が報告した内容と重複しますが、補足としてお話しさせていただきます。以上です。

多田義一 議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

議案第51号から議案第60号までの10件を、一括して採決いたします。

ただいまの議案10件に関する各委員長の報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

ただいまの議案10件は、各委員長報告のとおり、決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第51号から議案第60号までの10件は、いずれも原案のとおり可決されました。

○

多田義一 議長 日程第2、陳情第2号 義務教育費国庫負担制度負担率の引上げを図るための2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題といたします。

ただいまの陳情に関する文教厚生委員長の審査報告を求めます。

幸多拓磨 文教厚生委員長 それでは、今回、文教厚生委員会に付託されました陳情につきまして、審査結果について御報告いたします。

審査結果につきましては、お手元に配付してあります文教厚生委員会審査報告書のとおり、採択すべきものと決しました。

以下、審査の御報告をいたします。

今回、受けた陳情第2号 義務教育費国庫負担制度負担率の引上げを図るための2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情について。

陳情者は、奄美市仲勝の長瀬 爽さんからでございます。当局から御意見を伺い、特にございませんでしたので、委員により協議会が行われ、その後、正会に移されました。

採決を行い、全会一致にて、これを採択すべきものと決しました。

以上で、請願第2号、失礼しました、陳情第2号 義務教育費国庫負担制度負担率の引上げを図るための2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情についての審査報告を終わります。

なお、御質問等がございましたら、ほかの委員の協力を得てお答えいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

多田義一 議長 これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、陳情第2号について、採決を行います。

本件に関する委員長の報告は、採択すべきものであります。

お諮りいたします。

この陳情は、委員長の報告のとおり採択することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、この陳情第2号は、採択することに決定いたしました。

○

多田義一 議長 日程第3、陳情第3号 重ねて米軍機オスプレイの奄美市上空の飛行禁止を求める陳情書を議題といたします。

ただいまの陳情に関する総務企画委員長の審査報告を求めます。

帯屋誠二 総務企画委員長 それでは、総務企画委員会に付託されました陳情につきまして、つきまして、審査の結果について御報告申し上げます。

総務企画委員会に付託されました陳情第3号 重ねて米軍機オスプレイの奄美市上空の飛行禁止を求める陳情について、慎重に審査を行った結果は、お手元に配付してあります総務企画委員会審査報告書のとおり、採択すべきものと決しました。

以下、その審査の経過について御報告いたします。

陳情第3号の陳情書は、陳情者は、奄美市名瀬永田町のオスプレイに怯える市民有志の会共同代表上原恵美子さん、森山もと子さんからであります。陳情書に対する当局の意見や説明は、特にございませんでした。陳情の趣旨は奄美市上空の米軍機オスプレイの低空飛行訓練を禁止することと、名瀬中心市街地上方地区にも防衛省の測定機を設置させることであります。

次に、陳情者による趣旨説明のあと、趣旨説明に対する質疑があり、委員より、陳情の提出先につい

て質疑があり、陳情者より、提出先は議会に一任するとのことでした。

採決は、採択することについて、異議がございましたので、挙手による採決の結果、賛成の挙手が多数でありましたので、採択すべきものと決しました。

以上で、審査報告を終わりますが、御質疑がございましたら、ほかの委員の協力を得てお答えいたしますので、よろしくお願いいたします。

多田義一 議長 これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これから、討論に入ります。

通告がありましたので、自民党新政会 奥 晃郎議員の発言を許可いたします。

奥 晃郎 議員（１９番） おはようございます。自民党新政会の奥 晃郎です。陳情第３号、重ねて米軍機オスプレイの奄美市上空の飛行禁止を求める陳情について、先ほど委員長より報告がありましたが、賛成多数で採択されたものでした。私は、反対のほうに回りましたので、反対の立場から討論をさせていただきます。なお似たような、同様なその陳情が何回もあがっております。私は全て反対をしていきましたが、討論するのは初めてであります。それではまずですね、この日米安保条約第６条にですね、侵略に対する抑止力としての日本安全保障条約の機能が有効に保持されていくためには、我が国が、平素より米軍の駐留を認め、米軍が使用する施設、区域等を、必要に応じて提供できる体制を確保しておく必要があるということです。陸地は当然ですが、空、海も含めて、地域というふうに理解をしております。それから、オスプレイですけれども、オスプレイは回転翼を上に向けた状態では、ヘリコプターのようにホバリングや垂直離着陸が可能です。前方に傾けた状態では、固定機のように高速で長距離飛行することができる航空機です。この任務はですね、主な任務は、各種事態が発生した場合に、初動対応を行う米軍部隊を輸送すること。それと、大規模災害が発生した場合には、高い能力を生かして捜索、救難などの人道支援、災害救助活動を迅速かつ広範囲にわたって行うことができます。このような任務を遂行でき得るべく、飛行に関する地形、市街地の状況等を把握するため、悪天候、昼夜、奄美上空を含め、飛行をしております。パイロットも任務遂行のため、危険を顧みず訓練をしております。パープルルート（紫ルート）の飛行はもちろんですが、偵察等の飛行も実施しているのではないかとこのように思います。それから、陳情書には低空飛行の爆音で窓ガラスが激しく揺れ、家屋が今にも崩壊するのでは恐怖を感じた住民が何人もいますというふうに記述をしております。民間の校区近く、それから鉄道、道路沿線に、沿線に居を構えている人たちの騒音、振動も同様かと私は思います。私も国道５８号沿線に居を構えていますけれども、夜間通るダンプの音は非常に騒音として感じております。

次、総務企画委員会では、先ほど委員長報告で報告があったとおり、採択をされました。この本会議で採択された場合ですね、関係機関に陳情内容を一部削除と変更を加え、意見書を提出するようです。このような陳情を奄美市議会として採択してもよろしいのでしょうか。私は、反対の立場で討論をさせていただきます。以上です。

多田義一 議長 次に、日本共産党 崎田信正議員の発言を許可いたします。

崎田信正 議員（１４番） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。私は陳情第３号、重ねて米軍機オスプレイの奄美市上空の飛行禁止を求める陳情書について、賛成の立場で採択を求めて討論を行います。この陳情は６月２５日の総務企画委員会で審議をされ、採択されております。私は文教厚生

委員会に所属しておりますが、この陳情の成り行きには関心がありました。委員外議員として参加したいと思っはいましたが、諸般の事情から参加できませんでした。熱心な審議が尽くされて、採決の結果、報告があったように採択されたと新聞記事で知り、安堵いたしておりましたが、結果は委員長を除く4対3との結果だったことから、市民の安心・安全に関わるものであり、奄美市議会で、是非、全会一致での採択を求めるために、賛成討論を行うことにしたものであります。しかし、先ほど反対討論も行われておりますので、全会一致は難しいかなと思いますけれども、より多くの議員の皆さんの賛同を得たいと思っておりますので、よろしく願いいたします。このオスプレイに関する陳情は、当初、沖縄への配備に反対する陳情など、これまでも多く出されております。最近では令和6年の第2回定例会で、米軍機オスプレイの奄美群島上空での訓練以降、禁止を求める陳情書が出されております。このときは、議長を除く21人の投票の結果、賛成3人で不採択となっております。そして、翌年、昨年のことでもありますけれども、令和7年第2回定例会では、学校上空での米軍機オスプレイ飛行禁止を求める陳情書が出されております。これは、議長を除く賛成20人、反対1人で採択をされました。意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官に提出をされております。今回の陳情の件名ですが、重ねてという文字から始まっております。つまり、陳情は採択をされたけれども、意見書も6か所に提出をされているにもかかわらず、事態が全く変わらず、なお一層酷くなっていることからの心の叫びとも言えるものではないでしょうか。陳情事項は2点です。1つは、奄美市上空の米軍機オスプレイの低空飛行訓練を禁止すること。もう1点は、名瀬中心市街地、上方地区にも防衛省の測定機を設置させることであります。この騒音機については、九州防衛庁が知名瀬に設置した航空機騒音状況の報告では、令和5年度から設置をされておりますが、例をとりますと、令和6年1月は4回、2月は1回、3月は3回、4月は7回、5月は5回で、この間5か月間で20回との報告です。ところが、令和8年1月は21回、2月は17回、3月は5回、4月は9回、5月は14回で、同じ5か月間で66回と急増をしております。さらに深刻だと思うのは、午後10時から午前0時までの深夜2時間の飛行です。令和6年1月から5月はありません。0回です。ところが、今年の同時期では既に6回記録がされております。さらに、今まではオスプレイといえは米軍機でしたが、防衛省は陸上自衛隊佐賀駐屯地に配備し、その飛行訓練を奄美大島でも始めることを明らかにしております。南日本新聞の5月の報道でも、奄美では長距離の洋上飛行や離島の特性を踏まえた離着陸訓練を想定している。現時点で夜間訓練の予定はないが、将来的には実施したいとしている。日米のオスプレイはトラブルが相次いでおり、米軍機は23年11月、屋久島沖に墜落し、全搭乗員8人が死亡。陸自機は24年10月に機体の損傷事故を起こした。訓練を受け、塩田康一知事は、住家上空の飛行を極力避け、午前10時以降の訓練を行わないことなどを、九州防衛局と陸自第1ヘリコプター団宛に文書で要請をしております。今回の陳情は、オスプレイの訓練というのは、軍事訓練といえるものでありますけれども、全面的な訓練の中止を求めたものではありません。しかし、戦争となると、テレビでリアルに映し出されるロシア、ウクライナ、ガザ地区やイランの状況などを見ても、多くの子供を含む、多くの民間人の命が奪われております。この状況で、マスコミの報道などで、南西諸島の状況に心配、不安を感じる人も多いかと思ひます。戦争はしてはならない。この思ひは共通のものだと思います。戦争の抑止を軍事力に頼るか、あるいは平和外交に求めるかは、意見は分かれるところであり、このことについては、引き続き議論が続けられるものと思ひます。今回の陳情は、私たちの町の上を低空飛行はやめていただきたいという、せめてもの願ひを込めたものだと私は受け止めております。議員の皆さんは、それぞれの思ひや考えがあると思ひますけれども、塩田知事の要請にあるように、住民の安心・安全を担保することが議会、あるいは議員の務めだと強く思うことから、是非、採択されることを願ひての討論といたします。ありがとうございます。

多田義一 議長 ほかに討論はありませんか。

13番、永田清裕議員の発言を許可いたします。

永田清裕 議員（１３番） 自民党新政会の永田清裕でございます。陳情第３号、重ねて米軍機オスプレイの奄美市上空の飛行禁止を求める陳情書に反対する立場で討論いたします。米軍オスプレイが奄美群島周辺を飛行することは、日本の安全保障環境を考えれば合理的であり、必要な活動であると考えます。第一に、奄美群島は南西諸島のほぼ中央に位置し、東シナ海と太平洋を結ぶ重要な地域であります。近年、この地域では中国の軍事活動が活発化しており、日本周辺の安全保障環境は以前より厳しさを増しております。そのため、日米両国が共同して警戒監視や防衛体制を維持することは、日本の防衛力と抑止力を高める上で重要であると、そのように考えます。第二に、オスプレイは長距離を高速で飛行でき、通常のヘリコプターより広い範囲で迅速に部隊や物資を輸送できます。離島が点在する南西諸島では、この能力は大きな意味を持ちます。つまり、これは有事だけではなくて、大規模災害や人道支援活動においても、迅速な輸送能力は、住民の生命と安全を守るために役立つと考えます。第三に、米軍の活動は、日米安全保障体制に基づいて実施されており、日本政府との調整の下で行われております。共同訓練や飛行訓練は緊急事態が発生した際に、円滑に協力するために不可欠であり、平時から十分な訓練を積み重ねることが、実際の対応能力につながると考えます。そこで、この陳情書の記述内容は、日米による南西諸島を共同防衛することを否定する内容であり、敢えて申し上げるなら、米軍に対し、市街地をできる限り避けて飛行するよう御配慮を願うと、表現を改めるべきではないでしょうか。なお、米軍は、現在、イランで国際法違反の侵略戦争を行っています。この記述はオスプレイ問題とは全く関係のない表現であり、市政とは関係のない記述であり、削除すべきであると、そのように考えます。また、低空飛行の爆音で窓ガラスが激しく揺れ、家屋が今にも崩壊するのではと、恐怖を感じた人が何人もいますと、この、こういった極端な、極端にエビデンスが明確でない項目の表現も不正確でありますので、修正すべきであると、そのように考えます。奄美市においては、これまでも米軍機オスプレイの飛行に伴う騒音や信号について、本会議においても関連する陳情が提出され、慎重な審査を行った上で、採択し、関係機関に対して改善を求めてきた経緯があり、現在においても、飛行改善を求め、住民の生命や財産を守り、安心して暮らせる生活環境を確保することには、何一つ異論はございません。しかしながら、この陳情趣旨には、件名とはかけ離れた、看過できない表現があるということなんです。この陳情書が採択されれば、防衛議員連盟の一人として、何をしているのだと、市民からの批判を免れないと思慮するものであります。採択されれば、意見書を関係機関に提出することになりますが、この陳情書が飛行改善を求める内容だけでなく、日米共同の防衛力や抑止力を完全否定する内容でもあり、再度、申し上げますが、オスプレイ問題とはかけ離れた陳情趣旨となっていることが最大の問題であります。また、米軍の戦争にまで記述、記述してあるこの陳情書を、我々、奄美市議会として反対すべきだと申し上げ、反対討論いたします。御清聴ありがとうございました。

多田義一 議長 ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、陳情第３号について、採決を行います。

この採決は、電子表決により行います。

本件に関する委員長の報告は、採択すべきものであります。

お諮りいたします。

本件は、これを採択することに、賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

それでは、どうぞ押してください。

（ボタン押下げ）

ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ございませんね。押し忘れなしと、押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、陳情第3号は採択することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。11時10分再開いたします。（午前11時01分）

○

多田義一 議長 再開いたします。（午前11時15分）

日程第4、議案第62号及び議案第63号 人権擁護委員候補者の推薦について、を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

安田壮平 市長 ただいま、上程されました議案第62号及び議案第63号の人権擁護委員候補者の推薦につきまして、提案理由を御説明いたします。

本市の人権擁護委員2名が、令和8年12月31日をもって任期満了になりますことから、後任の人権擁護委員候補者として、引き続き、重田和隆氏を推薦するとともに、新たに山下哲次氏を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

何とぞ御同意くださいますようお願い申し上げます。

多田義一 議長 これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会付託及び討論を省略いたします。

これから、本案について、採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第62号及び議案第63号 人権擁護委員候補者の推薦については、同意することに決定いたしました。

○

多田義一 議長 日程第5 議案第64号 監査委員の選任についてを議題といたします。

市長に、提案理由の説明を求めます。

安田壮平 市長 ただいま、上程されました議案第64号 監査委員の選任につきまして、提案理由を御

説明いたします。

本市、監査委員の久保信正氏の任期が令和8年7月12日をもって満了となりますことから、引き続き同氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

何とぞ御同意くださいますようお願い申し上げます。

多田義一 議長 これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これから、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これから、議案第64号について採決いたします。

この採決は、電子表決による無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの議長を除く出席議員は、21人であります。

本案は、これを賛成することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対とする議員は反対のボタンを押してください。

ボタンの押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

押し忘れございませんね。

押し忘れなしと認めます。

電子表決を終了いたします。

議場閉鎖を解きます。

（議場開場）

投票の結果を御報告いたします。

投票総数21票、これは先ほどの出席議員数に符号しております。

そのうち賛成21票、反対0票。

以上のとおり、全会一致により賛成であります。

よって、議案第64号 監査委員の選任については、同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。（午前11時21分）

○

多田義一 議長 それでは、再開いたします。（午前11時23分）

日程第6、奄美市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙は指名推薦により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、選挙は指名推薦により行います。

お諮りいたします。

指名は、議長において行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

まず選挙管理委員会委員には、元多政重氏、師玉洋子氏、池田勝明氏、川畑幸治氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を、選挙管理委員会委員の当選者と決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました元多政重氏、師玉洋子氏、池田勝明氏、川畑幸治氏が選挙管理委員会委員に当選をされました。

次に、補充員を指名いたします。

補充員には、1位、内 一人氏、2位に今里信弘氏、3位、森田博秀氏、4位、加納晴美氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を、補充員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、1位、内 一人氏、2位に今里信弘氏、3位、森田博秀氏、4位、加納晴美氏が補充員に当選されました。

○

多田義一 議長 日程第7、奄振延長・提言特別委員会の設置についてを議題といたします。

議会委員会条例第6条第1項の規定により、奄振延長・提言特別委員会を設置したいと思います。

お諮りいたします。

本委員会を設置することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

ただいま設置されました本特別委員会に、奄美郡島振興開発特別措置法の延長に関する本市の課題を検討し、提言するため、これに付託の上、調査することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本特別委員会を、10人の委員をもって構成することとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、朝木一仁議員、西 忠男議員、帯屋誠二議員、幸多拓磨議員、前田 要議員、永田清裕議員、崎田信正議員、栄 ヤスエ議員、与 勝広議員、竹山耕平議員、以上の10名を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げました10名を、本特別委員会の委員に選任することに決しました。

本特別委員会の正・副委員長互選のため、暫時休憩いたします。（午前11時27分）

多田義一 議長 再開いたします。（午前11時32分）

先ほど設置されました特別委員会の正・副委員長の互選の結果を御報告いたします。

奄振延長・提言特別委員会、委員長に竹山耕平議員、同副委員長に与 勝広議員が互選されました。

お諮りいたします。

本特別委員会は、調査のため、これを閉会中の継続審査とし、調査期限につきましては、調査終了までとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本特別委員会は調査のため、これを閉会中の継続審査とすることに決しました。



多田義一 議長 日程第8、発議第1号 義務教育費国庫負担制度拡充に関わる意見書の提出について、を議題といたします。

本案は提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略いたします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略いたします。

これから、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって発議第1号、義務教育費国庫負担制度拡充に関わる意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

ただいま、可決されました意見書の提出先につきましては、議長に一任願います。

○

多田義一 議長 日程第9、発議第2号 米軍機オスプレイによる奄美市上空の低空飛行訓練の中止及び騒音測定体制の拡充を求める意見書についてを議題といたします。

本案は、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略いたします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略したいと思います。

これから、採決を行います。

本案は原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、発議第2号 米軍機オスプレイによる奄美市上空の低空飛行訓練の中止及び騒音測定体制の拡充を求める意見書については、原案のとおり、可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先につきましては、議長に一任願います。

○

多田義一 議長 日程第10、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員長及び文教厚生委員長から、お手元に配付の文書表のとおり閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

これを閉会中の継続審査及び調査とすることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、これを閉会中の継続審査及び調査とすることに決しました。

以上で、本定例会に附議された事件は、全て議了いたしました。

これをもって、令和8年第2回奄美市議会定例会を閉会いたします。（午前11時37分）



以上，本会議の次第を記載し，相違なかったことを認め，ここに署名する。

奄美市議会議長 多田 義一

奄美市議会議員 帶屋 誠二

奄美市議会議員 前田 要

奄美市議会議員 川口 幸義

(別 紙)

文教厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 110 条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第 51 号	令和 8 年度奄美市一般会計補正予算 (第 1 号) について	原案可決すべきもの
(2)	議案第 52 号	令和 8 年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算 (第 1 号) について	原案可決すべきもの
(3)	議案第 56 号	奄美市任期付市費負担教職員の採用、給与及び勤務条件等に関する条例を廃止する条例の制定について	原案可決すべきもの
(4)	議案第 57 号	奄美市福祉住宅条例の制定について	原案可決すべきもの
(5)	陳情第 2 号	義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2027 年度政府予算に係る意見書採択の陳情について	採択すべきもの

令和 8 年 7 月 7 日

文教厚生委員長 幸多 拓磨

奄美市議会議長 多田 義一 殿

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 110 条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第 51 号	令和 8 年度奄美市一般会計補正予算（第 1 号）について	原案可決すべきもの
(2)	議案第 55 号	奄美市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(3)	議案第 59 号	奄美市道路線の廃止及び認定について	原案可決すべきもの
(4)	議案第 60 号	令和 8 年度奄美市一般会計補正予算（第 2 号）について	原案可決すべきもの

令和 8 年 7 月 7 日

産業建設委員長 泉 義昭

奄美市議会議長 多田 義一 殿

総務企画委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条及び第141条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第51号	令和8年度奄美市一般会計補正予算（第1号）について	原案可決すべきもの
(2)	議案第53号	地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決すべきもの
(3)	議案第54号	奄美市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(4)	議案第58号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決すべきもの
(5)	陳情第3号	重ねて、米軍機オスプレイの奄美市上空の飛行禁止を求める陳情書	採択すべきもの

令和8年7月7日

総務企画委員長 帯屋 誠二

奄美市議会議長 多田 義一 殿

令和8年7月7日

奄美市議会議長 多田 義一 殿

議会運営委員長 永田 清裕

文教厚生委員長 幸多 拓磨

閉会中の継続審査及び調査の申出について

本委員会は、下記案件について、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

○ 議会運営委員会

- 1 議会運営に関する事項について
- 2 議長の諮問する事項について

○ 文教厚生委員会

- 1 陳情第1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2027年度
政府予算に係る意見書採択の陳情について

参 考 資 料
（ 意 見 書 等 ）

義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、教職員定数改善が不可欠です。

給特法等改正を受け、義務標準法が改正され、小学校に続き中学校の学級編成標準は 2028 年度までに 35 人に引き下げられます。今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動をすすめるために、さらなる学級編成標準の引下げ、小人数学級の実現が必要です。

厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、2025 年の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられました。国の施策と定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 8 年 7 月 7 日

奄 美 市 議 会

米軍機オスプレイによる奄美市上空の低空飛行訓練の中止及び騒音測定体制の拡充を求める意見書

奄美市においては、これまでも米軍機オスプレイの飛行に伴う騒音や振動について、市民から不安や苦情の声が寄せられており、本市議会においても関連する陳情が提出され、慎重な審査を行った上で採択し、関係機関に対して改善を求めてきた経緯がある。

しかしながら、現在においても奄美市上空における米軍機オスプレイの飛行が確認されており、騒音や振動による生活環境への影響に加え、航空機事故への影響が懸念されている。

特に人口が集中する市街地上空や住宅密集地域における低空飛行訓練は、市民の生命、身体及び財産に対する不安を増大させるものであり、地域住民の平穏な生活環境を損なう要因となっている。

さらに、航空機騒音の実態把握については、防衛省による騒音測定が実施されているものの、市民生活への影響を適切に把握し、必要な対策につなげるためには、より広範な地域における騒音測定体制の整備が求められるところである。

住民の生命、身体及び財産を守り、安心して暮らせる生活環境を確保することは行政の重要な責務である。

よって、国におかれては、下記事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 奄美市上空における米軍機オスプレイの低空飛行訓練を行わないよう米軍に対して強く求めること。
- 2 奄美市名瀬中心市街地及び上方地区を含む必要な箇所に騒音測定機器を設置すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和8年7月7日

奄 美 市 議 会